

東京　富山房發行

五千年間史實の精髓一書に萃まる

文學博士　坪井九馬三先生著

最新刊

西洋史要

本書は博士が西洋史を講ぜらるゝ時、備忘の主旨として携帯せらるゝ、撰の西洋史要略也、其記事は上古に起り、一昨年に至る迄上下五千年に亘れる史實を僅に數百頁中に纖めたるものにして、説明を補助する爲には多數の挿畫、地圖及原語索引を以てしたれば、一般學者には最も適當なる參考書たるべく、文部省檢定受驗者、教員諸君並に高等學生に取りては偏強の紹略也。加之本書は博士愛用の手澤本を鉛槧に附したるものなれば、之を熟讀するの士は常に博士に親炙するの感あらむ。今や西洋史の參考書は其類頗る多し。而も輕便にして堅實なる記事のアップツーデートなる本書の如きは未だ之あらず。是れ弊社が博士に請ひて公刊する所以なり。

菊判美本全一冊
四百六十八頁
挿畫四十七・地圖十八葉入
定價金貳圓
送料内地十二錢・臺樺鮮清廿錢

文學博士　瀨川秀雄先生著

増補改版

西洋通史

（印刷中十月發行）

西洋史の翹楚、稀有の名著として滿天下の好評を博したる本書は已に版を重ぬること十四回。今更に時勢に促されて大訂正大修補を加へ面目を一新して近く江湖に見ゆべし。

東京冨山房發行

文學博士　白鳥庫吉先生序
文學士　（東洋史專攻）箭內亙先生編

東洋讀史地圖

東洋の覇權を握れる日本國民の最深く研究を要するは東洋歷史也。歷史の舞臺は地上に在り、而も東洋の地理たる區域尨大、關係綜錯、專門の學者と雖も之が沿革を詳にするに苦む。是れ從來此種の良書更に無き所以也。著者此缺を補はんとし、其博覽と卓識とを以て、多年の研究索搜を重ね、以て本書を大成す。其詳を盡し明を極め、讀史家唯一の參考たるは呶々を要せず。

大判（竪一尺五分 横八寸）
口繪華夷圖（コロタイプ）
大小廿九圖
局部圖約二十
解說約廿頁

本書要目

口畫華夷圖（一頁）コロタイプ刷各圖解說
禹貢九州圖（一頁）
春秋時代要地圖（一頁）
戰國時代亞細亞形勢圖（二頁）
戰國七雄圖（一頁）
秦一統圖及漢初封建圖（一頁）
前漢拾參部壹百五郡國圖（一頁）
前漢武帝時代亞細亞形勢圖（二頁）
後漢時代亞細亞形勢圖（二頁）
三國時代亞細亞形勢圖（二頁）
晉初亞細亞形勢圖（二頁）
東晉時代之滿洲及朝鮮（一頁）
南北朝時代亞細亞形勢圖（二頁）
隋代亞細亞形勢圖（二頁）
唐代亞細亞形勢圖（二頁）
唐代之滿洲及朝鮮（一頁）
五代氏時代亞細亞形勢圖（一頁）
宋金對立時代亞細亞形勢圖（二頁）
元初亞細亞形勢圖（二頁）
元代之朝鮮半島（一頁）
明初亞細亞形勢圖（二頁）
歐人新地檢出時代（二頁）
李氏朝鮮（一頁）
明末亞細亞形勢圖（二頁）
清初亞細亞形勢圖（二頁）
露國之亞細亞侵略（一頁）
英國之印度侵略（一頁）
日清日露戰役圖（二頁）
現代亞細亞形勢圖（二頁）
現代支那全圖（二頁）
計二十九圖外ニ局部圖數十

明治四十五年七月廿九日印刷
大正元年八月八日發行



朝鮮通史
定價金貳圓貳拾錢

著作者　林泰輔



發行者　東京市神田區裏神保町九番地
合資會社　冨山房

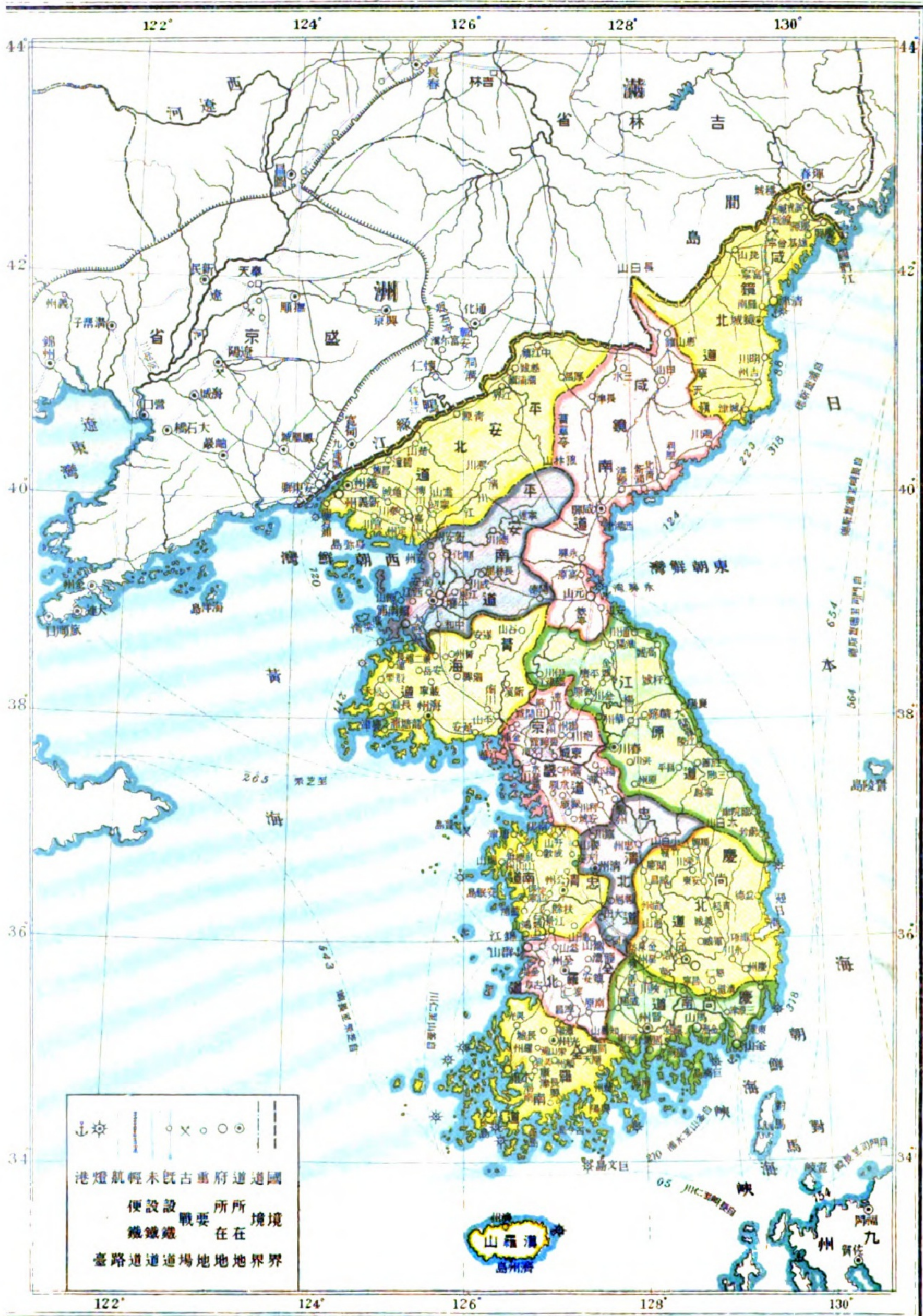
代表者　同所合資會社冨山房社長
坂本嘉治馬

印刷者　東京市牛込區榎町七番地
渡邊八太郎

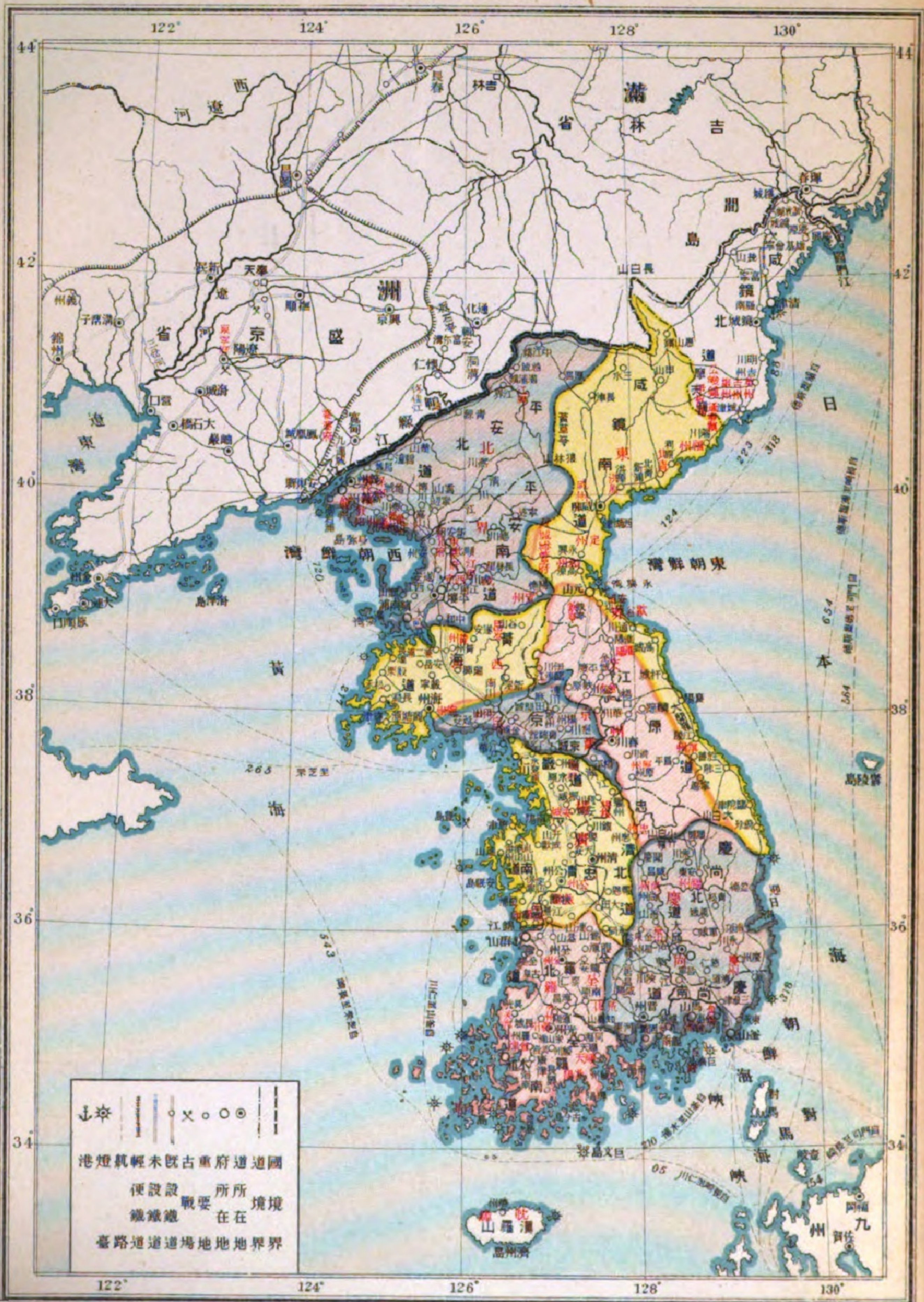
印刷所　東京市牛込區榎町七番地
日清印刷株式會社

發行所
（明治廿九年六月創立）
合資會社　冨山房
電話本局 長一、〇三六 四、一三〇　編輯局電話本局四四四二番
（振替口座東京五〇一番）

朝鮮現代圖


122°
124°
126°
128°
130°
44°
42°
40°
38°
36°
34°
滿洲
吉林省
盛京省
間島
長白山
咸鏡北道
咸鏡南道
平安北道
平安南道
黃海道
京畿道
江原道
忠清北道
忠清南道
慶尚北道
慶尚南道
全羅北道
全羅南道
東朝鮮灣
西朝鮮灣
遼東灣
黃海
日本海
朝鮮海峽
對馬
濟州島
漢羅山
九州
國境界
道界
道所在地
府所在地
重要地
古戰場
既設鐵道
未設鐵道
輕便鐵路
航路
燈臺
港

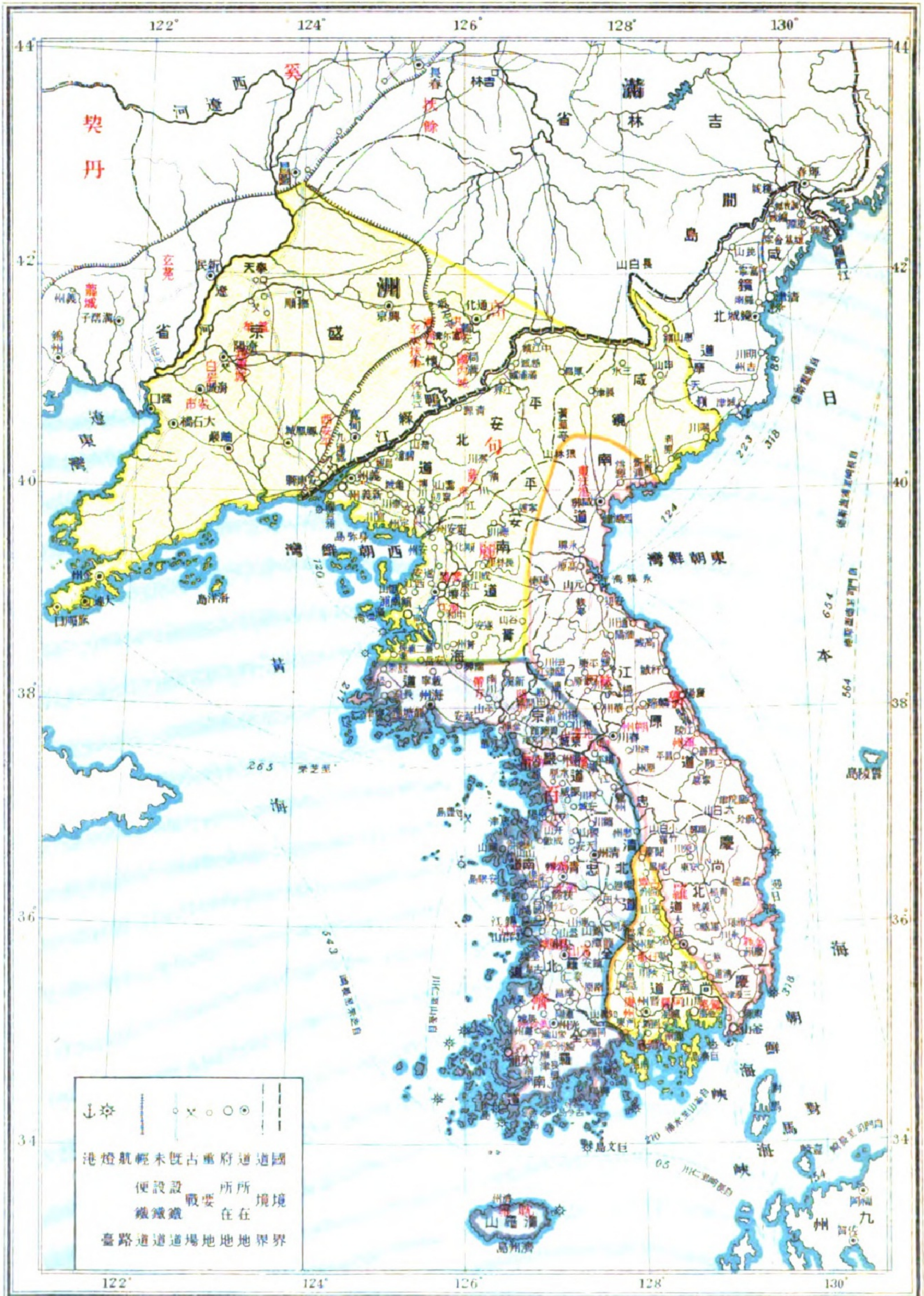
高麗時代圖



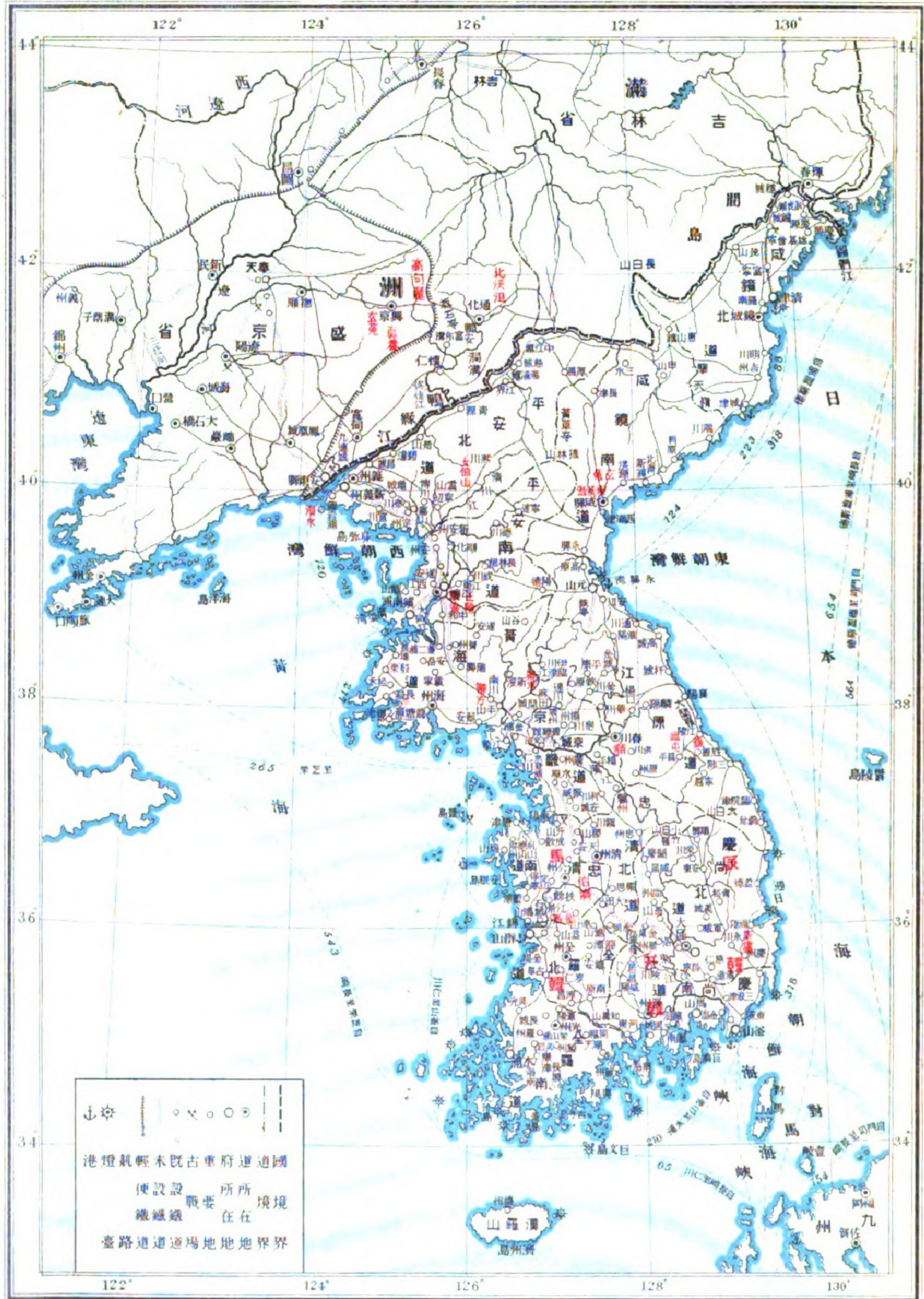
吉林省
滿洲
盛京省
間島
長白山
遼東灣
西朝鮮灣
東朝鮮灣
黃海
日本海
朝鮮海峽
對馬
九州
濟州島
漢拏山
鬱陵島
國境
道界
府所在地
道所在地
重要地
古戰場
既設鐵道
未設鐵道
輕便鐵路
燈臺
港

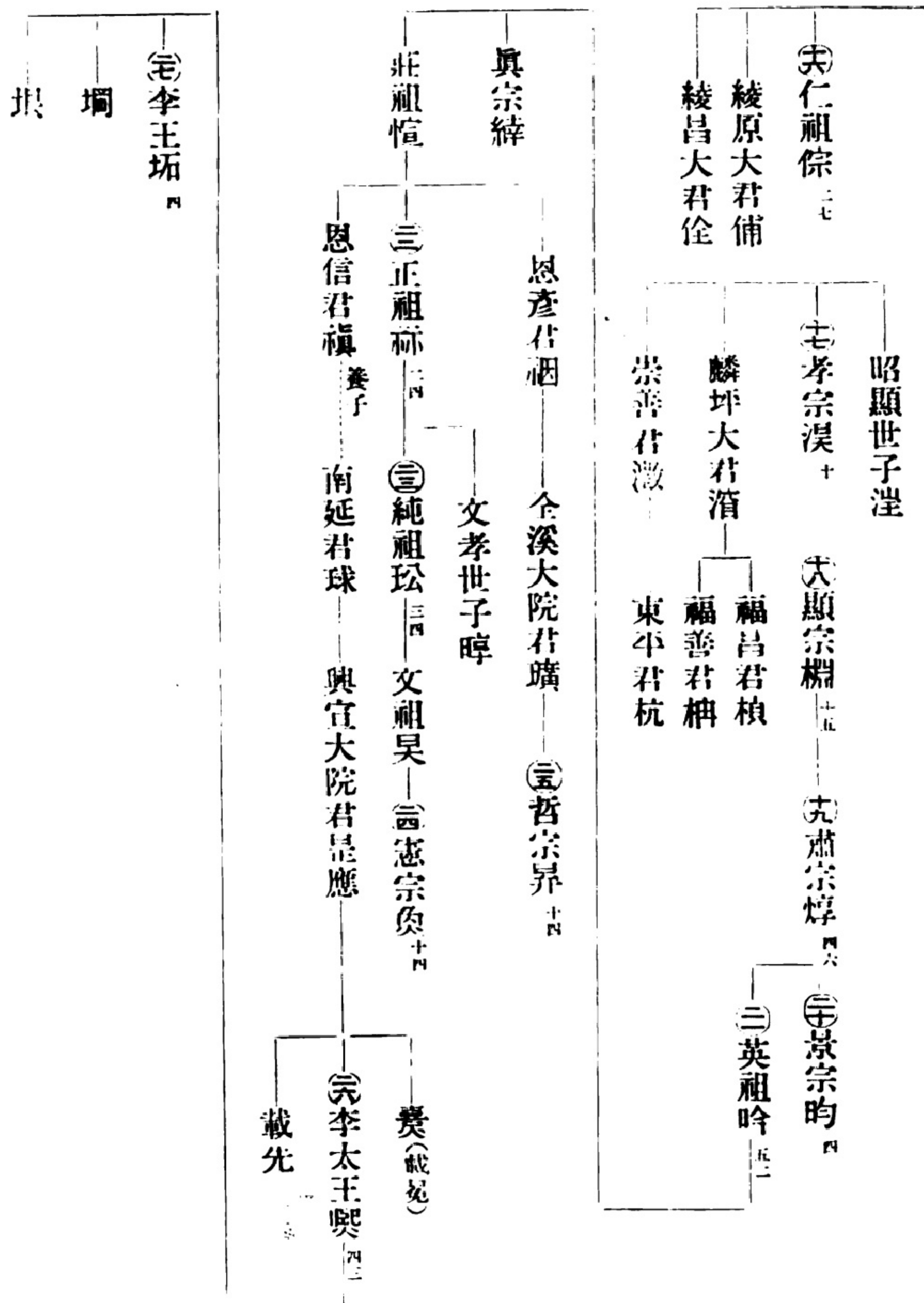
第三圖

三國時代圖


國境界
道境界
道所在地
府所在地
重要地
古戰場
既設鐵道
未設鐵道
輕便鐵道
航路
燈臺
港
契丹
滿洲
吉林省
間島
長白山
日本海
黃海
東朝鮮灣
西朝鮮灣
鬱陵島
濟州島
對馬
九州
122°
124°
126°
128°
130°
44°
42°
40°
38°
36°
34°

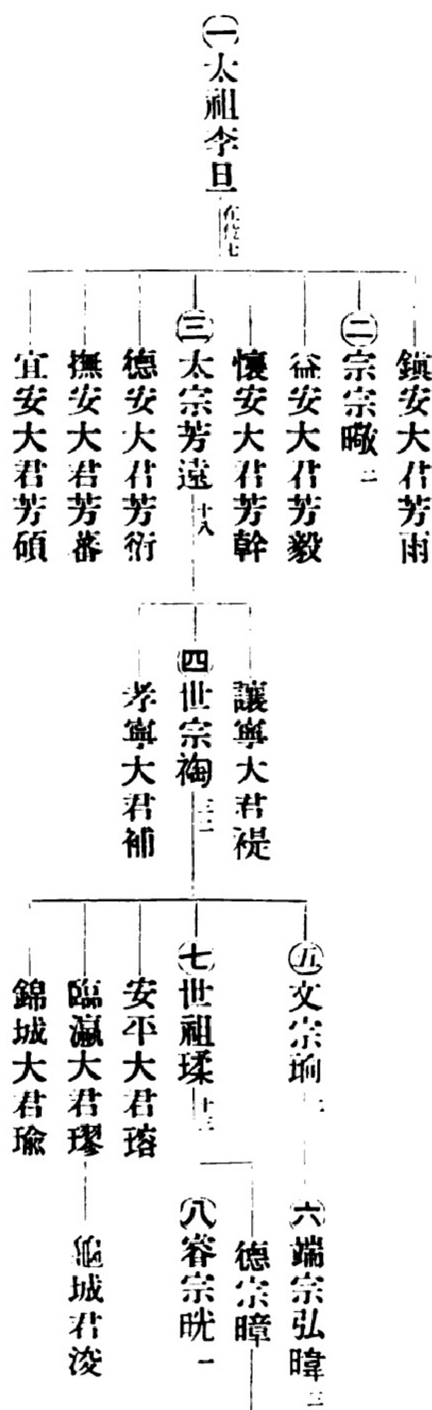
古朝鮮時代圖


滿洲
吉林省
盛京省
間島
遼東灣
西朝鮮灣
東朝鮮灣
黃海
日本海
朝鮮海峽
對馬海峽
平安北道
平安南道
咸鏡南道
咸鏡北道
黃海道
京畿道
江原道
忠清北道
忠清南道
慶尚北道
慶尚南道
全羅北道
全羅南道
濟州島
鬱陵島
對馬
九州
長白山
高句麗
馬韓
辰韓
弁韓
國境界
道境界
道所在地
府所在地
重要地
古戰場
既設鐵道
未設鐵道
輕便鐵路
燈臺
港

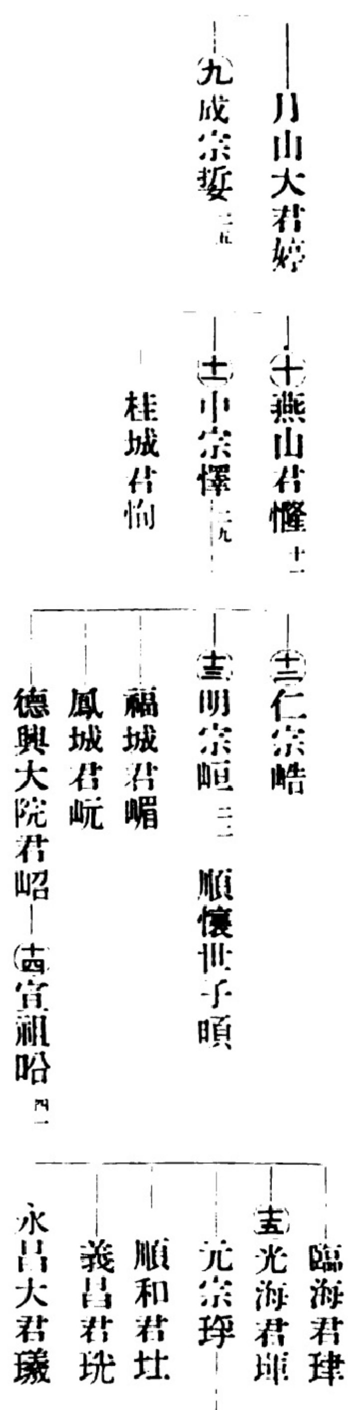


(十六)仁祖倧 二七
綾原大君俌
綾昌大君佺
昭顯世子溰
(十七)孝宗淏 十
麟坪大君淯
崇善君澂
(十八)顯宗棩 十五
福昌君楨
福善君柟
東平君杭
(十九)肅宗焞 四六
(二十)景宗昀 四
(二十一)英祖昑 五二
眞宗緈
莊祖愃
恩彥君裀
全溪大院君曠
(二十五)哲宗昪 十四
(二十二)正祖祘 二四
文孝世子㬂
(二十三)純祖玜 三四
文祖旲
(二十四)憲宗奐 十四
恩信君禛 養子
南延君球
興宣大院君昰應
熹(載冕)
(二十六)李太王㷩 四三
載先
(二十七)李王坧 四
堈
垠

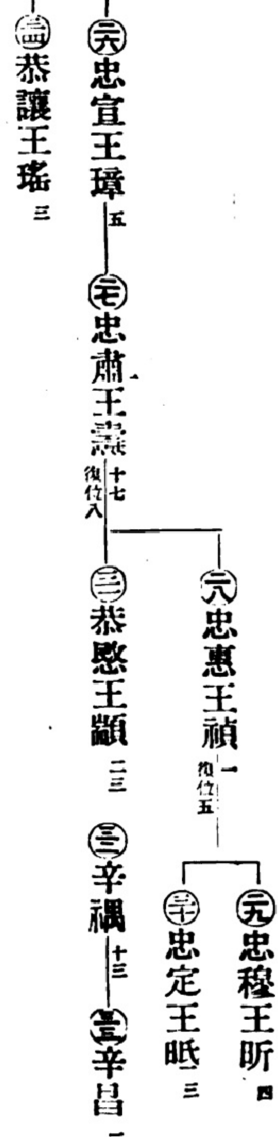
五 朝鮮王世系



(一)太祖李旦 在位七
鎮安大君芳雨
(二)定宗曔 二
益安大君芳毅
懷安大君芳幹
(三)太宗芳遠 十八
德安大君芳衍
撫安大君芳蕃
宜安大君芳碩
讓寧大君禔
(四)世宗祹 三二
孝寧大君補
(五)文宗珦 二
(七)世祖瑈 十三
安平大君瑢
臨瀛大君璆
錦城大君瑜
(六)端宗弘暐 三
德宗暲
(八)睿宗晄 一
龜城君浚



月山大君婷
(九)成宗娎 二五
(十)燕山君㦕 十二
(十一)中宗懌 三九
桂城君恂
(十二)仁宗峼
(十三)明宗峘 二二
順懷世子暊
福城君嵋
鳳城君岏
德興大院君昭
(十四)宣祖昖 四一
臨海君珒
(十五)光海君琿
元宗琈
順和君玒
義昌君珖
永昌大君㼁


㉖忠宣王璋 五
㉗忠肅王燾 十七 復位八
㉘忠惠王禎 一 復位五
㉙忠穆王昕 四
㉚忠定王㫝 三
㉛恭愍王顓 二三
㉜辛禑 十三
㉝辛昌 一
㉞恭讓王瑤 三

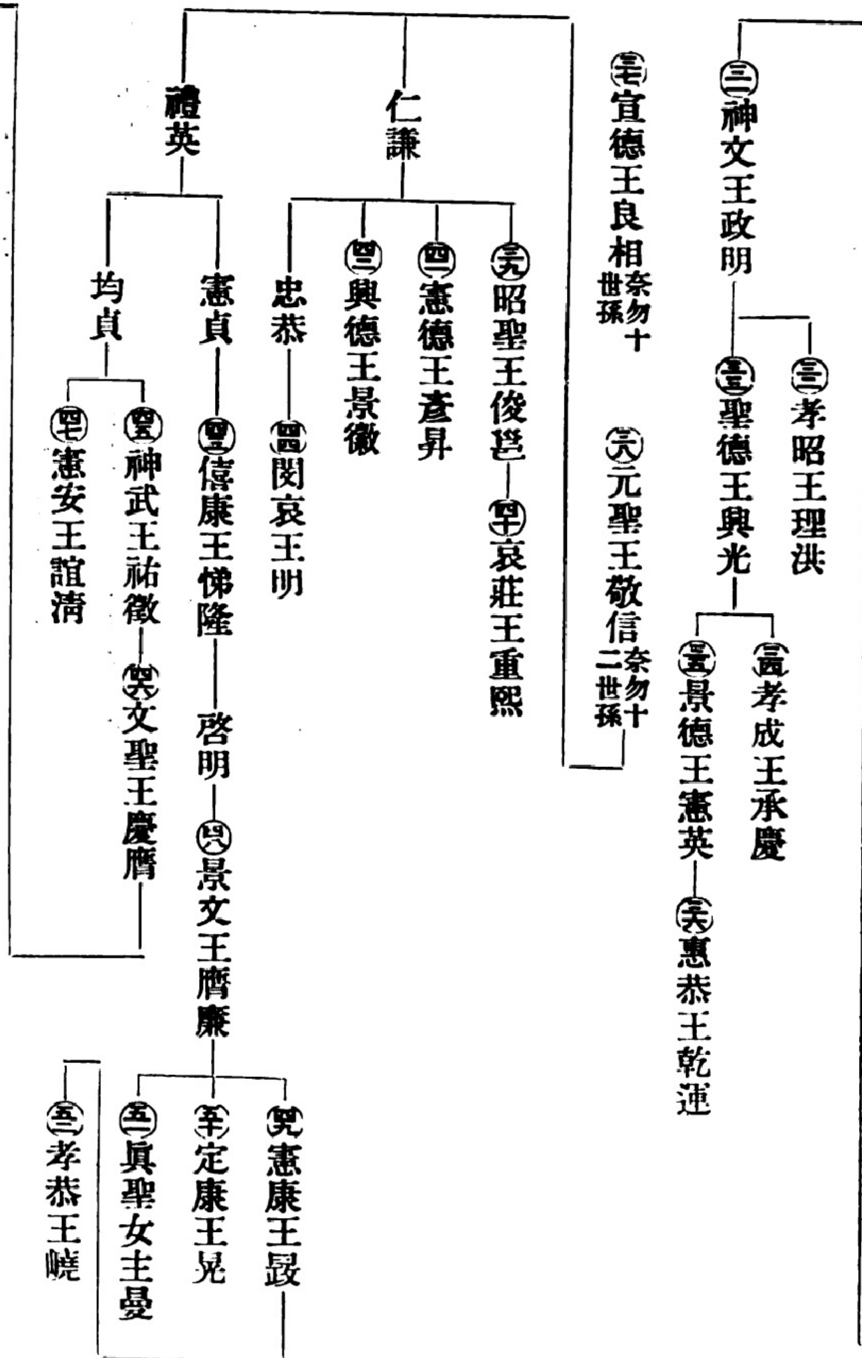
四 高麗王世系

- (一)太祖王建 在位二六
  - (二)惠宗武 二
  - (三)定宗堯 四
  - (四)光宗昭 二六
    - (五)景宗伷 六
      - (七)穆宗誦 十三
  - 旭
    - (六)成宗治 十六
  - 郁
    - (八)顯宗詢 二二
      - (九)德宗欽 三
      - (十)靖宗亨 十二
      - (十一)文宗徽 三六
        - (十二)順宗勳 一
        - (十三)宣宗運 十一
          - (十四)獻宗昱 一
        - (十五)肅宗顒 十
          - (十六)睿宗俁 十七
            - (十七)仁宗楷 二四
              - (十八)毅宗晛 二四
              - (十九)明宗晧 二七
                - (二十二)康宗祦 二
                  - (二十三)高宗晊 四六
                    - (二十四)元宗禃 十五
                      - (二十五)忠烈王昛 三四
              - (二十)神宗晫 七
                - (二十一)熙宗韺 七

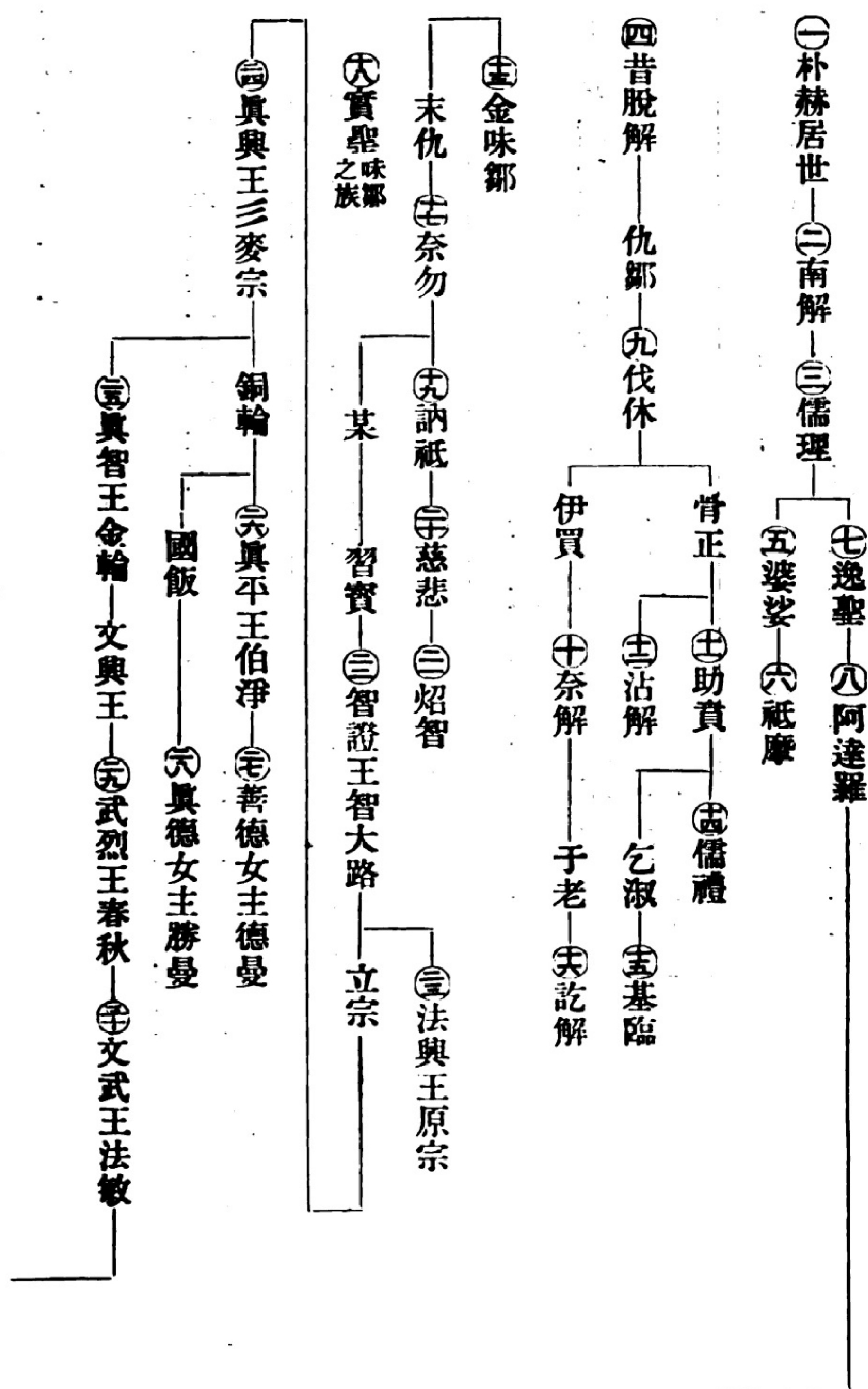
(五三)神德王景暉 阿達羅遠孫

- (五四)景明王昇英
- (五五)景哀王魏膺

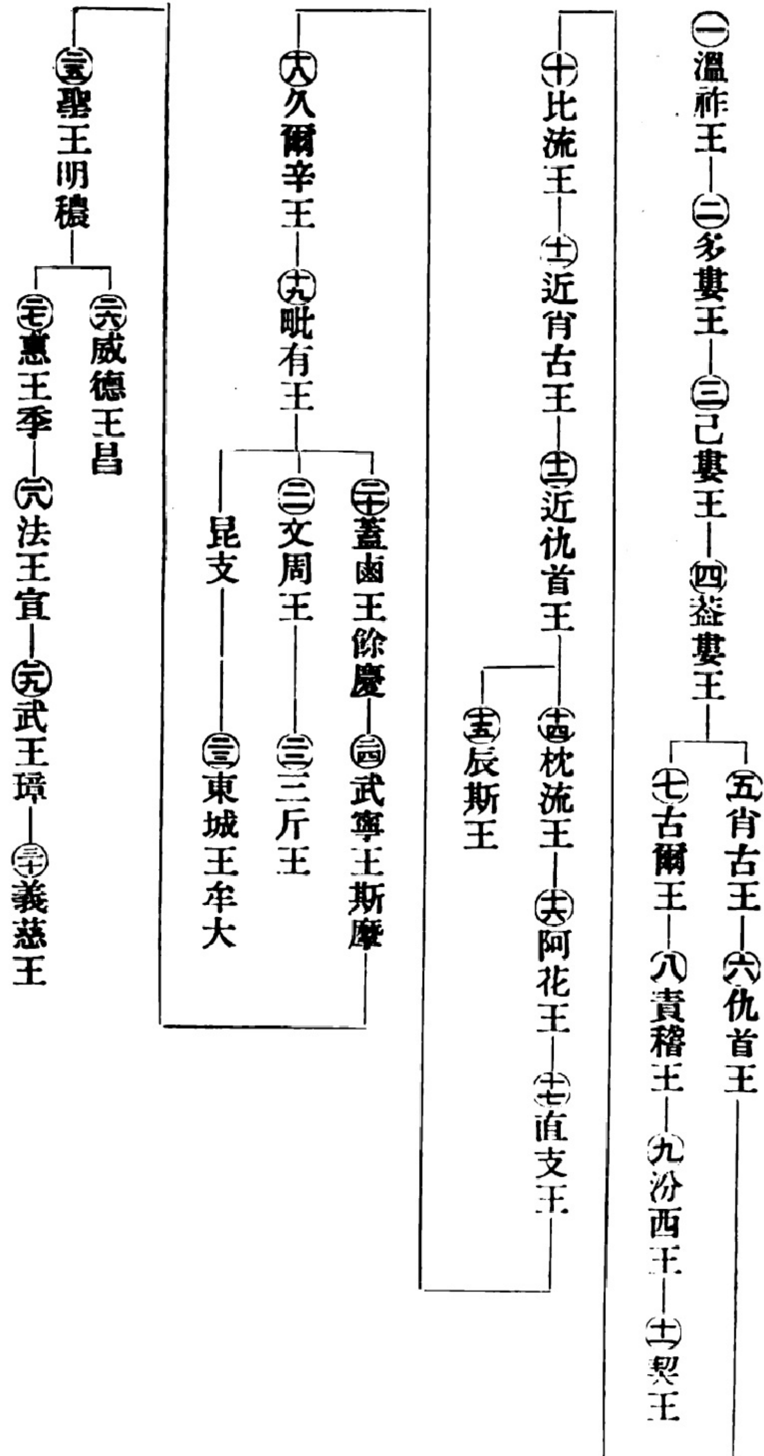
某—某—某—孝宗—(五六)敬順王傅


(三一)神文王政明
(三二)孝昭王理洪
(三三)聖德王興光
(三四)孝成王承慶
(三五)景德王憲英
(三六)惠恭王乾運
(三七)宣德王良相 奈勿十世孫
(三八)元聖王敬信 奈勿十二世孫
仁謙
禮英
(三九)昭聖王俊邕
(四〇)哀莊王重熙
(四一)憲德王彦昇
(四二)興德王景徽
忠恭
(四四)閔哀王明
憲貞
(四三)僖康王悌隆
啓明
(四八)景文王膺廉
均貞
(四五)神武王祐徵
(四六)文聖王慶膺
(四七)憲安王誼靖
(四九)憲康王晸
(五〇)定康王晃
(五一)眞聖女主曼
(五二)孝恭王嶢

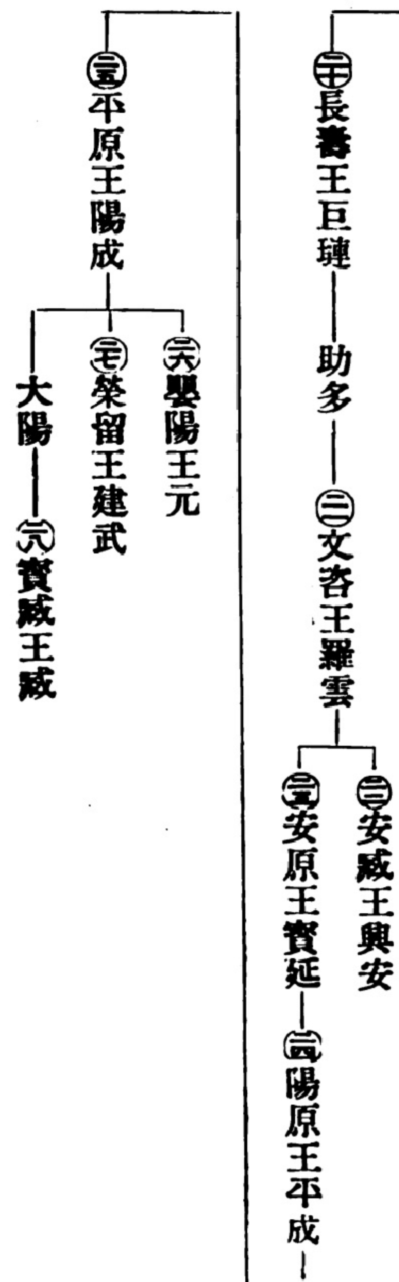
三 新羅王世系


(一)朴赫居世—(二)南解—(三)儒理
(七)逸聖—(八)阿達羅
(五)婆娑—(六)祇摩
(四)昔脫解—仇鄒—(九)伐休
骨正—(十一)助賁—(十四)儒禮
(十二)沾解
乞淑—(十五)基臨
伊買—(十)奈解—于老—(十六)訖解
(十三)金味鄒
末仇—(十七)奈勿—(十九)訥祇—(二十)慈悲—(二十一)炤智
某—習寶—(二十二)智證王智大路—立宗
(二十三)法興王原宗
(十八)實聖 味鄒之族
(二十四)眞興王彡麥宗
銅輪—(二十六)眞平王伯淨—(二十七)善德女主德曼
國飯—(二十八)眞德女主勝曼
(二十五)眞智王金輪—文興王—(二十九)武烈王春秋—(三十)文武王法敏

二 百濟王世系



(一)溫祚王—(二)多婁王—(三)己婁王—(四)蓋婁王
(五)肖古王—(六)仇首王
(七)古爾王—(八)責稽王—(九)汾西王—(十一)契王
(十)比流王—(十一)近肖古王—(十三)近仇首王
(十四)枕流王—(十六)阿花王—(十七)直支王
(十五)辰斯王
(十八)久爾辛王—(十九)毗有王
(二十)蓋鹵王餘慶—(二四)武寧王斯摩
(二一)文周王—(二三)三斤王
昆支—(二三)東城王牟大
(二五)聖王明穠
(二六)威德王昌
(二七)惠王季—(二八)法王宣—(二九)武王璋—(三十)義慈王


⑳長壽王巨璉
助多
㉑文咨王羅雲
㉒安臧王興安
㉓安原王寶延
㉔陽原王平成
㉕平原王陽成
㉖嬰陽王元
㉗榮留王建武
大陽
㉘寶臧王臧

一 高句麗王世系

(一)東明王朱蒙—(二)瑠璃明王類利

- (三)太武神王無恤—(五)慕本王解憂
- (四)閔中王解邑朱
- 再思
  - (六)太祖王宮
  - (七)次大王遂成
  - (八)新大王伯固
    - (九)故國川王男武
    - 發岐
    - (十)山上王延優—(十一)東川王憂位居—(十二)中川王然弗—(十三)西川王藥盧
      - (十四)烽上王相夫
      - 咄固—(十五)美川王乙弗—(十六)故國原王釗
        - (十七)小獸林王丘夫
        - (十八)故國壤王伊連—(十九)廣開土王談德

朝鮮貴族令を定む

る舊刑所犯の罪囚中、情狀の憫諒すべき者に對して、特に大赦を行ひ、積年の逋租、及び今年の租稅を減免し、李家の懿親、及びその邦家に大勞ありたるものを朝鮮貴族と爲し、朝鮮貴族令を定む。　朝鮮總督府はその制を定むと雖も、初は統監をしてその職務を行はしめしが、その後、統監寺内正毅を總督となすに及びて、内治は益、整頓に趨けり。　是に於て、朝鮮は東洋禍亂の淵源を杜塞するのみならず、李王家は萬世の尊榮を全うし、その人民は文明の惠澤を被りて、長へに前古未曾有の幸福を享くべきなり。

朝鮮通史

終

日韓併合條約成る

朝鮮王室の待遇を定む

朝鮮總督府を置く

國全部に關する一切の統治權を、完全且永久に日本に讓與し、又皇帝、太皇帝、皇太子、並にその后妃及び皇族等を優遇することを約し、總理大臣李完用と統監寺內正毅との間に調印を了し、日韓兩國皇帝は之を裁可せられたり。因て日本皇帝は更に詔を下して、普く群衆に曉諭し、且之を關係列國に通知せり、時に隆熙四年、即ち明治四十三年八月二十九日なり。太祖李成桂の初めて王位に即きしより是に至るまで、凡そ五百十九年にして、李朝政府は玆にその終局を告げたり。

併合條約の結果として、日本は前韓國皇帝を冊して王と爲し、之を昌德宮李王と稱し、嗣後この隆錫を世襲して、その宗祀を奉せしめ、皇太子(李垠)及び將來の世嗣を王世子とし、太皇帝を太王となして德壽宮李太王と稱し、各、その儷匹を王妃、太王妃、王世子妃とし、李堈(カウ)(李太王の第六子即ち義親王)李熹(李太王の兄即ち李載冕)を公とし、その配匹を公妃とし、並に待つに皇族の禮を以てし、殿下の敬稱を用ひしめ、韓國を改めて朝鮮と稱し、朝鮮總督府を置き、總督をして陸海軍を統率し諸般の政務を統轄せしむ。又朝鮮に於け

寺內正毅統監となる

あり。されども高義駿、鄭應卨等が組織せる國是遊說團は、盛に排合邦論を鼓吹し、尹孝定、權東鎭等は、大韓協會にありて、時期尙早を唱へて一進會を駁擊するが如き、反對論者も亦少からざりき。

是時、既に軍部を廢し、又法部をも廢したれば、內閣は內部、度支部、學部、農商工部の四部となり、閣員には小更迭ありと雖も、李完用は依然として總理大臣たりしが、京城佛蘭西敎會堂前に於て、李在明なる者に刺されたりしも、幸にして死を免れたり。此の如く政界は頗る混亂を極めたれども、大勢は次第に推移して、翌年五月、陸軍大臣寺內正毅が曾禰荒助に代り統監となるに及びて、日韓合邦の問題は愈進行せり。

思ふに日本は、韓國が常に東洋禍亂の淵源たるに顧み、保護條約を締結し、鋭意施政の改善を圖り、その成績亦見るべきものありと雖も、尙未だ治安を保持するに足らず、疑懼の念每に國內に充溢し、民その堵に安んせざるあり。是に於て、一大革新を加へて、相互の幸福を增進し、東洋の平和を永久に確保せざるべからざるを念ひ、韓國を日本に併合し、韓

文が韓國に不利なる協商を露國と締約するものなりと誤解し、安重根なるもの哈爾賓停車場に於て、之を暗殺せり。この報の京城に達するや、韓廷大に愕き、爲す所を知らず、韓皇は急に統監官邸に幸して之を弔し、且宮内府大臣尹丙奭を特使として、親書を齎らし日本に赴きて、その葬儀に會せしむ。

日韓合邦論

一進會の上書

是より先、韓國觀光團の日本に至るや東洋協會の歡迎會場に於て、博文は日韓一家の說を述べたることあり、又韓皇の詔勅には、兩國利害共通の語あり、朝野の間、或は日韓合邦を唱ふるものもありて、兩國の關係は、次第に接近せしが、十二月に至り、一進會長李容九は、總務員長宋秉畯等と謀り、一百萬の會員を代表して、書を韓皇及び統監及び總理大臣に上りて、日韓合邦の利を唱道せり。その要は、一朝東亞の平和、列國の均勢破れて、韓國の位置を顚頓せしむるに至らば、君臣流亡し、社稷墟とならん、是を以て早く合邦を組成し、日韓一家となり、皇室をして永く萬世の尊榮を享けしめ、人民をして共に一等の班列に躋らしめんとするに

編制し、清國官民の暴横を抑へて、頗る活動せしかば、清國は李範允の撤退を要求せしが、時恰も日露の開戰に際したるを以て、李範允は私砲隊を率ゐ、露軍を助けて撤退を肯んせざりしが、日本は日露の軍務方に緊急なれば、境界の事は他日に期すべきことを忠告せしが爲めに、間島問題は一時中止せられたり。

その後、清國官民は、韓民を凌虐すること、年を逐うて益、甚だしく、其窮狀實に憐むべきものあり。因て統監府は、韓國政府の依頼により、隆熙元年（明治四十年、清光緒三十三年）臨時間島派出所を設置し、陸軍中佐齋藤季治郎をして、憲兵及び警察官を率ゐて韓民を保護せしむ。是より間島問題は、日清兩國の懸案となりて、二年有餘の歳月を經過せしが、隆熙三年（明治四十二年）九月に至り、日本は圖們江を韓清兩國の疆界とし、間島を清國の領土と認めて、協約を締結し、尋で間島派出所を閉鎖し、更に總領事館を置きて、この案を結了せり。

間島を清國の領土と定む

伊藤博文暗殺せらる

この年十月、伊藤博文は滿洲に漫遊せしが、浦鹽斯德在留の韓人は、博

千人、その他は清人なり。是より先、肅宗三十八年（清康熙五十一年）雙方より人を派して境界を查定し、白頭山分水嶺上に定界碑を立てゝ、西を鴨綠とし、東を土門とすることを記せり。されども當時は、閑曠の地なるを以て、その後もさまでの紛擾あらざりしが、數十年以前より、韓民の移住して開墾に從事するもの漸く多かりしかば、茲に境界問題を生じ、李太王廿年（清光緒九年明治十六年）西北經略使魚允中は、その境界を探查し、廿二年（清光緒十一年明治十八年）勘界使李重夏を遣し、清の派員德玉、賈元桂等と相會して、地界を協定せんとせしが、清は圖們は土門の轉音なれば、圖們江以北は、清國の領土なりと主張し、韓國は土門は圖們江にあらず、土岸對立門の如くにして、その水流れて松花江に入るものなれば、それより以南は、韓國に屬すべしといひて、互に相下らず、その後また交涉ありしも、何等の決定を見るに至らず、兩國各、自由の行動を爲したり。然るに光武六年（清光緒廿八年、明治三十五年）李範允を遣して間島の情形を視察せしめ、尋で之を間島管理使となしゝより、李範允は務めて韓民を綏撫し、壯丁を招集して、私砲隊を

伊藤博文統監を辭し曾根荒助之に代る

間島問題

取を馬山に派遣せられたれば、韓皇は之に臨御して、その歡待を受けたり。既にして又西北に巡幸し、平壤新義州を經て義州に到り、更に定州、平壤、黃州、開城を經て還幸せり。而して統監は、南北到る處に於て、熱誠なる演説を爲し、よく內外上下の情を通じたれば、その風化に裨益せしこと極めて大なりき。

その後、統監の指導によりて、諸學校令を改正し、教育制度の刷新を圖りしが、數月にして伊藤博文は統監を辭し、副統監曾根荒助之に代る、總理大臣李完用は、舊新統監送迎の爲めに、盛宴を景福宮に開き、韓皇は送別の爲め、特に統監官邸に臨御せり。統監交迭の際に於て、司法權を日本に委任するの覺書は成立し、軍部の廢止は決定して、親衞府は設置せられたり。

その後に至りて、積年の紛糾を解決せしものは、間島問題なり。間島とは圖們江の北にして、白頭山以東、琿春附近に至る、廣袤數十里に亙る地方の總稱なり、近時に於ては、その人口約十一萬にして、韓民は八萬三

太子を日本に留學せしむ

南北巡幸

し、尋で太子をして日本に留學せしむ。　その後、或は政府顧問米人スチーヴンスが、平素日本に好意を有せるを以て、その賜暇歸國の際、桑港にて韓人に殺害せられ、英人ヴェッセルが新聞を刊行して、韓人を教唆せるが如き、不穩のことなきにあらず。　されども統監は、屢、雅筵を開きて、元老を招請し、詩酒徵逐の間に、相互意思の疏通を圖り、又政治上に於ては、森林法を定め、道書記官又は觀察使會議を開きて、地方行政の刷新を努め、地税法を公布し、地方長官官制を改正し、土地家屋所有權證明規則を發布し、大審院以下三控訴院、八地方裁判所、十六區裁判所を開設し、暴徒に對しては、嚴峻なる討伐を行ふと同時に、韓皇は歸順勸奬の詔勅を發して、之が鎭撫を努めたれば、未だ悉くその患を絶つこと能はずと雖も、次第に平靜に赴きたり。

是に於て、韓皇は南北巡幸の擧あり、隆熙三年(明治四十二年)一月、有司諸臣を率ゐ、統監之に扈從して、京城を發し大邱に向ひ、釜山を經て馬山に至り、數日にして還幸せり。　時に日本皇帝は、特に旗艦吾妻を釜山に、旗艦香

暴徒の蜂起

監を置きて、曾根荒助之に任ぜられたり。

先皇讓位の前後に於て、政治上に志を得ざるの徒、盛に民心を煽動して、京城は頗る騷擾せしが、軍隊解散の命下るに及びて、侍衞隊の一部は、之に反抗せしが爲めに、小戰鬪ありしも、統監に依賴し、日本駐箚軍の力を藉りて之を鎭壓せり。されどもその餘波全國に及びて、暴徒は各地に蜂起せしが、就中、京畿、江原、忠淸、全羅の方面最も甚だしく、地方鎭衞隊の解散せられたるもの、又、暴徒の群に投じて、煽動者の手足となり、或は一部隊を指揮して、その勢甚だ猖獗を極めたり。日本の軍隊及び憲兵警察官、力を協せて之を討伐せしかば、大集團は次第に摧破せられしも、小集團に至りては、隨つて滅すれば隨つて起り、容易に掃蕩の功を奏すること能はざりき。

この時、日本の皇太子殿下は、韓國に行啓せらる、韓皇は親ら之を仁川に迎へ、兩國皇室の關係は、益々親密となれり、因て統監伊藤博文を太子大師となし、特に親王の禮を以て之を待し、委ぬるに太子輔導の任を以て

日韓協約

や。

海牙密使事件の起りしより、韓國の富强を圖り、韓國民の幸福を增進せんには、更に協約を締結するの必要あり、因て統監伊藤博文と總理大臣李完用との間に協約を定む。その要、法令の制定、及び重要なる行政上につき、豫め統監の承認を得ること、司法事務と行政事務とを區別すること、統監の推薦する日本人を、韓國政府に任用すること等の數條にして、日本の保護關係は、益、緊密なるものとなれり。

協約成立の後、幾何もなくして宮中侍衞に必要なる近衞步兵隊を編制し、その他の軍隊は悉く解散せり、而して年號を隆熙と改め、太皇帝第七の王子英親王垠（コン）を立てゝ皇太子とす、皇太子は閔妃の薨後、王妃の位に陞りたる嚴妃の出なり。この時、宮內府內部度支部の新官制は發布せられて、丸山重俊は警視總監に、鶴原定吉は宮內次官に、木內重四郎は內部次官に、俵孫一は學部次官に任せられ、又統監府及び理事廳官制にも改正ありしは、皆新協約成立の結果なり。而して統監府は新に副統

和會議に於て、何等の反響をも與へざりしが、その報の傳はるや、統監は直ちに韓皇に謁して之を詰問し、日本よりは外務大臣林董、特命を帶びて京城に至れり。是に於て韓廷大に懼れて、善後の策を議し、總理大臣李完用、農工商部大臣宋秉畯等は、韓皇の讓位を奏請し、七月韓皇は詔を下し、皇太子をして軍國の大事を代理せしめ、尋で統監に勅して、位を皇太子に讓ることを告げ、代理の稱を廢せり、因て皇太子坧（タク）は、皇帝の位に即き、先皇を尊んで太皇帝とす。この時、宮内府大臣朴泳孝は、讓位に反對せしも、その說行はれざりしより、即位式を行ふに當りて、侍衛隊を宮中に入れ、一擧にして內閣員を鏖殺せんと謀りしが、その事發覺して、濟州に竄せらる。

抑、太皇帝は、在位四十三年の久しきに亙れりと雖も、國家多難の際に當り、內は國政を治め、外は强鄰に交るに、皆誠實を以てすることを知らず、徒らに術策を弄して、一時を僥倖せんとす、この故に、國勢は益、萎靡して振はず、終に德壽宮に退隱するの已むを得ざるに至る、亦悲しからず

海牙密使事件

第三節　韓皇の讓位及び日韓の併合

宮中の肅清は、統監の頗る注意せし所なれども、多年の宿弊は、容易に根絕すること能はず、終に海牙密使事件を發生するに至れり。初め日韓協約の締結せられ、統監政治の施行せらるゝや、英人ヴェッセルが京城にて刊行せる新聞に、韓皇の親書なるものゝ發表せられしことあり。その大意、日韓協約は、韓皇の認許を經たるものにあらず、日本は强制的に韓國の外交權を其手に收めたり、韓皇は列國の共同保護を望むといふにありしが、政府は直ちに一の告示を發して、之を取消したり。然るに十一年（西紀一千九百〇七年）六月、和蘭海牙に於て、第二回萬國平和會議の開催せらるゝや、韓國人李相卨、李儁（故の共進會會長）李瑋鐘の三人は、韓皇の密旨を奉せりと稱して海牙に至り、韓國が平和會議參列の通告を受けざりしを抗議し、且韓國獨立の承認を得て、保護條約を廢棄せんと試みたり。この謀略の裏面には、米人ハルバート、英人ヴェッセルの徒ありしが、皆宮中に出入せる雜輩によりて、計畫せられたるものなり。この運動は、平

日本の制度に倣ふ

又當時の內閣は、舊に依りて議政府と稱し、その職制には、議政、參政、外部、內部、度支部、軍部、學部、農工商部の九大臣を以て組織せられしも、議政大臣は久しく之を闕きたるを以て、參政大臣その首班たり、又外交權は既に日本に讓與したれば、外部の一員を減せり。而して日韓協約以來參政大臣たりしは朴齊純にして、その他は小異同ありしのみにて、一年有半を繼續せしが、學部大臣李完用之に代りて參政となり、尋で議政府を內閣と改稱し、參政大臣を總理大臣とし、その他大體に於て、日本の現制度に倣へり之と同時に、中樞院官制を改定し、從來の定員の外、顧問六人を置き、內閣より諮詢せる軍國重要事項、その他を審査議定することとし、前大臣朴齊純以下は、皆その顧問に任せられ、その中一人は、副議長に任せらる。新內閣の成るや、統監は各大臣を官邸に招集して、施政改善の急務を說き、敎育の普及、國力の涵養を計るべきことを注意し、韓民の輕擧無謀を戒め、日韓兩國協同一致して、力を盡すべきことを訓諭したり。

官吏を率ゐて、宮中の警衛に任せしより、宮中と内外各地に散在せる陰謀を事とする策士とは、自ら離隔するに至れり。

地方制度の改善

従來の地方行政は、漢城府の外、全國を十三道、（建陽元年、八道の中、慶尙、全羅、忠清、平安、咸鏡の五道を分ちて南北とせり）一牧、三府三百四十一郡に分ち、道に觀察使、牧に牧使、府に府尹、郡に郡守を置きて、之を治めたり。されども、地方官吏は、人民の膏血を搾り、自己の財嚢を肥すを以て能事とし、其政務一として見るべきものなく、裁判と警察とは、官吏が人民を迫害する機械の如くなれば、速に之が刷新を圖らざるべからず。是に於て、統監は地方制度調査委員を設け、地方官官制、及び附隨の法令を發布し、行政區畫に多少の整理を加へて、官府の事務、權限、監督、任用、給與等を規定せり。又衛生機關の一日も緩うすべからざるを以て、大韓醫院を設け、その模範を示せり。

統監政治は、右の如く次第に進行せり、因て韓皇は内部大臣李址鎔を日本に遣して之を謝し、十一年（明治四十年、後に隆熙と改元す。）には、皇太子の妃尹氏を納れたるを以て、日本は宮内大臣田中光顯を遣して之を賀せり。

閔宗植崔益鉉等亂を作す

接近せしめしより、終にこの協約の成立を見るに至りしなり。

日韓協約の締結せらるゝや、在外韓國公使館は、全部之を撤廢して、その駐在せる官吏は、皆之を召還し、外部を廢し、在京城の各國公使は、皆その本國に還れり。十年(明治三十九年)二月、統監府の開始せらるゝや、施政の改善を圖りて、まづ教育制度の改革、金融機關の發展、警察の刷新、及び道路修築、水道擴張等に着手せり。然るに日韓の關係、次第に變更するを見て、地方の儒生兩班等は之を悦ばず、漸次日本排斥の氣勢を昂め、中央に於ける政治的陰謀と暗に氣脈を通じ、閔宗植は忠清南道に於て、黨與を嘯聚して洪州城を陷れ、老儒崔益鉉は、林炳瓚等と謀り、全羅北道に於て亂を起し、その勢頗る猖獗なりしが、軍司令官長谷川好道は、兵を遣して之を剿滅せり。又從來宮闈の規律甚だしく壞廢して、內外の雜輩奸細は、妄りに宮中に出入し、種々の陰謀を企てゝ、韓皇の耳目を壅蔽し、之が爲めに秩序を紊亂して、安寧を妨ぐること少からず、是を以て統監は宮中肅清の必要を感じ、宮禁令を發布し、門票の制を定め、警務顧問は警察

迫せられたる場合には、その利益を擁護する爲め、必要缺くべからざる措置を執り得べきことをも承認せしものにて、その獨立は、所謂條件附の承認なれば、日本の韓國に對する處置は、日韓議定書以來、皆この趣旨に本づきたるものなり。されば韓國は、獨立國なりと雖も、日本保護の下に立ちたること、既に一日にあらざれば、今また變更すること能はず、是を以て、この關係を一層明白にすべき日韓新協約は、締結せられたり。

日韓新協約

統監府を置く

伊藤博文統監となる

日韓新協約は、光武九年(明治三十八年)十一月、外部大臣朴齊純と、日本公使林權助との間に調印せられて、外交權の讓與、統監の駐箚、韓國皇室の安寧及び尊嚴維持の保證等を約せり。是に於て日本は、京城公使館を撤廢し、統監府を置きて、統監を駐箚せしめ、韓國政務の指導啓發に任ずることゝなり、統監府及び理事廳官制を發布せり、而してその統監の任に就きたるものは、樞密院議長伊藤博文なり。是より先、博文は特派遣韓大使として京城に至り、屢、韓皇に謁し、或は諸大臣を會して、時局の變遷、大勢の推移、及び韓國將來の利害得喪等を說き、日韓兩國の關係をして愈、

日露講和成る

全權委員ウヰッテ及びローゼンと會見して、條約を締結せしが、その第二條に於て、露國は日本が韓國に於て、政事上、軍事上、及び經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本が韓國に於て、必要と認むる指導保護、及び監理の措置を執るに方り、之を阻害し、又は之に干渉せざるべきことを約せり。是より先、日本は英國とも前文同様なる意味の協約を爲したれば、日英同盟の効力は、愈、擴張せられて、日本の韓國に於ける關係は、既に世界强大國の承認を經たるものとなれり。

初めポーツマス會議の開始せらるゝや、清國はその代表者を會議に參列せしめんとし、韓國は尹炳球なるものを米國に遣して、其談判を傍聽せしめ、韓國獨立の確保を得んと欲せしが、皆行はれざりき。又日英協約は、日露講和條約より數十日以前に發表せられたりしが、外務大臣朴齊純は、反對の意見を表したり。されども光武六年に締結せる日英同盟は、日清條約と同じく、韓國の獨立を承認せりと雖も、又その臣民の生命及び財産を保護するため、干渉を要すべき騷擾の發生に因りて、侵

日本露國艦隊を全滅す

も、盛にその間に活動せしが、形勢日に非なるより、遂に海外に逃れたり。而して顧問の傭聘、及び軍制の改革、財政の整理も、着々實行せられ、日本の要求せる通信機關の委託、河川沿岸の航行自由等の問題も、次第に決定せらるゝに至る。

是時に當り、日露の戰爭は、愈、その局を進め、日本は既に遼陽を取り、旅順を陷れ、破竹の勢を以て、奉天の捷を奏したれば、義陽君載覺を特派大使とし、日本に遣して戰捷を賀せしむ、日本にては、伏見宮博恭王を遣して之に答禮せしめしが、この時博恭王は、京釜鐵道開通式に臨場せられたり。既にして日本は、又對馬沖海戰に於て、波羅的艦隊を全滅したれば、さしも强大なる露國も、意沮し勢屈して、遂に講和談判を開くに至り、韓國の地位は又一變せり。

第二節　日韓協約及び統監府の設置

日露兩國の講和は、北米合衆國大統領ルーズヴェルトの斡旋により、米國ポーツマスに於て、日本全權委員小村壽太郎及び高平小五郎と、露國

一進會

し、外國人一名を外部顧問として、外國に關することは、豫め日本政府と協議することゝなりて、日本との關係は愈、密着せり。

是に於て、日韓兩國官民の輯睦を圖るが爲めに、大東倶樂部は設立せられ、その他一進會、進步會、共進會等の政治的團體起りしが、共進會は頗る暴行を爲したるを以て、その領袖は獄に投ぜられて、忽ち衰頽せり。されども一進會は、尹始炳、宋秉畯、李容九等によりて組織せられ、進步會も之に合同して、三十餘萬の會員を有し、皇室の尊榮、施政の改善、生命財產の安全、軍備の整理の四條を以て綱領とし、日本の行動に對しては、頗る援助を與へたり。

共進會の暴行より韓兵も亦暴行を爲したるを以て、日本駐箚軍司令官長谷川好道は、軍事警察を京城及びその附近に施行し、又丸山重俊を警務顧問とし、警務補佐官を各道に配置して、人民の保護を圖れり。この內外多事の秋に當りて、大臣の更迭尤も頻繁を極め、趙秉式、沈相薰、申箕善、閔泳煥、趙秉鎬、韓圭卨等、更る〲參政となり、李容翊の如き露國派

韓露國交の斷絶

本公使館に遣して祝意を表せしめ、駐露公使の召還を命じ、韓露國交の斷絶に關する勅宣書を發表せり。されども或は通文を發して、日本皇帝が我疆土を保全し、我獨立の權を鞏固にせんと欲するは、誠に韓人の欽幸する所なれども、使臣その人を得ず、賣國の奸黨と締結し、我皇上を威脅し、我國權を攘奪せんとすることを憤慨するものあり。或は日本人長森藤吉郎が要求せる荒蕪地開墾事件に關して、反抗運動は盛に起り、一時京城の天地は紛々擾々、恰も鼎の沸くが如くなりしも、日本憲兵隊の鎭撫によりて、纔に安靜に歸せり。

日韓新協約

是より韓國上下は、日本に信頼するの外、途なきを知るに至りたれば、公使林權助は、韓皇に謁して施政改革案を奏す、韓皇乃ち參政沈相薫に命じて、李址鎔、朴齊純、權重顯、李夏榮の諸臣と之を議せしむ。その問題の主要なるものは、財政監督の傭聘、軍備の縮少、及び外部顧問等の事にして、着々歩武を進めたれば、林權助は更に協約を締結せんことを求む、因て新協約三條を定め、日本政府の推薦する日本人一名を財務顧問と

露公使京城を退去す

日韓議定書

ると同時に、二大隊の兵を京城に入れしめたれば、露國公使パウロフは倉皇として京城を退去せり。

是に於て、外部大臣署理李址鎔と、日本公使林權助との間に於て、日韓議定書は成立し、事實上、韓國は日本の保護國たると同時に、軍事上に於て、その同盟國となり、日韓の關係は全く一變せり。其後、日本よりは樞密院議長伊藤博文を慰問大使として韓國に遣し、韓國は亦李址鎔を報聘大使として、之に答禮せしめ、漸く接近せんとするの勢あり。

當時韓廷は、露軍が何時捲土重來するやも圖られざるを憂ふるもの多く、殊に李容翊、玄尙健の徒は、局外中立を主張し、その他、議定書案に反對せるものも尠からざりしが、その愈、決定せし後に於ても、爆裂彈を李址鎔及び參書官具完喜の邸に投せし者あり。且、露軍が韓國の境域に出沒する間は、陽に日本に從ふも、陰に露國の意を害せんことを慮り、其態度は、兎角曖昧なりしが日本軍が鴨綠江岸の露軍を破り、九連鳳凰の諸城を占領するに及びて、日本の勢力侮るべからざるを悟り、特使を日

日露の開戰

是に於て、日英米の諸國は、清廷に警告し、日本は露國に對し、正式の交渉を爲しゝも、露國は言を左右に託して、遷延決せざるのみならず、一方には戰鬪の準備を爲すこと益、急なりしかば、光武八年(明治三十七年、西紀一千九百〇四年)二月、日本は斷然露國との談判を止め、旅順口を攻擊し、露艦二隻を仁川海上に擊沈し、宣戰の詔勅を發せり。文中に韓國の存亡は、實に帝國安否の繫る所なり、然るに若し滿洲にして露國の領有に歸せん乎、韓國の保全は支持するに由なく、極東の平和、亦素より望むべからずとあり、これ日露の戰は、韓國の保全を以て、最大目的とせしこと明かなり。

是より先、日露の交渉、方に危機に近づきつゝありし時に當りて、韓國は露國に事へんか、日本に從はんか、頗るその方針に迷ひたりしが、度支大臣李容翊は、露國派にして頗る勢力ありしを以て、露佛の關係上、佛國公使の周旋に賴りて、日露未だ開戰せざるに先だち、若し兩國開戰することあらば、韓國は局外中立を嚴守すべきことを歐洲諸國に通知せり。されどもこれ何等の價値なきものなるが故に、日本は仁川の海戰始ま

滿韓交換論

を有する日清シンジケートの經營を庇護し、義州市開放の聲明を迫りて、領事を義州に駐在せしめ、日露の競爭は實に激甚なりき。

是時に當りて、所謂滿韓交換論なるもの或部分に起れり、滿韓交換論とは、滿洲に於ける露國の優越權を承認する代りに、韓國に於ける日本の優越權を承認する妥協なり。元來、韓帝は列國の共同保護の下に立んことを冀望するものなれば、滿韓交換論の如きは、その最も憂慮する所なれども、復た奈何ともすること能はず、たゞ傍觀的態度を執るに過ぎざるなり。

滿韓交換は、日本の輿論にあらざれば、日本政府は露國に對して屢、滿洲の撤兵を促しゝも、露國は第二回の撤兵期に至りて、毫も實行の跡なきのみならず、吉林奉天の駐兵は、悉く南下して遼陽附近に集中し、韓國の境界に於ては、盛に示威運動を爲し、旅順に東亞都督府を設置したり。清廷之を聞て大に懼れ、露國の提出せる撤兵附帶條件に對して、密約を締結せりと傳へらる。

露國滿洲を占領せんとす

是より先、露國は滿洲の經營に全力を注ぎ、鐵道沿線の保護と、匪徒討伐とを名として、多數の軍隊を駐屯し、永久的占領を爲さんことを計り、清國に對して露清協商に調印せんことを要求せしも、日本は之に抗議せしを以て、露國は一時その要求を撤回せり。されども事實上に於ては、何等の變更なかりしかば、日英同盟以後に於て、日英及び米國は、露國に迫りて、清國と滿洲還付の條約を締結せしめ、且、三回の撤兵期を定めしめて、露國はその第一回を實行せり。その後、露國は佛國と提携し、韓國に對して種々の利權に干與し、鴨綠江森林の採伐に着手し、その經營に必要なる龍岩浦の租借權を要求し、露公使パウロフは、內藏院卿李容翊と森林會社代表者グンスブルクとの間に於て、非公式契約を成立せしむ。而して鴨綠江森林の採伐を保護すと稱して、九連城、鳳凰城及び龍岩浦に殆ど一旅團の兵を駐屯せしむるに至る、これ滿洲を永久的に占領し、併せて韓國をも呑滅せんとするの計畫準備なること明かなり。

露國の韓國北境に於ける運動に對して、日本は又平安北道森林採伐權

日英同盟成る

の共同保護の下に立ち若しくは永世局外中立國とならんことを冀へり。されども韓國の獨立は、特に外形上のみのことにして、眞に獨立自主の力あるにあらざれば、固より韓國皇帝の意思によりて、列國の關係を奈何ともすること能はず、列國勢力の消長によりて、その地位を定めざるべからざるは、亦實に已を得ざるなり。

第十五章　日露衝突の影響及び日韓の併合

第一節　日露の衝突と韓國の內治外交

日本は北清事件以來、愈、英國と接近し、極東に於て現狀及び全局の平和を維持せんには、兩國同盟するの必要を感じ、光武六年(明治三十五年、西紀一千九百〇二年)一月、日英同盟は成立し、清韓兩帝國の獨立と、領土保全とを維持することを明記せり。之に次で露佛兩國も亦、その歐洲に於ける同盟の效力範圍を極東に及ぼすことを發表したれば、日英と露佛とは對抗してその勢力を爭ふことゝなれり。

露國滿洲を占領せんとす

是より先、露國は滿洲の經營に全力を注ぎ、鐵道沿線の保護と、匪徒討伐とを名として、多數の軍隊を駐屯し、永久的占領を爲さんことを計り、清國に對して露清協商に調印せんことを要求せしも、日本は之に抗議せしを以て、露國は一時その要求を撤回せり。されども事實上に於ては、何等の變更なかりしかば、日英同盟以後に於て、日英及び米國は、露國に迫りて、清國と滿洲還付の條約を締結せしめ、且、三回の撤兵期を定めしめて、露國はその第一回を實行せり。その後、露國は佛國と提携し、韓國に對して種々の利權に干與し、鴨綠江森林の採伐に着手し、その經營に必要なる龍岩浦の租借權を要求し、露公使パウロフは、內藏院卿李容翊と森林會社代表者グンスブルクとの間に於て、非公式契約を成立せしむ。而して鴨綠江森林の採伐を保護すと稱して、九連城、鳳凰城及び龍岩浦に殆ど一旅團の兵を駐屯せしむるに至る、これ滿洲を永久的に占領し、併せて韓國をも呑滅せんとするの計畫準備なること明かなり。露國の韓國北境に於ける運動に對して、日本は又平安北道森林採伐權

の共同保護の下に立ち若しくは永世局外中立國とならんことを冀へり。されども韓國の獨立は、特に外形上のみのことにして、眞に獨立自主の力あるにあらざれば、固より韓國皇帝の意思によりて、列國の關係を奈何ともすること能はず、列國勢力の消長によりて、その地位を定めざるべからざるは、亦實に已を得ざるなり。

第十五章　日露衝突の影響及び日韓の併合

第一節　日露の衝突と韓國の内治外交

日英同盟成る

日本は北清事件以來、愈、英國と接近し、極東に於て現狀及び全局の平和を維持せんには、兩國同盟するの必要を感じ、光武六年（明治三十五年、西紀一千九百〇二年）一月、日英同盟は成立し、清韓兩帝國の獨立と、領土保全とを維持することを明記せり。之に次で露佛兩國も亦、その歐洲に於ける同盟の效力範圍を極東に及ぼすことを發表したれば、日英と露佛とは對抗してその勢力を爭ふことゝなれり。

日露議定書

に當りては、日露協商あるにも拘らず、日本に協議せずして、士官及び財政顧問を傭聘せしめしかば、日本は之に抗議せしも、因循決せざりしが、光武二年(明治三十一年、西紀一千八百九十八年)に至りて、突然露國は交渉を開始し、再び日露議定書は成立せり。これ恰も露國が清國と旅順大連租借の條約を締結せんとする時なれば、日本を牽制するが爲めの策略なりしなり。

その後清國に拳匪の亂、即ち北清事件の起るに及びて、露國の滿洲經營は、益々その歩を進めたれば、旅順大連と浦鹽斯德との連絡を通ぜんが爲めに、露公使パウロフは、韓國に對して馬山浦の租借を要求し、提督スクルドフは、太平洋艦隊を率ゐて仁川港に來り、之に聲援を與へたりしが、外務大臣朴齊純は、日本の援護に依りて、その要求を拒絶せり。

この時、韓國は一方には、露國が滿洲に於ける勢力の增長するに從つて、侵略弁呑を爲さんことを怖れ、一方には、日本の勢力益々發展するに至れば、亡命者が如何なる變亂を惹起すやも知るべからざるを憂ひ、或は商工的優越權を日本に與へて、亡命者を處分せんことを謀り、或は列國

國號を大韓と曰ひ帝位に即き年號を改む

國協議の上、之を定むべきことを約せり。是に於て、日露兩國は、孰れも朝鮮に於て獨占的勢力を振ふものなく、又米人は日清戰役の末頃、所謂貞洞倶樂部なる政社的團體起りし時には、その政事運動の中堅となりしことあり、露國勢力の暴横なるに及び、王室を輔けて之が排斥に務め、或は急激なる政治論をなしゝものあれども、固よりその國家の擁護を受けたるにあらざれば、甚だしき勢力はあらざりき。

されば朝鮮は、この時に當りて、全く强大國の羈絆を脱し、眞正の獨立國となれりと思惟し、國號を大韓と曰ひ、皇帝の位に即き、年號を光武と改め、祖宗を追尊し、王妃閔氏を追冊して皇后とし、前古未曾有の大典を擧げて、一時殆ど中興の隆運に際會したるが如き景象となれり。されども、こは決して朝鮮の國力發達したるが爲めにあらず、内政の整頓したるが爲めにあらず、將た外交上に於て巧に列國を操縱したるが爲めにもあらず、列國は他に重大なる事件ありしが爲めに、朝鮮に對して、聊かその手を緩うせしまでのことなり、されば、露國はその爲さんとする

里なる春川の暴徒蜂起して、京城を襲はんとするの風說盛なりしより、露公使ウェーベルは、亂民の暴動に備ふるを名として、水兵を入京せしめ、王は露國公使館に行幸し、館內より詔を下して、金宏集、鄭秉夏、魚允中等を殺し、權濚鎭、禹範善等も皆殺戮せらる。

國王露國公使館に行幸す

是時、朝鮮は露國の力を借りて、日本勢力の發展を制せんとし、露國はまた三國共同の權力を利用して、滿洲の經營を務めたれば、一種の牽制外交として、露公使ウェーベルは、朝鮮の財政軍事に干涉し、專斷暴横の行動多かりしが故に、朝鮮は漸く之を厭惡し、王は一年餘にして公使館より慶運宮に還れり。而して尹致昊、尹始炳、李商在等によりて、獨立協會なる政社は創立せられ、王世子を以て總裁とし、盛に露國の暴横を非難するに至れり。

日露協商成る

露國はその朝鮮に於ける形勢、既に此の如く、且、滿洲の關係上、朝鮮に於て遽に日本と爭ふことを欲せざるを以て、日露の協商は成立し、朝鮮に對して、日露兩國共に對等の地位に立ち、朝鮮に關する重要事件は、兩

臣署理とし、魚允中を度支部大臣とし、張博を法部大臣署理とし、徐光範を學部大臣とし、鄭秉夏を農工部大臣とし、權濚鎭を警務使とし、外部大臣金允植は故の如くにして、金宏集之を總理す。

王妃閔氏害せらる

この變亂に當りて、王妃閔氏はその踪跡明かならざりしが、變亂の原因は、王妃が政治に關與するにあるを以て、王は廢して庶人となし、次で王太子の孝誠と情理とを顧念し、特に嬪號を賜へり。然るに王妃は、既に殺害せられ、日本人も之に參與したるより、日本政府は、直ちに三浦梧樓以下二十餘人を召還して、廣島の獄に投じ、更に小村壽太郎を辨理公使として、京城に駐箚せしむ。大院君はその最も嫌忌せる王妃の殺害せられ、多年の宿憤を霽したるを以て、勇氣も殆ど消沈し、復た世事に關するの意なく、舊邸に退隱して、その孫李埈鎔を日本に亡命せしめたり。是に於て、嚮にその職を罷められたる李範晉、安駉壽等は、露國公使館に入り、李道徹等を使嗾して闕を犯さしめ、金宏集內閣を顚覆せんとせしも、その志を遂せざりしが、建陽元年（明治廿九年、この年始めて太陽曆を用ひ年號を建つ）閔氏の故

始めて太陽曆を用ふ

大院君王宮に入る

に活動せり。

大院君は、雲峴宮より孔德里に徙り、復た世事に關せざりしも、王室にては之に巡檢三十名を附し、幽囚同樣の境遇にありしが、閔泳駿は支那より還りて、露公使と宮中との間に斡旋し、王妃は頻に術策を弄して、政權を宮中に收めんとするを見て、憤悶の情堪ふること能はず、三浦梧樓は日本に親交あるもの悉く排斥せられ、且軍部大臣安駉壽は日本人の敎導せし訓練隊を解散せんことを照會せしかば、亦その侮辱の甚だしきを怒り、本國政府の訓令を待たずして、大院君が入朝して宮中を廓淸せんとするを援助するの約を結べり。是に於て、十月八日、大院君は訓練隊及び日本守備隊に擁せられて王宮に入り、王に謁して群邪を逐斥し、維新の大業を成就せんことを奏せしが、三浦梧樓も相次で參內し、國太公の入闕、及び革新の已むべからざることを陳す。王乃ち詔を發して、宮中と政府との別を明かにすべきことを諭し、安駉壽、李完用、李範晋を罷め、李載冕を宮內大臣とし、趙義淵を軍部大臣とし、兪吉濬を內部大

術策を弄すること怠らず、內部の紛々擾々は、積年の宿弊にして、容易に之を除くこと能はざれば、改革の實効を收めんことは、殆ど捉風捕影の感なくんばあらず。

馬關條約成る

されども日清兩國の全權大臣は、既に馬關に會し、講和條約を定め、その第一條に於て、清は朝鮮の獨立を確認することを記したれば、日本の力に賴り、全く清の羈束を離れて、獨立國となるに至れり。

三浦梧樓公使となる

是時、井上馨は屢、王に謁して、國政の改革を慫慂せしも、その後、露獨佛の三國は、日本が遼東半島の永久領有を拋棄すべきことを忠告し、所謂三國干涉の起りしより、漸く日本排斥の傾向を生じ、公使井上馨の歸國に際し、盛大なる送別會を景福宮に開きて、獨立記念祭と稱し、暗に日本が獨力を以て干涉せざらんことを諷刺せり。既にして日本は三浦梧樓を公使として駐劄せしめしが、梧樓は沈默冷靜を守りて百事に干涉せざりしかば、日本の勢力は愈、失墜し、嘗て忠告せし改革案は殆ど中止せられて、露國公使ウェーベルは屢、宮中に出入し、王妃の信任を得て、內外

朴泳孝、徐光範は、既に大臣の位に上りしと雖も、是時大臣中に於て勢望の最も盛なるは金宏集、又最も强硬なるは魚允中にして、この兩人の並立する時は、朴泳孝、徐光範等は、素より政權を專らにすること能はず。是を以て、朴泳孝は竊に王妃と結託し、一時閣臣の總辭職をなして、金宏集、魚允中等を除き、更に王妃の黨金嘉鎭、李載純、安駟壽、沈相薰等と共に新政府を組織せんことを計り、三十二年（明治廿八年 光緒廿一年）朴泳孝の發言により、勅命を奉じて弊政の改革に從事せしと雖も、毫も實効の擧らざるは、その責、一に我等にありといひて、閣臣一同辭表を呈せしが、王は直ちに井上馨を召してその意見を聞き、辭表を却下せり、而して井上馨の勸諭により、閣臣は再び舊の如く事を視ることゝなりたれば、朴泳孝等の計畫は全く失敗せり。又嚮に金鶴羽の暗殺せられしより、李埈鎔が非望を覬覦して、陰謀を運らしゝことを發露せしかば、李埈鎔は遂に喬桐に竄せらる。其後政府には、朴泳孝と金宏集との兩派ありて、新舊の意見は、常に衝突を生じ、王妃は動もすれば閔族の勢力を回復せんとして、その

宗廟誓告式を行ふ

られたる韓耆東、李建昌、李容植は、皆閔氏の黨なれば、王妃の容喙に出でたること、復た掩ふべからざるなり。　是に於て、井上馨は勸告の信用せられず、廟議の恃むべからずして、改革は殆ど成功の望なきを以て、王に謁して、直ちに改革案の撤回を要求せり。　王及び諸大臣は大に驚き、之を謝して再考を求め、且、今より後、王妃をして政に與らしめざるべきことを誓ひたれども、猶聽かずして退出せしが、其後金宏集、李載冕、金允植、魚允中、趙義淵の諸大臣は數回公使館に至り、その慮を回さんことを求むる甚だ切にして、金宏集以下五大臣の誓約書をも出すに至りたれば、井上馨は終に之を承諾せり。　是に於て井上馨は、再び王及び王妃に謁し、肝膽を披瀝して忠言を進めしかば、王及び王妃も深く之を信じ、百般の事悉く其指導に從ひ、是より後、朴泳孝を用ひて內務大臣とし、徐光範を法務大臣とし、清商保護規則を發布し、王を大君主と稱し、發布の法令を勅令と稱し、更に冬至の日を以て、自主獨立の基礎を固くし、內政を改革し、積弊を矯るが爲めに、十四條の要項を掲げて、宗廟誓告式を行へり。

日本兵を逐斥せんことを圖り、朝臣は朋黨比周して、各〻私利を營み、獨り平壤兵の淸軍中にあるのみならず、到る處として欵を淸軍に通ずるものの少なからず。されば官制改革も、攻守同盟も、徒らにその名の美なるのみにして、一たび踪跡を潛めし東學黨は、また各地に蜂起して、日本軍に妨害を試み、平壤陷落の後と雖も、朝鮮の內治は、容易に整理の緖に就くべきに非ざるなり。

大院君の政に與るを罷む

朝鮮改革の困難なること、既に此の如くなれば、日本は更に內務大臣井上馨を全權公使として、大鳥圭介に代らしめしが、その至るや、まづ改革の策二十條を王に勸告し、王は盡く之を容れたり。井上馨は、革新の實績擧らざるは、主として大院君の政權を掌握するにあることを察し、第一着に其政に與ることを罷めしめたれども、官吏の黜陟は政府の組織粗整ふに至るまでは、妄りに行ふべからざることを忠告せり。然るに是時、法務協辨金鶴羽は暗殺せられし後なるも、他は缺員あらざるに、突然內務法務工務農商務の協辨四人を任免せり、而してその新に任せ

朝鮮の向背未だ定まらず

務の八衙門を設け、議政府には總理大臣、左右贊成、參議、司憲、主事を置き、その他の衙門には、大臣、協辨、參議、主事を置き、その下に又幾多の局を設けて、事務を分掌し、粗、日本の官制に模倣して、少しく斟酌を加へたり。而して金宏集は總理大臣となり、李載冕は宮内大臣となり、閔泳達、金允植、魚允中、尹用求、徐正淳、朴定陽、李奎遠、嚴世永は各衙門の大臣となりて、改革實行の任に當り、又日本とは清に對して攻守相助くるの盟約を結びたり。かく朝鮮にては、日本の勸告を容れ、政府の組織を一變し、大に面目を改めんとするに至りしかば、日本よりは特に西園寺公望を勅使として差遣し、王及び大院君を慰問せり。因て王は報聘使を遣し之を謝せんとせしも、遷延決せざりしが、遂に王子義和君を遣したり。

されども内部の情狀は、必ずしも外形と一致するものにあらずして、內外一切の政務を委任せられて、大に革新の政をなさんとせし大院君も、日清兩國平壤の勝敗を見て、向背を定めんとし、その孫李埈鎔は、大院君をして書を清人に送らしめ、一面には東學黨を敎唆し、內外相合して、

據り、壘を築き寨を修めて、防禦の備をなさしめ、牙山の敗將葉志超も、亦之に加はりて、衛左以下の諸將を統轄し、朝鮮の平壤兵は、清軍の中にあり、平安黄海二道の人民は、皆心を清軍に寄せ、その徴發に應じ、糧食を供し、牛馬を備へて、之が援助を與へたり。

日本軍平壤を陷る

日本は山縣有朋を征清第一軍の司令長官とし、野津道貫、大鳥義昌、立見尙文、佐藤正等をして平壤を攻めしめ、激戰數日、遂に之を陷れ、又その艦隊は清の艦隊を海洋島附近に破りしかば、海陸相應じて益〻進み、第一軍は鴨綠江を渡り、九連、鳳凰の諸城を拔き、大山巖は更に第二軍を率ゐて、遼東花園河口に上陸し旅順口を陷れ、兩軍力を協せ、進みて牛莊、田庄臺を取り、又別に海陸兩面より威海衛を攻めて、之を陷れ、北洋艦隊を殲滅し、全軍將に直隸を衝かんとする勢なるを以て、淸は大に懼れ、李鴻章を日本に遣して、和を議せしむるに至れり。

新に官制を定む

日清兩國の戰鬪此の如くなるの際に當りて、軍國機務處に於ては、新に官制を定め、議政府、宮內府、及び內務、外務、度支、軍務、法務、農商務、學務、工

軍國機務處を設く

て、之を宮中に迎へ、內外一切の政務を委ねたり。大院君は乃ち大に革新の政を行はんとして、まづ軍國機務處を設け、領議政金宏集を總裁とし、朴定陽、金允植以下の議員十數人を置き、自ら之に臨みてその章程を定め、凡そ立法行政皆此に於て評議し、その議定せられし施政の方針二十餘條は、王の裁可を經て、着々之を實施せんとす。又獨立の實を明かにせんとして、牙山の清兵を驅逐せんことを日本に託せしかば、大島義昌は直ちに兵を出し、數日にして之を掃蕩せり。

日清兩國宣戰を公布す

是より先、清も亦日本及び朝鮮に對する方略を決し、一方には牙山等の要地に據り、堡塞を築き、海軍との策應を謀り、又一方には北方より進みて、平壤を根據とし、南北夾擊して日本軍を劫制し、朝鮮藩屬の實を舉げんとせり。會清艦は豐島附近に於て、日本の偵察艦と邂逅し、突然戰端を開きしより、兩國共に宣戰を公布せしが、清は豐島の役に於て、敗沒の禍を招き、牙山地方の聯絡を絕たれしも、北方よりは提督衛汝貴、左寶貴、馬玉昆等をして、兵一萬六千餘人を率ゐて、平壤を占領し、その要害に

に之を容れ、校正廳を宮中に設け、領議政沈舜澤、左議政趙秉世、右議政鄭範朝、判府事金宏集、領敦寧金炳始を總裁とし、金永壽、朴定陽以下、十五人を委員として、その調査に着手し、日本の勸告に應じ、弊政を改革せんことを承諾せり。然るに局面は俄然一變し、日本に對して、その兵を撤し、併せて改革案をも撤回せんことを求めたり、これ他なし李鴻章、袁世凱等の恐喝使嗾に出でたるなり。されども日本は、是に因て遽に方針を改むべきに非ざれば、清は又居中調停を歐米諸國に求めたるを以て、露英米の三國は、各、斡旋を試みたれども、日本はその好意を謝して應ぜざりき。

清は歐米の調停を求む

日本兵王宮を占領す

かくて日本は溫和手段の到底その目的を遂すること能はざるを察し、急に兵を進めて王宮を占領し、大鳥圭介は王に謁して、具さに日本政府の本意を述べたり。この時袁世凱は形勢の益、非なるを知り、既に逃れて本國に還り、閔泳駿以下の黨與は、皆逃亡せり。因て久しく閔氏の爲めに遮られて、父子相見ることを得ざりし大院君を雲峴宮より起し

閔泳駿の窮困

日本改革を勸告す

清に謀りしも、清は、亦、之を拒絶せり。

朝鮮にては、閔泳駿が袁世凱と結託して、清の援兵を借りしより、遂に日本の派兵を促がして、如何なる事變の生ぜんやも知るべからざる形勢となりしかば、閔泳駿の失策を責むるもの甚だ多く、閔泳駿は已むを得ず袁世凱に就て兵を撤せんことを求めしも、袁世凱は之を聽かざるのみならず、閔泳駿を罵辱するに至りしといふ。されば閔泳駿は、窮困の餘、策の施すべきなく、更に多年の讐敵たる大院君に就て、その助力を借らんとせしも、大院君は大聲一喝之を斥く、是に至りて一時勢望赫奕たりし閔泳駿も、四方攻擊の焼點となりて、その職を免せらる。

日本は既に朝鮮に對して、獨力扶持の策を決し、大鳥圭介は其第一着手として、朝鮮は獨立國たる乎將た否らざる乎との問を發せり、朝鮮の獨立國たることは、既に明白なれども、廷臣の中、その方向に迷ふものも尠からざれば、衆論一ならざりしが、終に獨立國なりと答へたり。是を以て圭介は、更に改革方案五條を具して、朝鮮に勸告せしかば、王は直ち

東學黨の解散

が、洪啓薰は公州（忠清南道）に退き、李元會と相合し、更に準備を整へ、再び進みて全州を攻め、遂に之を回復せり。既にして清兵は牙山にあり、日本兵は仁川京城にありて、勢威甚だ盛なりしかば、東學黨は之を聞きて、大に恐怖し、一時鳥奔獸散して、その踪跡を潛めたれば、未だその渠魁を殲すに至らざれども、洪啓薰は兵を收めて、京城に凱旋せり。

日清交渉の不調

是時、日清兩國の兵は、共に朝鮮の地にありと雖も、日本兵は京城仁川の要地を占めたるのみならず、その運動極めて敏捷なりしかば、袁世凱は兵力を以て日本と爭ふの頗る困難なるを察し、日本公使大鳥圭介に會して、東學黨は既に鎭定に歸せしを以て、兩國共に兵を駐むるの要なければ、速に兵を撤せんことを商議せしが、日本の兵を出しゝは、別に理由の存するあれば、斷乎として之を拒絕せり。蓋し東學黨の叛亂は、朝廷の弊政に本づきたるものなれば、その弊政を改革して、禍源を絶つに非ざれば、一時その踪跡を潛むと雖も、重ねて暴發せんことも料り難し、因て日本は更に日清兩國協同して、朝鮮の弊政を改革せしめんことを

清の援兵を求む

清兵牙山に上陸す

日本の出兵

が、袁世凱の勸誘に因りて、清の援兵を要求し、又一方には、益、兵を招集し、巡邊使李元會に命じて、忠淸道に赴き亂民の北上に備へしむ。

淸は其權力を擴張し、屬國の實を擧げんとするに於て、援兵の請求ありしは尤も好機會なれば、李鴻章は直ちに提督葉志超、聶士成に命じて、三營(一千五百人)の兵を率ゐて、之を討せしむ。その牙山(忠淸南道)に上陸するや、葉志超はまづ諭告を發して、民心を綏んず、その文中に我が中朝屬邦を愛恤し、坐視して救はざるに忍びずといへる言あり。又淸國政府は日本に知照して曰く、中國の屬邦朝鮮に內亂あり、朝鮮政府の力、之を鎭壓すること能はず、今その請求に應じ、兵を發して之を剿定し、屬邦を保護するの舊例に依ると。日本は直ちに之に復答して曰く、貴國、兵を朝鮮に出すことは之を領せり、朝鮮を以て屬邦とすることは、我の承認する能はざる所なりと、亦在留官民保護の爲めに、兵を朝鮮に出し、混成旅團長大島義昌は、仁川に上陸し、進みて京城に入る。

是より先、東學黨は益、猖獗を極め、全州より進みて石城(忠淸南道)に至りし

黨祖は忠淸道の人崔福述といへるものにて、哲宗の末年、その治安を妨害するを以て刑せられしも、餘黨はなほ慶尙全羅忠淸の間に潛伏せしが、近時に至りて、王妃はその權威と快樂とを恣にし、祈禱卜筮巫呪の徒は宮中に出入し、閔氏の一族は、その專橫を極め、貪官汚吏は、之が驅使に任じて、爲さゞる所なく、且外國勢力の侵入は、歲ごとに益、甚だしきが故に、慨然奮起して、大に革新を行はんとす、而して之が首領たるものは全琫準なり。

其初全羅北道の古阜に起り、尋で慶尙忠淸の諸道にも起りしが、亂民之に附和して、集るもの雲の如く、その最も猖獗なるは全羅道にして、縣官を捕へ、米穀を掠め、武庫を破り、官舍を毀ちたれば、廷臣皆色を失ふ。乃ち洪啓薰を兩湖招討使として之を討せしめしが、克つこと能はず、全州終に陷り、洪啓薰及び監司金文鉉等皆敗走す。是を以て、洪啓薰はその力討すること能はざるを料り、書を上りて外國の援兵を借らんことを請ひしかば、朝廷益、狼狽す。時に閔泳駿は宣惠堂上兼統衞使たりし

を日本に遣して、之を殺さしめんとす。李逸植は乃ち東京に於て、自ら權在壽、權在衡等を指揮して、朴泳孝を殺さんとせしも、事遂に成らざりしが、是と同時に、また洪鍾宇なるものを指嗾して、金玉均を誘ひ、上海に至らしめて之を殺せり。

金玉均殺さる

時に朝鮮の使臣徐相雨は天津にありしが、清の軍艦威遠號に乘じて上海に至り、金玉均の屍と洪鍾宇とを載せて、朝鮮に還れり。朝廷大に喜びて之を迎ひ、直ちに洪鍾宇を兵曹判書に除し、金玉均の屍を支解して、頭と胴とは漢江楊花津頭に梟し、その傍に榜示して、大逆無道金玉均之屍と書し、四肢は各道に分梟せり、これ即ち英祖の尹光哲、李夏徵等を誅せしと同一の方法にて、その慘酷も亦甚だし。當時朝鮮と清との擧動は、實に日本を侮蔑せしものなり、これ安んぞ日本の義憤を起さゞるを得んや。

東學黨起る

是時に當りて、全羅道に東學黨の亂起れり、東學黨はもと西教を排斥し、東學を興隆せんとする一派の團結にして、その徒自ら稱す、儒佛仙の三道を折衷し、その華を取り、その粹を拔きて、大成したるものなりと。

東學黨と金玉均

後之を悔ゆるに及び、陰に術策を運らして、屬國の實を擧げんとし、百方苦心せしことは、その事實洵に掩ふべからざるものあり、これ他日、日本と大衝突を起して、干戈を交ふるに至りたる所以なり。

第五節　日清の戰爭及び朝鮮の獨立

日清兩國が兵を朝鮮に出して相爭ふに至りしは、東學黨の內亂に基す、東學黨の初めて亂を起したるは、三十年にして、王は綸音を下し之を宣諭せしにより、一たび鎭靜に歸せしが、三十一年（明治廿七年 光緒二十年）三四月の頃に至りて、また大に起れり、而して金玉均の殺されたるも、亦粗その時を同じくせり。金玉均と東學黨とは、固より、直接の關係あるに非ざれども、金玉均は閔氏の忌嫉によりて殺され、東學黨は閔氏の專橫を憤慨して起る、その由來する所、亦偶然に非ざるなり。

初め朴泳孝、金玉均等相謀り、革新の業を成さんとして、一敗蹉跌、身を日本に託せしこと、茲に十年、その間閔氏の一族は、之を除かんと圖りしこと一ならざりしが、遂に果さゞりしを以て、三十一年、竊に刺客李逸植

清國との貿易章程

同じからざるものあり。 十九年（光緒八年、明治十五年）定めし所の中國朝鮮水陸貿易章程は八條ありて、その初に朝鮮久列藩封、典禮所關、一切均有定制、毋庸更議、といひ、又此次所訂水陸貿易章程、係中國優待屬邦之意、不在各與國一體均霑之列、といひて、固より對等國の通商條約に非ず。 且、稅關長たる外國人は、清の任命せるものにして、稅關の報告は、之を清國に出し、清國各港の貿易冊には、朝鮮品の輸出入を內國貿易の中に置けり、これ豈清の朝鮮を屬國視するものに非ずや。 されども米國の朝鮮と條約を締結せんとするや、清にその斡旋を求めたるに、直ちに之を諾して、その事を成さしめたるを見れば、清は朝鮮の獨立を認めたるが如くなれども、その後、朝鮮より公使を米國及び歐洲に駐箚せしむるに當りては、清の牽束妨害を受けたること屢なりき。

朝鮮の獨立に關する矛盾

英露諸國も亦巨文島の事件に就て、清と交涉を爲したるは、朝鮮を清の屬國と認めたるもの丶如し、由來朝鮮の獨立に關しては、前後矛盾のこと尠からず。 要するに清は列國に對して、初は朝鮮の屬國に非ざることを明言せしと雖も、その

李鴻章王の譲位を勸む

要求せしに、是に至りて慶興のみに止め、且特に露國人のみに要求せしことをも削除したるは、清の干渉、その功を奏せしなるべし。

廿八年（光緒十七年、西紀千八百九十一年）に至りて、清の李鴻章は、書を王に送り、位を世子に譲らしめんとす。 王之を大臣に問ひしに、領議政沈舜澤、左議政鄭範朝等、清の意に背かんことを恐れ、王と世子と並びに南面して、政を聽かんことを請ひしが、禮判李裕翊深く之を非とせしを以て、沈舜澤等出でて罪を門外に待つ。 既にして廷議又變じ、世子の代理は前例なきに非ざるが故に、其制を定め、李裕翊は却て竄せらる。 清の干渉此の如くにして實に堪ふべからざるものありしかば、閔應植、閔泳駿等は、露國に對して、また保護密約を求めたりといふ説あれども、その信否は、未だ詳かならず。 要するに當時清露に於ける關係は、陰雲慘憺、殆ど測り知るべからざるものあるなり。

抑、朝鮮は自主獨立の邦として、列國と條約を締結せしと雖も、清に於けるは、獨り其干渉の甚だしきのみならず、條約に於ても、亦自ら他國と

露國と陸路通商條約を定む

あり。且、李鴻章が穆麟德に欺かれしことを悔いて、之を清國に召還せんとせしに、ウェーベルは王に對して、大にその不可を爭へり。是に於て王はウェーベルと穆麟德との關係を察し、益、追加條約案の危禍を包藏することを悟りて、その事一時中止せられたり。

李鴻章は遂に穆麟德を召還し、更に米人デニーを王に薦めて顧問たらしむ、蓋し穆麟德のなしゝ所に反して、清の爲めに盡力せしめんことを圖りしなり。然るにデニーも亦穆麟德の如くにして、その京城に至るや、首として清韓論を著し、清廷の行爲と袁世凱の施設とを痛斥し、朝鮮の清の屬國に非ずして、獨立の實を表すべき所以を切論す、その言公平なるが如しと雖も、實は露國に倚りて、其志す所を成さんと欲するにあり。ウェーベルの慧黠なる、爭でかこの機を逸すべけんや、再び追加條約草案を提出せしかば、朝鮮はまた之を謝絕すること能はずして、廿五年（西紀一千八百八十八年、明治廿一年）陸路通商條約九條を定め、明年、遂に慶興（咸鏡北道）を開きたり。されども初の草案には、圖們江岸百里の地を開くべきことを

清大院君を還す
袁世凱大院君廢立を謀る

されども此時恰も英國が巨文島を占領して、朝鮮の人望を失ひたる際なれば、露國は勉めて朝鮮の歡心を求めんとし、王妃は閔氏の一族と共に王を擁して、露國の保護に頼らんとするの形迹あり、且、王妃の所爲は、往々清の意向に反することもなきに非ず、之に反して大院君は久しく清に拘留せられて、その厚遇に感じ、且、外夷排斥は、その最も喜ぶ所なれば、清は大院君を放還して、王妃の黨を抑へ、且、露國を疎隔せしめんことを圖れり。かくて廿四年(光緒十三年明治二十年)に至り、袁世凱は大院君と相謀り、王を廢して、王の兄載冕の子を立てゝ世子となし、大院君をして政を攝せしめんとせしが、閔泳翊は初めその謀に與りて、事情を知悉し、竊に之を王に告げしに因て、逆謀遂に敗れたり。

露國はこの間にありて、益、その勢力を伸張せんと欲し、條約締結の後、追加條約草案を提出し、特に露國人のみの爲めに、陸路貿易を開かんことを要求し、穆麟德は亦内にありて、百方力を盡したりしが、清の李鴻章は、書を王に送り、七條の問答を設け、反覆その利害を論じて、忠告する所

るといふ、尋でウェーベルは、代理公使兼總領事とし、來りて京城に駐箚せり。

露國の保護を求む

露國と條約を締結せしは、即ち金玉均の亂ありし年なりしが、この亂より後、政權は事大黨に歸せりと雖も、當時、別入侍（外國に遊び、その事情に通ぜし人にて、君側に侍するものをいふ。）の徒、或は王に說きて曰く、清は既に恃むに足らず、日本は怨を朝鮮に構へ、且つ清と是非を干戈に訴へんとす、今に及びて早く露國の保護を仰ぐに如かずと。　而して別入侍金鏞元は、王命と稱して浦鹽斯德に往き、黑龍江總督コルフに就き、日清兩國朝鮮に於て事ある時は、救援せられんことを請ひたりしに、露國は之を承諾し、廿二年（明治十八年、西紀一千八百八十五年）日本駐箚公使館書記官スピールを遣して、之が條約を結ぶべきことを迫りたるも、これ固より外衙門の與り知れる所に非ず、又日清の交涉も、平和に局を結びたれば、スピールは强硬なる談判をも爲さずして止み、その後金鏞元は、王命を矯るを以て流竄せられ、この議は終に消滅せり。

英國巨文島を還す

もすること能はざりき。然るに露國は清に對して、この占領を許すや否やを問ひしかば、清は直ちに水師提督丁汝昌に命じ、軍艦三隻を率ゐて、實地を踏査せしめ、且、長崎に至り、英の艦隊司令長官に會して、其不法を詰らしむ。是に於て、英國はこの地を還さんことを清に約し、清は更に露國より他日巨文島を占領せざるべきことの誓約を取りて、之を英國に示せり、因て二十四年（清光緒十三年、西紀一千八百八十七年）に至り、英國は終に巨文島の占領を罷めて、之を朝鮮に還したり。

露國と條約を定む

露國は哲宗の末に當りて、滿洲數百里の地を清に取り、始めて境土を朝鮮に接せしより以來、歐領及び亞領の中部に多事にして、東顧の暇あらざりしが、その後廿餘年を歷て、餘力の生ずるに及びて、漸く手を朝鮮に下さんとす。會、清の李鴻章が穆麟德を薦め、朝鮮の顧問となすに當りて、穆麟德竊に露國の力を借り、己が志望を達せんとす。是に於て、露國は北京駐箚公使ウェーベルを全權委員とし、來りて通商を議せしめ、遂に條約十三條及び貿易規則三條を定む、蓋し穆麟德斡旋の力多きに居

諸外國との條約

英國巨文島を占領す

諸外國との條約は、李太王十三年(明治九年)日本と締盟以來、六年を隔てゝ、十九年(明治十五年、西紀千八百八十二年)には米國と、廿年には英獨二國と、廿一年には露伊二國と、廿三年(明治十九年、西紀千八百八十六年)には佛國と、相繼で之を締結せしより、漸く世界列國の伍伴に就くことを得たり、而してその關係の尤も紛錯せるは、日清の外にありては露國にして、英國は之に次げり。

英國は二十年條約締結以後、中央亞細亞境界の紛議により、英露兩國の間、將に干戈を交へんとするに至りしかば、廿二年(西紀一千八百八十五年、明治十八年)露國に對する攻守上の必要により、突然艦隊を派遣し、巨文島を占領して、砲臺を築きたり。巨文島は即ち、三山島にして、三山相抱きて、その間に一港を爲す、英人之をポートハミルトンといふ、全羅南道興陽郡に屬して、南海の要地なり。その巨文島と稱するは、順天郡巨麻島を地圖に巨广島と書せしより、麻の略字广を文と誤り、又三山島をこの島なりと思ひしより起れりといふ。英國は占領の後、北京駐箚公使をして、その事を朝鮮に報告せしむ、時に金允植は外衙門督辦たりしが、之を奈何と

事大黨の軋轢

防穀令

に歸せしより、閔應植は閔泳翊と軋轢し、閔泳煥は閔泳駿と互に世道を競ひ、その他韓圭卨、朴定陽、趙秉稷、金宏集、沈相薰等の如きも、陰に相爭鬩して、國政は益〻紊亂に趨けり。且、日本の朝鮮に對する政畧の冷淡となりしより、袁世凱は益〻閔族を籠絡して、其横暴を肆にし、廿六年(明治廿二年、光緒十五年)咸鏡道監司趙秉式が、その豐穰なるにも拘らず、突然防穀令を布き、穀物を日本に輸出することを禁じて、日本商人に損害を與へたるが如きも、亦袁世凱の使嗾に出でたりといふ、而して趙秉式は實に閔應植の信任を受けたるものなれば、その關係も亦推察せらるべし。其後、日本公使より損害賠償の要求をなしゝこと數回に及びしと雖も、荏苒決せざりしが、三十年(明治廿六年)大石正己の公使となるに及び、賠償金十一萬圓を出して、纔に國交を全うすることを得たり。

第四節　英露清の關係

大院君及び金玉均の亂ありし頃は、實に內外多端の秋にして、獨り日清兩國のみならず、他の諸外國に於ても、亦外交上の關係を生じたり。

天津條約

この亂に乘じて、清兵はまづ日本軍に向つて發銃し、且京城居留の人民を殘害し、婦女を凌辱せしを以て、日本は伊藤博文を全權大使とし、西鄕從道を副使として清に遣し、その罪を問はしむ。清は李鴻章及び吳大澂を全權大臣とし、天津に於て討議を開き、終に日清兩國の朝鮮に屯在する兵を撤すること、將來事ありて兩國の一方より兵を朝鮮に出さんとする時は、互に行文知照すべきこと等を約し、その殘害凌辱等の事は、證左なきを以て、姑く之を措くことゝせり、是を天津條約といふ、時に明治十八年(李太王廿二年、光緒十一年)四月なり。これ近時に於て、朝鮮の事件より日清兩國の衝突を起して、交渉を開きし始なり。

袁世凱京城に留る

是より後、清は條約によりて、兵を撤せりと雖も、當時清兵に將たりし袁世凱は、朝鮮通商事務全權委員として京城に留り、陰に內治外交に干涉することは、前日に異ならず。又當時は、兩度內亂の後を承けしのみならず、凶歉疾疫相繼ぎて、疲弊殊に甚だしく、盜賊白晝に橫行し、亂民四方に蜂起せり。而して金玉均、朴泳孝等、日本に逃れて、政權は專ら閔氏

金玉均朴泳孝日本に逃る

は清兵に投じて、その兵營に移され、尋で王宮に還れり。而して官職の主要なるものは、率ね事大黨を以て組織せられ、閔應植、閔泳煥、閔泳駿等は世道となり、金玉均、朴泳孝等は、皆日本に逃れたり、是を金玉均の亂、又甲申の變といふ。これ實に新進有爲の士が、日本に頼り、その國の獨立を圖らんとして、全く失敗に畢りしものなり。

日本と和議を修む

是に於て、金朴諸人の亂をなしゝは、日本公使の教唆に出でたりとなし、禮曹參判徐相雨を全權大臣として、罪を日本に問はんとせしが、その未だ發せざるに、日本は既に外務卿井上馨を全權大使として、朝鮮に遣し、その罪を詰責せしむ、淸も亦欽差吳大澂を遣し、兵艦を率ゐて、海路より來り、日本に先だちて京城に入れり。王乃ち左議政金宏集を全權大臣として、井上馨と議せしめ、日本人の遺害に對する賠償金十一萬圓、公使館建築費二萬圓を出す等の事を約して、和議を修め、修信使徐相雨、副使穆麟德を日本に遣し、その罪を謝せしめて、この事を結了せり。この時金朴諸人の殘黨は、慘殺せられしもの尠からざりしといふ。

清兵宮中に亂入す

捕將漢城判尹となり、徐光範は左右兩營使兼右捕將となり、朴泳敎(泳孝の兄)は承旨となり、徐載弼は前衛正領官となれり。洪英植乃ち改革案を王に奏す、その大要は内治を修整し、國權を擴張して、獨立國の體面を全うせんとするにあり、尋で四營の兵をして、行宮を護衞せしめ、革新の政綱その端緒を開きたり。

然れども新政府の基礎は、未だ鞏固ならず、形勢甚だ不穩なりしかば、朴泳孝は王を擁して暫く江華に退き、援を日本に求めんとし、金玉均等は、王の速に宮闕に還らんことを欲して、議論一ならざりしが、王は終に還幸せり。是時、事大黨は、清の吳長慶、袁世凱に就き、兵力を以て、君側の奸臣を除かんことを請ふ、吳長慶、袁世凱乃ち兵を率ゐて宮中に亂入し、門内の朝鮮兵之に應じて、共に日本兵を攻擊せり。是を以て日本公使は、事の爲すべからざるを知り、王と別れて公使館に還り、尋で仁川に退き、朴泳孝、金玉均等も之に從へり。日本兵の退くや、朴泳敎、洪英植等、王を擁して竊に北門より逃れたりしが、泳敎、英植等は、皆清兵に殺され、王

金玉均等事大黨を除かんとす

日本兵王宮を護衛す

朴泳孝等、皆年少氣鋭にして、屢、時政を痛論し、革新の實を擧げんとせしも、常に事大黨に妨げられて、自由の活動をなすこと能はざれば、奮然起つて非常手段を施し、其目的を達せんと欲し、同志の士徐光範、洪英植、及び徐載弼、李寅鍾、申福模等と相謀り、廿一年（明治十七年光緒十年）郵程總辨洪英植が開局の祝宴を爲すに際して事を擧げ、悉く事大黨の領袖を殺さんとす。この日、統理軍國衙門督辨、六曹判書、四營營將、及び各國の公使領事、皆一堂に會す、亂の起るや、刺客はまづ右營大將閔泳翊を殺さんとして果さゞりしが、金玉均、朴泳孝は、直ちに王宮に入り、奏して曰く、清兵亂を爲し、閔氏を殺せりと、因て使を遣して、救を日本公使に求めしに、公使竹添進一郎、兵一中隊を率ゐて至る、王乃ち景祐宮に遷り、日本兵之を護衛せり。既にして王命を以て、統理衙門督辨閔泳穆、前營使韓圭稷、後營使尹泰駿、左營使李祖淵、吏曹判書趙寧夏を召して之を殺す、皆事大黨の領袖なり。而して李載元、洪英植は左右議政となり、沈舜澤は吏曹判書となり、金玉均は戸曹判書となりて承旨を兼ね、朴泳孝は前後兩營使兼左

獨立黨

二百餘年來變らざりしが、嚮に大院君が王宮の建築と兵備との爲めに、錢幣を清に借り、清の年號と國字とを書したる通貨を國内に流布するに及び、始めて清國の尊崇すべきを知れり、又日本に於て征韓論の起りし時、清國にては日本が師を朝鮮に用ふるの意あれば、宜しく邊海の防備を嚴にすべきことを忠告して、成るべく日本より遠けて、清國に親ましめんとするの謀を爲し、其後種々の干渉を爲して、屬邦の實を擧げんとせしより、國民の感情は遂に一變して、この黨派を生ずるに至りしなり。　獨立黨は、日本と條約を締結せしより、その端を開き、朴泳孝、金玉均、徐光範、洪英植等、日本に至り、その文物の進歩を見、世界の大勢を察して、大に感發する所あり、飜つて清との關係を見れば、干渉その度に過ぎ、殆ど憤悶に堪へざるものありしを以て、日本の力に賴りて、其國の獨立を固くせんと欲するものなり。

二十年（明治十六年）朴泳孝、金玉均の日本より還るや、竹添進一郎は、辨理公使として、京城に駐箚し、兵一中隊を以て之が護衛となしたり。　金玉均、

李鴻章の命を聽て政を爲す

事大黨

泳鎬等之に當りしと雖も、實際に勢力あるは、閔台鎬、閔泳翊父子にして、趙寧夏、魚允中、金宏集等の如きも、皆清に奉事するものに非ざるはなし。而して清の北洋大臣李鴻章の推薦により、統理衙門には獨逸人穆麟德(モルレンドルフ)（自ら朝鮮人の後裔なりと稱して、穆麟德の漢字を以て其名に充つ。）を、軍國機務衙門には清人王錫鬯、馬建常を、各〻その顧問とし、盡く李鴻章の命を聽て、其政を處理し、統領吳長慶、司馬袁世凱は兵三千を率ゐて、京城の內外に駐屯し、或は威力を以て官民を壓服し、或は恩澤を施して人心を收攬せり。その後顧問は皆その職を去り、內政は稍羈束を脫せりと雖も、兵權及び外交の事に至りては、依然として命を清に聽きたれば、自主獨立は、名ありて實なく、全く清と本屬の關係を呈せり。

國情は此の如く次第に變遷し來り、廷臣は隱然分裂して、外戚王族若しくは閥閱とに論なく、率ね事大黨獨立黨の二となるに至れり。事大黨は、即ち清に隷屬せんとするものにて、滿朝の士、過半は之に屬せり、清の滿洲より起り、且朝鮮に侮辱を加へしを以て、深く之を怨みしことは、

清はその內治の漸く整頓するに及びて、爾に朝鮮を放棄せしことの誤れるを悔い、之を回復せんと欲して、益、內治外交に干涉し、朝鮮も亦清に倚賴して、一時の苟安を圖らんとせしなり。

大院君の像



(大院君傳に據る)

清國保定府滯在中、畫工をして寫さしめたるものなり。

この時洪淳穆は領議政となり、金炳國は左議政となり、趙寧夏は兵曹判書となり、李秉文は禮曹判書となり、閔台鎬は宣惠堂上となり、朴泳孝は漢城判尹となりて、清の制度に倣ひ、統理交涉通商衙門、軍國機務衙門を新設し、各、督辨、協辨、參議ありて、洪淳穆、金炳國、閔台鎬、趙寧夏、金宏集、閔

支那大院君を本國に押送す

を擅にせり。

王妃は國望山下より密使を王宮に送りて、その無事なることを報じ、且支那の救援を要請すべきことを告げたり、因て王は校理魚允中を北京に遣し、内亂を靖んぜんことを請ふ。是より先、清は深く朝鮮の事情に注目し、乘ずべきの機會を待ちしが、この亂の起りしは、全く大院君の煽動に出でたるを見、かつ救援の請ありしに因り、直ちに陸軍提督呉長慶、水師提督丁汝昌、侯選馬建忠等をして、軍艦三隻に乘じ、兵を率ゐて朝鮮に至らしめ、大院君を拉して清國に押送し、直隷保定府に幽囚せしむ。是が爲めに、逡巡躊躇せし日本との條約は、忽ち決定せられたり。是時、清の呉長慶等、通衢に掲示して曰く、朝鮮は中國藩服の邦たり、比年以來、權臣柄を竊み、政私門より出で、遂に今年六月の變あり、國太公(大院君)實に其事を知るを以て、まづ國太公をして中國に朝せしむ、爾臣民安りに疑惧を生じ、自ら誅夷を招くこと勿れと、王も亦表を清に上りしが、その文中に臣が生父海に航して入朝し、臣藁に席して罪を俟つの言あり、蓋し

日本と和を修む

既にして花房義質は、軍艦數隻を以て護衛となし、再び來りて王に謁し、數條の要求を提出せしも、依違逡巡して決せざりしが、大院君の淸國に押送せられしより、廷議忽ち變じ、李裕元を全權大臣とし、金宏集を副として、義質と商議せしめ、規約六條、修好續約二條を定め、亂黨を誅し、金五萬圓を以て日本人の死傷者に酬い、金五十萬圓を以て損害の賠償に充て、日本の軍隊を京城に駐在せしむることゝし、尋で修信使朴泳孝、副使金晩植、金玉均を日本に遣し、その罪を謝せしめて、事總に治れり、是を大院君の亂といふ。

この亂は、端を兵卒の暴動に開くと雖も、大院君が是に乘じて日本を排斥し、閔氏を芟除して、自己の勢力を回復せんと欲せしより、その勢、火の原を燎くが如く、益、蔓延するに至りしなり。されば亂の初に當りて、大院君はその子載冕と共に宮中に入り、兵卒を指揮して、參判閔昌植を殺し、又貪官汚吏の家を毀ち、王に請うて軍國大小の機務、悉く己に稟決せしめ、十餘日の中にして、その惜む所のもの三百餘人を殺し、復た威權

日本公使館を襲ふ

君の邸に赴きて、その事を告ぐ、大院君は好機失ふべからずとして、陽に之が鎭撫をなしゝも、陰には益、之を煽動せしかば、兵卒齊しく武衞營に會し、都城大に擾亂す、王、李景夏をして之を安撫せしむれども聽かず、兵卒は夜に乘じて日本公使館を襲ひ、火を四方に放つ、公使花房義質團を潰して出で、京畿觀察營に至りて、保護を求んとせしに、營中空しくして人なし、遂に計を決して、王宮に赴きしも、南大門固く鎖して入るべからず、因て亂を仁川に避けたり。

亂兵宮闕を犯す

亂兵は又領議政李最應の邸に赴きて、最應を殺し、遂に宮闕を犯し、閔謙鎬及び京畿觀察使金輔鉉を殺し、更に王妃を弑せんとせしが、王妃は已に服を變じて宮を出で、尹泰駿の家に匿れ、一時は既に薨去せりと傳へられ、哀を擧げ喪を服するに至りしも、幸にその禍を免れ、忠州の北なる國望山下の僻村に逃れて、その身を全うせり、而して堀本禮造は、此時終に亂兵に殺害せらる。

花房義質等の仁川にあるや、又亂兵の襲擊に遇ひ、濟物浦より小舟に乘じて逃れしが、會、月尾島にて英國測量船に邂逅し、之に乘じて長崎に還れり。

兵卒亂をなす

豊來なるもの變を告げしに因て、事覺れ、李載先、安驥泳、蔡東述等皆殺されたり。是時に當りて、人皆王妃の驕奢淫泆を極め、閔族の政を爲すこと貪虐なるを惡み、復た大院君の政を渴望す、故に安蔡等の死せるを見て、慷慨悲憤の情に勝へざるものあり、人心益〻動搖して、事變は方に旦夕に迫れるものゝ如し。

この危機一髮の際に當りて、恰も一條の導火線となる者あり、嚮に新營を置くによりて罷めれたる舊軍門の兵卒は、往々糊口に窮するに至り、又兵曹判書閔謙鎬は、陸軍の財政を掌りしが、貪冒にして官財を掠め取り、兵卒に糧食を給せざること數月に及ぶ、その始めて給するに及びて、倉米は腐敗せしのみならず、屬吏は又その米を扣除して、升斗の不足を致したれば、不平の兵卒は益〻怒り、十九年(明治十五年 清光緒八年)六月、亂を作して閔氏を襲ふ。時に謙鎬は宮中にあり、屬吏及び家人は、皆後門より逃れたれば、其目的を達すること能はず。是に於て、兵卒は徒らに死せんよりは、まづ閔氏の諸族を殺し、而して後死せんには若かずとし、遂に大院

大院君廢立を謀りて成らず

を代理公使として、京城に駐箚せしめ、交際漸く親密に趣けり。　王は新に二營を置き、李景夏を武衛大將とし、申正熙を壯禦大將とし、日本より陸軍中尉堀本禮造を聘し、衛兵をして新式の訓練を受けしめ、又金玉均(炳基の養子)徐光範を日本に遣して、その學藝施政を觀察せしめ、大に文物制度の改革を行はんとせり。　久しく排外保守を以て國是となしたる朝鮮が、此の如き風潮に趣きたるは、全く日本排斥の頭領大院君が、閔氏との軋轢により、その勢力を失墜せしを以てなり。

第三節　大院君及び金玉均の亂

日本の修好條約を結びしより後、新進有爲の士は、頗る心を日本に傾け、益、開明に進まんことを欲せしも、在朝の士、之を嫌忌するもの亦少からず、李萬孫、崔益鉉、黄在鶴、白樂寛の徒は、時政を痛論して、掊擊餘力を遺さず、人心恟々たり。　且大院君は、久しく閑地に居り、常に王及び王妃、閔泳翊等が開國を喜べるを見て、憤懣を懷き、遂に王の庶兄別軍職李載先、承旨安驥泳、蔡東述、及び李鍾學、李鍾海等をして、廢立を謀らしめしが、李

支那は朝鮮の屬國に非ざることを列國に告ぐ

を殺しゝ時、北京駐箚の佛國公使ベロネーは、支那政府に對して之を責めしが、時に支那は騷亂相繼ぎ、國步頗る艱難なりしが故に、朝鮮の內治外交に干涉するの權なきを以て之に答へたり。　其後朝鮮の米國軍艦を砲擊せし時、北京駐箚の米國公使ローは、罪を支那に問ひしに、支那は亦之に答ふるに、朝鮮は我が正朔を奉ずと雖も、宣戰講和の權は、その關知する所に非ざるを以てせり、これ支那の歐米諸國に對して、朝鮮の屬國に非ざることを公言せしものなり。　其後、明治六年、日本全權公使副島種臣が北京にありし時、支那政府は、朝鮮に就ては、前年米國に明答せし所の主義を確執する乎と問ひしに、支那政府は、斷然として然りと答へたり。　是を以て今回の條約第一條に於て、朝鮮は自主の邦たることを特書し、支那の屬國に非ずして、獨立王國たることを、世界列國に紹介したるは、實に此時を始とす。

元山仁川を開く

是より後、條約に因りて釜山の外、元山仁川の二港を開き、禮曹參判金宏集を修信使として、日本に遣し、隣交の誼を修めしめ、日本は花房義質

日本と修好條約を定む

て之と商議せしむ、大院君は申櫶、尹滋承に囑し、且、書を當路の大臣に致し、力めて修好の說を斥けたれば、領議政李最應、左議政金炳國、知中樞洪淳穆以下、皆之に附和雷同せり。獨り右議政朴珪壽、及び譯官吳慶錫は、群議を排して、通交の利を說きしも、議久しく決せざりしが、朴珪壽、吳慶錫は、事の諧はざらんことを恐れ、奎鎬及び李最應に說きて、日本修好の利害を王及び王妃に奏せしむ。是より先、王妃は一子を擧げたれば、李裕元を奏請使として支那に遣し、東宮を冊立せんことを請ひしに、李鴻章は之を許し、且日本と好を修むべきことを勸告せり。內外の形勢既に此の如くなれば、廟議玆に一決し、日本の要求に從ひ、修好條規十二條を締結するに至れり。その大要、朝鮮は自主の邦として、日本と平等の權を有し、兩國互に平等の禮を以て交を通ずべし、二十箇月の後、朝鮮國內に於て、新に通商港二箇處を開くべし、日本航海者は、朝鮮沿海を測量することを得べしとの諸件なりき。

朝鮮は從來支那に對し、屬國の禮を執りたるを以て、嚮に佛國宣教師

大院君京城に還る

の儒生、闕門に伏し、上疏して王の大院君に對して不孝なることを論せしに、王大に怒り、推鞫して之を殺さんとす、大院君乃ち京城に入り、王に言て曰く、儒生等我父子の爲めに疏を上る、もし此輩を殺さんと欲せば、まづ我を殺せと、王も亦奈何ともすること能はず、たゞ首謀者を竄配し、復た大院君に請うて京城に還り居らしむ。是より大院君は、再び國政を左右せんと欲せしが、前日の如く縦横自在の手腕を奮ふこと能はざりしも、是が爲めに、對外の方針に、多少の影響を及ぼし、日本との條約は成らんとして未だ成らず、依違の間に彷徨して、空しく時日を經過せり。

十二年(明治八年)八月、日本の軍艦雲揚號、支那牛荘に赴かんとし、來りて漢江口に泊し、艦長井上良馨、端艇に乗じて漢江を溯らんとせしに、江華島の守兵、突然之を砲撃す、日本の兵直ちに之に應戰し、且、永宗島の砲臺を抜き、其城を焚きて還る。是に於て、日本は十三年(明治九年)黒田清隆を全權大使とし、井上馨を副として朝鮮に遣し、使書を拒絶し、且、雲揚艦を砲撃せしことを責む。王乃ち判中樞府事申櫶、都總府副總管尹滋承をし

征韓の議日本に起る

て、大院君は既に佛米二國の軍艦を擯斥し、西洋諸國畏るゝに足らずとして、得意滿志の時なれば、その日本を侮蔑すること此の如きも、怪しむに足らざるなり。

是に於て、日本にては憤慨殊に甚だしく、征韓問罪の議論、盛に朝野の間に起り、廟議殆ど決せしに、岩倉具視、木戸孝允、大久保利通等の歐洲より還るに及び、非征韓論者遽に勝を制して、西郷隆盛以下の征韓論者は、袂を聯ねて、皆その職を去りたれば、終に兵を出すに及ばざりき。これ畢竟、日本の朝鮮を視ること、一强國の如くなるよりして、此に至りしものにて、大院君の內外を震動せしことも、亦與りて力ありといはざるべからず。

大院君既に權を失ひし後に於て、閔升鎬は兵曹判書となりしが、竊に爆裂彈を贈りしものありて、升鎬は之に死し、閔奎鎬、閔泳翊、相繼で國政を執るに及び、對外の方針稍變じ、東萊府使朴齊寬をして、修好締盟の意を釜山駐在の日本官吏に通せしめたり。既にして慶尙忠淸全羅三道

鬱陵島を朝鮮の屬島と定む

屬島と定めたり。是に於て、紛紜はその局を結びて、また舊好に復せしが、哲宗の時、日本の歐米諸國と和親を結び、通商を開くに及びて、頗る之を疑ひ、始めて交聘の儀を止めたり。

明治維新の初に至りて、宗重正は朝命を奉じ、使を遣して王政復古の事を報じ、且舊好を修めんことを求む、是時大院君は、政柄を執りしが、その書辭印章、前例に違へるを以て受けず。其後日本は外務大丞花房義質を釜山に遣し、東萊府使に會商し、對馬貿易船の先例を廢して、日韓通商を開かんとするの希望を示し、官吏を釜山の倭館に駐箚せしむ。然るに東萊府吏は、花房以下諸人の服裝、皆西洋に則るを見て、今や日本は衰弱して、制を夷狄に受るものなりとして、益、之を輕侮し、一書を倭館に榜示して曰く、日本人は西洋人と交り、禽獸と均しきを以て、之と交際すべからず、此禁を犯すものは、斷頭の刑に處すべしと、これ即ち大院君の旨意を奉じたるものにて、大院君は又之と同じき諭文を八道に頒布し、

日本との交際を拒絶す

日本との交際を拒絶するの決心を示せり。これ李太王九年(明治五年)にし

大院君勢力を失ふ

示し、暫く青山白雲の間を徘徊し、他日の機會を俟つの外、策なきに至り、政權は已に王妃及び閔族に歸して、全くその勢力を失へり。而して日本に對しては、大院君の勢力を失へるにより、始めて條約を締結することゝなれり。

鬱陵島の來歷

日本とは、德川氏の初より、使聘を通じて、隣交の禮を修めたりしが、たゞ肅宗の時、鬱陵島の事に就て小紛擾あり。鬱陵島は、我が神代卷に宇佐島といひ、公任集にうるまの島といひ、後に礒竹島、又は竹島といへるものにて、太古に於ては、日本に屬せしものなるべけれども、新羅の時、于山國といひ、高麗の時には、鬱陵島といひて、朝鮮の有となり、人民も住居せり。其後朝鮮の政事も及ばず、人民も住居せざりしかば、壬辰の亂より以後、八九十年間は、全く日本人の漁獵地として、池田氏(鳥取藩)の領有する所となり、竹島と稱したりしが、肅宗十九年(元祿六年)に至りて、朝鮮人民の竊に漁採を行ひしより、紛紜を生じて、往復交渉七年に亙り、肅宗二十五年(元祿十二年)終にその地の朝鮮に近くして日本に遠きを以て、之を朝鮮の

大院君山莊に退居す

君に對する宮中及び親族間の感情は、甚だ快からざるものあり。

是に於て、王妃は張氏及び趙妃の從姪趙寧夏、閔升鎬等をして、最應、載冕を誘ひ、屢、王に親政を勸めたれども、王未だ決すること能はざりしが、大院君之を察し、閔升鎬を水原留守とし、趙寧夏を訓鍊大將として、之を慰撫せんと欲せしも、容易にその運動を停めず、十年（明治六年）九月に至りては、王の意愈、決せしものゝ如し。因て大院君は王の意のある所を確めんと欲し、疾と稱して城北なる石坡山莊に退居し、門を杜ぎ客を謝せしかば、王妃及び閔升鎬等、この機に乘じて、諫官崔益鉉、洪在學等をして、大院君の政を執る、國家に忠ならずして、生靈を殘虐せしことを痛論せしむ。大院君大に怒り、右議政朴珪壽に請うて、之を殺さしめんとせしも、珪壽は當時重望の大臣にして、大院君に用ひられしが、亦その專恣を惡みたれば之に應せざりき。大院君は奈何ともすること能はず、飄然去りて楊州直洞の別莊に歸臥せしが、王は之を迎へんとせざれば、其意既に變せしを知り、又別莊を出で、先人墳墓の地德山に赴きて、憤怒の意を

王妃閔氏を立つ

大院君王妃趙妃及び親族と隙あり

祿女あり書史に通じ、頗る閨秀の譽あり、府大夫人之を立てゝ王妃となさんとし、趙妃に薦め、且大院君に謀りしに、大院君も亦其戚族より王妃を立てば、己に利あらんことを思ひ、遂に閔氏を迎へ入れて王妃とす、因て其父致祿を追封して、驪興府院君とし、兄升鎬の官を陞す。然るに大院君は、王妃の英明なるを見て、心竊に之を忌む、趙妃は初め大院君に籠絡せられしが、後に至りてその專橫甚だしきに因て、之を惡みたれば、大院君は遂に趙妃王妃と共に漸く隙あり。且、趙妃よりして王妃に賜ひし宮人張氏は、辯慧にして智謀ありしが、徐氏と共に趙妃に仕へし時に當りて、大院君は潛に之と通せしかば、その後二人は、侍妾とならんことを請ひしが、大院君は徐氏を許して、張氏を却けたるが故に、張氏は深く之を怨めり。又大院君はその兄、興寅君最應が、人となり懦弱なるが故に、意氣相合はず、長子載冕は王の兄にして、封君たるべきものなれども、之を封せず、大將たらんことを請へども、亦許さゞりしを以て、載冕は、その父の己を愛せざることを恨めり。此の如き種々の事情により、大院

西教徒を殺すこと廿餘萬人

あるにより、偶然この勝利を贏ち得たるにもせよ、百年積弱の後を承け、毅然として外難の衝に當り、再戰して再勝す、豈剛果猛斷、元氣を振作するの致す所に非ずや、その東洋猛虎の稱を得たるも、亦由る所なきに非ざるなり。是に於て、その驕傲は益、甚だしく、歐米諸國の與し易きを知り、益、排外主義を鼓吹し、邪學を斥するの論を著して、國內に頒布し、遍く西教信徒を索めて之を殺せり。蓋し李太王の初より十年に至るまで、大院君が權を擅にせし時に於て、西教を奉ずるに因りて誅戮せしもの、前後凡そ二十餘萬人に及べりといふ。

第二節　大院君の失權及び日本の修好

大院君はその威權を內外に奮ひ、生殺與奪、その意の如くなりしが、盈るもの必ず虧け、盛なるもの必ず衰ふるは、數の免れざる所にして、十年の後に至り、悉くその勢力を失墜せしは、亦その故なきにあらざるなり。

初め王は三年の喪已に終り、年又長ぜしを以て、王妃を立んとす、府大夫人閔氏（大院君の配、王の生母）の弟閔升鎬、出でて其族閔致祿の家を繼ぎしが、致

米艦芝罘に還る

亦劇しく砲臺を攻擊して、後に江を下れり。その後ロッチャースは、更に戰鬪の準備を爲し、旬日を過ぎて、砲艦二隻及び小蒸汽船等に陸戰隊六百五十餘人を載せ、再び江を溯りて、直ちに陸戰隊を上陸せしめ、劇戰數時、終に廣城及びその他の砲臺を陷れしが、中軍魚在淵力戰して之に死す。されどもこの時米國の軍艦は、或は舊式のものあり、或は吃水過大なるものあり、或は木材朽腐して、激動に堪へざるものあり、その漢江を溯るに適するものは、獨り砲艦二隻のみにて、その餘は皆江口に止まらざるを得ず、且この砲艦二隻も、この戰鬪によりて、急に修理を要するに至りたれば、進攻を繼續すること能はざるを以て、條約の商議を開くに及ばず、直ちに芝罘に向ひて、師を班せり。要するに、米人のこの擧も亦前年佛人の來寇と同じく、全く失敗に終れり、ロー及びロッチャースの朝鮮の事情に暗く、外交の驅引に長せざる、倶にその效を收むること能はざるも、亦已むを得ざるなり。

大院君は既に再び佛、米二國の軍艦を擯斥せり、これ敵に幾多の缺點

米船を焚く

み、其禁令を嚴にして、之を殺すこと愈、多かりき。

初め佛國の來寇ありし年は、外國との關係尤も繁多にして、米國船の海岸に來りしもの、前後三隻あり、その二隻は相當の保護を與へしも、シャーマン號が大同江に至りし時には、船員頗る暴行をなしゝを以て、土人襲うてその船を焚き、悉くその船員を殺したりき。

是時、米國は既に日本に說きて、條約を結びし後なれば、貿易の關係上、朝鮮をも開港せしむべきの議論漸く盛にして、一千八百七十年、即ち李太王七年(明治三年)には、その議既に決し、清國駐箚公使ロー、及び亞細亞艦隊司令長官ロッジャースに訓令を下し、朝鮮に赴きて、海上遭難の海員を救護し、且貿易を開くの條約を結ばしむ。是に於て、ロー及びロッヂャースは、北京に相會して、準備を整へ、日本長崎を艦隊の根據地となし、八年(西紀一千八百七十一年明治四年)五月、軍艦五隻を率ゐ、舳艫相銜み、長崎を發して江華に向ひ、まづ砲艦二隻及び小蒸汽船四隻を以て、測量艦隊を組織し、ブレーク之が司令となり、漢江を溯る。大院君命を下して、之を砲擊せしかば、砲艦も

て、墨面に必ず右の十二字を印記せしめ、もし之に從はざる時は、重く之を罰せり。尋で梁憲洙を御營大將とし、李景夏を水原留守兼總理營使とし、新に三軍府を置て兵事を議せしめ、城郭兵器を修め、軍額を增添して別抄軍と號し、國中の銅鐵を收めて、佛國の大砲を模造し、令を八道に下して、兵備を嚴にし、砲臺を沿海各處に築き、砲軍を設けて之を守らしむ。思ふに鎖國の城壁は、數十年以來、嚴乎として之を守りしと雖も、斷然攘夷の旗幟を樹し、砲火を交へて、益、閉鎖を固くしたるは、實に此に始まれり。

歐米人南延君の墓を發掘す

四年、(西紀一千八百六十七年)又獨人オーペルト之が主宰となり、佛人米人之を助けて相謀り、牙山より上陸して德山(忠淸南道)に至り、大院君の父、南延君球の墓を發掘せり。これ西敎徒が大院君の殺戮を恣にせしを惡み、その父の墓中に金寶多きことを、佛人に告げしが故に、之を奪はんと欲せしものにて、全く盜賊の所爲に外ならず、されども石棺堅く鎖して開くこと能はず、空しく手を收めて還り去りしが、大院君は、是より益、西敎徒を惡

戰利品、錠銀十九萬九千フランク、書籍數千册を本國に送達せり。元來

史庫

朝鮮にては、朝廷史官の記錄する所のもの、內は春秋館に藏し、外は忠州星州、全州等の史庫に藏せしが、壬辰の兵亂に遭て、唯全州のみ全きを得たり、因て江華島に移置し、宣祖三十六年、局を設けて印出し、更に江華島及び妙香山、太白山、五臺山等に分藏せり、當時佛國に送りし書籍は、蓋しこの記錄なるべし。

佛軍敗北の理由

抑、佛人のこの擧は、全く代理公使ベロネーの專斷に出でたるものにて、本國政府の與り知る所に非ざれば、兵數甚だ少なく、準備亦十分ならざるにも拘らず、一擧して半島王國を覆さんと欲す、代理公使の輕卒なる、水師提督の無謀なる、既に此の如し、その目的を達せざるも、亦宜ならずや。

石碑を鐘路に立つ

是に於て、大院君は頗る得意の色を見はし、嚮に設けし巡撫營を罷め兵を撤し、一碑石を鐘路に立て、之に文を刻して曰く、洋夷侵犯、非戰則和、主和賣國と、蓋し永く洋人と和せざるの意を示すなり。又墨工に命じ

佛軍敗北す

二百を率ゐ、通津江を渡りて、文珠山城（京畿道通津にあり）に陣し、魚在淵は兵二百を率ゐ、金浦江を渡りて廣城（江華島にあり）に陣し、韓聖根、李濂は兵三百を率ゐ、草芝（同上）に陣して、之を禦がしむ。佛軍まづ廣城を攻めて之を破り、勝に乘じ進みて江華城を攻め、終に之を陷れ、留守李寅夔城を棄てゝ走る、其後、文珠山城を攻るに及び、道路險隘にして、進むこと能はず、兩軍相持すること十餘日。是時大院君は佯りて和を佛軍に求め、一方には書を日本の德川幕府に致して救援を乞ひ、楊花津に多數の船を沈め、漢江の水道を閉塞して、益、防備を固くし、且獵虎銃手八百人を募りて一隊となし、防禦軍を援けしむ。銃手小船に乘じて、江華島に渡り、堂塔に據りしが、佛軍之を攻めて、一戰大に敗北す、ローズこの敗狀を見、茫然として自失し、事の爲すべからざるを知り、翌日火を江華城に放ち、支那に向ひて逃れたり。

ローズは、この時虛僞の報告書を爲し、敗を以て勝となし、且、寒威既に凜烈にして、鹽河將に氷合すべきを慮り師を班すといひて、江華府城の

佛艦來寇す

ルは竊にこの事變を書し、英國商船に託して北京に送り、又、己は西教に入りし漁夫と共に、內浦(忠淸南道)より一葉の扁舟に乘じ、芝罘を經て天津に達し、佛國水師提督ローズに其狀を報せり。

是時、北京駐箚の佛國代理公使ベロネーは、この報告を聞き、淸國政府に對して、之を詰責せしに、淸は朝鮮の內治外交に干涉するの權なきを以て之に答へたり。ベロネー乃ち書を淸の恭親王に送りて曰く、朝鮮は西教信徒を虐殺せしにより、師を出してその罪を問はんとす、今や朝鮮の王位を處分するものは、獨り我佛國皇帝のみ、決して他國の容喙を許さずと、傲然として眼中既に朝鮮なきもの丶如くにて、令を水師提督ローズに傳へ、まづ軍艦三隻を派して、漢江を探檢せしめ、その還るに及びて、十月、更に軍艦七隻に六百人の陸戰隊を乘せしめ、來りて宣教師を殺すの罪を問へり。大院君之を聞き、直ちに檄を八道に傳へて、兵を徵し、巡撫營を設け、李景夏を巡撫使とし、梁憲洙、魚在淵を左右先鋒とし、韓聖根、李淳灐を游擊將軍とす、而して李景夏は京城に留陣し、梁憲洙は兵

西教徒數千人を戮す

國に結び、露國を防ぐの策を陳す、大院君之を納れ、乃ち南鍾三を遣して、當時北京にありし敎正ベルノー、ダブルイ等を招還せしめしが、鍾三等の歸るや、復た召して事を議せず。是時に至りて、朝廷は西敎排斥の議論甚だ盛なりしに、北京より還りしものありて、淸國政府は、その域内にある西敎信徒を鏖殺せりとの事を報せり、然のみならず、嚮に脅喝の言をなしゝ露艦は、已に去りて隻影なく、又佛國は憲宗五年の殺戮に對して、復仇の擧をも爲さざれば、西洋諸國恐るゝに足らず、西敎信徒悉く誅すべしとは、殆ど當時の輿論なり。是に於て、大院君は左捕廳に命じて、鍾三、鳳周、身逵、及び佛人ベルノー、ダブルイ、張敬一等を捕へて、悉く之を虐殺し、又令を下して、國内を捜索し、信徒數千人を捕へて、或は流竄し、或は誅戮せしかば、佛國人の二十餘年間、辛苦經營せし宣敎事業は、一時その迹を絶つに至れり。

この事變に當りて、佛國の敎正以下十餘人の中、纔に潜伏して、その死を免れたるものは、リデル、及びフェロン、カレイの三人のみなりしが、リデ

諺文の聖書を刊行す

西教信徒益衆し

留學せし金某（アンドルー、キン）は、教正フェレオルの命に依り、海路黃海道に來りて捕へられ、西夷に通ずるを以て斬に處せられ、崔某（トーマス、ツオイ）は宣教師メーストルと共に路を滿洲に取り、琿春に至りて、驅逐せられしが、尙之に屈せず、十四年（西紀一千八百四十八年）崔は竊に義州より入りて、京城に達し、又全羅に行き、傳道の事業は、大に便宜を得て、諺文に翻譯せし數種の聖書を印刷して、遍く之を頒布せしかば、信徒益〻增加して、哲宗の末には、一萬八千人に上れりといふ。

李太王位に即き、大院君政を擅にする時に至り、權要の地に居り、西教を信ずる者益〻衆く、王の乳母朴氏（マルタ、パク）承旨南鍾三（シヤン、ナム）洪鳳周（トーマス、ホン）李身逵の徒は、その尤なるものなり。殊に南鍾三は、學問淹博にして才略あり、佛國宣教師張敬一と稱する者を延きて、潛にその家に宿せしめ、聖書の刊行に務めたり。三年（西紀一千八百六十六年、慶應二年）正月、露國の軍艦一隻、元山に來りて通商を求め、頗る脅喝の言をなし、朝廷甚だ恐怖す。南鍾三等この機に乘じて、愈、西教の根據を堅くせんと欲し、上書して英佛二

佛國宣教師京城に入る

大に西教徒を殺す

されば憲宗の初（西紀一千八百三十五年以後）には、佛國天主教ゼシュイト派の僧侶、モーバン、シャスタン、アンベルの徒、相繼で義州地方より邊禁を犯して闖入し、竊に京城に到りて、宣教に從事し、且朝鮮の少年三人を、澳門に留學せしめ、信徒漸く盛にして、九千人の多きに至れりといふ。王の初には、信徒を虐遇すること甚だしからざりしが、趙寅永等が權を擅にするに及びて深く之を憎み、五年（西紀一千八百三十九年）七月、新に嚴令を下し、モーバン等三人、及び信徒百三十餘人を捕へて、之を虐殺せり、この時の斥邪綸音の中に、魍魎影を匿し、稂莠種を易へ、逆竪姓を變じて出沒し、妖譯貨を齎して交通し、聲氣異域に接り、脈絡同黨に遍しといひ、又昏夜密室の中に講授し、深山窮谷の間に嘯聚し、互に教友と稱し、各、邪號を設け、頭を藏し尾を隱し打て一團を成すといへるを見れば、當時祕密に宣教を爲しゝ情狀を知るべし。

其後邊禁は益、嚴にして、容易に內地に入ること能はずと雖も、千艱萬苦を犯して、或は海路よりし、或は陸路よりして、闖入を試み、竊に澳門に

西教徒を殺す

り人を教誘せしを以て、誅せられたり。是時、慶尙黃海の二道、邪學に染むもののなきは、先正の遺化なりとて、李彦迪の後裔李鼎揆、李珥の後孫李恒林、及び李滉の祀孫を擢用せしを見れば、他の地方には、多く行はれしなるべし。二十年（清嘉慶元年、西紀一千七百九十六年）修撰崔獻重は、上疏して邪學を斥けしが、純祖元年（清嘉慶六年、西紀一千八百〇一年）に至り、其教次第に滋蔓せしを以て、大に勦治を行ひ、其沈溺の甚だしきものを誅し、改悔せしものを宥せり、因て諸道に命じて、常に糾禁を加へ、每月報告せしむ。時に黃嗣永（アレキサンドル、ワン）なるものは、深くその教を信仰し、清國蘇州の人周文謨が、潜に使節に隨ひ來りしを邀へ入れて、男女を教誘せしが、文謨が誅せらるゝに及び、嗣永は機を知りて亡命し、書を歐洲天主教國政府に寄せて、六七萬の兵を發遣して、朝鮮を占略せんことを請ひしかば、大逆の律を用ひて、之を誅せり。當時その教は有力者の間に行はれ、且初は支那との關係なりしが、漸く歐洲人と氣脉を通じて、遂に直接關係に移らんとするの端緖を開きたり。

丁李等天主敎を信ず

燕京に書を購ふことを禁ず

(元和九年、西紀一千六百二十三年)に殺されしものなれば、當時は未だ傳來せざりしなるべし。

正祖の時、丁若鏞(字は美庸、茶山と號す、羅州の人、尙書平、牧民心書、欽々新書、大韓疆域考、經世遺表、茶山集等の著あり)及び李康宸、李惠宸兄弟等、當世の名儒を以て、天主敎の書を讀み、深く之を尊信し、密にその書を王に上りしことあり。其後この三人は、竟に絶島に竄せられしも、なほ人を敎誘して倦まざりしかば、之を信ずるもの多く、後世に至りて、全羅道の南邊に行はれしは、この徒の傳ふる所なりといふ。當時に於ける天主敎の書籍は、皆支那より傳來したれば、正祖十年(淸乾隆五十一年、西紀一千七百八十六年)大司憲金履素の言によりて、燕京に使するものゝ書を購ひ歸ることを嚴禁し、十五年(乾隆五十六年、西紀一千七百九十一年)又その禁を申嚴し、明末淸初の文集、及び稗官雜記より、經書史記に至るまで、燕京より持ち來ることなからしめ、且、天主敎の書籍を藏するものは、官に自首せしめ、聚めて之を焚き、凡そ邪術を爲すものは、或は刑し或は諭して感化せんことを期せり、而して朴承薰の如きは、理函及び氣函の二書を購ひ來

超凡傑出の才幹膽略あるに非ずんば、安んぞよく此の如くならん、或は之を稱して姦雄となすも可なり、或は之を稱して、英豪となすも亦可なり、嗚呼、これ大院君の大院君たる所以なり。

第十四章　諸外國の關係

第一節　天主敎徒の誅戮及び佛米の擯斥

朝鮮の歐米諸國と關係を生じたるは、天主敎の傳來に始まりて、その敎を禁じ、その書を焚き、その敎徒を殺戮せしこと、一再に止まらざりしが、大院君の剛斷によりて、遂に歐米人と戰を交ふるに至れり。

天主敎傳來の起源詳ならず

天主敎の傳來は、その初を詳にせず、蓋し宣祖の末より、光海、仁祖の頃に至るまでは、日本及び支那に於て、歐洲人の盛に宣敎をなしたる時なれば、その接近せる朝鮮にも、亦必ず宣敎すべき筈なるに、一も考ふる所なし。柳夢寅の於于野談に、日本に伎利但の敎入りて、釋氏を擯せしことを記したれども、その朝鮮に傳はりしことは見えず、柳夢寅は、仁祖元

大院君の政利害得失並び存す

の吏の親戚故舊は、皆器財を賣りて官に輸し、その死を緩うせんことを請ひしかば、必ずその未納の額に滿るに至りてその死を免ず、是に於て租税怠慢の弊習悉く除きたり。是等の處置は、固より嚴酷に過ぐと雖も、積年頽廢せる紀綱を振肅せんと欲せば、この非常手段も、亦或は巳むを得ざることとあるべし。

蓋し大院君の政を爲すや、利あり害あり、得あり失あり、未だ一概に之を論ずべからずと雖も、朋黨門閥の弊を打破して、衆民の困苦を除き、尙武の氣象を作興して、邊疆の防備を固くし、勤儉の風を奬勵して、紀綱を振肅せしが如きは、その當時に効益ありしこと、洵に掩ふべからざるなり。されどもその殺戮を肆にし、重斂を難からず、或は鄕會及び邑會の如き、民衆相謀り緩急相救ふの良風美俗をも、皆之を禁止したるが如きは、亦暴政といはざるべからず。要するに、その剛斷猛厲にして、少しも逡巡顧慮せず、令して行はれざるなく、禁じて止まざるなし、これ獨りその内治に於けるのみならず、その外國に對するも、亦皆然らざるはなし、

を漢江の外に驅逐せしむ。郡縣なほ儒生の氣燄を怖れ、逡巡して敢て書院廢毀の命を奉せず、大院君之を聞き、まづ一縣官を黜けて、嚴罰を施しゝかば、諸道傳聞して大に戰慄し、一時に書院一千餘所を毀ちたり。大院君更に密使を八道に發して、兩班の擧動を按察せしめ、もし平民を侵虐するものあれば、その身を罪し、その家產を籍沒して、毫も寬假する所なし、是に於て兩班儒生の跋扈するもの、悉く屛息し、庶民大に悅びたりといふ。これ實に二百餘年來鬱結したる積弊を、一擊の下に粉碎したるものといふべきなり。

身布を徵收す

大院君は、又從來忠勳の子孫の身布(人丁の稅)を免除せしより、兩班は皆身布を出さずして、その補充は之を人民より取りしが故に、改めて一般兩班よりも、悉く之を徵收することゝせり。

租稅の徵收を嚴にす

又八道の監司に命じて、租稅の徵收を嚴にし、未納の稅額、千石以上に超ゆるものは、その首を斬り、千石以下なる者は、海島に竄配せしむ、その法を行ふは、寧ろ重きに從ひ、千石を減ずること一二石なりと雖も、亦之を斬首に處す、諸郡大に驚き、そ

書院を毀ち院儒を逐ふ

に通せしが故に、書院の弊害多く、儒生の跋扈强梁にして、人民を侵虐することと甚だしきを察し、其弊害を一掃せんと欲す。されども書院は實に當時勢力の集點なれば、之に手を下すは、極めて困難にして、尋常一樣の手段を以て、爲し得べきに非ざれば、誰か敢て妄りに之を試むることあらんや。然るに大院君の剛厲武斷なる、如何なる盤根錯節に遇ふと雖も、躊躇逡巡すべきに非ざれば、令を下し、各道の書院にして、特殊の事由あるものを除くの外、悉く之を毀ち、院儒を逐うて鄕里に歸らしめ、拒みて從はざれば必ず之を殺さしむ。兩班儒生大に驚き、怨憤激昂して、闕門に詣り、書院の復活を請願するもの數萬人、形勢甚だ不穩なり、廷臣その變あらんことを恐れ、諫めて曰く、先賢の祀を崇ぶは、士氣を培養する所以なり、願くは書院廢毀の令を止めよと、大院君大に怒りて曰く、苟も民に害あるものは、孔子復た生ると雖も、吾之を恕せず、況んや書院は本邦の先儒を祀る所にして、盜賊の淵藪となれるをや、何ぞ寬容することあらんと、遂に刑曹及び漢城府の兵卒を出して、盡く闕門に集るもの

大典會通

六典條例

衣服の制を改む

を執るに習はざるを以て、公私の出入、皆馬に乘らしめ、更に滿洲より馬匹を購求し、富民をして家ごとに一二匹を畜はしめ、之と同時に馬丁を付與せしが、馬丁には、無頼の徒多きを以て、官府の威勢を假りて、其戶主を脅迫し、富民大に苦しみたりといふ。是等の中には、多少の弊害なき能はずと雖も、その意は實に政綱を正し、武備を整ふるにあり。

又領議政趙斗淳、判中樞府事李裕元、左議政金炳學をして、經國大典、續大典、大典通編により、大典會通六卷を修めて、正祖十年以後、及び純祖、憲宗、哲宗、三朝の敎式を補輯せしめ、南綾君洪鍾序をして、六官諸司の事例を彙集して、六典條例十卷を編纂せしむ。又士民衣服の制を改め、その笠を小にし、その袖を狹くし、從來朝官の用ひたる白革鞋及び絹製靴を禁じ、悉く黑革靴を用ひしめ、長珠瓔を斷ちて之を短縮し、士民の笠纓は、漆粽竹、或は木實を以てするを許し、帛を用ふることを許さず、官妓娼女の風俗を矯正せり、これ皆法度を修め、奢侈を禁ずるものなり。

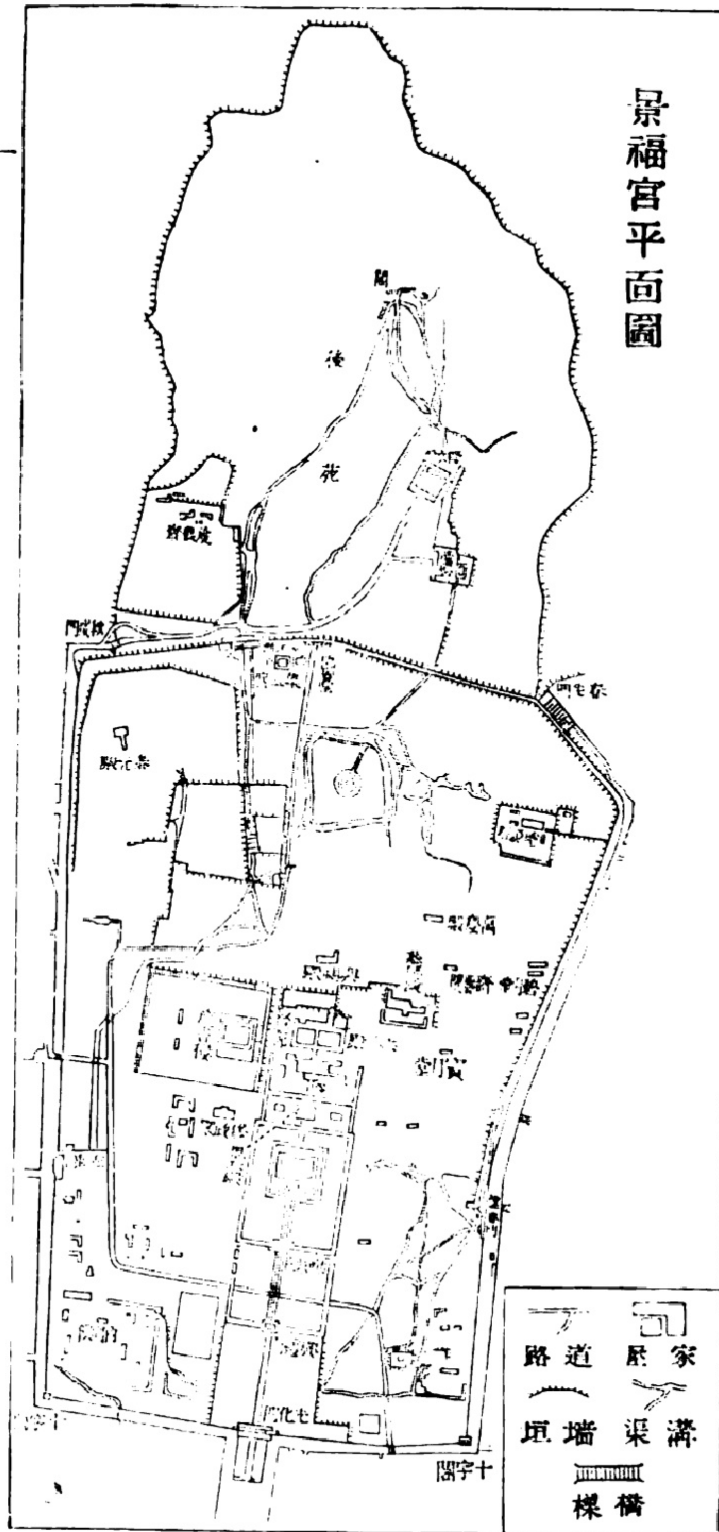
且大院君は、もと南人の家に生れしが、貧困の中に生長し、閭巷の事情

くならずと雖も、亦全く其心を動かさゞるにも非ず、又或は之を假りて、他人を籠絡することをもなしたれば、畢竟、圖讖窩中の人たるを免れざるなり。

大院君の改革は、獨り讖言を壓服するが爲めのみならず、當時の頽風敗俗は、滔々として日に下流に趨くの勢なれば、有爲の士、一たび政權を掌握する時は、奮然起つて之が矯正を圖らんとするは、固より當然の事なり、況んや大院君の剛斷なる、安んぞ手を袖にして、坐視することあらんや。されば改革の第一着手として、まづ議政府の權を復し、備邊司を廢して、三軍府を設け、現任の將相を以て、其職を兼ねしむ、思ふに備邊司を廢することは、正祖の嘗て爲さんと欲して、果さゞりし所のもの、今や一朝にして之を斷行せり。又江華府を陞せて鎭撫營とし、江華の留守を鎭撫使とし、別に壯勇を募りて、鎭撫營に屬せしめ、之を別驍士といひ、漢江の楊花鎭に砲臺を築き、北邊に於て、茂山(咸鏡北道)厚州(咸鏡南道)等の郡を置き、內地の民を移して開拓せしむ。又西班の宰相以下、文弱にして鞭韝

大院君圖讖を利用す

に獻じ、尊びて大院位と稱す、是より權力益〻盛なり。　これ蓋し大院君が、密に讖言を地中に埋めて、趙妃を籠絡するの計をなしたるものなりといふ。　是時、民間種々の讖言あり、曰く、李氏に代るものは鄭氏にして、公州(忠淸南道)の鷄龍山は、鄭氏の都となるべしと、大院君之を忌み、都を移して厭勝せんと欲し、役夫を發遣し、基を開き地を掘らしめたるに、石礎を得ること甚だ多し。　民間訛言あり、曰く、この地鄭氏千年の宅なり、之を犯すものは必ず大禍あらんと、大院君心にその言の取るに足らざるを知ると雖も、一方には又財政窮乏して、都を移すこと能はざるを以て、遂にその事を中止せり。　既にして又讖言に、大院君萬人の爲めに敗るべしといへることあり、或人大院君に言て曰く、萬人を殺さば、この災を除くべしと、大院君之を信じ、大に殺戮を行ひて、萬人の數に充つ。　又讖言に李氏五百年にして革命あるべしといふことありて、各地に傳播す、大院君乃ち國政を一新して、其兆に應ぜんと欲し、大に制度の改革を行へり。
蓋し大院君は、豪邁磊落にして、固より庸俗の妄りに讖言を信ずるが如



この建築は、堂宇殿門等の配置、總て太祖の時の舊制に據れり。これ蓋し支那宮城の制度を模して、之を縮小せしものなり。

圖讖に應ずとなすもの丶如し。大院君之を趙妃に獻せしに、趙妃甚だ之を奇とし、大院君を信ずること益〻深し、王は遂に宴を設け、賀を大院君

景福宮成る

既に之を操縱して、己が用に供したれば、議政六曹は徒らに手を拱して、署押するのみ。八道の監司留守も、亦之に同じく、全羅道監營の白樂瑞、及びその弟白樂弼、慶尙道監營の徐般老の如き、監司も稍その意に忤へば、立ろに譴黜せらるゝに至る。右の諸人の中に於て、專ら願納錢の徵收を擔當せしは、內にありては張淳奎、外にありては白氏兄弟、徐般老の如きものにて、獨りその徵收の嚴酷なるのみならず、賄賂を貪ることも亦甚だしく、人民皆その肉を啗はんと欲す。

されども景福宮の營建は、幾多の困難を排斥して、終にその功を竣へたれば、大院君は更に六曹の各衙門、及び諸官舍を修め、四年(慶應三年)に至りて、王は昌德宮より新宮に移れり。大院君宮闕に入るごとに、意甚だ自得し、新宮の輪奐莊嚴なるを指して、廷臣に誇揚せりといふ。

初め工事に着手するや、某判書玉泉と號するもの、其役を董し、舊議政府石瓊樓の故址に於て、一銅器を得たり、その文に曰く、華山道士袖中寶、獻壽東方國太公、青牛十廻白蛇節、開封人是玉泉翁と、蓋し大院君を以て

大院君の驅使に任ぜし人物

探査せしめ、苟も其家に於て饘粥を食することを得る以上のものは、悉くその戸主を捕廳に召集し、威を以て之を脅かし、その産の幾分を納めしむ、而して往々人の誣告により、百金の産ある者にして、千金の願納錢を强迫せられ、その産を竭すと雖も、之に充るに足らざるが爲めに、或は獄に投ぜられ、或は自殺するものあるに至る。

是時に當り、大院君の鷹犬となりて、之が驅使に任ぜしもの、家令にては千喜然、何靖一、張淳奎、安弼周、世に之を千何張安といふ、この四人は皆その妹尙宮となり、王の左右に侍するを以て、大院君に寵せられ、其他、李承業、劉在韶等も、皆權威甚だ盛なり。宦者李敏化は公事廳の內侍となり、內命を出納することを掌るが故に、大院君は之と結納して、宮中の動靜を知る。諸司の執吏は、聰明にして才藝ある者を選び、吳道榮(刑曹)金完祖、金錫準(戶曹)朴鳳來(兵曹)李繼煥(吏曹)張信永(禮曹)尹光錫(議政府)等を任用せり、執吏は各司世襲の小吏にして、典例事務に熟練せるものなり、而して尹光錫の如きは、尤も傑出の人物にて、膽略才幹、倶に勝れたりといふ。大院君

建築材料の蒐集

更に令を下して、木石を蒐集せしめ、凡そ國内の巨巖喬木にして、民間に崇祀せられしものと雖も、亦皆伐採を免れず。是を以て、妖言益〻起りしが、大院君之を斥けて曰く、木石の神、崇を爲さば、吾自ら之に當らんのみ、何爲れぞ他人を煩さんと、衆之を奈何ともすること能はず。又古來の風習として、豪族大家、皆その墓地を愛護し、占むる所の山林、甚だ廣く、子孫敢て伐採せざるもの數百年、鬱密として天に參するもの往々之あり。大院君之に諭して曰く、今、王宮を營建せんとして、君が家の墓木を以てその用に供せんと欲す、君の祖先靈あらば、必ず首肯すべしと、直ちに命じて之を斬伐せしめ、もし爭ひ訴ふるものあれば、輙ち之に罪を加ふ、豪族大家も、亦之に抗すること能はず。

願納錢

此の如き强硬の手段を以て、建築材料を蒐集せしも、新宮の工事は、未だ成るに及ばずして、財力は既に竭乏を告げたり。是に於て更に一法を設け、人民の錢財を徵收し、之を願納錢と稱す、願納の名は美なりと雖も、その實は脅迫の獻金なれば、人を八方に遣して、細かに民產の實況を

結頭錢

き。是に至りて、大院君は先王の志を成さんと欲して、重修の令を下したれども、其事の容易ならざるは、衆人の皆認めし所なれば、臺諫は之を諫めしも聽かず、まづ八道の民に命じて、田一結ごとに錢一百文を出さしめ、之を結頭錢といひて、其費用に充て、工役に着手し、營建局を白岳山麓なる舊宮址に設け、李景夏を營建都監堂上として、その事を董さしめ、京城及び附近の住民、役に赴くもの數萬人にして、工事は着々歩武を進めたり。

然るに意外の災厄、忽然として襲ひ來れるあり、一夕偶、光化門外より火を失せしに、風力甚だ烈しく、嘗て四方より運搬して山の如くに堆積せし美材良木は、終に一場の焦土と化したり。是に於て世人往々妖を談じ、怪を說き、これ天の警戒を垂るゝ所以なり、もし之を犯さば更に大災を被らんとて、工事の中廢を切望するもの尠からず。若し尋常の人にしてこの頓挫に遇はしめば、或は更に好機を待つの心を生ずるやも計られざれども、大院君の剛毅不撓なる、是等の事を以て、遽に沮喪せず、

大に黜陟を行ふ

景福宮の營建

稟けしめ、三軍營の兵勇を選びて護衛に充て、藍輿に乘り闕門に出入することを許し、朝參には、別に座位を大臣の上に設けしむ。大院君既に政權を掌握して、大に黜陟を行ひ、趙斗淳を領議政とし、金炳學を右議政とし、李宜翼、鄭基世、金世均を吏兵戶の判書とし、李升輔を宣惠堂上とし、李景夏を訓鍊大將とし、李章濂を禁衛大將とし、李景宇を御營大將とし、李邦玄を總戎使とし、申命純を右捕盜大將とせり。この十餘人は大抵李氏の一派にして、金氏も亦その中にあり、思ふにこはその職に就くの初、怱卒任用せしものにて、未だ必ずしも盡くその選を極めしものに非ざるなり。

大院君は、務めて異常の事をなして、權を立んと欲し、その第一に着手せしものは、景福宮重修の土功とす、景福宮は、太祖の時の營建にして、壬辰の亂、兵燹に罹りて、灰燼となりしものなり。憲宗嘗て之を建んとせしが、その工費を計るに、甚だ鉅額にして、多年衰弊の餘、直ちに着手するを得ず、因て私に內帑を蓄ふること、數百萬兩に及びしが、終に果さゞり

王族はもと政に干るを許さず

權力は長久にして、翼宗の嗣は永く絕えん、もし吾が子を立てゝ、翼宗の統を繼がしめば、意の如くならざることなからんと、趙妃之を聞て大に喜び、深く相結託して規畫する所ありしが、哲宗の薨ずるに及び、この計は趙妃の手を假りて着々實行せられたるものなり。されば趙妃が諸大臣をして、大院君の待遇を議せしむる時には、大院君は既にその簾中にあり、計畫準備の整ひしこと此の如し、趙妃の手段の敏活にして、よくその目的を達することを得たるも、決して偶然に非ざるなり。

李朝にては、從來、王族の科擧に赴くを禁じ、又朝政に干涉することを許さず、時に或は世祖が未だ位を簒はざりし時、領議政となり、其後、世宗の孫、龜城君浚が將相を統べしことありしも、浚が誅せられし後には、防禁益、密にして、其收入は、三族を畜すに足らず、近時に至りて、科擧に赴くのみは許されしも、大院君にして大政を協贊するは、實に開國以來の新例なりとす。

趙妃はまづ敎を下し、百官有司をして、大院君の第に到り、その指揮を

大院君の素行

大院君は、家もと甚だ貧にして、放蕩豪俠、好みて無頼の幇間と遊び、人皆之と歯せず。金氏南氏權を擅にし、宗室殺戮せらるゝの際に當りて、諸金に諂事し、且その子載冕(即ち李㬎公)をして科に登らしめんと欲し、金炳基、南秉哲を迎へて、之を饗せんとす、炳基、秉哲等之を諾せしも、期に及びて倶に至らざりしを以て、大院君深く之を恨む、されども載冕は終に及第することを得たり。金氏南氏は常に大院君を輕んじ、大院君も亦侮蔑を受て恥とせず、これ蓋しその禍を免るゝ所以なり。李夏全の殺されし時、南秉哲、大院君に謂て曰く、爾必ず夏全の謀を知らんと、大院君大に驚き、面色土の如くなりしといふ。これ豈南秉哲の慧眼、已に大院君の遠志あるを看破して之を試み、大院君の喫驚せしも、亦劉備の雷を聞き箸を墜すが如くなるに非ざることなからんや。

大院君趙妃と結託す

是より先、趙氏と金氏とは軋轢して、遂に金氏に權力を奪はれ、趙妃は之を怨みしかば、大院君は密に趙妃の侍女に結び、計を獻じて曰く、今王もし不諱ありて、諸金他の王族を立てゝ、哲宗の後を承けしめば、諸金の

大院君大政を協贊す

を恐れ、陽に尊びて陰に之を抑へんと欲するなり。趙斗淳之を駁して曰く、金左根の說は、前後矛盾せり、國に二君あらしむべからずとは是なり、然るにその儀注は、二尊に免れず、宜しく王子大君の例の如くにして、趨拜せず、名を稱せざらしめんと、鄭元容は斗淳の議に從はんと請ふ。大王大妃又敎を下して曰く、未亡人事體を知らざるに非ず、但嗣王年幼にして、國事方に多難なり、大院君宜しく大政を協贊すべし、その儀たゞ大臣と等を同じくして、上の前に趨拜せず、名を稱せざれば可なりと、諸大臣皆大に驚く、金左根、金興根等、之を爭ふこと再三なりしも行れざりしかば、諸大臣已むを得ずして退出す、是より政權は全く大院君の手に歸し、久しく專橫なりし金氏は、その權を失へり。思ふに哲宗の薨後に於ける趙妃の擧動は、敏捷果決、毫も逡巡躊躇の色あらず、趙妃いかに機智膽略ありと雖も、これ豈一婦人の方寸より出でしものならんや、冥々の間必ず之を指導するものなくんばあらず、之を指導するものは誰ぞや、興宣大院君是應、實にその人なり。

李太王立つ

是に於て、新王は哲宗を以て兄とし、翼宗を考として、其統を承け、王位に即く、時に年十二、是即ち李太王にして、その明年を以て元年とす、實に我元治元年（清穆宗同治三年、西紀一千八百六十四年）なり。

王乃ち王妃趙氏を尊びて大王大妃とし、王妃洪氏を王大妃とし、王妃金氏を大妃とし、興宣君を封じて大院君とし、生母閔氏を府大夫人とし、祖父南延君を追贈して南延大院君とし、興宣邸を號して雲峴宮といふ。

大院君の待遇を議す

是時に於て必然起るべき問題は、古來未だ嘗て其例あらざる、生存大院君待遇の方法なり、大王大妃趙氏、乃ち敎を下し、諸大臣を簾前に召して、之を議せしむ。金左根曰く、大院君は嗣王の生父なりと雖も、國に二君あらしむべからず、宜しく待するに不臣の禮を以てし、入朝するに趨らず、上の前に名いはず、その出入する時は、兵を以て護衞し、その服は大君の制の如くにして、稍その儀を崇くし、朝廷尊を尊ぶの義を示し、主上は月の初に、必ず雲峴宮に覲し、一切政事を以て勞することなからしめんと、金興根も亦この議に同じ、蓋し金氏は大院君の政事に干與せんことと

淳穆は、洪氏の族長たるを以て、新王をして憲宗の統を承けしめ、洪氏の權威を固くせんとす。然るに王妃金氏は、方に悲哀の中にあり、その宗族の强盛なるを恃み、新王は必ず哲宗の嗣を承くべしと思ひて、趙妃の意に從ひ、敎を下して曰く、興宣君の第二子㷩、天姿夙成にして、人主の量あり、入りて大統を承けしめよと、前領議政鄭元容を院相として、雲峴の私第に迎へしむ、これ蓋し金氏が趙氏の欺きを啗ひて、この英斷を下しゝなるべし。㷩既に宮に入りたれば、趙妃は廷臣の㷩が左右にあるをも顧みず、突然外殿に出御し、その手を執りて吾子と呼ぶ、廷臣惶懼して皆伏せしが、獨り鄭元容は、趙妃に勸めて內殿に入らしめんとせしに、趙妃聽かず、固くその手を執りて、親ら之を携へ歸り、玉座を內殿に設けて、自ら簾を玉座の背後に垂れ、旨を傳へ大臣を召し、敎を下して曰く、嗣王翼宗大王の統を承く、亟に中外に布告すべし、未亡人已に簾を垂る、宜しく之が儀注を定めて奏すべしと、諸大臣皆趙妃の擧動の意外なるに驚きしも、事已に此に至る、また奈何ともすること能はず、謹みて命を承く。

趙妃繼統を議せしむ

趙氏洪氏權氏各其力を振はんとす

の地位にあり、因て趙妃は諸大臣を會して繼統を議せしめ、興宣君昰應の第二子熙を立んとす。興宣君はその父を南延君球といふ、球は進士李秉源の子にして、莊祖の子、恩信君禛の養子となりしものなれば、李氏の疏族なるべし。領府事金左根、領敦寧金興根、之を難じて曰く、我邦古來生存の大院君ありしことなし、而して李熙はその生父昰應の存するあり、今之を立つれば、何を以て其父を處せん、且、昰應は性質凶險なり、もし太上の尊を恃み、朝政を攪亂することあらば、必ず國家の患をなさんと、是時に當りて、金氏の勢力を維持せんと欲せば、これ固より當然の憂慮なりと謂はざるべからず、されば炳基、炳國等も、亦その言に感じて、悲慟號哭せり。

時に戚族は各々異志を懷き、宮中に出入して謀る所あり、趙妃の姪趙成夏、從姪趙寧夏は、皆幼なりと雖も、領議政趙斗淳は、趙氏の族長たるを以て、新王を援立して翼宗の統を繼がしめ、趙氏の權力を振はんとし、洪妃の父益豐府院君洪在龍は已に卒し、その子淳馨亦幼なりと雖も、判書洪

哲宗薨ず

むに足らざるなり。然るに又一變報の來るあり、露國は淸の國難に乘じて、滿洲東部數百里の地を淸より讓與せらるゝことの條約を結びしこと是なり、是に於て、朝鮮は圖們江を隔てて露國と境土を接することとなりたれば、更に一層の恐怖を加へたり。當時京城にては、强宗貴戚は、相率ゐて山野に遁れ、その遁るゝこと能はざるものは、妻子を地方に遷し、或は十字を胸に掛け、西教信徒となりて、危難を免れんとするもの、往々之あるに至る。されば外戚驕横の徒も、一時は大に畏縮せしが、直ちに外兵の侵入あるにも非ざれば、聊か愁眉を開きて、また權勢の爭奪に汲々たり。

第三節　李太王の即位及び大院君の新政

哲宗在位十四年の間は、實に金氏專權の時代なりしが、王の肝病を以て猝に薨ずるに及び、嗣子未だ定まらず、この場合に於ては、古代よりの慣例上、之を定むるの權あるものは王妃なり。時に王妃甚だ衆く、翼宗の王妃趙氏、憲宗の王妃洪氏、哲宗の王妃金氏の三人ありて、趙妃は最尊

支那國難の影響

仁が立んと欲せしものなるが故に、機に乘じて之を除きしなり、當時皆夏全を以て寃とせざるものなしといふ。是より先、權敦仁は既に禮論を以て斥けられ、その後、完平君李升應も、亦貪橫を以て、濟州に竄せらる、これ皆金氏專橫の致す所に非ざるはなし。

是時に當り、淸は英佛兩國と葛藤を生じ、哲宗十一年（淸文宗咸豐十年、西紀一千八百六十年）英佛兩國の聯合軍は、白河、天津の砲壘を拔き、北京に侵入し、文宗は熱河に逃れたり。此報の朝鮮に達するや、滿朝皆膽を奪はれ、物情洶々たり、或は上疏して、隣國の兵亂、西教信徒の異鬪、佛兵の來襲等は、目下焦眉の憂患なれば、速に之に應ずるの策を講せざるべからず、且出奔せる淸帝は、我が國內に入らしむべからず、もし之を入るゝ時は、禍立ろに我國に及ばん、事大の禮は、社稷の重きに換へ難しと論ずるものあり。蓋し淸は世界の大國にして、之に敵するものなしと思ひしに、今や天子は蒙塵の難に遭ひ、又朝鮮にては、嘗て佛國宣教師を誅戮せしことありしを以て（この事は第十四章第一節に於て詳述すべし。）其恐怖すること此の如く甚だしきも怪し

金氏權を爭ひて世子定らず

判官を拷問することありしに、秉哲、吏卒に命じて之を劫かさしめたれば、御史垣を踰えて逃る、事朝廷に聞え、秉哲はその職を罷められしが、忽ちにしてまた直提學となり、金氏と南氏と相讐すること益々深し。されども汶根上にあり、世道の主人となりて、之を調和せしが故に、哲宗の世を終るまで、金氏は常に政權を執り、秉哲も亦榮位を失はざりき。

哲宗は優柔不斷にして酒色に耽り、その身病多く、五男六女を擧げしも、生育せしものは、錦陵尉朴泳孝に嫁せし一人の女子あるのみにて、他は皆早世して、位を嗣ぐべきものなし、因て王族中の賢者を擇びて世子となさんと欲せしも、金氏の諸族、互に權を爭ひ、議論紛然として定まらず、且陰に宗室の子の名譽あるものを除かんとす。會々人の謀叛を告ぐるものありて、其辭李夏全に連りしかば、首謀者を車裂して、夏全に死を賜へり。時に夏全は稍氣慨あるものなりしが、擧に赴き、金氏の子弟と相爭ひて大に敗れ、已が宗室を以て、戚族に折かれしを憤り、天を仰ぎて寃を訴へたれば、金氏之を以て怨望とし、甚だ悦ばず、且夏全は嚮に權敦

り、炳基は稍豪爽なり、南秉哲は聰明博學にして文を能くし、尤も算術推步に精し、故に汝根皆之を愛して、要職に布列せり。尋で純元王后の弟金左根を左議政とし、金炳國を領議政として、金氏の權內外を傾け、南氏も亦頗る事を用ひたり、たゞ炳翊は柔弱にして病多きを以て、要職を授けざりきといふ。

金氏の權內外を傾く

金左根女色に溺る

當時朝臣の內情は、腐敗實に甚だしきものあり、金左根は長厚にして智なく、羅州の妓梁氏を妾とし、甚だ之を寵せしが、梁氏便慧にして、國政に參與し、官を賣り賂を納れしかば、時人之を羅閣といふ、羅閣の權、極めて盛にして、敢てその意に忤ふものなし。一日、純元王后之を召し、その罪を責めて、鄉に還らしめしに、梁氏左根と相持して涕泣す、左根遂に病と稱して梁氏と共に別莊に往き、日夜愁苦すといふ、これ特に一端なりと雖も、其他も大概推察せらるべし。

金氏と南氏との軋轢

且、嫉妬排擠も、亦戚族の間に行はれて、金炳基は南秉哲を忌み、出して全羅の監司とす、是を以て秉哲は心に憂憤を懷きしも、敢て發せざりしが、適、暗行御史の全羅道に至り、府の

哲宗立つ

家驚き懼れ、敢て途に上らず、元容懇に王后の意を諭し、迎へ入れて位に即かしむ、是を哲宗とす。この時鄭元容は、江華よりまづ使を馳せて朝に告げ、護衛兵を漢江の濱に遣して待たれんことを請ひしが、もしその兵の至らざることあらば、自ら其身を殺すの覺悟なりしといふ。

金汶根大政を協贊す

哲宗位に即き、父壙を追封して大院君とし、金汶根の女を以て王妃とし、汶根を封じて永恩府院君として、大政を協贊せしめ、純元王后は、簾を垂れて政を聽き、萬機皆汶根の裁決に出づ。この時哲宗は年既に十九、必すしも垂簾の政を俟つものに非ず、然るになほ先朝の例に從ふは、當時母后の勢力あるが爲めなり、母后の勢力あるは、外戚諸人の之を輔くるを以てなり。

王后垂簾の政は、間もなく之を還したりと雖も、金汶根の勢力は甚だ盛にして、姪金炳國を訓鍊大將とし、金炳學を大提學とし、金炳基を左贊成とし、その子炳翊を待敎とし、外姪南秉哲を承旨とす。蓋し汶根は人となり寛厚にして、下を御するに恩あり、炳學、炳國は、皆仁裕にして度あ

憲宗薨ず

に儀を撤せり。　憲宗は淫昏庸劣にして、足常に深宮を出でず、金氏趙氏互に勢力を爭ひしも、趙氏は殊に專横なりしが、憲宗の薨ずるに及びて、世局また一變せり。

憲宗は在位十五年、その薨ずる時、年僅に二十三にして嗣子なし、純元王后金氏、諸大臣を會して繼統を議せしむ。　領議政鄭元容は、全溪君璜（英祖の孫、恩彥君裀の子）の第三子昇を迎へ立んとし、左議政權敦仁は都正李夏全を立んとす、是を以て數日を歷て、議未だ決せず、人心恟々たりしが、一日元容王后に謁して、早く大計を定めんことを請ふ、王后乃ち內旨を下し、元容をして昇を江華島に迎へしむ。　元容、內旨を懷にし、尙瑞院に至りて御璽を押さしめ、遂に朝に實せずして、直ちに闕門より出で、疾く馳せて江華に至り、まづ留守に告げて、車輿を具へしめ、共に全溪君の第に至る。時に全溪君は已に卒し、家甚だ貧にして、躬ら耕し履を織る、蓋し朝鮮にては、王族を忌みて職に任せず、之を遇する甚だ薄きが故に、往々この窮狀に陷れることあるなり。　鄭元容が旨を奉じて來り迎ふるを見て、擧

然のみならず、惡疫は屢、行はれて、その證霍亂の急劇なるものに類し、之に罹る時は、死するもの十に八九なりといふ、蓋し虎列剌病なるべし、されども徒らに厲祭を行ひ、僵屍を瘞る等の事を爲すのみにて、救療豫防の道備らざれば、病勢は益、猖獗して、人命を損するもの甚だ衆し。而して政綱は愈、弛廢し、王權は愈、衰微して、復た振作する能はず、宜なるかな、國運の次第に萎靡沈淪して、支持すべからざるに至れること、これ豈衰世の景象に非ずや。

惡疫屢行はる

第二節　趙氏金氏の專橫

純祖は在位三十四年にして薨せしかば、旲の子奐をして位を嗣がしむ、是を憲宗とす、因てその父旲を追尊して翼宗（光武三年、明治三十二年追尊して文祖とす）とし、母趙氏を王大妃とす。　時に憲宗は年僅に八歲、趙寅永は啓を上りて、純祖の妃、純元王后金氏の簾を垂れて先例に依らんことを請ふ、寅永は領敦寧趙萬永の弟なり。　是より金氏は政を聽きしが、五年（清道光十九年）趙寅永が領議政となるに及びて、政權專ら趙氏に歸し、六年に王后金氏は遂

純祖薨じ憲宗立つ

政權趙氏に歸す

世子薨ず

殺氣朝廷に滿つ

君なりしが、その職にあること僅に四年にして薨じたり。世子の妃趙氏は、萬永の女なりしを以て、趙氏の一族は威福を擅にし、金氏の族と互に權を爭へり。純祖は世子の薨せしが爲めに、已むを得ず、復た政を聽きしが、この時に當りて、臺閣の間、懲討の論、極めて盛なりしかば、純祖は、相臣の聯名にて箚を上るに因り、敎を下して曰く、朝廷の上、日々紛々たるものは、人を彈じ人を殺すの論に非ざれば聞くことなし、今日廷臣、敎化を以て予を導くものを見ずして、たゞ予が誅討に果すことを望む、予もと否德なるが故に、仁を語るに足らずと謂つて然るか、甚だ柔弱に失するが故に、その威を立るを欲して然るか、予をして威を立つるに果さしむることは、亦あに今日廷臣の福ならんやと、この文を讀む時は、いかに當時朝臣の間、紛々擾々として、殺氣の充滿せるかを察すべし、これ皆外戚朋黨の軋轢抵排の致す所に非ざるはなし。英祖正祖の英明を以てするも、なほ盡くこの宿弊を一洗すること能はず、況んや純祖の柔儒なるに於てをや。

世子代理

べきなしといへり。この疏を以て、前に擧げたる金啓河の疏と併せ觀るときは、當時君臣の情狀、瞭として掌を指すが如し。土賊の跋扈を致すも、決して怪しむに足らざるなり。朴孝成は、實に黨派の分裂を以て、この亂の最大原因となしゝが、その所謂黨派なるものは、外戚の關係と、互に糾結錯綜して、時に隨ひ處に因り、軋轢排擠の運動をなすこと、終始絶ゆることなきなり。されば金龜柱、金漢祿等の餘黨は種々の方法を案出し、十六年には、漢祿の孫なる八歳の幼兒をして、蹕路に金を鳴らし、寃を訴ふるの狀をなさしめて之を試みたり。是に於て、左議政韓用龜は上疏して、教唆の徒を檢出し、その黨與を誅し、嚴に金日柱を鞫して、亂本を絶たんことを請ひたれども、王は正祖が龜柱等を寬容せし趣旨を守りて許さゞりき。

純祖は二十七年（文政十年）に至り、その久しく靜養を事とし、機務遲滯すること多きを以て、世子旲（タイ）（文祖）をして政事を代理せしむ。世子は仁明にして、學を好み、賢才を求め、刑獄を愼み、尤も心を民事に留めて、將來有望の

郡(平安北道)を劫して、郡守鄭蓍を殺し、明年、定州城(同上)に據り、兵を分ちて四方を侵掠し、淸川以北の諸邑諸城は、皆之に應せり。王乃ち大臣を召して、賊を討ずるの策を詢ひ、右議政金載瓚の言によりて、李堯憲を兩西巡撫使とし、徐能輔、金啓溫を從事官として、之を討ぜしむ。賊は博川(平安北道)に屯聚し、進んで安州(平安南道)を犯さんとせしが、牧使趙鍾永死を誓つて之を守りしを以て果さず、時に咸從府使尹郁烈、郭山郡守李祐植等、兵を領して賊を擊ち、郭山、宣川を收復し、義州府尹趙興鎭は、義兵將金見臣、領軍將許沆を遣して、龍川、鐵山等を收復せしも、獨り定州城は、官軍之を攻むれども拔くこと能はざりしが、四月に至り、巡撫中軍柳孝源、諸將を指揮して之を攻め、洪景來を殺し、その餘黨を擒して終に之を平げたり。

洪景來を殺す

朴孝成亂源を論す

この時、副修撰朴孝成は、疏を上りてこの亂の起りし原因を論じ、朝廷の上、朋を分ち黨を樹て、私を營むことは公に奉ずるより重く、國を憂ふることは身を謀るに及ばず、守宰は民を恤ふることを知らず、銓曹は未だ嘗て人を擇ばず、倉庫空虛して賑恤すべきなく、器械朽鈍して攻守す

洪景來の亂

陵崇善殿碑文に、上十五年戊寅、上之二十一年甲申の言ありて、純祖の紀元を、純祖四年甲子、即ち垂簾の政を還しゝ翌年より數へたり。されば垂簾三年の間は、全く純祖の存在を認めざりしものゝ如し、これ實に母后勢力の偉大なるを證するものなり。

純祖は、英祖、正祖の後を承けたりと雖も、天性柔懦にして、有爲の才に乏し、即位の初、奴婢の案を燒き、六萬六千餘人の奴婢を許して良民となし、その後又侈靡の弊を飭めしが如きは、先朝の遺業を恢弘すべしと雖も、固より王の意に出でたるにあらざれば、其他の政治に於ては、甚だ觀るべきものなし。是を以て十年九月、副校理金啓河は疏を上り、當時政況の萎靡振はずして、日に退き日に弊へ、臺閣は緘默を守り、守宰は掊克を事とし、奢侈爭ひ尙びて紀綱盡く壞れたれば、必ず災害の生ずべきことを論せり、果せる哉、翌十一年(文化八年)十二月、平安道の土賊洪景來の亂起るあり。洪景來はもと塞賤の一匹夫にして、何等の地位を有するものに非ざれども、特に吏校に締結し、黨與を招聚して、旗幟を飜し、まづ嘉山

一代の英主なれば、その在世中は、なほ乾綱を總攬して、名聲を墜さゞりき。

正祖薨じ純祖立つ

正祖は在位廿四年にして薨じ、第二子玜（カク）立つ、是を純祖といふ、時に年十一、知事金祖淳、正祖の遺託を受け、幼主を輔け、英祖の妃貞純王后金氏、簾を垂れて政を聽く、正祖を尊びて世室とし、洪國榮の官爵を追奪す。

金氏簾を垂れ政を聽く

既にして祖淳の女を立てゝ王妃となさんとす、金龜柱の黨、權裕は、上疏して反對せしが、判敦寧朴準源、同知中樞朴宗輔等、之を斥けしかば、金氏は遂に冊立せられたり。朴準源は、純祖の生母、綏嬪朴氏の父にして、宗輔はその兄なり、正祖の時よりして、朴氏父子は、元子保護の責に任せしものにて、前後忠勤の功鮮からずといふ。その後、權裕は鞫問せられて死せしを以て、逆律を追施し、六年、又金漢祿、金龜柱に逆律を追施し、金時粲に吏曹判書を贈りて、その宗社を衞るの功を賞し、又金鍾秀の官爵を追奪せり、これ亦外戚間の軋轢なり。

外戚間の軋轢

當時垂簾の政は、三年にして還しゝと雖も、純祖の時建立せし行吏曹判書許傳が撰する所の駕洛國大祖

英祖の末外戚の禍起る

戚專横の端緒は、既にこの時に開けたり。蓋し外戚の患害をなしゝことと、古來その例に乏しからざれば、太宗は深く之を慮りて豫防せられしも、明宗の幼弱なるに當りて、一たび母后外戚專横の事あり。されども、その後は鉅害をなすことあらざりしが、英祖の末年に至りて、洪麟漢、金龜柱、金漢祿等は、皆外戚を以て專横の擧動を爲し、弊害尠からざりしかば、副提學金時粲は箚を上り、朝廷の上、太半姻戚にして、緋貂の班は率ね親搢多く、人みな貪緣の心、僥倖の望を懷くことを論せり。されば特に外戚のみならず、宦者の害も、亦共に行はれしなり。英祖は甞て中宮を待すること甚だ嚴にして、少しも假貸せざりしこと、舊史に見えたれども、既に外戚專横のことありとすれば、宦者の害の之に伴うて起るは、亦怪しむに足らざるなり、これ豈晩年勤に倦むの致す所にあらざるか。正祖の位に即くに及びて、洪麟漢は誅せられしも、金龜柱、金漢祿等は、黜罰せられざるのみならず、領中樞金相福は、却つて金龜柱を嚴斥せしを以て配せられ、龜柱、漢祿等は、榮位を保ちたり。されども英祖正祖はみな

太宗より正祖に至る戸口の統計

時に至りては、一段の増加をなしたるが如し。太宗四年の調査にては、戸十五萬三千四百零三、口三十二萬二千七百四十六なりしもの、正祖十年には戸一百七十三萬七千六百七十、口七百三十五萬六千七百八十三となり、更に純祖七年に至りては、戸一百七十六萬四千五百零四、口七百五十六萬一千四百零三となれり。これ蓋し時勢の然らしむる所なりと雖も、英祖正祖二朝の休養生聚も、亦與りて力ありといはざるべからず。勿論朝鮮政府の統計なるものは、極めて不完全にして、精確なることは、固より知る能はずと雖も、是に因りて亦大勢推移の迹を卜知すべし。

第十三章　外戚及び王族の專恣

第一節　王室の衰微

英祖正祖の二朝は、文化復興の盛時にして、其意を政治に用ふること、甚だ勤めたりと雖も、積年の黨爭は未だその根を絶つに至らずして、外

理南鶴聞は疏を上り、殿下天姿卓越にして、或は過高の病なきにあらず、聖學貫透して多くは太察の失あり、今より後、凡そ號を發し令を出す、必ず愼思詳度し、事過ぎて悔生するを致すことなかるべしといひ、十年にも、提學吳載純等は聯箚を上りて、乾綱を摠攬するは、人君の盛節なれども、その過ぐるに及びては、弊も亦之に隨ふ、殿下獨り聰明に任じて巨細を遺さず、且人才眇然として聖心に當るべきもののなきを以て、講學に就ては教誨を煩はすに至り、事爲に就ては徒らに指導に循ひ、君道は日に亢り朝象は日に下り、上はもと下を低視し、下は自ら輕んじ、凡そ百執事の人、皆敢て其職を以て自ら居らずといひしが、正祖は悉く之を優納せり。此の如き虛懷宏量は、皆尋常庸君の及ぶ能はざる所にして、よくその短處を補ふの心あるものといふべし。その治績或は缺點なき能はずと雖も、兎に角一時の隆興を致しゝことは、決して偶然に非ざるなり。

抑、朝鮮開國より、正祖の時に至るまで、凡そ四百年間は、時に治亂あり、世に盛衰ありと雖も、國力次第に發展し、戶口は益、繁殖して、英祖正祖の

英祖正祖直言を納る

らずと雖も、もし稍政府の故事を復して、專ら六曹を管せしめば、甚だ美制なりとの教を下して、備局の權を政府に復せんことを圖れり。備局の權の重きに過ぎて害あることは、獨り崔鳴吉のみならず、識者の皆認めし所なれども、王は終にその志を遂ること能はずして止みたるは、洵に惜しむべきなり。

英祖正祖は、倶に聰明にして、學問才識逈に群臣の上に出でたれば、從つて衆人を蔑視するの弊なきこと能はざれども、亦よく群臣の直言を納るゝの美あり。英祖嘗て講官に問て曰く、陸宣公奏議中の君上の六弊(好勝人、耻聞過、騁辯給、眩聰明、厲威嚴、恣强愎)予が有る所のもの幾何なるか、各見る所を言へと、參贊官洪景輔曰く、聰明を衒ひ、人に勝つことを好み、過を聞くことを耻ぢ、辯給を騁す、この四つのものは、殿下皆免るゝこと能はず、侍讀官吳瑗曰く、臣以爲らく、强愎を恣にするの外皆之ありと、英祖は之を怒らざるのみならず、その識寡くして學淺く、志大にして才疎に、言を發し事を行ふの間、果して許多の病痛ありとて、皆之を納れたり。正祖二年、副校

典律通補

正祖政府の權を復せんとす

完成せり。其書經國大典は原の字を標し、續大典は續の字を標し、續大典以後に增補せしものは增の字を標して之を分ち、その煩瑣なるものを省略し、謬誤せるものを釐改せり。されども官職の革廢せしものを削らざるは、舊典は不刊の書として之を重んずるを以てなり。

正祖は又大典通編成るの年を以て、綾恩君具允明に命じて、典律通補六卷、別編一卷を修めしめ十年に成る、その書經國大典、續大典、大典通編、及び大明律を合せて一編となし、典律の外に於て考据を資くべきものを補ひ、又名物度數の必ずしも六典に入らずして、六典の旁考となすべきものを取りて別編とす、大要革廢の外、緊要ならざるものと、語意の疊複するものとを省略して、專ら當時現行のものを錄するにあり、その實用を主とする點に於ては、續典通編の二書に勝れりといふべし。

王の政治に意を用ひたること此の如く、且二十二年に、大臣を備局に引見して、朝廷の尊からず、堂陛の嚴ならざるは、專ら政府の輕きに由る、故相崔鳴吉の疏中、已に備局を罷めんと請ふの論あり、今猝に行ふべか

典錄通考受敎輯錄の續纂

基の言によりて、典錄通考を續成せしめ、十九年兩館提學に命じて、受敎輯錄を續纂せしめたり。されども舊憲と新條とは、繁簡同じからず、輕重適はざるものあり、且おの〳〵一書となり、考据に便ならざるを以て、纂輯廳を設け、刑曹判書徐宗玉、戶曹判書金若魯、禮曹判書李宗城、前參判李日躋、金尙星、前承旨具宅奎等六人に命じて六典を分掌し、領議政金在魯等に命じてその事を摠領し、

續大典

續大典六卷を撰せしめしが、二十年その書成を告げたり。その法大抵寬厚を主とし、全家邊に徙すの律を除きたるが如き、實にこの時の修正に係るものなり。

英祖の續大典は、各條文の分離せしものを湊合整理せしことに於て、確に一步を進めたりと雖も、なほ原典續典の編帙同じからず、且、續典以後の敎令も尠からざれば、悉く之を彙分類聚して、その條貫を明かにし、牴牾を除くに非ざれば、遺憾なしといふべからず。是に於て、正祖八年、更に副司直金魯鎭、漢城府判尹鄭昌聖、行江華府留守嚴璹等を纂輯官とし、

大典通編

領中樞金致仁を總裁として、大典通編六卷を撰せしめ、明年に至りて

む。たゞ舊史に京外に命じて឵を掩はしむるもの、三十七萬九百七十九處とあるは、或は誇張の報告をなしたるかの疑なきに非ざれども、王の刑獄を愼み救恤を務めて、仁慈の政を施したることは明かなり。その小學訓義に就て之を攷證し、三綱二倫行實を合せて五倫行實とし、鄕飮儀式、鄕約條例、鄕禮合編等を作り、悉く之を刊布して、風を移し俗を易んことを務めたるが如き、皆先世の遺意に本づきたるものにて、亦善政と謂はざるべからず。且廣く賢才を求め、多く忠臣の子孫を錄用し、その治を爲すに、名實を綜核し、民の疾苦を問ふを以て國を有つの急務とし、常に人を選び、暗行して地方の情狀を按廉せしめ、鄭晩錫の如きは、命を奉じて出でしこと、前後十數回、よくその職に稱へりといふ。

且、英祖正祖の時に至りて世態の推移、政治の變遷は、自ら制度の更改を促し來りて、官に增減あり、式に沿革あることも一ならざれば、大典修正の必要を生じたり。蓋し大典の制定以後、既に數回の補續ありて、肅宗の時には、受敎輯錄、典錄通考の編著ありしが、英祖十六年、右議政兪拓

羅州に懸け、兩臂は湖南に分送し、兩脚は嶺南左右に分送せしが如き、その慘酷も亦甚だし、然るに敢て之を爲して憚らざるものは、習俗の囿する所、亦已むを得ざるなり。されば其他の事に於ても、舊來の方法に比すれば、幾分か輕減したるは疑なしと雖も、なほ慘酷の餘風の存せしことは勿論なるべし。

若しそれ雷異によりて己を責め、虹變によりて直言を求め、旱災によりて雨を祈るが如き、今日より之を觀れば、頗る奇異の感なきに非ずと雖も、當時にありては、固より國を思ひ民を思ふの誠意より出でたるものなり。

正祖も亦英祖の後を承け、農政を勸め、飢荒を賑し、欽恤典則を作りて杖、枷、杻、鐐、棍等の刑具の制を明かにし、厚大なるものを用ふることなからしめ、字恤典則を頒ちて、行乞兒、遺棄兒、養育の規程を定め、疹疫行はるれば、諸道に命じ醫方の通用すべきものを進めしめて、その最良なるものを選び、中外に頒示せしめ、又兩醫司（內醫院典醫監）に命じて、病民を救療せし

誣服せざることあらずといへるにより、直ちに命じて之を革罷し、明年又烙刑を除き、十四年、杖穴を八道に頒ちて、地方刑を用ふるの濫酷を戒め、又士大夫の家、私に刑を施すことを禁じ、十六年、法曹及び諸道に命じて黥刺の刑具を焚かしむ、蓋し黥刺の法は、之を行はずと雖も、その刑具はなほ存するを以てなり、二十年、刑曹判書徐宗玉の言により、全家邊に徙すの律を刑典中より削除して、杖徒を以て之に易へ、四十六年、亂杖亂問の刑を除き、四十七年、申聞鼓を建明門外に設けて、國初の制を復し、民の寃を抱く者をして、之を擊て登聞せしむ。

逆賊誅戮の方法

是等の事を見れば、その刑を恤ふるの道に於て、殆ど至らざることとなきもの丶如し。されども從來刑を用ふる甚だ慘酷にして、凡そ逆賊を誅する時には、まづ頭を斬り、次に臂を斬り、次に脚を斬るは、祖宗以來の例なりしが、仁祖の時、金自點相位に居り、沈器遠を誅するに、まづ臂を斬り、次に脚を斬り、次に頭を斬りて、一層慘酷を極めたり、英祖が尹志の黨を誅する時に於ても、尹光哲は首級肢脚を各地に傳示し、李夏徵は首を

刑獄の殘酷を除く

に下して勸農を飭め世宗の時刊布せし所の農家集成を刊印して廣く之を頒たしめ王親ら耤田を耕し、稻を刈り麥を刈るを觀、王妃は親ら蠶し、及び繭を受るの禮を行ふが如き、儀式上の事に屬すと雖も、勸奬に助なしといふべからず。且、田租を減じ、舊逋を蠲き、饑饉を賑し、均役廳を設け、節目を講究して、その法を行ひ、奴の貢を減じ、婢の貢を罷めしが如き、皆人民を愛撫するのことに非ざるはなし。布帛尺を中外に頒ち、大斗小斗を濫用することを嚴禁せしが如きは、よく法規を正すものなり。巫覡淫祀を嚴禁して、世を惑はし民を誣ふるの弊を去り、勸學の文を下して、中外に布告し、親ら釋菜を行ひ、敎を諸道に下して、鄕飲酒の禮を申明し、節義を奬め、忠良科を設けしが如き、その風敎を勵すに於て、裨益する所、決して鮮少ならざるなり。

刑獄に於ても、深く意を留めて、その殘酷なるものを除きしこと尠からず、即位元年既に壓膝は律になきの律なるを以て之を除き、八年經筵講官の剪刀周牢の刑は甚だ酷にして、之を用ふる時は、寃枉の者と雖も、

英祖の治績

たり。これ一には、滿洲の朝鮮に加へたる侮辱は、前年日本の朝鮮に與へたるより、一層甚だしきものあり、又一には、上に孝宗の英明なるあり、下に宋時烈、李浣等の忠勇なるありしによれりと雖も、當時一般の人心に活動的氣象ありしことは、是に由りて推察せらるべし。この活動的氣象は、實に進んで他國の長を取り、内部の改善を圖る所の原動力にして、英祖、正祖の精を勵まし治を求め、率先唱導を務めたるも、亦この氣象の發揚に外ならざるなり。

第三節　英祖正祖の治績及び大典の修正

英祖正祖の二君は李朝歷代の中に於て、實にその類を出でその萃を拔くものといふべし。不幸にして積年黨爭の後を承け、その餘弊は容易に掃蕩すること能はざれば、その苦心の割合には、効果を收ること尠きが如くなれども、一段の進歩をなしたることは疑なきなり。

英祖は常に節儉を尙び奢侈を禁ぜしが、徒らに法令を恃まずして、身を以て之を率ゐ、又深く意を農桑に用ひ、歲首に於て、屢、綸音を八道兩都

者といふべきものなり。

硫黄

その他、硫黄を煮ることは、孝宗十年(萬治十年)洪喜男日本に使し、その法を學びて歸りしより始まり、

焔硝

焔硝を煮ることは、元來其方なきに非ざれども、功を用ふること多くして、得る所少なかりしが、肅宗十八年(康熙三十八年)金指南燕京に赴きし時、その方を求めて歸り、之を試るに頗る効驗あり、因て一書を著し、名づけて新傳煮硝方といふ、是より其法遂に行はる、これ亦長を他國に取るものなり。

煙草

或は又朝鮮人の尤も嗜好せる煙草も、光海十年(元和四年)日本より傳はり、張維は首として之を嗜みしが、その後、人皆之を用ひて廣く世に行はるゝに至れり。

眼鏡

眼鏡も亦壬辰の亂に明人及び日本人の使用せしを見たるより、漸く之を用ふるに至りしといふ。これ皆瑣々たることに過ぎずと雖も、亦以て一世好尚の漸次變遷したるをトすべし。

仁祖、孝宗以後に於ける一般の形勢を觀るに、滿洲の侮辱を蒙りし宿怨深恨は、欝勃として抑ふること能はず、北伐の計畫は、着々歩武を進め

鑛山の採掘を禁ず

に充てたれば、其不足ならんことを恐れて、人家日用に切なるものを除くの外、銅器を用ふるを禁せしこともありしが、斷然之を行ふに及びては、不足を告ぐることなく、却て貿易に制限ありしによりて、錢貨濫造の患を免れたり。抑、朝鮮には、鑛山なきに非ざれども、世宗の時、金銀は本國の產する所に非ずといひて、明に貢せし金銀を止めんことを請ひしより、内國に於て金銀の採掘を禁せしが、其後、光海の頃より銀を採ることありしも、甚だ盛ならず、銅を採ることは、英祖の頃より行はれしも、英祖は之を禁せし程なれば、吹錬の法も精ならずして、遂に之を廢せり、正祖以後には、安邊より銅を採りて、鑄錢に用ひしことあれども、その後亦之を廢せり。蓋し鑛山を開けば、他國に覬覦せられんことを恐れて、政府は常に禁制の方針を採りしが故に、鑄錢の原料は、固より之を他國に資らざるを得ず、これ亦當時の事情より察すれば、已むを得ざることなるべし。思ふに仁祖の時に當り、金堉の如きは、種々の方面に於て他國の長を取りて、内部の改善を圖りしこと鮮からず、これ實に文明の先導

常平通寶

りしが、仁祖十一年(寛永十年、崇禎六年)戸曹判書金起宗の言に從ひ、常平通寶を鑄たりしは、後世に於ける常平通寶の起源なれども、當時民間なほその用に慣れず、異論又起りて之を罷めたり。その後、金堉燕京に使し、貨幣使用の情況を見て還り、錢を用ひんことを請ひしを以て、孝宗二年(清順治八年)訓鍊都監をして錢を鑄せしめ、之を西路及び其他の地方に行はしむることゝなれり、されども數年にして之を罷め、たゞ開城近傍にのみ行はれしが、肅宗四年(延寶六年、清康熙十七年)に至り、領議政許積、左議政權大運等の議により、平安監兵營に命じて、錢を鑄せしめ、又嚴に私鑄を禁せり、是より後、工曹、開城府、常平廳、訓鍊都監、摠戎廳等に命じて、續々鑄造せしめたり、開城は高麗の舊都にして、當時商業の中心なりしかば、是より使用の端を開き、終に全國に流通して、人皆その利便を稱せり。是に於て、久しく粟布を以て通貨となしゝもの、始めて貨幣を用ふるに至る、これ豈一進步といはざるを得んや。

銅錫の貿易

鑄錢の原料は、銅錫を用ふ、而して銅は日本に、錫は燕京に貿易して、之

鳴火砲一部を進獻せり。

暦法の改正

仁祖廿二年(明崇禎十七年、清順治元年)觀象監提調金堉、使命を奉じて燕京に入りしに、西洋人湯若望の時憲暦は、崇禎の初より既に行はれて、その法前代に卓出せるを聞き、その諸書を購ひ歸り、上疏して其法を行はんことを請ひ、觀象監官金尙范等をして、力を極めて講究せしむ、それより十年を經て、孝宗四年(清順治十年、後光明帝承應二年)金堉の請により、始めて之を行へり、是に於て歐洲の暦術始めて傳はり、舊法漸く變じたり。これ實に我邦にて、寶暦四年(英祖三十年、乾隆十九年)始めて崇禎暦書及び時憲暦に因て作りし寶暦甲戌元暦を行ひしより先だつこと一百零一年なり。其後、肅宗及び英祖の時にも、又暦法に多少の改修を加へたり。

貨幣の鑄造

貨幣の鑄造は、その端を開きしこと久しと雖も、その通行は、孝宗の頃より始まれり。朝鮮の初め、朝鮮通寶あり、又太宗の時、楮貨を作り、世祖の時箭幣を作りしことありしも多く行はれず、その後、宣祖、光海の時、鑄錢の議興りしも果さず、要するに通貨の主要なるものは、粟布に過ぎざ

て、その體裁稍前編と同じからざるものなり。又東史纂要（吳澐）東史會綱、（林象德）東史綱目（安鼎福）の如きも、皆當時の編纂に係れり。その他、詩文集及び雜書の如きに至りては、眞に汗牛充棟も啻ならず、亦隆盛なりといふべし。

第二節　文物の輸入

仁祖、孝宗前後より、風氣の變遷と共に、文物の輸入するものあり、又他國の影響を受くることもありて、社會百般の事、異動を生ぜしもの鮮からず、今その二三を擧げて之を示さん。

西洋文物の傳來

朝鮮にて始めて西洋文物に接し、且曆法を改正せしことは、仁祖、孝宗の時にあり。初め陳奏使鄭斗源の燕京にあるや、西洋人陸若漢（利瑪竇の友人）と邂逅して、幾多の書籍器械を贈らる、仁祖九年（明崇禎五年）斗源の還るや、その贈られし治曆緣起、天問略、利瑪竇天文書、遠鏡說、千里鏡說、職方外記、西洋國風俗記、西洋國貢獻神威大砲疏、各、一卷、天文圖南北極兩幅、天文度數兩幅、萬里全圖五幅、紅夷砲題本一、千里鏡一部、日晷觀一坐、自鳴鐘一部、自

朝野會通

燃藜室記述

海東繹史

字號鄕貫官位等を略擧せしは、亦一種の便法なり。　朝野會通は、金載久の撰する所、編年を以て事を記せり。　燃藜室記述は、紀事本末體にして、次に各人の略傳を附し、別編には、制度文物に就き類を分ちて之を述べ、皆引用の書名を標記せり、その撰者は誰なるか詳ならざれども、從來支那の史書に於て、此の如き體裁を用ひたるものなし、思ふにこれ朝鮮人の獨創に出でたるにて、頗る進歩せしものといふべし。　又海東繹史（七十一卷）は、韓致奫の著す所、世紀及び星歷、禮、樂、兵、刑、食貨、物産、風俗、宮室、官氏、釋、交聘、藝文の諸志、人物、日本、肅愼の諸考ありて、世紀は、三國の初めより高麗の末に止まれども、志考には、李朝までの事を載せたり、其材料は支那の書四百八十六部、日本の書二十二部に據り、自國の書は、その考按の中に於て稀に引用せしのみにて、本文に載錄せず、恰も我邦の異稱日本傳を分類整理せしが如きものなり、是亦一種の體裁なれども、もし自他兩國の材料を並べ列して、その異同得失を討究せば、今一層の光輝を發揚すべし、その後韓鎭書が撰せし續編（十五卷）に至りては、專ら地理を考證し

朝野輯要

々字を本として、大字十六萬、小字十四萬を鑄造せしめ、二十年に成る、是を整理字といふ、又監印所を改めて鑄字所と稱せしは、國初の舊號に從ふなり。これ皆その編纂の書、及びその他の印刷に供するものにて、王の書籍弘布に意を注ぎたることを見るべし。その後鑄字所は火災に罹りたれば、哲宗九年、左議政趙斗淳の啓により、金炳冀等を鑄字主管とし、大小字韓構字合せて十六萬四百四十八字を作り、燼餘の完字十七萬五千六百九十六字とを併せて、鑄字所に藏せしめたり。

英祖、正祖の二朝に於て、その精を學問に勵まし、文治を務めたること此の如し。されば上の好む所、下皆之に倣ひ、儒生學士の編著に從事するもの、亦甚だ多く、殆ど數ふるに勝ふべからず。今姑く其歷史に關するものに就て、之を擧れば、朝野輯要(二十九卷)朝野會通(十五卷)燃藜室記述(正編三十二卷、續編六卷、別編十九卷、)の如き、蓋し李朝史の尤なるものなり、朝野輯要は、李長演の著す所、各朝に就き、概略その年代を逐うて事蹟を叙し、間、傳記を挿入し、又各朝の末に於て、相臣錄、文衡錄、湖堂錄、淸白錄等の目を以て、其姓名

大學類義

雅誦

弘齋全書

活字を鑄造せしむ

ものを節略して、親ら批點を加へ、採輯して大學類義を作り、又三百篇の後、思、邪なきの旨を得たるものは、たゞ朱子の詩なりとて、親ら之を選集して、雅誦を作れり。又奎章閣は、王が東宮にありし時より廿三年に至るまでの御製繕寫本を進めしが、其書分ちて四集とし、凡そ百九十一編あり、題して弘齋全書と曰ふ、弘齋は王の號なり、その後、純祖十四年に至りて、内閣は弘齋全書一百冊を印進す。王の著述に富むこと此の如く、又その尊崇する所は、朱子學にありしことも、是に由りて明かなるべし、豈亦篤學敏求の人主といはざるべけんや。

先朝に於て、活字印刷に力を用ひたることは、既に第五章に述べたるが如くなりしが、正祖も亦東宮にありし時、世宗の甲寅字を本として、五萬字を鑄造せしめ、是を壬辰字といふ、元年に平安道監司に命じ、甲寅字を本として十五萬字を鑄造せしめ、六年に、韓構の書を本として、八萬餘字を鑄造せしめ、十八年に、清の四庫全書聚珍板式に倣ひ、字典の字を取りて、木刻の活字大小三十二萬餘字を作らしめ、是を生々字といふ、又生

協吉通義
奎章全韻
兵學通以下の諸書
八子百選
樂通
朱書百選
四部手圈
五經百篇

裒輯して、繁を削り訛を正し、協吉通義を作らしめ、二十年、奎章全韻を編せしめて、押韻の標準を定めたり。その他、兵學通、明義錄、續明義錄、正續明義錄諺解、宮園儀、奎章閣志、秋官志、弘文館志、尊周彙編、鄕禮合編、人瑞錄、史記英選、陸奏約選等の如きは、皆當時の官撰に成りし者なり、いかに王が種々の方面に意を用ひたりしかを察すべし。

且正祖は好學の念甚だ篤く、その手選に係るもの鮮からず、五年、文體日に下るを憂ひ、親ら唐宋八家の文を選して、八子百選を作り、十五年、朱子、蔡元定の律呂は、未だ管絃に被らしむるに及ばさるを恨とし、之を隱括して、樂通を作り、十八年、當時朱子の書を讀むもの少きを以て、一世の風尚を變せんとして、朱書百選を作り、廿二年、平生愛讀する所の三禮、史記、漢書、宋五子集、唐宋八大家文、陸贄の文等に就き、親ら批圈を加へて、四部手圈を作り、又易、書、詩、春秋、禮記、九十九篇を取り、大學、中庸を禮記の中に置き、朱子章句の序をその下に附して、五經百篇を作り、廿三年、大學の經文に就き、眞德秀の衍義、丘濬の衍義補の切要にして鑑戒となすべき

日得錄

羹墻錄

文苑黼黻
同文彙攷

武藝圖譜通志

惠政年表

の言の義理經史、治法政謨に及べるものを裒輯して、日得錄を作れり、是より先、英祖の時撰せし聖朝羹墻錄は、未だ英祖の德業を載するに及ばざるを以て、十年には王親ら其東宮にありし時箚記せしものを出し、幷せて列朝の简策を攷へ、李福源に命じて、その書を成さしめ、亦羹墻錄と名づく、大舜堯を羹に見、墻に見るの義に取るなり、その書、紹業、敬天、篤孝、治梱、裕昆、敦親、典學、來諫、用人、勤民、毖祀、定制、右文、詰戎、化俗、懋功、恤刑、理財、接下、建中の二十目あり。十一年、國朝詞苑代撰の文章を蒐輯して、文苑黼黻を作らしめ、十二年、事大の文章を彙輯して、同文彙攷を作らしむ。十四年、內閣官李德懋、朴齊家、壯勇營將官白東脩等に命じて、武藝圖譜通志を作らしむ、初め宣祖の時の武藝譜に六技(棍棒、藤牌、狼筅、長槍、鋭鈀、雙手刀、)あり、莊獻世子の新譜に十二技(竹長槍、旗槍、鋭刀、倭劍、交戰、月刀、挾劍、雙劍、提督劍、本國劍、拳法、鞭棍、)ありしが、今又騎技六(騎槍、月刀、雙劍、鞭棍、擊毬、狼騎、)を增して二十四技とせり、當時の所謂武藝なるもの、是を以て、その大概を想察すべし。十八年、備局堂上趙鎭寬に命じ救荒の政を記して、惠政年表を編せしめ、十九年、書雲觀に命じ、日家の諸書を

國朝寶鑑

めしむ、日省錄は、王が東宮にありし時の日記に就て、每日の課講兼讀の事を編錄せしものなり。　國朝寶鑑は、世祖の時、太祖以後四朝の寶鑑を作りしも、その後は、只肅宗の時に、宣廟寶鑑あり、英祖の時に、肅廟寶鑑ありしのみにて、その他十二朝は皆闕け、且英祖五十年間の德業は、尤も記述せざるべからざるを以て、金尙喆、李福源、徐命膺等に命じて、定宗端宗以後十二朝、及び英祖の寶鑑を撰せしめしが、翌年に至りて成る、その書凡そ六十八卷、是より後續纂ありと雖も、國朝寶鑑の大體は、是に於て粗備れり。　蓋し國朝寶鑑は、編年を以て李氏歷朝の事を記すと雖も、元來嘉言善政の模範とすべきものを載するの趣旨にて、治亂興廢の事蹟を述べたるものに非ざれば、資治通鑑とは、大にその趣を異にし、尙書を編年にしたるが如きものなり。　されば燕山、光海の如き廢君の時代は、全く之を載錄せず、その他に於ても、或る一面の事を記せしのみなれば、歷史として之を觀ること能はざれども、こはその書の性質上、かくあるべきものなれば、決して咎むべきに非ざるなり。　七年、直提學鄭志儉は、王

勘亂錄以下の諸書

五禮儀補、喪禮補編、列聖誌狀、國朝樂章、闡義昭鑑、闡義昭鑑諺解、聖朝羹墻錄、皇華集、續光國志慶錄（正編は宣祖の時撰せしものなり。）等の如きは、皆英祖の命じて編輯せしものなり。

大訓自省編

且英祖は獨り諸臣に命ぜしのみならず、その自ら撰せしものも亦多し、十七年親ら大訓を製して、大廟に告げ、二十二年、自省編を撰し、王親ら內外二篇を製し、李喆輔、元景夏、趙明履等をして編次せしめしが、その內篇は身心を以て主とし、外篇は監戒を以て主とす、而して敎を下して曰く、今より後、政令言動、自省編に違ふものあらば、之を以て陳戒せよと、その益を求むるの切なること、想ひ見るべし。

爲將必覽

祖訓

小學指南

三十年、爲將必覽を製して、之を武臣に頒ち、三十九年、警世問答を製し、四十年、祖訓を製して、世孫に授け、四十二年、小學指南を製して、諸臣に賜ふ、是等の中には、勿論諸臣の手を假りしこともなきに非ずと雖も、多くは王の親裁に出でしなり、その意を文事に用ふること、洵に勤めたりといふべし。

日省錄

正祖も、亦ほゞ英祖と軌轍を同じくし、五年、閣臣に命じて、日省錄を修

なるものなり、從來典章文物の事を記せしものなきに非ずと雖も、門戶科を分ち、詳略互に異にして、一部會通の書あらざりしかば、王は編輯廳を設け、奉朝賀洪鳳漢、領中樞金相福、領議政金致仁等に命じて、馬端臨の文獻通考に倣ひて、稍その規模を改め、分ちて象緯、輿地、禮、樂、兵、刑、田賦、財用、戶口、市糴、選擧、學校、職官の十三門とす、その先後次第を改めたるは、皆英祖の睿斷に出でたるものにて、全部凡そ百卷、四十六年に完成せり、これ實に當時官撰書籍の巨擘にして、後世を裨益すること、亦鮮少ならざるなり。 その後正祖の時李萬運に命じ、十三門の外、物異、宮室、王系、藝文、氏族、謚號、朝聘の七門を加へ、英祖四十六年以前に於ける事實の足らざるものを追補し、又同年以後の事實を續書せり、但しこの書は李太王に至り、朴容大等に命じて、更に部門を改め、物異を象緯に、宮室を輿地に附し、王系を帝系として氏族を之に附し、朝聘を交聘と改め、謚號を職官に附し、正祖より以後光武八年に至るまでの事を續書し、十六門二百五十卷となすに至りて、益、完備なるものとなれり。 その他、勘亂錄、春官志、續

祖鑑

肅廟寳鑑

小學訓義

續五禮儀

續兵將圖說

東國文献備考

編纂は益〻行はれ、英祖正祖は、又之を鼓舞奬勵せしかば、一層盛況を呈するに至れり。　英祖の初政に當りては、黨論の軋轢、甚だ盛なるが爲めに、十分その力を文事に用ふること能はざりしが、後來稍餘裕の生ずるに及びては、專ら精神を此に傾注せしもの〻如し。　されば其の初に於ては、四年に、文學趙顯命に命じて、祖鑑を撰して、東宮に進めしめ、六年に、大司成李德壽に命じて、肅廟寳鑑を撰せしめしより、その後久しく是等の事見えざりしが、二十年に至りて、小學の書は、その平生尊信せし所なるを以て、世宗の思政殿訓義に倣ひて、儒臣に命じ、集解の下に分釋して、小學訓義を作らしめ、又五禮儀は、成宗以來之を遵用せしが、その後因革損益ありしも、たゞ禮曹の記錄に載せたるのみにて、整理せしものあらざるを以て、大提學李德壽、藝文提學李宗城等に命じ、續五禮儀を作らしむ、三十年には、世祖の時撰せし兵將圖說は、中葉以後、五軍門を設置するに及びて、全く實用あらざるを以て、五軍門の將臣に命じ、今の營制に據りて、續兵將圖說を撰せしむ。　東國文献備考の編纂に至りては、更に博大

なきに非ずと雖も、大抵趙寅永が、近來燕京より來るの書、その經術は、箋注を剳裂し考訂と號して、理と義とに於て反て晦し、といひて評せしが如き風潮にて、之に耳を傾くるもの甚だ尠し。

技藝を抑ふ

又技藝の上に就て之を見れば、その壓抑を加ふること、尤も甚だしきものあり。正祖二十年（寛政八年）司饔院は、分司を廣州（京畿道）に設けて、甕器を燔造せしに、其巧なるものは、瑩潔脂玉の如くにして、之を甲燔といひしが、王其財を糜すが爲めに、科條を設けて之を禁斷せり。其後閣臣に接するに及びて、適御膳を進めしに、皆苦窳の器を用ひたれば、王之を指して曰く、言を以て敎ふるは、身を以て敎ふるに如かずと。嗚呼、これ一斑に過ぎずと雖も、その意向既に此の如し、特に發達の道を講せざるのみならず、務めて之を汚下に導かんとす、宜なるかな、工藝美術の日に衰頽に趨きしこと、これ蓋し節儉の德を守らんと欲して、その法を誤りしものなるべし。

書籍の編纂

されども大勢上より之を見れば、文化の進步は、日に熾にして、書籍の

詩文歴史等の學流行す

禮書大に世に行はる

考證學行はれす

旨の中に於て、經傳を詆排し、章句を移易すといへることを以て、其罪案とせし程なれば、是等の説は、終に學界の風潮を變ずるに至らざりき

英祖、正祖の頃に至りては、學問の旺盛なること、前代に倍蓰し、殊に正祖は深く朱子の學を崇奉せりと雖も、その流行せしもの、多くは詩文歴史等の學にして、理氣性命の説の如きは、稍衰頽せしものゝ如し。されども禮學に至りては、なほ一般に重要視せられて、續五禮儀、續五禮儀補、喪禮補編、鄕飮儀式、鄕約條例、鄕禮合編等の官撰あり。又純祖の時、護軍李祉永が、五禮通編を進めしは、亦正祖の命を受けて撰輯せしものなり。その他朴聖源が李彦迪、金麟厚、李滉等、以下三十餘家の禮説を聚めて、禮疑類輯(廿三卷、附錄二卷)を作り、四禮便覽(李縡)四禮輯要(金鍾正)四禮撮要(尹茂培)四禮纂説(李文貞)の如きもの、續々世に行はれ、又純祖の時、惠嬪洪氏及び世子の服制論に於て紛々たるが如きを見ても、禮論流行の餘焰は、容易に滅息せざることを察すべし。

清儒考證の學に至りては、その後金正喜の如きもの、之を講せしこと

尹鑴朱子の説を難ず

款、近日不端の一大關捩たり、上は孝廟に關し、又先朝(顯宗)に渉りて、是非泯じ易きは禮説に如くはなし、故に必ずこの一款を擧ぐれば、君上を聳動し、前後禮を議するの臣を一網の中に打盡すべしとあるにて明かなり。かく禮論が、黨派問題に利用せられたるによりて、禮學の流行は、益〻その度を高めたるが如し。元來恭敬辭讓より出でたる禮が、爭論に利用せらるゝに至りては、その本を失へることも亦甚だし、これ豈朱學盛行より生じたる流弊に非ずや。

是時に當りて、獨り朱子の説を難せしものは尹鑴なり、鑴字は希仲、白湖と號す、聰明にして文を能くし、嘗て理氣の説を著して、李滉、李珥を斥け、中庸章句を改定し、又孔子を譏謗するの語を以て、士を大聖殿下に試みしが、一時之に風靡して、尹宣擧、尹拯、及び朴世堂等の如き少論の徒は、鑴の説を尊崇し、殊に世堂は、思辨錄を作りて、朱子經書の注説を攻擊せしことありしも、その重きを禮論に置くことは、他の諸家と異なることなきなり。その後黨派の關係よりして、肅宗は尹鑴に死を賜ひ、その傳

禮論は朝鮮人の習慣に適合す

禮論は他黨の排擠に便なり

（八卷）禮記記疑等ありて、廣く公私の間に行はれ、東方禮家の大成と稱せられ、遂に文廟に從祀せらるゝに至る。　蓋し朱子は諸經の注を作りしと雖も、禮書に於ては、晩年に至りて力を用ひ、未だ成るに及ばざるを恨とせり。　是を以て、當時程朱學の尊崇せられしより、朱子の遺志を繼ぎて、深く禮學を講究するは、朝鮮人の古來より形式を崇尚する習慣に、尤も適合したることとなれば、一般學者の間に於て、禮學頗る流行し、金長生の如きは、實に之が代表者として現はれたるものなり。

是より後、顯宗、肅宗の頃に至りては、黨派の紛爭極めて盛なりしが、老論の領袖宋時烈は、即ち金長生の門人にして、亦頗る禮論を唱道せしものなり。　而して當時黨論の題目として爭ふものは、大抵禮論なることは、第十一章に於て、既に之を述べたり。　これ固より各、その信ずる所を是として爭ふこともあるべしと雖も、一には又禮論が黨論の題目として、他の黨派を排擠するの用に供するに於て、尤も便利なりといへることも、亦事實なり。　それは肅宗の時、持平李秀彥の上疏に、禮を議するの一

金長生の禮學

り。是に於て、朝廷の議論は、二派に分れて之を爭へり、追崇を主とするものは、李義吉之を發せしより、許誧、李貴等之を主張し、崔鳴吉從て之を扶植し、その反對せしものは、李廷龜、鄭經世、李元翼、金尙憲等にして、張維は初め追崇を主とせしも、後に至りて之を非とせり。この時、朝議は多く追崇の説を贊成せざりしかば、仁祖も初は少しく猶豫せしが、後には極めて强硬の手段を執り、その反對のものを斥け、遂に追尊して王となし、元宗と號し、大廟に入れ、殆ど歷代繼統の君主と同樣なる待遇をなせり。この間に於て、或はこの問題によりて、人主の意を迎合し、その身の榮達を求め、或は名譽を要めんが爲めに、反對の議論を主張せしものもありて、必ずしも純然たる學術上の議論には非ずと雖も、禮論がいかに當時に重要視せられしかは、是によりて明かなるべし。

當時禮學に精通せるを以て聞えたるものは金長生なり、長生字は希元、沙溪と號し、仁祖九年卒す、嘗て李珥に學び、玩索踐履、交、その力を致し、晚年意を禮書に專らにし、その著す所、喪禮備要(一卷)家禮輯覽、(三卷)疑禮問解、

をいひ、壘設とは、同一の人を數箇處に祀るものなり。その後、英祖も亦その禁令を行はざるものは、道臣守令を罪し、十七年(清乾隆六年)には、祠院三百餘所を毀撤して、益、制限の方針を取りしも、當時の風潮、全く之を抑ふること能はず、遂に橫暴なる院儒の巢窟となるに至れり。

禮學の流行

學問は、大抵程朱を宗とするものにて、成宗以後に至り、次第に精微に趨きしことは、第七章第四節に於て、既に之を述べたり。その後にありても、程朱を宗とすることは異ならずと雖も、その學風に於ては、多少の變動を生じ、禮學の流行尤も盛なり。

仁祖の時の禮論

禮儀上に於ては、古來より頗る意を用ひて、李滉、李珥等も、皆之を講究せしものなれども、之に就て議論の盛に起りしは、蓋し仁祖の頃よりなるべし。仁祖が、その生父定遠君琈を待遇するの禮を議する時、金長生、朴知誠等、皆徵されて京に入りしが、金長生は叔姪の關係なるべきことを論じ、朴知誠は父母の禮を以てすべきことを論じ、李義吉は又疏を上り、之を追崇して廟に入るべきことを論せり、李義吉は朴知誠の門人な

て、經典を研究し、道義を講習する所なりしが、その後、遂に朝政を議するに至り、凡そ朝廷に一人の叙拜ある時に當り、其人衆望に適はざれば、議論沸騰して、叙拜することを得ざるに至る、是を清議といふ。 されば大臣若しくは王族外戚と雖も、亦清議を畏れて節操を磨勵せしが、後には私怨を以て、互に相攻撃し、黨派をなして爭ふことゝなれり。

賜額書院
書院の增加

書院の起原は、太宗、中宗の頃にありと雖も、明宗の時、豐基(慶尙北道)の白雲洞書院に、紹修書院の扁額を賜はり、書籍を頒降せられしより、賜額書院なるもの起りて、世に尊崇せられ、是より漸く書院隆興の端を開きて、孝宗、顯宗、肅宗の頃には、次第に各道に營建せられ、一道に凡そ八九十の設ありて、南方慶尙道の如きは殊に多く、全國を通ずれば、その幾百なるを知らざるに至る。 かくて書院の盛なりしより、鄕校の儒生皆之に歸し、良民の役を避るもの、皆院僕と稱し、その他種々の弊害も多かりしかば、

書院の私建疊設を禁す

孝宗、顯宗、肅宗は、屢、書院の私建疊設を禁じ、地方官の私建を禁せざるものは罪を論することとせり、私建とは官の許可なくして私に建るものの

第十二章　文化の復興

第一節　學校學風の變遷及び書籍の纂修

仁祖孝宗以後には活動的氣象あり

黨派の軋轢尤も盛にして、弊害も亦尠からざりしと雖も、これ畢竟、風氣開發の致す所なれば、社會の大勢は、自ら進步の傾向を有し、仁祖、孝宗以後に至りては、一般に活動的氣象を帶びたり。この活動的氣象は、各種の方面に見はれて、或は黨派の軋轢となり、或は學問の發達となり、或は政治の開展となり、種々變遷の形迹を呈し來りて、一旦衰頽に向ひし文化は、遂に英祖、正祖の頃に至りて、再び隆盛の運に向ひたり。

書院の性質及び狀態

學校は、從來成均館、四學、及び鄕校等の設ありて、士人、學を修むるの所となし、其他は直ちに師門に就き敎を受ることとなりしが、後世書院の隆興するに及びて、有爲の士、之に趨くもの衆く、人材は皆この中より出づることゝなれり。書院は、もと先儒の遺迹に就き、廟を建てゝ之を祀り、其徒の名望あるものを選びて、その事を主らしめ、暇日には此に會集し

大院君黨派の名目を一掃す

を叙せんと欲せば、必ず四黨の中より平均に候補者を出して、之を採用することゝなしたれば、四黨の裔族たるものは、目に一丁字なしと雖も、自ら士族と稱して、閭里に横行し、坐ながら仕官を取り、貴顯に締結し、その人民に對する、剝奪凌虐を擅にするも、法律その身に及ばず、無限の權利を有して、之に抵抗するものなし。而してこの黨人の根據とする所は書院にして、一たび書院より墨印を捺せし命令書を發して、祭需錢を徴收する時は、如何なる者と雖も、必ず嚢を傾け槖を竭して、之を出さゞるべかず、これ豈堪ふる所ならんや。

大院君の權を執る時に及び、老論最も盛にして少論、南人之に次ぎ、小北は尤も微弱なり。大院君は、もと南人の家に生れしものなりしが、深く黨論の弊を察し、書院を毀ち院儒を逐ひ、人を用ふること黨派に拘らざりしかば、始めて舊來黨派の名目を一掃することを得たり。されどもその一掃せしものは、特に黨派の名目のみにして、その軋轢傾排の實に至りては、決して廢滅せざるなり。

洪國榮廢黜せらる

正祖調停を務む

四黨永く存す

にして、謀逆を以て廢黜せられたり。

正祖の時も、大略、英祖の時の如く、その勢力を得たるものは、老論なりしが、他の諸黨も、多くは沈默を守りて、前朝の囂々たるが如くならず、これ蓋し正祖の英明を憚りて、一時屛息せしものなるべし。されども八九年の頃よりして、また分爭の兆候ありしかば、知中樞沈豐之は、深く之を憂ひて正祖に告ぐ、正祖乃ち豐之をして、密に調停の責に任せしめ、又奉朝賀金致仁を領議政として、力を調停に致さしむ。その後にも、正祖は堅くこの方針を守り、その寢室に題して、蕩々平々室といひ、たゞ人才を用ひて、同寅協恭の實を擧んことを務めたれば、英祖以來調停の政策は、正祖の時に至りて、幾分かその効を收めたるが如し。

されども英祖の末年より端を開きし外戚の專恣は、純祖以後に至りて、益々甚だしく、黨派の關係と、互に糾結錯綜して、無窮の弊害をなし、如何なる調停策も、根本的に黨派の陋習を一掃すること能はず、老論、少論、南人、小北の四黨は、其後永く存立せり。當時調停の方法として、凡そ一官

洪國榮を大將とす

世道の始

百方力を竭して、王躬を保護せしものは、宮僚洪國榮なれば、國榮は世孫代理の時より、頗る事を用ひたりしが、その王位に即くに及び、益、之を信任し、首として之を擢んでて承旨とし、又別に宿衞所を設け、國榮を大將とし、禁旅を率ゐて宿直せしめ、遂に政權を擧て之に付す、これ世道の始なり、世道とは俗語にて、政權を掌握するものをいふ。蓋し臣僚及び民間の情狀を聽かんが爲め、人主直ちに庶司に接せば、君權の陵夷せんとする恐あり、故に世道を置きて、その申達を掌らしめしなり。されどもかく實權を與へたれば、その人卑官散職にありと雖も、領議政以下、皆命をこの人に聽き、軍國の機務、百官の狀奏、皆まづ世道に咨て、後に王に奏し、王も亦世道に詢て之を決す、是故に威福與奪、意の如くならざるなく、一國を擧て、世道に奉事すること神明の如し。國榮世道となりしより、利を嗜み功を貪るの徒、風を望みて趨附し、勢焰天を薫じ、その妹を宮中に納れて元嬪とし、王妃金氏を傾けて之に代らしめんとす、その專横暴戾なること、鄭厚謙にも勝りたれば、世人之を大厚謙と稱せしが、四五年

洪相簡等を殺す

洪麟漢、鄭厚謙に死を賜ひ、又濟に竄逐せし沈翔雲、尹養厚を鞫問して之を殺せり。是に於て、この事變の顛末を詳叙し、三千四百餘字に亙れる御製綸音を下して、之を中外臣民に告諭せり、これ實に人心をして歸向する所を知らしむる所以なり。

洪相簡既に誅せられし後、洪相範、洪相吉、洪啓能、洪相格、李澤遂、閔弘燮等は、必ず仇を報せんとして、密に謀逆をなし、その推戴せんとするものは、王の弟恩全君禶にありといふ、乃ち洪相範等を鞫して之を誅す、大臣三司更に禶を逮問せんことを請へども、王許さゝりしが、大臣請うて已まず、遂に禶をして自盡せしむ。蓋し洪麟漢の一派は、王の戚族なりしも、その擯斥せられしを以て、當時失意の境遇にありし少論の徒と結託して、屢、異謀を企てしも、皆成功せずして、洪鳳漢、洪樂任等を除くの外は、多く誅戮せられたり。

是に於て、正祖は、世孫たりし時より、その身に危害を加へんとせしものは、大概之を除きて粗安全なることを得たり。この艱難の時に當り、

洪麟漢鄭厚謙等世孫の羽翼を殺かんとす

孫に上りて、宮僚を指斥せしむ。蓋し徐命善は、上疏の後、王に對して世孫が洪麟漢の三不必知の說により陳疏せんとすることを宮僚に聞きしといへるを以て、宮僚が內言を漏洩するの罪を文致して、世孫の羽翼を一網打盡せんと欲せしなり。沈翔雲は、その先世、益昌が、金一鏡、尹就商等と交通し、罪を蒙りて死し、且妄りに其父の養家の關係を改めたるより、世の擯斥を受けたるものなれば、只管鄭厚謙に諂附して、この運動をなしゝが、遂に絕島に竄せられ、尹養厚も亦竄せられたり。尋で執義申應顯は、上書して洪麟漢を誅せんことを請ひしも、從はれざりしが、形勢既に此の如くにして、洪麟漢の黨は、率ね勢力を失ひたれば、五十二年(淸乾隆四十一年)英祖の薨ずるに及びて、世孫祘は、恙なく王位を踐むことを得たり、是を正祖とす。

正祖立つ

正祖は、もと正宗と號せしが、光武三年(明治三十二年)追改して正祖と稱せり。

洪麟漢鄭厚謙を殺す

正祖の位に卽くや、直ちに鄭厚謙、洪麟漢を竄し、尋でその黨尹若淵、洪相簡、李敬彬、李善海、閔恒烈、李商輅、洪趾海等を鞠して、或は誅し、或は竄し

洪麟漢世孫の聽政を妨害す

洪麟漢は、洪鳳漢の弟にして、世孫の生母、惠嬪洪氏の叔父なれば、意望淺からざりしが、その人となり貪暴無識なりしが故に、世孫は素より之を鄙しみしを以て、頗る怨望を懷けり。　時に鄭厚謙は妖邪傾險にして、宮中にあり、其養母和緩翁主（英祖第九女）と共に、王の語默を伺ひ、威福を擅にするを以て、洪麟漢は之と結託して、聲勢をなしゝが、世孫の英明にして、他日己が罪を被らんことを恐れ、洪趾海、尹養厚等と結びて、日夜に飛語を造り、世孫を傾けんことを謀りし時に當りて、この代聽の教ありしかば、大に驚惶して、百方妨害を試み、領議政韓翼謩も、亦之を贊成せり。

韓翼謩洪麟漢を罷む

世孫代理

是に於て、代聽の事も、上下相持すること十有餘日にして、未だ發表するに至らず、人心恂々たりしが、前參判徐命善は、上疏して洪麟漢、韓翼謩を論駁せり。　因て王は徐命善が衆人依違の間に於て、慷慨身を挺して忠誠を竭すを嘉みし、特に都總管を授け、韓翼謩、洪麟漢の職を罷めたり。かくて妨害運動も、終にその效を奏せず、世孫は代りて庶政を聽くことゝなりたれば、洪麟漢、鄭厚謙等は又尹養厚と謀り、沈翔雲を募り、書を世

英祖世孫をして政を聽かしめんとす

金龜柱東宮を危うせんとす

代りて政を聽き、國事を明習せしむべし、老論少論の如きは、沖子の當に知るべき所なり、吏判兵判の如きも、亦知るべき所なり、左議政洪麟漢は、身を挺して之に對へて曰く、東宮は必ずしも吏判兵判を知るに及ばず、必ずしも老論少論を知るに及ばず、又必ずしも朝事を知るに及ばずと、これ首として之が反對の意見を表せしなり。　又金龜柱は、戚臣を以て威福を擅にし、廣く黨與を布き、その從叔金漢祿は、龜柱が爲めに陰に死黨を募りて、東宮を危うせんことを圖り、金鍾秀も亦大臣を以て、その謀を同じくし、之に趨附するもの甚だ多し、世孫の弟恩彥君裀、恩信君禛等の共に濟州に謫せられしも、蓋し之が爲めなり。　是時、副提學金時粲は、深く金漢祿等の所爲を惡みて、これ畢竟、戚里相軋り、權を失はんことを患ひ、後の禍を慮るの心よりして、この凶圖をなすものなり、早く之を辨せざれば、宗社を如何せんといひしかば、漢祿は之を聞て甚だ怒りしも、金時粲を動かすこと能はざるのみならず、その邪謀を逞しくすること能はざりき。

老論は調停說を喜ばず

り、嗚咽して之に告げて曰く、予三十餘年の苦心は、唯朝廷を調劑するにあり、今日の世、當に熙豐の黨の隙を伺ふものあるべし、汝固く之を守りて、變ずることなかるべしと、これ豈英祖が眞情を吐露して、世孫を警戒せしものに非ずや。

抑、黨爭の激烈を極めたる後に於て蕩平論の起ることは、自然の順序にして、英祖は正にこの時機に遭遇せしものなり。されども英祖が蕩平を標榜せしは、當時比較的勢力ある老論より之を觀れば、即ち少論を保護することゝなるものなれば、老論は之を以て忠逆分れず、賢邪混淆するものなりとして、奉教李鼎輔、說書兪最基、贊善申暻等の如き、疏を上り蕩平の不可なるを論ずるもの尠からずして、調停は容易に効を奏すること能はざるのみならず、老論、少論の外にも、南人、小北ありて、互に爭ひしが、この四黨は益、潰裂して、終に八九種となれりといふ。

五十一年に至りて、英祖は年既に八十を過ぎ、氣力漸く衰へ、萬機に酬應すること能はざるを以て、諸大臣を召し、教を下して曰く、沖子をして

蕩平の敎文

されば即位元年（清雍正三年）まづ敎を下して、朋黨の弊は人を逆黨に陷ること多ければ、その流竄せられたるものゝ中には、寃を抱くものもあるべければ、銓曹は蕩平に之を收用し、群臣は皆黨習を祛け公平を務むべきことを告示し、十七年、朝廷の朋黨は、みな清選を爭ふに起るを以て、吏曹郎官が通淸を主張するの弊を革め、弘文館の回薦を罷めて圈點となし、召試の後、職を付することゝし、十八年王親ら周而不比、乃君子之心、比而不周、寔小人之意、の句を書し、碑を刻して泮水橋上に建て、二十三年、左議政趙顯命と調劑を論じたるが如きことありて、その黨習を戒めしこと、一にして足らざるなり。殊に三十九年に於て、世孫に告げし言の如きは實にその苦心の容易ならざるを見るべきなり。

英祖王世孫を立つ

初め英祖は、孝章世子早く薨せしを以て、第二子愃（ケン）を立てゝ世子とす、即ち莊獻世子（三十八年薨す、光武三年、〔明治三十二年〕追尊して莊祖とす）なり、三十五年、又愃の第二子祘（サン）を冊して王世孫とす。世孫は聰明にして學を好みしかば、英祖は甚だ之を鍾愛し、屢、召對して、學を講じ道を論せしが、その宋鑑を講ずるに因

老論は調停說を喜ばず

り、嗚咽して之に告げて曰く、予三十餘年の苦心は、唯朝廷を調劑するにあり、今日の世、當に熙豐の黨の隙を伺ふものあるべし、汝固く之を守りて、變ずることなかるべしと、これ豈英祖が眞情を吐露して、世孫を警戒せしものに非ずや。

抑、黨爭の激烈を極めたる後に於て蕩平論の起ることは、自然の順序にして、英祖は正にこの時機に遭遇せしものなり。されども英祖が蕩平を標榜せしは、當時比較的勢力ある老論より之を觀れば、卽ち少論を保護することゝなるものなれば、老論は之を以て忠逆分れず、賢邪混淆するものなりとして、奉敎李鼎輔、說書兪最基、贊善申暻等の如き、疏を上り蕩平の不可なるを論ずるもの尠からずして、調停は容易に効を奏することと能はざるのみならず、老論、少論の外にも、南人、小北ありて、互に爭ひしが、この四黨は益、潰裂して、終に八九種となれりといふ。

五十一年に至りて、英祖は年既に八十を過ぎ、氣力漸く衰へ、萬機に酬應することと能はざるを以て、諸大臣を召し、敎を下して曰く、沖子をして

蕩平の敎文

英祖王世孫を立つ

されば即位元年(清雍正三年)まづ敎を下して、朋黨の弊は人を逆黨に驅ることと多ければ、その流竄せられたるものゝ中には、寃を抱くものもあるべければ、銓曹は蕩平に之を收用し、群臣は皆黨習を祛け公平を務むべきことを告示し、十七年、朝廷の朋黨は、みな淸選を爭ふに起るを以て、吏曹郎官が通淸を主張するの弊を革め、弘文館の回薦を罷めて圈點となし、召試の後、職を付することゝし、十八年王親ら周而不比、乃君子之心、比而不周、寔小人之意、の句を書し、碑を刻して泮水橋上に建て、二十三年、左議政趙顯命と調劑を論じたるが如きことありて、その黨習を戒めしこと、一にして足らざるなり。殊に三十九年に於て、世孫に告げし言の如きは實にその苦心の容易ならざるを見るべきなり。

初め英祖は、孝章世子早く薨せしを以て、第二子愃(ケン)を立てゝ世子とす、即ち莊獻世子(三十八年薨す、光武三年、(明治三十二年)追尊して莊祖とす)なり、三十五年、又愃の第二子祘(サン)を册して王世孫とす。世孫は聰明にして學を好みしかば、英祖は甚だ之を鍾愛し、屢、召對して、學を講じ道を論せしが、その宋鑑を講ずるに因

闡義昭鑑

隨ひ處に因て、萌芽の發生せしに過ぎざるなり。されば英祖は、飽くまで之を芟除せんことを務めたりしが、是に至りて、粗その功を畢りたれば、儒臣に命じて、變亂の始末を錄せしめ、名づけて闡義昭鑑といひて、その方向を明にせり

少論を斥く

されども少論盡く邪なるにも非ず、老論盡く正なるにも非ざれば、かく少論の叛黨を誅戮する時に當りて、英祖は老論少論並び用ひて、李光佐の如きは、十有餘年間、相位に居れり。其後三司の啓によりて、趙泰耉、柳鳳輝、崔錫恒は、皆官爵を追奪せしも李光佐、趙泰億は律を施すは過多なりとて、從はざりしが、尹志を誅するに及びて、趙泰耉、柳鳳輝、李師尙、尹就尙等は、諸賊の根柢なるを以て、逆律を追施し、李光佐、趙泰億等の官を追奪せり。英祖の處置は、大體より之を觀れば、結局、少論を抑へて老論を揚るが如くなりしも、當時兩黨の情狀を熟察すれば、是實に已むを得ざるのことにして、その本意の存する所は、蕩平の政を布きて、兩黨を調停するにあり。

あるものゝ如し。初め金一鏡の誅せらるゝや、尹就商は、その黨を以て拷掠せられて死し、その子志は、羅州に竄せられ、日夜朝廷を怨みしが、是に至り、書を羅州の客館に掛けて、人心を動搖せんことを圖れり。監司趙雲逵之を伺ひ知り、尹志等の疑ふべきことを啓す、因て王は尹志等を拿して、之を鞫問せしに、その謀に與りしもの、志の子光哲、李夏徵、李孝植、林國薰等の徒頗る多し、乃ち尹志は大逆の律を施し、光哲及び李夏徵等は、皆之を誅せり。因て、教文を中外に頒ち、討逆の慶科を設けしに、沈鼎衍の呈する所の文字、頗る亂悖の言あり、鼎衍は、李麟佐の黨、沈成衍の弟なり、乃ち之を鞫問せしに、尹志の族、尹惠、金一鏡の孫、道成、及び姜夢協、柳明斗等、皆その謀を同じくすといふ。その他金寅濟、李埈、李佺、申致雲、朴師緝、柳壽垣等の如き、謀逆の罪を以て誅戮せられしもの、亦甚だ多し。

要するに、金一鏡一派の勢力は、その根柢頗る深く、內外に盤結して、容易に拔き去るべからざるものあり。是を以て、景宗以來三十餘年間に於て、幾回となく起りし逆謀の獄も、その脈絡は盡く一貫して、たゞ時に

李麟佐等を斬に處す

別に兵を慶尙道に起し、居昌(慶尙南道)より進みて、熊輔は知禮(慶尙北道)に向ひ、希亮は茂朱(全羅北道)に向はんとせしが、善山府使朴弼健、昆陽郡守禹夏亨等、兵を發して之を討じ、希亮、熊輔を斬る。 是に於て、吳命恒は兵を收めて凱旋し、熊輔、希亮等の首級を獻ず、王親ら之を慰勞し、李麟佐、權瑞鳳、李思晟、南泰徵等を斬に處し、奮武功臣十五人を錄して、吳命恒を一等とし、海恩府院君に封じ、朴纘新、朴文秀等を二等とし、崔奎瑞には、王親ら一絲扶鼎の四字を書して之を賜へり。

李麟佐の亂は、既に平ぎしと雖も、その餘黨の潛伏せしもの、尙未だ滅息せず、六年、羅弘彥は、廢宗坼、若しくは垓を推戴せんことを謀れり、坼垓は、嚮に誅せられし福昌君楨、福善君柟の從孫なり、事覺れて皆誅せらる。廿四年、又權緤、權稌等は、妖書を驪川君增の家に投じて、その非分の心を動かさしめんとして、杖斃せしことあり。

尹志の變

かく不穩の擧動は、屢、起りしと雖も、皆微々たるものにして、何等の大事をもなすこと能はざりしが、三十一年(乙亥)尹志の變に至りては、稍根柢

は、内に應じ、四年三月を以て、京城を犯し、宗室密豐君坦を推戴せんとす。時に奉朝賀崔奎瑞は、退て龍仁(京畿道)にありしが、之を聞て大に驚き、急に馳せて京城に到り變を告ぐ、英祖乃ち兵曹判書吳命恒を四路都巡撫使とし、朴文秀、趙顯命を從事官とし、李汝迪、朴東樞を後援として、之を討せしむ。

是時、李麟佐は、既に權瑞鳳と兵を合せ、喪車を以て兵器を載せ、潜に清州(忠清北道)の城中に入り、兵使李鳳祥、軍官洪霖を殺し、又鎭營に入り、營將南延年を執へて之を降さんとせしが、延年は毅然として屈せざりしかば、遂に之を殺し、李麟佐は自ら大元帥と稱して、權鳳瑞を牧使とし、申天永を兵使とし、朴宗元を營將とし、檄を列邑に傳へて、兵馬を召聚す、而して李麟佐は進みて鎭川(忠清北道)に至り、兵を分ちて二となし、一隊は竹山(京畿道)に向ひ、一隊は安城(同上)に向へり。 時に吳命恒は振威(同上)に至り、稷山に向ふと聲言して、密に安城に至り、一戰して之を破り、又竹山を攻て、斬獲甚だ多く、麟佐、瑞鳳等を生擒して、之を京師に送る 鄭希亮、李熊輔(麟佐の弟)は

丁未の換局

變し、鄭澔、閔鎭遠等を黜け、李光佐を領議政とし、趙泰億を左議政とし、吳命恒を吏判とし、李台佐を戶判として、頗る少論を用ひたり、是を丁未の換局といふ。是に於て、持平趙顯命は疏を上り、一時の喜怒を以て人を進退する時は、人心世道、日に陷敗して必ず亂亡に至らんといひて之を論難せり。是時に當り、王は決して一時の喜怒を以て事を處せしに非す、千思萬慮、その心を苦しめたることは、實に察するに餘ありと雖も、閔鎭遠等の如きは、必ずしも擯斥すべき罪あるに非ざれば、英祖の黜陟は、盡く公平なりといふべからざるが如し。

李麟佐の叛

丁未の換局は、少論を用ひたりと雖も、英祖は固よりその是非を問はず、悉く少論を以て、老論に代へんとするに非ざれば、金一鏡の殘黨の如き、沈淪せる不平の徒は、更る〳〵叛逆を企てたり。初め金一鏡、睦虎龍の遺族、その他多くの志を失ひ國を怨むもの相聚り、冥々の間、竊に計畫する所あり、嶺南の人、李麟佐、鄭希良を推して元帥とし、李有翼、李河を謀主とし、平安兵使李思晟は、亂を西に倡へ、總戎使金重器、禁軍別將南泰徵

老論を用ふ

し、睦虎龍の動籍を削り、趙泰耇、柳鳳輝、李光佐、趙泰億等を削黜して、少論の勢力を滅殺し、金昌集、李頤命、李健命、趙泰采は、官を復し諡を賜ひ、趙聖復、李晩成等はその職牒を還し、爵秩を贈り、鄭澔、閔鎮遠、李觀命を相として、老論を用ひたり。

それ老論と少論とは、各、功罪ありと雖も、壬寅の獄は、實に少論が虚僞誣罔を以て、老論を陷擠せしこと、尤も明白なるものなれば、英祖は斷然その首謀を誅し、寃枉を伸雪し、少論を斥けて、之に代ふるに老論を以てしたるは、誠に適當の處置と謂はざるべからざるなり。

第四節　叛黨の誅戮及び黨論の調停

英祖は既に少論を斥け、老論を用ひたりと雖も、その心は固より公平を主とするにあれば、必ずしも一黨一派に偏するものにあらず、且、各人に就きてこれを觀れば、老論と少論とは、果して孰れが賢にして、孰れが邪なるやも、容易に知るべからざるものあるなり。されば英祖も、初は鄭澔、閔鎮遠を相として、老論を用ひしが、三年(丁未)に至りて、また局面を一

發するに至る、亟かにその壅蔽の罪を正し、先大王の本意に非ざることを明かにすべきを論せり、これ實に少論の無狀を抉摘して、之を芟除せんとするものなり。是に於て、少論は競ひ起り之を反駁して、その勢力を維持せんとし、老論は又金一鏡等の罪惡を痛論して、邦刑を正さんことを請ひ、朝廷は喧々囂々として、恰も鼎の沸くが如く、殆ど底止する所を知らざるなり。

睦虎龍斃る

金一鏡を戮す

英祖は深く積年黨爭の弊害を察し、老論と少論とに拘らず、李義淵、金一鏡の如き、黨派心の最も甚だしきものを囚へて、之を鞫問せしに、李義淵は間もなく物故せり。而して金一鏡が趙聖復及び四凶を論せし疏と、睦虎龍が變を上りし書とは、同情の跡あるを以て、遂に虎龍を拿し來りて鞫問せしに、虎龍は色變じ語窮して、對ふること能はざりしが、その翌日に至りて、遽に斃れたり、蓋し少論の徒、之を殺してその誣獄の跡を掩はんと欲せしなり。是に於て、英祖は李義淵、睦虎龍を追刑し、金一鏡を戮し、又一鏡の黨、李天海、尹就商、李師尙を殺し、權益寬、南泰徵等を遠竄

り。

睦虎龍は、初め其謀に與りしも、變を上りしを以て、錄して扶社の功臣となし、會盟祭を行ひ、血を歃り誓文を讀み、上天を祭りて、山河帶礪の盟をなし、尹宣擧、尹拯の祭を致し、宋時烈の院享を黜け、討逆の庭試を設け、盡く老論の施設を改めて、肅宗晩年の方針を一變せり。

景宗薨じ英祖立つ

この擾々の際に當り、景宗は羸弱の身を以て、永く萬機の勤に堪ふること能はず、在位僅に四年にして薨じ、王世弟昑位に即く、是を英祖とす。（もと英宗と號せしが、李太王二十七年（明治二十三年）追改して英祖とす。）英祖の初は、景宗以來の餘風を受け、李光佐、柳鳳輝、趙泰億等を相として、少論は要路に盤據せり。されども老少論の軋轢は、其由來する所甚だ久しく、且前年の誣獄によりて、老論はその勢力を失墜せし後にて、苟も機會の乘ずべきあれば、之を挽回せんと欲するの念慮は、寤寐忘るゝこと能はざるの時に當りて、王位の更迭に際會す、安んぞ默して止むべけんや。

李義淵の上疏

されば幼學李義淵は、首として疏を上り、羣小奇禍を釀成し、世臣大家を誅戮し、禁庭血を蹀むの言を

壬寅の獄

るものは、或は殺戮し、或は竄配し、その罪を被るもの、實に數百人の多きに至れり。是を壬寅の獄、又は辛壬の士禍といふ、景宗元年辛丑より二年壬寅に亙るを以てなり。 この時、金一鏡は討逆の敎文を撰せしが、その中に、倘或遂宮城之陳兵、殆不免禁庭之蹀血の句あり、これ他日金一鏡の罪案として、劇烈なる攻擊を被りし所のものなり。

老論の勢力を一掃す

蓋しこの獄は、極めて虛僞誣罔のものにて、其口供の辭は、或は罪人をして知らしめず、強て名を署せしめしものあり、或は承服せしといへるも、直ちに物故せるものあり、或は十餘回の刑杖を受け、氣息奄々、全く知覺なくして、詳悉なる罪案の構成せらるゝものもありといふ。 されば前に述べたる逆謀の目的及び方法といへることも、その實際に於ては、果して如何なるものなるや審ならず。 要するに少論の徒が、種々の計策を運らし、老論の勢力を一掃せしものにて、景宗は必ずしも之を信せしには非ざれども、その溫柔篤厚なる性質は、これ等諸臣の囂々を制すること能はず、遂にこの誣獄を構成するに至りしは、誠に悲しむべきな

睦虎龍變を上る

是時、宦者朴尙儉、文有道、宮婢石烈、必貞等は、金一鏡等と表裏糾結して、世弟を除かんことを謀り、事覺れて誅せられしが、二年（壬寅）三月に至りて、睦虎龍は又變を上れり。是に於て同謀のもの白望、鄭麟重、金龍澤、李天紀、李喜之等を鞫問せしに、大急手、小急手、平地手の三種の方法によりて、逆謀を逞しくし、李頤命を推戴せんとするにあることを白狀せり。大急手とは、匕首を挾み、宮中に入りて、之を刧すものなり、小急手とは、藥を宮人に與へ、飮食に和して進めしむるものなり、平地手とは、多くの金を以て、内竪に締結して、罪目を構成し、放黜の計をなさんとするものなり。この謀に關係せしもの、尙甚だ多く、殊に李頤命、金昌集は、久しく異圖を蓄へ、威福を擅にし、子姪姻親門客は、逆謀に與り、李頤命は更に身推戴を受くるの實あり、李健命は、奏請使として淸に往きし時、王躬を誣告せしことあり、趙泰采は聯名の箚を上りし首唱者にして、他の三人と迭に相和應せしものなれば、この四凶は、實に同心一體なりといへるによりて、皆死を賜ひ、白望、鄭麟重以下、杖下に死せしものは、その屍を戮し、然らざ

延礽君を世弟とす

世弟聽政の敎を還收す

少論政を執る

權趙泰采等と議し、王大妃金氏の敎を奉じ、元年(辛丑)八月、弟延礽(ジヨウ)君昑(キン)を建てゝ王世弟とす。尋で執議趙聖復は疏を上り、臣僚引接の際、政令裁決の時に當り、世弟をして側に侍し參聽して、庶務を練習せしめられんことを請ひたれば、王は直ちに之を納れ、大小の國事、並に世弟をして裁斷せしむるの敎を下せり。然るに承旨李箕翊、左參贊崔錫恒、戶參趙泰億、司直李光佐、副司直朴泰恒等の如き、之を爭ふもの甚だ衆く、世弟は屢〻疏を上りて之を辭し、金昌集、李頤命、趙泰采、李健命等は、又聯名の箚を上り、裁斷の敎を改めて、丁酉(肅宗四十三年)代理の例に依らんことを請ひしが、右議政趙泰耉は、極力之に反對し、崔錫恒、李光佐等も、皆之と同一の意見を陳せしを以て、王言は汗の如くなること能はず、終に其敎を還收せり。承旨金一鏡等、又上疏して趙聖復を論じ、且金昌集、李頤命、趙泰采、李健命等を目するに四凶を以てし、その不忠無狀を詆斥すること尤も甚だしく、三司も亦合啓して、之を絕島に圍籬安置せんことを請ひしかば、趙泰耉を領議政とし、崔奎瑞、崔錫恒を左右議政とせり。

趙重遇尹志述等の上疏

の爲めに忙殺せられ、紛々擾々、日も惟足らざる有様にて、空しく歲月を經過せり。その餘毒は、景宗の初に及びて大に潰裂し、肅宗晩年の方針確定も、何等の效力を有せざるのみならず、却て一層慘烈なる禍害を惹起せり。

景宗の位に即くや、幼學趙重遇は、疏を上り禧嬪の名號を定めんことを請うて三水(咸鏡南道)に竄せられ、掌議尹志述は、李頤命が選せし肅宗の誌文に、死を張氏に賜ひしことは、沒して書せず、斯文の處分は、其辭を微婉にせしは、利害を顧み、禍福に怵れしものなりとて、之を攻擊し、承旨李眞儉は、又疏を上り、重遇は恩に託して義に悖り、志述は義を假りて恩を絕つ、皆殿下の罪人なりとて、兩つながら之を駁難し、朝論極めて紛然たり、蓋し重遇、志述は、老論中の異分子にて、少論には非ざるなり。

時に景宗は、三十四歲にして、王子未だ誕生せず、且、病によりて、久しく朝を視ざることもありしかば、正言李廷熽は、疏を上り、早く儲嗣を定めて、兆民の望を係んことを請ふ、王乃ち領議政李昌集、左議政李健命、判中

李頤命の獨對

世子代理

肅宗薨じ景宗立つ

を斥くるを以てなり。

四十三年、左議政李頤命、獨り王に對す、相臣の獨り王に對するは、當時に於て普通の例に非ざることなれば、獻納朴聖輅は、其非を論せしかば、頤命は銜を上り職を辭せしも、王許さず。尋で王は目疾により、酬應漸く難きを以て、世子をして政事を代理せしむ、世子辭すれども、王許さず、且諭して曰く、近日の處分、是非明白なり、事斯の文に關す、予が志に遵ひ、堅く持して撓むこと勿れと、蓋し老少論に於ける方針の確乎として動かすべからざるとを示せるなり。是に於て、少論の徒は、大に驚惶し、陳疏上銜、跡を接して起り、領府事尹趾完は、鄕にありて之を聞き、櫬を舁きて京に入り、上疏して代理及び獨對の非を極論せしも、王納れず、因て疏を留めて鄕に歸る。是より後、金昌集は領議政となり、李健命は右議政となりて、老論常に政權を掌りしが、肅宗は程なく薨じて、世子昀立つ、是を景宗とす。

肅宗は在位四十六年、長からざるに非ざれども、其間は全く黨派問題

らざるなりと、肅宗は實に丁時翰の言の如く、十七年以後に於ても幾回となく、この情態を繰回せり。これ畢竟、王が喜怒愛憎の變り易きより、常に私情の奴隷となりて、政局を玩弄せしものなれば、黨派の軋轢は、益、盛ならざるを得ず、晩年に至り、頗る黨論の流弊を悟りて、之を矯正せしも、滔々たる頽波は、容易にその汎濫を止むること能はざるなり。

第三節　辛壬の士禍

老論と少論との軋轢は、肅宗の末に及びて益、熾なりしが、王は其後、心を老論に傾くるに至れり。蓋し老少論の分れしは、種々の理由ありと雖も、宋時烈が撰せし尹宣擧の墓文、及び尹拯が宋時烈に與ふるに擬せし書は、其原因の主なるものなり。是を以て王はその二書を把りて之を讀み、墓文中には、元來尹宣擧を醜辱せしことあらず、少論の唱ふる所は、その實に違へりとて、尹拯を斥して譴を被りしものを宥し、宋時烈を辱めし者を罪し、尹拯父子の官爵を追奪し、教を下して老論の正當なることを掲揚せり、是を斯文の處分といふ、その師生の義を明かにし、異說

丁時輸の上疏

せり。

肅宗以後は、黨派の軋轢尤も盛なる時代にして、政局の變轉尤も速なり、これ積年の弊習然らしめし所なりと雖も、王も亦幾分か其勢を助長せしことなしといふべからず。君主專制の世、王室と政府との區別明かならざる時にありては、人主の一喜一怒によりて、政局の忽ち變轉することは、敢て怪しむに足らざれども、肅宗の如き愛憎の感情尤も烈しきものにありては、黨人常に之に乘じて、その情を激動せしむるを以て、進退黜陟、殆ど晝夜の更迭するが如きなり。されば王の十七年に於て、進善丁時輸は上疏して曰く、殿下即位以來、元年より五年に至るまで、賢として之を尊寵せしもの、六年に至れば、誅せざれば竄し、竄せざれば斥す、賢といふべきか、邪といふべきか、六年より十四年に至るまで、賢として之を尊寵せしもの、十五年に至れば、誅せざれば竄し、竄せざれば斥す、賢といふべきか、邪といふべきか、然れば則ち、十五年より以來、賢として之を尊寵するもの、臣未だ他日の果して賢たるか、果して邪たるかを知

林溥李潜を殺す

老論少論共に政を執る

老論要地に占據す

虚罔を審にするに非ざれば、吾輩跡を容るゝの地なしとて、鞫問を要求し、林溥、金春澤は、皆絶島に配せられたり。尋で幼學李潜も、亦上疏して、粗、林溥と同様の言を述べしかば、王は林溥を治ること嚴ならざりしに因り、復たこの疏ありとて、李潜を親鞫し、又林溥を拿し來りて鞫問せしが、皆杖下に斃れたり。是に於て老論は罪を被るに至らざりしも、崔錫鼎は復た用ひられて領議政となり、金昌集、李頤命は、左右議政となりて、老論少論共に政を執りたれば、兩者の間、互に陳疏論辯することありて、兎角圓滑ならざりしが、三十六年に至り、肅宗は頭痛頻に加はり、食慾また減じて、身體の調和を缺きしも、藥院の臣、深く憂となさずとて、都提調崔錫鼎等が、保護の任を帶ぶるにも拘らず、君父の病を輕視するを怒りて、その職を罷めたり。是に於て、崔錫鼎は、又寵を恃み自ら用ひて、國政を破壞し、威權を弄し、黨與を樹つるを以て、彈劾せられ、風波大に起り、李畬は代りて領議政となり、老論は悉く要地に占據して、政局一變せり。

是より後は、專ら老論と少論との紛爭となりて南人は殆ど一隅に屏息

少論衰ふ

張氏を立んとせし形迹あるを以て、東平君に死を賜ひ、張希載及び巫蠱に關係せし宮人巫女を誅し、張氏の族黨を遠竄せり。蓋し宮闈に關すること、一たびその處置を誤る時は、怨恨忌嫉、更る〴〵起りて、恩を傷り義を害し、無限の慘禍を釀成するに至るは、古來の通弊にして、肅宗も亦この窠臼に陷ることを免れざるなり。張氏既に殺されし後に於て、崔錫鼎は、嚮に箚を上りて諫めしに因り竄逐せられ、其他張氏を寬容するの議を主とせしものは、次第に罪を被り、南九萬、柳尚運も攻撃せるゝこと益、甚だしくして終に竄黜せられ、領府事尹趾完は、之を伸救せしも、從はれず、少論は頗るその勢力を減殺せり。

其後、忠清道幼學林溥等、疏を上り、嚮に金春澤が張希載の妻と奸通して東宮を害せんと謀りしことは、罪人尹順命の口供に出でしも、獄を按ずるもの、其言を惡みて文案に錄せざりしことを告げたり。其時、局に當りしものは、左議政李世白、右議政申琓、判義禁李畬、知義禁金昌集等の諸人なりしが故に、老論の徒は、囂然として起り、林溥等を究覈して、その

張氏を殺す

ことあるを以て、是に至りて鞫問せられ、時論皆之を殺さんとせしが、南九萬、尹趾完は、之を誅せば事張氏に連り、張氏危ければ世子安からずといひて、之を濟州に竄せり。　其後希載の奴業同は、巫蠱の事をなしゝも、南九萬、柳尚運は、亦窮治することを欲せず、たゞ之を遠配せしが、羣議之を攻ること甚だしく、九萬は城を出でて罪を待ち、業同等は誅せられたり。　然るに二十七年、王妃閔氏の薨ずるに及び、張氏が宮人巫女と王妃を咀呪せしこと又覺れしを以て、肅宗は親ら罪人を鞫問して、張氏を殺さんとす。　領議政崔錫鼎、箚を上りて之を諫め、判中樞徐文重、右議政申琓、吏判李畬等は、面對に於て、世子の爲めに法を屈し恩を全うせんことを請ひしも、王聽かず、宮女をして藥を張氏に賜うて自盡せしめんとせしに、張氏手づから藥椀を擲つて從はざりしかば、王怒りて親ら張氏の室に至り、門板を取り來りて、張氏の上に覆はしめ、數十の宮人をして、其上を壓せしめて之を殺せり、王の所行も此に至りては、燕山君の暴戻にも勝れりといふべし。　且東平君杭は、張希載と交通して、閔氏を廢し、

西人廢妃を復せんとす

廢妃閔氏を復す

南人の政を改む

り。この時に當り、西人韓重爀、金春澤等、密に世局を變せんことを圖り、西人をして貧富に隨ひて銀を出さしめ、廢妃閔氏を復せんとす。この說は其初、老論の主張せしものなれども、少論も亦往々之を贊成したれば、其事漸く傳播せしを以て、右議政閔黯は、大獄を起し、盡く反對の徒を除かんとせり。然るに、肅宗は斷然閔黯を絕島に竄し、訓鍊大將李義徵の兵符を奪ひ、申汝哲を以て之に代へ、尹趾完を御將とし、南九萬を領議政とし、柳尙運を吏判とし、徐文重を兵判とし、その他多くの西人を任用し、廢妃閔氏を別宮に移し、尋で王妃の位を復して宮中に入らしめ、嚮に張氏に與へし王妃の璽綬を收め、之に禧嬪の舊爵を賜へり。是に於て、兩司は南人の嘗て要路に居りしものを彈劾せしかば、王は權大運、睦來善、金德遠、睦昌明、李元齡等を竄逐し、閔黯、李義徵を殺し、又宋時烈、金壽恒、金益勳等の官爵を復し、吳斗寅、朴泰輔に職を贈り、盡く南人の政を改めたり。

禧嬪張氏の弟張希載は、嚮に書を張氏に通じ、其言廢妃閔氏に涉りし

閔氏を廢し張氏を正妃とす

宗は大に怒り、出でて仁政門に御し、斗寅、世華、泰輔等數人を召して親鞫せしに、その疏を草せし者は泰輔なりしが、鞫問を受るに及びて、泰輔は悲憤慷慨、益〻その不可を陳せしかば、肅宗は愈〻怒りて、壓膝煆烙の酷刑を施せり。且その鞫問は、怒に乘じて倦むことを知らず、二更より始まり平明に至るまで、徹夜に之を行ひ、明日、更に鞫問せんとせしが、權大運の請に因り、纔に死を減じて遠竄せしも、斗寅、泰輔は、皆道に死せり。權大運、睦來善等は、初め廢妃の事に就て爭ひしも、吳斗寅等の親鞫せられんとするに及びて、王の意を迎合し、その上疏を目して無狀なりとし、必ず廢妃の擧を停めんとする意氣もあらざりしかば、肅宗は遂にその我意を貫徹し、閔氏を廢して庶人となし、飲食の供給をも絕ち、而して禧嬪張氏を陞せて正妃とせり。

是より後、五六年は、南人專ら國政を掌りしが、肅宗が王妃を廢せしは、一時憤怒の情に驅られて爲したることなれば、歲月を經るに從ひて、次第に悔悟の念を生じ、之を助成せし南人に對して、不快の感情を懷きた

私情に投合して、その讒構を逞しくし、遂に之を傾けたるものなり。

宋時烈字は英甫、尤菴と號し、文正と諡す、全羅道恩津の人なり、金長生に從つて學び、道學文章世の儒宗たり、著す所、朱文抄、朱子大全箚疑、程書分類、問義通攷、經禮說、節酌通編、朱子大全等あり、初め孝宗を輔翼して大義を倡明し、その後、老論の領袖として尤も重望ありしが、十五年六月、終にこの慘禍に罹れり、時に年八十三。

肅宗王妃閔氏を廢せんとす

肅宗は又張氏を寵し、元子を封せしより、王妃閔氏が不滿の意ありとて、之を廢せんとせしが、南人は元來元子を封することに就て、西人の放逐せられし後を承けたる者なれども、肅宗が一時愛憎の私情よりして、無罪の王妃を廢せんとするは、流石に忍びざることなれば、權大運、睦來善、金德遠以下二十餘人は之を爭ひしが、その中刑判李宇鼎、獻納李萬元、校理姜銑、應教李湜等は皆竄黜せられたり。

吳斗寅等廢妃を諫む

この時、西人は散地にありしが、廢妃の擧あらんとするを聞き、前判書吳斗寅、前參判李世華、前應教朴泰輔等八十餘人、上疏して之を諫む。肅

南人大に用ひらる

金壽恒宋時烈を殺す

て褻瀆とせり。

其後宋時烈は、又疏を上りて元子を封せしことを論せしが、肅宗はその名號已に定まりし後に於て、なほ不滿の意あるを怒りしかば、南人は好機乘ずべしとなし、右副承旨李玄紀、校理南致薰、同副承旨尹彬等、益、之を扇揚したれば、宋時烈は、遂に官爵を削奪して濟州に竄せられ、金壽興は其職を罷められ、權大運は領議政となり、睦來善、金德遠は左右議政となれり。是より南人は大に用ひられ、金壽恒、吳道一、洪致祥、李師命、李翊、金益勳、李順命、金萬重、南龍翼、閔鼎重等は、或は削黜せられ、或は遠竄せられしが、吏判沈梓、禮判閔黯等二十餘人は、上疏して宋時烈、金壽恒を殺さんことを請ひ、金壽恒は遂に死を珍島の謫所に賜はりしも、宋時烈を殺すことは允されざりしが、其罪惡を列擧して、之を請ふこと已まざりしを以て、時烈は遂に拿致せられ、井邑(全羅北道)に到りて死を賜はり、而して金錫冑、金萬重、金益勳等は、皆保社の勳を削られたり。是に於て、西人はその領袖を喪ひ、庚申以來十年間の勢力を失墜せしは、實に南人が肅宗の

王子を元子に封す

王子昀生る

に過ぎ、出入頻數なり、然のみならず、右議政趙師錫は、張氏の母家と親密なるより、その位地を得たりとの說もありて、宮掖の事を論じ、その怒に觸れし者も、往々ありしかば、吏判朴世采、領議政南九萬、左議政呂聖齊等之を諫めしに、肅宗の怒は愈、甚だしく、世采は城を出でて罪を待ち、九萬、聖齊は、皆遠竄せられたれども、金壽興代りて領議政となり、其權はなほ西人にありき。十四年十月、張氏は王子昀を生みたれば、明年正月、肅宗は王子の名號を定めんとして、諸大臣を引見し、之を諮詢せしが、吏判南龍翼、戶判柳尙運、兵判尹趾完、大諫崔奎瑞、領相金壽興等、尙早しとして、皆之を諫めたり。この時、肅宗は寶算正に廿九歲、王妃閔氏は廿三歲なれば、南龍翼等の言ふ所、誠に當れりといふべし。されどもこの諮詢は、名は諮詢なれども、その實は命令にして、もし遲回觀望して、敢て異議をなすものあらば、官を納れて退去すべしといへる恐喝的方法を用ひたるものにて、素より可否の意見を聽き、事を決せんとするの意に非ざれば、肅宗はその諫を納れずして、直ちに之を元子に封じ、且、昭儀張氏を進め

尹拯宋時烈に反對す

か躊躇せり。然るに果川に於て、朴世采に面會して、その意を述べ、世采の同意を得るに及びて、直ちに退き歸り、その嘗て作りし時烈に與ふるに擬せし書を發表し、朱子の陳龍川を駁せし王覇幷用、義利雙行の語を引て、時烈を譏り、斷然反對の旗幟を飜せり。

宋時烈鄉に歸る

宋時烈は、嚮に召を承けて朝に入りしと雖も、所謂國家の元老にして、固より要路に當る者に非ざれば、初は領府事となり、尋で致仕して奉朝賀（三品以上のもの七十にて致仕せしを奉朝賀と稱す）となりしが、形勢此の如くにして、時論益、潰裂し、到底融和を謀るの道なきに至りたれば、上疏して、京城を出で、高陽（京畿道）より金剛山に入り、轉じて華陽洞（忠清北道清州にあり）に歸れり。かく種々の事情は綜合し、西人は愈、分裂して、宋時烈を宗とするものを老論とし、尹拯、朴世采等を宗とするものを少論とし、是より以後、この兩派の軋轢は百數十餘年に亙りて、無數の弊害を釀成せり。

老論と少論との分裂

西人既に要地に居て、南人は常に其隙を伺ひしが、肅宗は宮掖の内、甚だ整齊ならず、昭儀張氏は、寵後宮を傾け、東平君杭（仁祖の子崇善君澂の子）は、眷遇分

宋時烈太祖に諡號を上らんことを請ふ

朴世采宋時烈に反對す

を尊びて、世室となさんことを請ひ、又太祖に諡號を加へ、昭義正倫の四字を追上して、威化島回軍の意を表せんことを請ひしかば、吏曹參議朴世采、首として之に反對し、回軍の事は、大義を假借して、王業を成しゝものなれば、今日臣子敢て指斥せずと雖も、亦必ずしも表章するに及ばずとなす。世采は、初め時烈と共に召されて朝に入りしものにて、時烈は世采を以て己が後援とし、世采も亦時烈に對して、弟子の禮を執ること甚だ恭しかりしが、世采が王に白して、尹拯を招くに及び、尹拯は果川（京畿道）に至り、辭して京城に入らず、世采往て之を訪ひしに、尹拯は時烈に從はゞ、大禍の將に至らんとすることを告げたれば、世采是より其志を變じ、諡號の議に於て、反對の意見を述べ、遂に坡山に還れり。尹拯は墓文の事よりして、豫て時烈に快からざりしが、時烈の巨濟より還るや、金錫冑の事を聞かば、必ず之と異を立るなるべしと思ひしに、時烈は却つて錫冑が衞社の功を稱せしと聞て、大に驚き、もし時烈に從はゞ、坑塹の中に陷らんことを恐れて、反對せんとせしも、其聲援を得ざるが爲めに、聊

宋時烈金益勳を救ふ

の變を告げんとせしも、翊戴從はず、因て益勳に告げて、翊戴を囚禁せしめ、金煥は直ちに許堅、許瑛の變を告げ、堅瑛は其罪に服して誅せられ、金煥は功臣となる。翊戴之を見て、已も亦恩賞に與らんとして、柳命堅の變を告げしも、命堅を拿問するに、一も證驗なし、是を以て、翊戴は遂に殺されたり。それ金煥の事件は、金益勳が金錫冑の意を受けて爲さしめたるものなれども、脅誘誣告、陰險の尤も甚だしき事なるのみならず、益勳等が、濫に保社の勳に追錄せられしは、頗る人心に滿たざりしかば、是に至りて、持平朴泰維、兪得一、大司成趙持謙、校理韓泰東等、相繼で疏を上り、益勳を削黜遠竄せんことを請ひたれば、宋時烈は、益勳がその師、金長生の孫なるを以て、箚を上り之を伸救せり。是に於て、少年の輩大に憤り、趙持謙、韓泰東等、始めて角立の勢をなし、修撰金萬埰は、疏を上りて其父益勳の寃を訟へ、持謙、泰東等、又之を辯じ、金益勳の一身は、實に當時議論の燒點となれり。

かく議論の紛擾せる時に當りて、領府事宋時烈は、疏を上り孝宗の廟

金益勳金煥をして變を告げしむ

れば、年譜にも深く鐫が學を推尊せり。 時烈之を見て大に駭き、墓文を作らざらんとせしが、之を朴世采に謀りしに、世采は務めて之を調停せしに因り、時烈はその墓文を選せしも、贊揚の語は專ら之を世采に託せり。 是を以て、尹拯は其父を疎外せしものなりとて心甚だ平ならず、屢、書を時烈に送り、且長鬐の謫所に訪問して、之を改めんことを請ひ、數回往復の後、時烈は之を許しゝも、他の字句を改めたるのみなれば、尹拯はその意に滿たずして、頗る不快の感情を懷きたり。

肅宗は、又科場に於て、書を投じ變を告げしものありしを以て、右議政金錫冑に命じて、之を密察せしめしが、錫冑は前兵使金煥を脅して、許璽許瑛に叛逆を勸めしめ、又金煥をして柳命堅の戚族全翊戴と交結して、命堅の動靜を探らしむ。 然るに錫冑は已むを得ざるの事を以て、燕京に往くこととなりしかば、金煥の事件を擧て、御營大將金益勳に付託せり。 時に金煥の形迹疑ふべきものありしを以て、物議稍起りたれば、益勳急に金煥をして變を告げしむ。 金煥乃ち翊戴を脅して、與に柳命堅

尾より西人を放逐し肅宗の初より、全く南人勢力の時代となりしが、清南濁南の分裂は、その勢力を減殺せしのみならず、その驕恣の甚だ長せしより、遂に敗滅の禍を招き、僅々五六年の間にして、またその勢力を西人に讓るに至れり。

第二節　老論少論及び南人の軋轢

宋時烈朝に入る

庚申の大黜陟ありしより、西人は南人に代りて、政權を掌握せしかば、その擯斥せられしものも、次第に任用せられたり。宋時烈は、嚮に長髻より巨濟に移されしが、是に至りて放還せられ、召を承けて朝に入り、名望一世を傾け、人皆稱するに大老を以てせり。されどもその論議多く衆心に厭かず、年少の輩、漸く乖離するものありしが故に、西人の中に於て更に老論少論の分裂を見るに至れり。

尹拯其父の墓文を宋時烈に求む

初め尹拯は、宋時烈の門に遊びしが、その父尹宣擧が卒せしに因り、その撰述せし父の年譜を以て、墓文を宋時烈に請へり。尹宣擧は、嚮に尹鑴が朱子を駁難せし時に於て、その說を贊成して、時烈に反對せし者な

庚申の大黜陟

是より先、麟坪大君(仁祖第三子)の子福昌君楨、福善君柟、福平君㮒は、宮に禁中に出入し、漸く驕淫となり、宮女を奸するに坐して竄配せられ、幾ばくもなくして釋されしに、福善君は、密に許積の庶子許堅と交通して、不軌を圖り、種々計畫することとありしかば、兵判金錫胄は、その機を知り密に之を審察せり。適、油幄問題によりて、許積は王の怒に觸れしより、南人は勢力を失ふこととなりたれば、許堅等の謀に與りし鄭元老、姜萬鐵は、金錫胄に因り變を上りしを以て、其事盡く暴露せり。是に於て、肅宗はまづ許堅及び福善君等を誅し、福昌君及び許積、尹鑴等に死を賜ひ、其他の淸南濁南の徒も、或は遠竄し、或は其職を罷め、金錫胄、鄭元老等五人を錄して、保社功臣とす。その後、又李元成の變を上るに因て、鄭元老、柳赫然等を殺し、更に金益勳、李元成等を保社功臣の中に追錄し、閔鼎重、李尚眞を左右議政として、西人は大に採用せられたり、是を庚申(肅宗六年)の大黜陟といふ。

右の如く顯宗の頃よりして、南人は西人と軋轢し、禮論を利用して、首

許積職を辭す

南人斥けられ西人之に代る

賜はらんとせしに、侍臣は許積が既に持ち去りしことを告げしかば、王は驚き且怒り、小官をして其情狀を探らしむ。時に權宰畢く集り、訓鍊大將柳赫然、福善君柟等皆在り、而して西人の宴に與るものは數人のみにて、金萬基はその請の切なるにより、薄暮に始て至りしことを報せり。是に於て、王はその黨與の甚だ熾なるを知り、意を決して之を除かんとし、直ちに金萬基、柳赫然、申汝哲を宴席より召して、柳赫然の職を罷め、金萬基を訓鍊大將とし、申汝哲を總戎使とす。許積は柳命天の勸によりて、王に謁し言ふことあらんとして、闕下に到れば、諸將皆符を易へ、形勢一變せしを以て、倉皇として退き歸り、曉に漢江の上に出で、遂にその職を辭せり。是より南人は漸く擯斥せられ、吏判李元禎、參判柳命天、參議睦昌明、大憲閔黯等は、その職を罷められ、右賛成尹鑴、前副學閔宗道、副護軍吳挺緯等盡く遠竄せられ、西人は次第に勢力を挽回して、鑴に罪を被り、金壽恒は放釋せられ、尋で領議政に拜せられ、李尚眞、南九萬、李仁夏等も皆叙用せられたり。

清南擯斥せらる

と等を告げたるを以て、九萬は誣罔の言をなしたりとて、遠竄せられたれども、西人は動もすれば、南人の隙に乘せんとするの勢あり。

時に許穆は、已に右相を辭して田里に歸りしが、江華島の變あるに因り、召されて京城に至り、變定まりて歸らんとするに臨み、上疏して許積が上意を迎合し、貴戚に締結し、私を行ひ民を害するの罪を論せしが故に、許積は箚を上りて罪を請ひ、出でて忠州に到り、許穆も亦待罪の疏を上りて、漣川(京畿道)に向ふ。肅宗は許穆が元老なるを以て罪を加へざりしも、右議政閔熙の言により、權大載、權瑎、李沃、李鳳徵等が許穆と往來し、峻激の論を唱ふるを以て、之を遠竄し、禮判閔黯を忠州に遣して、許積を召還せしかば、幼學李后平は又上疏して許穆を救ひ、許積を斥けしが爲めに亦遠竄せられ、清南と濁南との爭に於て、清南は大に擯斥せられたり。

その後、許積は祖父の爲めに諡を迎ふるの宴を開き、遍く朝紳を招請す。この日、適、大雨なりしが、王は之を慮り、侍臣に命じて、内儲の油幄を

南人分れて淸南濁南となる

南人と西人との爭

積、權大運は之を非として、齊衰朞年を主張せり。南人の中に於て、かく議論の分れしより、或は許穆、尹鑴等を目して淸南とし、許積等を目して濁南とす。淸南とは論議の峻激なるものをいひ、濁南とは持說の溫和なるものをいふ。その後、吏議柳命天(濁南)は、持平李沃(淸南)が嘗て宋時烈に諂事せしを論劾して、之を遠竄せしより、淸南濁南は、角立して益、爭へり。

是時に當りて、南人と西人との間に於ても亦紛擾あり、肅宗五年、諸道の僧軍を發して、墩臺を江華島に築かしめ、前水使李禑は、其役を掌りしが、書を李禑に投じ、昭顯世子の孫を立て宗統の序を失へるを正さんとするものあり。是に於て李禑は鞫問せられて死し、王孫烒(臨昌)、熀(臨城)の二人は、濟州に竄せらる。是よりして宗統の序を失へるとは、宋時烈の言なりとして、淸南濁南の徒、みな宋時烈を殺さんと請ふこと甚だ切なりしも、王は允さゞりき。左尹南九萬(西人)又疏を上りて、許積の子許堅が、淸風府院君金佑明の妾(顯宗の妃明聖王后の庶母)を毆打せしこと、又許堅が人の妻を掠めしこと、大司憲尹鑴が禁令を犯し、松樹を伐採して、家屋を造りしこ

宋時烈金壽恒竄せらる

南人大に用ひらる

ざることを極論せり。是より宋時烈に對する攻擊は、益、甚だしく、時烈は官爵を削奪せられて、遂に長鬐(慶尙北道)に竄せられ、金壽恒は城外に出でて命を待ち、遂に靈巖(全羅南道)に竄せらる。大司憲尹鑴等、又啓を上り、時烈等、數十年朝權を執りしは、洪水猛獸の害より甚だしといひて、時烈の黨、李惟泰、李翊等を遠竄し、而して權大運、許穆は左右議政となり、南人大に志を得たり。

西人既に斥けられて、南人之に代りたれば、その爭は、又南人の中に起り、正言李壽慶は、今の領相許積、左相權大運がその人に非ざることを啓せしを以て、工判洪宇遠及び司憲府は、その職を罷めんことを請ひ、李瑞雨は又壽慶の直言なることを極論し、右議政許穆は、壽慶、瑞雨の兩人皆己が推薦せしものなるが故に之を保護せしかば、王は壽慶を敍用せり。されども、許穆は遂に箚を上りて、骸骨を乞ひしが、之を留むるもの多かりしを以て、王は許穆の請を許さゞりき。又顯宗の喪に於ける慈懿大妃の服制に就て、大司憲尹鑴は斬衰三年を唱へしに、許穆は之を贊し、許

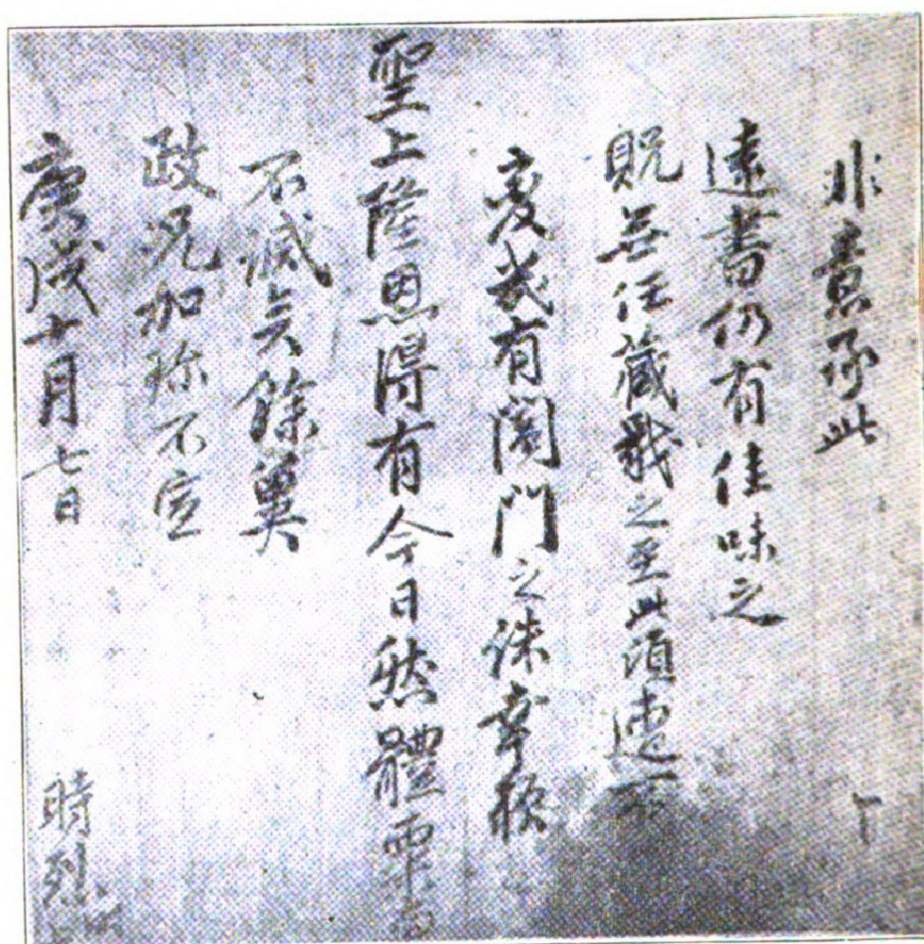
慈懿大妃服制の議また興る

妃、(孝宗の妃張氏)の薨せし時、慈懿大妃の服制を定むるに當りて、初め禮曹は、朞年なるべきことを啓せしが、忽ち之を改めて大功九月とせり。其後、大丘儒生都愼徽は、上疏して之を難せしかば、顯宗は大臣備局諸臣を召して、その可否を議せしむ。領議政金壽興、判樞金壽恒、吏判洪處亮、兵判金萬基、戶判閔維重等皆大功の制を是とせしに、王甚だ之を喜ばず、遂に當時の禮官を拿鞫し、金壽興を春川(江原道)に竄し、金壽恒以下、皆命を待つ、大諫南二星之を論救して、亦竄せらる。而して大功九月の說は、宋時烈に本づきたるを以て、時烈は水原(京畿道)に出でて罪を待つ。既にして南人許穆は、領議政となり、是と同時に、西人金壽恒もまた左議政となれりと雖も、南人は將に西人に代らんとするの端を開きたり。

顯宗薨じ肅宗立つ

顯宗薨じて子焞立つ、是を肅宗とす。時に宋時烈は、なほ外にありしが、肅宗命じて先王の誌文を選進せしめんとせしに、晉州幼學郭世楗は疏を上り、邪論に附するの金壽興も猶竄配せらる、邪論を唱ふるの宋時烈獨り憲章に漏るゝは何ぞやといひて、時烈が誌文を選するに適せ

宋時烈の書牘



（桂湖村氏藏）

庚戌は顯宗十一年なり。

尹鑴の異說

李景奭と宋時烈との携貳

り。孝宗は長子に非ずと雖も、適妻の生める所にして、第二の長子なれば、眞の長子に異ならずとするものは、三年說の根據なり。根本の見解に於て、既に同じからざる所あれば、是より後、幾回となく、同一問題に遭過するも、その議論は、終に決定に至らざるなり。且、尹鑴は嘗て理氣の說を著して、退溪、栗谷を斥け、又朱子の經注を斥けて、中庸章句を改定せしかば、宋時烈は斯文の亂賊なりとし、力を極めて之を排せしが如きも、亦感情の益、乖離せし所以なるべし。

顯宗十年、王が溫陽(忠淸南道)の溫泉に幸せし時、領府事李景奭、箚を上る、其中に平昔朝端納履之色相繼、今日帳殿、未聞有犇問之奇、蓋有之、而未之聞耶、君父有疾、遠臨草次、如非有事故老病遠在者、其在分義、不當如此、の言あり。判府事宋時烈之を聞き、己を指して發せしものなりとして、待罪の疏を上る、李景奭も亦箚を上りて罪を待つ、是より兩人の間、頗る相携貳せり。

此の如くにして南人と西人とは、軋轢漸く盛なりしが、十五年、仁宣大

慈懿大妃服制の議

服制論の分れし理由

勿論にして、南人の持平許穆が、北伐の計畫を諫めしが如き、固より採用せらるべくもあらざるなり。 其後、孝宗の薨せし時、慈懿大妃（孝宗の兄、昭顯世子の配、姜氏）の喪服の制を議するに當り、その五禮儀に載せざるを以て、大臣儒臣をして議せしめしに、領議政鄭太和、左議政沈之源、領敦寧李景奭等は、朞年の服をなすべしとし、吏判宋時烈、右參贊宋浚吉等も、皆之を然りとして施行することゝなれり。 是時未だ黨派の關係あらざりしが、進善尹鑴が三年を服すべきの説を唱へしより、掌令許穆は、又上疏して、三年説を主張し、宋時烈、宋浚吉等は、之に反對せり。 是に於て初は黨派と何等の關係なき服制論が、直ちに西人と南人との紛爭問題となり、前參議尹善道は、許穆の説を賛成して遠竄せられ、右尹權諰は、善道を伸救し、是より以來數年間、服制の議論、紛然として已まざりき。

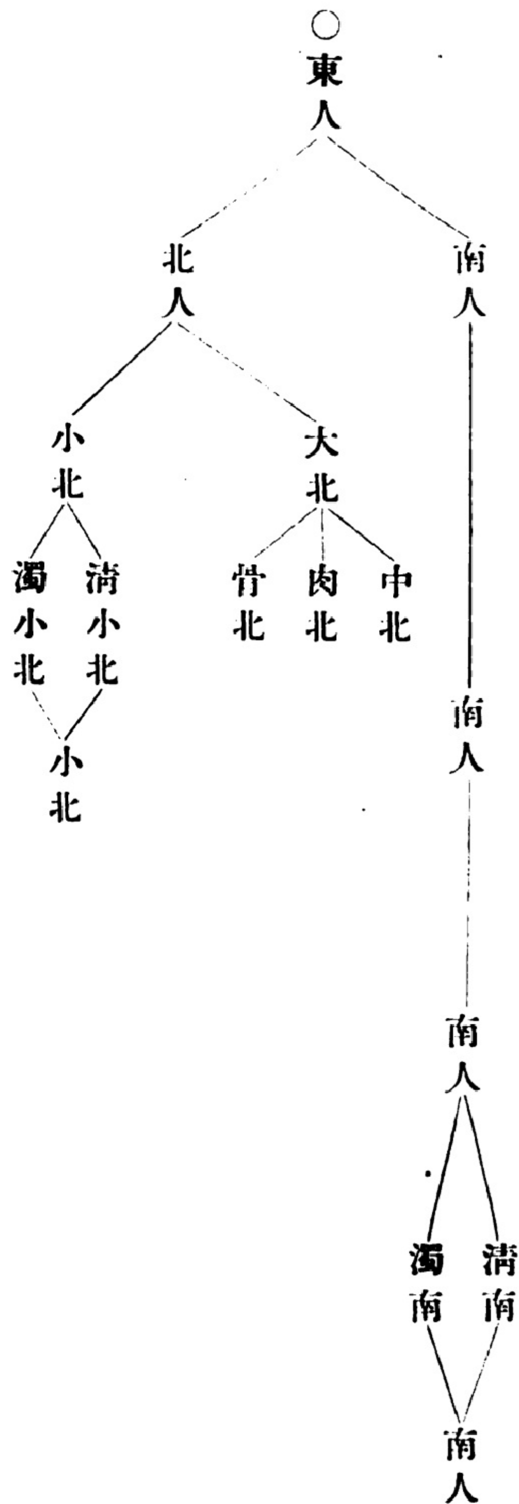
要するに、其議論の分るゝ所以は、孝宗は、その兄、昭顯世子湼の薨せしに因り、第二子を以て統を承けたれば、昭顯世子の配姜氏、即ち慈懿大妃の孝宗に對する關係は、輕きに從ふべしとするものは、朞年説の根據な

宣祖以來黨派分裂の概略

紛爭日久しきに及び、枝より枝を生じて、名目愈多岐となれり。その初は、東人西人、互に進退をなしゝも、宣祖十七年、李珥の卒せしより、東人は永く權勢を占めしかば、分れて南人、北人となり、北人より又分れて大北、小北となり、大北、小北より又分れて數派となりしも、光海の末に至るまで、凡そ四十年間は、槪して東人勢力の時代なり。されば、この間に於ては、時に西人の用ひられしことありと雖も、忽ち黜斥せられしが、光海の亂政に乘じて、西人は仁祖を奉じ、反正の功をなしたるを以て、再び勢力を挽回して、朝廷に立ちたれども、南人小北をも全く屛斥せしには非ず。されども西人勢力の時代なれば、その初は分れて淸西、功西となり、次で老西少西となれり、淸西とは反正に與らざるものをいひ、功西とは、反正の功をなしたるものをいふ。而して功西より分れし老西少西は、即ち老年派と少年派とに於ける意見の衝突に基す、これ實に古今の免れざる所にして、他日の老論少論も、亦この理に外ならざるなり。

孝宗は、專ら宋時烈、宋浚吉等に任じたれば西人の勢力を得たること

宣祖凡三十四年
光海十四年
仁祖二十七年
孝宗十年
顯宗十五年
肅宗四十六年





宣祖の時、黨派分裂の初は、東人と西人との二大派に過ぎざりしが、其

黨派を保護するの心頗る堅し

を得ば、それにて滿足するものなり。蓋し一の黨派が勢力を得たる時に於て、他の黨派の末輩の之に附隨するものゝ出づるは免れざることなれども、大體より之を見れば、その黨派を保護するの心は頗る堅くして、鄭汝立が初め李珥に事へて西人となり、李珥の卒するに及びて、更に東人に歸せしが如き、南以恭が初めは北人にして、小北、淸小北となり、後に西人に入りて老西となりしが如き、全く東西二大派の區別を紊りしものは、甚だ多からざるが如し。今宣祖以來の事に就ては、再び之を絮說せざるも、顯宗以後紛爭の狀態を述べんとするに先だちて、一應その以前より變遷し來りし黨派分裂の系統を示せば、大略左の如し。

庚申の大黜陟

是より先、麟坪大君（仁祖第三子）の子福昌君楨、福善君枏、福平君㮒は、常に禁中に出入し、漸く驕淫となり、宮女を奸するに坐して竄配せられ、幾ばくもなくして釋されしに、福善君は、密に許積の庶子許堅と交通して、不軌を圖り、種々計畫することとありしかば、兵判金錫胄は、その機を知り密に之を審察せり。適、油幄問題によりて、許積は王の怒に觸れしより、南人は勢力を失ふこととなりたれば、許堅等の謀に與りし鄭元老、姜萬鐵は、金錫胄に因り變を上りしを以て、其事盡く暴露せり。是に於て、肅宗はまづ許堅及び福善君等を誅し、福昌君及び許積、尹鑴等に死を賜ひ、其他の清南濁南の徒も、或は遠竄し、或は其職を罷め、金錫胄、鄭元老等五人を錄して、保社功臣とす。その後、又李元成の變を上るに因て、鄭元老、柳赫然等を殺し、更に金益勳、李元成等を保社功臣の中に追錄し、閔鼎重、李尚眞を左右議政として、西人は大に採用せられたり、是を庚申（肅宗六年）の大黜陟といふ。

右の如く顯宗の頃よりして、南人は西人と軋轢し、禮論を利用して、首

許積職を辭す

南人斥けられ西人之に代る

賜はらんとせしに、侍臣は許積が既に持ち去りしことを告げしかば、王は驚き且怒り、小官をして其情狀を探らしむ。時に權宰畢く集り、訓鍊大將柳赫然、福善君柟等皆在り、而して西人の宴に與るものは數人のみにて、金萬基はその請の切なるにより、薄暮に始て至りしことを報せり。是に於て、王はその黨與の甚だ熾なるを知り、意を決して之を除かんとし、直ちに金萬基、柳赫然、申汝哲を宴席より召して、柳赫然の職を罷め、金萬基を訓鍊大將とし、申汝哲を總戎使とす。許積は柳命天の勸によりて、王に謁し言ふことあらんとして、闕下に到れば、諸將皆符を易へ、形勢一變せしを以て、倉皇として退き歸り、曉に漢江の上に出で、遂にその職を辭せり。是より南人は漸く擯斥せられ、吏判李元禎、參判柳命天、參議睦昌明、大憲閔黯等は、その職を罷められ、右贊成尹鑴、前副學閔宗道、副護軍吳挺緯等盡く遠竄せられ、西人は次第に勢力を挽回して、嚮に罪を被りし金壽恒は放釋せられ、尋で領議政に拜せられ、李尙眞、南九萬、李仁夏等も皆叙用せられたり。

淸南擯斥せらる

と等を告げたるを以て、九萬は誣罔の言をなしたりとて、遠竄せられたれども、西人は動もすれば、南人の隙に乘せんとするの勢あり。

時に許穆は、已に右相を辭して田里に歸りしが、江華島の變あるに因り、召されて京城に至り、變定まりて歸らんとするに臨み、上疏して許積が上意を迎合し、貴戚に締結し、私を行ひ民を害するの罪を論せしが故に、許積は笏を上りて罪を請ひ、出でて忠州に到り、許穆も亦待罪の疏を上りて、漣川（京畿道）に向ふ。肅宗は許穆が元老なるを以て罪を加へざりしも、右議政閔熙の言により、權大載、權瑎、李沃、李鳳徵等が許穆と往來し、峻激の論を唱ふるを以て、之を遠竄し、禮判閔黯を忠州に遣して、許積を召還せしかば、幼學李后平は又上疏して許穆を救ひ、許積を斥けしが爲めに亦遠竄せられ、淸南と濁南との爭に於て、淸南は大に擯斥せられたり。

その後、許積は祖父の爲めに諡を迎ふるの宴を開き、遍く朝紳を招請す。この日、適、大雨なりしが、王は之を慮り、侍臣に命じて、内儲の油幄を

南人分れて清南濁南となる

積、權大運は之を非として、齊衰朞年を主張せり。南人の中に於て、かく議論の分れしより、或は許穆、尹鑴等を目して淸南とし、許積等を目して濁南とす、淸南とは論議の峻激なるものをいひ、濁南とは持說の溫和なるものをいふ。その後、吏議柳命天(濁南)は、持平李沃(淸南)が嘗て宋時烈に諂事せしを論劾して、之を遠竄せしより、淸南濁南は、角立して益、爭へり。

南人と西人との爭

是時に當りて、南人と西人との間に於ても亦紛擾あり、肅宗五年、諸道の僧軍を發して、墩臺を江華島に築かしめ、前水使李蕅は、其役を掌りしが、書を李蕅に投じ、昭顯世子の孫を立て宗統の序を失へるを正さんとするものあり。是に於て李蕅は鞫問せられて死し、王孫焜(臨昌)熀(臨城)の二人は、濟州に竄せらる。是よりして宗統の序を失へるとは、宋時烈の言なりとして、淸南濁南の徒、みな宋時烈を殺さんと請ふこと甚だ切なりしも、王は允さゞりき。左尹南九萬(西人)又疏を上りて、許積の子許堅が、淸風府院君金佑明の妾(顯宗の妃明聖王后の庶母)を毆打せしこと、又許堅が人の妻を掠めしこと、大司憲尹鑴が禁令を犯し、松樹を伐採して、家屋を造りしこ

宋時烈金壽恒竄せらる

南人大に用ひらる

ざることを極論せり。是より宋時烈に對する攻擊は、益、甚だしく、時烈は官爵を削奪せられて、遂に長鬐(慶尙北道)に竄せられ、金壽恒は城外に出でて命を待ち、遂に靈巖(全羅南道)に竄せらる。大司憲尹鑴等、又啓を上り、時烈等、數十年朝權を執りしは、洪水猛獸の害より甚だしといひて、時烈の黨、李惟泰、李翊等を遠竄し、而して權大運、許積は左右議政となり、南人大に志を得たり。

西人既に斥けられて、南人之に代りたれば、その爭は、又南人の中に起り、正言李壽慶は、今の領相許積、左相權大運がその人に非ざることを啓せしを以て、工判洪宇遠及び司憲府は、その職を罷めんことを請ひ、李瑞雨は又壽慶の直言なることを極論し、右議政許穆は、壽慶、瑞雨の兩人皆己が推薦せしものなるが故に之を保護せしかば、王は壽慶を敍用せり。されども、許穆は遂に箚を上りて、骸骨を乞ひしが、之を留むるもの多かりしを以て、王は許穆の請を許さゞりき。又顯宗の喪に於ける慈懿大妃の服制に就て、大司憲尹鑴は斬衰三年を唱へしに、許穆は之を贊し、許

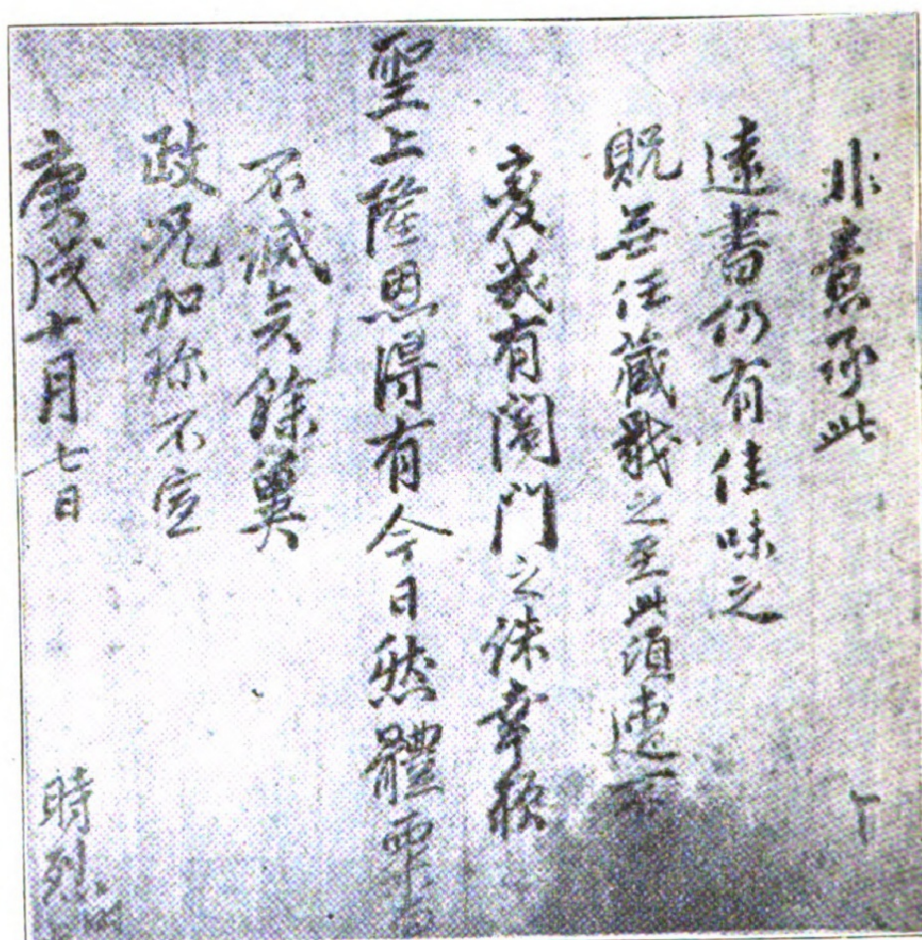
慈懿大妃服制の議また興る

妃（孝宗の妃張氏）の薨せし時、慈懿大妃の服制を定むるに當りて、初め禮曹は、朞年なるべきことを啓せしが、忽ち之を改めて大功九月とせり。其後、大丘儒生都愼徵は、上疏して之を難ぜしかば、顯宗は大臣備局諸臣を召して、その可否を議せしむ。領議政金壽興、判樞金壽恒、吏判洪處亮、兵判金萬基、戶判閔維重等皆大功の制を是とせしに、王甚だ之を喜ばず、遂に當時の禮官を拿鞫し、金壽興を春川（江原道）に竄し、金壽恒以下、皆命を待つ、大諫南二星之を論救して、亦竄せらる。而して大功九月の說は、宋時烈に本づきたるを以て、時烈は水原（京畿道）に出でて罪を待つ。既にして南人許穆は、領議政となり、是と同時に、西人金壽恒もまた左議政となれりと雖も、南人は將に西人に代らんとするの端を開きたり。

顯宗薨じ肅宗立つ

顯宗薨じて子焞立つ、是を肅宗とす。時に宋時烈は、なほ外にありしが、肅宗命じて先王の誌文を選進せしめんとせしに、晋州幼學郭世楗は疏を上り、邪論に附するの金壽興も猶竄配せらる、邪論を唱ふるの宋時烈獨り憲章に漏るゝは何ぞやといひて、時烈が誌文を選するに適せ

宋時烈の書牘



庚戌十月七日

時烈

（桂湖村氏藏）

庚戌は顯宗十一年なり。

り。孝宗は長子に非ずと雖も、適妻の生める所にして、第二の長子なれば、眞の長子に異ならずとするものは、三年説の根據なり。根本の見解に於て、既に同じからざる所あれば、是より後、幾回となく、同一問題に遭遇するも、その議論は、終に決定に至らざるなり。且、尹鑴は嘗て理氣の説を著して、退溪、栗谷を斥け、又朱子の經注を斥けて、中庸章句を改定せしかば、宋時烈は斯文の亂賊なりとし、力を極めて之を排せしが如きも、亦感情の益、乖離せし所以なるべし。

尹鑴の異説

李景奭と宋時烈との携貳

顯宗十年、王が溫陽(今忠淸南道)の溫泉に幸せし時、領府事李景奭、箚を上る、其中に平昔朝端納履之色相繼、今日帳殿、未聞有犇問之奇、蓋有之、而未之聞耶、君父有疾、遠臨草次、如非有事故老病遠在者、其在分義、不當如此、の言あり。判府事宋時烈之を聞き、己を指して發せしものなりとして、待罪の疏を上る、李景奭も亦箚を上りて罪を待つ、是より兩人の間、頗る相携貳せり。

此の如くにして南人と西人とは、軋轢漸く盛なりしが、十五年、仁宣大

勿論にして、南人の持平許穆が、北伐の計畫を諫めしが如き、固より採用せらるべくもあらざるなり。

慈懿大妃服制の議

其後、孝宗の薨ぜし時、慈懿大妃（孝宗の兄、昭顯世子の配、姜氏）の喪服の制を議するに當り、その五禮儀に載せざるを以て、大臣儒臣をして議せしめしに、領議政鄭太和、左議政沈之源、領敦寧李景奭等は、朞年の服をなすべしとし、吏判宋時烈、右參贊宋浚吉等も、皆之を然りとして施行することゝなれり。是時未だ黨派の關係あらざりしが、進善尹鑴が三年を服すべきの説を唱へしより、掌令許穆は、又上疏して、三年説を主張し、宋時烈、宋浚吉等は、之に反對せり。是に於て初は黨派と何等の關係なき服制論が、直ちに西人と南人との紛爭問題となり、前參議尹善道は、許穆の説を贊成して遠竄せられ、右尹權諰は、善道を伸救し、是より以來數年間、服制の議論、紛然として已まざりき。

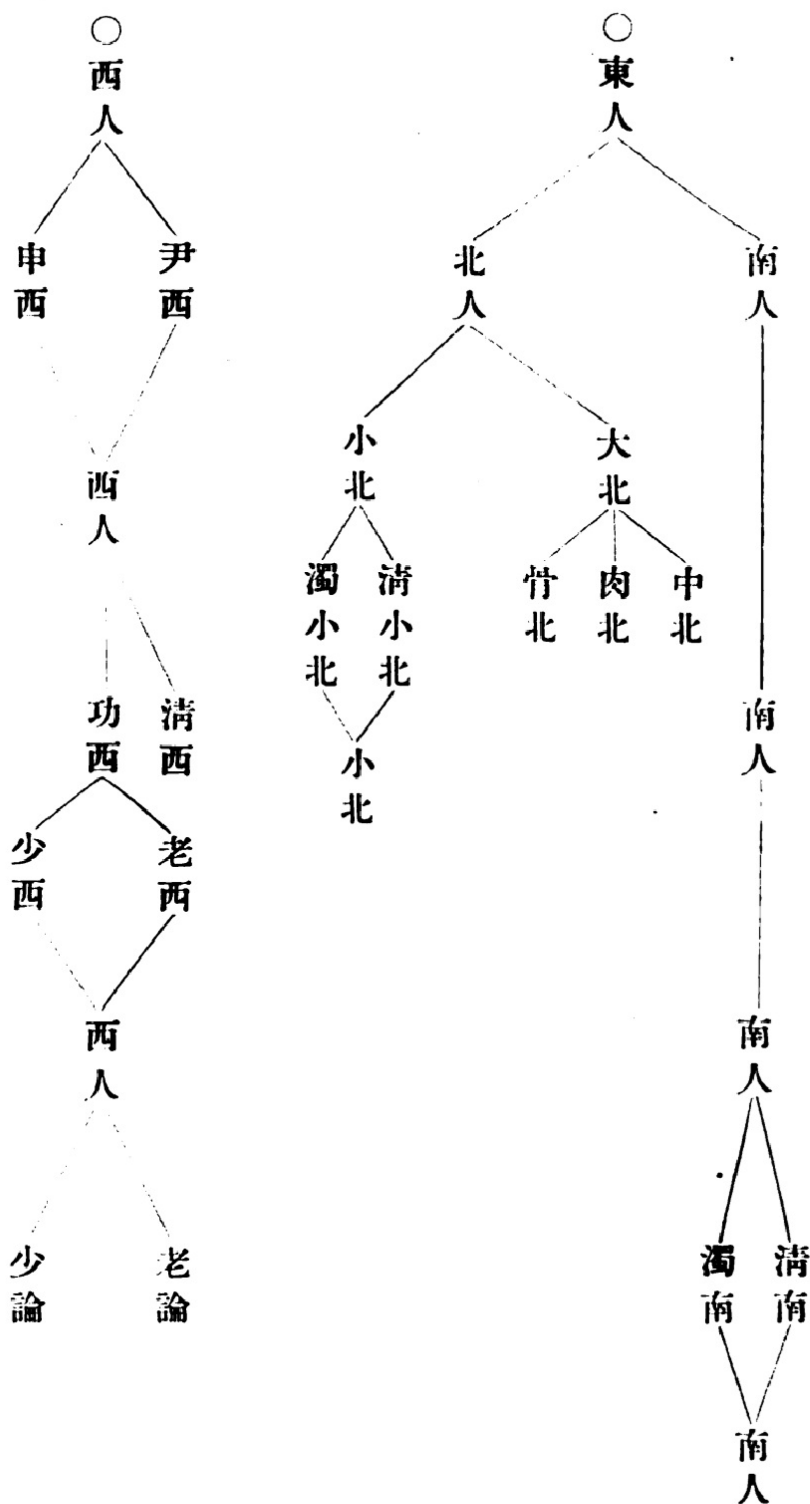
服制論の分れし理由

要するに、其議論の分るゝ所以は、孝宗は、その兄、昭顯世子涅の薨ぜしに因り、第二子を以て統を承けたれば、昭顯世子の配姜氏、即ち慈懿大妃の孝宗に對する關係は、輕きに從ふべしとするものは、朞年説の根據な

宣祖以來黨派分裂の概略

紛爭日久しきに及び、枝より枝を生じて、名目愈〻多岐となれり。その初は、東人西人、互に進退をなしゝも、宣祖十七年、李珥の卒せしより、東人は永く權勢を占めしかば、分れて南人、北人となり、北人より又分れて大北、小北となり、大北、小北より又分れて數派となりしも、光海の末に至るまで、凡そ四十年間は、概して東人勢力の時代なり。されば此の間に於ては、時に西人の用ひられしことありと雖も、忽ち黜斥せられしが、光海の亂政に乘じて、西人は仁祖を奉じ、反正の功をなしたるを以て、再び勢力を挽回して、朝廷に立ちたれども、南人小北をも全く屏斥せしには非ず。されども西人勢力の時代なれば、その初は分れて淸西、功西となり、次で老西少西となれり、淸西とは反正に與らざるものをいひ、功西とは、反正の功をなしたるものをいふ。而して功西より分れし老西少西は、即ち老年派と少年派とに於ける意見の衝突に基す、これ實に古今の免れざる所にして、他日の老論少論も、亦この理に外ならざるなり。

孝宗は、專ら宋時烈、宋浚吉等に任じたれば西人の勢力を得たること



宣祖の時、黨派分裂の初は、東人と西人との二大派に過ぎざりしが、其

黨派を保護するの心頗る堅し

を得ば、それにて滿足するものなり。蓋し一の黨派が勢力を得たる時に於て、他の黨派の末輩の之に附隨するもの丶出づるは免れざることなれども、大體より之を見れば、その黨派を保護するの心は頗る堅くして、鄭汝立が初め李珥に事へて西人となり、李珥の卒するに及びて、更に東人に歸せしが如き、南以恭が初めは北人にして、小北、淸小北となり、後に西人に入りて老西となりしが如き、全く東西二大派の區別を紊りしものは、甚だ多からざるが如し。今宣祖以來の事に就ては、再び之を絮說せざるも、顯宗以後紛爭の狀態を述べんとするに先だちて、一應その以前より變遷し來りし黨派分裂の系統を示せば、大略左の如し。

顯宗肅宗以後黨論甚だ盛なり

までの事は、概略、前數章に於て、既にこれを述べたり。されども黨派紛爭の尤も激烈にして、害毒の及ぶ所尤も廣博なるは、それより以後にあり。顯宗肅宗以後に至りては、黨派の紛爭は、實に世局の全面を包蓋するの有樣にて、如何なる問題も、この範圍の外に出づること能はざるなり。

爭論の問題

當時の所謂黨派なるものは、固より確乎たる主義綱領のあるに非ず、唯種々の行懸り上より、東西南北、夫々分屬せられたるものにて、兄弟師生の間に於ても、その黨派を異にすることあり。その問題として、兩黨互に鎬を削りて相爭ひ、志成れば君寵を貪り、權勢を擅にし、事敗るれば、竄逐誅戮之に隨ふもの、多くは喪服の制の如き、王妃の冊立の如き、瑣々たる禮儀上の議論にして、當時にありては、至大至要のこととなしゝと雖も、眞に國家の安危、民生の休戚に關するものは甚だ稀なり。要するに政權爭奪は、最後の目的なれば、その問題の如何は、固より問ふ所に非ず、たゞその問題を借りて他の黨派を排擠し、自己の目的を達すること

己未(崇禎紀元より後、四回目の己未の年)などと書し、或は上之四年庚子、又は當宁(現世の君主をいふ)五年戊辰などと書するが如き新例を開きて、清の年號を用ふるを避けしことは、近時の獨立以前に至るまで變ることなかりき。是を以て、清に降服せし以後に刊行せし書籍を繙く時は、その紀年、大抵前記の如き書法を用ひて、清の年號を記せざるが故に、之を年表と對照するに非ざれば、その何れの時代なるか、一見甚だ明瞭ならざるもの多し、これ誠に不便なることなれども朝鮮人がこの不便を忍びつゝ、なほ二百餘年間、之を變せざりしものは、亦その意のある所を察すべきなり。

第十一章　黨派の軋轢

第一節　東西南北の紛爭

黨派の名目を分ちて互に相爭ふことは、宣祖の時より始まり、それより以來、內政及び外交上に於て、隱密の間、種々の關係あり、併せて之を述べざれば、當時の狀況を悉さゞるを以て、宣祖より光海、仁祖の時に至る

北伐の議消滅す

清と疆界を定む

國內頗る困弊せしを以て、清よりは米數萬石を送りて救濟せられしことありしも、其米は陳腐にして、殆ど食ふに堪へず、之を食へば病を發するに至り、且癘疫も大に行れて、八道命を隕す者數十萬に及び、毫も其恩惠に感ずることあらざりしが、朝廷には朋黨の軋轢日に甚だしく、紛々擾々其他を顧みるの暇あらざる狀況なれば、北伐の議は、自然に消滅せり。されば三十八年（清康熙五十一年）清よりは烏喇總管穆克登をして、圖們江地方の疆界を審査せしめ、朝鮮よりは軍官李義復、趙台相等を遣し、倶に白頭山に登り、分水嶺に於て、石を刻し土を築き柵を樹て、疆界を確定せしことあり、定例の外にも、使節の往來ありて、常に平和の交際を保ちしが、其後、英祖は大報壇に明の太祖及び毅宗を附祭して、王親ら盛にその禮を行ひ、正祖は尊周彙編を纂輯せしめて、尊攘の意を明かにしたるが如き、その精神に於ては、毫も舊時に異ならざるを見るべし。

紀年の書法

又清の正朔を奉ずることは、降服の第一條件なれども、そは唯表面の儀式のみにて、國內にては、或は明の崇禎の年號を用ひて、崇禎紀元後四

大報壇

萬言疏を上りて、孝廟薪膽の志を追ひ、義旅を驅り三桂に合して、壬辰の恩に報い、丙子の耻を雪がんことを請ひたれども、答へざりき。もし孝宗をして此時にあらしめば、必ず幾分の運動をなしゝこと明かなり。

顯宗の子肅宗即位の初にも、承旨尹鑴は、北伐の議を唱へて、人心一時動搖せしが、領議政許積は、王者の師を用ふる萬全に出づべし、今日微弱の兵力を以て、妄りに大事を興すは危險なりとて、之に反對せしかば其言終に行はれずして止みたり。　其後、三十年甲申（清康熙四十三年）は、明の社稷滅亡（崇禎十七年）より六十一年目に當るを以て、大報壇を宮殿後苑の西に設け、太牢を以て神宗を祀り、壬辰再造の恩に報じ、王親ら詩を作りて曰く、

大報壇成肇祀新、時維蠶月屬和春、衣冠濟々班行造、鐘管鏘々禮數陳、昔被隆恩銘在肺、今瞻神座淚沾巾、追惟豈但徵誠寓、切願寧陵雅志遵と、寧陵は即ち孝宗なり。　又嘗て明の成化中賜はりし印跡を模刻して、後世子孫位を嗣ぐ時の寶となし、清の寶を用ひざらしむるが如き、明を慕ひ清を惡むの精神は依然として存在せり。　且王の時には、饑饉旱魃重ね至り、

於て、使節の往來は、舊時に異ならず、事大の禮は決して怠ることとなかりき。

清を助けて羅禪を征す

されば、五年(清順治十一年、西紀一千六百五十四年)には虞候邊岌をして、兵五十人を率ゐ、清の明安達哩に從つて、羅禪を黑龍江邊に征せしめ、九年(清順治十五年、西紀一千六百五十八)にも、亦北虞候申瀏をして、兵二百六十人を率ゐ、清の沙爾瑚達に從ひ、松花江口に於て羅禪と戰へり。羅禪は即ち露西亞にして、十數年前より、黑龍江地方に出沒せしが、前後兩役共に之を敗り、露將ステパノフは戰死して、一軍殆ど殲滅せり、是より後、黑龍江邊は一時露人の跡を絕つに至れりといふ。この役は朝鮮人の鳥銃に巧なりといへるより、清に徵發せられ、已むを得ず兵を出しゝものなれども、孝宗に於ては、亦幾分か清の軍情偵察の資となりしことあるべし。

顯宗立つ

孝宗薨じて子棩立つ、是を顯宗とす、顯宗は、孝宗の拘留中に於て、瀋陽の旅館に生れ、屈辱の間に人となりしも、天性仁恕溫厚にして、英偉の氣に乏しく、其父の遺謀を繼紹發揚するの器に非ざるなり。

羅碩佐の上疏

されば吳三桂が清に背きて、兵を雲南に起し、中原騷擾せし時に當り、士人羅碩佐は

孝宗薨ず

て、從軍の準備をなし、其他兵丁軍卒に至るまで、出征の覺悟を定めしものも尠からざりき。

孝宗は久しく清に拘留せられて、深く其内情を知り、畏怖すべきものは、漸く凋落せしを見て、この計畫をなしゝと雖も、固より衆寡敵せず、妄りに長驅深入すべからざるを以て、兵を養ひ財を蓄へ、十分の準備をなして、敵國の釁を待んとす。されども朝鮮は、壬辰以來、數十年疲弊の後を承けて、國力の充實は、急遽に期す可らざるのみならず、清に於ては、世祖幼弱を以て位に即きしと雖も、睿親王之を輔佐し、八旗兵は之が驅使に任じて、次第に各地を平定し、國運は隆々として、日の昇るが如く、今や支那統一の業を成さんとする時なれば、朝鮮の微力を以て、之に乘ずべき機會に遭遇することは、容易に望むべきに非ず。是を以て、孝宗は荏苒歳月を經過せしが、在位僅に十年にして、病に罹り薨ぜしは、誠に痛惜すべきなり。

清に對して復讐をなさんとせしことは、右の如くなりしも、表面上に

たる英氣は、容易に初志を變ずるものに非ず。且、宋時烈、宋浚吉等、方に事を用ひて、亦北伐を勸めしかば、孝宗は益、意を之に注ぎ、訓鍊大將具仁垕が年老て事に堪へざるを以て、李浣を擧げて之に代らしむ。

宋時烈李浣を信任す

蓋し孝宗の股肱心膂となす所のもの、文臣に於ては宋時烈、武官に於ては李浣にして、宋時烈には貂裘を賜ひ、李浣には金銀を以て飾りし御甲冑、及び白羽箭、角弓等を賜ひて、之を寵異せり。

北伐の準備

且屢、大閱を行ひ、陣法を試み、戎服衣袖の太だ長濶にして便ならざるを以て、大明會典の制に倣ひて、之を狹小にし、鞠躬祇迎の軍禮に適せざるものを改めて拱手長跪となし、訓鍊院の武騎砲兵の額を加へ、禁軍の數を增し、僧徒には米三石を納れしめ、上は公卿より下は庶孽の役なきものに至るまで、皆布一匹を出さしめて、養兵の資となす、又内厩に良馬を養ひ、名づけて伐大驄といふ、その大國を伐つの用に供せんが爲めなり。かくの如く、その計畫は着々歩を進めしかば、世人も皆その旨意のある所を知り、鄭好謙の如きは、庄士を貿りて、潛に戰馬を購ひ、戎服を具へ、その子にも亦鳥銃を習はしめ

金自點清に密告す

は頗る之を疑へり。時に金自點は、領議政として國柄を竊弄し、朝政を濁亂せしが、孝宗の初に及び、大諫金慶餘、執義宋浚吉等は、自點の罪を論劾して、之を遠竄せんことを請ひ、遂に其職を免せられたり。金自點は深く之を怨み、譯人李馨長をして、王が舊臣を退け、山林の士を進用し、兵を擧げて北伐せんと欲することを清に告げ、且長陵の誌文を送らしめしかば、清は益、朝鮮の擧動を疑ひ、使を遣して其廬實を詰問す、朝野之を聞て恟々たり。獨り領議政李景奭は、身を以て之に當り、自ら義州に往て其使を迎へ、京城に至るに及びても、百事皆己がなしゝ所なりとして、少しも畏避せず。是を以て、清使は景奭に極刑を加ふべしといひしが、

李景奭を竄す

王は密に千金を清の譯官に與へ、且親ら使館に到りて、反覆救解せしにより、景奭を白馬山城に安置し、嚴に荐棘を加ふることゝして、其の局を收めたり。而して金自點は、遂に光陽(全羅南道)に竄せられしが、其の後逆を謀りて誅せらる。

孝宗北伐の計畫は、是に於て少しく頓挫せしが如くなりしも、其勃々

孝宗立つ

前左議政沈器遠は、謀反を以て誅せられ、柳濯は亂を作んことを謀りて殺され、皆未だ大事に及ばざりしも、幾多の紛擾は免れざりしが、仁祖は在位廿七年にして薨じたれば、世子淏嗣ぐ之を孝宗とす。

孝宗清を伐んことを計畫す

孝宗は、天資聰明にして、英偉の氣あり、之に加ふるに、國家の否運に遭遇し、青年の時より、質子となりて瀋陽にありしこと、殆ど八年、その間に於て、幾多の辛酸を嘗め、その心身を鍛錬し、その志氣を激發し、久しく清の爲めに屈辱せられし遺恨は、實に骨髓に徹せり。是を以て位に即くや、慨然としてその恥を雪がんとするの志あり、首として金尙憲、金集、宋浚吉、宋時烈等を召して、陰に北伐の計畫をなし、且宋時烈をして長陵(仁烈王后)の誌文を製するに、清の年號を用ふることなからしむ、これ實に清に服從することを欲せざるの意を表明せしものなり。

是より先、仁祖の末年に、東萊府使盧協、慶尙監司李曼の狀啓に、倭情測り難きの語あるに因て、右議政鄭太和は、清に使せし時、城池甲兵を修繕せんことを請へり、これ明かに前日降服の時、約條の禁ぜし所なれば、清

清を惡み明を思ふ

清世祖都を燕京に定む

しかば、互に其心を信じたりといふ。蓋し金尙憲と崔鳴吉とは、硬軟の別ありて、言論行動は同じからずと雖も、その淸を惡み、明を思ふに至りては、決して異なることなし、これ實に當時朝鮮人士通有の觀念なり。

淸の太宗は、仁祖廿一年(淸崇德八年)に薨じて、世祖位に卽きたり。時に明は流賊益、猖獗にして、廿二年(淸順治元年、明崇禎十七年)李自成は燕京を陷れ、毅宗は煤山に上りて縊死し、總兵吳三桂は、淸に降りしを以て、睿親王は吳三桂と力を合せ、李自成を破りて燕京に入り、世祖を瀋陽より迎へ、都を燕京に定めて、大赦を行ひ、廿三年、世子溰、鳳林大君淏及び金尙憲、崔鳴吉等を放還せり。是を以て、仁祖は麟坪大君を遣して、定鼎を賀し、且前後の恩命を謝したり。

世子溰は、燕京より還りて程なく卒せり、是を昭顯世子とす、而して元孫は幼少にして、その母姜氏は、又罪過の聞えありしが故に、仁祖は領議政金瑬、左議政洪瑞鳳等と議して、第二子鳳林大君淏を立てゝ世子とす。その後姜氏は、遂に死を賜ひしが、或は寃罪なるべしともいふ。その他

獨步を明に遣す

くし、事を託すべきを以て、之を鳴吉に報じたれば、鳴吉は奏文を具して、獨步を明に遣せり。而して獨步は、海路より明に往來すること三回、明よりも答書を送りて、之を褒賞せり。其後宣川府使李烓は、清に囚へられて、具さに朝鮮の明に書を通せしことを告げ、且其關係者として、崔鳴吉及び名流十餘人の名を示したり、因て清は朝鮮に命じ、鳴吉、慶業等を執へて送らしむ。鳴吉は奮つて瀋陽に入り幽せられしが、慶業は途中より逃亡し、海に浮びて明に入れり、その後北京陷り、慶業は清に執へられしも、屈せざりしかば、清は檻車を以て朝鮮に押送せり、蓋し慶業が明の爲めに盡すの心は、始終渝らざるなり。

前判書金尙憲は、清に降服せしより以來、職を罷めて家居し、常に慷慨激昂の議論を唱へしを以て、儔に瀋陽に幽せられしが、鳴吉の至るに及び、同じく一室に囚へられたり。初め鳴吉は、尙憲が名を好むの心あるを疑ひ、尙憲は、又鳴吉を以て秦檜なりとして之を惡みしが、是に至りて、兩人共に一室にあり、死生前に迫るも確乎としてその心を動かさゞり

して崔鳴吉は相位を去りしが、十八年(清崇徳五年)清の錦州衞を攻るや、又戰船糧米を徴せらる。仁祖は平安兵使林慶業を舟師上將とし、黃海兵使李浣を副將として、戰船百廿隻、兵六千を以て戰を助けしめ、且貢米一萬包を漕運せしむ。然るに慶業は、中途に於て、潜に船工に命じて、船三十餘隻を破らしめ、その石城島に至るや、颶風に遇て漂流するに託し、密に三船を登州に送りて、清の情狀を明に通ず、遼東灣に入り、盖州衞外に至るに及びて、明の兵船に遇ふ、慶業、勢戰はざるを得ざるを以て、矢は鏃を去り砲は丸を去りたれば、兩軍死傷甚だ尠しといふ。此の如く、陽に師を出して清を助けしも、陰に明に通じて百方之を沮害せしことは、當時慶業等の用ひし慣手段なり。

是より先、南漢出城の後に於て、崔鳴吉は、その已むを得ずして清に降服せしことを明に告げんとして、書を登萊總兵陳洪範に致しゝが、その書の果して達せしや否や審かならざりしが故に、更に一信使を遣して、その情事を表白せんとせしが、林慶業は僧獨步の慷慨にして、辭令を善

清を助けて明を伐つ

明は中華文明の邦として尊敬する所、且壬辰救援以來、深くその恩誼に感ぜしものなるにも拘らず、今の場合は、清を助けて明を伐たざる可らざることゝなれり。これ最も朝鮮の忍ぶ能はざる所にして、この間に於ける當路者の苦衷は、亦實に憐むべきものあり。

初め清の太宗が軍を朝鮮より班すや、その一部を分ちて、貝子碩託及び明の降將孔有徳、耿仲明等に命じ、龍山に於て船を造らしめ、之に乘じて下り、朝鮮の兵船を徵して、共に皮島を攻めしむ。これ實に降服の時に於て、承諾せし條件なれば、仁祖は已むを得ず、平安兵使柳琳を首將とし、義州府尹林慶業を副とし、兵船を帥ゐて之を助けしむ。是時毛文龍は、已に袁崇煥に殺されしを以て、沈世魁は都督として島中にありしが、慶業は密に斥候將金礪器を遣して、豫め之を報じ、その難を逃れしめたれば、世魁は屈せずして之に死せしも、其他は害を免れたるもの多し。其後、清は又兵を徵せしが、領議政崔鳴吉甚だ之を不可となし、再び瀋陽に至り、國內空虛、人民疑懼する等の情狀を陳して、之を拒絕せり。既に

冬至使

は臣と稱し、新王の立つ時には、王及び王妃も、皆清帝の承認を經て、その册封誥命を受けざるべからず。凡そ使を清に遣すこと、一年に四行あり、冬至、正朝、聖節、歲幣にして、各、表箋方物の規定あり、歲幣の數は、即ち前節に擧げたるが如くにして、その負擔の最も重きものなり。その他、臨時に謝恩、奏請、進賀、陳慰、進香、告訃、問安等の使を遣すことは、その幾回なるや知るべからず、弱小國の事大の禮を執ること、亦決して容易の事に非ざるなり。その後、或は、貢米の下劣なるを以て、退けられしことなどありしも、一意恭順、その命を奉せしかば、廿三年(清順治二年)三節及び歲幣を幷せて一行とし、之を冬至使といひ、一年に一度之を送ることとし、その歲幣の數も、漸次に之を減じたれども、冬至使を遣すことは、連綿として日清戰爭以前まで繼續せり。

右の如く、朝鮮の清に於ける、其力既に敵すること能はざれば、巳むを得ず、屬國の禮を執りて之に事へしと雖も、清を以て仇讎とするのみならず、胡虜として之を輕蔑することは、前日に異ならざるなり。然るに

の斥和諸人の代表者として、奮つて虎口に投じ、遂に瀋陽の市に戮せらる。

三田渡の碑を建つ

その後、又清の命によりて、大清皇帝功德碑を建つることゝなり、大提學李景奭をして、其文を撰せしめしが、瑪福塔は來りてこの役を監督し、其文を改撰せしめ、咆哮甚だしく、遂に三田渡の南、清帝駐蹕の所に於て、巍然たる豐碑を立て、朝鮮と清とに於ける從來の關係を列擧し、清帝功德の洪大なるを頌して、其恩を謝するの意を述べたり。これ實に朝鮮の屈辱を受けたる記念として、永く後世に垂れたるものなり。是より以來、朝鮮は清に對して、再び頭を擡ぐること能はざりしが、李太王三十二年、日清戰爭の結果、清の羈絆を脱するに及びて、この碑を毀ちたり。

第四節　朝鮮降服以後の狀態

事大の禮

仁祖は、既に城下の盟をなし、無前の屈辱を忍びて、清に降服せり。是より後、從前兄弟の交際は、變じて君臣の關係となり、清の正朔を奉じ、清帝の書は詔といひ勅といひ、其使は勅使といひ、朝鮮の清帝に上る書に

京城蕩殘す

斥和の臣を清に送る

階を升る、太宗は南面して壇の上層に坐し、仁祖は西向し諸王子の上に坐して、蒙古王と相對し、酒を行ひ、禮畢りて漢江を渡り、初更、京城に還る。而して太宗は、世子及び鳳林大君を留めて質となし、江華俘獲のものを還し、盡く諸道の兵を收めて、師を瀋陽に還せり。

仁祖は既に京城に還りしも、閭閻蕩殘して、人民既に盡き、死屍路に横はり鷄豚鵝鴨は一も見ることなく、只吠犬の唁々として、人肉に飽き狂走するあるのみ。士大夫及び將士の山城より來るもの、皆其父母妻子の生死を知らず、破屋中に入り、聲を放つて痛哭す。初め清兵の城に入りし時には、府庫を封閉し、殺戮をもなさゞりしが、蒙古兵の入るに及びて、殘害侵掠、殊に甚だしく、一物をも遺さゞるに至るといふ、其慘狀想ひ見るべきなり。王は哀痛の敎を下し南漢扈從百官の秩を增し、宰臣侍從の落後せしものゝ職を削り、張紳、金慶徵を誅し、斥和首謀の臣吳達濟、尹集は、出城以前に於て、既に敵陣に送りしが、是に至りて又館山縣監邊大中に命じて、平壤庶尹洪翼漢を執へて送らしむ、この三人は、實に幾多

歳貢

にして、歳貢は黄金一百兩、白金一千兩、水牛角弓面二百副、丹木二百斤、環刀二十把、豺皮一百張、鹿皮一百張、茶一千包、水獺皮四百張、青黍皮三百張、胡椒十斤、好腰刀二十六把、好大紙一千卷、好小紙一千五百卷、五爪龍文席四領、各樣花席四十領、白苧布二百匹、各色細紬二千匹、細麻布四百匹、各色細綿布一萬匹、布一千四百匹、米一萬包とせしも、己卯の年（仁祖十七年、清崇德四年）より始むることを許したり。而して首謀者二三人を送ることは、從前よりの問題なれば、今、城を出でて降服する以上は、別に議するを待たずして、既に決定せられたるものなり。

清の朝鮮に對して指定せし條件は、大略右の如くにして、朝鮮は頗る苦痛を感ずることあり、負擔も亦輕からざれども、徹頭徹尾、唯その命令の儘に從はざるべからず。是に於て、仁祖は世子と共に藍色の戎服を着し、滿場の士民號哭の聲に送られて、西門より出で、漢江の東岸三田渡に於て、清の太宗が九層の壇を築き、黄幕を張り黄傘を立て、盛に兵甲旗纛を陳ねし前に進み、北面して三拜九叩頭の禮を地上に行ひ、又進みて

仁祖降服の禮を行ふ

降服を議す

城の議を決す。金尙憲、鄭蘊等は之を憤りて自殺せしも、皆死に至らず、吏議李敬輿は、死守の義を陳せしも、大勢既に定まりたれば、洪瑞鳳、崔鳴吉、金藎國等は、敵陣に往復して降服を議せしに、清は國王及び世子は、藍色の服を着し、西門より出でて禮を行ひ、世子、大君、及び公卿の子弟を瀋陽に帶去し、江華島俘獲のものを還し、國寶は追て鑄造給與すべきこと等を指示せり。

降服の條件

尋で英俄爾岱、瑪福塔は、太宗の書を持して來り、更に條件を提出して曰く、明より受けたる誥命冊印を献納し、其往來を絕ち、其年號を去ること、清の正朔を奉ずること、世子大君及び諸大臣の子弟を質とすること、清が明を征し朝鮮の騎步舟師を徵する時には、期會を誤らざるべきこと、今、兵を回し皮島を征するに就ては、兵船五十隻を發すべきこと、大軍の還るに就ては、犒軍の禮を行ふべきこと、聖節、正朔、冬至、及び慶弔等の事は、明の舊禮の如くなるべきこと、逋逃を容隱すべからざること、內外諸臣と婚姻を締結して、和好を固くすること、新舊の城垣は修繕を許さゞること、日本の貿易は、舊の如きを許すこと等の十餘條

江華城陷落す

て決せざりき。

是より先、江華島には、嬪宮王子の外、羣臣の妻子も、亂を避くるもの頗る多く、金慶徵、李敏求、張紳等は、之が防守の責に任じたりしが、太宗は八旗をして、小船八十隻を造らしめ、睿親王多爾袞に命じて之を攻めしむ。時に金慶徵等、江華は金城湯地なれば、敵軍飛び渡ること能はずとして、防備を務めず、たゞ日に沈酗を事とす。是を以て淸兵の一たび海を渡るや、水陸の軍、皆戰はずして潰走し、慶徵、敏求及び紳等は、小船に乘じて遁れ、府城忽ち陷落し、嬪宮王子、及び羣臣の妻子俘獲せられしもの二百餘人、皆南漢山城の陣中に護送せられたり。而して金尙容等は火を放つて自殺し、婦女子の節に殉するものも亦鮮からず。この時敵軍は、尤も殺戮淫虐を肆にせしが、多くは蒙古兵の所爲なりといふ。

江華島の陷落するや、南漢山城の包圍軍は、王子の手書及び尹昉等の狀啓を示して、出降を促す、城中之を聞て、大に驚駭し、痛哭せざるものなし。この時仁祖は宗社已に陷り、事の爲すべからざるを知り、直ちに出

糧食の缺乏

和好を清に求む

を收るに及びて、全軍一時に潰散せり。その他平安監司洪命耇は、金化(江原道)に戰死し、副元帥申景瑗は、鐵瓮(平安南道孟山郡)に生擒せらる。諸道の援軍は、率ね此の如くにして、一も敵軍を擯斥して、南漢山城の圍を解くに足るものなし。然のみならず、倉卒の入城にて、糧食其他の準備をなすの暇なく、羅萬甲を管餉使に拜せしも、倉穀は一月を支ふるに過ぎざれば、次第に給與の額を減じて、僅に之を維持し、又寒氣尤も凜烈の時に當り、王は寢具なく衣を解かずして寢ね、諸將士は外に露處して、膚を裂き指を墮すに至り、その慘狀言ふに忍びざるものあり、而して重圍の中に陷ること四十餘日、復た奈何ともすること能はざるに及べり。

是に於て、仁祖は左議政洪瑞鳳、戶判金藎國等を遣して、和好を請はしむ、崔鳴吉は國書を草し、且その間に周旋して、務めて和好を成さんと欲せしかば、禮判金尙憲、吏參鄭蘊等は、深く之を論駁せしも、大勢は既に和好に傾きたり。されども王は太宗が、王親ら城を出でて軍門に降り、盟を敗りし首謀の臣二三人を縛送すべしといひたるにより頗る猶豫し

清軍南漢山城を圍む

諸道の援軍皆敗績す

營大將元斗杓等をして、城中の兵一萬三千餘人を分ちて、城堞を守らしめ、都副元帥及び諸道の監司兵使に諭して、勤王の兵を募り、又急を明に告げ、固く守りて外援を待んとす。然るに瑪福塔等は、既に南漢山城に迫り、太宗は少しく後れて進み、大臣譚泰に命じて京城に入らしむるに、城兵敢て抵抗するものなかりしを以て、遂に漢江を渡り、十五年（清崇德二年、明崇禎十年）正月、南漢山城を圍みたり。

この時、明は方に流賊に苦しみ、朝鮮を救ふに暇あらず、僅に登萊の總兵陳弘範をして、舟師を出さしめしも、風を候ひて敢て發せず。諸道の監司兵使は、率ね躊躇して進まず、其進みて戰ふものは、敗れざるなく、忠清監司鄭世規は、衿川（京畿道廣州）に戰ひて全軍敗沒し、尼城縣監金弘翼、藍浦縣監李慶徵等皆之に死す。慶尙左兵使許完、右兵使閔栐は、雙嶺（京畿道廣州にあり）に至り、許完の軍は戰はずして潰え、閔栐の軍も亦火を失して潰散し、許完及び閔栐は倶に陣中に沒す。全羅兵使金俊龍は、進て光敎山（京畿道龍仁郡にあり）に據りて戰ひ、敵將額駙揚古利を殺し、頗る勝捷ありしも、日暮、軍

嬪宮王子を江華島に遷す

仁祖南漢山城に入る

かば、朝廷大に狼狽し、判尹金慶徵を都檢察使とし、副提學李敏求を副とし、江華留守張紳をして、舟師大將を兼ね、江華島を守らしめ、原任大臣尹昉、金尙容をして、廟社の主を奉じ、嬪宮(世子の妃姜氏)元孫(世子の子)二王子、鳳林大君淏(第二子)麟坪大君㴭(第三子)を護して、江華島に逃れしむ。仁祖はその翌日南門を出で、江華島に向はんとせしに、瑪福塔は數百騎を率ゐて、已に弘濟院に到り、而して一隊の兵を以て、陽川江を遮斷して、江華島の通路を絕ちたり。是に於て、仁祖はまた城內に還りしが、上下遑々奈何ともすべからず、吏判崔鳴吉が同中樞李景稷と共に敵陣に赴き、出兵の理由を問ひ、且牛酒を持して之を犒ひ、故らに時刻を遷延せし間に於て、仁祖は世子溰及び百官を率ゐて、南漢山城(京畿道廣州)に入れり。然るに領議政金瑬等は、暗に乘じて潛に江華島に入らんことを請ひ、翌日雞鳴に城を出でしが、雪後坂路氷凍して、馬忽ち躓きたり、王因て馬を下り步行せしに、又屢、顚仆して進むこと能はざりしかば、遂に再び南漢山城に引還せり。

仁祖乃ち都監大將申景禛、總戎使具宏、御營提調李曙、守禦使李時白、御

清太宗朝鮮を侵す

然るに羅德憲等が携へ還りし書に皇帝と稱せしを以て、朝鮮にては德憲等が僭號の書を受けしを咎めて、之を梟示せんことを請ふものありしが、遂に德憲を白馬山城(義州)に、廓を劍山山城(平安南道寧遠郡)に竄配せり。是時に當り、滿洲排斥の氣燄は、甚だ熾にして吏判崔鳴吉獨り平和の說を唱へたるを以て、副校理吳達濟、校理尹集は、上疏して其非を痛論し、鳴吉を斬らんと請ふ。されども亦戰守の準備をなすにも非ず、唯一時の感情に驅られて、大言壯語、口舌の空論を以て、敵を待つに過ぎざるのみ。

清の太宗は、愈、朝鮮親征の計を決し、禮親王代善、睿親王多爾袞、豫親王多鐸、貝勒岳託、豪格、杜度等を率ゐ、滿洲蒙古漢軍凡そ十萬を統べて、來り侵す。まづ豫親王多鐸に命じ、前鋒瑪福塔をして直ちに京城を衝かしむ、義州府尹林慶業は、白馬山城を築きて之を守りしが、瑪福塔はその備あるを知り、之を顧みずして星夜急行し、瀋陽を發せしより十餘日にして、已に京城に達したり。

初め滿洲軍の進行甚だ急にして、殆ど疾風の來襲するが如くなりし

滿洲太宗皇帝と稱し國を清と號す

必聞風激發、讐死同仇、遠近貴賤而有間哉、自前遭逢變故、則必先有告諭之文、今以此意下諭諸道、使忠義之士、各効策略、勇敢之人、自願從征、期於共濟艱難、

英俄爾俗は中途に於て、その平安道監司に下したる書を奪ひ還る、太宗之を諸貝勒大臣に示しゝに、衆みな朝鮮の決意を知り、師を興して之を殲滅せんと欲す。

時に太宗は、寛溫仁聖皇帝の尊號を受け、國を清と號し、諸貝勒大臣は、三拜九叩頭の禮を行ふ。會、羅德憲、李廓等瀋陽にありしかば、その式に參列して、禮を行はしめんとせしが、德憲等は毆捽せられて、衣冠盡く破れ、或は顚仆すれども、終に腰を屈せず。されども太宗は、德憲等を赦して之を還し、書を致して朝鮮の不當を責め、且罪を悔ゆるを知らば、子弟を送りて質とせよ、然らざれば大軍を舉げ、日を剋して境に臨まんとすることを知げて、その反省を促したり。これ太宗は、急に師を朝鮮に用ふるの意なきを以てなり。

滿洲の使書を拒絶す

臣事せんことを請ふの書を致さしむ。是に於て、朝鮮は激昂殊に甚だしく、掌令洪翼漢及び館學儒生は、上疏してその使を斬りその書を焚かんと請ふ。仁祖遂に其使を接見せず、又貝勒の書を納れず、從來の例を變じて弔使を殿上に上らしめず、別に空帷を禁川橋に設けて、祭を行はしめ、その幕後に兵を置きて之に備へたり。英俄爾岱等之を見て、形勢の甚だ危險なるを知り、急に民家の馬を奪うて遁れ去る、仁祖人をして追うて之を留めしむれども、還り來らず。備邊司は乃ち諭文を八道に下して、滿洲を斥絶するの意を諭す、其文に曰く、

國家猝値丁卯之變、不得已權許羈縻、而十年之間、谿壑無厭、恐喝且甚、此誠我國家前所未有之羞恥、上自聖明、下至臣庶、含垢忍痛、思欲一有所奮以湔此辱者、豈有極哉、今者此虜、益肆猖獗、敢以僭號之說、託以通議、此豈我國臣民所忍聞者、不量強弱存亡之勢、一以大義決斷、却書不受、嚴斥其言、胡差(胡人の使の義)等要請終不接辭、至於發怒不辭遁去、此都人士女、咸共聞覩、雖知兵革之禍、迫在朝夕、而反以爲快、四方若聞朝廷有此正義之擧、則

とゝして、春信使申得淵を滿洲に遣しゝも、その黜けられて還るに及び、更に金大乾を遣して、歲幣の從ひ難きを陳し、絕和の意を示さしむ。時に都元帥金時讓は、義州より疏を上り、强弱同じからず、その歡心を失ふべからずといひしかば、之を竄逐し、王は親征の爲めに、開城に向はんとせしが、金大乾が鴨綠江を渡りしも、滿洲に入る能はずして還るに及び、また歲幣を送ることゝせり。その後、滿洲よりは恐喝徵索すること甚だ多く、英俄爾岱等、義州に到りて、牛畜米穀を掠奪せしことありしも、亦斷然たる絕和の決心をなすにも非ず、十四年(清崇德元年丙子)には、僉樞羅德憲を春信使とし、同知李廓を回啓使として、瀋陽に遣し、依違の間に彷徨せり。

滿洲諸貝勒太宗に尊號を勸めんとす

是時、滿洲にては、傳國璽を得たるに因りて、滿洲蒙古の諸貝勒は、太宗に尊號を稱せんことを勸るの議あり。朝鮮にて仁烈王后韓氏(仁祖妃)の喪あるに因り、戶部承政瑪福塔(馬夫太)承政英俄爾岱(龍骨大)を遣して、韓氏の喪を弔せしめ、且、滿洲八和碩貝勒、蒙古四十九貝勒の尊號を上りて、上に

満洲は兄弟の盟を革め君臣の約を結ばんとす

難に趨けり、それ満洲は、朝鮮が嘗て北虜奴賊として擯斥せしものなれば、之と對等の誓約を立るも、既に快しとせざる所なり、況んやそれ以上の屈辱を被らんとす、これ豈忍ぶべき所ならんや。

第三節　満洲第二回の入寇及び朝鮮の降服

朝鮮は一たび満洲と和を約して之に服從せしが、満洲よりは明を伐つの兵船を徵求せしのみならず、その將は鴨綠江を渡り、平壤に來りて糧食を請求し、その兵は郭山の官庫を破り、民家に入りて剽掠を肆にせり。是に於て、朝廷には満洲の故なくして我邊民を掠め、我倉穀を奪ふは、盟を敗る者なりとして、兵を興し賊を擊つて、君臣の大義を明かにせんとするもの鮮からず。然のみならず、十年(満洲天聰六年)には満洲より使を遣して、兄弟の盟を革めて、更に君臣の約を結ばしめんとし、且歲幣を索ること殊に多くして、黃金一萬兩、五色布十萬同、(五十匹を一同といふ)白金一萬兩、白苧布一萬同、精兵三萬、戰馬三千匹を出さしめんとす。朝鮮は兵船同盟等の事は謝絶せしも、歲幣は虎皮を黃金に代へ、其他は半額を送るこ

仁祖朋黨を破らんとす

にして、堤川(忠清北道)に謫せられ、李仁居とも往來せしが、大北の殘黨と共に、密に光海を迎へて上王とし、位を仁城君珙(宣祖第五子)に傳へしめんとするに及び、事露れて孝立は誅せられ、西人は仁城君を殺さんとし、南人は殺すべからずとして爭ひしが、仁城君は遂に殺されたり。

是時に當りて、朋黨の弊害は頗る多かりしかば、仁祖は即位の初より、朋黨を破るを以て第一の先務となせり。元來廢立の事は、西人の力に依りて成りたるものなれば、その跋扈は日に甚だしく、西人の中に於て、又種々の名目を分ちて爭ひしが、仁祖はその黨同伐異の甚だしきものに對して、外官に補するの罰を施したりしも、之を止ること能はざりき。其他宋匡裕は變を告げしが、誣告を以て殺され、任慶思及び楊天植、鄭搢等は、皆逆亂を謀るを以て誅せられ、內部には種々の紛擾ありて、反正の政治も、亦缺點あり、されば掌令姜鶴年は上疏して、伯夷あれば必ず暴を以て暴に易ふるの譏あらんといふに至る。

然るに滿洲の勢力膨脹するに隨ひ、その壓迫は益々甚だしく、國步益々艱

が、獨り金蓋國は、滿洲もし道を朝鮮に假りて、憾を日本に逞しくせば、朝鮮はその間に介居し、不測の禍を蒙らんとて、固く之を諫めしに因て果さゞりき。

戰後の疲弊

滿洲の入寇は、數十日にして師を班せりと雖も、侵掠尤も甚だしく、淸川以北は、荒廢の地となりたるを以て、副元帥鄭忠信は、之れを棄てゝ退守の計を爲さんとせしが、平安監司閔聖徽は祖宗の疆土棄つべからずとして、義州城を西邊の巨鎭とし、又白馬山城、慈母山城を築かんことを請へり。されども國用蕩盡して、奈何ともすべからず、備邊司は、京外に通告して、監司兵使守令邊將より儒生胥吏に至るまで、力の厚薄に因て布を出さしめたり。

李仁居の叛

且叛逆は屢、起り、江原道橫城の人、李仁居は、隱者を以て自ら居り、靖社勳臣の國に當り、爲す所人心に厭かざるを見て、竊に徒黨數百人を聚め、縣監李擢男を縛し、悉く軍器兵仗を發して、京を犯すの計を爲し、自ら倡義中興大將と稱せしが、遂に誅戮せらる。

柳孝立の叛

又柳孝立は、柳希奮の兄の子

仁祖京城に還る

令は阿敏に隨ひ、滿洲に往て質となれり。是に於て、仁祖は江華島を發して京城に還る、之を丁卯の虜亂といふ。其後仁祖は、副將沈正笏等を滿洲に遣して、義州の鎭兵を撤せんことを請ひしに、滿洲は明人をして朝鮮の境に入らしめず、朝鮮の兵をして義州を守らしむべきことを約して、義州を還せり。

明の救援

この亂の起りし時に當りて、使臣金尙憲は、北京にあり、本國の難を聞き、書を兵部に呈して、救援を乞ひ、又毛文龍も急難を告げたりしかば、明は遼東巡撫袁崇煥に命じて、兵を發せしむ。崇煥乃ち水師を鴨綠江に遣して、文龍を援けしめ、又左輔趙率敎等をして、精兵を率ゐ、三岔河(遼河の支流)に逼りて、牽制の運動をなさしめしが、滿洲は急に和議を定めて、その局を收めたれば、左輔趙率敎等の諸將も、皆軍を還せり。

日本援兵を出さんとす

又德川家光は、對馬の宗義成をして、鳥銃長劍各三百柄、焔硝三百斤を送りて、救援せんとすることを告げしめ、六年(寛永五年、滿洲天聰二年)又僧玄方を遣して、朝鮮の爲めに滿洲を伐ち、耻を雪がんと言ひたれば、朝議之を滿洲に洩さんとせし

誓文

外に築き、李廷龜、吳允謙、金瑬、李貴、申景煥等、王に代りて壇に臨み、與祚等と白馬黑牛を殺し天を祭りて誓をなせり、その誓文左の如し。

滿洲誓文

朝鮮國王與大金國二王子立誓、我兩國已媾和、今後同心合意、朝鮮若與金國計仇、整理兵馬、新建城堡、存心不善、皇天降禍、若二王子因起不良之心、亦皇天降禍、若兩國二王、同心同德、公道偕處、龍天保佑、獲福萬萬、丁卯三月初三日立誓、

朝鮮誓文

朝鮮國以今丁卯年甲辰月庚申日、與金國立誓、我兩國已講定和好、今後兩國各遵約誓、各全封疆、若我國與金國計仇、違背和好、與兵侵伐、則皇天降禍、若金國因起不良之心、違背和好、與兵侵伐、則亦皇天降禍、兩國君臣、各守善心、共享太平、皇天后土、嶽瀆神祇、鑑聽此誓、

濟爾哈朗等は、劉興祚を遣し盟誓を爲さしめたるも、阿敏は之に與らざりしを以て、部兵をして縱に剽掠せしめしが、還りて平壤に至り、更に原昌令と盟をなし、遂に兵を義州及び鎭江（滿洲九連城）に留めて、師を班し、原昌

原昌令を遣して和を請ふ

和の已むべからざるを主張せしかば、遂にその條件を議することゝなりしに、劉興祚は明の天啓の年號を去り、且つ王弟を質とせんことを要求せり。朝鮮は頗る之を難かりしが、興祚は掌中に假の字を書して示したれば、宗室原昌令義信を王弟封君と稱し、興祚に隨ひて平山に至り、木綿虎豹皮等の方物を進めて和を請はしめたり。興祚は義信が眞の王弟に非ざるを知ると雖も之を默容せしは、その和を求むるに急なるを以てなり。

講和の約條を議す

阿敏は、なほ講和を欲せざりしが、濟爾哈朗、岳託等は和を許し、朝鮮王をして盟誓せしむべしとて、再び劉興祚、姜弘立等を江華島に遣したり。是に於て兵判李廷龜、戶判金藎國、吏判張維等は、興祚等と約條を議し、平山の地一歩を踰えずして、盟畢るの翌日、兵を撤すること、兄弟の國と稱すること、撤兵の後、再び鴨綠江を踰えて來らざること、滿洲と和するも、明には背かざること等の數條を定め、興祚は、多くの歳幣を求めしも之を拒絕し、たゞ犒軍の資若干を送ることゝなし、三月、壇を江華府城の門

阿敏等書を送りて朝鮮を責む

意あるにあらず。姜弘立も亦朝鮮より弘立の叔父晋昌君姜絪及び弘立の妻子を陣中に遣しゝによりて、その宗族の生存するを知り、頗る韓潤に欺かれたるを悔いたり。されども一たびその境に入れば、殆ど疾風の枯葉を掃ふが如く、向ふ所潰敗せざることなかりしかば、遂に破竹の勢を以て、內地に深入するに至りしなり。

されば阿敏等は、平壤を過ぎ、中和に至り、書を送りて七條の罪案を擧げ、開戰の理由を述べたり。その要、朝鮮の滿洲に對して、禮を盡さず、且毛文龍を助くることを責るにあり。時に京城は、人民既に潰散し、留都大將金尚容は、火を御庫及び兵戶曹、諸倉庾に放ち、江華島に遁れて、殆ど空虛となりたれば、阿敏は朝鮮國王の城郭宮殿を見んと欲して、京城に入らんとせしが、濟爾哈朗、岳託等は、之に從はず、遂に軍を平山に駐め、副將劉興祚を江華島に遣して、和を議せしむ。

江華島にては、守備薄弱にして、人々危懼の念を抱き、心竊に講和を希望せしも、他を憚りて之を明言するものなかりしが、獨り參判崔鳴吉、講

州牧使金搢を擒にし、宣川府使奇協を斬り、到る處に於て前王(光海)の爲めに仇を復すと聲言し、長驅して進み、淸川江を渡り、安州を圍みて之を陷れたれば、兵使南以興、牧使金浚及び虞候朴命龍、江界府使李尙安等以下、死するもの甚だ多し。

仁祖江華に遁る

仁祖は、兵判張晩を都元帥とし、金起宗、鄭忠信、申景瑗等を率ゐて、之を禦がしめ、又諸道に命じて、兵を募り王に勤めしむ。張晩、平山(黃海道)に至る、平安道監司尹暄は、安州の陷るを聞き、平壤を棄て、黃海道兵使丁好恕は、黃州を棄てゝ逃れ、張晩も亦遁走せり。是に於て朝廷大に震駭し、仁祖は金尙容を留都大將として、京城を守らしめ、都體察使李元翼、左議政申欽、西平府院君韓浚謙等に命じて、世子溰(チヨウ)を奉じて、全州に向はしめ、王は親ら廟社の主を奉じて、江華島に遁れ、領議政尹昉、右議政吳允謙、贊成李貴、吏判金瑬、戶判金藎國、禮判李廷龜等、皆之に從へり。

初め滿洲は、姜弘立等の勸誘に因りて、師を興しゝと雖も、その目的は、毛文龍を驅逐し、朝鮮を脅制するにありて、必ずしも內地に深入するの

滿洲太宗立つ

姜弘立等太宗に勸めて朝鮮を侵さしむ

阿敏等來侵す

祖三年（天命十年天啓五年）また瀋陽に遷りしが、四年（天命十一年）太祖弩爾哈赤薨じて、子、皇太極立つ、是を太宗とす。　初め韓潤等の滿洲に奔るや、姜弘立等に謂て曰く、本國の亂、盡く爾等の妻子を戮せり、願くは、滿洲の兵を借りて、與に讐を復せんと、弘立等之を信じ、太宗に勸めて、朝鮮を侵さんとす。この時、明の總兵毛文龍、鎭を皮島（朝鮮の所謂椵島なり）に設け、義州、鐵山及び身彌島（平安北道宣川郡の南にあり）に往來し、朝鮮より糧食を徵發して、滿洲牽制の運動を、なしたれば、滿洲の經略上に於ては、妨害をなしゝこと尠からず。　是を以て、太宗は姜弘立、韓潤等の言を納れ、貝勒阿敏、濟爾哈朗をして朝鮮及び毛文龍を圖らしむ、その意實に南方の邊境を掃清して、牽制の患を除かんと欲するなり。

五年（滿洲天聰元年、明天啓七年、丁卯）正月、阿敏は濟爾哈朗、阿濟格、杜度、岳託、碩託と共に姜弘立、韓潤を嚮導とし、兵三萬餘人を率ゐて、鴨綠江を渡り義州を攻め、府尹李莞を殺し、又鐵山を衝けり。　此時毛文龍は、既に避けて皮島にありしが、之を身彌島に驅逐し、更に郭山、定州を攻め、郭山郡守朴有健、定

仁祖公州に奔る

策を決して、京城を出で、公州（忠清南道）に奔る。适等入りて京城に據り、王子興安君瑅（宣祖第十子）を立てゝ王とし、都民に通諭して、各、本業を守らしむ。張晩は初め賊路を斷つこと能はざりしと雖も、是に至りて、安州防禦使鄭忠信、及び李曙等と力を協せ、大に适が兵を鞍嶺（京城の北にあり）に破りしかば、

李适を殺す

适、明璉等逃れて利川（京畿道）に至りしに、部將奇益獻、适及び明璉等數人を殺し、走りて行在所に獻ず。是に於て、仁祖は公州を發して、京城に還り、張晩、鄭忠信等三十二人の勳を錄して振武といふ。

李适の亂は、廢立事件の餘響にして、僅々數十日の間に於て、その事は平ぎたりと雖も、一時、王は出奔するの已むを得ざるに至る、亦細事といふべからず。且この亂の結果として、韓明璉の子潤等が、逃れて滿洲に奔

韓潤等滿洲に奔る

りしより、遂に姜弘立等と共に愛親覺羅氏を慫慂して、その入寇を促すことゝなれり。

第二節　滿洲第一回の入寇

滿洲は益、疆土を拓きて、光海十三年（滿洲天命六年明天啓元年）都を遼陽に定め、仁

李适反す

りて、纔に事なきを得たりしも、同僚の間、兎角圓滑ならざることあり。

時に滿洲との關係は、頗る憂慮すべきことあり、因て張晩を都元帥として、府を平壤に開かしめ、李适を平安兵使兼副元帥として、寧邊に屯せしむ。 李适益、怒り、怏々として任に赴き、陰に異謀を蓄へ、仁祖二年、(明天啓四年)遂に部兵一萬二千餘人、降倭百三十人を以て兵を擧ぐ、龜城府使韓明璉等、亦之に從ふ。 乃ち書を張晩に送りて曰く、聖明上にあり群兇朝に滿つ、君側の惡を淸む、烏んぞ已むべけんやと、時に張晩は都元帥たりと雖も、部兵は數千に滿たずして、其力之を扼制すること能はざりしかば、賊軍は長驅して南向す。 李适の反書至る、朝廷震駭し、王は直ちに李守一を平安兵使兼副元帥とし、李元翼を都體察使とし、京畿監司李曙をして開城に鎭して、賊路を防がしむ。 金瑬は又奇自獻、金元亮等數十人の內應を爲すを以て、之を誅せんことを請ひたれば、王之に從ふ、これ實に狼狽の餘、訊問をも待たず、妄りに殺戮を加へしものなりといふ。 既にして賊軍は益、進みて、開城を陷れ、臨津を渡り、遂に碧蹄に至る、仁祖乃ち

廢立の理由

光海は、壬辰亂離の後を承け、位を繼ぎたるものなれば、鋭意勵精百度を整頓し、頽運を挽回せんとするも、決して容易の事に非ざるに、その昏亂無道、日に甚だし、廢立の起るも、亦已むを得ざるなり。されども一方より之を觀れば、この擧は、實に數十年間沈淪せし西人が、北人の隙に乘じて、その勢力を回復せしものにて、靖社功臣の中に於て、眞に國家を思ふの誠心より出でたるものは、崔鳴吉、張維等の如き、僅々數人に過ぎざるなり。李貴等は初め宗社を安んじ、民生を救ふを以て言をなしゝも、功業既に成るに及びては、人の家財器服を籍沒して、之を分つが如き、貪鄙の事ありしが故に、李澥は、初めこの擧に與りしも、深く之を愧ぢ、第宅田民を還納し、終身自廢して、其志を明せりといふ。

李适の不平

嚮に李貴等が義兵を起しゝ時に於て、その部分規畫は、皆李适より出でて、その功最も多かりしが、靖社の功を錄するに及びて、金自點、沈器遠等は一等となりしも、李适は後に加りしを以て、二等となりしかば、頗る不平を抱きたり。且、金瑬との軋轢よりして席を爭ひ、李貴の慰解によ

光海を廢す

仁祖位に即く

靖社の功を錄す

將をして各、その軍を率ゐしめ、進で彰義門に薄りて之を摧破し、直ちに昌德宮に到る。この日金自點は、盛に酒饌を備へて、金介屎に遺りしを以て、光海は方に宮人と宴樂せしかば、變報の至るも、之を顧みざりしが、義軍の火を宮中に放つに及び、光海大に驚き、垣を踰えて走り出で、朝官衞士も皆逃散せり。　時に綾陽君倧は、寶璽を收めて西宮に詣り、大妃に謁して之を納る、光海も亦擁せられて至りしに、大妃その三十六罪を數へて、之を殺さんと欲せしが、綾陽君の之を諫めしによりて果さず、遂に寶璽を綾陽君に授けて位に即かしむ、是を仁祖とす。

仁祖の位に即くや、永昌大君、臨海君、綾昌君、及び金悌男等の爵を復し、光海及び妃柳氏、その子祬等を江華に安置せしが、祬は墻内より穴を穿ちて逃れしかば、之に死を賜ひ、その後光海を喬桐及び濟州に遷し、李爾瞻、鄭仁弘、尹訒、鄭造、金介屎等、數十人を誅戮し、その他竄逐削黜するもの數百人の多きに至る。　又李元翼を忠州の謫所より起して領議政とし、金瑬等五十人の功を錄して靖社と曰ひ、朝廷悉く面目を一新せり。

李貴等義兵を擧ぐ

平山(黄海道)府使となり、申景禛は曉星嶺別將となりしが、時に平山地方、虎の人を害するもの多きを以て李貴は軍を集め、虎を捉へんが爲めには、境界を限らざらんことを請ふ、王之を許す、因て獵虎を名として、屬邑の兵を發し、その機に乘じて、事を擧んとす。然るにその謀露れて、之を告ぐるものあり、臺諫は李貴が異心あるを論じて、之を鞫せんことを請ひしが、金自點は、賄賂を以て陰に金介屎に結びて、その寃を訴へしかば、王は介屎の言を信じて、臺論に從はず、たゞ李貴が職を罷めてその罪を鞫せざりき。

かくて密謀は次第に傳播して、勢猶豫すべからず、乃ち計畫布置を定め、十五年(明天啓三年)三月、李貴、金自點等、弘濟院に會して、即夜に闕を犯さんとせしが、金瑬未だ至らざりしが故に、衆心恟懼して、皆潰散せんとす、李貴、李适を拜して大將とするに及び、軍情始めて定まる。既にして金瑬等來り、他處に會して适を招く、适大に怒りて、往かざらんと欲せしも、李貴勸めて往き會せしむ、因て适は大將を瑬に讓る、瑬乃ち部伍を整へ、諸

ありしかば、明は朝鮮の滿洲に通ずるを疑ひ、將に使を遣して監護せんとす、光海大に之を憂へ、辨誣使李廷龜を明に遣して之を辨ぜり。その後滿洲よりは、更に降將文希聖、李民寏、李一元等を送還して、和好を求めしが、朝鮮は之に從ひて、直ちに和を講ずるにも非ず、唯その怒に觸れざらんことを務む、

明と滿洲とに對して形勢を觀望す

明に對しては、遼陽、瀋陽の攻陷せらるゝに及び、兵を出して之を助くることをなさゞれども、陸路の交通既に絶えたるを以て、更に非常の危險を犯して、海路より使を遣せり。かく曖昧の態度を執りて、形勢を觀望せしも、是より後、明と滿洲とに對する關係は、愈、困難に陷らんとするの勢あり。

李貴等廢立を謀る

光海の時に於ける內外の形勢は此の如くにして、その昏亂無道は、日に甚だしかりしかば、密に廢立を謀るものあり。李貴嘗て咸興判官たりし時、申景禛は北虞候たりしが、深く相結納し、又沈器遠、金自點等と約し、金瑬が重望あるを以て、推して大將とし、義兵を擧げ、光海の弟定遠君琈(後に追尊して元宗とす)の子、綾陽君倧を立てゝ王となさんとす。十四年、李貴は

姜弘立滿洲に降る

死す、而して金應河の死、最も壯烈なりといふ。然るに弘立、景瑞等は密に通事を敵陣に遣し、朝鮮の已むを得ずして兵を送るの意を傳へ、その衆を以て滿洲に降れり、これ光海が弘立に勢を觀て向背を定むべしとの密旨を與へたるに由れりといふ。國家再造の恩誼を負へる明朝に背き、常に奴酋、奴賊といひて擯斥せし滿洲に通せしとは、頗る怪しむべきが如くなれども、當時投降の情態、又は光海の廢せられし後、西北邊報の急なるが爲めに、光海を喬桐より更に濟州に還しゝを觀れば、密旨ありといへることは、必ずしも誣罔に非ざるが如し、思ふに當時滿洲の勢力甚だ盛なるにより、その侵掠を被らんことを畏れて、この擧に出でしなるべし。

その後、滿洲よりは降將鄭應井、及び景瑞の子得振等を遣し、書を遣りて和好を求めしに、平安監司朴燁、軍官黃謙を遣し、之に答へて曰く、兩國各、封疆を守りて、舊好を修めんと、滿洲は更に使を遣し來りて、天地を祭り、血を歃りて盟をなさんことを求む。此の如く、雙方より使節の往來

の義州にあるに當りて、使を朝鮮に遣し、士馬を率ゐて救援せんとするの意を告げたりしが、宣祖は之を群臣に詢りしに、柳成龍が名は救援といふと雖も、その意實に測り難し、唐の回紇、吐蕃の兵を乞て、歴世その禍を被るが如くなるべからず、といへるにより、邊將をして婉辭を以て之を謝せしめしかば、努爾哈赤も亦再び使を遣さゞりき。

後金國汗

其後、努爾哈赤の勢は、益、盛にして、光海八年(萬曆四十四年)自立して後金國汗と稱し、天命と建元せしが、尋で明の邊疆を犯し、撫順、清河等を陷る。明は之を聞て大に驚き、十一年、(萬曆四十七年)遼東經略楊鎬をして、兵廿四萬を瀋陽(奉天府)に集め、路を分ちて滿洲を伐たしめ、兵を朝鮮に徵す。

明の楊鎬滿洲を伐つ

姜弘立兵を率ゐて明を助く

是に於て、光海は參判姜弘立を六道(平安、黃海、京畿、忠清、全羅)都元帥とし、平安兵使金應瑞を副とし、兵二萬餘人を率ゐて明を助けしむ。時に明の北路の軍は皆敗績し、南路の將劉綎、喬一琦等は、兵四萬を率ゐて寬甸より進み、弘立、景瑞等も之に從ひて、富察の野(興京の南にあり)に至りしに、亦大に滿洲の軍に破られ、劉綎、喬一琦及び弘立に從ひし宣川郡守金應河、雲山郡守李繼宗等、之に

授けらるゝものあるなく、獄に入る者は、賂を行ふに非ざれば免るゝを得ず、竄謫のものは、銀を納れて自ら贖はしめ、申欽、徐渻、朴東亮、韓浚謙等の如き、各、數百金を行ふて、始めて釋さるゝを得たりといふ。

金介屎事を用ふ

李爾瞻國柄を竊弄す

是時に於て、内にありては、尙宮金介屎、寵を擅にして事を用ひ、筆を執りて專斷し、王も亦自由なるを得ず。外にありては、李爾瞻、大北の巨魁を以て、國柄を竊弄せしも、務めて掩飾をなし、常に禮判兼大提學の職を帶びて、自ら吏曹に入らず、權柄を避るが如くにして、その實は己が鷹犬を要地に布列し、趙挺、李挺元の徒は、常に指揮を奉ずること奴隷の如く、生殺廢置、意の如くならざるなく、その勢力は議政以上にありて、王を輔け邪毒を擅にせり。されば尹善道、李洞、龜川君晬、錦川君誠澈等の如きは、屢、上疏して論劾せしも、王は盡く之を竄逐せり。

滿洲愛親覺羅氏興る

内政の紊亂せること、此の如くなる時に當りて更に一大難事の起るあり、北方滿洲との關係是なり。是より先、滿洲には愛親覺羅氏、長白山の西に興り、太祖弩爾哈赤漸く强くして、諸部落を併呑し、壬辰の亂、宣祖

ゞ西宮と稱し、供奉を減じ朝謁を停めしむ。

然るに爾瞻の徒は、なほ之に滿足せず、十四年十二月、江原監司白大珩は、李偉卿と共に儺戲と稱し、慶運宮に亂入して、大妃を害せんとせしが、大妃は竊に逃れて、その禍を免れたり。時に領議政朴承宗は、事の急なるを聞き、馳せて西宮に到り、呼唱追逐せしかば、大珩も窮探するを得ざりしといふ。其他進士蘇鳴國の上疏に、寒門洞宮に王氣ありといへるにより、寒門洞宮は、王の弟定遠君琈の私第なるを以て、定遠君の子、綾昌君佺を捕へて、喬桐に禁錮し、尋で之を殺したれば、定遠君は悲慟の極、遂に薨逝せり。

光海の近親に於ける、その兄弟を殺し、その母を廢し、その姪を殺し、人倫を戕害せしこと甚だ多し。然のみならず、屢、寃獄を興して無辜を殺し、且風水の說を信じて、土木を興し、仁慶、慈壽、景德の諸宮を作り、用度浩繁にして、民窮し財竭く。是に於て、官を賣り獄を鬻ぎ、賄賂盛に行れ、凡そ內外の官職を除拜するに、銀兩の多少を視て高下をなし、價なくして

大妃を害せんとして成らず

綾昌君を殺す

光海の秕政

大妃を廢す

之を市に肆し、申欽、韓浚謙、朴東亮等を竄逐せり

是時、李爾瞻は大北の巨魁にして、小北の領袖、朴承宗、柳希奮と互に爭へり。而して李爾瞻、鄭仁弘等廢母の計畫を爲しゝこと萬方なりと雖も、柳朴二氏は、妃嬪の姻戚にして、殊に承宗が廢母に反對なるを以て、爾瞻等も頗る躊躇せり。然るに九年十二月、希奮が兵判となり、大妃に肅謝の禮を行はざりしより、爾瞻、許筠等、急にその黨を教誘し、大司憲李覺、副提學鄭造、大司諫尹訒は、まづ廢黜の論を發し、威を以て之を脅す、朝臣惴々として人色なく、儒生も亦逃散せり。王この議を以て政府に下す、領議政奇自獻首として之に反對したるを以て、更に百官前銜九百三十餘人、宗室一百七十餘人をして、各、意見を上らしめしに、或は廢黜を主とし、或は之に從はず、李恒福、鄭弘翼、金德誠等の如きは、尤も之に反對せしが、滔々たる俗流の徒は、率ね爾瞻の風旨を希ひて、之を贊成せしかば、奇自獻及び恒福、弘翼、德誠等を遠竄し、十年正月、右議政韓孝純は、爾瞻の指嗾により、大妃の十罪を數へて之を啓す、因て王は大妃の尊號を去り、た

大妃を廢するの端緒

名を書し、國母を動搖し、罪綱常に關するを以て、擧を停ることを議し、嚴惺は入りて之を王に啓せしかば、王怒りて嚴惺が職を遞せり、而して鄭造、尹訒も亦その職を削られ雙方共にその罪を被れり。

されども金悌男及び永昌大君の殺されし後には、邪論益、盛にして、七年、王は移りて昌德宮に御し、大妃を慶運宮に留めて、防守を嚴にし、鄭造、尹訒等は、再び臺閣に入れり。時に呪咀凶書の二事を以て、敎文を作り、中外に頒布す、呪咀とは、金應瑩が大妃の命を承け、穆陵(大妃)及び成陵に於て、生猫を埋めしといへることなり、凶書とは密に明人に訴へて、凶計を逞くせんとするの事なり。前領議政李元翼は、敎文を見て、禍の大妃に及ばんことを恐れ、屢、箚を上りて、孝を大妃に盡さんことを請ふ、王怒りて元翼を切責し、惡名を君上に歸し、美名を異日に沽るとなし、且、元翼が君を脅すは、南以恭の慫慂に出でたりとして、元翼、以恭を竄逐せり。是より後、或は、鄭造、尹訒等を攻擊し、或は李元翼を伸救せし者も尠からざりしが、大妃を廢せんとするの論は、翕然として起り、金悌男を追刑して、

金悌男を殺す

永昌大君を殺す

とし、粮械を備へんと欲するのみ、竊盜をなすに非ずと、因て韓應寅、朴東亮、申欽、徐渻等を鞫し、又悌男を捕へて之を殺し、應犀の罪を宥し、永昌大君を江華に幽せり。時に論者必ず永昌を殺さんとせしが、領議政李德馨が之に從はざるを以て、爾瞻の徒は、遂に黨すとして攻擊せしかば、德馨は退て龍津の別墅に歸り、食を絕ち疾を得て卒せり。その後江華府使鄭沆は、爾瞻が風旨を承け、永昌大君を密室に鎖して蒸殺せり、時に年八歲なり。副司直鄭蘊之を聞き、江華に往き密にその情狀を探りて歸り、上疏して鄭沆を斬んと請ふ、是に於て論劾伸救紛然として盛なりしが、鄭蘊は遂に竄逐せられたり。

初め金悌男の獄起るや、儒生李偉卿及び掌令鄭造、尹訒等は、母后金氏、內巫、蠱をなし、外逆謀に應じ、母道既に絕ゆとして、王と大妃とを別處に居らしめんとす。然るに大司憲崔有源、大司諫李志完等、異議を唱へ、東學儒生趙慶起、李安眞等は、上疏して鄭造、尹訒等の三賊を斬んことを請ひ、檢閱嚴惺は、承文博士尹烇等と承文院に會して、李偉卿等二十人の姓

明使に賄賂を贈る

時嚴一魁、萬愛民の二使に對して、多く白銀人蔘等の賄賂を贈りたるによりて、纔に事なきを得たり　是より先、明に對して宗系の辯誣、及び壬辰丁酉の救援等、種々困難の事ありしも、賄賂を贈ることはあらざりしが、是に至りて一たびその門を開きしより後、些細の事も、賄賂に非ざれば成らざることゝなり、非常に困難せりといふ

臨海君を殺す

既にして臨海君は其不軌を圖るものありて、喬桐に流されしが、鄭仁弘、李爾瞻等は、之を殺さんと請ひ、李元翼、李恒福、沈喜壽等は、全恩の説を主張せり　然るに爾瞻等は、全恩を攻擊して護逆となし、又陰に縣監李稷に嗾して、臨海君を殺さしむ

李爾瞻は、又永昌大君璘がその母大妃金氏の側にあるを忌みて、之を殺さんことを謀りしが、會、朴應犀、徐羊甲等、東萊の銀商を殺して捉へられ、斬に處せられんとするを聞き、人をして應犀を嗾して變を告げしむ。應犀喜びてその言に從ひ、獄中より變を上りて曰く、延興府院君金悌男（大妃の父）永昌大君を擁して主となさんと欲す、我等之と通じて大事を擧ん

宣祖薨す

て永昌大君を託せり。李爾瞻、鄭仁弘は、竄逐の命を受けしも、近畿に徘徊逗留して、未だ配所に向はざるに、忽ちこの變あり、其罪を釋して召還せられたり。この時、宣祖は、東宮より進めし藥飯（果實を雜へし糯飯なり）を食し、久しからずして薨せしが、醫官成泱入りて之を診せしに、玉體青黑異常にして、頗る疑ふべきものありしといふ。これ固より曖昧にして辨じ難きことなりと雖も、當時小北（柳永慶）と大北（李爾瞻）との軋轢は尤も甚だしく、如何なる陰險陋劣の手段を用ふるも憚らざる有樣なれば、必ずしも不祥の事なしといふべからざるなり。

光海位に即く

かくて光海は位に即き、柳永慶、金大來、李弘老等を竄逐し、尋で之を殺し、李元翼を領議政とし李恒福、沈喜壽を左右議政とし、鄭仁弘を漢城判尹とし、李爾瞻を禮曹判書とせり。又延陵府院君李好閔を明に遣し、宣祖の喪を告げて承襲を請ひしも、明は長子臨海君あるを以て直ちに承認せし

この

明使に賄賂を贈る

時嚴一魁、萬愛民の二使に對して、多く白銀人參等の賄賂を贈りたるによりて、纔に事なきを得たり。是より先、明に對して宗系の辯誣、及び壬辰丁酉の救援等、種々困難の事ありしも、賄賂を贈ることはあらざりしが、是に至りて一たびその門を開きしより後、些細の事も、賄賂に非ざれば成らざることゝなり、非常に困難せりといふ

臨海君を殺す

既にして臨海君は其不軌を圖るを告ぐるものありて、喬桐に流されしが、鄭仁弘、李爾瞻等は、之を殺さんと請ひ、李元翼、李恒福、沈喜壽等は、全恩の說を主張せり。然るに爾瞻等は、全恩を攻擊して護逆となし、又陰に縣監李稷に嗾して、臨海君を殺さしむ

李爾瞻は、又永昌大君璜がその母大妃金氏の側にあるを忌みて、之を殺さんことを謀りしが、會、朴應犀、徐羊甲等、東萊の銀商を殺して捉へられ、斬に處せられんとするを聞き、人をして應犀を嗾して變を告げしむ。應犀喜びてその言に從ひ、獄中より變を上りて曰く、延興府院君金悌男(大妃の父)永昌大君を擁して主となさんと欲す、我等之と通じて大事を擧ん

て永昌大君を託せり。李爾瞻、鄭仁弘は、竄逐の命を受けしも、近畿に徘徊逗留して、未だ配所に向はざるに、忽ちこの變あり、其罪を釋して召還せられたり。

宣祖薨す

この時、宣祖は、東宮より進めし藥飯（栗實な雜へし糯飯なり）を食し、久しからずして薨せしが、醫官成浹入りて之を診せしに、玉體青黑異常にして、頗る疑ふべきものありしといふ。これ固より曖昧にして辨じ難きことなりと雖も、當時小北（柳永慶）と大北（李爾瞻）との軋轢は尤も甚だしく、如何なる陰險陋劣の手段を用ふるも憚らざる有樣なれば、必ずしも不祥の事なしといふべからざるなり。

光海位に即く

かくて光海は位に即き、柳永慶、金大來、李弘老等を竄逐し、尋で之を殺し、李元翼を領議政とし李恒福、沈喜壽を左右議政とし、鄭仁弘を漢城判尹とし、李爾瞻を禮曹判書とせり。又延陵府院君李好閔を明に遣し、宣祖の喪を告げて承襲を請ひしも、明は長子臨海君あるを以て直ちに承認を與へず、更に遼東都司嚴一魁、知州萬愛民を遣して、情狀を調査せしが、朝鮮は再び領府事李德馨を遣して陳辯し、遂に冊封を許さる。この

宣祖世子を易へんとす

李爾瞻等光海を立んとす

宣祖は壬辰丁酉の亂を歷て、國步尤も艱難の時に際したれば、屢、位を世子に傳へんとせしことあり。されども其後、世子光海君の昏庸にして嗣となすに足らざるを察し、且晚年に繼妃金氏の永昌大君璞を生みたるを以て、殊に之を鍾愛し、世子を易へんとするの志ありたれば、領議政柳永慶は、王の意に順ひて、永昌大君を援立せんとす。又李山海の徒李爾瞻等は、嘗て洪汝諄と權を爭ひて黜けられしより、怨恨を懷き、竊に光海君に託し、且鄭仁弘の山林にあり名望あるを以て、之と結びて外援となし、今や王の疾に罹りて瘉えざらんとするを見、脅迫して位を光海君に傳へしめんとせしかば、王怒りて爾瞻、仁弘等を竄逐し、大にその黨を治めんとせり。然るに王の疾は俄に危篤となりしが故に、遺敎を傳へんとして大臣を召す。時に柳永慶は鄭仁弘の彈劾により、城外に出でて罪を待つ、李元翼、李德馨、李恒福、尹承勳等、召に應じて直ちに至れば、氣絕ゆること已に久し、たゞ妃金氏の命を以て、一封の書を世子に與へ、又一封の書を、柳永慶、韓應寅、申欽、許筬、朴東亮、徐渻、韓浚謙の七臣に與へ

明の恩誼に感す

致の力を以て、外國に敵する能はざるは勿論のことにして、嚮に講和を排斥せし論者も、後には全く沈默せり。然のみならず、王は目前の小康に安んじ、群臣の請によりて、至誠大義格天熙運の尊號をも受くる程なれば、講和の說も、終に決定せらるゝに至りしなり。

日本に對しては、右の事情により、外面に於て和好を修むと雖も、その內面に於て、怨恨を抱きしことは、容易に忘却すべきに非ざれば、この反照として、明の恩誼に感ずることは、亦甚だ深し。思ふに日本軍の撤回は、秀吉の薨せしより起りし自然の結果にして、明軍の力によりて擯斥せしものに非ざれども、明が數十萬の師を喪ひ、數百萬の餉を費すをも厭はず、朝鮮の爲めに力を勞せしこと、亦頗る大なれば、明朝滅亡の後と雖も、永く忘るゝ能はざるなり。

第十章　滿洲の入寇及び朝鮮の降服

第一節　光海の亂政及び廢立

骨北と肉北

西人朝に滿つ
北人と西人との爭

講和の成りし理由

その職を罷められ、李山海相となりしが、二人互に權を爭ひしかば、洪汝諄兵判となり、洪汝諄を主とするものを骨北とし、山海を主とするものを肉北とす、李爾瞻等又汝諄を論せしを以て、王兩つながら之を黜く、是に於て西人朝に滿ち遂に尹西中西の目ありといふ。

是より後また西人を攻擊するもの多く、三十四年、鄭仁弘の門客文景虎は、鄭澈、成渾が崔永慶を構殺せし罪を論じ、大司憲黃愼、執義李成祿、掌令趙翊等は、その職を遞せられ、三十五年、柳永慶は吏判となり、鄭仁弘は大司憲となりしが、成渾を論ずるもの益々多く、渾は遂に官爵を追奪せらる。左議政李恒福は、成渾を救はんとして、鄭仁弘の黨に排斥せられ、右議政尹承勳は、李恒福を救ふを以て、鄭仁弘に論劾せられ、恒福、承勳は、遂にその職を辭せしが、副司果李貴、前都事梁弘澍等は、又仁弘が擅に威福をなすことを論せり。

朝臣の間、紛々擾々として、互に相軋轢し、已が身あるを知りて國家あるを知らず、政權の爭奪に汲々たること、率ね此の如し。されば擧國一

北人と南人との爭

なれども、暗闘默爭は、決して絶ゆることなかりき。而して外患稍弛むに至れば、其軋轢は舊時よりも甚だしく、南人北人の中に於て、北人は分れて大北小北となり、大北は更に分れて骨北肉北となれり。三十一年、日本の師を還しゝ後、南以恭は屢ゝ上疏して、領議政柳成龍が、邪佞にして和を主とし、利を圖る等の事を論じて、之を黜けんことを請ふ、鄭仁弘も亦その黨に嗾して、成龍を詆斥す。是に於て、王は一たび成龍が職を削りしかば、左議政李元翼は、今日相を擇ぶに、柳成龍に非ざれば任ずべきものなしとて、自ら退くを求めて已まず、右議政李恒福は、禍その身に及ばんことを恐れ、病を以て謝す、王乃ち命じて成龍の官を復せり。以恭、仁弘は北人にして、成龍、元翼は南人なり

大北と小北

尋で南以恭、金藎國は、洪汝諄を論劾したれば、又分れて大北小北となり、李山海を主とするものを大北とし、李爾瞻、鄭仁弘、金大來、奇自獻、許筠、洪汝諄等之に屬す、柳永慶、南以恭、金藎國等を主とするものを小北とし、柳希奮、朴承宗等之に屬す。三十三年、李元翼は、成龍を救ひしが爲めに、

己酉約條

て從事官と稱せり。光海元年(慶長十四年己酉)通商の約を議し、己酉約條を定むるに至りて、二十餘年間紛紜決せざりし日本の關係は、始めて舊交に復せり。

内部の疲弊

壬辰以來、日本より被りし打擊は、實に甚だしく、前後凡そ七年の間、猛將勇士の爲めに八道を蹂躙せられ、有形の文物は、悉く破壞せられざるはなく、饑饉癘疫、又その間に行はれ、餓莩爭路に橫はる、これ豈無前の慘害といはざるべけんや。されば朝鮮人士の日本に對して憤激せしものなきに非ざれども、啻に復讐の擧をなすこと能はざるのみならず、一たび日本の恐喝に遇へば、滿朝大に懼れ、犯陵の賊の眞ならざるは、知らざるに非ざれども、姑く之を以て口實となし、國辱を雪ぐとして、和を講するに至りしものは、内部の事情、實に之をして然らしめしなり。

朋黨の軋轢

當時内部は、獨り國力の疲弊せしのみならず、更に一大洪害をなしゝものあり、朋黨の軋轢是なり。朋黨の軋轢は、壬辰以前より行はれしも、外部の壓迫尤も甚だしき時に於ては、一時少しく其聲を潛めしが如く

和議成る

にして、嘗て僧休靜に從ひて義兵將となり、又淸正の陣中に出入せしものなり、その日本に至るや、俘虜男女三千餘人を朝鮮に還さしむ。

然れども和議容易に諧はざりしが、柳永慶が領議政となるに及びて、義智又和を求む、永慶以爲らく、家康、豐臣氏を廢して之に代る、我が讐に非ず、もし犯陵の賊を縛送せば、和を許すべしと、遂に僉知金繼信をして答書を持して日本に往かしむ。　三十九年、(慶長十一年、萬曆三十四年)義智二人を縛し、犯陵の賊と稱して之を送る、王、大臣をして之を議せしめしが、二人皆二十餘歲の靑年なりしかば、李德馨、李恒福、尹承勳、李廷龜等、この二人を以て犯陵の賊とするは、神明を欺侮し、倭人の詐術に陷るものなりとして、極めて之を論ぜしも、王は永慶の議に從ひ、二人を市に斬り、使を明に遣して之を奏し、遂に和を許せり。　永慶は嚮に王が講和を喜ばざりし時には、極めて和議を排せしが、是に至りて全く前議を更めたり。　因て四十年(慶長十二年、萬曆三十五年)正月、僉知呂祐吉、校理慶暹、佐郎丁好寬を日本に遣しゝも、通信使と稱するを嫌ひ、特に改めて回答使と稱し、書狀官を改め

に非ざれば、恃むに足るべきものならずと雖も、會〻秀吉の薨去によりて、日本は盡くその兵を撤したれば、戰爭は忽ちその局を收めたり。是に於て、三十二年(慶長五年、萬曆廿八年)劉綎、陳璘、麻貴、董一元等、各〻兵を率ゐて京城に還り、尋で邢玠は四路の兵を領して西に還り、萬世德、李承勳、杜潜は兵二萬四千を統べて暫く京城に駐することゝなり、明年九月に至りて、明軍は全く撤還せり。

明軍還る

家康講和を圖る

日本にては師を班しゝ翌年より、德川家康、宗義智をして朝鮮と和を講せしめんとして、屢〻使を遣しゝが、家康、豐臣氏に代りて覇府を開くに及び、義智之を求ること益〻切にして、もし和を許さゞれば、或は毎年農民を遣して禾稼を刈り取らしむべしといひ、或は一戰に及びて後に交を絶たんなどいひて、恐喝することもありしが、三十七年(慶長九年、萬曆三十二年)には、又嚮に俘虜となりし金光なるものを遣して、和を請はしめ、事もし諧はざれば、入寇せんとするの計畫あることをも告げしむ。是に於て、朝廷大に懼れ、僧惟政を日本に遣して、情狀を探らしむ、惟政は即ち松雲大師

僧惟政を日本に遣す

新寨の敗

明人和を議し質を送る

秀吉薨ず

日本軍還る

李舜臣戰死す

李德馨黄愼等對馬を討んと請ふ

軍を進めて泗川の新寨を攻めしが、大に義弘に破られ、死傷勝て計ふべからず、一元僅に身を以て免れたり。是より明、朝鮮の人愈、石曼子（島津）の兵威を畏れ、十月、遊擊茅國器は義弘と和を議し、その弟茅國科を送りて質となし、劉綎も亦行長と和を議し、劉天爵を質となすに至れり

是より先、豐臣秀吉は、八月十八日を以て薨せしかば、遺言して喪を秘し師を班さしむ、因て、日本軍は漸次に營を撤し、陸續海を渡る。されども明軍は泗川の敗に懲り、敢て師を出さず、たゞ陳璘は之を聞て喜び、俄に和議を變じ、總兵鄧子龍及び李舜臣と共に海口を扼し、日本軍の還るを邀へて、之を擊たんとす。時に行長は援を義弘に求む、義弘之を援はんとし、露梁に於て子龍等に會し、攻戰尤も劇烈を極め、子龍、舜臣は皆死し、兩軍倶に苦戰せしが義弘は終に軍を收めて還れり。この時左議政李德馨は、上疏して明軍と共に對馬を討んことを請ひ、黄愼も亦之と同じき疏を上りしが、事遂に行はれざりき。

明人の義弘行長等と和を議せしは、雙方倶に全權を帶びてなしたる

萬世德經理となり兵を四路に分つ

遼河以東を取り、舊土を恢復せんとする等のことを誣告す、是を以て、王は右議政李恒福を明に遣して、反覆その寃を辯明せり。

是より先、明は更に董一元、劉綎陳璘等をして、水陸軍を率ゐて來らしめしが、楊鎬既に罷められ、天津巡撫萬世德代りて經理となるに及び、兵凡そ十四萬を四路に分ち、麻貴は東路を主りて淸正に當り、董一元は中路を主りて義弘に當り、劉綎は西路を主りて行長に當り、陳璘は水路を主りて應援に備へ、朝鮮諸道の防禦使は、皆之に分屬し、平安、江原、慶尙左道は東路に屬し、京畿、黃海、慶尙右道は中路に屬し、忠淸、全羅は西路に屬せり。李舜臣は元均敗沒の後、また統制使となり、珍島に於て敵船を破りしが、是に至りて、陳璘が水路の軍に屬し、また古今島(全羅南道康津郡の南にあり)に於て敵船を破れり。

九月、麻貴は頗貴、牛伯英等を率ゐて、淸正を蔚山に攻めしも、克たざりしを以て、溝を深くし壘を高くし、堅く守りて出でず、劉綎は僞りて行長と和を約し、誘ひ出して之を擒せんとせしも成らず、董一元は晋州より

も包圍益、嚴に、攻擊益、急にして、糧食缺乏、窮困尤も甚だしかりしが、三十一年(慶長三年、萬曆廿六年)正月、長政等の之を援ふに及び、楊鎬は大に懼れて、圍を解き營を撤す、城中亦援軍の至るを知り、門を開きて突出せしかば、三協の兵、器械糧食を委棄し、倉皇として慶州に向りしが、敵軍の更に來り襲はんことを慮り、又兵を撤して京城に還れり。

楊鎬京城に還る

この役は、明軍の全力を傾けて之を謀りしものなるにも拘らず、その功成るに垂んとして、一たび援軍の至るにより、急に兵を撤して逃れ歸る、その怯弱眞に笑ふべきなり。

楊鎬罷めらる

是に於て、贊畫主事丁應泰は、楊鎬が二十餘罪を劾奏し、鎬は遂にその職を罷められたり。楊鎬が蔚山より逃れ歸りしは、其罪洵に掩ふべからず、その職を罷められたるは、當然なることなれども、丁應泰は嘗て楊鎬と隙ありしを以て、その所謂二十餘罪の内には、誣罔のことも尠からざれば、王は陳奏使崔天健及び右議政李元翼を遣して之を辯せり。

楊鎬の寃を辯す

然るに應泰は朝鮮の楊鎬を救ふを怒り、更に朝鮮の日本を誘うて入犯し、

稷山の戰

め、副總兵解生、牛伯英、楊登山等をして稷山(忠清南道)を守らしめ、黑田長政等と素沙坪に戰ひて之を破れり。

日本軍慶尙道に退く

是より先、秀吉は既に退軍の命を發し、且天候漸く寒きを加ふるを以て、十月、日本軍は慶尙全羅の南邊に還り、清正は蔚山に、長政は梁山に、行長は順天に、島津義弘は泗川に屯し、海岸に沿うて營をなす。蓋しこの退軍は固より秀吉の命に出でたりと雖も、稷山の一戰に勝利を失ひしこと、亦或は之を促しゝなるべし。是に於て、明軍は益、勢を得て、十二月、邢玠は京城に留り、楊鎬、麻貴は、その兵四萬餘人を分ちて三協となし、副總兵李如梅を左協とし、副總兵高策を中協とし、副總兵李芳生、解春を右協とし、朝鮮の接伴使李德馨、都元帥權慄等之に從ひて慶州に會し、大に器械糧食を備へ、遂に進んで蔚山を攻む。

楊鎬蔚山を攻む

蔚山は清正の屯する所なりしも、この時清正は土木の事を監して西生浦にあり、明軍の蔚山を攻ること急なるを聞き、直ちに船に乘じて、蔚山の島山城に入る。島山は即ち甑城にて、蔚山の東にあり、故に清正は入りてこの城を守れり。然れど

を防がしめ、右兵使金應瑞をして、宜寧(慶尙南道)に駐して、釜山の路を防がしむ。而して全羅兵使李福男、防禦使吳應井、助防將金敬老、別將申浩、南原府使任鉉、判官李德恢等は、皆楊元に從つて南原を守る。

南原陷る

全州潰ゆ

是時、日本軍は、浮田秀家、毛利秀元等、行長清正を先鋒とし、路を分ちて慶尙道の南邊を略し、更に進みて全羅道に向ひ、九月、南原を圍み、水陸の兩軍相合せり。楊元等圍を受ること累日、攻擊益、急にして、城中大に亂る、楊元麾下數人と圍を潰して走り、僅に身を以て免れ、李福男、吳應井、金敬老等皆死し、南原遂に陷る。時に陳愚衷は全州にあり、相距ること遠からざりしかば、楊元急を告げ援を乞ひしも、愚衷肯て兵を出さず、南原陷るを聞くに及び、大に懼れて遁走し、全州も亦戰はずして潰散せり。

南原既に陷り、全州以北の瓦解せしより、京畿大に震ひ、都民分散し、朝臣或は出避の策を獻ずるものあり、因て王妃世子は、まづ遂安(黃海道)に幸し、明軍は退て京城を守り、漢江の險に據る。楊鎬は久しく平壤に留り前進せざりしが、是に至りて、急に京城に入り、諸將の戰はざることを責

明楊鎬邢玠等來援す

各道の防禦

獨り水軍の敗れしのみならず、陸路に於ては、初め體察使李元翼、元帥權慄等、慶尙道の山城を修めて、敵を禦がんとせしが、一たび敵軍の來るに及び、元帥以下、みな風を望みて遁れ去る。 たゞ安陰縣監郭趦、前咸陽郡守趙宗道、助防將白士霖等、安陰(慶尙南道)の黃石山城を守りしが、敵軍之を攻ること一日、士霖まづ遁れ、郭趦、趙宗道等、皆之に死したれば、南邊殆ど敵軍に抗するものなし。

明は朝鮮の要求により、直ちに右僉都御史楊鎬を經理朝鮮軍務とし、兵部尙書邢玠を總督とし、總兵官麻貴を提督とし、副總兵楊元、吳惟忠、游擊茅國器、陳愚衷等をして朝鮮を援はしむ、因て明軍は陸續鴨綠江を渡り、麻貴はまづ京城に至り、六月、諸將を部分し、楊元をして南原(全羅北道)を守らしめ、茅國器をして星州(慶尙北道)に駐せしめ、陳愚衷をして全州(全羅北道)に屯せしめ、吳惟忠をして忠州(忠淸北道)を守らしむ。 朝鮮は、初め李德馨、金睟等に命じ、復讎軍を創置して、兵を八道に募らしめ、又明の命により、將官を分派し、慶尙左兵使成允門、防禦使權應銖をして、慶州に駐して鳥嶺の路

んとせば之を喜ばず、事敗るれば、また憐を大國に乞はざるを得ず、その醜陋なること古來常に此の如し。

且當時黨派の爭頗る盛なるが爲めに、國事を沮害せしことも、亦尠からず。是より先、李舜臣は三道(慶尙全羅忠淸)水軍統制使となりしが、是に至り、間諜あり告げて曰く、敵船を海中に要擊せば、必ず勝を致すべしと、王、備局諸臣と議し、密に舜臣に諭して要擊せしめしも舜臣從はず、朝議頗る

李舜臣を獄に下す

舜臣を咎め、執へて獄に下す。初め元均は、舜臣に附し名を聯ねて捷を奏せしも、舜臣が統制使となるに及び、その下にあるを耻ぢて、節制に遵はざりしが、その後舜臣に代り統制使となりて、閑山島にあり、盡く舜臣の約束を變じ、酒を嗜み色に溺れ、軍卒怨憤、號令行はれざりしかば、藤堂

元均敗死す

高虎、脇坂安治等と戰ひ、軍潰えて敗死せり。蓋し李舜臣は東人にして、元均は西人なれば、舜臣を陷れたるは、西人の所爲なりといひ、或は東人中の北人なりともいふ、兎に角黨派の爭鬪よりして、舜臣を斥け、遂にこの敗績を致しゝことは明かなり。

和議敗る

日本再び師を興す

ず、卑官を遣したるを責め、黄愼は使命を傳ふることを得ざりしが、十二月、方亨、惟敬及び黄愼等、皆放還せられたり。蓋しこの和議は、惟敬と行長と苟且彌縫して事を成さんと欲して、使節の往復に空しく四年の歳月を費しゝも、雙方の要求する所、太だ逕庭ありて、事竟に諧はざりき。是に於て、黄愼はまづ人を遣して、日本の封を受けざる事情を報ぜしめ、京城に還るに及びて、又日本が再擧の意あるを陳したれば、王特に黄愼を嘉善に躋す、これ黄愼が勞を賞し、且その使命を竣へざるを幸とするなり。

第三節　丁酉の亂及び講和

和議の交渉既に敗る、是に於て、宣祖三十年（慶長二年、萬曆廿五年、丁酉）正月、日本は再び清正行長等をして、兵凡そ十四萬餘人を發して、朝鮮を攻めしむ。是より先、和好の成らんとするを以て、士民の逃亡せしもの漸く還りしが、再び軍旅の興ると聞き、擧國大に懼れ、往々戰はずして逃るゝものありゝ、王は頻に使を明に遣して、急を告げ援を乞はしむ。それ講和をなさ

楊方亨等を日本に遣す

の半を留るに至りしかば、自國の力之を奈何ともすること能はざるにも拘らず、この紛爭をなすに至りしなり。

其後、明は愈、講和を成さんとし、廿八年（文祿四年、萬暦廿三年）四月、都督僉事李宗城、楊方亨を日本冊封の正副使として、惟敬と共に來らしめ、九月、釜山に至る。宗城は紈袴の子弟にして、癡騃事を解せず、或人之に告げて曰く、願くは海を過ること勿れ、必ず復た還ることを得ざらんと、宗城懼るゝこと甚だしく、夜半に微服して遁れ去る。因て廿九年（慶長元年、萬暦廿四年）五月、明は更に楊方亨を正使とし、沈惟敬を副使として日本に遣し、朝鮮は又行長及び惟敬等に促されて、敎寧都正黃愼を正使とし、大丘府使朴弘長を副使として、之に隨行せしむ、是に於て淸正行長等の諸將、先後兵を撤して還れり。

楊方亨等日本に到る、秀吉之を大阪に延見せしに、その誥命に茲特封爾爲「日本國王」の語あり、地を割き女を納るゝのことなきを以て、その違約を怒り、又朝鮮は嚮に二王子を還したるも、王子をして來り謝せしめ

講和に於ける黨人の爭論

廿七年（文祿三年、萬曆廿二年）二月陳奏使許頊を明に遣し、日本の反覆詐多くして、講和の恃むべからざることを言ひ、兼て粟を發し饑を賑はんことを請ひしに、明は參將胡澤を遣して、講和の得策なることを諭さしむ。王は尤も講和を喜ばざりしが、領議政柳成龍、左參贊成渾、忠清監司李廷馣等は、講和の已むを得ざることを主張し、臺諫金宇顒、柳永慶、李爾瞻、鄭仁弘等は之を排斥して、議論頗る盛なり。蓋し金宇顒、柳永慶、李爾瞻、鄭仁弘等は、皆東人にして、成渾、李廷馣は西人なり、柳成龍は東人なれども、是より先、洪汝諄は禹性傳を劾してその職を削られ、東人中に於て南人北人の分れしより、李爾瞻、鄭仁弘等は、成龍と角立して互に相排擯せし時なれば、その議論の趨勢此の如きなり。その後、金宇顒等は、又鄭澈が崔永慶を殺しゝ罪を論せしより、時論大に變じ、金應南、鄭琢、相繼で相となる。是より先、日本及び明の大軍、內地に駐屯して雌雄を爭ひ、國勢の危急尤も甚だしき時に於ては、黨派の爭論一時屛息せしが如くなりしも、今や日本軍は南邊に退き、明軍は遼東に還り、劉綎の軍は、再び減じてそ

撤して還り、たゞ劉綎、吳惟忠、王必迪等、兵萬餘人を率ゐて、星州に駐屯す、宋應昌も亦劾せられて去り、薊遼總督顧養謙之に代り、兼て朝鮮の事を理む。

王京城に還る

李如松の還るや、王は黃州（黃海道）に如きて迎送し、進みて海州（同上）に次り、王妃世子及び臨海、順和の二王子も、亦來り會す、十月、王、京城に還り、貞陵洞の月山大君の舊宅を以て行宮とす。　時に兵亂を經て、都中大に飢ゑ、僵尸相枕す、命じて五場を設け、粥を作りて賑給せしめ、又倩を募りて、都城內外の屍骸を收瘞せしむ、而して地方の饑饉は益、甚だしく、父子夫婦相食するに至る、是を以て、王は己を罪するの敎書を諸道に下せり。

官爵を賣る

又國用匱乏するを以て、官爵を賣ることを許し、初め百石を三品とし、三十石を五品となしゝが、後には一二十石を以て嘉善堂上に陞すも、之を願ふものなし。　又斬首及第といへることありて、敵首一級を斬るものは、科第を許しゝかば、飢民往々その首領を保つこと能はず、或は首級の賣買あり、價を爭ひ相訟へて、二三品に陞りしものありといふ。

日本二王子を還す

講和の議は容易に纏るべきに非ず。然るに日本は、六月、沈惟敬の還ると同時に、釜山にありし朝鮮の二王子臨海君、順和君、及び從臣金貴榮、黃廷彧、黃赫等を還したり。

淸正等晉州を陷る

是時に當り、朝鮮は講和を喜ばずと雖も、和戰の決定は、日本と明とにあれば、全く之に與ることを得ず。されば日本は、明と講和を議しつゝあるにも拘らず、淸正、行長、長政等に命じて、晉州を攻めしめ、前年敗績の怨を報ぜんとし、劇戰數日、終に之を陷れたれば、府使徐禮元、金海府使李宗仁、湖南倡義使金千鎰、慶尙右兵使崔慶會、忠淸兵使黃進等皆敗死し、城中軍民死するもの無慮六萬餘人、その免るゝもの數人に過ぎず、開戰以來、その慘烈なること此の如きものあらずといふ。

宣陵靖陵の發掘

是より先、王は平壤收復の報告により義州を發し、肅川より永柔(平安南道)に至りて、暫く駕を駐む。時に京畿監司成泳、宣陵(成宗)靖陵(中宗)の發掘せられしことを報ぜしかば、王、百官を率ゐ、望哭して哀を盡す、又京城の收復せしを以て、鄭澈、柳根を明に遣して之を謝せしむ。

李如松還る

八月李如松は兵を

日本軍慶尙道に退く

和約七條を議す

に至りて還り、朝鮮兵の沿路にあるものも、敢て出でて撃つものあらず。是に於て、日本軍は徐々として退き、蔚山、西生浦より東萊、熊川、巨濟に至るまで、凡そ十八屯を設け、城を築き壍を掘り、朝鮮の降民をしてその間に耕種せしめ、久留の計をなして、肯て海を渡らず。

明は又沈惟敬及び徐一貫、謝用梓をして日本に至らしむ、秀吉乃ち三成、行長等をして和約の條項を議せしめ、竟に七條を定めて、惟敬等に付し、內藤如安をして共に明に如かしむ。七條の目、諸書載する所同じからず、今毛利文書、南禪寺舊記等に據れば、曰く、明主の女を迎へて日本の后妃に備ふること、曰く、勘合の印を定むること、曰く、明と日本との大臣誓詞を交換すること、曰く、朝鮮の四道を還すこと、曰く、朝鮮の王子一人及び大臣を質とすること、曰く、朝鮮の二王子を還すこと、曰く、朝鮮の大臣、累世渝ることなきを誓ふこと、是當時日本より提出せしものなり。而して平壤錄、燃藜述、朝野輯要等に見えたる入貢、封王等の如きは、沈惟敬が唱へたることにて、雙方の要求する所の條件、既に同じからずして、

和議復た起る

るを悔いたりといふ。

初め李如松は講和を喜ばず惟敬を斬んとせし程にて、平壤收復の後は益々驕慢なりしが、碧蹄の敗績に及びて、大に挫折し、宋應昌も亦氣を奪はれ、四月、また沈惟敬をして和を議せしむ。この時京城近傍は、戰亂相繼ぎ、農民耕種するを得ず、饑莩路に滿ち、その悲慘の狀見るに忍びざるものあり。從つて日本軍も亦糧食缺乏、疾疫流行し、平壤敗績の後は、軍氣殊に沮喪せし時なれば、一時中止せし講和の說も、大に歡迎せられ、石田三成等は、直ちに惟敬の言を以て秀吉に報せしに、秀吉は糧食缺乏の情狀を聞き、和を許さんとして、まづ京城及び忠淸江原の各地に駐屯せし諸將に命じ、急に兵を收めて慶尙道の南邊に退かしむ。

李如松は日本軍の京城を去るを聞き、兵を提げて開城に至り、次で京城に入る。城中にては人民飢羸、室屋蕩然、荒涼殊に甚だし。柳成龍、如松に勸めて日本軍を追はしめんとせしが、如松は之を追ふに意なし、その遠く去るに及び、宋應昌始めて如松に之を追はしめしも、如松僅に開慶

李如松碧蹄の敗績

を殺しゝのみ。

李如松乃ち平壤に入り、頗る敵を輕んじ、益ゝ軍を進めんと欲し、開城に至り、南兵を留めて親ら臨津を渡り、碧蹄館(坡州の南にあり)に進み、小早川隆景、立花宗茂等と礪石嶺に戰ひて大に敗績し、暮に坡州に還る。時に如松はその敗を隱すと雖も、神氣沮喪殊に甚だしく、更に軍を退けんと欲す、左議政柳成龍、右議政兪泓、都元帥金命元等、之を爭へども、如松懼れて遂に開城に還れり。然れども其心なほ安んせず、更に北方に退かんとせしも、未だその機を得ざりしが、會ゝ流言あり、清正は咸鏡道より陽德、孟山を踰えて平壤を襲はんとすと、如松乃ち平壤は根本の地、救はざるべからずといひて、二月、副總兵王必迪を留めて開城を守らしめ、朝鮮の諸將をして臨津を退かしめ、自ら軍を平壤に回せり。

是時、全羅巡察使權慄は水原(京畿道)にありしが、明軍の京城に向ふと聞き、漢江を渡りて幸州山城(京畿道高陽郡にあり)に陣し、增田長盛等と戰ひて之を敗り、進んで坡州に軍せり。その後、李如松之を聞き、頗る回軍の速かな

巡邊使李鎰、別將金應瑞等も、亦之に從へり。

沈惟敬の來往

是より先、沈惟敬は五十日を期して還りしも、期を過ぎて至らざりしが故に、行長等之を疑ひ、大に攻城の具を修めたりしが、其後惟敬至り、明の和を許し、質子將に至らんとすることを言ひ、更に明より使者を遣さんことを約し、去りて遼東に至りしに、李如松之を軍中に拘留し、益、軍を朝鮮に進めたり。然るに行長は嚮に降人金順良等四十餘人を間諜として、各地の情狀を探らしめしが、事露はれ順良等の殺されしを以て、明の大軍已に肅川に至りしも、之を知らざりき。

李如松平壤を圍む

既にして李如松は、直ちに三協の軍を分ちて平壤城外を環らしめ、七星、普通、含毬の三門より之を攻む、砲聲地に震ひ烟氣天を蔽ひ、奮擊益、力めたれば、行長支ふること能はず、外郭を棄てゝ内城に入りしも、死傷益、多く、援軍も亦來らざりしかば、餘衆を率ゐ、夜半、氷に乘じ大同江を渡りて京城に遁れたり。

行長京城に遁る

この時柳成龍は、黄海道防禦使李時言、金敬老をして行長等の歸路を要せしめしが、僅に飢ゑ且病みて後れしもの數十人

沈惟敬行長に會して和を議す

惟敬行長に會し、封貢の議を唱へて、和好の便を言ふ、行長因て朝鮮五道を割きて、日本に歸し、且速に明より使者を日本に遣さんことを求む、惟敬乃ち本國に還り、五十日を期して處分せんことを約す。因て木標を平壤の西北斧山院に立て、日本人はこの外に出でて軍を行ることなく、朝鮮人はこの内に入りて戰はざることゝなしたれば、一時兵を緩うするの策は、その目的を達したり。

明宋應昌を經略とす

李如松を東征提督とす

明軍鴨綠江を渡る

明は更に兵部右侍郎宋應昌を經略防海備倭軍務として、東方の事を掌らしめ、又行人薛藩を朝鮮に遣し大兵を發して救援することを諭さしむ。されども應昌は遼東に留り、朝鮮よりは頻に救援を促しゝも、逡巡して進まざりしが、寧夏の亂既に平ぎ、李如松の還りしを以て、如松を東征提督とす。是に於て、如松はその軍を分ちて三協となし、副總兵楊元を左協大將とし、副總兵李如柏を中協大將とし、副總兵張世爵を右協大將とし、兵凡そ四萬三千餘人、十二月、鴨綠江を渡りしかば、王親ら迎へて之を勞す、廿六年、(文祿二年、萬曆廿一年)正月、如松が軍進みて平壤に達し、朝鮮の

援はしむ、承訓は遼左の驍將と稱し、嘗て北虜と戰ひて功ありしが故に、驕慢殊に甚だし。　時に平壤の守將行長は、城を中和（平壤の南にあり）に築きつゝあれば平壤の城中、兵士甚だ寡し、朝鮮の斥候將黃璦、之を金命元に報す。

祖承訓敗走す

承訓この報を見て大に喜び急に義州より兵を進め、夜に乘じて平壤に逼る、會、風雨晦瞑、城門閉さず、守備頗る薄弱なりしも、城兵防戰甚だ力め、史儒、戴朝弁等、皆擊殺せられたれば、承訓鞭を揚げてまづ遁れ、走りて遼東に還れり、是に於て第一回の救援は、空しく水泡に屬せり。

明遊說の士を募り沈惟敬之に應ず

祖承訓の敗報至る、明廷大に驚き、令を下して益、海防を嚴にし、且懸賞して朝鮮を恢復せんとするものを募りしも、之に應ずるものなかりき。石星は初め專ら救援を主張せしが、是に至りてその策甚だ窮せしかば、遊說して兵を緩うせん者を求む。　沈惟敬は市井の無賴なり、機に乘じて功を建て、富貴を求めんと欲し、沈嘉旺が、嘗て日本より逃れ歸りしを以て、嘉旺に就き日本の情狀を問ひ、石星に見えて之を說く、星大に喜び、九月惟敬に神機三營遊擊將軍を授けて、朝鮮に到り行長に說かしむ。

祖承訓の來援

外征の計畫を明に報じ、琉球の世子尙寧も、亦使を遣して之を告ぐ、而して明は朝鮮の日本を嚮導して來襲を圖るを疑ひしが、賀節使金應南の至るによりて、その疑稍釋けたり。されども一方には、又咨を朝鮮に移して、之を譴責することもありしを以て、王は更に知事韓應寅を遣して、嚮導のことなきを疏辯せしかば、明は深く憂となさず、唯沿海に命じて守備を嚴にせしのみ。

其後、日本軍の一たび海を渡りしより、朝鮮八道の郡縣、風を望みて瓦解し、王は倉皇として京城を出で、流離困頓、纔に義州に達したれば、使を遣して救援を請ふこと甚だ急なり。然るに明は紀綱漸く廢弛せしのみならず、寧夏（甘肅省寧夏府）の前副總兵哱拜の叛あり、總兵官李如松は、兵を率ゐて之を討じ、西北邊は頗る多事なりしを以て朝議多く救ふに及ばずとなす。獨り兵部尙書石星は、亟に兵を發して救はざるべからざることを主張し、七月、遼東巡撫郝杰をして、遼鎭の兵五千を發せしめ、副總兵祖承訓之を率ゐ、左參將郭夢徵、右參將戴朝弁、遊擊史儒等と共に朝鮮を

掌令鄭仁弘あり、全羅道には僉樞高敬命、學諭柳彭老あり、前府使金千鎰あり、忠淸道には、前提督趙憲、僧靈圭あり、京畿道には、忠義衛洪彦秀、その子洪李男あり、數月の間に於て、各、兵を操り黨を聚めて、四方に蜂起せり。されども是等は大抵儒生の唱道せしものにて、國家の厄運に遭遇し、突然忠義の心に激せられて、奮起せしものなれば、高敬命が馬に騎ることを習はず、左右扶けて之に乘らしむれば、忽ち墜落するが如く、軍事上の知識及び訓練は極めて乏しくして、一たび戰に接すれば、率ね皆敗北せしも、二百餘年敎養の結果、士大夫の敵愾心は、未だ滅息せず、是より後も、各道に於て義兵の蜂起するもの擧て數ふべからざるに至れり。

第二節　明軍の救援及び和議の交涉

明の內情

是時、明は神宗位にありて、その初は、張居正、戚繼光等を相將とし、精を勵まし、政を爲し、尤も心を邊事に留めて、國勢頗る盛なりしが、その後妃嬪を寵し、宴遊に耽り、君臣否隔、忠良擯斥せられて、紀綱漸く廢弛せり。會、福建の船商陳申は、琉球にあり、江右の人許儀後は、薩摩にあり、各、日本

龍頭を作り、その口を銃穴とし、後に龜尾を爲り、左右前後各、銃穴あり、兵士その中に匿れて、四面より砲を發し、進退縱橫捷速飛ぶが如しといふ。或はこの龜船は鐵板を以て包むこと龜甲の如きものにて、朝鮮人は實に甲鐵艦の創造者なりといへる說あれども、龜船は鐵板を用ひしものに非ず。されども舜臣の水軍に於て效を奏せしは、この龜船の力に賴ること多きは勿論なり。

權慄李廷馣等の戰勝

又全羅節制使權慄が梨峙（全羅道珍山郡にあり）に戰ひ、招討使李廷馣が延安城（黃海道）を守りて敵を却け、咸鏡北道評事鄭文孚が鏡城を收復せしが如きは、皆一方面に於て功あるものなり。

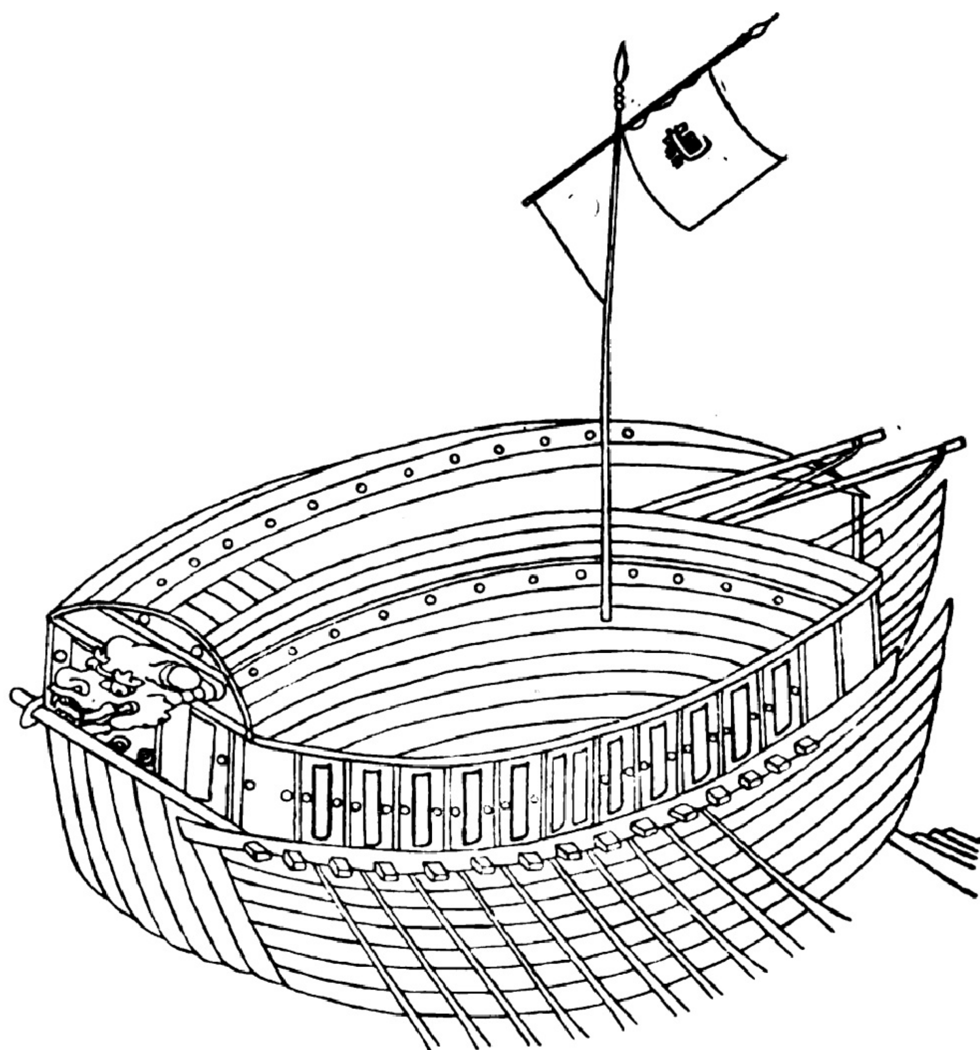
金時敏晉州城を固守す

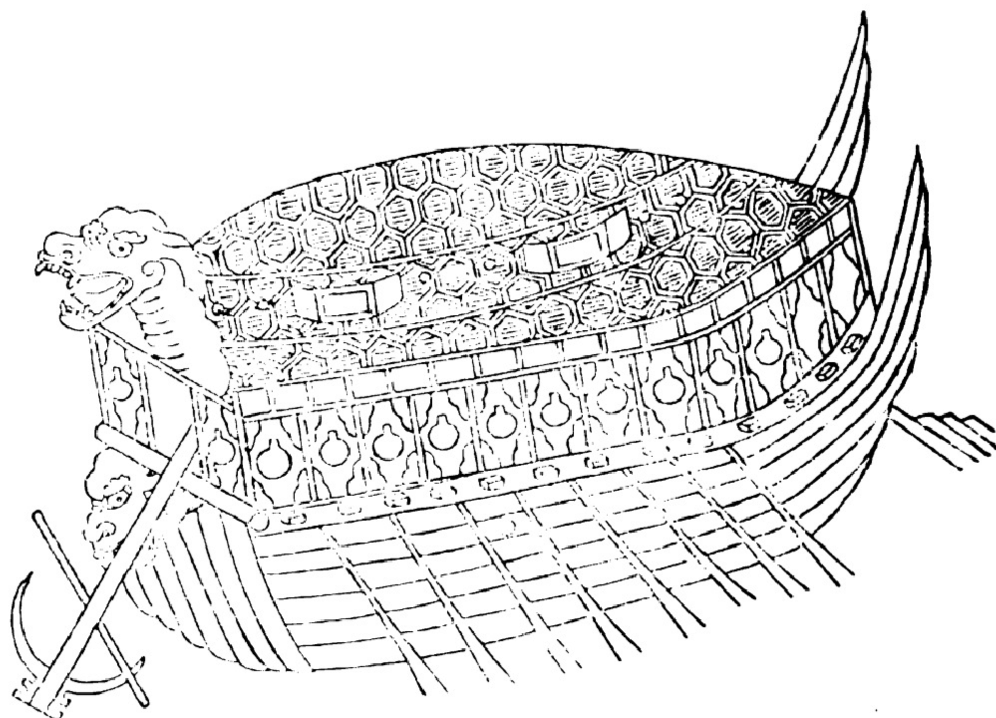
殊に晉州牧使金時敏が、晉州城（慶尚南道）を固守するが如き、細川忠興、毛利秀元等、之を圍み、苦戰十晝夜に及びしも、拔くこと能はず、時敏は終に流丸に中り、數日ならずして死せりと雖も、よく南方の屛障となり、敵軍をして進むことを得ざらしめしは、その功亦大なりといふべし。

各地の義兵

其他、各地に義兵を起しゝもの、慶尚道には、玄風の儒生郭再祐あり、前

龜船の圖（李忠武公全書所載）





一は全羅統制營にありしもの、二は全羅左水營にありしものなり、兩船共に大約長さ一百十三尺、頭の廣さ十二尺、腰の廣さ十四尺五寸、尾の廣さ十尺六寸なりといふ。

を率ゐて加徳（巨濟島にあり）に向ひしが、倭船の海を蔽うて至るを見、その戰船及び火砲軍器を海中に沈め、陸に登りてその鋒を避んとせしに、裨將李英男、李雲龍等之を諫む。

李舜臣等倭船を破る

時に全羅左水使李舜臣、右水使李億祺は、舟師を率ゐて全羅左水營の前洋にありしが、雲龍、舜臣の處に往き、情狀を陳して救を求む、舜臣等相顧みて憮然たり。光陽縣監魚泳潭、その決せざるを見、奮然として之を救はんと請ひしに、舜臣沈思して答へず、且水路の明かならざるを憂へしかば、泳潭自ら先鋒とならんことを請ふ、因て泳潭を水路の嚮導とし、舜臣、億祺等、戰船數十隻を率ゐ、元均と巨濟前洋に會して、倭船を玉浦及び唐項浦、永登浦に破り、又之を閑山島の前洋に破りて、藤堂高虎、脇坂安治等の水軍を防止せり。この役、泳潭の功最も多かりしが、舜臣に正憲を加へ、億祺、均に嘉善を加へたれども、泳潭は堂上に陞すに過ぎず、人皆之を惜しめりといふ。

李舜臣龜船を創造す

舜臣嘗て龜船を創造す、その制船上に板を鋪くこと龜背の如くにして、上に十字の細路ありて通行すべく、その餘は遍く鐵釘を挿立し、前に

二王子擒せらる

還る。

又檄に勤王の兵を召さんが爲めに出でし王子臨海君は、咸鏡道に向ひ、順和君は、初め江原道にありしが、敵軍の入りしが爲めに、亦轉じて北道に向へり。然るに淸正の軍は、既に咸鏡道に入り、北道兵使韓克誠六鎭の兵を率ゐて迎へ戰ひ大に敗れしかば二王子は疾く馳せて摩天嶺（咸鏡南道端川郡にあり）を踰え、遠く會寧（咸鏡北道）に走りしが、府吏鞠景仁もと王を怨みしを以て、二王子及び從臣金貴榮、黃廷彧、黃赫、南兵使李瑛、會寧府使文夢軒、穩城府使李鉢等數十人を縛して、淸正に降れり。是に於て、北道も亦悉く蹂躙せられしのみならず、王子二人をも敵手に委するに至れり。

釜山の戰局始めて開け、次で漢城平壤の陷落せしより、國王は流離播遷、止る所を知らず、形勢は日に非にして、晨星落月、殆ど滅亡に瀕せしが如くなれども、或る一部分に於ては、稍氣勢を挽回することなきにあらず。

初め慶尙右水使元均は、日本軍の連りに諸城を陷いるゝを聞き、舟師

王義州に至る

李洸金睟尹國馨等の軍皆潰走す

海君は廟社主を奉じて、寧邊に向ひ、王は遽に駕を促して發す。時に夜已に二更、天雨ふり路暗く、侍衛僅に數十人、人心の危懼すること、臨津の時より甚だし、五更纔に嘉山に達し、定州、龍川を過ぎて、義州龍灣館に至り、牧使の居る所を以て行宮とす、城中の人民皆散じ、雞犬亦空しく、殆ど荒山廢寺の如しといふ。この時に當りて、恃む所のものは唯明國のみなるに、援軍は未だ至らざれば、頻に使を遼東に遣して之を促し、或は內附を請ひ、江を渡りて命を待つべしといふに至る。

是より先、全羅道巡察使李洸は、兵を率ゐて入援せしが、京城已に陷ると聞き、退きて全州に還りたれば、その戰はずして回るを以て、之を咎るもの多し、洸自ら安んせず、更に兵を調へ、忠淸道巡察使尹國馨と相合し、慶尙道巡察使金睟も、亦來り會し、日を刻して倶に進む、衆凡そ十萬と號し、龍仁（京畿道）に至り、先鋒將白光彥等をして敵壘を攻めしむ、敵軍大に呼んで突出し、光彥等を殺す、三道の軍之を望みて、一時に潰亂し、其聲山の崩るゝが如く、軍資器械を委棄して路に滿つ、洸、睟、國馨、皆走りて本道に

とす、李恒福、李德馨等、極めてその危險なることを言ひ、義州に抵り明兵を迎へんことを勸む、因て更に路を轉じて博川より義州に向へり。是時、日本軍は、既に路を分ちて諸道を略し、淸正は鐵嶺を踰えて、咸鏡道に入れり、もし北道に向はんとするも、亦既に能はざるなり。

平壤陷る

かくて平壤は尹斗壽、金命元等之を守り、高彥伯をして敵を襲はしめしが、その敗るゝや、王城灘より大同江を渉りて還りしかば、行長等その水の淺きを知り、衆を擧げて悉く渡る、灘を守る軍、一矢を發せずして皆敗走す、尹斗壽等事の爲すべからざるを知り、盡く城中の老弱を驅り出し、軍器火藥を池中に沈めて遁れ去りしかば、平壤も亦守を失へり。

三都皆陷落す

當時、漢城、開城、平壤は三都と稱し、人民繁盛、物貨殷富にして、河山の固、天府の險ありと雖も、敵軍一たび境に至れば、一矢を交へずして、潰亂奔竄、收拾すべからず、開戰以來僅に六旬に過ぎずして、皆陷落せり。

初め王の博川にあるや、深く己を責めて、軍國の事を世子光海君に委ね、除拜爵賞、みな權宜處斷せしむ。既にして平壤の敗報至りしかば、光

ものなし。

王平壤に入る

王は開城にあり、更に金命元に命じて、臨津を守らしめしが、京城の陷るを聞き、急に開城を發して平壤に入る。時に大憲李恒福、援を明に乞はんとす、尹斗壽曰く、我が精鋭、今方に臨津を守る、必ずよく敵を禦がん、三南北道の兵も亦來り援はんとす、以て國家を恢復すべし、若し援を明に乞はゞ後必ず威に憑り横暴して、公私を侵擾し、その兵に蹂躙せられんと、既にして臨津の敗報至り、衆みな措く所を知らず、王即ち使を明に遣して、救援を乞はしむ。

使を明に遣して援を乞ふ

六月、王、諸臣に命じて、去就を議せしむ、前政丞鄭澈は、平壤を避んとするの議を主とし、尹斗壽、柳成龍等は必ず平壤を守らんとし、李德馨、沈忠謙等は鄭澈の議に從ひて、北道に往んとす。時に敵軍既に大同江岸に至り、勢猶豫すべからざるを以て、遂に北行の議を決す、吏民憤怨、亂をなさんとするものありしが、尹斗壽、金命元、李元翼等に命じて、平壤を守らしめ、王は平壤を發して、肅川、安州より寧邊に至り、將に咸鏡道に向はん

王平壤を發す

京城陷る

りて百姓に謝せんと。士人南以順等は、又李山海、金公諒の表裏事を用ふるは、王の淑媛金氏に惑ふによることを言ふ。王、已むを得ず山海を平海に竄す、公諒は已に江原道山谷の間に遁れて、之を尋ぬれども得ること能はず、當時内部の腐敗せしこと、率ね此の如し。

李山海既に竄逐せられたれば、柳成龍を領議政とし、崔興源、尹斗壽を左右議政とす、臺諫又成龍獨り國を誤るの罪を免るべからざることを劾す、乃ち成龍が官を罷め、興源、斗壽は次を以て陞し、兪泓を右議政とす。因て己を罪するの書を八道に下して、義兵を召募す。

是時、行長清正等は、忠州より分れ、行長は驪州、楊根を經て龍津を渡り、清正は竹山、龍仁を經て漢江を渡り、長政も亦秋風嶺を踰えて、清州、竹山より進み、三路の兵、皆京城に向ふ。金命元は漢江にあり、敵の至るを望見して、敢て戰はず、悉く軍器を江中に沈め、服を變じて逃る、留都大將李陽元漢江の軍潰ゆるを聞き、城の守るべからざるを知り、亦楊州に走りしかば、三路の兵皆京城に入りしが、城中の民、已に散走して、一人の居る

王開城に至る

從の人、終日飢渇に苦しみて、厨中に亂入し、攘奪して之を食ひ、王に供するものなきに至りしかば、脩、孝淵等、罪を獲んことを懼れて逃れ去る、四更始めて王に糲飯を供せしが、世子以下は、皆膳を闕き、翌朝に至りて纔に之を進む。是より吏卒益、逃散し、食を得ること亦難かりしが、終に開城に達せり。當時辛酸艱苦の情狀、殆ど筆舌のよく盡す所に非ざるなり。

五月、王の開城に至るや、府中の士民相集り、大に呼んで曰く、殿下民事を念はず、專ら後宮を富ますを事とし、金公諒を眷愛するが爲めに、今日あるを致す、何ぞ公諒をして敵に當らしめざるやと、或は王に向ひて石を投ずるものあるも、侍衛微弱にして、之を禁ずること能はず。大諫金瓚等曰く、李山海、金公諒と結託して心腹となり、洪汝諄、李弘老、趙挺、宋言愼等の諸人と共に毒を士林に流し、國を誤り事を敗る、京城を去るの日、身首相として留ること能はざるのみならず、反りて速に出んと請ふ、公諒は賤隷の身を以て、百官を進退し、朝政を濁亂す、願くはこの二人を斬

は號哭す、百官多く奔竄して、扈從するものは李山海、柳成龍以下、僅に百有餘人に過ぎず。

王の城を出るや、亂民爭ひ入り、まづ掌隷院刑曹を焚く、蓋し公私奴婢文書の在る所なるを以てなり、又內帑庫に入り、金銀財物を掠め、景福宮、昌德宮、昌慶宮を焚き、歷代の寶器及び文武樓、弘文館藏する所の書籍、承文院の日記、皆灰燼となる、又臨海君及び前兵曹判書洪汝諄の家を焚く。これ等は皆敵軍の至るを待たずして、已に內地亂民の焚掠に罹りしなり。

道路の困難

王の沙峴に到るや、東方漸く明く、城中を回顧すれば、火大に起り、炎燄天を燭す、雨を冒して西行し、碧蹄驛に抵りしに、侍從臺諫、往々落後して至らず、惠陰嶺を過ぐるに及び、雨の下ること注ぐが如し、臨津に到れば、渡船僅に五六隻、上下擾亂して爭ひ渡る、時に日已に昏く、色を辨ずること能はず、因て臨津南麓の丞廳を焚かしめ、その火光を以て路を尋ねて行く。　東坡驛に到る、坡州牧使許晉、長湍府使具孝淵、行厨を設けしが、扈

は勤王に託して兵を領し、妻妾を求めて倶に歸り、或は兵を聚めて、成敗を觀望し、一も京城を援ふものあらざりき。

申砬が既に出でしより都人日夜その捷報を望みしに、砬が敗死の報至るに及びて、滿城震動す。王乃ち急に宗室及び諸大臣を召して之を議す、諸臣皆曰く、事勢此に至る、車駕暫く出でて平壤に幸し援を明に請うて收復を圖るべしと。

王子を諸道に分遣す

因て王子を諸道に分遣して、勤王の兵を召さしむ、長子臨海君珒を咸鏡道に遣し、領府事金貴榮、漆溪君尹卓然をして之に從はしめ、第六子順和君玒を江原道に遣し、長溪君黃廷彧、護軍黃赫、同知李墍をして之に從はしむ、而して右議政李陽元、都元帥金命元を留めて京城を守らしむることゝなしゝが、俄にして李鎰の狀啓に、賊今明日當に都城に入るべしとありしより、王は倉皇として戎服を着け、鞭を執りて馬に乘り、世子光海君等と共に宮門を出づ。

王京城を出づ

時方に夜にして陰雨暗黑、咫尺を辨せず、互に相抵觸す、王妃朴氏も亦侍女數十人と徒歩して宮を出で、都承旨李恒福、燭を執りて前導せしが、諸婢妾或は轉倒し、或

稱せしもの、今や之を扼守することを知らず、徒らに敵軍の横行を肆にす、その爲すあるに足らざること知るべきなり。

京城の防備を修む

王は敵軍の京城を突んことを懼れ、右議政李陽元を守城大將とし、李戩（セン）、邊彥琇を京城の左右衞將とし、商山君朴忠侃を京城の巡檢使として、城堞を修めしめ、前北兵使金命元を起して都元帥とし漢江を守らしむ。時に王は出奔の意あり、領議政李山海と謀り、竊に縄鞋及び白金等の物を貿易せしめたれば、觀るもの頗る之を疑ふ、臺諫、山海が國を誤り禍を招くことを劾して、その官を罷めんことを請ひしも王允さず、宗親及び諸臣都城を棄るなからんことを請ふもの甚だ多し。然れども李鎰の敗報至るに及び、京城の臣民、相繼で逃竄し、閭巷悉く空しくして、城を守らんと欲すと雖も、已に守るべきの人なし。

光海君を世子とす

諸大臣國勢の日に急なるを見て、儲君を建てゝ、人心を繫屬せんことを請ふ、王乃ち長子臨海君珒（シン）の狂悖にして人望なきを以て、第二子光海君琿（コン）を立てゝ世子とす。又日に使を馳せ、諸道の兵を徵して、京城を援はしめんとせしが、或は外面

三路の防禦

邊使として、中路に下し、成應吉を防禦使として、東路に下し、趙儆を右防禦使として、西路に下し、劉克良、邊璣を助防將とし、劉克良をして竹嶺を守らしめ、邊璣をして鳥嶺を守らしむ。既にして列邑の敗報相續で至り、人心恟々たり、臺諫、一大臣をして體察使に任じて諸將を檢督せしめんことを請ふ、乃ち柳成龍を都體察使とし、又申砬に命じ都巡邊使として、重兵を引き鎰が後に從はしむ。時に金誠一は、慶尙右兵使たりしが、王は誠一に誤られりしことを怒り、之を拿して來らしめたれども、亦其罪を赦して右道招諭使として敵を禦がしむ。

忠州陷り申砬死し李鎰走る

然るに李鎰は、尙州に至り、行長に破られて走り還り、申砬は忠州に至り、進みて鳥嶺の險を保たんと欲し、數騎を從へて先發せしが、中途にして鎰が敗を聞き大に懼れ、道險なるが故に馳射に便ならずとして引き還り、遂に李鎰、邊璣等を召して、俱に忠州に會せしむ。既にして、行長清正の軍は聞慶にて相合して進み、忠州陷り、申砬は敗死し、李鎰は脫走せり。鳥嶺は東南第一の天險にして、一夫關に當れば萬夫も開くなしと

行長清正等兵を率ゐて海を渡る

釜山より京城に至るに三路あり

りて、怨聲路に滿ち、郡邑率ね文具を以て法を避るのみにして、必ずしも作新の實あらざるなり。

豐臣秀吉は、既に朝鮮のその旨を奉せざるを怒り、四月、小西行長、加藤清正、黑田長政、島津義弘、小早川隆景等をして、兵凡そ二十萬人を率ゐて、海を渡らしめ、別に九鬼嘉隆、藤堂高虎等の水軍九千餘人は、戰船を以て海上の應援に備へしむ、行長等、まづ釜山より上陸して、釜山、東萊を陷る。蓋し釜山より京城に至るに、凡そ三路あり、中路は釜山より梁山、淸道、大丘及び尙州、聞慶を經て鳥嶺を踰え、忠州を過ぎて京城に達す、東路は、機張、蔚山より、慶州、永川を經て、安東、豐基を過ぎ、竹嶺を踰え、亦忠州に至りて中路に合す、西路は、金海より星州、金山を經て、秋風嶺を踰え、忠淸道に出で、淸州、竹山より京城に達す。行長は中路より、淸正は東路より、長政は西路より進む、沿道の郡縣、風を望みて瓦解し、敢てその鋒に觸るゝものなく、殆ど無人の境を行くが如し。

慶尙左水使朴泓の變報、まづ京城に至り、中外大に震ふ、乃ち李鎰を巡

倭報の情狀を明に奏す

黄廷彧は、斗壽の議に同じ、柳根、朴東賢等も亦奏聞せざるべからざることを論ず。蓋しこの時、西人は奏聞の説を主張し、東人は非奏聞の議を執りて互に爭ひしが、柳成龍は後に至り、その議を變じて、柳根が使節に託してその概略を奏聞するの説に從へり、王乃ち黄廷彧をして奏本を作らしめ、賀節使金應南をして明に報せしむ。然るに柳成龍が著はしゝ懲毖錄に、成龍は初より奏聞を主とするが如く記せしは、後來明の關係の益〻深かりしにより、曲筆を弄して自己を回護せしものなり。

防禦の策を議す

既にして邊報の日に急なるを以て、遂に防禦の策を議し、金睟、李洸、尹先覺を慶尙全羅忠淸の監司とし、器械を備へ、城池を修めしめ、慶尙道の如きは、その要衝に當るを以て、城を築くこと尤も多し。王は更に備邊司に、命じて、才將帥に堪ふるものを薦めしめ、井邑縣監李舜臣を擢んでて、全羅左道水軍節度使とす。又申砬、李鎰は、當時武將中に於て、尤も重名ありしかば、廿五年（文祿元年、明萬曆廿年）李鎰を忠淸全羅に遣し、申砬を京畿黄海に遣して、邊備を巡視せしむ。然れども中外安に狃れ、人民勞役を憚

に甚だし、獨り許筬は、その東人なるにも拘はらず、允吉の言を是として、その黨を護らざりしが故に、當時頗る之を稱せりといふ。

金誠一は、又宣慰使が對馬島主に答ふる兩書を擬作して、明の犯すべからざることを極言せしが、辭語頗る痛切なり、王之を信じ、誠一を善使として、堂上に陞し、且、是より先、諸道に命じて防備をなしゝもの、是に至りて悉く之を罷む。されども事實は決して誠一の言の如くならざれば、允吉が從官たりし黃進は憤怒に勝へず、衆中に於て誠一の誣罔を論じ、上疏して之を斬に處することを請はんとせしも、他人に抑制せられて果さゞりき。

王又諸臣をして、倭報の情狀を明に奏するの可否を議せしむ、領議政李山海曰く、之を奏せば、皇明我が私に日本に通ずるを罪せん、之を隱諱せんには如かず、大司憲尹斗壽曰く、明白に奏聞して、事大の誠を盡さゞるべからず、左議政柳成龍曰く、夷酋恐動の言遽に天朝に奏して、自ら不實の譏を取るべからず、副提學金睟は、山海、成龍等の說を贊し、兵曹判書

黄允吉等を日本に遣す

黄允吉等日本の情狀を報す

刷還せしめて、然る後に通信を議し、誠否を試むべしといふものあり、人をして之を義智に諷せしむ、義智乃ち全羅道鮑人沙乙背同等の如き、日本に居るもの十餘人を縛して之を送る、王盛に兵威を陳して之を斬りしかば、朝臣色を動かして相慶す。 然れども通信の議は未だ決せざりしが、李德馨、柳成龍、邊協等みな使を遣すべきことを論ず、是に於て議始て定まり、二十三年（天正十八年、明萬曆十九年）僉知黄允吉を通信正使とし、司成金誠一を副使とし、典籍許筬を書狀官として、義智に從ひ日本に聘せしむ、秀吉之に答書を付し、朝鮮を先驅となして明に入らしめんとす。

廿四年、黄允吉等還るに及びて、王その情形を問ふ、允吉、筬等皆曰く、秀吉眼光炯々、膽智あり、必ず大擧して侵入せんと、誠一獨り曰く、彼れ萬に來ることなからん、秀吉はその目鼠の如し、畏るゝに足らずと、議者或は允吉を主とし、或は誠一を主とす、蓋し誠一は東人にして、允吉は西人なり、故に各、その黨を護りて紛紜定まらず。 それ海外情狀の報告に於て、その事實の如何を問はずして、唯その黨人の說に從ふ、黨論の弊も、亦既

第九章　壬辰丁酉の亂

第一章　壬辰の亂

秀吉路を朝鮮に假り明を伐んとす

朝鮮の外寇に困しめられしこと、古來甚だ多し、而して壬辰丁酉の亂は、その最も大なるものなり。たゞその事の我が日本との關係なるを以て、從來の著書も尠からず、比較的世に顯はれたれば、日本に屬することは成るべく之を省略し、主として朝鮮内部の事情を述ぶべし。

宣祖の時に當りて、日本にては豐臣秀吉、夙に師を海外に用ふるの志ありしが、その國内を掃蕩し、覇權を掌握するに及びて、愈〻その志を決し、路を朝鮮に假りて明を伐んとす。是に於て廿一年（天正十六年、明萬曆十七年）宗義智は秀吉の命を奉じ、その臣柚谷康廣を遣して、通信を求めしも、王たゞその書を報じて使を遣さず。廿二年、義智また來り必ず聘使を邀へて還らんとす、王二品以上をして議を獻せしめしに、多くは通信を以て便とせしが、護軍李山甫等、之を不可とす。時に日本をして朝鮮の叛民を

李珥の上疏

附し、李珥を詆毀して、李潑に諂附せしが、その叛逆を謀るに及び、西人は掌を打ち大に喜びて、東人を迫害し、李潑、李浩、白惟讓、柳夢井、崔永慶、鄭介淸等の如き、汝立に關係あるが爲めに、嚴刑を受けしもの甚だ多く、領中樞盧守愼は李潑、白惟讓、鄭汝立を薦めしを以て、その職を罷められ、東人は大に打擊を受けたり。　されども又李山海が世子を定むるによりて鄭澈を陷れ、澈及び白惟咸、柳拱辰、李春英、尹斗壽等を遠竄し、尹根壽、黃赫等の職を罷めたるは、東人の西人を排擯せしものなり。

右の如く、一事件の生ずるごとに、事理の當否曲直を論ぜずして、たゞ黨派の同異を以て援引排擠を事とするものは、當時の情弊なり。　李珥嘗て上疏して曰く、今日の事を以て之を言へば、朝廷を和して弊政を革むるものはその本なり、兵食を調して防備を固くするものはその末なり、末固より擧ぐべし、而して本尤も當に先んずべしと、これ實に時弊に的中するの金言なり。　而るに本末共に未だ修るに及ばずして、更に前古未曾有の大難に遭遇す、豈亦危殆の至に非ずや。

李珥卒す

りて戰馬を納れ、糧を鐵嶺に輸すものは、庶孽と雖も通ずることを許すの令を下し、允許を俟たずして之を行ひ、又王命により內兵曹に到りしも、病の爲めに政院に詣らざりしかば、權柄を專擅にし、驕蹇にして上を慢るとして、彈劾せられたり。是より後、宋應漑、朴謹元、許篈等、李珥を攻ること益、急なるが故に李珥は罪を請うて坡州(京畿道)に下り、上疏して職を辭すれども、王許さず、應漑、謹元、篈等を竄し、特に李珥を拜して吏判とせしが、十七年李珥は病を以て卒したれば、東西調和の望は、全く絕えたり。

李珥の調和說は、兩黨を保合するにありといへども、西人に便利を與ふること尠からざりしかば、その卒するに及び、東人は頗る勢力を得て、領議政盧守愼は、宋應漑、許篈、朴謹元等を宥さんことを請うて、之を放還し、沈義謙は、その職を罷められ、趙憲は屢、上疏して、時事を痛論せしが、遂に吉州(咸鏡北道)に配せらる。鄭汝立は初め李珥に事へ、弟子の禮を執りて西人となりしが、李珥已に卒し、東人の勢力盛なるを見て、反りて東人に

士類皆東西黨に入る

を奏すること能はざりき。

是より後は、士類中分して、苟も特立獨行、若くは碌々無名のものに非ざるよりは、東西指目の中に入らざるものなし。初め沈金二人を外官に補せし時には、西人少しく勝利を得たりしが、その後擧措當を失ひ、公論與せず、進取するものは、多く東人に入り、東を是とし、西を非とするの傾向を生じたり。されども李珥は復た入りて大司諫となり、上疏して調和の説を唱へしかば、東人は李珥が陰に西人を助くるを疑ひて、或は之を害せんとするものあり、盧守愼、金宇顒等、色を正くして之を折く、是より東人擅に西人を攻ること能はず、金宇顒、李潑等、因て調和の論を發し、稍和平の望あり。既にして、吏曹は金孝元を以て司諫に擬せしも、王許さず、朴淳、李珥等、東西の説に拘るべからざることをいへども、王終に釋然たらず。鄭仁弘、李潑等は、又李珥を見て沈義謙を論ぜんことを勸めたれば、李珥は義謙の職を罷めんことを請ひしも、王亦許さゞりき。その後、李珥は、兵曹判書となりしが、十六年、北邊の警報甚だ急なるによ

に算せらるゝものなり。これ畢竟文化普及の致す所にして、私學の隆盛、書院の勃興は、益、その勢を助長して、時論益、困難ならんとす。

沈義謙金孝元を外官に補す

是時、副提學李珥は、沈金の反目よりして、朝廷の乖離するを憂ひ、兩間を調和して、之を鎭定せんと欲し、右議政盧守愼に謂て、義謙、孝元の二人を外官に補せんことを勸む、守愼之を王に告げたれば、王、孝元に富寧府使を授け、義謙を開城留守に拜す。李珥啓して曰く、孝元病重し、且罪ありて放逐するに非ず、願はくは內地の僻邑を以て之に授けんと、因て改めて三陟府使を授け、又義謙を改めて全州府尹とす。それ李珥が外補の說を唱へしは、兩人皆士類にして、黑白邪正の辨すべきものあるに非ざるを以て、暫く之を遠ざけて紛紜を絕たんと欲せしものなり。されども前輩は李珥が孝元を攻めざるを咎めて、含糊不明なりとし、後輩は李珥が孝元を用ひざるを怨みて、公論に從はずとし、王は又李珥を以て矯激にして用ふべきの材に非ずとす。是を以て李珥は斷然官を棄てゝ鄕里に歸りしより、時論益、潰裂して救ふべからず、鎭定の策も、その効

李珥鄕に歸る

金宇顒、盧守愼、鄭仁弘等、之に屬す。左議政朴淳は、淸名重望ありて、前輩を是とするが故に、西人の領袖とす、鄭澈、金繼輝、洪聖敏、李海壽、尹斗壽、尹根壽等之に屬す、これ實に東西黨の分裂なり。

それ金孝元と沈義謙との反目は、その初義謙が孝元の寢具を見たるに本づくと雖も、これたゞ偶然にその動機となりたるのみ、もしこの事なしとするも、當時黨派の分裂は、到底免れざる所なり。その由來する所、遠くは高麗末に於ける元に從ふものと、明に事へんとするものとの爭論あり、近くは士林の禍屢、起り、排擠構陷を事とせしことありて、その反目爭論することは、殆ど習慣天性をなすに至れり。たゞ士林の禍は、士類と俗流との軋轢にして、東西黨は、士類中の軋轢なりといへば、稍その形式を變せしが如くなれども、所謂俗流にも、南袞の如き文名あるものも、その中に雜はり、士類中にも亦俗流なきに非ざれば、士類と俗流との區別は甚だ明白ならざるが如し。されども東西黨以後に至りては、苟も社會に立ちて政治を論じ事業をなさんとするものは、大抵士類中

東人西人

に孝元は頗る文名ありしが、義謙はその寝具を見るに及びて、心竊に孝元が權門に附くを鄙しむ。其後孝元は魁科に登り、文名日に盛なりしが故に、吳健之を薦めて銓郎となさんとす、時に義謙は吏曹參議たり、孝元の前過を引て之を沮遏す。其後數年を歷て、孝元は終に銓郎となりしが、義謙の弟忠謙を薦めて銓選となさんとするものありしも、孝元亦許さず。孝元は喜んで清流を引進せしかば、後輩士類、みな之を推重し、義謙は前に士林を扶護するの力ありしを以て、前輩士類、多く之を許す、義謙の徒は、孝元が報復の志あるを疑ひ、孝元の徒は、義謙が正を害するを嫉む、是に由て、士林の間、前輩後輩相協はず、これ即ち李浚慶が朋黨の漸ありとして憂ひし所なり。

金孝元は駱駝峯に居て東にあり、沈義謙は彰義洞に居て西にあり、故に孝元を助くるものを東人といひ、義謙を助くるものを西人といふ。

宣祖八年、孝元は司諫となり、許曄は大司憲となる、曄は前輩と雖も、孝元を推許するを以て、年少の士類、之を尊びて東人の領袖とし、李潑、柳成龍、

李浚慶遺箚を上る

これ固より王の罪となすべからずと雖も、その起源は、實に王の初世にありとす。

第四節　東西黨論の分裂

宣祖五年、領中樞事李浚慶の卒せんとするや、遺箚を上りて四條を陳す、その第四に朋黨の私を破るの言あり、王、大臣を召してその箚を示し、朋黨の誰たるかを問ふ、時に外議洶々たりしが、李珥の如きは、口を極めて浚慶を詆斥せしかば、浚慶の攻擊益、甚しく、その士林に禍せんと欲するによりて、官爵を追奪せんとするに至る。浚慶の死に臨み、君國の爲めに惓々として、遺箚を上り朋黨を論ず、その忠愛、誠に嘉すべし、然るにその攻擊せらるゝこと此の如きは決して平和の景象にあらず、其後數年を經て、果して東西黨論の起るあり。

沈義謙金孝元の寢具を發見す

是より先、明宗の時、舍人沈義謙、（仁順王妃の弟）公事を以て領議政尹元衡の家に至る、元衡の壻李肇敏は、義謙と相知れるを以て、書室に引見せしが、室中に多く寢具あり、義謙之を問ひしに、その一は金孝元の臥具なり。　時

崔永慶

所在を詳にせず、各道より三峯なりとして捕へ送るもの甚だ多かりしも、諸説紛然として、年歳貌色も明白ならざりしが、崔永慶の三峯と號せしより、永慶は即ち吉三峯なりとの説、西南に傳播せり。永慶は親に事へて孝なり、司畜に除せられしも、直ちに辭し還りて、淸介自ら守り、壁立千仭、胸次灑落にして、氣象風節、人をして畏敬せしむるものあり。然るに全羅監司洪汝諄は、吉三峯の永慶なることを密啓し、又慶尙兵使梁士瑩に通せしが、士瑩は既に永慶を逮捕せり、因て之を鞫問すれども永慶服せず、遂に獄中に死す。或は永慶は、もと三峯の號なし、永慶を三峯なりとすることは、鄭澈の造言せしものにて、監司の密啓も、亦その指嗾に出でたりといふ。兎に角、崔永慶、鄭介淸等は、固より逆謀に與りしものに非ざれば、その後數年にして、永慶の職を復し、仁祖の時には、又介淸の官爵を追復して祠宇を建てたり。

當時の情狀は、此の如くにして、紀綱漸く壞れしのみならず、又その間に纏綿附著して、無窮の害毒を貽しゝものは、東西黨論の分裂是なり。

吾民を濟ふべしとす、愚民之を聞て一時喧傳せり。

鄭汝立自殺す

安岳(黃海道)郡守李軸は、汝立の弟子趙球が蹤跡常に異なるを怪しみ、之を捕へて詰問し、悉く汝立の逆狀を知り、載寧(黃海道)郡守朴忠侃、信川(同上)郡守韓應寅等と、黃海道監司韓準に報じ、密啓して變を上る、王大に驚き、禁府都事を分遣して、賊黨を逮捕せしむ。汝立之を知り、その子玉男、及びその黨邊涘、朴春龍等と鎭安、竹島(全羅南道)の山谷の間に匿れて自殺す、乃ち玉男、春龍等以下十餘人を捕へて之を誅す。

この他汝立と交通し、或はその謀に與るとして囚へられしもの、鄭彥信、鄭彥智、李潑、李浩、白惟讓、柳夢井等の如き、或は自盡し、或は杖下に斃れ、往々寃罪を被るものありしが、その寃罪の尤も甚だしきものは、鄭介清、崔永慶の徒是なり。

鄭介清

鄭介清は、學問該博にして、湖南の大儒と稱し、門徒頗る衆かりしが、その汝立と交り、又節義を排する説を作るとして、慶源に配せられて歿せり。又嚮に池涵斗が揚言せし吉三峯なるものは、之を搜索せしも、その

吉三峯

けば、是非を問はずして、滿座皆稱歎す。世の將に變あらんとするを知り、時に乘じて亂をなさんと欲し、全州隣邑の武士と契をなし、大同といふ。二十年（天正十五年）、倭變の時、一たび號令を發せしかば、軍皆聚會せり、その軍を散ずるに及びて、他日變あらば、また來り會すべきことを約せしが、二十二年に至り、機事頗る泄るゝを見て、その計を決し、陰に部署を定め約束を爲し、この年の末を以て、一時に兵を擧げ、直ちに京城を犯さんとす。是より先、木子亡、奠邑興の謠あり木子は李にして奠邑は鄭なり、汝立之を玉版に刻み、智異山の石窟中に置かしめ、遊賞により之を得るに託して人に示す、遂に汝立を以て、時に應ずるの人となすものあり。

又天安（忠淸南道）の私奴、吉三峯なるもの、勇猛絕倫にして賊となる、官軍之を捕へんとすれども得ること能はず、名聲國內に聞ゆ。汝立乃ち池涵斗をして黃海道に揚言せしめて曰く、吉三峯及びその弟三山、神兵を領して、或は智異山に入り、或は鷄籠山（忠淸南道公州にあり）に入る、鄭八龍は當に王となるべしと。是に於て流言藉々、全州の地、當に聖人の興るありて、

宣祖政に怠る

鄭汝立の叛

大統を承くるもの、その生父を追尊して大院君となすことは、この時を以て始とす。

其後宣祖は、漸く政に怠り色に溺れ、仁嬪金氏は、寵後宮を傾けて、信城君珝を生み、王甚だ之を愛す、領議政李山海、金氏の兄公諒と締結して、表裏事を用ふ。右議政柳成龍、左議政鄭澈、山海と議して世子を定むることを請はんとす、山海は外之と約して、陰に讒間を行はんと欲し、公諒をして鄭澈が世子を定むるを請ひ、信城君母子を滅さんとすることを金氏に告げしめたれば、金氏之を聞き泣て王に訴へしに、王頗る之を疑ふ。然るに鄭澈は毫も之を知らず、他日經筵に於て、世子を定めんことを請ひしかば、王大に怒りて澈が職を罷め、遂に之を遠竄せり。

當時内部の腐敗せしこと、率ね此の如し、而して外間も亦決して平和なること能はず、鄭汝立の如きは、竊に叛逆を企てたり。汝立は全州の人にして、嘗て修撰となりしが、官を棄て郷に歸り、學徒を招集して、名聲一道に重く、博學强記、經傳を貫穿し、氣魄盛壯にして、議論風發し、口を開

宣祖の初政

生父を追尊して大院君となす

るなり。

宣祖は恭儉慈仁にして、即位の初、頗る意を政治に用ひ、白仁傑、李滉、李珥等を登庸して、學を講じ治を論じ、儒先錄を撰せしめ、近思錄、心經、小學、三綱行實等の書を刊行し、且禮曹に申飭して、小學を勸課せしめ、沈通源の貪黷厭くことなく、賄賂輻湊するを以て、その官爵を削奪し、趙光祖に議政を贈り、南袞の官爵を追奪し、又乙巳以來の冤枉を伸べ、盧守愼、柳希春、金鸞祥等の如きは、不次に之を擢用せり。然れども議者往々乙巳の勳籍を削んとして之を爭ひしも、王は容易に之を許さゞりしが、十年、恭懿王大妃の疾革るも、なほ乙巳の冤を忘るゝこと能はざるを以て、王は始めてその意に順ひ、李芑、鄭順朋、林百齡、鄭彦愨等の勳籍を削り、柳灌、柳仁淑、尹任、桂林君瑠等の官爵を復せり。これ等は、皆數十年の冤罪を開き、輿情の渴望を充せるものといふべし。その他德興君を追尊して大院君とし、王親ら祭をその廟に行ひしが如き、當時或は之を非とせしものありと雖も、必ずしも咎むべきに非ざるなり。蓋し旁支より入りて

宣祖位に即く

兼ね、副提調は、吏戶禮兵刑五曹の判書、各軍門大將及び兩都留守之を兼ねしかば、仁祖孝宗以後に至りては、大小の廟謨、悉く備邊司に歸して、政府は遂に冗廨となり、贊成參贊は養病の坊となるに至る。これ亦明宗の頃よりして、既に大典制度變更の端を開きたるを見るべし。

第三節　宣祖の初政

明宗の薨せんとするや、順懷世子已に卒し、後嗣未だ定まらずして、人心危懼す、領議政李浚慶、右議政沈通源（仁順王妃叔父）入りて候せしに、王已に言ふこと能はず、たゞ手を擧げて內に向はしむるのみ、浚慶その意を知り、王妃沈氏に啓して指揮を請ふ、沈氏乃ち王の意の屬する所、德興君昭（中宗の第七子）の第三子昖（エン）にあることを言ふ、浚慶史官をして之を書せしめて王に奉せしかば、王之を頷す、因て昖を迎へて位に即かしむ、是を宣祖とす。時に年十六、沈氏簾を垂れて同じく政を聽きしが、幾ばくもなくして之を還せり。思ふにこの危疑の際に當りて、嗣位纔に定まり、人心動搖せざるものは、浚慶の素より重望ありて之を鎭するに由らずんばあらざ

倭船全羅道に寇す

されども中宗の末年は、既に足利氏の衰運に屬するを以て、日本海寇の横行甚だしく、西南沿海の地、侵掠を被ること頗る多し、熊川海中に於て加德、天城等の鎭を設けたるは之が爲なり。　明宗十年(弘治二年)倭船六十餘隻全羅道に寇し、達梁を陷れ、兵使元積及び長興府使韓蘊を殺し、靈岩郡守李德堅を虜にし、連りに蘭浦、馬島、長興府の兵營、康津縣加里浦(以上皆全羅南道の沿海にあり)を陷れ、殺掠甚だ多し、海南縣監邊協、獨り孤城に據り、固守して降らず。　是に於て戶判李浚慶を都巡察使とし、典翰沈守慶、吏曹佐郎金貴榮を從事官とし、金景錫、南致勤を左右防禦使として、之を討せしむ。監司金澍馳せて靈岩に到りしも、計を爲す所以を知らず、或人澍に告げ全州府尹李潤慶が將略あるを以て、入りて靈岩を守らしむ、潤慶乃ち南致勤等と力を協せて賊を討ち、大に之を破り、賊遂に遁れ去る。

備邊司の制を定む

此年、始めて備邊司(備局又は籌司ともいふ)の制を定めて、中外軍國の機務を總領することを掌らしめしは、この邊警によれりといふ。　備邊司の名は、中宗の時に始りしと雖も、是に至りてその制漸く備り、都提調は、議政之を

對馬と和を講す

ること能はず、識者竊に歎じて曰く、將驕りて卒に紀律なし、何を以て賊を禦がんと、上下腐敗の情狀、想ひ見るべきなり。

對馬の交通、是に至りて一たび絕えしが、交通の絕ゆるは、即ち貿易の中止にて、對馬の最も不利とする所なれば、宗義盛は足利幕府に請ひ、僧弸中を遣して和を求めしむ。中宗は之を許すを欲せざりしが、成希顏、柳順汀等、反覆力請して和を成んとし、對馬をして賊徒を誅し首を函にして贈らしめしかば、七年(永正九年)弸中首級を持し來りて和を求む。因て復た對馬と和を講じ、歲遣船五十隻を減じて廿五隻とし、三浦の居留戶を廢し、たゞ倭館を釜山に造りて、使臣接待の所とす。是より先、朝鮮は、足利氏に於けると對馬に於けると、兩々自ら相關らざるが如くなりしが、この時始めて足利氏の使によりて、對馬と條約を定めたるは、外交上一新例を開きたるものなり。その後又對馬の蛇梁(慶尚南道固城郡にあり)に寇せしより、交通を絕ちしが、典翰李滉は、上疏して和を許さんことを請ひしかば、明宗二年(後奈良帝天文十六年)に至りて、また約條を定めたり。

して、釜山浦、薺浦を攻め、釜山僉使李友曾を殺し、薺浦僉使金世鈞を執へ、遂に路を分ちて熊川、東萊を圍む、熊川縣監韓倫、城を棄てゝ遁れ去り、熊川遂に陷りたれども、東萊を圍むものは、兵少きを以て拔くこと能はざりき。警報頻に至る、朝廷大に驚き、前節度使黃衡を左道防禦使とし、前防禦使柳聃年を右道防禦使として、直ちに發せしむ、尋で左議政柳順汀を都體察使とし、兵曹參判安潤德を、都巡察使とす、既にして都體察使柳順汀を都元帥とし、咸陽君朴永文を都巡察使とし、安潤德を副帥とし、又右議政成希顏を都體察使とし、京畿、忠淸、江原、三道の兵を發し、期を刻して師に赴かしむ。安潤德、柳順汀、成希顏等、皆行くを憚り、已むを得ずして後に發せしが、黃衡、柳聃年等、まづ進みて三道より夾擊し、一戰して之を平ぐ、之を三浦の亂、又は庚午の變といふ。

それこの役は、盛弘三百の兵と居留民との襲擊のみ、然るにその狼狽恐怖、乃ち此の如し。時に禁軍百餘人、左右防禦に分屬せしが、白晝に人の馬を攘奪し、京師の惡少年、之に乘じて恣に刼掠を行ひしも、有司禁ず

成宗書幣を對馬に致さしむ

三浦の亂

ふるに由れりといふ。されども是より後、終に邊寇を絶つこと能はざるは、武威の漸く衰へたるを見るべきなり。

第二節　日本の關係

日本に於ては、世宗の時、對馬と好を修めしより以來、使節の往來ありしも、深く意を致さゞりしが成宗五年(文明六年)申叔舟の卒せんとする時、王その言はんと欲する所を問ひしに、叔舟對へて曰く、願はくは國家日本と和を失ふこと勿れと、王その言に感じ、十年(文明十一年)副提學李亨元、書狀官金訢に命じて、好を修めしむ。亨元對馬に至り、風濤に驚きて疾を得たれば、上書して狀を告ぐ、成宗因て書幣を對馬に致さしむ。これより後また使を遣さず、日本の使至れば、例に依りて接待するのみ。

中宗五年(後柏原帝永正七年庚午)に至りて、對馬の主宗義盛、朝鮮のその使を待することと例の如くならざるを怒り、宗盛弘をして兵三百を率ゐて海を渡り、三浦の居留民と謀りて襲擊を行はしむ。是より先、鎭將等の居留民を待すること、暴戾殊に甚だしく、衆皆之を怨みしかば、盛弘の兵と相合

兵は凶事にして萬全を保ち難く、縱令勝つとも、また守るべからずとて、之を諫めしにより、終に師を興さゞりき。明宗の時にも、或は野人を驅逐し、或は義州の長城を築きしことなきに非ずと雖も、未だ士氣を振興するに至らざるなり。

尼陽介の入寇

宣祖の初、野人の酋長尼陽介、六鎭に出入す、王乃ち之に官祿を與へ、接待頗る優厚なりしに、十六年(萬暦十一年)に至り、鎭將の待遇宜しからざるを以て、尼陽介遂に隣部の衆を聚めて入寇す。慶源府使金燧戰て敗れしかば、賊連りに阿山、安原等の堡(慶源郡にあり)を陷る、北兵使李濟臣急を告ぐ、乃ち吳沄、朴宜を助防將とし、勇士八千を領して、まづ赴援せしめ、鄭彥信を都巡察使とし、李戩を南兵使とし、金禹瑞を防禦使とし、京畿以下五道の兵を調して赴かしむ、時に昇平日久しく、民兵を知らず、猝にこの役ありしが故に、巷哭の聲相聞ゆといふ。

申砬野人を破る

賊更に進みて訓戎鎭を圍む、穩城府使申砬は富寧府使金義賢、僉使申尙節等と之を破り、遂に豆滿江を渡り、その部落を掩擊して還る、當時六鎭を保つことを得たるは、砬が勇を倡

尹弼商野人を征す

沈思遜野人に殺さる

ば、王は有沼が師期に及ばざるの罪を治む。

韓明澮は更に鋭師を出して速に之に赴かしめんことを請ふ、議者皆曰く、路險に雪深くして、再擧すべからずと、王も亦之を疑ひしが、明澮力請して已まず、王乃ち左議政尹弼商、節度使金嶠等に命じて、兵四千を領し鴨綠江を渡りて、野人を征せしめ、俘獲を明に獻せしかば、明亦之を賞せり。廿二年（明弘治四年）野人永安道に寇し、鎭將を殺す、因て觀察使許琮に命じ、兵二萬を率ゐて之を討せしめしが、賊機を知りて遁逃し、琮は一兵を交へずして還る。王は常に意を關防に用ひ、諸道に城を築き、大閱をなし、なほ先王の遺型を存せしと雖も、その威武の振揚は、世祖の時に比すれば、稍及ばざるの感なき能はず。

中宗十八年（明嘉靖二年）野人來りて閭延、茂昌に居り、漸く部落をなすを以て、兩界節度使に命じ、兵を發して驅逐せしことありしも、廿三年、滿浦の僉使沈思遜が、野人に殺されし時には、麾下の士、みな散走して救はざりしも之を罰せず、王怒りて師を出し野人を討せんとせしが、右議政李荇、

李滿住を斬る

住は明に叛きしを以て、明は之を討じ、朝鮮をして兵を出して之を夾擊せしめたれば、世祖は、康純、魚有沼、南怡等に命じ、咸吉道より直ちに軍を移して建州衛を討せしむ。康純等乃ち兵萬餘を率ゐて、鴨綠、婆豬の二江を渡り、九獮府（佟佳江の西、興京近傍なるべけれども所在詳ならず。）の諸寨を攻め破り、李滿住及びその子古納哈打肥剌等を斬り、人畜を擒獲し、その廬舍積聚を焚き、大樹を斫りて之を白くし、朝鮮主將康純、左大將魚有沼等、滅建州衛九獮府と書して、師を班せり。明兵後に到り、之を見て奏聞せしに、明帝大に悦び、勅を降し物を賜うて褒奬せり。世祖の北邊に於ける、その武威を耀かしゝこと此の如し、平素軍政の講究、是に至りて、その功空しからずといふべし。

成宗の時には、野人邊境を侵擾せしを以て、魚有沼を永安北道節度使として之に備へ、又明に告げて戒飾せんことを乞ふ。（明成化十五年）十月、明は命じて建州衛野人を夾攻せしめしかば、魚有沼は兵を率ゐて滿浦鎭（江界郡の西、鴨綠江岸にあり。）に至りしが、氷解けて渡り難きに託し、兵を罷めて還りたれ

浪卜兒哈を殺す

申叔舟野人を征す

撫順して官爵を授けたり。時に明は朝鮮の潜に建州と通ずることを聞き、之に注目せしが、朝鮮の董山に授けし正憲大夫中樞院使の制信を獲たるを以て、使を遣し來りて之を責め、今より後私交を絶つべきことを戒めたり。

世祖はもと武學に通じ、軍政を振作し、功名の念勃々たれば、徒らに懐柔を務めて無爲に安んずること能はず、左賛成申叔舟を黄海平安道體察使として北征の準備をなせり。是より先、毛憐衛浪卜兒哈、久しく會寧(成鏡北道)に居り、編戶に異ならざりしが、五年(明天順五年)邊將がその傔從を減せしが爲めに、怒りて叛きたれば、捕へて之を殺せり。是に於て建州衛指揮佟火儞亦は、報復を謀り、浪卜兒洽の子阿比車は、竊に寇をなさんとせしに、邊將道を分ちて追擊し盡く之を殺せり。尋で申叔舟を江原咸吉都體察使とし、婆猪江(滿洲盛京省佟佳江)の野人を征せしめて之を破れり、蓋し野人の本據を覆さんと欲するなり。十二年(明成化三年)吉州の李施愛亂を爲す、因て康純、魚有沼、南怡等をして之を討せしめしが、是時建州衛李滿

宗系の辨誣始めて決す

事成れば國に還り、成らざれば骨を燕山に埋るの計を爲し、然る後に庶はくは事を成すべしと、當時人士のこの問題に就ていかに激昂せしかを察すべし。その後奏請使の至誠は、果して明廷を感動したりしか、多年の懇請は、終にその目的を達するの機會に遭遇せり。

廿一年（萬曆十六年）奏請使兪泓の回るや、明帝は勅諭を降し、重修會典中、朝鮮の條の改正せしものを書して頒降せしかば、滿朝君臣の喜悅は譬ふるに物なく、王は親ら宗廟社稷及び文廟に告げ、又敎を下して禽獸の域を變じて禮義の邦となす、是東方再造、箕疇復た叙するの日なりといふに至る。廿二年聖節使尹根壽の回るや、明は又會典全部を頒降したれば、右議政鄭琢を明に遣して皇恩を謝せしめ、又前後使臣の功あるものは、等を分ちて劵を賜ひ、光國功臣の勳を錄す。是に於て前後二百年に亙り、使を遣すこと十數回に至りし問題は、始めて解決を見るに至れり。

野人の關係

野人の關係は、世祖以後に至りて、益々頻繁となれり。世祖の初には、野人歸服して、建州衛李滿住の子、及び凡察、董山等來朝せしかば、王は之を

ことを請ひたれば、明は之を許せり。　然るに中宗十三年(明正德十三年)李繼孟が大明會典を得て來りしに、朝鮮國の注に、李仁任及子李成桂今名旦者、自洪武六年至二十八年、首尾凡殺王氏四王而得國云々とあり、四王とは辛禑、辛昌、恭讓王及び恭讓王の世子奭を指すなり。　因て南袞、李耔等を遣して事實誤謬の訂正を奏聞せしむ、明はその請を允しゝも、因循して改めざりしかば、三十四年(明嘉靖十八年)また奏請使權橃、任權を遣して奏聞せしに、明は祖訓の言は輕々しく議すべからず、この後會典重修の時、奏聞の詞を附錄すべき由を答へたり。　その後宣祖六年(明萬曆元年)奏請使李後白、尹根壽を遣して之を奏聞せしと雖も、會典の重修將に畢んとして、未だ頒降あらざればその改正知るべからず。　是に於て、李珥の如きは慷慨して曰く、匹夫誣を受るも、なほ伸雪せんと欲す、安んぞ國君誣を受くること二百年にして伸びざることあらんや、これ使价その人を得ざるに由るが故なりと。　乃ち啓して曰く、主辱めらるれば臣死す、宗系誣を受くるは列聖の辱大なり、奏請の使は、當に至誠を以て天庭を感動すべし、

して外交を振作することあり、或は外交の失策よりして內政を攪亂することあり、或は內外俱に敗亂して衰頽を招くことあり、壬辰の亂は實に內政外交上に於ける一大變動の時期なれば、まづその以前の概勢を察せざるべからず。

世祖以後明の關係

世祖以後外國の關係を見るに、明に於ては、王位更迭の際、冊封を受くることは、前日に異ることなかりしが、たゞ燕山を廢して、その弟懌（中宗）を立てし時、燕山は世子の夭亡せしにより、哀慟して疾をなすに託し、國事をその弟懌に付せんことを請ひしが、明は懌に命じ權に國事を治めしめて、冊封を允さゞりき。因て更に成宗の繼妃尹氏（燕山の義母）の奏本を持し之を請ひたるを以て、中宗三年に至り、始めて冊封を受くることを得たり。これ亦屬國の關係上、已むを得ざる所なり。

宗系の辨誣

又宗系の辨誣に就ては尤も心を苦しめたり。初め太祖の時、一たび使を遣しゝことありしが、太宗の時、趙溫が明より回りて、祖訓の內に、朝鮮國王は李仁任の後なることありといへり、因て使を遣して改正せん

抑々如上列擧せし金宗直以下の諸人は悉く顯要の地位に居りしに非ずと雖も、自ら社會を指導するの力あるものなれば、これ等諸人の言論行動によりて、當時士林の風尙をトすべし。その學ぶ所行ふ所、必ずしも中正を得たりといふべからざるも、事理を辨じ、世故に通ずるものも鮮からずして、論議辯難甚だ盛なりしかば、是等の徒が小人の私利を營み、奸惡を濟さんとするに於て、その妨害となることは、亦自然の勢なり。是に於て、士林の慘禍は、幾回となく反覆せられて、空しく數百人の人材を殘殺せしは、或は士林の自ら招きしことなきに非ずと雖も、國運の發達に障害を與へたるは、その幾ばくなるや、殆ど測り知る可らざるものあるなり。

第八章　壬辰以前の外交及び內政

第一節　明及び野人の關係

國運の消長は、內政と外交との弛張如何にあり、或は內政の整頓より

普雨佛教を擴張す

普雨を殺す

然るに明宗の時に至り、僧普雨なるものあり、宮禁に出入し、文定王后の信任を得て大に佛教を擴張し、靖陵の側の報恩寺を禪宗とし、光陵の側の奉先寺を敎宗として、禪科を設け、七年より禪科の初試をなし、會試講經、製述賜牒、ほゞ文科に倣ひて八道の寺刹、一時革新せり。是に於て大臣は百官を率ゐて、普雨の罪を論せしも從はれず、館學儒生は屢〻上疏して普雨を誅せんことを請ひしも、亦未だ允されざりしを以て、館を空しくくして出で去り、王、承旨を遣して之を諭しゝも、來るものなかりしと雖も、禪科を設くることは遂行せられたり。然のみならず、普雨は報恩寺に任せしに因り、文定王后に告げ、中宗の陵寢をその側に移して、その寺の勢力を鞏固にするの計をなし、二十年又檜巖寺に於て無遮大會を設けて幾ど國力を竭し、八道の僧俗、奔趨塡咽せしが、會〻文定王后の薨せしに因て僧俗驚き散せり。是に於て臺諫及び大學生等、上書して普雨を誅せんことを請ひしかば、王は命じて之を濟州に流しゝが、牧使邊協、事に因て之を杖殺せり、尋で兩司の啓によりて、又禪科を罷めたり。

世宗世祖佛教を信じ士林其非を論す

文宗成宗中宗皆佛教を排斥す

斥し、世宗も亦專ら儒教を奉ぜしが、晩年に至り頗る佛教を信じ、僧舍に於て、親ら忌辰を祭らんとするに及びたれば、持平許倜諫むれども聽かざるを以て、吏隸を率ゐ御供を打破して之を沮せしことあり。又內佛堂を造りし時、集賢學士之を諫めしも聽かざりしかば、學士皆退き歸りて集賢殿之が爲めに空し、領議政黃喜、遍く學士の家に往きて懇請し、終に出仕するに至れりといふ。世祖も亦深く佛教を信ぜしが、許琮、鄭蘭宗等、極めてその非を論じ、王の怒に觸るゝをも厭はざりき。

世宗世祖の如く、人主の佛教を好みしことは、李朝歷代の諸王中稀に見る所にして、その後文宗は度僧の禁を申嚴し、成宗は又永柔訓導權季同が、供佛を以て衆弊を救ふべしといひしによりて、その儒に背き佛に佞し、左道民を惑はすとして、憲府に命じ之を鞫せしめて遠竄せり、又大典度僧の法を嚴にし、度牒なきものは還俗せしめたれば、寺刹多く空しきに至れりといふ、中宗は又圓覺寺を撤し、忌辰齋を罷め、益〻佛教を排斥せり。

こと十九年、羅整庵の困知記を讀み、大に悟る所ありて、遂に人心道心の傳註を改作し、又大學章句を改定す、これ皆陸王の意に本づきたるにて、この後、學者禪學を雜ふるものあるは、守愼が之を啓けるなりといふ。守愼は宣祖の時、仕て相位に居ること前後十四年に至る。

鄭汝立

其他、鄭汝立が司馬溫公の魏を以て年を紀するは、眞に直筆なり、天下の公物、豈定主あらんやといひ、又二君に事へざるは、王蠋死に臨みし一時の言にして、聖賢の通論に非ずといふが如き、

鄭介清

鄭介清が東漢節義、晋宋清談説を著はして、節義底の人は、その心天下を高視し、一世を傲睨して、禮義の規より出で、性命の正を屑しとせず、天下の人をして、皆自ら是として人を非とすることあらしめ、終に群狡並び起りて、神器を睥睨するに至るといふが如き、當時思想の稍活氣を帶びたるを見るべし。されども大體に於て、程朱學隆盛の時代なれば、高麗末より盛なりし佛教排斥の議論は、常に士林の間に行はれたり。

初め太祖は佛教を信せしことなきに非ざりしも、太宗は深く之を排

曹植

盧守愼

す所、太虚説、原理氣、鬼神死生論等あり、朴民献、朴淳、許曄、閔純等その門より出づ。中宗の時召せども起たず、松都の花潭に卜居し、貧に安んじ道を樂み、處士を以て終る。

曹植、字は建中、南溟と號す、昌寧(慶尚南道)の人なり。少うして豪勇不羈、功名文章を以て自ら期し、好みて左傳柳文を讀み、文を爲ること、奇峭、一日成守琛(聽松と號す)を白岳峯下に訪ひ、その世故を謝絶するを見て、心に之を樂み、遂に郷に歸りて智異山下に居る、中宗明宗屢、召せども起たず。明宗の時上疏して曰く、慈殿淵塞、只是宮中之一寡婦、殿下幼沖、只是先王之一孤子也と、王怒りて之を罪せんとせしが、左議政尚震、その文歐陽修の語に本づくとして之を救解せしかば、竟に免るゝを得たり。その學莊周に近く、世を遯れて獨立し、志行峻潔、眞に一代の逸民といふべし、その言論風采人を動かすと雖も、弊亦少からず、その門に遊ぶもの皆氣を尚ぶ、鄭仁弘、崔永慶等のその中より出づるも、決して偶然に非ざるなり。

盧守愼、字は寡悔、蘇齋と號す。乙巳の難、珍島に謫せられ、島中にある

徐敬德

栗谷集等あり。宣祖の初、仕て吏判兵判より右賛成に至り、屢〻上疏して時事を論じ、痛快剴切、經世の略觀るべきもの甚だ多し。されども東西黨論を調和せんとして、頗る力を盡しゝが、終にその効を奏すること能はず、宣祖十七年(天正十二年)卒す、年四十九、文靖と謚す。

以上諸人は、皆當時の仰ぎて泰斗となす所にして、その學問淺深あり、德業優劣ありと雖も、その學風は大抵相同じ。然れども錚々たる士林の中に於ては、又徐敬德、曹植、盧守愼等の如き、稍面目を異にするものなきに非ず、これ亦士林隆盛の徵となすべし。

徐敬德、字は可久、花潭と號す、松都の人なり。聰明剛毅專ら窮格を以て事とし、天の理を窮めんと欲せば、天の字を壁上に書し、既に窮むれば更に他の字を書す、その精思力求すること、人の及ぶ所に非ず、平生讀書を事とせずして、專ら探索を用ひ、之を得るに及びて後に、四書六經性理等の書を讀みて之を證す、その論ずる所氣を主とし、多く張横渠の説に出でて、程朱と趣を異にし、率ね自得の説にして、口耳剽剝の學に非ず、著

人皆誣罔となさんと、遂に職牒を還されたり。されども是より後は、朝命屢〻下れども辭して就かず、或は已むを得ずして之に就くも、亦永く留らず、蓋し自ら大事に堪へざるを度り、又世衰へて爲すあるに難きを以てなり、宣祖三年(元龜元年)卒す、年七十、文純と謚す。

賜額書院

初め中宗の時、豐基(慶尚北道)郡守周世鵬、先儒安裕(高麗元宗の時の人)の故居に就き白雲洞書院を建てしが、その漸く衰替せしを以て、明宗五年、滉は監司沈通源に上書して、朝廷より扁額を賜はり、書籍を頒降せられんことを請ひしかば、通源は朝に聞し、號を賜はりて紹修書院といひ、且、三大全等を頒降せられたり。これ所謂賜額書院の始にして、書院の勃興は、實に此に基せり。

李珥

李珥、字は叔獻、栗谷又は石潭と號す、江陵の人なり。早く怙恃を失ふ、偶〻釋氏の書を讀み、死生の説に感じ、金剛山に入り、禪門に從事せしが、幾ばくもなくして、その學を棄てゝ儒に歸す。少うして朴洞(鼎山)に從て學を受け、又李滉に謁し、義理を論辨す、その學程朱を宗とし、高遠に鶩せず、卑近に流れず、眞知實踐、聖人を以て自ら期す、著す所、聖學輯要、擊蒙要訣、

李滉

手に卷を釋てず、著す所、奉先雜儀、求仁錄、進修八規、大學章句補遺、續或問、中庸九經衍義あり。　乙巳の難に當り、陰に士類を救はんと欲して、直言極諫することを能はず、權奸に迫られて推官となり、善類を考訊して勳を錄せらる、後に至り之を悔いて、權奸と異を立て、終に江界(平安北道)に謫せられて卒す、亦大節に於て缺くることあるを免れざるなり。

李滉、字は景浩、退溪と號す、眞寶(慶尙北道)の人なり。　天資穎悟、博く經傳を觀、尤も力を性理の學に專らにし、朱子全書を讀みて之を喜び、一にその訓に遵ひ、諸家衆說の同異得失、皆曲暢旁通して、朱子に折衷す、講究精密、踐履純篤、その造詣する所甚だ深し、從遊して學を講ずるもの四方より至る、朝鮮五百年推して第一の儒宗とす、著す所、經書訂議、啓蒙傳疑、理學通錄、自省錄、朱書節要、退溪集等あり。　滉は中宗の時及第し、進みて弘文館典翰となりしが、乙巳の難に當りて職を削らる、李芑の姪李元祿、素より滉を重んぜしを以て力めて芑を諫む、林百齡も亦芑に言て曰く、李滉の謹愼なるは人の知る所なり、もしこの人を罪せば、前日罪を被りしもの、

金安國

は世の大禁となりて、人皆之を誦せざるに至りしといふ。

金安國字は國卿、慕齋又は恩逸と號す、義城(慶尙北道)の人なり。中宗の時、慶尙道觀察使となり、敎化を以て先とし、列邑の鄕校、皆小學を敎へ、二倫行實を編して之を刊布し、又慶州安東等に於て、童蒙須知、口訣小學、三綱二倫行實、性理大全、及び正俗、呂氏鄕約、農書、瘡疹方、辟瘟方等の諺解を刊布せり。己卯の後、退て驪州に居り學徒を敎授し、斯文を興起するを以て己が任とし、弟正國(思齋と號す)と倶に儒林の宗匠たりしが、李彥迪、李滉、皆その廬を過て、啓發の益ありといふ。尤も詩文を善くし、日本の使僧彌中と酬唱し、又對馬と往復す、著す所の慕齋集、我邦に關すること甚だ多し。後來李滉が金宏弼、鄭汝昌、趙光祖、李彥迪を推尊して四賢となすに及び、慕齋の名始めて衰へたれども、亦文敎に功なき者といふ可らざるなり。

李彥迪

李彥迪、字は復古、晦齋と號す、慶州の人なり。穎悟人に出で、師傳なくして自ら奮ひ、講明踐履、力を致知誠意の地に用ひ、好て性理の書を玩び、

趙光祖

みたるが故に、出でて安陰縣監となる。性端重沈靜、身を律すること甚だ嚴にして、交遊を喜ばず、獨り金宏弼を友とし、道を論じ書を講ずるに、未だ嘗て相離れず、尤も大學中庸に精し、嘗て庸學註疏、及び主客問答說、進修雜著を著しゝが、戊午の禍起るに及びて、妻子盡く之を火中に投じたれば、世に傳はるものなし。

趙光祖、字は孝直、靜菴と號す、漢陽の人なり。金宏弼熙川(平安北道)に謫せられし時、之に從ひ學を受く、天資甚だ美にして、志操堅確、世衰へ道微なるを見、慨然として道を行ふを以て己が任とし、流俗指笑すれども、少しも撓まず、玉堂に入るに及び、常に道學を崇び人心を正し、聖賢に法り至治を興すを以て、反覆啓達す、中宗大に喜び、信任して疑はず、光祖斯文の領袖となり、同志の士と君民を堯舜にせんと欲して、濁を激し清を揚げ、三四年にして風俗大に變せしが、建白施設、稍急激に失し宿志忽ち蹉跌して、遂に己卯の禍を招けり。この時、事を共にせし金淨、金湜等の如きも、皆道學を崇奉せしものなれば、この禍ありしより後、一時、小學近思錄

文粹、蘇尊錄等あり。

金宏弼

金宏弼、字は大猷、寒暄堂と號す、瑞興（黃海道）の人なり、仕て刑曹佐郎に至る。少うして豪逸不羈、既に長じて發憤し、金宗直に從ひ業を請ふ、宗直小學を授けて曰く、苟も學に志さば、此より始むべし、光風霽月も亦此に外ならずと、宗直服膺して怠らず、嘗て內則に倣ひ、家範を作り儀節を制して子孫に示し、又朔望、法を讀み訓を聽くの規あり、斯文を興起し、後生を訓迪するを以て、己が任となしゝかば、遠近の士子、風を聞き之に從ふ、趙光祖、李長坤、金正國の如きは、皆その高弟なり。金宗直吏曹參判となり別に建白する所なかりしを以て、宏弼詩を贈りて之を諷す、是より宗直と睽離すといふ。

鄭汝昌

鄭汝昌字は伯勗、一蠧と號す、河東（慶尙南道）の人なり。成宗の時、成均館に諭して經明かに行修るの士を求めたれば、館中、汝昌を擧げて第一とす、知館事徐居正引て講經となさんとせしも汝昌肯て就かず。燕山東宮にありし時、汝昌說書となり、正道を以て之を輔導とせしが、燕山之を忌

士林の隆盛及び其學風

あるが爲めに、その娼嫉を受くること愈、甚だしきを以てなり。　思ふに太宗世宗以來、學問奬勵の結果、文風大に揚り、士大夫の間、冊を挾み書を讀むの徒四方に競ひ起れり。　學風は高麗末よりして、宋儒程朱の說行はれ、大體はその範圍を出づることあらざりしも、その學多くは渾樸にして精微を究るもの鮮かりしが、成宗以後に至りて、國勢漸く衰頽に趨きしにも拘はらず、學界は却て光明を加ふるの勢あり、今左にその尤なるもの數人を擧げて、當時の風尙を示すべし。

金宗直

金宗直、字は季昷、佔畢齋と號す、善山の人なり。　弱冠にして文名大に振ひ、成宗文學の士を選ぶに、宗直その尤たり、仕て刑曹判書に至り、學問文章、一代の領袖にして、四方の學者、一たび品題を經れば即ち佳士となる。　その門にあるもの、金宏弼、鄭汝昌、その道學を繼紹し、金馹孫、兪好仁、曺偉、その文章を承受し、南孝溫、洪裕孫は、處士を以て著稱せらる、その他當時に名を成すもの甚だ多し。　蓋し宗直はその學未だ精微を究るに至らざりしも、人才成育に長せしものなるべし。　撰する所、靑丘風雅、東

文定王后薨じ尹元衡官爵を削らる

かくて元衡は進みて相位に登り、生殺與奪の權を秉ること二十年、威權既に隆にして、四方の賄賂、その門に輻湊し、服御の僭は、大内に擬するに至り、士林頗る痛憤せしも、敢て發するものなかりしが、二十年文定王后の薨せしに因て、その勢力を失ひ、官爵を削り、田里に放歸せられて死せり。

是より先、明宗は順懷世子の薨せし時、哀痛殊に甚だしく、歎じて曰く、乙巳の忠賢、罪なくして駢び戮せらる、予君位にありて、之を止むること能はず、我が家安んぞ世、君王あることを得んやと。然れども之を奈何ともすること能はざりしが、元衡の死後に至りて、漸く宥釋の路を開き、特に命じて盧守愼、柳希春等を量移せしことありと雖も、大に伸雪をなすに及ばず、在位二十二年にして薨じたり。

第四節　士林の風尙

士林の禍屢、起りて、善類の慘害を被ること、前に述べたるが如くなるは、誠に悲しむべきことなりと雖も、一方より之を觀れば、亦士林の勢力

文定王后の驕慢

に至り、年漸く長せしを以て、王后は始めて政を王に還したり。されども王后は行はんと欲する所あれば、諺書を以て錄し、中官をして之を外に宣せしむ、その行ふべからざるものは、王、柔聲婉辭を以てその便否を陳ずれば、王后輒ち大に怒りて曰く、汝の君となるは、吾弟と吾との力なり、汝今安坐して福を享け、反りて吾命に逆ふかと、時に毆打を加ふることあり、その驕慢も亦甚だしといふべし。

尹元衡は久しく威福を擅にして、王は頗る之を畏れたれば、李樑を擢用して之に敵せんとせり、李樑は王妃沈氏の父沈鋼が姊の弟なり。然るに樑も亦寵を怙み驕橫にして、勢焰一時を熏炙し、利を嗜むの徒、靡然として趨附し、その吏判となるに及びて、己が淸議に容れられざらんことを恐れ、李戡等に嗾して、士林の禍を起さんとせしかば、人々皆惴恐せり。

李樑を竄す

沈鋼頗る之を憂ひ、副提學奇大恒を招て、樑の失を告ぐ、大恒は初め樑の黨なりしが、之を聞き大に悟り、上箚して樑の罪を論じたれば、王樑等を竄逐せり。

これ即ち丁未の禍なり。

其後に於ても、弘文博士安名世が曾て史官となり、乙巳日記を修め、直書して避けざるを以て殺されしが如き、李洪男がその弟洪胤の變を告げしによりて、洪胤は兵を起し事を擧ぐるを謀るとして殺されしが如き、種々の罪名を以て羅織構陷し、一時の名士、或は誅戮せられ、或は竄配せらるゝもの乙巳より以後、五六年の間にして、殆ど百人に垂んとす。

大抵甲子の禍は、戊午より甚だしく、丁未の禍は、また乙巳より慘なれども、丁未は實に乙巳の餘毒の潰裂せしものなり。嗚呼、朝鮮人の殘酷極りなく、妄りに殺戮を肆にし、善類を斲喪すること、一に何ぞ此に至れる。是より士林蕭然として、元氣大に沮喪せりといふ。李珥嘗て言へることあり、乙巳の禍は、國を亡ぼすに足ると雖も、實曆綿遠なるものは、良に祖宗積德の餘慶に由るなり、志士の歎斯に於て極ると、豈信ならずや。

蓋し乙巳以後の禍は、王后政を内に主り、尹元衡、李芑等、威權を外に行ひしによるものなり、明宗は幼沖にして與り知る所に非ざりしが、八年

れども、德應も亦終に殺されたり。此の如くにして、獄禍は益、蔓延し、或は誅竄せられ、或は職を削らるゝもの甚だ多し、而して鄭順朋、李芑、金明胤等、三十人は、定難の勳を錄せらる。」これ明宗即位の初にして、即ち仁宗元年乙巳なり、故に之を乙巳の難といふ。

乙巳の難

其後尹元老は、召還せられて敦寧都正となりしが、弟元衡と權を爭うて相軋り、且その勳に參することを得ざるを憤りて、多く怨言を發す。元衡乃ち族任兵曹佐郎尹春年に嗾し、上疏して元老の罪惡を論せしかば、王后命じて之を竄し、尋で死を賜へり。

丁未の禍

二年九月、副提學鄭彥愨、全羅道より還り、良才驛の壁書を進む、その文に曰く、女王執レ政於上、奸臣李芑等、弄レ權於下、國之將レ亡、可レ立而待、豈不レ寒心哉と、李芑、鄭順朋等曰く、近來邪說行はれ、罪人を指して誣服となし、勳臣を斥して功なしとなす、今この壁書を見て、誠に邪論の騰るを知ると。因て罪すべき人を列書し、その輕重を分ちて之を啓し、鳳城君岏、宋麟壽、李若氷等を殺し、李彥迪、鄭磁、盧守愼、柳希春、白仁傑等二十餘人を竄せり、

尹任柳灌等を殺す

く、仁宗大漸の日、尹任は介弟(明宗)を戴くことを願はず、桂林君瑠(成宗第三子桂城君恂の養子)を援立せんと欲して、灌、仁淑等之を助けたりと、王后乃ち密旨を尹元衡に降して、尹仁、柳灌等を罪せんとす、元衡之を大司憲閔齊仁、大司諫金光準に告げしかば、兩司、中學に會して之を議せしに、異論紛然として決せず、元衡等事の濟らざらんことを懼れ、面對を請ひ、忠順堂に於て告げて曰く、尹任素より異志を蓄へ、柳灌、柳仁淑、亦形迹ありと、權撥、李彥迪、白仁傑等之を爭へども、王后聽かず、命じて尹任、柳灌、柳仁淑を竄逐し、尋で死を賜へり。

李芑は、遂に右議政となり、林百齡は吏判となり、閔齊仁は戶判となり、許磁は大司憲となる。京畿監司金明胤は、桂林君鳳城君のその謀を知れるを告げしかば、直ちに桂林君を殺し、又嚮に尹任の女壻、前注書李德應を捕へて、之を鞫問せしに、林百齡は盡く尹任の逆謀を告白せば死を免るべしとて、之を誘脅せしかば、德應は之を信じ、修撰李煇、副學羅淑、參奉羅湜、鄭希登、朴光佑、司諫郭珣、正郎李中悅、李文楗等、十餘人を誣告した

尹元老を竄す

尹元衡李芑等尹任柳灌等を除かんとす

之を南陽（京畿道）に竄す。

然るに元衡は、尤も姦邪狡猾にして、盡く己に反するものを除かんと欲し、知中樞鄭順朋、兵判李芑、戶判林百齡、工判許磁等と共に、其計をなす。初め元衡が世子を易へんとせし時、柳灌は大言を以て之を折きたれば、元衡は甚だ之を恨めり、既にして李芑は兵判に擬せられしに、柳灌之を沮せしことあり、林百齡は、尹任と妓妾玉梅香を爭ひしことあり、鄭順朋は、素より士林を憎疾して、其意を逞くせんことを思ひ、許磁は柔愿にして進むを好むを以て、他に脅制せらる、是を以て元衡はこの四人と結びて心腹となり、刑判尹任、及び領議政柳灌、吏判柳仁淑等を除かんことを謀り、或は妖妾蘭貞をして內に入らしめて、兩宮（文定王后、明宗）を惑惑し、或は自ら諺書を爲りて、尹任が恭懿殿（仁宗王妃朴氏）に上るが如くにし、故らに闕庭に墜して、文定王后の心を動かしゝが、書中大位を鳳城君岏（中宗第八子）に移さんとするの言あり、鳳城君は、尹任の姪にして、聲譽あるものなり。

かくの如く、內部の運動をなすと同時に、外に於ては更に宣言して曰

仁宗薨じ明宗立つ

母后政を聽き外戚事を用ふ

す、蓋し文定王后の心を慰めんと欲するなり。然るに大司憲宋麟壽等論劾すること甚だしく、元衡は遂に嘉善の資を奪はれ、國柄を執ることを得ざりしかば、竊に王を呪詛することもありしが、王は文定王后の意を得ることと能はざるが爲めに、憂慮して疾を成し、在位纔に八月にして、元年七月に薨じたれば、弟峘位に即く、是を明宗とす。是に於て、元衡等は、冠を彈じて相賀し、意氣揚々たり。

時に明宗は年十二、その幼なるを以て、文定王后簾を垂れて政を聽き、尹元衡頗る事を用ふ。是より先、成宗の初、貞熹王后同じく坐して政を聽きしことありしも、未だ甚だしき患あらざりしが、是に至りて、母后外戚專橫の事始めて起れり。

されどもその初に於ては、盡く王后の意の如くなる能はず、領議政尹仁鏡、左議政柳灌等は、軍器寺僉正尹元老が、その情兇險、その心詭詐にして肺腑に依憑し、日に妄言を造作して、天親を離間するを以て、遠竄せんことを請ひ、政府六曹、亦元老を誅せんことを請ふ、王后已むを得ずして、

李顆の如き、朴永文、辛允武の如き、柳聃年の如き、僧徒の儒生を誣ふるが如き、童豪の兵を起すといふが如き、宋祀連が安處謙を告ぐるが如き、皆讒諮の言を信じて、妄りに罪を無辜に加ふるに非ざるはなし、これ豈不明の致す所に非ずや。是を以て中宗は、一時大に悔悟して、流配の人を收敍し、又遺逸の士數十人を擧げしこともありしが、終に至治を興す能はずして薨せしは、誠に惜しむべきなり。

第三節　母后外戚專横の禍害

大尹小尹の軋轢

中宗の末年に當りて、尹任は世子峼の舅にして、尹元老、尹元衡は、文定王后(中宗繼妃)の弟なるを以て、各、主とする所あり、元衡等は、世子を易へ、文定王后の子峘(クワン)を擁立せんとして竊に計策を運らせり。是に於て尹任と尹元衡とは、互に相抵排して、大尹小尹の目あり、大尹は尹任にして、小尹は尹元衡なり。

中宗薨じ仁宗立つ

中宗の薨するや、位を世子峼に傳ふ、是を仁宗とす、仁宗の位に即きしは、尹元衡等の尤も喜ばざる所なりしが、仁宗は元衡を工曹參判に擢ん

せんと欲するの說あるに至る。

是に於て、文定王后の叔父參判尹安仁、竊に王后に告げて曰く、安老、后に不利ならんことを謀る、后大に懼れて之を王に訴へしかば、王震怒して、安老を誅せんと欲せしが、その權の重きを畏れ、密旨を以て安仁に付して之を圖らしむ。安仁乃ち大司憲梁淵と議し、安老が子の婚儀を擧ぐるの日に於て急に兵を發し、その第を圍みて安老を捕へ、又許沆、蔡無擇をも捕へて、皆之を竄し、遂に死を賜へり、時に中宗三十二年丁酉なり、因て是を丁酉の三凶といふ。

中宗の初志は、甚だ銳くして、政治亦觀るべきものなきに非ざりしも、己卯の禍起るに及びて、幾多の賢士を誅竄し、その後に於ても、三奸三凶、更る〳〵事を用ひて、一權奸を除けば、更に又一權奸を生じ、讒邪常に天聰を壅蔽して、士林の禍を受くる、殆ど絕ゆることなし、これ畢竟王が姦邪の肺腑を洞察するの明なきに由らずんばあらざるなり。

されば王の一代は、誣獄を興しゝこと殊に多し、金光著、趙光輔の如き、

卯の三奸といふ、その除かれしことと中宗二十六年辛卯にあるを以てなり。

金安老が三奸を除きしは、所謂血を以て血を洗ふものにて、安老が奸邪狡猾なる三奸の上に出でたれば、其毒を擅にすること愈〻甚だし。初め安老の豐德より還るや、司諫朴紹まづその奸狀を知りて、之を論ぜんとせしかば、安老が黨許沆に構陷せられて司成となり、密陽府使李彥迪代りて司諫となりしが、彥迪亦安老の不可なるをいひて、司藝に左遷せらる、李荇は初め安老を援けしが、後にその小人なることを知り、領議政鄭光弼と俱に安老が奸邪を陳して之を竄せんことを請ひしが、荇は反りて咸從（平安南道）に竄せらる、光弼も亦安老に疾視せられ、章敬王后の陵を作りし時、總護使として先后を不吉の地に奉安せりとて彈劾せられ、遂に金海に竄せらる。金安老は此の如くにして、生殺與奪の權を擅にし、苟も己に異なるものあれば、之を放逐し、その黨を引て朝廷に布滿し、許沆、蔡無擇等、鷹犬となりて、士類を殘害すること尠からず、或は國母を廢

辛卯の三奸

理想を實行せんとして失敗せしものなり。燕山の時には、再び士林の禍を經、士氣奄々として振はざりしが、中宗の時に至りて、一たび之を振作すれば、その激昂すること此の如し、風化の推移、執か人力に非ずといはんや。たゞ中宗は志なきの主に非ずと雖も、その聰明未だ至らざる所あり、屢、讒邪に惑はさるゝことを免れざれば、己卯の後、三奸三凶は又權勢を恣にせり。

南袞、沈貞等は、その後朝政を擅にし、金安老は吏曹判書たりしが、南袞は安老が政を亂るを以て、豐德(京畿道)に配せり。二十二年、南袞死するに及び、鄭光弼入りて領議政となる。時に沈貞は李沆、金克愊と結びて死友となり、共に事を用ひしが、安老は豐德にありて、復た用ひられんことを圖りしかば、大諫李蘋、東宮(元子晧)に賴りてその意を達すべきことを敎ふ、安老大に悅び、その子禧が東宮の妹に尙せしを以て、禧をして左議政李荇に緣り之を計らしむ。是に於て安老は二十六年に召還せられ、復た入りて政に與り、沈貞、李沆を殺し、金克愊を斥く、貞沆、克愊、世人之を辛

に下す、尋で安瑭を召しゝに、瑭亦之を諫む。

この禍作るの日に當りて、館學諸生李若水、申命仁等、光化門外に會するもの一千餘人、上疏して寃を訴へんとし、闕を排して闌入し、闕庭に號哭して、聲大内に徹す、因て疏頭の生員李若水等數人を捕へしに、諸生先を爭つて囚に就き、囹圄盡く盈つるに至る。されども王は光祖及び金淨、金絿、金湜、朴世熹、朴薫、尹自任、奇遵等を竄黜し、鄭光弼を領中樞に左遷し、安瑭の職を罷め、南袞、李惟清を左右議政とし、金銓を領議政とし、賢良科は、光祖等が羽翼を樹てしものなりとして之を罷め、遂に光祖に死を賜ひ、益、その餘を竄黜せり、その事中宗十四年己卯にあり、故に之を己卯の禍といふ。

趙光祖はその人となり天分甚だ高しと雖も、死する時、年僅に三十八、才學未だ大成に至らず、或は過當の事なきこと能はず、之に附和するものに至りては、矯激益、甚だしく、光祖は之を裁抑せんと欲すれども、亦奈何ともすること能はず、要するに、己卯の禍は、朱子學の徒が、輕々しく其

趙光祖等を拿致す

貞、洪景舟等、兵曹判書李長坤を欺きて、神武門外に來らしめ、景舟は内に入り王に白して曰く、趙光祖等交、相朋比し、己に附くものは之を進め、己に異なるものは之を斥け、上を誣ひ私を行ひ、顧忌あることなし、後進を誘引し詭激習を成し、少を以て長を凌ぎ、賤を以て貴を凌ぎ、國勢傾倒、朝廷をして日に非ならしむ、在朝の臣、潜に憤歎を懷けども、其勢焰を畏れ敢て口を開くものなし、事勢此に到る、人心をして寒からしむ、請ふ有司に付して明かにその罪を正さんと、王の已に厭倦せし時に當りて、内外表裏、この讒間あり、その心安んぞ搖かざるを得んや。乃ち命じて趙光祖及び右參贊李耔、刑曹判書金淨、都承旨柳仁淑、左副承旨朴世熹、右副承旨洪彥弼、同副承旨朴薰、副提學金絿、大司成金湜等を闕庭に拿致せしむ。景舟等直ちに之を撲殺せんとせしが、李長坤之を知り大に驚き、反覆極諫せしを以て、王の意稍弛み、領議政鄭光弼を召して之を議す、光弼涕泣し諫めて曰く、年少の儒生時宜を知らず、妄りに古を引き今に施さんと欲するのみ、豈他意あらんや、少しく寬貸を垂れよと、乃ち光祖等を詔獄

南袞等趙光祖を讒す

を以て、深く不平を懷き、日に光祖等の隙を伺ひしに、光祖等王に請うて、靖國功臣の冒濫なるものを削らんとするに及び、王、初は之を許さゞりしが、諸臣の强請せしにより、終に二三等の濫錄せるもの、及び四等の全數七十餘人の勳を削り、沈貞も亦その中にありしかば、尤も憤怨を懷けり。

是に於て、南袞、沈貞等は、洪景舟が曾て贊成となりて論ぜられ、常に忿恨を懷きしを以て、與に交通し、景舟をしてその女熙嬪に敎へて、一國の人心悉く趙氏に歸す、今の功臣を削るは、漸く國家の羽翼を除きて、後にその意の欲する所をなさんとするものなりといはしめ、又山蟲の好みて木實の甘汁を食ふを以て、その甘汁にて走肖爲王の四字を禁苑の木葉上に寫し、山蟲をして剝食せしめ、符讖の如くにして、之を上らしむ、走肖は即ち趙の字なり。又鄭眉壽の妾も内に入りて誣罔の言をなし丶ことありといふ。

かくの如く、裏面の讒間、屢、行はれたるが上に、表面に於ては、又南袞、沈

趙光祖の強請

の意を動かし、朝廷已に定まるの議を飜へしたれば、人みな目を側たつ、王の光祖を信ずること至れりといふべし。然れどもその昭格署（星を祭り祈醮する所）を廢せんことを請ふや、臺諫皆退きしに、光祖獨り退かずして、論啓鷄鳴に至るも止まざりしかば、王已むを得ず、翌日議して之を廢す、光祖のその君に於ける、强迫を以て意見を行はんとすること、率ね此の如し。且、當時諸賢の經席に侍する、一章を進講すれば、義理を引喩し、諸經に出入し、朝講或は日の傾くに至る、王頗る之に倦み、欠伸して坐を動かし、床上或は戞然として聲を作すことあり。矯激輕鋭の徒に至りては友益、甚だしく、前の牧使金友曾、士林を誣毀して廷訊せられしが、光祖は友曾を窮治することを欲せざりしかば、之を以て依違因循として、光祖を彈劾せんとするものあり。形勢既に此の如くにして、士林の論議太だ鋭く、事をなすに漸なく、時を度り勢を量らず、妄りに猛進せんとして、その君已に厭倦の心あり、これ誠に小人の乘ずべき機會なり。

是時に當り、禮曹判書南袞、都總管沈貞等は、己が淸議に容れられざる

賢良科を設く

議により、漢の賢良方正科の遺意に倣ひ、賢良科を設け、十四年四月、金湜、安處謙、朴薫等二十八人を取り、金淨、朴祥、李耔、金絿等の諸賢も皆已に任用せり。是に於て、光祖等は、明良際會、千載の一遇なりとし、必ずその學ぶ所の道を以て、君民を堯舜にせんと欲し、意氣殆ど天を衝んとするの勢あり。

然るに盛滿は傾き易く、人事多く意の如くならざるは、古今の免れざる所にして、光祖等の志業は、全く失敗に終れり。たゞこの失敗を招きたるものは、必ずしも之を自然の運命に委すべからず、光祖等の爲す所は、實に失敗せざるを得ざるもののあるなり。

初め野人潛に來りて甲山府(咸鏡南道)を犯す、王三公及び諸臣と議して、その不意に出で、兵を發して掩捕せんとし、廟謨已に定まる。時に趙光祖は副提學たりしが、入りて王に告げて曰く、この事譎にして正ならず、王者戎を禦ぐの道に非ずと、王乃ち更に議して之を止む、兵曹判書柳聃年等、之を爭へども王聽かず。それ光祖は三品の官にして、片言を以て王

中宗趙光祖を信任す

致さんと請ひしに、領議政柳洵、左議政鄭光弼、右議政金應箕等曰く、言を求るに因て意見を陳す、その言中らずと雖も、之を罪して言路を防ぐべからずと、百方救解せしも、金淨、朴祥等は、終に竄配せらる。

正言趙光祖は、又李荇等を斥けて曰く、臺諫の職は、言路を主るものにて、反りて事を言ふの人を罪するは、人主諫を拒ぐの漸を成すものなりと、王、遂に李荇、權敏手を罷め、李長坤を大司憲とし、金安國を大司諫とす。李長坤、金安國は、光祖がよく言路を救ふを賛し、掌令柳溥、金希壽は、權敏手、李荇を是とし、直提學金安老は、又兩是の論を發して曰く、光祖は言路の爲めに扶植し、權李は宗社の爲めに罪を請ふ、倶に未だ非となさずと。是より朝論角立して、互に是非を爭ひ、遂に己卯士禍の端を開けり。

この時、安瑭は吏曹判書たりしが、慨然として奔競の習を革め、才を量り職を授くる資格に拘はらず、趙光祖、金湜、朴薫等を擧げて、特に六品の職に除す、尋で瑭は右議政に任せらる。　王は殊に趙光祖を信任して、至治を興し、風俗を正さんと欲し、副提學より大司憲に進む、十三年、光祖の

王妃愼氏を廢す

金淨等廢妃愼氏を復せんとす

第二節　己卯の禍及び三奸三凶の誅竄

中宗は盡く燕山の弊政を革め、儒術を尙び、風化を振作せり。初め中宗の位に即くや、直ちに夫人愼氏を立てゝ王妃となしゝが、その父愼守勤は、權勢を恃み、驕縱不軌なりしを以て、廢立の際、已に擊殺せられたれば、領議政柳洵、右議政金壽童等、王に告げて曰く、守勤已に殺され、その女坤位にあれば、人心危疑して、宗社に關することあらんと、王已むを得ずして之を廢せしかば、愼氏は僅に八日にして、私第に遜れたり、因て章敬王妃尹氏を立てゝその後を承けしむ。

十年三月に至り、尹氏は元子皓を生み、數日にして薨せしが、時に淑儀朴氏は、福城君嵋を生み、寵後宮に冠たりしを以て、陰に非分の望を抱き、坤位を覬覦す。淳昌郡守金淨、潭陽府使朴祥等、相議して曰く、元子未だ襁褓の中にあり、朴氏もし坤位に陞らば、元子の地をなし難し、愼氏を復して無辜廢處の寃を伸るに如かずと、會、王の言を求るに因り、上疏して之を論す。大司諫李荇、大司憲權敏手等、之を斥けて邪論となし、詔獄に

燕山を廢し中宗を立つ

とて、人を遣し之を諭さしめたれば、子光之を聞き、馬に跨り戎服して之に趨く。初め禁中變を聞て、その故を知らず、王、承旨を召して曰く、此の如き太平の時、安んぞ他變あらん、恐らくはこれ與淸の夫、盜をなすのみと。既にして希顏等、百官を率ゐ、景福宮の門外に至り、命を慈順大妃尹氏(成宗繼妃)に請ひ、王を廢し燕山君として、喬桐に移し、晉城大君を奉じて位に即かしむ、是を中宗とす。朴元宗、柳順汀、成希顏、及び柳子光等百餘人、みな靖國の功を策せらる。

蓋しこの擧は、希顏より出でて元宗に成り、禍を轉じ福となすに於て、偉大の功績ありしことは疑なしと雖も、希顏は資性果決にして學術なく、順汀は寬懦にして操守なく、元宗は麁厲にして稽據する所なし。是を以て賊臣柳子光を容れて後日の禍を基ゐし、瑣々たる姻婭も、皆鐵券を受け、賄賂の多寡を以て、功の上下を次第し、その施措に於ては、殆ど觀るに足るものなし、幸に奉ずる所の君主、其人を得たるに因て、纔に廢立の目的を達することを得たるなり。

成希顔等廢立を謀る

もの、多くは文墨を弄し、太平を粉飾するの徒に過ぎずして、眞に忠愛の賢士に非ざりしなるべし。

然れども燕山の淫虐無道は、その極に達せしより、竊に廢立を謀らんとするもの起れり。吏曹參判成希顔は、嘗て燕山の怒に觸れ、その職を罷められて家居し、慨然として反正の志ありしも、與に謀るべきものなく、久しく之を憂ひたりしが、時に知中樞朴元宗、その女弟月山夫人の横死によりて、心常に怏々たりしかば、希顔乃ち武人辛允武をして、微に之を諷せしむ、元宗大に喜び、遂に與に計を定む、又吏判柳順汀が時望あるを以て、その意を諭しゝに、順汀始は頗る躊躇せしが、終に之に從へり。

十二年九月、燕山は長湍(京畿道)に遊ばんとす、希顔等その日に於て、城門を閉ぢて拒守し、成宗の第二子晋城大君懌を推戴せんとせしが、燕山適、その行を停めたり。然れども事機已に露はれ、勢中止すべからざるを以て、將士を訓錬院に會し、直ちに光化門外に至り、まづ任士英、愼守勤、愼守英等を擊殺す。又柳子光は多謀なるが故に知らしめざるべからず

洪貴達金處善の忠死

くは良馬を採らしめ、成均館を宴樂の所となし、弘文館を罷め、司諫院を革め、經筵を廢し、司僕寺、掌樂院の官を增し、鷹隼坊を後苑に置き、八道の鷹犬、及び珍禽奇獸を養ひ、瑞葱臺を築き、衍禧宮を建てゝ、荒遊の所となし、その人民に徵求すること尤も甚だしく、民產殆ど盡んとす。且燕山の淫媟を恣にするや、或は士大夫の妻の內宴に參するものを亂し、或は宗室の女を汚し、月山大君の夫人朴氏の如きは、慚愧して自ら死するに至る、その人倫を敗壞すること、亦甚だしといふべし。

嗚呼、成宗の人材を愛養し、多士濟々として輩出せりと稱する後に於て、この淫虐の世に遭遇したるに、士大夫の間或は一二枝葉の事を論せしものなきに非ずと雖も、社稷擁護を以て己が任とし、直言極諫、その君を匡救せんとするものに至りては、甚だ寥々たり、僅に大憲洪貴達、宦官金處善をして、忠死の名を留めしむるのみ。他の文武官及び儒生の如きは、君主遊幸の際に於て、轎夫となりて、恥ることを知らず、士氣の衰頽すること、一に何ぞ此に至る。果して然らば、成宗時代の所謂人材なる

剖棺斬屍碎骨飄風の刑

燕山の荒淫

王后となし、且當時廢死の論議に參し、又は使を奉せしものを追罪し、尹弼商、李克均、成浚、李世佐、權柱、金宏弼、李冑等、數十人を殺し、韓致亨、韓明澮、鄭昌孫、魚世謙、沈澮、李坡、鄭汝昌、南孝溫等は既に死せるに因り、棺を剖きて屍を斬り、骨を碎きて風に飄し、或は屍を江中に投じ、その子弟同族をも、幷せて之を罪し、尹氏の廢死に關係なきものにても、惡む所のものは之を誅せしこと鮮からず、慘酷暴戾なること、之を戊午に比すれば、一層激烈なりといふ。燕山の猜暴は、その天性に出で、奸邪の臣、又之を導きしかば、屢、慘虐の禍を起しゝと雖も、その母の冤死は、實に燕山をして常軌を逸すること益、甚しきに至らしめたる所以なり。

されば燕山は、是より後、益、驕恣の念を生じ、内竪金子猿、専ら機密を掌り、慫慂して惡をなし、諸道に妓樂を設け、娼妓三百人を選びて内に入れ、日に游嬉を事とし、新に名號を立て、樂工を廣熙と稱し、娼妓を運平と稱し、又興清、繼紅等の目あり、その近に入るものを地科興清といひ、幸を經たるものを天科興清といひ、又採江駿使、採青使を諸道に遣して、美女若

甲子の禍

亦職を罷められしが、獨りその希望を充たして、意氣揚々たるものは、柳子光なり。是より子光の威は、中外に行はれ、敢てその意に忤ふものなく、儒林氣を喪ひ、足を重ね目を側て、學舍蕭然として、數月の間、誦讀の聲なきに至れり。

戊午の禍ありしより後、六年を歷て、十年甲子に至りて、又慘虐の禍あり。燕山は初め成宗の繼妃貞顯王后尹氏を以て己が母とし、生母尹氏の非命に死せしことを知らざりしが、任士洪は、生母尹氏の廢せられしは、成宗の淑儀嚴氏鄭氏の讒によれりといひしかば、內庭に於て、嚴氏鄭氏を撲殺し、その子安陽君㤚、鳳安君㦀を幷せて之を殺せり。時に仁粹大妃病床にあり、之を聞き遽に起坐して曰く、嚴鄭二氏亦父王の後宮なり、何ぞ此に至るやと、燕山頭を以て大妃を撞きしが、大妃遂に臥して起たず、幾ばくもなくして薨せり。既にして燕山は尹氏が淚を拭ひし斑血の手巾、及び藥を以て汚しゝ白錦衫を見て、大に悲み、時政記を取りて之を讀み、その廢死の本末を知るに及びて益、激怒し、廢妃尹氏を復して

金宗直の屍を斬り金馹孫以下を殺す

自ら任じ、必ずその罪を鍛錬せんと欲す、馹孫は嘗て業を金宗直に受けしものなれば、その史草に先王世祖の事を誣錄し、又宗直が義帝を弔する文を載するは、義帝を魯山に比し、世祖を誹謗せしものにして、馹孫の惡は、皆宗直が誨へし所なりとし、大逆不道を以て論じ、宗直及びその門人等の關係あるものは、盡く處分することゝせり。

この時、宗直は既に死せるに因て、棺を剖きて屍を斬り、金馹孫及び權五福、權景裕、李穆、許磐等は、奸惡に黨し、先王を誣ふるを以て之を殺し、姜謙、表沿沫、洪澣、鄭汝昌、茂豐副正總、姜景叙、李守恭、鄭希良、鄭承祖等は、或は亂言を犯し、或は亂言を告げざるを以て杖流し、李宗準、崔溥、李黿、李冑、金宏弼、朴漢柱、任熙載、康伯珍、李繼孟、姜渾は、宗直が門徒にして、朋黨を結び國政を譏議すとして杖流し、又修史官は、馹孫が史草を見て直ちに啓せざるを以て、魚世謙、李克墩、柳洵、尹孝孫、金銓等は、その職を罷む、この事燕山四年戊午七月にあり、故に之を戊午の禍といふ。

蓋しこの禍の端を開きたるは、李克墩なり、然れども、その結果、克墩も

して才能あり、成宗の時、奇論を以て功を建てんとせしも、用ひられざりしが故に、怏々として不平なりしが、李克墩が朝に當り權を秉るを見て、身を傾けて之に附し、深く相要結せり。 子光又嘗て咸陽郡に遊びし時、詩を作り、郡守に屬し板に鏤めて、之を壁に懸けしが、金宗直郡守となるに及び、之を撤去して焚棄せり。 時に宗直は寵遇方に隆なりしかば、子光は交を納れて忤はざりしも、心甚だ恚恨せり。 是に於て、克墩は史草世祖の事を以て、總裁官魚世謙に告げしが、世謙答へず、因て之を子光に謀る、子光大に喜び、直ちに盧思愼、尹弼商、韓致亨に告ぐ、思愼、弼商は、世祖の寵臣、致亨は宮掖の關係あるが故なり、盧思愼等皆その意に從ひて、之を王に白す。

會、燕山は學問を好まずして、尤も文士を惡み、名を要め上を凌ぎ、我をして自由を得ざらしむるものはこの輩なりとて、鬱々として樂まず、一たび之を霽さんと欲せし時なれば、子光等の啓する所を以て、國家に忠なるものとなし、直ちに馹孫等を拿して鞫問せしむ。 子光獄事を以て

成宗薨じ燕山君立つ

成宗薨じて世子燕山君位に即く、燕山君は、初め世子たりし時、日に遊戯を事として、毫も心を學問に留めず、許琮、趙之瑞等、心を盡して輔導すと雖も、改悛する所なし、右賛成孫舜孝、その負荷に任へざるを知り、嘗て御榻に陞り牀を撫して曰く、この座惜しむべし、成宗曰く、吾亦之を知れども、廢するに忍びずと、嗚呼、これ後來の慘禍を醸成する所以なり。蓋し燕山の初は、成宗治平の後を承けたれば、人材彬々として、士林頗る盛なりしが、災厄屢、襲ひ來りて、棟梁柱桷の材、空しく摧折殘破の禍を被るに至る、その第一を戊午の禍といひ、第二を甲子の禍といふ。

戊午の禍

戊午の禍は、また之れを史禍ともいふ、初め金馹孫、春秋館にありて、李克墩が全羅の監司たりし時、成宗の喪に香を京師に進めず、妓を載せて行きしこと、及びその貪贓のことを書し、また世祖の事を書し、金宗直が義帝を弔する文を收めたり。史局を開き成宗實錄を修るに及びて、克墩堂上官となり、馹孫が史草に己が惡を書するを見て大に怒り、且その世祖の事あるを以て、此に因て怨を報いんと欲す。柳子光は性陰險に

尹氏を殺す

商の議により廢して庶人となす。尹氏既に廢せられ、日夜號泣す、王、宦者をして之を伺はしめしに、仁粹大妃宦者に敎へて、尹氏が妄りに艶粧を施し、毫も悔恨の意なきを以て對へしめたれば、王其讒を信じ、藥を賜うて自盡せしむ。時に尹氏淚を拭ひし斑血の手巾を以て、その母申氏に付す、申氏後にその手巾を燕山君㦕に上りしに、燕山之を見て、大に愕く、尹氏又死に臨みて藥を嘔き白錦衫を汚したれば、他日、傅母その衫を以て燕山に獻せしに、燕山その衫を抱きて悲號し、遂に心疾をなすといふ。是に由て之を觀れば、他日燕山の淫虐を恣にせしは、燕山の罪惡なること勿論なれども、その萌芽は、成宗の時に基せり、これ豈外面の隆盛なると同時に、その裏面には、既に衰替の機の伏在することを認むべきものに非ずや。

第七章　士林の禍

第一節　戊午甲子の禍及び廢立

ることは甚だ嚴にして、その子孫をも禁錮せしが、當時は政寛厚を尙びしかば、賄賂の風、漸く行はれたりといふ、これ豈紀綱の頽弛に非ずや。成宗は酒を好み、內寵多く、その宗室に對する、必ず小酌を設け、妓樂を備ふ、嘗て羣臣を宴する時、永興の妓、笑春風をして酒を行らしめしに、春風才藝あり、或は人をして怒らしめ、或は人をして笑はしめたれば、王大に稱賞を加へ、錦絹を賜ふこと甚だ多し、是より笑春風の名一國を傾くといふ、これ豈風俗の奢淫に非ずや。後來燕山君の宴樂に耽るは、耳目の習ふ所、自ら然らしむるものなりといふは、決して故なきに非ざるなり。

然のみならず、成宗の王妃尹氏を處置するに就ては、頗る遺憾なきこと能はざるものあり。初め尹氏は元子㦕（即燕山君）を生みしが、其寵愛の隆なるよりして、驕恣殊に甚だしく、たゞ諸嬪を妬忌するのみならず、王に對しても極めて不遜にして、或は王の顏面に爪痕あるに至る。仁粹大妃（成宗の母）之を聞て大に怒り、益、王の心を激せしを以て、王將に之を廢せんとし、參贊許琮、江原監司孫舜孝等、極諫すれども聽かず、遂に左議政尹弼

善く人を用ふ

耤田を耕し、明倫堂に坐して、養老乞言の禮を行ひ、又養老の宴を宮中に開き、外邑の諸臣をして、群老を宴せしむ。その士を待し人を用ふる、尤も誠意を竭し、曹偉、申從濩、兪好仁、金訢、成希顏等の如き、殊に隆遇を蒙る。守令邊將の拜辭に至りては、必ず一々引見して、まづその出身族派朋友を問ひ、次にその官に莅み軍を撫し民を治め敵を禦ぐの方を問ひ、善なるものは嘉奬し、又從つて超遷し、その不善なるものは之を黜く、是を以て任に赴く者、自らその任に勝へざるを知れば、病と稱して之を辭するに至る、もしその人大に用ふべきの才あれば、不次に擢用して、資格に拘はらず、その人材を鼓舞し、士氣を振作すること、尋常人君の及ぶ所に非ず、亦太平の賢君といふべし。

紀綱の頽弛

然れども盛衰相繼ぎ、隆替互に行はるゝは、理數の免れざる所にして、衰替の萌芽は、常に隆盛の時に發するものなり。殊に太平の盛世に於て、陷り易き弊害は、紀綱の頽弛と風俗の奢淫とにあり、果せる哉、成宗の時にも、亦この覆轍を踐まざるべからざるに至る。國初以來、贓吏を治

弘文館

湖堂

東國輿地勝覽東國通鑑等の編纂

成宗身を以て率先す

政に與るの弊を言ふものあり、尹氏乃ち政を王に還す。

成宗は、天性聰明寛仁、學を好みて厭はず、經史百家に通貫し、射藝書畫も皆その妙を極む。即位の初、弘文館(玉堂ともいふ)を開きて、集賢殿の舊制を復し、尋で勝地をトし、龍山東湖の北麓豆毛浦に書堂を建て、文臣の年少くして聰敏なるものを選び、暇を給うて書をその中に讀ましめ、佳節には郊外に遊ばしめ、酒樂を賜て之を寵榮せしかば、文名あるもの世宗の時に及ばずと雖も、亦頗る衆かりき、其後燕山の時、この制を廢せしが、中宗に至りて、また之を設け、名づけて湖堂といへり。又尊經閣を作り、養賢庫を設け、成均館及び郷學に田を賜ひ、諸學士に命じて、東國輿地勝覽、東國通鑑、東文選、樂學軌範、帝王明鑑、后妃明鑑等の諸書を編纂せしむ、就中輿地勝覽通鑑の二書の如きは、後世を益すること鮮からず、又校書館に命じて、經史詩文集の類數十部を印行して諸道に頒ち、學問を奬勵せしこと甚だ多し。

且王は身を以て率先して、四方を風化せんと欲し、屢、大學に幸し、親ら

治も、之に伴うて漸く隆盛に趨き、四民熙々として皆太平を謳歌せり。

睿宗薨じ成宗立つ

成宗は、世祖の長子暲の第二子にして、その次を超えて睿宗の後を承けたり。初め睿宗の時柳子光は、兵判南怡が才能名位の己が右に出るを嫉み、之を讒せしが、南怡の鞫せらるゝや、領議政康純も亦其謀に預ることを告ぐ。因て南怡と康純とは皆謀反を以て誅せられ、閔粹は又世祖實錄を修め、史草を改竄せしが爲めに罪せられしのみにて、政治上何等の觀るべきものなし。且睿宗は在位僅に一年にして薨じ、嗣子幼にして立つべからざるを以て、世祖の妃貞熹王后尹氏、成宗の幼少よりして凡兒に異なるを察し、その兄月山君を舍て、成宗を立つ、時に年十三なり、尹氏同じく坐して政を聽く、是を王后政に與るの始とす。

王后政に與る

世宗の孫龜城君浚は、初め都總管となりしも、世祖の時、宗室禁兵を典るべからずとして罷められしが、この時浚が不道の罪を治めんことを請ふものあり、遂に寧海(慶尚北道)に安置せらる、蓋し主幼なるの時に當り、或は世祖の轍に倣はんことを恐れてなり。六年に至り匿名書を政院に粘して、王后

西班の外官職

あり。其他、内禁衛は、宿衛陪扈を掌り、訓錬院は、軍士の才を試み藝を錬り、武經習讀の事を掌る。

西班の外官職は、各道に兵馬節度使、水軍節度使、水軍節制使、兵馬虞候水軍僉節制使、水軍萬戸等あり、忠清、慶尙、全羅、永安、平安の五道には、兵馬虞候あり、忠清、慶尙、全羅には、更に水軍虞候あり、これ南倭北虜防禦の爲め、特に意を注ぎしものなるべし。されども節度使、節制使、各、一員なる時は、觀察使之を兼ね、二員以上なる時は、その一は觀察使之を兼ね、他は專任官を置くこととなれば、文官以外に於て、全く獨立したるものには非ざるなり。されば東班西班並び稱すと雖も、その實は文を主として、武は之を輔くるに過ぎざるのみ。

蓋し大典頒布の後、數回の修正を歷て、衙門の興廢、定員の增減ありと雖も、その大體の組織に於ては、變更する所あらざるなり。

第四節　成宗の治

開國以來殆ど百年を經て、成宗の時に至り、大典の頒布あり、百般の政

と並立せり。

東班の外官職　觀察使

東班の外官職は、即ち地方官なり、各道に州府郡縣の別ありて、道ごとに觀察使一人あり、又監司ともいふ、これ實に地方行政司法の主腦となるものにて、兼て兵權をも掌り、一道の生殺與奪、みなその掌中にあり。其下は州府に府尹、牧使、大都護府使、都護府使あれども、府尹、牧使、大都護府使は各道悉くこれあるに非ず、その各道に通ずるものは、獨り都護府使あるのみ。其他郡には郡守あり、縣には縣令、縣監あり、郡守、縣令、縣監等に至りては、各道あらざる所なく、たゞ區劃の多少に因て、その定員同じからざるのみ。

西班の京官職　中樞府

西班の京官職は、その最高なるものを中樞府といふ、中樞府は、正一品衙門にて、領事、判事、知事、同知事あれども、唯文武堂上官の任ずることなき者を待つのみにて、一の名譽官なり。

五衛都總府

その實權あるものは、五衛都總府なり、都總府に都總管、副總管ありて、義興、龍驤、虎賁、忠佐、忠武、五衛の軍務を掌り、八道の兵悉く之に屬す五衛に將、上護軍、大護軍、護軍、副護軍等

六曹

義禁府　司憲府　司諫院

にして、領議政、左右議政ありて之を掌り、左右贊成、左右參贊ありて之を輔く。　其下に六曹あり、各曹共に判書、參判、參議あり、吏曹には文選司、考勳司、考功司ありて、選敍、勳封、考課を掌り、戶曹には、版籍司、會計司、經費司ありて戶口、租稅及び一般の財政を掌り、禮曹には、稽制司、典享司、典客司ありて、禮樂、祭祀、宴享、朝聘、學校、科擧を掌り、兵曹には、武選司、乘輿司、武備司ありて、一般の兵務を掌り、刑曹には、詳覆司、考律司、掌禁司、掌隸司ありて、法律、訴訟及び奴隸を掌り、工曹には營造司、攻冶司、山澤司ありて、山澤、工匠、營繕、陶冶を掌る、これ皆六典の事を分掌するものにて、當時の行政機關は、實にこの議政府と六曹とに因て運轉せられしものなり。

其他義禁府は、王命を奉じて推鞫することを掌り、司憲府は、時政を論じ、百官を糾し、風俗を正し、寃抑を伸べ、濫僞を禁ずることを掌り、司諫院は、諫諍論駁を掌るものにて、皆要職なり。　蓋し當時は行政官と司法官との區別なきのみならず、又王室と政府との境界も明かならず、宗親府、忠勳府、儀賓府、敦寧府、承政院の如き、王室に屬するものも、亦他の諸衙門

元の至正條格、本朝の法令を取り、參酌刪定して、新律を撰みて進めしこと舊史に見えたれども、その後更に新律を撰定せしことなきが如し。

工典には橋路、營繕、院宇、舟車、栽植、鐵場の事ありて、凡そ官府に屬する百工は、皆此に收めたり。

官制
東班西班
官階

六典の載する所、概略此の如し、この中に於て、その關係の尤も大なるは、吏典及び兵典の官制なり。　官制を分ちて東班西班とし、東班は文官西班は武職にして、その中又京官外官の別あり。　凡そ官階は一品より九品に至り、各、正從ありて十八階となる、而して各衙門に於て、その長官の正一品なる者を正一品衙門といひ、その從一品なるものを從一品衙門といひ、以下皆之に從ひて、從六品衙門に至る。　東班にては、正三品の通政大夫以上を堂上官とし、通訓大夫以下を堂下官とす、西班にては、正三品の折衝將軍以上を堂上官とし、禦侮將軍以下を堂下官とす。

堂上官堂下官

東班の京官職
議政府

東班の京官職、即ち中央政府にて、その重要なるものは、議政府、六曹、義禁府、司憲府、司諫院等なり。　議政府は、百官を總べ、庶政を平かにする所

く空文に終りしものに非ざるを證すべし。たゞ形式を尙ぶことは、朝鮮一般の風習なれば、その中に於て、往々文の實に過ぎたることあるは、蓋し免れざる所なるべし。

大典の精詳なることは、今之を述ぶるの暇なければ、唯その概要を略說すべし。大典は吏戶禮兵刑工の六典に分ち、吏典には、東班の官制、及び薦擧、除授、襃貶、考課、贈諡等の事あり、戶典には戶籍、量田、祿科、職田、田宅、農桑、魚鹽、租稅、漕轉、進獻、徭賦等の事あり、禮典には、科擧、儀章、學校(成均館、四學、司譯院)、喪服、宴享、朝儀、事大、交隣、祭禮、婚嫁、獎勸、度僧、參謁、官府文字式等の事を述べ、而して儀注は五禮儀を用ふとありて、之を載せず、兵典には西班の官制、武科、兵船、符信、敎閱、城堡、軍器、廐牧等の事あり、刑典には、決獄日限、囚禁、推斷、禁刑、濫刑、僞造、恤囚、逃亡、才白丁團聚、捕盜、贓盜、元惡鄕吏、銀錢代用、罪犯准計、告尊長、禁制、訴寃、停訟、賤妾、賤妻妾子女、公賤、私賤、賤娶婢產の二十三目、及び奴婢に關する規定あり、されどもその初に、用律用「大明律」とありて、大體は明律に本づきたるなり。高麗滅亡の年、鄭夢周は明律及び

大典續錄を頒つ

五禮儀を續成す

大典頒布後の修正補續

更に廣川君李克增、右贊成魚世謙等に命じて、その足らざる所を補ひ、大典續錄一卷を選せしめ、廿四年に之を頒布せり。

又五禮儀は、世宗の許稠等に命じて作らしめしものなれども、其後議論一ならずして定まらざりしかば、世祖は申叔舟、姜希孟等に命じて、之を改修せしめしが、成宗は又申叔舟に命じ、之を完成せしめて刊行せり、これ亦經國大典と相表裏して缺くべからざるものなり、朝鮮の制度文物、是に於て大に備はれり。

經國大典は、遠くは周禮に本づき、近くは大明會典に依り、數十年の功を積みて、完成せしものなれども、その後、又數回の修正補續あり、中宗の時に大典後續錄一卷あり、肅宗の時に受敎輯錄二卷、典錄通考七卷あり、英祖の時に續大典六卷あり、正祖の時に大典通編六卷あり、李太王の初、大院君柄政の時に大典會通五卷あり。　大典會通は、近世殆ど空文に流れたるを以て、或は舊大典も亦空文ならんことを疑ふものなきに非ざれども、其頒布の後に於て、數回の修正補續あるよりして之を觀れば、全

世祖薨じ睿宗立つ

經國大典成る

大典の頒布

ふは、太祖の舊名に從へるなり。その中にて、戸典は五年に頒布し、刑典は六年に頒布したれども、その他は未だ完成を見るに及ばず、世祖は在位十三年にして薨じたり。世祖薨ずるに臨みて、位を第二子晄に傳ふ、是を睿宗とす、睿宗元年九月に至りて、經國大典六卷は、纂修その功を竣へて進呈せりと雖も、睿宗は十一月に薨じたれば、未だ大典を頒布するに至らざりき。

成宗の初に於て、大典は既に成を告げたりと雖も、その疎漏にして未だ備はらざる所あるを以て、更に崔恒等に命じて、修正を加へしめ、二年（後土御門帝文明三年明憲宗成化七年）に至りて、大典全部を中外に頒布せり。是に於て太祖世宗より世祖に至るまで、數世の間拮据經營せし一大法典は世祖の力によりて、殆どその業を畢へ、成宗の時に至りて、全くその目的を達したり。蓋し古代朝鮮より三國高麗を經て、制度典章の觀るべきものなきに非ずと雖も、集めて之を大成せしこと、經國大典の如きものあらず、これ洵に曠世の盛事といふべし。されども成宗は之を以て滿足せず、

李施愛を斬る

陣に入り、賊黨李珠、黃生等に諭しゝを以て、李珠、黃生等、遂に施愛、施合を縛して來り降る、乃ち之を陣前に斬り、首を京師に傳へしかば、浚は僅に淮陽に至りて、賊已に平ぎたり。是に於て咸吉道を分ちて南北とし、浚及び曹錫文等四十一人の勳を錄し、尋で浚を領議政に拜せり。

要するに、世祖は武功文勳、倶に觀るべきものあり、而して文勳は、前に述べたるの外、經國大典の纂修の如きは、特に表章せざる可らざるものなり。

第三節　大典の纂修頒布及び其概要

世祖經國大典を纂修せしむ

經國大典は、もと太祖の命じて纂輯せしめしものにて、河崙の詳定を加ふるに及びて、經國元典續典といひ、世宗は又六典謄錄を作りしも、皆未だ完全に至らず。且その後屢、敎旨を降しゝことありて、科條頗る浩繁に涉り、前後牴牾せしこともなきに非ざれば、世祖は更に一大修正を加へ、斟酌會通して、萬世の成法となさんとし、寧城府院君崔恒、右議政金國光、西平君韓繼禧等數人に命じて、纂修せしむ、名づけて經國大典とい

虞ありしが故に、浚が逡巡して進まざりしは、世祖の密旨を受けたるならんといふ。當時、内外の形勢は、實に容易ならざるものあり、適に端川の人崔潤孫、朝に仕へしかば、之を遣して逆順を諭さしめしに、潤孫反て施愛に附して、朝廷の密事を以て盡く之を告げたり。施愛は又流言を放つて曰く、韓明澮、權擥、申叔舟、皆内應をなすと、世祖乃ち三人を諭して内に入直せしめ、毎夕必ず親ら往て酒を勸めしが、その實は之を囚ふるなり、一說には直ちに三人を拘禁すともいふ、兎に角、嫌疑の明澮等諸人にかゝりしことは明かなり、これ等種々の事情は、豈浚が聲言を大にして、速に進まざりし所以に非ずや。

されども康純、許悰等は、進みて大に洪原及び北靑に戰ひ、又蔓嶺（咸鏡道内利原郡にあり）に戰ひしが、賊、高に乘じ險に據り、我軍上るを得ず、魚有沼潜に小舟を以て精兵を載せ、海曲より木を攀ち崖に緣りて、賊の背に出で、夾みて之を攻めたれば、賊支ふること能はずして潰亂す、施愛走りて吉州に還り、盡く妓女財貨を載せて、野人に走らんとせしが、本州の人許惟禮、賊

李施愛の亂

龜城君浚等をして施愛を討ぜしむ

ども、便宜上第八章に於て之を説くべし。

李施愛の亂は、世祖十二年にあり、施愛は吉州(咸鏡北道)の人にして、曾て會寧府使となりしが、喪に遭て家居し、竊に異心を蓄へ、その弟施合と共に叛す。初め施愛は、本道の節度使が竊に諸鎭將と同じく叛逆を謀ると聲言し、節度使康孝文、及び吉州の牧使薛澄新を殺し、その黨を遣し上書して曰く、各邑の人民盡く殺されんことを疑ひ、訛言紛々たり、願くは本道の人を以て守令に除し、人心を定めんと、その兵を擧ぐるや、咸興以北の州郡、爭ひて守令を殺して之に應じ、觀察使申澌は、咸興に殺され、その勢甚だ熾なり。

世祖乃ち龜城君浚を四道(咸吉、江原、平安、黃海、)郡總使とし、戶判曹錫文を副とし、許琮を本道の節度使とし、康純、魚有沼、南怡を大將として、之を討せしめ、六道の兵三萬を徵發して、咸興に會せしむ、まづ曹錫文等を遣して、永興に赴かしめ、浚は大兵數十萬を領して後に發し、鐵原に至りしが、世祖嚴に之を促しゝも、逡巡して速に進ます、時に南方又訛言あり、頗る後顧の

軍政を振興す

佛典に通ず

端を開きたるものは世祖なり。

世祖は、又射御に長じ、武學に通じて、親ら五衞陳法、兵將說、兵法大旨、論將篇等の兵書を撰し、或は武臣を召して射的をなさしめ、能くするものは不次に職を陞し、或は御饌を賜て之を褒奬せしかば、人皆勉勵せりといふ、且、五衞都總府を立て、專ら軍務を委ねて、兵曹に隷せず、その軍政振興に意を用ひしこと知るべし。其人材を登庸するに於ては、拔英試、登俊試を設けて、親ら之を策し、文武の臣俊異なるものあれば、秩を超えて擢用せり。たゞその集賢殿を罷めしは、端宗の復位を圖りし六臣、多く集賢殿より出でしを以てなるべし。又その佛典に通ぜしは、世宗の命によれりと雖も、圓通寺、圓覺寺を創建し、大藏經を印し、轉法經を行ふが如き、種々の佛事を營みしことあるは、おのれ大罪惡を犯しゝに因て、之を購はんとするの意なきにも非ざるべし。もしそれ平素講究せし武略を施すに至りては、再び北方の野人を征せしことあり、又李施愛の亂を平げしことあり、野人の役は、世祖の功業に於て特筆すべきものなれ

金時習等隱る

世祖は治を圖り學を講ず

成功せり、これ實に朝鮮王室に一箇の汚點を加へたるものなり。されば金時習(梅月堂と號す)元昊、申末舟、(叔舟の弟)尹誸、李孟專、安止、丁克仁等の如き、世祖に事ふるを愧ぢて隱れしもの尠からず。中にも金時習の如きは、跡を佛門に託して、猖狂放浪、一世を侮弄し、頗る奇行多し、著す所金鰲新話、亦寓意の作なり。蓋し世祖は一面より見れば誠に姦雄の魁にして、又他の一面より見れば、英主たることを失はず、請ふ次章に於て、簒立以後に於ける施政の概略を說かん。

第二節　簒立後の施政

世祖は、天性豪邁明敏にして、經國の志あり、慨然として唐太宗を慕ひ漢高祖を薄んず。その位に即くや、民政を察し、刑獄を愼み、量田を爲し、官制を改め、暇あれば學を講じ道を論じ、尤も易理を究め、親ら周易口訣を作り、諸儒をして論難せしむ。且申叔舟等に命じて、太祖、太宗、世宗、文宗四朝の善政を纂集せしめ、名づけて國朝寶鑑といひ、又命じて東國通鑑を撰せしむ、この二書は、皆後來の續撰によりて完成せりと雖も、その

魯山の詩

魯山の位を復して端宗と號す

怫然として怒り、その子を殺しゝことを責るを夢みしが、驚き覺めて大に怒り、命じて昭陵(顯德の陵)を發掘せしめ、數日にして、民禮を以て水濱に移葬せしむ。

初め魯山の寧越にあるや、短句を詠じて曰く、月白夜蜀魂啾、含愁情倚樓頭、爾啼悲我聞苦、無爾聲無我悲、寄語世上苦勞人、愼莫登春三月子規樓、國人之を聞て、涕泣せざるものなしといふ。又詩あり曰く、一自寃禽出帝宮、孤身隻影碧山中、暇眠夜々眠無暇、窮恨年々恨不窮、聲斷曉岑殘月白、血流春谷落花紅、天聾尙未聞哀訴、胡乃愁人耳獨聰、その幽悶憤欝の情、想察せらるべし。その死するや、屍を江中に投じたりしが、戶長嚴興道、竊に之を收めて葬りし程にて、其屬籍をも絕たれたり。其後中宗の時、昭陵を復し、魯山の墓を祭るのことありしも、魯山の後を立るの議は行はれざりしが、肅宗の時に至りて、六臣の官爵を復して、其節義を褒し、又魯山の位を復して、廟を端宗と號し、妃宋氏を定順王后と號し、二百餘年寃欝の氣始めて伸ることを得たり。世祖の簒奪は、右の如くにして、全く

之を磔せり、世人遂に三問、彭年、應孚、塏、緯地、誠源を稱して六臣といふ。
其他權自愼、金文起等、七十餘人、皆連累によりて罪を被れり。

上王を魯山君に降封し寧越に放つ

世祖既に六臣を誅して後、上王の母顯德王后を追廢して庶人とし、又上王の其謀を知れるを以て、降封して魯山君とし、寧越(江原道)に放ちたり。

錦城大君魯山を復せんとを謀りて殺さる

是より先、上王は錦城大君瑜の家にありしを以て、瑜も亦順興(慶尚北道)に安置せられしが、瑜の至るや、府使李甫欽と相對して、慷慨流涕し、潜に南方の人士に結びて、魯山を復するの計をなす、二年九月、甫欽を召して檄を草せしめ、將に兵を發せんとせしが、密にその檄文を齎み、京に至りて變を上るものあり、瑜及び甫欽は殺され、順興の居民は盡く戮せられ、漢南君玹、永豐君瑔(皆世宗の子)等は、皆極邊に安置して禁錮せらる。

魯山を殺す

是に於て魯山は又廢せられて庶人となり、妃宋氏は沒入せられて官婢となり、尋で魯山は縊殺せられたり。　この處置をなしゝものは、大抵鄭麟趾、申叔舟等の策に出でたりといふ、二人は皆深く世宗の眷愛を受けしものなるに、その孫に於ける、殘虐暴戻なること此の如し、世祖は又顯德王后の

六臣を殺す

を以て進賜となす、汝我祿を食まざるか、三問曰く、我進賜の祿を食まず、もし信せずんば、我家を籍して之を計れ、世祖怒ること甚だしく、武士をして鐵を灼てその脚を穿ち、其肱を斷たしむ。　時に申叔舟、王の前にありしに、三問之を叱して曰く、昔汝と同じく集賢殿に直せし時、英陵(世宗)元孫(端宗)を抱き庭中に逍遙して曰く、寡人萬歳の後、爾等此兒を念ふべしと、言なほ耳にあり、汝之を忘れたるか、意はざりき、汝が惡この極に至らんとは、叔舟座に堪へざるものゝ如くなりしかば、王命じて之を避けしむ。彭年、亦世祖を稱して必ず進賜といふ、世祖大に怒り武士をして其口を亂擊せしめて曰く、汝既に臣と稱して祿を食む、今臣と稱せずと雖も益なし、彭年曰く、予進賜に於て、未だ嘗て臣と稱せず、亦祿を食まず、乃ちその啓目を校するに、果して臣の字なく、皆巨の字を書し、その祿は一庫に封閉せり。　應孚、塏も皆灼刑を施しゝが、緯地を鞫するに至り、怒稍弛びて灼刑を施さゞりき。　此の如くして、三問、彭年等は、皆殺戮せられしが、唯柳誠源は、時に成均館にあり、變を聞き自殺せしを以て、その屍を取て

成三問等の計畫敗る

あり、盡くこの輩を誅して上王を復せんこと、千載の一時、失ふべからず、彭年固く之を止めて曰く、萬全の計に非ずと、應孚を止めて發せざらしむ。嗚呼、これ他日應孚が書生輿に事を謀るべからずといひて罵りし所以なり、もしこの日、應孚の言に從はしめば、その事或は成就せんやも知るべからざるに、因循躊躇、空しく時機を失へり。是に於て金礩及び鄭昌孫は忽ち異心を發し、馳て闕下に至りて變を上りしかば、三問等の計畫は盡く敗れたり。

世祖出でて便殿に御す、三問承旨を以て入侍せしかば、武士をして引下さしめて之を詰りしに、三問隱さず、更に朴彭年、李塏、河緯地、柳誠源、兪應孚等皆その謀に與るを告ぐ、世祖曰く、爾等何すれぞ我に叛く、三問抗聲して曰く、舊主を復せんと欲するのみ、進賜(宗親の尊稱)人の國家を盗み取る、三問人臣として、君父の廢せらるゝを見るに忍びざる故のみ、進賜平日動もすれば周公を引く、周公亦この事ありや、否や、世祖頓足して曰く、禪を受くる時、何ぞ之を沮まずして、今予に背くか、汝臣と稱せずして我

を謀れり。

會、明の使來りしかば、元年六月、世祖は日を期して昌德宮に於て使臣を宴せんとす、成三問、朴彭年等、その日を以て事を擧げ、成勝、愈應孚を雲劍(劍を執りて殿上に侍するもの)とし、宴方に酣なる時に當りて門を閉ぢ、盡く世祖の羽翼を誅して上王を復し、又尹鈴孫をして申叔舟を殺さしめんと、その計畫既に定まれり。

然るに韓明澮は、幾微の間に於て、この密謀を察したれば、昌德宮の狹隘にして、且氣候炎熱なるが爲めに、世子(世祖長子暲)の宴に臨むことを罷め、雲劍も亦内に入ることなからしめんと請ふ、世祖之に從ふ。是を以て成勝は劍を佩て入らんとせしに、明澮之を止めて入らしめず、勝、應孚は必ず明澮等を擊殺せんとせしが、彭年、三問之を止めて曰く、世子來らず、明澮を殺すと雖も益なし、もし世子景福宮より兵を起さば成敗未だ知るべからず、他日を俟つに如かず、應孚曰く、事は神速を貴ぶ、もし他日を俟たば、恐らくは泄るゝことあらん、世子來らずと雖も、謀臣賊子皆此に

成三問等上王を復せんことを謀る

外の事を總ぶ、復た何の大任を傳へんとするか、王曰く、計已に定まれり、改むべからずと、乃ち尙瑞をして大寶を將ち來らしめたれば、諸臣色を失ふ、王、瑈を召しゝに、瑈趨り入り、俯伏泣涕して固辭せしかば、王手づから大寶を執て授く、瑈固辭すれども許されずして、終にその禪を受く、是を世祖とす。

蓋しこの禪位の議は、權擥に始まり鄭麟趾に成れりといふ、端宗をして斷然この事を決行するに至らしめしは、種々奸謀の運動をなしゝものなるべけれども、極めて祕密の間に行はれたれば、韓確等を始として、朝臣みな愕然たらざるものなし、その如何なる方法を用ひたりしや、今傳はらず、思ふに醜穢言ふに忍びざるものありしなるべし。

世祖の位に即きたるは、竊に姦謀を運らし、叔父を以てその姪の位を簒ひたること右の如くなれば、慷慨忠義の士の憤激せしもの鮮からず。中にも成三問及びその父勝、朴彭年、李塏、河緯地、柳誠源、金礩、兪應孚等は、端宗の位を遜れ、上王として壽康宮にありしを以て、其位を復せんこと

叔父孝友本乎天性、忠義出於至誠、予沖人遭家不造、瑢居至親、蓋無上之心、皇甫仁金宗瑞等、陰爲黨援、叔父奮發義勇、一擧迅掃、不有叔父、予焉及玆、眞可謂託孤寄命社稷之臣、既以成王責周公者責叔父、當以周公輔成王者輔寡躬、

誠源は草し畢りて家に還り大に痛哭せりといふ。瑈はこの敎書を賜はるのみならず、又鄭麟趾、韓明澮等三十六人と共に、靖難の勳を錄せらる。

李澄玉の叛

咸吉道節制使李澄玉は、宗瑞が薦めて己に代らしめしものなれば、瑈は朴好問を遣し、疾く馳せて澄玉に代らしむ、澄玉之を疑ひ、好問を擊殺し、兵馬を部勒し、將に江を渡りて大金皇帝と稱せんとせしが、鐘城に至るに及び、判官鄭悰（ソウ）、夜に乘じ突入して之を殺す。

端宗位を世祖に禪る

かくて瑈の威權は、日に盛にして、端宗は終に位を禪らざる可らざる形勢となりたれば、三年閏六月、宦官をして右議政韓確等に告げしめて曰く、今大任を以て領議政に傳へんとすと、確等驚て曰く、今領相悉く中

しめ、その死籍にあるものは、之を椎殺せしむ、皇甫仁及び兵判趙克寛、贊成李穰等以下、殺さるゝもの甚だ多し、又鄭笨、趙遂良等を竄し、尋で之を殺し、宗瑞等の首を市に梟して其子孫を誅せり。乃ち敎を下して曰く、姦臣皇甫仁、金宗瑞等、安平大君瑢と交結して不軌を圖る、已に罪に伏せしも、瑢が至親なるを以て、法に致すに忍びず、外に安置すと、瑢を江華に竄し、尋で鄭麟趾の議によりて、瑢に死を賜へり。瑈の殘忍暴戾なる、苟もその計策に妨げあるものは、敢て誣罔を恣にして、罪名を捏造し、先王遺託の臣を害し、同胞の弟を殺すが如き、如何なる手段を用ふるも憚らざるなり。

瑈は領議政となり内外の兵馬を掌る

瑈は既に宗瑞等を殺し、領議政、判吏兵曹、兼内外兵馬都統使、軍國重事に拜せられ、鄭麟趾を左議政とし、韓確を右議政とす。百官瑈が功を褒して、周公に比せんことを請ふ、因て集賢殿をして敎書を草せしめんとせしに、諸學士皆亡げ去り、獨り柳誠源のみ在りしかば、迫りて草を起さしむ、その略に曰く、

首陽大君瑈人才を求む

諸大君は、競うて賓客を迎へしが、文人才子は盡く安平大君に歸し、武士は多く首陽大君に歸せり。韓明澮甞て權擥に謂て曰く、いま主少くして國疑ふ、聞く安平陰に異志を蓄へ、而して首陽大君眞に撥亂の才ありと、子何ぞ辭を微してその志を觀ざる、時に首陽大君人才を權擥に問ひしに、擥直ちに韓明澮を薦む、明澮少うして落拓、大志あり、首陽大君に謁するに及びて、一見舊の如く、大に優遇せらる、密に策を獻じて曰く、世道變あり、文人は用なし、宜しく武士に交るべしと、因て武士洪達孫、楊汀等三十餘人を薦む。

金宗瑞を殺す

首陽大君瑈乃ち韓明澮、權擥等と密に計策を議し、事を擧げんとして曰く、金宗瑞最も黠なり、先づ此人を誅せば、餘は平ぐるに足らざるべしと。端宗元年十月、瑈自ら武士を率ゐて、宗瑞の家に至り椎撃して之を殺し、承旨崔恒を召して、宗瑞を殺すの由を語り、與に手を携へ入りて王に見ゆ、王驚き起て曰く、ただ叔父我を活せよ、瑈曰く、臣當に之を處すべしと、韓明澮をして生殺簿を持して門内に坐せしめ、諸宰を召して入ら

端宗立つ

弘暐位に即く是を端宗とす、時に年僅に十二、而して瑈以下七大君の勢望は頗る强盛にして、みな叔父の尊を以て之に臨みたれば、固より幼沖の主のよく駕御する所に非ず。文宗の英明なる、その薨巳に此に及びしが故に、薨ずるに臨みて、特に領議政皇甫仁、左議政南智、右議政金宗瑞に命じて之を輔けしめしに、南智病を以て辭せしかば、左贊成鄭苯(ホン)之に代りて相たり。その他、集賢學士成三問、朴彭年、河緯池、申叔舟、李塏(ガイ)、柳誠源等も、皆世宗の付託を受けて左右協贊せり。

是時憲府の請によりて奔競を禁じ、政府堂上及び諸大君に告ぐ、首陽大君瑈、安平大君瑢と共に都承旨姜孟卿に因り執政に告げて曰く、奔競を我等に禁ずるは、我等を疑ふなり、いま王、即位の初に當り我等を疑ふは、これ自ら羽翼を剪つのみ、我等この危疑の際に値て、大臣と共に艱難を濟はんとす、豈反りて猜忌せらるゝことを思はんや、皇甫仁等大に驚き、佯りて知らざるが如くし、咎を憲府に歸して之を罷む、大君の勢力、既に尋常ならざるを見るべし。

第六章　世祖の事蹟及び大典の制定

第一節　世祖の簒立

文宗立つ

世宗は男子十八人ありて世子珦（キヤウ）及び瑈（首陽）、瑢（安平）、璆（キウ）（臨瀛）、璵（廣平）、瑜（錦城）、琳（平原）、琰（エン）（永膺）の七人は、妃沈氏の出にして、瑈以下は皆大君に封せらる。世宗の薨ずるや、珦嗣ぐ是を文宗とす、文宗は明毅仁恕、孝友恭儉にして、學を好み士を愛し、世子の位にあること三十年、先王を左右せしこと甚だ多し。その位に即くに及びて、言路を開き節義を奬め、文を崇び武を重んじ、五衞を置き、親ら陣法九篇を製し、度僧の禁を申嚴し、成均四學に奴婢を増給し、臣民皆至治を仰望せしが、不幸にして在位二年、壽三十九にして薨じたり。もし文宗をして中壽を保たしめば、特に世宗の業を恢弘して餘りあるのみならず、王室も亦厄運を免れしなるべし。然るに文宗は中道にして薨逝し、幼沖の世子弘暐を立てざる可らざるに至る、これ實に世祖簒立の禍を開く所以なり。

對馬と約條を定む

宗貞盛と條約を定めしむ。この條約は、三浦を開きて、毎歳朝鮮より與ふる所は、米豆幷せて二百石、貞盛の歳遣船は五十隻とし、もし已むを得ざる事あれば、別に特送船を遣すことゝして、貿易を營めり。又大內氏の如きは、久しく使を通せしが、其後、畠山、山名、斯波、澁川等の諸氏も、皆使を遣せり。然れども必ず宗氏の文引を受けざれば、朝鮮は之を接待せず、是より宗氏世々朝鮮往復の事を掌るに至れり。

海東の堯舜

太宗世宗の時に當りては、太祖の遺業を恢弘して、國運益〻隆昌に趨けり。殊に世宗は內は學藝を興し、政治を整へ、外は明と日本とに於て、和好を修め、北邊はその地を拓きて、防備を固くし、在位三十二年の間、觀るべきもの甚だ多く、時に海東の堯舜と稱す。當時もしこの二君の統を承ることなかりせば、太祖の業、成否未だ知るべからず、然るに天の朝鮮に幸する、相繼で英明の後嗣を得たるは、實に數百年の基業を固くせし所以なり。

援を蒙古に求むるが如きことあるべけんや。且朝鮮の書籍にては、一も蒙古と聯合の記事あることなく、蒙古にも亦其徴證あらざるなり。然るに後世史家、大抵探題注進狀、看聞御記等に從ふものは、蓋し注進狀は當事之を防禦せしものゝ報告にて、御記は記錄の最古なるを以ての故なるべし。されども當時我邦未だ海外の形勢を審にせざるのみならず、敵軍の情狀を報告することの、或は誤謬に陷るは、古今の免れざる所なり、況や傳聞の記錄に於て、その眞僞を究めずして、妄りに從ふことを得んや。

對馬との交際は、是に於て一時阻絶せしと雖も、世宗は悉く日本人を擯斥せんとするにも非ず、その三浦(熊川の薺浦、東萊の釜山浦、蔚山の鹽浦)に住せんことを願ふ者數名は之を許したれば、年を逐てその數益々增加せしを以て、十八年(後花園帝永享八年)には六十名を留ることゝせり。かくて往來貿易も日に盛なりしかば、その條約を定るの必要よりして、廿五年(後花園帝嘉吉三年)通信使卞仲文、書狀官申叔舟を遣し、(この後申叔舟は、海東諸國記を著し、我邦の事を記せり。)又李藝を遣して、

對馬を侵し敗績す

その議を贊す。上王直ちに長川君李從茂を三軍都體察使とし、柳廷顯を三道都統使とす、從茂乃ち九節制使をして慶尙、全羅、忠淸、三道の兵船二百二十七隻、卒一萬七千餘人を率ゐしめ、馬山浦を發し進みて對馬を侵す。初は突然の襲擊なれば、頗る勝利を得たりしが、宗貞茂力を盡して防戰し、澁川、少貳、大友等の諸族兵を出して之を援くるに及び、大に敗績して還れり。

抑、此役は、從來邊疆の倭寇に困しみしが爲めに、對馬人の虛に乘じて、其巢穴を覆させんと欲する一時怱卒の計に過ぎざるのみ。然るに我邦の文書記錄には、九州探題注進狀、看聞御記以下、大抵蒙古朝鮮の聯合軍とせり。當時蒙古には阿魯台といへるものありて、屢、明に抵抗せしが、世宗元年の頃は、その瓦剌に迫られしが爲めに、姑く明に服從せし時なれば、遠く日本に兵を出すが如きことあるべからず。朝鮮は明に服事して、この前後に明の蒙古を征せし時には、馬を送り軍用を助けし程なれば、假令蒙古より誘導せらるゝも、固より當に從はざるべきに、却て

對馬を擊つ

の放還にあり、足利氏の求むる所は藏經にありて、兩國政府の間には、使節屢、往來し、交際渝ることなかりき。

對馬地方に於ける關係は稍同じからず、對馬は倭寇の巢窟なりとして、高麗末にも師を出して之を擊ちしことありしが、太祖五年(應永三年)十二月、都統使金士衡、都兵馬使南在に命じて、壹岐對馬を征せしめ、明年正月、師を班しゝことあり。本邦にては、本朝通鑑(引宗氏家傳)諸家系圖纂等に、應永六年(定宗元年)に韃靼の對馬を侵しゝことと見えたり、恐らくは彼我何れか年代の錯誤せしものにて、太祖の末年頃に當りて、一回對馬を侵しゝことありしは事實なるべし。

その後、世宗元年(應永廿六年)日本人の支那に向はんとすといひて、黃海道海州に來り、糧食を求めて去りし者あり。この時、太宗は既に位を世宗に禪りしも、なほ上王として兵馬の權を掌りしかば、上王及び世宗は領議政柳廷顯、兵判趙末生、禮判許稠等を召し、虛に乘じて對馬を殄殲し、賊の還るを邀へんとすることを議す、衆みな之を不可とせしが、末生獨り

高麗版大藏經

大集譬喩王經卷上 第十四張 周

在聲聞數得遍智者在普見數如是
來阿羅訶三藐三佛陁奢利弗譬如
如意寶珠隨到誰手彼即自在無有
一寶而不得者如是奢利弗菩薩摩
訶薩無有一衆生所而不與作寶事
無有一衆生所而不教作善根乃至
無為涅槃奢利弗譬如摩尼人若
作摩尼弟子隨所有寶外呼濁惡若
磨拭已光色勝上知色勝已彼作珠
人若彼弟子當得多種百千財聚而
用活命如是奢利弗菩薩摩訶薩隨

續一切經音義卷第七 第十七張

丁未歲高麗國大藏都監奉
勅雕造

を搜索して之を還し、且大藏經の板を求めしに、王その一種の外頒つべ

高麗大藏經の刻板は、慶尙南道陜川郡海印寺にあり、その雕造年代は顯宗、文宗、宣宗、高宗等の諸說ありと雖も、初版は蒙古入寇の際既に兵燹に罹りたれば、今日現存のものは、蓋し高宗の時(鎌倉時代)再刻せしものにて、足利氏の要求せしは即ちこの本なり。

きものなきを以て許さず。要するに、朝鮮の請ふ所は倭寇の禁制、俘虜

太祖使を日本に遣す

倭寇は、高麗末より以來、實に國家の難問題にして、其後少く衰へたりしも、未だ全く已まざりしを以て、太祖即位の初、僧覺鎚を遣し、書を足利幕府に致して、隣好を修めんことを請はしめたれば、足利義滿、僧中津に命じ書を作りて之に答へしむ。太祖又海港要害の處に萬戶及び水軍處置使を置きて、防備を嚴にし、種々の手段を竭したり。七年（應永五年）又朴敦之を遣して好を通ぜしめしかば、大內義弘之を山口に接待せしが、前將軍道義（義滿）義弘に命じて海島の殘寇を殲滅すべきを諭し、且大藏經を求めしむ。此時、邊海流賊の抄掠は、盡く絕つこと能はずと雖も、亦甚だしき患害をなすに至らざりしは、必ずしも太祖の處置その當を得たるのみならず、日本に於ては、太祖二年に、南北兩朝の講和既に成りしを以て、流賊漸く衰へ、遂にその禍を滅ずることを得たるなり。

太宗九年（應永十六年）又使を日本に遣す、足利義持、僧周護を遣して之に答へ、且大藏經を求めしむ、世宗の時に至りて、之を求ること益、切なりしかば、五年（應永三十年）大藏經を贈り、俘虜を還さんことを請ふ、道詮（義持）乃ち俘虜

は、一時盡く驅逐し難き事情の存せしものなるべけれども、東北邊は、是より永く朝鮮の有となれり。

野人の入寇

初め建州衛婆豬江(滿洲佟佳江)の野人李滿住等、遼東を虜掠せしが、軍民の捕虜となり艱苦に勝へず、逃れて朝鮮に至るもの、世宗五年より以後、五百六十餘名に及ぶ、王悉く之を明に送る。是より野人怨憤して、屢、邊境に寇し、十五年(明宣德八年)李滿住四百餘騎を率ゐて閭延に入寇す、王、判中樞崔潤德を平安道都節制使とし、金孝誠を都鎭撫とし、兵一萬五千五百餘人を率ゐて之を討せしめしが、潤德進擊して之に勝ちしかば、王その功を賞して、潤德を右議政とす。

四郡を置く

既にして李滿住は人を遣して和を乞ひしも、其後野人は、頻に閭延に寇せり。閭延はもと咸吉道甲山郡に屬せしが、太宗はその遼遠なるを以て、之を割きて別に郡となし、世宗は更に之を平安道に屬せしめ、茂昌、虞芮、慈城と共に四郡を鴨綠江の南に置て、西北邊を防備せり、是に於て、北邊兩面の經略粗定まれり。

金宗瑞を咸吉道都節制使とす

北邊の六鎭を定む

世宗の初、河敬復を咸吉道節制使として、野人を鎭撫せしが、十六年、王は孟哥帖木兒父子（太祖の時、野人の歸順せしもの。）の死せしに因て、機失ふべからずとなし、領議政黃喜、左議政孟思誠を召して議し、其虛に乘じて、舊疆を回復し、豆滿江の天險を以て、疆界となさんとせしかば、黃喜、孟思誠等之を贊せり、因て金宗瑞を咸吉道都節制使とし、鐘城、會寧、慶源、慶興の四鎭を置く。議者或は宗瑞、限りあるの人力を以て、成す可らざるの役を興す、其罪誅すべしといひて、龍城（鏡城と富寧との間にあり）を以て疆界となさんと欲す、王曰く、寡人ありと雖も、宗瑞なければ、此事を辨ずるに足らず、宗瑞ありと雖ももし寡人なければ、此事を主るに足らずと、固く執りて變せす、又宗瑞をして意見を上らしむ、宗瑞萬言書を上りて、詳に北邊の情狀、備禦の方略を陳す、王その書を覽て、大に喜び、益、之に委任し、南方諸道の人民を移住せしめ、二十二年、穩城郡を置き、三十一年、富寧府を設け、北邊の六鎭を定めたり。たゞ豆滿江に沿うて長城を築きしも、富寧の東踰嶺の外（茂山地方）の如き、江內の地にして長城の外にあるもの、皆之を野人に與へし

易の性質を帶びたるものなり。

野人

朝鮮北方の境外は明の羈縻州にして、特に衞所の空名を存するのみにて、その政教の及ぶ所にあらざれば、朝鮮の之に對する關係も、亦自ら明と異ならざるを得ず。且、明にては、建州衞、野人衞、毛憐衞等の名ありと雖も、朝鮮にては、總て之を野人と稱せり、蓋し野人とはもと女眞族を稱せしものにて、明の衞に名づけしも、亦之に因りしなるべし。建州衞は平安道に界し、野人衞、毛憐衞は咸吉道に接せしが如くなれども、其區畫甚だ明瞭ならず、又明にても建州衞野人などと稱せしこともあれば、野人の名は廣き意味にも用ひられたるが如し。

北界の變遷

咸吉道(咸鏡道)の地は、高麗の時より、種々の變遷ありしが、太宗七年、孔州(慶興)地方は、祖宗肇基の地にして、且二陵(穆祖及び妃李氏)の存する所なるを以て、慶源府を置き、豆滿江までを奄有し、太宗九年、府治を蘇多老(慶源の東にあり)に移しゝが、十年に至りて、女眞入寇し、防守極めて難きを以て、二陵を咸州に遷し、富寧(鏡城の北)以北を棄てたり。

歳貢

時の頗る苦心せし所なり。明に於ては、國初より謹愼して之に事へ、太宗以來も、使節常に往來せしが、明の成祖は、太監黄儼を遣して女子を求めしむ、因て女子を擇びて送ること數回、後宮に入りて妃嬪となるもの數人に及べり、その後亦女子を求めて後宮に入れしめ、或は茶飯を爲るの女子を徵せしが、明の英宗位に卽くに及び、婦女五十二人を送還して之を罷めたり。其他明よりは朝鮮に對して、馬牛及び鷹犬の類を求めしかば、太宗は馬三千匹を進め、世宗の時には馬一萬匹若くは五千匹を進めしこと數回なりき。太宗九年、偰眉壽を遣し、金銀は本國の產ずる所に非ざるを以て、その歳貢を免せんことを請ひしも、許されざりしが、世宗十一年、（明宣德四年）恭寧君䄄を遣して、再び之を請ひしかば、遂に許されたり。又朝鮮の明に求むる所は書籍にして、明より賜はるものは、書籍の外、綵段、磁器、藥材の類なり、而して誥命冕服は、その尤も榮譽とする所なり。要するに、朝鮮の明に對するは、所謂事大の禮を執るものなれば、その本屬の關係たることは勿論なれども、その貢獻と賜賚とは、實に貿

りしかば、十九年、更に諸臣と反覆討論して之を定む、その法慶尙、全羅、忠淸、三道を上等とし、京畿、江原、黃海、三道を中等とし、咸吉、平安、二道を下等とし、其三等道の中に於て、又三等を分ちたり。廿六年、田制詳定所を置き、晋陽大君瑈を都提調とし、河崙、朴從愚、鄭麟趾を提調とし田六等を分ち年六等を分つの法を定め、三十年、八道の田品を改定し、大臣を遣して觀察せしめ、又勸農の敎を下し、農事直說を撰して、之を中外に頒たしめしが如き、その意を民政に用ひしを見るべし。

祿科

二十一年、四孟朔頒祿の法を定め、正一品より從九品に至るまで十八科に分ち、米豆麥紬布楮貨等を以て、春夏秋冬の四季に給與す、之を祿科といふ。

經國大典の基礎を定む

蓋し經國元典續典の後を承けて、六典謄錄を作り、他日經國大典完成の基礎を定めたるは、實に王の時にありとす、これ世宗の內治上に於ける功績なり。

第三節　外國の關係

明の關係

太宗世宗の時に於ける外國の關係は、大紛擾あるに非ずと雖も、亦當

道薦の法を行ひ、德行才藝の衆に超ゆるものあれば、諸道の觀察使に命じ搜訪して以聞せしむ。吏判黃喜、嘗て太宗の讓寧を廢するを諫めしが故に、免ぜられて庶人となりしが、王之を召して禮判とし、遂に相位に陞せ、之に任ずること二十餘年、又判事金何の如きは、特にその漢語に通ずるを以て愛護甚だ至る、その人材を用ふるに、大小を擇ばずして、各、その能を竭さしむること、率ね此の如し。

刑獄を恤む

又尤も刑獄を恤み、務めて之を輕減し、寃を含み恨を抱く者なからしめ、禁府三覆の法を立て、犴獄の圖を頒ち、笞背の刑を禁じ、老幼の禁身を除き、崔致雲に命じて、律文を講解せしめ、凡そ疑刑あれば必ず致雲を召して之を議し、平反する所多し。是より先、主の奴婢を殺すは、是非を問はず、其奴を抑へて、其主を佑くることとなりしが、世宗は深く之を戒めて曰く、奴婢は賤しと雖も天民なり、決して無辜を濫殺すべからずと、その識見の尋常に超出するを見るべし。

租稅を定む

租稅は、太祖の時、既にその數を定めたれども、未だ整頓するに至らざ

世宗意を政治に用ふ

文と對照する時は、其間に於て互に類似の點あれば、諺文はその模範を八思巴文字に取りしことは疑なかるべし。朝鮮人は之を篆文梵字に倣へりといふ、蓋し八思巴文字は、その本源梵字より出でたれば、梵字に倣へりといへるは、必ずしも謂れなきに非ず、又その形體に於ては多少篆文に倣ひしこともありしなるべし。然れどもその主とする所は、八思巴文字にして、明の黄瓚も或は八思巴文字に通せしものにて、斟酌損益の際、その意見を徴せしには非ざる歟。もしそれ諺文を以て、我邦の所謂神代文字より出でたりとする説の如き、今日に於ては、その謬妄既に明かにして、また辯を俟たざるなり。

蓋し太宗世宗の時には、觀るべきこと尠からずと雖も、活字印刷と諺文製作とは、實に朝鮮五百年間の偉業にして、文化史上特筆大書すべきものなり、これ豈朝鮮の最も誇揚すべき所に非ずや。

世宗は又意を政治に用ふること頗る周到なり、七年、柳廷顯、許稠等の議により、官吏久任の法を立て、八年、始て百官をして輪對せしめ、二十年、

道薦の法を行ひ、德行才藝の衆に超ゆるものあれば、諸道の觀察使に命じ搜訪して以聞せしむ。吏判黃喜、嘗て太宗の讓寧を廢するを諫めしが故に、免ぜられて庶人となりしが、王之を召して禮判とし、遂に相位に陞せ、之に任ずること二十餘年、又判事金何の如きは、特にその漢語に通ずるを以て愛護甚だ至る、その人材を用ふるに、大小を擇ばずして、各その能を竭さしむること、率ね此の如し。

刑獄を恤む

又尤も刑獄を恤み、務めて之を輕減し、寃を含み恨を抱く者なからしめ、禁府三覆の法を立て、犴獄の圖を頒ち、笞背の刑を禁じ、老幼の禁身を除き、崔致雲に命じて、律文を講解せしめ、凡そ疑刑あれば必ず致雲を召して之を議し、平反する所多し。是より先、主の奴婢を殺すは、是非を問はず、其奴を抑へて、其主を佑くることとなりしが、世宗は深く之を戒めて曰く、奴婢は賤しと雖も天民なり、決して無辜を濫殺すべからずと、その識見の尋常に超出するを見るべし。

租税を定む

租税は、太祖の時、既にその數を定めたれども、未だ整頓するに至らざ

世宗意を政治に用ふ

文と對照する時は、其間に於て互に類似の點あれば、諺文はその模範を八思巴文字に取りしことは疑なかるべし。朝鮮人は之を篆文梵字に倣へりといふ、蓋し八思巴文字は、その本源梵字より出でたれば、梵字に倣へりといへるは、必ずしも謂れなきに非ず、又その形體に於ては多少篆文に倣ひしこともありしなるべし。然れども其の主とする所は、八思巴文字にして、明の黄瓚も或は八思巴文字に通せしものにて、斟酌損益の際、その意見を徵せしには非ざる歟。もしそれ諺文を以て、我邦の所謂神代文字より出でたりとする說の如き、今日に於ては、その謬妄既に明かにして、また辯を俟たざるなり。

蓋し太宗世宗の時には、觀るべきこと尠からずと雖も、活字印刷と諺文製作とは、實に朝鮮五百年間の偉業にして、文化史上特筆大書すべきものなり、これ豈朝鮮の最も誇揚すべき所に非ずや。

世宗は又意を政治に用ふること頗る周到なり、七年、柳廷顯、許稠等の議により、官吏久任の法を立て、八年、始て百官をして輪對せしめ、二十年、

諺文は蒙古字に本づく

音韻を質問せしめしこと十三回に及びたりといへども、黃瓚の事蹟は、明瞭ならずして、その關係如何を詳かにすること能はず。

ㄱ ㅋ ㆁ｜ ㄷ ㅌ ㄴ ㅂ ㅍ ㅁ ㅈ ㅊ ㅅ ㆆ｜ ㅎ
ㅇ ㄹ ㅿ｜ ㆍ ㅡ ㅣ ㅗ ㅏ ㅜ ㅓ ㅛ ㅑ ㅠ ㅕ

右傍に｜を附したるは、今日用ひざるものなり。

それ諺文は、音字にして義字にあらず、從來行はれたる漢字とは、その性質を異にして、尤も巧妙なるものなれば、必ず他に摸倣する所なかるべからず。蓋し高麗時代は、久しく元に服屬して、元の勢力は、高麗半島を風靡したれば、元の世祖の時に作りたる八思巴文字も、亦高麗に傳はり、元衰へ明興るに及びて、元より賜はりし蒙古文字の鋪馬八道を明に還しゝことあり、李朝時代に至りても、司譯院には蒙古學あり、又諺文作者の一人なる申叔舟の如きは、蒙古語にも通ぜりといへば、諺文を作る時に於て、八思巴文字を參考に供することは、事情の當に然るべき所なり。且、八思巴文字は、西藏文字より出で、西藏文字は、梵字より出でて、之を諺

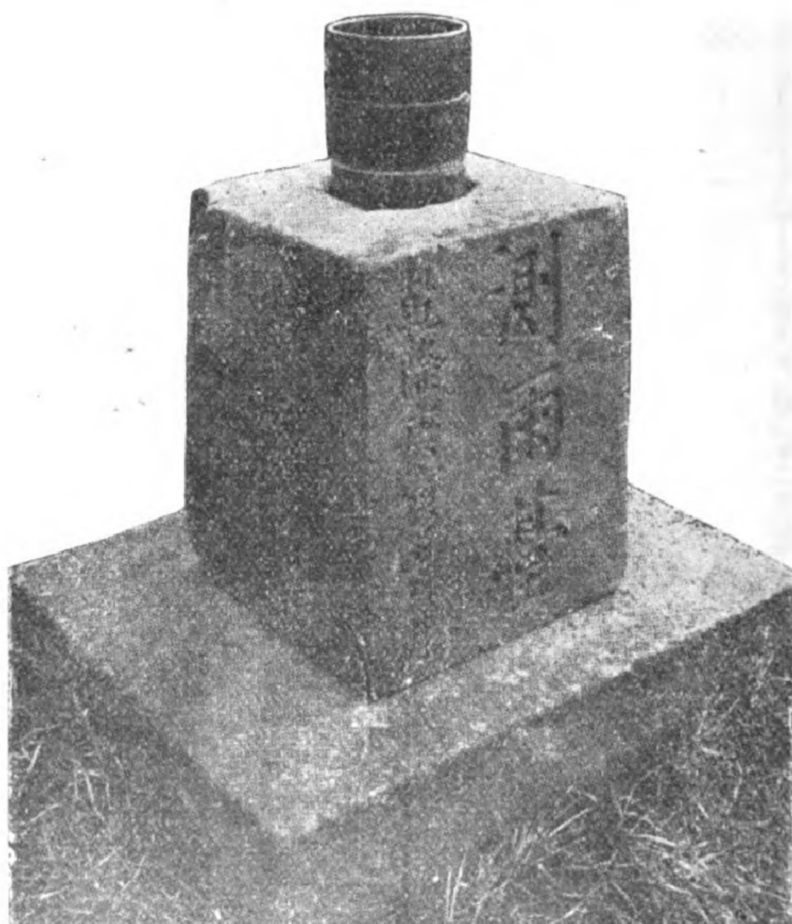
諺文を作る

遣して、北極の高度を量らしむ。歐洲にて器械を以て雨量を測定したるは、西紀一千六百三十九年に始まりたれば、この時より後れたること約二百年なり。

世宗の時に當り、文學技術の進歩せしこと、既に此の如し、是に於て新に文字を製するの必要起れり。抑、朝鮮にては、皇紀千三百五十年の頃、新羅の薛聰が作りし吏道といへるものありしが、是たゞ漢字を借りて其音を寫し、或は之を歌詞に用ひ、或は漢文の間に挿入して、我邦の送假字の如く用ふるに過ぎず、且その古代の製作に出でて、廣く當時の用を充すに足らざりしかば、世宗廿五年、局を禁中に開き、鄭麟趾、申叔舟、成三問、崔恒等に命じて、新字を作らしめ、廿八年(後花園帝文安三年、明正統十一年)に至りて成る是を諺文といふ、字母二十八字ありて、初中終の三聲に分てり、之を連合する時は、有らゆる聲音言語に於て寫すべからざるものなし。(この後中宗より正祖の間には廿七字となり、今日に至りては廿五字となりて通用せり。) 是時、明の翰林學士黃瓚、謫せられて遼東にありしかば、世宗は三問等に命じて遼東に往來し、瓚に就きて

ちて雨量を測らしめ、曆官を摩尼山（京畿道江華にあり）漢拏山（全羅南道濟州）白頭山等に

測雨器の圖



慶尙道大邱宣化堂の前庭にありしが、今は移して仁川觀測所にあり、深さ二十一糎七、內徑十四糎七、黄銅製にして臺石あり、英祖四十六年（乾隆丙寅）世宗の制に倣ひて作りしものなり。

（韓國觀測所學術報文に據る）

大小簡儀渾儀等を作る

欽敬閣

測雨器

塤乃ち十二律を成し、新磬二架を造りて進めしかば、王、律を吹き聲を協へて大に喜び、十七年、朝祭に始めて雅樂を用ふ。塤は律呂に精通し、擢でられて慣習都監提調となり、專ら樂事を掌る。又大小簡儀、渾儀、欽敬閣、仰釜日晷、日星定時儀、自擊漏を製し頗る精巧を極む。皆王の意匠に出で、百工よくその意を測るものなかりしが、たゞ護軍蔣英實、其指示を奉じ、奇を運らし巧を騁せて脗合せざることなきを以て、王甚だ之を重んず、人皆曰く、塤と英實とは、皆世宗制作の爲めに、期に應じて生れたるものなりと。欽敬閣は、千秋殿の西庭に小閣を建て、紙を糊して山を爲り閣中に置く、高さ七尺許、內に玉漏機輪を設け、水を以て之を激し、鼓人、鐘人、司晨、玉女を作り、人力に由らずして自ら擊ち自ら行く、天日の度、晷漏の刻、毫釐を差へず、又漏の餘水を以て欹器を作りて、天道盈虛の理を觀、山の四方に四時の景を作り、木を刻みて人物鳥獸草木の形を爲り、その節候を按じて之を布き、民生稼穡の艱を見るものなりといふ。廿四年（後花園帝嘉吉二年、西紀千四百四十二年）銅を以て測雨器を製して、書雲觀に置き、且諸道に頒

農事直說
五禮儀
三綱行實
資治通鑑訓義
治平要覽
龍飛御天歌
高麗史
歷代兵要
樂律曆象

て、農事直說を銓次せしめ、十二年、五禮の未だ備はらざるを慮り、許稠、姜碩德等に命じて、洪武の禮制及び朝鮮の禮儀を採り、參酌損益、王親ら之を裁して、五禮儀を修めしむ、十六年、古今の忠臣孝子烈女の法るべきものを輯錄し、なほ愚夫愚婦の通曉せざらんことを慮り、その圖形を附し、三綱行實を作らしむ、書中に鄭夢周を以て忠臣傳に列せしが如きは、その用意の公平なるを見るべし、十七年、尹淮、權蹈等に命じ、集賢殿に於て資治通鑑綱目の訓義を作らしめ、王親ら讎正を加ふ、廿七年、鄭麟趾に命じ、周代以後、及び朝鮮の興廢存亡の法戒となすべきものを纂めしめ、治平要覽といふ、又祖宗積累締造の艱難なること、後王知らざるべからざるを以て、權踶等に命じ、龍飛御天歌を撰して、穆祖以後の事蹟を述べしむ。諸書編纂の成るや、皆之を中外に頒布せり。其他高麗史は、文宗元年に至りて成り、歷代兵要は、端宗元年に至りて成れりと雖も、皆世宗の命に出でしものなり。

王又深く意を樂律曆象に用ひ、大提學朴堧に命じて、新磬を造らしむ、

集賢殿を置く

宗學を設く

書籍の編纂

孝行錄

第二節　世宗の文治

世宗は太宗の鑒拔により、王位を承け、天性聰明にして學を好み、尤も精を文治に勵まし、二年、集賢殿を置き、又藏書閣を其北に建て、文士二十人をして、專ら文翰に任じ、今古を討論せしめ、待遇頗る優渥なり。されども猶士人の意を講學に專にする能はざらんことを慮り、大提學卞季良に命じ、年少の文臣才行あるものを擇びて長暇を賜ひ、山寺にありて書を讀ましめ、官より供具を給す、是に於て文章の士、彬々として輩出せり。九年、宗學を設け、文行あるものを選びて博士とし、宗親を敎へしむ、この時尹祥、金鉤、金末、金泮等、皆敎育を掌り、博く經史に通じ、終日矻々、人を誨へて倦まず、頗る作成の効ありといふ。

王は諸臣に命じて、書籍を編纂せしめしこと鮮からざりしが、その主なるものを擧ぐれば、十年、晋州の尼、父を弑するを以て、偰循に命じて孝行錄を改撰せしめ、十一年、五方の風土同じからず、樹藝各、その宜あるを以て、諸道の觀察使に命じ、老農已に驗するの術を訪はしめ、鄭招に命じ

世子褆を廢す

太宗位を世宗に傳ふ

太宗朴習沈泟等を殺す

遂に褆を廢し廣州(京畿道)に放ちて、讓寧君とし、第三子忠寧君祹を立てゝ世子とし、十八年八月、位を祹に禪る、是を世宗とす。

其後、讓寧君の卒するや、世祖命じて祠を立てしめ、至德祠と號す、蓋し讓寧君は、第三子祹の賢德なるを以て、太宗の意之に屬するを知り、佯狂自廢して、之に讓りしものなりといふ、その廢せられし後の擧動を察するに、それ或は然らん。

太宗は、既に位を世宗に傳へ、上王として延禧宮に居りしも、猶自ら軍政を總べしが、時に議者あり、上王に告げて曰く、都總制沈泟は、兵判朴習、姜尙仁と相語りて曰く、號令の二處に出づるは、一口に出づるに如かずと、上王之を聞て大に怒り、命じて之を鞫せしめ、告引すること十餘人、朴習、沈泟、姜尙仁、及び吏曹參議李灌等を殺し、領議政沈溫は、泟が兄なるを以て、亦死を賜ふ、これ畢竟、上王の猜疑よりして、この寃獄を興しゝものにて、その失政たることは論なきなり。 されども太祖の業は、實に太宗の繼述によりて、規模漸く定まりしものといふべし。

庶孽の子孫の正職に叙するを禁ず

勿らしむること是なり。その後、成宗の大典を定むる、亦これに依りしが、この再嫁禁制に均しき法令は、高麗の末倫紀頽敗し、或は夫を殺して他に適くものありしより、一時の矯弊策として之を定めしとの説もあれども、却て之が爲めに、奸穢の變は言ふに忍びざるの地より起りて、風俗を善くするに足らざることは、朝鮮人も既に之を言へり。

其二は、右代言徐選の言に因て、庶孽の子孫は東西班の正職に叙することなきの制を定めて、嫡庶の分を明にせしこと是なり。その後大典亦之に從ひ、姜希孟の註に、子孫を子々孫々とせしより、一層嚴酷なることゝなりしが、この法は古今天下未だあらざる所なりとして、之を論せしものも頗る多かりしと雖も、容易に廢絕に至らざるなり。この二箇條の如きは、法を後世に垂れて、その宜を失へるものといふべし。

王は初め長子禔を立てゝ世子となしゝが、禔は猖狂放縱にして、聲色畋獵に耽り、宗社を承くべからざるを以て、之を廢せんと欲せしに、吏判黄喜、李稷等、堅く執りて不可とす、たゞ柳廷顯深くその議を賛せしかば、

圖讖の妄誕を斥く

年間依然として舊態に安んじ、神速巧妙に至ること能はざりしは、誠に惜しむべきなり。

王は又深く圖讖の妄誕を惡み、禮曹は上元會の樂章に、夢金尺、受寶籙を首とせしかば、諸臣の爭ふをも顧みず、斷然之を斥け、又その後世を惑はさんことを恐れ、十七年、左議政朴訔、知申趙末生に命じて、書雲觀に往き、陰陽書の妖誕不經なるものを索めて悉く之を焚かしめ、その民間にあるものも、亦官に納れしめ、違ふものは、妖書を造るの律に依りて之を罪せしむ。十八年三月、第二子誠寧君䄄の薨せし時、書雲觀は陰陽禁忌に拘はり、太歲、王の本命を壓するにより、明年正月を以て葬らんとす、王亦その妄を斥けて從はず、又旱災に遇へば僧巫を聚めて雨を禱ることを非とし、禱祀を罷めて人事を修めしむ。是等の事を見れば、王の識見の流俗に拘束せられざることは、迥に太祖の上にありといふべし。

再嫁の女の子孫は仕版に上るを禁ず

たゞその旨意は、風敎を維持せんと欲するにあれども、其事は偏狹に陷るを免れざるものあり。其一は、再嫁の女の子孫は、仕版に上ること

刻し活版を作りしは、その權輿なりと雖も、字既に精整ならず、又破碎し易し、元の時には、木版活字の法あり、明の正德中、毘陵(江蘇常州府武進縣)の人は、鉛材を以て活字を作りしことあれども、隆慶中に、無錫(江蘇常州府無錫縣)の人、太平御覽を印するに、五年にして僅に十の一二を得たりといへり、清の乾隆の時に至りて、戸部侍郎金簡、四庫全書中の善本を擇びて、印刷するに活字を用ひ、改めて聚珍版といふ、所謂武英殿聚珍版是なり、支那の活字は是に於て漸く觀るべきもののあるに至れり。我邦にては、足利氏の末に木製活字ありしも、固より太宗の後にあり、而して德川氏の初に、銅製の活字を用ひしは、文祿の役、朝鮮にて獲たりしものなり。西洋に於ける活字の發明も、西紀一千四百五十年にして、太宗三年より後るゝこと四十八年なり。

是に由て之を觀れば、朝鮮活字の發明は、支那より後れたりと雖も、その早く進歩せしことは、遙に支那の上にあり、而して銅製の活字は、實にその創意に出でたりといふ。然るに其後、他國の進歩せるに反し、數百

活字版事業の隣邦との比較

陰隲、論語等の書を出して字本とし、その足らざる所は首陽大君瑈に命じて、之を書せしめ、凡そ二箇月にして、大字の活字二十餘萬を作らしめ、是を甲寅字といふ、是に於て文字始めて鮮明となれり。文宗は又安平大君瑢に命じて書せしめしを壬申字といひ、其後世祖は姜希顏に命じて書せしめしを乙亥字といひ、鄭蘭宗に命じて書せしめしを乙酉字といふ、成宗は又王荊公、歐陽公集の字を用ひしを辛卯字といひ、通鑑綱目の字を用ひしを癸丑字といふ、皆その鑄造の年によりて名づけしなり。右の如く活字を改鑄することは、歷代の王、みな意を此に用ひ、且當時は、印行せし書籍に誤ある時は、監印官を杖するの規定なりしかば、絕て錯謬なしといへり。されども世宗二年には、一日の印する所僅に二十餘紙にして、十六年には四十餘紙なりといへば、後世の迅速なるものと同日の論にあらずと雖も、書籍の刊布に裨益ありしことは、極めて大なりといふべし。

更に之を支那に考ふるに、宋の慶曆中に、畢昇始めて膠泥を以て字を

活字印刷

鑄字所を置き活字を作らしむ

なり。

活字印刷の事は、恭讓王四年(即ち太祖即位の年)書籍院を置き、鑄字を以て書籍を印行せしことあり、何人の創造せしかは、詳かならざれども、高麗末より既にその端を開きしが、王は更に之を利用せんとし、三年(應永十年、明永樂元年、西紀一千四百〇三年)二月、左右に謂て曰く、凡そ治を爲さんと欲せば、必ず博く典籍を觀て、後に格致修齊治平の效を致すべし、然るに書籍甚だ寡し、因て銅を鑄て字を爲り、得る所の書を印行して、その傳を廣めんと欲すと。乃ち鑄字所を置き、內府の銅を出して、判司平府事李稷、知申事朴錫命、右代言李膺等に命じて、古注の詩書左傳を以て字本とし、活字數十萬を鑄造せしめ、是を癸未字といふ。然れどもその字樣未だ善からざるを以て、世宗二年(永樂十八年庚子)十一月、工曹參判李蕆に命じて、更に改鑄せしめしが、字樣稍小にして頗る精好なり、是を庚子字といふ、世宗はなほその字體纖密にして、閱覽に便ならざるを以て、十六年(明宣德九年)七月、復た知中樞院事李蕆、及び集賢殿直提學金墩、直集賢殿金鑌等に命じて、孝順事實、爲善

都を漢陽に遷す
外戚封君の制を罷む
敦寧府を設く
四學を設く

用を聽さしめ、五年群議を排して、都を漢陽に遷し、國家百年の大計を定め、九年外戚事を用ふるの弊を慮りて、その封君の制を罷め、十四年に至りて、敦寧府を設け、宗親の太祖の後に非ずして封君を得ざるもの、及び外戚諸姓を置きて王族外戚をして各、その所に安んせしむ。十一年、黃居正、孫興宗が鄭道傳、南誾の指嗾により、李種學、李崇仁を虐殺せし罪を追正して、道傳、興宗、居正を廢して庶人とし、その子孫を禁錮せり、たゞ南誾は功臣なるを以て論ずることなからしむ。又臺諫、王氏を誅せんことを請ひしかば、王之に告げて曰く、李氏有道なれば、百王氏ありと雖も何ぞ患をなさん、もし無道なれば、王氏に非ずと雖も、代りて興るものなからんやと、遂に王氏の裔に命じて、便に從つて居住せしむ。

且、王は守成の時代に於て、學問敎育の必要なるを思ひ、十一年、中東南西の四學を設けて、所管の儒生を敎へしめ、十四年、親ら軒に臨みて文臣を試み、始めて謁聖の試を設け、藝文大提學卞季良に命じて、文衡を掌らしむ。而して其尤も後世に利益を與へたるものは、活字印刷の事業是

例となる、これ實に屬國の關係上、此に至りしものにて、朝鮮人の尤も榮譽とせし所なりき。然るに日清戰役の後、支那の羈束を離れ大韓帝國と稱するに及びて、明より受けし太祖以下歷代の諡號は、盡く之を削除せり。

第五章 太宗世宗の治績

第一節 太宗の繼述

太祖は王業を開創せりと雖も、久しからずして位を避け、定宗も亦その位にあること甚だ短し、故に百般の事、未だ整頓するに至らざりしが、太宗の時に至りて、粗その緒に就きたり。

太宗の政治

太宗は、天資英敏にして才幹あり、讀書を好み、太祖の創業を輔佐してその功甚だ多し。即位の後、頗る心を政治に用ひ、申聞鼓を設けて、下情を通せしめ、號牌(人民に給して出入に佩持せしむるものなり。)を作りて、戶口を明にし、八道の州郡を定め、滯獄を戒め、武備を愼み、農を勸め饑を賑ひ、楮貨を作りて民

太祖薨ず

祖望み見て怒氣面に形れ、御する所の彤弓白羽箭を以て、滿を引き之を射る、太宗倉黄として高柱に依りしに、矢その柱に中りたれば、太祖笑つて曰く、天なりと、遂に宴を開く、崙等密に太宗に告げて曰く、壽を獻ずる時親ら獻ずべからず、宜く中官に授けて進むべし、太宗亦之に從ひ、中官をして爵を進めしむ、太祖飲み畢り、笑ひて袖中より鐵如意を出し座側に置て曰く、天に非ざるなしと。是に至りて太祖は外その怨を釋くが如しと雖も、中心欝勃として不平已む能はざるの情想ひ見るべし。それ父子兄弟の間、この不祥のことあるは、洵に人倫の變にして、兄弟の爭閲よりして、遂に父子の恩を傷るに至る、太宗は固より其責を逭るゝ能はざるなり。

太祖は是より後、なほ上王の位にありしも、復た世事に關せず、太宗八年（明永樂六年、皇紀二千〇六十八年）に至りて薨ぜり、享年七十有四、因て鄭擢を明に遣して其喪を告げしかば、明乃ち使を遣して弔祭し、諡を康献と賜へり。是より先、高麗恭愍王は明より諡を賜はりしが、今亦この事ありて、遂に常

太祖咸興に奔る

芳蕃、芳碩等は、前に述べたるが如く、兄弟の爭奪によりて、遂に非命に斃れしかば、太祖の太宗に對する惡感情は、勃然として抑ふること能はず、その位を定宗に禪るや、東の方金剛山に遊び、遂に咸興に奔りて還らず。是を以て、太宗は屢、使を遣して安否を問ひしも、その使は皆殺戮せられたれば、其後往て還らざるものを稱して、咸興の差使員と曰ふに至る。

太祖都に還る

成石磷は太祖の舊交なるを以て、往て其意を回さんことを請ひしに、太宗之を許す、石磷乃ち往て人倫の變に處するの道を開陳し、朴淳も亦請うて行き、反覆之を諷諭す、太宗又僧無學を索めて咸興に往かしめしが、無學之を說くこと益、切なり、太宗が太祖の回鑾を請うに於ける、百方力を竭しゝこと此の如し。是に於て、太祖は終に都に還ることゝなりしかば、太宗は郊に出でて親迎し、盛に帳幕を設く、河崙等曰く、上王怒未だ盡く釋けざれば慮らざるべからず、日を遮る高柱、宜く大木を用ふべしと、太宗之に從ふ。相會するに及びて、太宗冕服を以て進見せしが、太

定宗位を太宗に傳ふ

草創の際、多少の紛擾は免れざる所なりと雖も、骨肉の間、屢、この爭奪の禍ありしは、亦誠に悲しむべきなり。

獨り定宗は、この間にあり、謹直方正にして、且武略に長じ、嘗て太祖に從つて征伐し、屢、大功を立てしことあるにも拘はらず、開國の際に於ては、全く其謀に與らず、太祖の呵責を受くるに至りしが、事變により、已むを得ずして王位に登ることゝなれり。されば即位の後にも、盡く諸王子を逐ひ、髮を削り僧となして、後患の至らんことを慮り、王妃金氏も亦頗る賢明にして、世子芳遠入見の時に於て、王を諫めて曰く、殿下何ぞその目を觀ざるや、宜く速に位を傳へて、その心を安んずべしと、王之に從ひ在位僅に二年にして、位を芳遠に傳ふ、是を太宗とす。

定宗の太宗に於ける既に此の如し、故に太宗も亦友愛の道を盡し、悉く諸王子を還して爵を賜ひしが、定宗は上王として別宮に居り、十五人の王子に訓勅して、寒士の家の子弟の如くならしめ、十有九年の間、閑居して病を養ひ、終に清福を全うせり。

芳幹を配し朴苞を誅す

に芳幹を兎山（黄海道）に配し、又朴苞を清海（全羅南道）に流し、尋で之を誅せり。その後、芳遠位に即くに及びて、群臣芳幹を誅せんことを請へども、王聽さず、芳幹遂に病を以て死せり。

芳遠を世子とす

亂の平ぐに及びて、河崙等啓して曰く、夢周の亂、靖安君なくんば、大事幾ど成らざらん、道傳の亂、靖安君なくんば安んぞ今日あらんや、且昨日の事を以て之を觀れば、天意人心亦知るべし、請ふ早く位號を定めんと、定宗乃ち芳遠を策して世子とす。

抑、開國以後、未だ十年ならざるに、已に二回の變亂あり、鄭道傳、朴苞等、亂を謀るといふと雖も、王子兄弟の間、もと軋轢あるを免れず、芳遠の英邁なる、太祖開國の業に於て、功績尤も多く、その兄弟に於ける、殆ど唐の世民の建成、元吉に於けるが如し、芳蕃、芳碩及び芳幹等、功を嫉み位を冀ひ、母后亦之を立んと欲するの心あり、芳遠は已むを得ずして之に應ずるが如しと雖も、蹶勃たる野心は掩ふべからざるものあり、然るに道傳朴苞の徒、その間にありて之を媒蘖す、亂烏んぞ起らざるを得んや、王業

朴苞亂をなす

を銜み亂をなさんことを謀り、懐安君芳幹の第に抵りしが、時に赤氣天に見はる、苞曰く、天に妖氣あり、宜く愼みて之を處すべし、芳幹曰く、何を以て之を處せん、苞曰く、兵を興らず、出入を謹み、衣冠を整へ、行止を重んじ、前朝諸王の例の如くせば上策なり、芳幹曰く、更にその次を言へ、苞曰く、逃れて荊蠻に之くこと、泰伯仲雍の如くせよ、芳幹曰く、更にその次を言へ、苞曰く、靖安君芳遠、兵强くして衆附けり、公の兵は弱く危きこと朝露の如し、早く擊て之を去るに如かず、芳幹之に從ひ兵を擧ぐ。 義安君和、完山君天佑(太祖の兄元桂の子)芳遠の邸に至りて變を告げ、之に應ぜんことを請ふ、芳遠曰く、吾何の顏ありて外人を見んや、天佑乃ち芳遠を抱き、和は甲を以て之に被らしめ、擁して、馬に上らしむ。 時に功臣は獨り苞と花山君張思吉とのみ芳幹に從ひ、其餘は皆芳遠に從へり、承宣李叔蕃、先登力戰し、芳幹の兵大に敗れ、芳幹弓矢を棄てゝ臥したれば、軍人之を擒にす。 時に太祖は上王として松都にありしが、之を聞き歎じて曰く、彼の牛の如き人、何ぞ此に至るや、三韓には世家大族多し、予甚だ愧づと。 遂

して、冥福を資くといふ。

太祖位を定宗に傳ふ

諸臣芳遠を立て世子となさんことを請ひしも、芳遠固く讓りて芳果（後諱を曔と改む）を立んとす。亂の時に當りて、芳果は祈禱を以て昭格殿に齋宿せしが、變を聞き徒歩して城を踰え民家に匿れたれば、諸臣之を招請し、將に世子に封ぜんとす、芳果曰く、開國より今日に至るまで、皆芳遠の功なり、我世子となるべからず、芳遠も亦固辭して受けざりしかば、太祖芳果を立てゝ世子とし、遂に位を傳ふ是を定宗とす、時に七年九月なり、是より太祖を稱して、上王と云ふ。

私兵を罷む

定宗の頃は、高麗末の風を承け、諸功臣は各、私兵を擁せしかば、權近は疏を上り兵馬を以て三軍府に屬して公家の兵とし、私兵を罷め、私門の直宿は悉く禁斷せんことを請ふ、定宗之に從ひ、悉く私兵を罷めたれども未だ全く安靜なること能はず。知中樞朴苞は、功頗る多かりしも、諸臣の下に居るを以て、怏々として不平なりしが、芳遠之を聞き定宗に啓して苞を竹州（忠清北道永同郡）に流し、幾ばくもなくして之を召還せり。苞之

鄭道傳南誾を斬る

芳蕃芳碩を殺す

蕃をして故らに矢を射て屋上に落さしめ、火を縱つて之を焚く、道傳走りてその隣の判奉常閔富が家に匿れしが、軍人入りて之を搜索し、執へて芳遠の前に至る、道傳仰ぎて曰く、もし我を活さば、當に力を盡して輔佐すべし、芳遠曰く、爾既に王氏に負けり、又李氏に負かんと欲するかと、立ころに之を斬る、南誾潜に逃れたれば、亦之を斬る。芳碩の黨、軍を出さんと欲し、城に登りて之を覘へば、光化門より南山に至るまで、鐵騎彌滿するを見、懼れて敢て出でず、その彌滿するものは、蓋し叔蕃が率ゐし所の軍なり。太祖移りて清涼殿に御す、浚等百官を率ゐて道傳誾等の罪を啓し、且世子を改め封せんことを請ふ太祖芳碩に謂て曰く、汝に於て便なりと、芳碩辭し去る、又芳蕃を出さんことを請ふ、太祖芳蕃に謂て曰く、汝出で去るも何ぞ妨げんと、芳蕃西門を出でしに、芳遠其手を執て曰く、汝吾言を聽かずして此に至る、好し去れ好し去れと、叔蕃諸軍を部分し、芳蕃、芳碩等を撲殺す、太祖大に怒り宿衞を率ゐて出で討せしが、反りて叔蕃等に敗らる。太祖深く二人の死を悼み屢、僧舍に幸し佛に供

べからず、宜しく諸兄に諭して戒愼すべしと。卜者安愼、道傳に謂て曰く、世子の異母兄天命あるもの一にあらず、道傳曰く、即ち之を除くべし、何ぞ憂ふるに足らんと、義安君和之を知りて密に芳遠に告ぐ。七年八月、太祖疾に寢す、道傳移御を議するに託して諸王子を召し、因て亂をなさんと欲す。時に芳遠は諸兄と勤政門外に宿せしが、闕に至れば、小宦あり内より出でて曰く、主上病重し、寓を避けんと欲す、諸王子盡く入り來れと、宮門常に燈を設けしが、是夜燈なきを以て、人益之を疑ふ。芳遠乃ち益安君芳毅、懷安君芳幹と迎秋門を出で、人を遣して政丞趙浚、金士衡等を召し、之に謂て曰く、公等李氏の社稷を變へざるかと、俄にして朝臣來り赴くもの多し、芳遠、浚等をして百官を召集せしめしかば、贊成柳曼殊、散騎常侍卞仲良等至りしが、その芳碩に黨するを以て之を斬る。

是より先、忠清道觀察使河崙は、安山郡事李叔蕃の大事を屬すべきを以て、之を芳遠に薦めしが故に、特に叔蕃を召して至らしむ。時に芳遠、武士を率ゐて道傳等を覘ひしに、道傳等南誾が妾の家に會せしかば、叔

芳碩を世子とす

鄭道傳諸王子を去らんとす

朝鮮開國の初は、王業纔に成れりと雖も、骨肉の間、血を蹀むの禍屢、起り、王室未だ鞏固なりといふべからず。 太祖はもと男子八人ありて、芳雨、芳果、芳毅、芳幹、芳遠、芳衍は、神懿王后韓氏の出にして、芳蕃、芳碩は、神德王后康氏の出なり。 太祖嘗て裴克廉、趙浚等を內殿に引き、世子を立んことを議せしに、克廉等曰く、時平なれば嫡を立て、世亂るれば有功を先にすと、その意蓋し芳遠を立んと欲するなり。 時に韓氏既に薨じ、康氏坤位にありしが、潜にこの議を聽て、哭聲外に聞ゆ、克廉等遂に罷めて出づ。 他日、又克廉等を召して議せしも、また嫡を立て功を立んといふものなし、克廉等退て議して曰く、康氏必ず己が出を立んと欲すれども、芳蕃は狂悖にして立つべからず、其季弟は稍可なりと遂に請うて芳碩を封じて世子とす。

是に於て鄭道傳、南誾等、芳碩に附し、諸王子を忌みて之を去らんことを謀り、密に啓して明朝封王の制に依り、諸王子を各道に分遣せんことを請ひしが、太祖答へず、因て芳遠に謂て曰く、外間の議汝が輩知らざる

忠節の士輩出の理由

業とし、遂に平民となる。

右の如く革命の後に於て、其節を守りて屈せざるもの甚だ多し、又革命以前に於ても、王氏の爲めに忠節を盡して、身命を犧牲に供せしものも亦尠からず。蓋し高麗時代は、儒學佛敎並び行はれ、佛敎尤も盛なりしが、其末に及び佛敎漸く衰へて、宋儒程朱の學大に興り、士大夫の間、頗る宋時の習氣に浸染して、辨難爭論盛に行はれたれば、風俗頽廢せりと雖も、名敎未だ全く衰へず、且高麗五百年の恩澤の人心に浸染せしことも、亦淺しといふべからず、これその忠節の士輩出せし所以なるべし。是時に當りて、王氏の社稷を冥々の裡に簒はんとす、固より容易の事に非ざれば、その反對するものは、既に種々の名義を以て、卒ね之を誅竄し、又王氏の遺族を殲滅せりと雖も、徒らに節を山林に守りて抵抗の患なきものは、特に誅竄を加へざるのみならず、反りて之を襃美せり、亦以て當時政策のある所を見るべし。

第五節　王位繼承の紛爭

道知異山の一名）に入る、太祖戸曹典書に拜して之を招けども、涓從はず、仍て名を改めて狷といふ、字犬に從ふ、犬その主を戀ふの義に取るなり。頭流山より轉じて清溪山（京畿道果川郡にあり）に入り、常に最高峯に登り、開京を望みて痛哭す、人その峯を指して望京峯といふ、太祖其節を嘉みし、賓主の禮を以て見んことを請ひしに、狷出でゝ會見し、揖して拜せず、太祖命じて清溪の一曲に封じ、石室を築きて與へしも、狷終に之に居らず、移りて楊州の松山に住し、因て自ら松山と號すといふ。

南乙珍

南乙珍は沙川の人なり、高麗の時、參知政事となりしが、其亡ぶるや遁れて紺嶽（京畿道積城郡にあり）の岩窟中に入る、太祖その屈すべからざるを知り、山の四面を環らし、之を封じて沙川伯と號せしが、乙珍受けずして終に岩窟の中に死す。

不朝峴杜門洞

其他開京の不朝峴、杜門洞は皆高麗の巨室世家、李氏に臣服するを欲せざるものゝ留居する所にして、不朝峴には五十餘家あり、杜門洞には七十二の忠臣と稱するものありて、科擧に赴かず、子孫皆商賈を以て生

宗その節義を嘉みし、優禮して之を還し、命じて其家を復せしむ、世宗亦教を下して之を褒す。監司南在、吉再に贈る詩に曰く、高麗五百獨先生、一代功名豈足榮、凜々清風吹六合、朝鮮噫載永嘉聲。

元天錫

元天錫字は子正、耘谷と號す、原州の人なり。學問該博、高麗の末、政の亂れたるを見て、雉岳山(原州にあり)の下に隱居し、躬耕して親を養ふ、嘗て試に赴き、進士に中りしも肯て仕へず、退て鄉里に歸り、李穡諸公と往來酬唱せり。太宗微賤なりし時、業を受けしを以て、屢召せども赴かざりしが、太宗東遊して其廬を訪ひしに、天錫避けて見ず、太宗溪石上に下り、當時の炊婢を召して食物を賜ひ、其子泂を基川の監とす、後人その溪石を名づけて、太宗臺といふ。

趙狷

趙狷初の名は涓、平壤の人にして、浚の弟なり、高麗に仕へて知中事となる。兄浚が李氏を輔けて功業をなさんとするの志あるを知り、泣て之を諫む、浚その志の奪ふべからざるを知り、按廉使として嶺南を按せしめしが、未だ還るに及ばずして高麗亡びたれば、涓痛哭して頭流山(慶尙

吉再

て、其心術の陰險酷虐なること尤も惡むべし。蓋し右の諸人は、其爲す所稍强硬なるを以て、忌まるゝこと殊に甚だしく、終に其生命を保つ能はざるなり。若しそれ超然として其身を汚さず、淸風高節、軒冕を泥塗とし、山林に隱伏して、餘生を送りしもの亦甚だ多し、今その重なるもの數人を擧ぐべし。

吉再字は再父、冶隱と號す、善州海平(慶尙北道善山郡に屬す)の人なり。辛禑の時登第し、辛昌の時、門下注書に拜せられ、恭讓王の立つに及び、官を棄てゝ善州に歸り、よく其母に事へしかば、鄕黨その孝を稱す。再嘗て李穡の門に學ぶ、國の將に亡びんとするを知り、去就の義を穡に問ひしに、穡曰く、我輩大臣は國と休戚を同じくするが故に去るべからず、爾は去るべしと、再乃ち去就を決すといふ。李芳遠少時再と同じく書を讀み、情義甚だ篤し、定宗二年、芳遠東宮にありし時、令を下して再を徵しゝに、再堅く臥して起たざりしを以て、州官之を促し道に就かしめたれば、再已むを得ずして京に至りしが、奉常博士を授くれども、上疏して之を辭す、定

穡字は穎叔、牧隱と號す、天資明敏にして羣書を博覽し詩文に長ず、高麗の時、元に如き擧に應じて對策せしが、考官歐陽玄、拔擢して第二甲に置く、還るに及びて密直提學兼大司成となり、常に明倫堂に坐して業を授く、是より性理の學始めて興り、鄭夢周、權近、吉再、李崇仁、鄭道傳等みな其門より出づ。

李種學

李崇仁

穡が子種學、及び李崇仁は、倶に鄭夢周が黨に坐せられ、種學は長沙(全羅南道茂長郡)に杖流せられしが、敎書使孫興宗は、鄭道傳、南誾が旨を承け種學を杖せしも、死せざりしを以て、終に之を縊殺せり。 崇仁字は子安、陶隱と號す、道傳と同じく李穡を師とし、才名相齊し、道傳甚だ不平なりしが、崇仁が嶺南に流さるゝや、孫興宗之を杖すること數百棍なりしも、なほ死せざるを以て、縛して馬に載せ、馳驅して旁邑に送り、遂に潰爛して死す、亦道傳が旨を承けたるなりといふ。

鄭道傳は李穡の門より出でたりと雖も、高麗の遺臣を殺しゝは、大抵その計策より出で、金震陽、禹玄寶等の如きも、亦陰に之を殺しゝものに

罷りて、空しく非命に斃れしものあり、或は山林に潜伏して、其身を汚さゞるものあり、其形迹に於ては一様ならずと雖も、要するに毅然として忠義の節を全くせしものも亦尠からず。

李穡

李朝の毒手に罹りて非命に斃れしもの、李穡、李種學、李崇仁等の數人あり。李穡は禑に驪興に貶せられ、革命の後、長興に移され、尋で韓州(忠清南道韓山郡)の故郷に放歸せらる。其後太祖累りに中使を遣し、手書を以て之を召す、穡至り、長揖して拜せざりしかば、太祖御榻を降り、賓禮を以て接す、俄にして侍講次を以て進みたれば、太祖還りて御榻に陞りしに、穡昂然として起て曰く、老夫坐する處なし、太祖曰く、願くは教を承けん、穡曰く、亡國の大夫は存を圖るべからず、たゞ當にこの骸骨を以て故山に歸葬すべきのみと、遂に出づ。

李穡害に遇ふ

五年、驪興に往て暑を避けんと請ひ、驪江より舟に乘じて江に泝る、護送の中使あり、宣醞を賜ひしが、清心樓の下流燕子灘に至りて暴に歿したれば、人みな鄭道傳趙浚のなす所なるを疑へりといふ、太祖後にその死を怪しみ、其時の按察使を殺せり。

問はざりしかば、臺諫又王氏を誅せんことを請ひたれども、王亦許さず、文宗も亦王氏を待すること古に如かざるは、謀臣の所爲にして、太祖の意に非ずといひて、廟殿に號を賜ひ崇義殿と曰ひ、顯宗の遠孫王循禮を索めて副使とし、其祀を奉ぜしむ。

王氏待遇の刻薄

それ王氏を海に沈めたる時に當りて、太祖之を知らざることなかるべきに、一言の譴責を加へたるをも聞かざれば、徒らに太祖の本意に非ずといふも、其惡を掩ふことを得ざるなり。太宗、世宗、賢明なりと雖も、未だ王氏に對して恩禮を施したることあらず、文宗に至り始めて崇敬を加ふるのみ、李氏の王氏に於ける、何ぞその刻薄なる。蓋し李氏の王位を得たるは、熟柿の落るを俟たず、その根を搖かし、其枝を撓まして、纔に之を攫取せしものなれば、その後患の起らんことを恐れて、豫防の此に至れるも、亦已むを得ざるなり。

高麗の遺臣

又高麗滅亡の際、其舊臣にして、李氏を扶けて功業をなしゝもの甚だ多しと雖も、一方にはまた終始心を高麗に存し、或は終に李朝の毒手に

王氏を海に沈む

麻田(京畿道)に建て、又敎を下して王氏を優遇せしと雖も、これ特に一時の事にして、三年、臺諫は王康、王承寶、王承貴、王鬲を海島に徙さんことを請ふ、諸臣議して曰く、除かずんば必ず後患あらん、之を殺すに如かずと。されども其名なきを惡み、舟人をして舟を具へしめ、諸王に諭して曰く、敎書今下り、諸君を海島中に置て庶人となすと、諸王大に喜び、爭つて舟に登りしに、舟岸を距るに及び、潜に之を鑿ちて海底に沈ましむ、これ實に鄭道傳の策に出でたりといふ。 唯恭讓王の弟王瑀は、その女を以て李芳蕃(太祖第七子)の夫人となしゝに因て、歸義君に封せられ、瑀が子坦も、亦その封を襲ひ、麻田の廟祀を奉ずることを得たり。 恭讓王は嚮に原州より杆城(江原道)に移され、太祖四年に至り疾を以て卒せしが、その子孫は詳ならず。 その他王氏の逃匿して民間にあるものは、其姓を改め、或は一點を添て玉氏となり、又一點を添て田氏となるといふ、その淪落すること此の如し。 太宗の時、王氏の庶子民間にあるを告るものありしが、王は高麗の宗姓保全することを得ざるは、太祖の本意に非ずといひて

をその傍に建つ。　五年更に地方の民夫を徵して都城を築き、正月より役を始め、九月に至りて畢る、都城の八門を崇禮、肅淸、興仁、敦義、惠化、彰義、光熙、昭德といふ、その他內外四十九坊、皆道傳の名づけし所なり。　是に於て王城の規模粗備り、十一月、都を漢陽に移せり。

都を開城に遷す

漢陽は宮殿僅に創建せられたりと雖も、閭閻未だ備はらず、百官軍民みな舊都を懷ひ、太祖も亦之を忘るゝこと能はざりしが、定宗元年、王、齊陵（定宗の母韓氏の陵なり、京畿道豐德郡にあり。）に幸し、遂に開城に至り、壽昌宮の北苑に登り、顧みて左右に謂て曰く、前朝太祖の智を以て、都を此に建てしは、豈偶然ならんやと、乃ち上王を奉じて都を開城に遷す、蓋し人心猶未だ其堵に安んせざるを以て、之が鎭定を謀りしなり。　是より後、七年の間は、開城にありしが、太宗五年に至りて、復た漢陽に還りたり。

高麗王氏の處置

王氏の社稷既に倒れて、李氏之に代り、大業粗定まりしと雖も、其更迭の際に於ける、頗る情理に悖ることあるを免れざれば、王氏の宗族を存するは、後來の患害を貽すの恐なきに非ず。　太祖元年、高麗太祖の廟を

漢陽の來歷及び選定

に關する一種の迷信ありて、深く人心に浸染せしかば、都を漢陽に遷すの議は、直ちに決定せられたり。漢陽は百濟の舊都にして、三國以來著名の地なりしが、道詵の秘記に、「代王者李、當都漢陽」の語あるに因て、高麗の時には、多く李樹を植ゑ、その茂盛なるに至れば、輒ち斬伐して之を壓せりといふ。太祖又深く僧無學を尊信せしかば、人を遣して之を訪求せしめ、待するに師禮を以てし、都を定むるの地を問ひしに、無學亦漢陽を善しとす。それ漢陽の地たるや、古來より其名既に著れ、且迷信上の條件あるのみならず、八道の中央に位し、江山之を環らし、形勢亦以て優に王城となすに足れり、これ太祖の都を此に奠めたる所以なり。

新宮成る

三年、鄭道傳、南誾、李稷等に命じて漢陽の地を相せしめ、十二月役を起し、四年九月に至りて、太廟社稷及び宮殿は成を告げたり、因て鄭道傳に命じて新宮の諸殿に名づけしむ、道傳乃ち名を撰し幷せてその撰する所の意を書して進む、景福宮及び康寧、延生、慶成、思政、勤政の諸殿あり、乃ち新廟に於て享禮を行ひ、群臣を新宮に宴す、又文廟を造り、尋で成均館

界を定め、後又都宣慰使鄭道傳を遣して、郡縣の地界を劃定せしめたり。其官制に於ける、高麗の制を參酌して、二府を設け、都評議司は國政を掌り、義興三軍府は軍政を掌り、判評議司事は三軍府を領し、軍國の大事、皆之をして決せしむ。四年、鄭道傳に命じて經國大典を纂輯せしめ、周禮の六官に倣へ、分ちて治典、敎典、禮典、政典、刑典、事典とす、尋で河崙に命じて更に詳定を爲さしめ、名づけて經國元典續典といふ、されども草創の際にして、未だ十分整頓するに至らざるなり。其後、義興三軍府の啓によりて、符信の制を定め、凡そ兵を徵する時は、符を以て之を發し、符なきものは擅發を以て論ずることゝし、又有備庫を置きて軍需に供せしむ、その意を軍政に用ひしを見るべし。定宗は又河崙に命じて官制を改め、都評議司を議政府とし、中樞院を三軍府とし、其他改正する所多し、これ皆後來修整の端を開きたるものなり。

遷都

都城は、其初め高麗の舊都開城にありしが、革命の際に於ては、遷都をなして天下の耳目を一新するの必要あるのみならず、朝鮮には又土地

に遣還せり、是より情意漸く通じて詰責を免るゝを得たり。蓋し明はその强大を恃みて、朝鮮の弱小を侮り、此の如く種々の難題を設けて之を困めたれども、既に事大を以て主義となしたれば、一意恭順、唯その命に從へり。

事大主義

朝鮮は地理的の關係上、常に北方の侵掠を被り、數百年間、事大主義を以て養成せられたれば、稀には崔瑩の如き强硬なる論者ありと雖も、到底當時に容れらるゝこと能はず。されば太祖が明に事ふるの方針を定め、事大を以て國是となしたるは、よく人望を收る所以にして、是より以來、この思想は、益、固結して解くべからず、英偉超卓の士ありと雖も、亦この範圍を脱すること能はざるに至れり。

内治を整ふ

且それ王業を百世に傳へんと欲せば、内治を整ひ、法制を修めて、國家永遠の計をなさゞるべからず。是を以て太祖はまづ政府六曹臺諫に命じて、賢良遺逸を擧げしめ、開國功臣益安大君芳毅等三十九人の勳を策し、經筵を開き、直言を求め、印信を改鑄し、科擧考課の法を立て、八路の

權近明に使す

邊將を誘ひ、且女眞を導き潛に鴨綠江を渡りて入寇せんと欲することを責めたれば、王は表を上りて之れを辯明せしが、明は其表辭の倨傲なりとて益〻怒り、遼東に命じて朝鮮の使を納ることなからしむ。因て更に靖安君李芳遠及び趙胖、南在を遣して之を謝せしめしに、その敷奏詳明なるを以て、明帝之を優禮して還らしめ、朝聘の路を通ぜしむ。四年（洪武廿八年）柳珣を遣して明年の正旦を賀せしむ、明又その表箋に戲侮の字あるを詰責す、珣曰く、表文は鄭道傳の撰せしものなりと、遂に道傳を執へて送らしむ、道傳疾と稱して行かざりしを以て、贊成事權近代り往き謝して曰く、小國の大に事ふるは、表文に依らざれば情を達することを得ず、而るに臣等海外に生れ、學問その方に通せず、我王の忠誠をして明白ならしむる能はざるは、誠に臣等の罪なりと、明帝その言を然りとす。因て題を命じて詩を賦せしむ、權近乃ち詩十八篇を賦せしかば、帝嘉嘆して已まず、文淵閣に往き翰林學士劉三吾、許觀等と相周旋せしむ、權近常に大に事ふるの誠意を言ふ、帝聞て之を嘉みし、屢〻老實秀才と稱し、遂

る所に非ざるを以て、もしよく天道に順ひ、人心に合し、邊釁を啓かず、使命往來せば、實に爾が國の福なり、我又何ぞ責めんといひて、之を承認せり。

國號を朝鮮と改む

其後趙琳の明より還るや、明は國號改定の事を速に報告せしめしかば、密直司事韓尙質を遣し、朝鮮、和寧等の號に就て裁擇を請はしむ、朝鮮は箕子の舊號、和寧は咸鏡道永興の一名にして太祖の生地なるを以てなり。　明の太祖、朝鮮の稱は美にして且その由來の遠きを以て、定めて朝鮮とす、是より高麗を改めて朝鮮と稱す。　二年（明洪武廿六年）使を遣して馬九千八百餘匹を進め、又方物を貢し、幷せて高麗の印信を納れ、成桂の名を更めて旦といはんことを請はしむ、明亦之を許す。

宗系の辨誣

此の如く一々明の承認を求めて、屬國の禮を盡したれども、なほ明をして滿足せしむること能はず。　嚮に尹彝李初が明に至りし時、太祖を以て李仁任の子とす、明人之を信せしかば、奏聞してその誣罔を辯じたれども、この問題に關しては、容易に解決に至らず、是より後、二百年間に亙り、使を遣すこと數十回に及べり。

明朝鮮を責む

明は朝鮮が布帛金銀を以てその

回軍以後明との關係

明の承認を求む

ずして、王氏の社稷を衽席の上に簒ひて其國を開きし所以なり。

革命の業既に成りたれば、まづ支那の承認を經ざるべからず、これ特に隣邦の交際にあらずして、即ち事大の禮を行ふ所以なり。是より先、鴨綠回軍の後に於て、明は鐵嶺以北疆界の事は、高麗の言ふ所その理あるを以て、鐵嶺衞を立ることを罷め、高麗は又使を遣して、辛禑位を遜れ及び崔瑩遼を攻るの罪を責めて之を誅せしことを告げ、昌の親朝を請へり。然れども明は恭愍王弑せられて後、王氏を假ると雖も、異姓を以て位を繼ぐは、三韓世守の良謀に非ざることを責めて、昌の親朝を許さず。其後昌を廢して恭讓王を立るや、尹彝、李初等、明に往きて李成桂その姻親を立て、兵馬を動かし上國を犯さんことを謀るを告げて、明の兵を發して來り討せんことを請ひしが、明は其誣妄を知りて彝初を罪せり。是より後、明に臣事して怠らざりき。太祖の位に即くや、直ちに中樞院事趙胖を明に遣し、都評議司の書を齎らして之を告げしむ、是實にその承認を求めたるものなり。明の太祖、高麗は東隅に僻處し、中國の治

趙浚を都統使とす

太祖即位の情狀

この事あるを思はんや、予もし平康なれば、單騎にして避くべかりしに、今、疾に罹り手足自由なること能はずして此に至る、卿等宜しく各、爾の心力を一にして涼德を輔くべしと、乃ち前朝の中外大小の臣僚に命じて、舊に仍りて事を視せしむ。其夕又趙浚を臥内に召して曰く、卿、漢文帝が代邸より入りて、夜、宋昌を拜し衛將軍として南北軍を鎭撫せしむるの意を知るかと、因て都統使の銀印を賜ひ、五道(楊廣、慶尙、全州、交州、西海)の兵馬を掌らしむ、其用意の周到なること此の如し。

抑、太祖の王位に即きしは、禪讓に非ず、弑逆に非ず、冥々の中に權力を占有し、其君の暗弱なるに乘じて之を廢放し、遂に群臣に推戴せらる、其謀亦巧なりといふべし。蓋し辛禑、辛昌を廢するは、即ち恭讓王を廢するの先例を開くものにて、滿朝の士大夫、既に廢立に狃れ、恬として怪まざるに至る。而して忠を王氏に盡すものは、種々の罪名を羅織して、誅戮竄逐至らざる所なく、文武の大權は、皆其黨の手に歸せり、一旦六龍に乘ずと雖も、誰か敢て之を拒まん、これその一兵を動かさず、一矢を發せ

李成桂王位に即く

て國事を監せしむ、裴克廉等國人を率ゐ傳國の寶を奉じて成桂の邸に詣り街巷に塡咽せしが、閔開獨り悅ばず、首を欹てゝ言はざりしかば、南誾之を擊殺せんとせしに、芳遠力めて之を止む、閔開は曩に黑白顚倒の疏を上りしものなれば、固より李氏を悅ばざるものに非ざりしに、今や此の如きは、蓋し良心の明、自ら忍び難きものありしなるべし。 裴克廉等の到るや、成桂門を閉ぢて納れず、克廉之を排して直ちに入り、寶を廳事の上に置き、羅拜して鼓を擊ち千歲と呼び、辭を合して勸進す、成桂固く拒みて曰く、古より王者の興るは、天命あるに非んば不可なり、予實に否德何ぞ敢て之に當らんと、大小臣僚耆老擁衞して退かず、百官壽昌門の西に班迎す、成桂馬より下り步行して、壽昌宮の正殿に入り位に即く、是を朝鮮の太祖とす、實に恭讓王四年(明洪武廿五年)七月にして、即ち我後小松帝明德三年なり。

太祖御座を避けて楹内に立ち、群臣の賀を受け、因て六曹の判書以上に命じて殿に上らしめ、謂て曰く、予首相たるも猶惕勵を懷けり、豈今日

恭讓王を廢す

す、聖人の惡む所なり、列國同盟の如きは古より之ありと雖も、君と臣と同盟することは、經籍故事の據るべきなし、王曰く、且之を草せよ、庸、芳遠と成桂に就て王の教を傳ふ、成桂曰く、予何をか云はんや、汝當に王の教によりて起草すべし、庸退き草して曰く、不ㇾ有ㇾ卿、予焉至ㇾ此、卿之功與ㇾ德、予敢忘ㇾ諸、皇天后土、在ㇾ上在ㇾ旁、世世子孫、無ㇾ相害ㇾ也、予所ㇾ有ㇾ負ㇾ於卿ㇾ者、有ㇾ如ㇾ此盟ㇾと、乃ち草を王に進む、王曰く可なりと、これ果して何たる現象ぞや。

是より先、芳遠、南誾は計を定めて、密に趙仁沃及び趙浚、鄭道傳、趙璞等五十二人と力を協せ、成桂を推戴せんとせしも、憚りて敢て告げざりしが、芳遠その母康氏に白して達せしむ。是に於て侍中裴克廉等、定妃に白して曰く、今王昏暗にして君道已に失し、人心已に去り、社稷生靈の主となすべからず、請ふ之を廢せんと、南誾、鄭熙啓、定妃の教書を齎らして北泉洞の宮に至り、王の罪を數へて之を廢し、原州に放つ。王素より柔懦にして爲すあること能はずと雖も、また極惡大罪あるにあらず、當時數ふる所何ものなるかを知らざるなり。　定妃乃ち教を下し成桂をし

以上擧ぐる所四條の方略、既にその目的を遂したるの時は、即ち革命の機熟したるの時なり、王氏の社稷、それ安んぞ永存することを得んや。

第四節　太祖の即位及び其諸政

鄭夢周既に殺され、形勢一變せし後に於ては、王室の危きこと洵に風前の燈火の如く、李氏と恭讓王との關係は、既に尋常君臣の間に於けるが如きものに非ざるなり。

恭讓王李成桂の第に幸す

恭讓王は、一日成桂の第に幸して疾を問ひ、置酒して言て曰く、予厚く報ゆること能はずと雖も、何ぞ德を忘るゝに至らんやと、因て涕下る、遂に飲宴して歡を盡し、罷むに及びて琴瑟等の樂器を以て成桂に遺りて曰く、病中耳目を養ふべし、速に治療して寡人が爲めに出でて事を視よと。尋で趙浚を判三司事とし、金士衡、李芳果を三司左右使とし、南誾を同知密直司事とし、成石璘を賛成事とし、鄭熙啓を門下評理とす。既にして又李芳遠及び司藝趙庸を召して曰く、予將に李侍中と同盟せんとす、卿等侍中の言を聽き盟書を草して來れ、庸對て曰く、盟は貴ぶに足ら

閔開の上疏

を門下侍中とせしが、成桂は書を上りて之を辭す。既にして鄭道傳、南誾を召還し、趙浚を京畿左右道節制使とし、南誾を慶尙道節制使とし、各道にも皆節制使を置て、其道の兵馬を掌らしむ、是に於て李氏の勢力既に内外に扶植し、牢乎として拔くべからざるに至る。

是時に當り、李黨の專横縱恣にして、其言論の黑白正邪を顚倒せしこと、鹿を指して馬とするよりも甚だし、今、大司憲閔開の上疏を見るに、數月を出でずして王氏に代らんとする成桂を稱して、秉心忠直といひ、王氏の爲めに一身を犧牲に供して社稷擁護の任に當り、精忠赫々天日を貫かんとする鄭夢周を稱して、欲以專權自恣、植黨謀亂、萬一得成其計、專擅國柄、則不唯濁亂朝廷、將必傾危社稷、禍在不測、といへるが如き、其顚倒果して如何ぞや、もし成桂を稱する言を以て夢周を評し、夢周を稱する言を以て成桂に當てば、其當を得るに庶し。然るに滿朝一人の之を非議するものなく、反りて禹玄寶等の罪を論ずること愈、甚だし、當時の大勢知るべきのみ、其勢力の扶植此に至る、これ實に李黨經營の第四なり。

れども、王聽かず、李黨の危急益、甚だし、この儘にて經過せんか、其勢力は晨星落月、次第に傾側せざるを得ず、これ豈袖手傍觀の時ならんや。是に於て救急の方策は畫せられたり、人を射んとせばまづ馬を射る、反對黨の勢力を殺がんと欲せば、その主謀を除くに如かず、李芳遠乃ち芳果等と議して曰く、夢周は殺さゞるべからず、我當に其咎に任せんと、趙英珪を召して曰く、李氏の王室に忠なるは國人の知る所なり、今夢周に陷いれられんとす、一人の李氏の爲めに力を效すものなきか、英珪曰く、願くは力を盡さん、遂に英珪をして夢周を擊殺せしめ、芳果をして王に啓せしめて曰く、夢周が黨を問はずんば、請ふ臣等を罪せよと、王已むを得ず金震陽等を巡軍の獄に下し、之を遠地に流せり。

鄭夢周を擊殺す

是より形勢一變して、復た李氏に反抗するものなし、乃ち趙浚等を召還し、裴克廉を守門下侍中とし、趙浚を贊成事とし、偰長壽を判三司事とし、李元紘、金士衡を三司左右使とし、李豆蘭を知門下府事とし、李芳果を判密直司事とし、閔開を大司憲とす、尋で沈德符を判門下府事とし、成桂

李氏の勢力內外に扶植す

李黨彈劾せらる

の印章を收めたれば、兵權既に其手にありしが、是に至り三軍都總制使となりて名實俱に完く、且その股肱とする所の三人を三軍總制使として之を輔けしめたれば、勢力益〻鞏固なるに至れり。されども成桂は靡、箋を上りて其職を辭し、王は又己の力の爲すあるに足らざるを以て、成桂に賴り安寧を圖らんとして、成桂の歡心を求ること甚だ切なり。是時に當りて、李氏に黨するものと、然らざる者とに於て、冥々の間、軋轢爭鬪せしこと蓋し勝て數ふべからざるものあるべし。是を以て成桂の威望日に盛にして、鄭道傳は李黨中錚々たるものなるにも拘はらず、遂に竄逐せられ、李穡、禹玄寶、李崇仁等の如き、李氏に從はざるもの、亦漸く頭を擡げんとするの勢あり。

尋で鄭夢周は李黨に對して一網打盡の計を爲さんとし、金震陽等を指嗾して、趙浚、鄭道傳、南誾、尹紹宗等を彈劾し、遂に浚、誾、紹宗を遠地に流し、又浚、道傳を誅せんとす。成桂將に朝に詣りてその誣枉を辯ぜんとせしも、會〻病みて起つこと能はず。因て芳果（成桂の第二子）等をして啓せしむ

李成桂三軍都總制使となる

曰く、臺諫の論ずる所は臣等が知る所に非ず、人此を以て咎を臣等に歸す、蓋し禑昌の黨、臣等を疾みて言を造り謗を興すのみ、臣等請ふ位を避け謗を弭めて性命を保たんと、遂に門を閉ぢて出でず、王乃ち行を淸州に流す。所謂禑昌の黨とは、即ち李氏に阿附せざるものにて、必ずしも讒說の徒に非ずと雖も、當時成桂等の勢力甚だ盛なれば、王も亦之を奈何ともすること能はざりしなり。

其後王は成桂を領三司事とし、鄭夢周を守門下侍中とし、池湧奇を判三司事とし、裴克廉、偰長壽、趙浚を門下贊成事とす、是に於て李黨の有力者は既に要地に占據せり。憲府又上言すらく、今中外の軍士は、領三司事李成桂、既に之を都總せり、請ふ悉く諸元帥の印章を收めんと、王之に從ふ。尋で成桂を門下侍中とせしが、成桂、箋を上りて辭すれども王允さず。三年、五軍を省きて三軍都總制府となし、中外の軍事を統べしめ、成桂を都總制使とし、裴克廉を中軍總制使とし、趙浚を左軍總制使とし、鄭道傳を右軍總制使とす。是より先、成桂は八道の軍馬を領し、諸元帥

八道の兵權李成桂に歸す
李黨排斥せらる

の比する所に非ざるなり。 尋で成桂をして八道の軍馬を領せしめ、軍營を罷き、分番更宿せしめて、軍資を廩給せしかば、八道の兵權、成桂の手に歸して、勢力益、盛なるに至れり。

是時に當りて、李黨の跋扈その極に達せしより、王及び諸人の惡む所となり、一道の暗流は、確に李黨排斥の傾向を生じたり、尹紹宗の彈劾尤も甚だしきを以て言官を罷められ、遂に放逐せられたるが如きは、實に之が徵證を示したるものなり。 是に於て、李成桂は直ちに疾を以て職を辭す、これ幾分か其感情を和げんとするの策なるべし。 されども王は其請を允すべきに非ざれば、中官を成桂の第に遣して疾を問ひ、强て之を起さしめ、教書を九功臣に賜て之を褒美し、宴を內殿に設けて之を慰安す。 時に臺諫は李穡、禹洪壽等の罪を論ず、知申事李行啓して曰く、臺諫の論ずる所、安んぞ功臣の意に非ざることを知らんやと、行が言は實に李黨の內情を抉摘せしものなるを以て、臺諫行が事を專にし蒙蔽することを劾せしかば、王已むを得ずして行を罷む。 成桂等上書して

言論の職は李黨に歸す

ひ政令を擧ぐべきことを論じ、又官職を正し、諸政を整ふべきことを論じ、孰れも堂々數百千言にして、剴切詳悉、時弊に適中すること尠からず、實に當時の俊才なり、遂に知門下府事となり、大司憲を兼ること故の如し。その後諫官は率ね李氏の黨にして、司憲府は又趙浚の掌る所なれば、言論の職は皆李黨勢力の中にあり。されば其彈劾論駁する所は、往々偏陂に陷りて、李氏に從はざるものは、次第に朝廷を去るに至れり。

辛昌二年、李成桂の王を廢して恭讓王を立るや、其事を共にするものは、所謂九功臣にして、鄭夢周を除くの外は、皆李氏の黨類なり、故に廢立を行ふに於て、易きことゝ掌を反すが如し。王乃ち辛禑、辛昌を誅するを以て太祖の廟に告げ、九功臣を賞し、成桂を奮忠定難匡復燮理佐命功臣、和寧郡開國忠義伯として、食邑一千戶、食實封三百戶、田二百結、奴婢二十口を賜ひ、沈德符を青城郡忠義伯として、田一百五十結、奴婢十五口を賜ひ、鄭夢周、偰長壽等七人は、並に忠義君として、各、田一百結、奴婢十口を賜ひたるを見れば、同じく九功臣と稱すと雖も、成桂の地位は、固より他人

を市街に焚きしかば、王嘆息流涕して曰く、祖宗私田の法、寡人の身に至りて遽に之を革む、惜いかなと、其强制的に之を遂行せしを見るべし。蓋し巨室世族の勢力を殺がんとするに急なるよりして、この暴擧に出でしこと疑なし、これ實に李黨經營の第三なり。

李氏勢力の扶植

第四、李氏勢力の扶植　李成桂の軍を回しゝ後に於て、反對黨の勢力を殺ぐに務めたると同時に、其黨の勢力を扶植せしことは、年を逐うて益、甚だし。

李成桂趙浚を擧ぐ

趙浚は嘗て王氏の嗣を絶ちしことを憤り、尹紹宗、許錦、趙仁沃、柳爰廷、鄭地等と結びて友となり、密に興復の志ありしが、成桂は浚が器宇凡ならざるを見、與に事を論じて大に悦び、之を待すること舊識の如し。軍を回すに及びて、成桂は右侍中となり、浚を擧げて知密直司事兼大司憲とし、事、大小となく悉く之を咨ふ、浚も亦經世を以て己が任とし、知りて言はざることなし、密直司は出納宿衛軍機の政を掌り、司憲府は糾察彈劾を掌る、而して浚兼て之が長たり。辛昌の立つや、趙浚は上書して田制を正して國用を足し民生を厚くし、人材を擇びて紀綱を振

田制改革を遂行せし事情

す、鄭夢周は兩間に依違せり。乃ち各司をして革復の利害を議せしめしに、議者五十三人にして、革めんと欲する者十に八九、革むるを欲せざる者は巨室の子弟なりといへり。然れども其反對者は、必ずしも無學庸劣の巨室世族のみに非ず、隱然として李成桂黨とその反對派との爭鬪の如きの觀あり、これ豈李黨がこの問題を假り、巨室世族の勢力を削奪して、其欲す所を濟さんとするの方略に出でしに非ざるか。然らざれば、田制の壞れたるは、一朝一夕のことに非ずして、是より先、未だ嘗て之を論ぜしものあらざりしに、辛昌恭讓王卽位の初に至り、突然勃然として趙浚の口より之を發し、劈頭第一に回軍の主將曹敏修を放逐し、李穡、李琳、禹玄寶、邊安烈等と爭論し、意氣昂然、必ず之を遂行せんと欲するもの、豈偶然といふべけんや。田制改革は當時紊亂の經濟を整理するに於て、必要なることは勿論なれども、その蹊徑來歷を尋ぬれば、亦其意のある所を知るに難からざるなり。されば初には私田の租は其半を收むるの折衷說ありて之を行ひしも、恭讓王二年に至りて、公私の田籍

物の成る一定の收穫を得べき地積の名稱にして、その面積は土地の肥瘠により、各地その廣狹を異にす、蓋し地税賦課の便宜上用ひ來りたる一の課税標準なり。）を受くべき者も、立錐の地なきに至り、田制の紊亂亦甚だし。

趙浚田制改革を論す

是に於て、趙浚等、屢、上疏して私田の革めざるべからざることを絶叫し、其論ずる所、堂々數百千言、誠に痛快剴切なりといふべし、然るにその間稍疑ふべきものあるは何ぞや。 曹敏修、李成桂等の辛禑を廢して昌を立てしは、辛禑十四年六月にして、昌の位に即くや、直ちに敎を下して、豪强兼倂し田制大に壞れたれば、其救弊の法を議すべきことを命ぜり、これ實に李成桂、趙浚、鄭道傳等の意見に出でしなり。 而して七月には、趙浚始めて上疏して私田を論じ、又曹敏修が私田を革むるを沮格せしことを彈劾して之を竄逐し、李行、黃順常、許應等も相繼で上書し、それより恭讓王即位の初に至るまで、趙浚は上書兩回に及べり。

田制改革に對する贊否の趨勢

當時この改革に對する贊否の趨勢を見るに、都評議使司に於て、田制を議せし時、鄭道傳、尹紹宗等は、浚が議に贊成し、李穡及び權近、柳伯濡は輕々しく舊法を改むべからずとして之に反對し、李琳、禹玄寶、邊安烈亦皆改革を欲せ

け、漕運を便にするが如き、皆其經畫せし所なり、死する時年五十六。朝鮮太宗の時その節義を褒し、領議政を贈り、文忠と諡す、詩文集四卷續錄三卷あり、圃隱集といふ。

右の如く崔瑩、曹敏修、李穡、鄭夢周等の如き有力の大臣を誅竄するは、反對黨の勢力を殺ぐ所以にして、これ實に李黨經營の第二なり。

田制の改革

第三、田制の改革。大臣の誅竄とは、その形迹同じからずして、其趣旨の同一なるものあり、私田改革論の如き是なり。

高麗の田制

抑、高麗には文武百官より府兵閑人に至るまで、科に隨ひて墾田を授け、又樵採の地を給することあり、是を田柴科といふ、その墾田は即ち公田にして、身沒すれば公に納るゝ者なり、又租稅を官に納れずして臣民の私有とする者あり、之を私田といふ。

田制の紊亂

田柴科は景宗の時に始まり、其制次第に備はりしが、其末に至りて、收授の法漸く壞れ、兼併攘奪の風大に行はれ、已に仕へ已に嫁する者、なほ閑人の田を食み、行伍を踐まざるものの軍田を冒食し、父は私に其子に授け、子は隱して公に還さず、或は宰相にして田三百結(結とは穀

誅竄せられ、成桂に阿附するものは、次第に進用せられて、高麗滅亡の形既に成れり、夢周死して後三箇月にして高麗亡ぶ、社稷の存亡、實に夢周一人に係るといふも不可なきなり。

鄭夢周の像



（圃隱集所載）

夢周字は達可、圃隱と號す、慶尙道延日縣の人なり。人となり豪邁絶倫にして、忠孝の大節あり、幼より學を好みて倦まず、宋儒性理の學を精研して深く得る所あり、講說發越、人の意表に出づ、推して東方性理學の祖とす。成桂と同じく相位にあり、國家多故、機務浩繁の時に當りて、大事を處し、大疑を決して、聲色を動かさず、左酬右答して皆その當に適ひ、施設する所多し、時に王佐の才と稱せりといふ。又內に五部の學堂を建て、外に鄉校を設けて儒術を興し、其他黜陟を嚴にし、出納を愼み、義倉を立て、窮乏を賑し、水站を設

鄭夢周を殺す

浚、道傳、誾及び尹紹宗、南在、趙璞等が罪狀を論じて明かに典刑を正さんことを請ふ、この數人は皆成桂の黨にして、之を劾するは實に成桂の羽翼を殺がんと欲するなり。　王、侍中沈德符、鄭夢周を召して議し、浚を遠地に流し、誾、紹宗、在、璞が職を削りて、亦遠地に流す、省郎憲府交、上疏して浚道傳を誅せんことを請ふ。　夢周遂に成桂を圖らんとせしが、李芳遠これを探らんとして、宴を設け夢周を招請し、其意の存する所を知り、遂に之を除かんことを議す。　會、その謀を夢周に洩すものあり、夢周一日成桂の邸に至り病を問ひ、且變を觀んと欲せしに、成桂之を待すること平生の如し、夢周歸る時、故の酒徒の家を過ぎ、連りに數大椀を傾けて出づ、時に芳遠は機失ふべからずとし、趙英珪等をして路に要せしめ、善竹橋に至り、終に之を擊殺して夢周が首を市に梟し、榜を揭げて曰く、虛事を飾り、臺諫を誘ひ、大臣を害せんことを謀り、國家を擾亂すと。　芳遠又夢周が黨を罪せんことを請ひ、金震陽、李擴等を遠地に流し、廢して庶人とし、又夢周が家產を籍沒す。　是に於て李成桂に反對するものは、悉く

鄭夢周

金震陽等李成桂の羽翼を殺がんとす

げんとするに非ざれば、革命以前はその生命を全うすることを得たりき。

鄭夢周は、初め李成桂の幕下にありしが、其後贊成事となり、李成桂、沈德符、池湧奇等と謀りて辛昌を廢し恭讓王を立て、所謂九功臣の一人となり、忠義君の封號を受く、二年、經筵官を置き、沈德符、李成桂が經筵の事を領するや、夢周は知經筵事となり、其後成桂の領三司事となるや、夢周は守門下侍中となり、三年、成桂德符と同じく安社功臣の號を賜はれり。されども尹彝李初の黨を治むる時、其罪の明白ならざるを陳し、又上疏して賞罰を公にすべきを論せり、蓋し李成桂黨が其意に從はざるものを誣陷することを疾めるなり。

四年、世子奭の明より還るや、李成桂出でて之を黃州(黃海道)に迎へ、馬より墮ちて病篤し、夢周之を聞て喜べる色あり。時に成桂の威德日に盛にして、中外心を歸し、趙浚、鄭道傳、南誾等が推戴の意あるを知り、臺諫を使嗾して之を劾せしむ。因て、左常侍金震陽、右常侍李擴、右諫議李來等、

穡服せずして曰く、辛昌を立てしは、曹敏修が問に因て敢て違はざるのみ、之を勸めしに非ず、又辛禑を迎へ立んとするの議なしと。　其後臺諫、屢、穡及び敏修の罪を論じ、穡を咸昌(慶尚北道)に徙しゝが、王昉、趙胖等の明より還るや、穡等數十人、尹彝李初を明に遣して、李侍中が恭讓王を立て兵馬を動かして明を犯さんとすることを訴へしと謂ひて、穡等數十人を淸州(忠淸北道)の獄に繫ぐ、會、淸州大水ありしが爲めに、諸囚を放ち、穡を宥し便に任して居住せしむ。　其後また召還せられしが、四年、鄭夢周の殺さるゝや、夢周の黨金震陽等を鞫せしに、その辭穡及び其二子種學種善に連なる、王、穡に告げしめて曰く、卿が二子罪を朝に得たり、卿それ去れ、而江(東江西江)の外、たゞ卿が適く所のまゝなりと、遂に衿川(京畿道)に貶せられ、尋で驪興に徙さる。　蓋し穡は學問聞望甚だ高く、其出處行事に於ては、議すべきことありと雖も、決して李成桂の下風に立つものに非ず、故に成桂の黨は之を忌みて、屢、放流竄逐し、或は極刑を加へんとするものあり。然れども亦鄭夢周の如く、激烈なる運動をなして、飽まで成桂の謀を妨

變あらんことを恐れ、成桂の第五子芳遠を請うて從行せしむ。辛昌二年(即ち恭讓王元年)諫官吳思忠等、李崇仁が穡に從て入朝し、親ら貿買せしことを劾して之を流す、穡因て退かんと請ひしも王允さず、されども遂に長湍(京畿道)の別業に歸りしかば、王、李行を遣し慰諭して事を視せしめしも、穡起たず。成桂等昌を廢し恭讓王を立るに及びて、穡長湍より闕に詣りて賀す、王召して內に入らしめ、床を下り待ちて曰く、願くは卿我を輔けよと、復た穡を以て判門下府事とす。嚮に穡の長湍に歸るは、頗る機を見るの明あるが如し、然るに辛昌を立てしは穡が贊せし所なるにも拘らず、其廢せらるゝやまた來朝し、晏然として職に就く、その何の心に出でたるや、殆ど解すべからざるなり。是を以て吳思忠、趙璞等、直ちに上疏して穡が罪を責ること甚だ嚴なりしかば、王命じて穡父子を罷め、遂に之を流す。恭讓王二年、憲府諫官上疏して穡が曹敏修と議して辛昌を立て、又辛禑を迎へ還さんとせしを以て、極刑に置かんことを請ふ、乃ち穡が職を削り長湍に徙す。尋で吳思忠を遣し穡を鞫せしめしが、

曹敏修

李穡

るべからず、然るに空しく李黨の毒鋒に罹りて斃る、洵に惜むべきなり。

曹敏修は、李成桂と共に軍を回し、其地位は成桂の上にありしが、其廢立をなしゝ翌月には、大司憲趙浚、敏修が貪婪を肆にし私田を革めんことを沮するを劾せしに因て、遂に昌寧(慶尚北道安東郡)に流さる。敏修果して回軍廢立の主謀なりとせば、安んぞ遽にこの貶黜に遇ふことあらんや、その進退行動、特に傀儡となりて成桂に翻弄せられしに過ぎざるのみ、其用を濟しゝ後に於て廢棄せらるゝも亦宜なり。是を以て其後廢せられて庶人となり、又逓りに邊地に徙されしが、臺諫屢、之を論せしに因て、恭讓王三年、遂に籍沒せられたり、何ぞ追窮するの甚だしきや、その李黨の構陷に出でしこと疑なし。

李穡は鴨綠回軍の時には、判三司事として崔瑩、李成桂と同じく政房にあり、且當時の大儒にして頗る名望ありしが、崔瑩、曹敏修等の流されし後には、穡は門下侍中となり、成桂は守門下侍中となれり。會、穡は密直司事李崇仁と明に往て正を賀す、時に成桂の威德日に盛にして、或は

崔瑩

當時李黨の眼上の瘤となしゝものは、崔瑩、曹敏修、李穡、鄭夢周なり。幸に瑩は外交問題に就て意見を異にし、鴨綠の回軍によりて之を竄逐せしが、辛昌元年、趙仁沃等上疏して之を斬らんと請ひたれば、王之に從ひて遂に斬に處す、時に年七十三。瑩は鐵原(江原道)の人、風姿魁偉、膂力人に過ぎ、剛直忠淸、陣に臨み敵に對する每に、神氣安閑として、矢石左右に交れどもほゞ懼るゝ色なく、大小百戰、向ふ所功あり、將相となること三十餘年、務めて大體を持して細理を究めず、民の一毫をも取らざりしかば、人皆その淸廉に服せり。尹紹宗論じて曰く、功一國を盖ひ、罪天下に滿つと、當時以て名言となせりといふ。所謂罪とは遼を攻るの事を指すなり。然れども是即ち外交上に於ける異見の異同にして、瑩が祖宗の土地を棄るに忍びずして師を興しゝは、亦一種强硬の政見なれば、未だ遽に罪となすことを得ず。且その刑に臨みて辭色變せず、死するの日都人市を罷め、遠近の聞くもの街童巷婦に至るまで皆流涕せりといふ。斯人にして存せしめば、高麗の社稷、或は少しく命脈を延べたるやも知

辛禑辛昌を殺す

子を誅して再び王室を亂さしむることなからしめんと請ふ。是に於て知申事李行に命じて敎書を降し、徐鈞衡を江陵に遣して禑を殺さしめ、柳珣を江華に遣して昌を殺さしめたり。これ誠に尹會宗のいへるが如く、預め他日擁立の禍を防ぐ所以なりと雖も、辛禑父子は十餘年の間滿朝の士皆奉じて君となしゝ所なり、一旦廢して之を殺すこと殆ど孤豚を屠るが如し、これ常人の忍ぶべき所にあらず、然るに一人の異議を唱ふるもののなきは、當時紀綱の頽廢せしこと亦想ひ見るべし。蓋しこの廢立殺戮を擅にするは、即ち王氏を廢するの素地を爲す所以にして、これ實に李黨經營の第一なり。

大臣の誅竄

第二、大臣の誅竄。廢立屢、行はるれば、王權益、衰へて、大臣の威權益、盛なるは勢の自然なり、故に李成桂に於て、王の威權は既に畏るゝに足らざれども、唯その憂ふべきは、大臣の地位勢力己の上にあるものと、己と均くして軋轢抵抗の恐あるものとにあり、之れを除くに非ざれば、終にその妨害を免れ難し、これ李黨の尤も苦心せし所なり。

辛昌を廢す

恭讓王を立つ

君の不可なるを言ふ、乃ち啓明殿に詣り、太祖に告て籌を探らしめしに、定昌君の名を得たり、是に於て李成桂、沈德符等、王を廢し恭讓王を立て、禑昌を廢して庶人とし、李琳等を遠地に流す。王憂懼し夜に方りて眠らず、その大廟に享し即位を告げ、禮畢りて宮に還るや、推讓して南面に坐せず、李穡進で曰く、上已に即位を告げ、今又南面せざれば、臣民の望に答ふることとなし、王之に從ひて南面し、成桂德符等に謂て曰く、余もと德なし、再辭すれども能はず、大位を忝くすることを得、卿よく之を圖れと、潸然として涕下る。王の此に至りしは、實に望外の事なれば、其心に安んぜざること此の如し、焉んぞ權柄を己に收めて臣下を統御するを得んや。是時に當りて英明の主を以てすと雖も、頽勢を挽回するは、決して容易の事に非ず、況や王の柔懦にしてその位に居る、王室の益、微にして振はざるは、誠に已むを得ざるなり。

李成桂等の勢力既に此の如しと雖も、辛禑辛昌の存するは、之を除くの憂なきに如かず、故に元年十二月、司宰副令尹會宗は、疏を上り辛禑父

文武の權李成桂の手に歸す

辛禑李成桂を害せんとす

總せしむ、是に於て文武の權盡く成桂の手に歸せり。

前王辛禑は、其後驪興にありしが、金佇、鄭得厚潛に驪興に往て禑に謁見す、佇、得厚は皆瑩が族なり、禑泣て曰く、鬱々として此に居り、手を斂めて死に就くに堪へず、但一力士を得て李侍中を害せば吾志濟るべし、吾素より禮儀判書郭忠輔に善し、汝往て忠輔に逢て之を圖れと、因て一劍を忠輔に遺る、忠輔佯り諾し奔りて之を李成桂に告げたれば、佇得厚、成桂の邸に詣るに及び、門客に執へられしが、得厚は自ら刎ねて死す、因て佇を巡軍に囚へて、之を拷問せしに、佇曰く邊安烈、李琳、禹玄寶、禹仁烈、王安德、禹洪壽、共に驪興王を迎へて內應を爲さんことを謀ると、因て禑を江陵に遷す。 李成桂乃ち判三司事沈德符、贊成事池湧奇、鄭夢周、政堂文學偰長壽、評理成石璘、知門下府趙浚、判慈惠府事朴葳、密直副使鄭道傳と興國寺に會し、大に兵衞を陳し議して曰く、禑と昌とは王氏に非ず、宗祀を奉ずべからず、又天子の命あり、當に假を廢して眞を立つべし、定昌君瑤は神王七代の孫にして其族屬最も近し、當に立つべしと、浚、石璘、定昌

辛昌を立つ

敏修は韓山君李穡と謀り、辛禑の子昌を立んとす、成桂敏修に謂て曰く、回軍の時言ひし所を如何せんと、敏修色を作して曰く、元子の立つことを韓山君已に策を定めたり、何ぞ違ふべけんやと、遂に昌を立つ。それ昌を立つるは、曹敏修、李穡等の意に出でたりとするも、是時に當りて、成桂の威望は、優に二人の心を動すに足れり、然るに敏修の怒に因て、遽に其王氏を立るの意見を棄てゝ之に從ふものは、成桂も亦陰に昌が王氏の統に非ず、且その幼弱にして動かし易きを利するの心ありて、强て其意見を主張せざるに非ざるか、然らざれば成桂の威望と智力とを以て、其意見を遂行することを能はざるの理なし、これ以て當時の事情を察すべきなり。

辛昌既に立ち、曹敏修を楊廣全羅慶尙西海交州道都統使とし、李成桂を東北面朔方江陵道都統使とし、敏修成桂に忠勤亮節宣威同德安社功臣の號を賜ふ、成桂疾を以て辭すれども允さず。尋で敏修を放逐し、李穡を門下侍中とし、成桂を守門下侍中とし、成桂をして中外諸軍事を都

尹紹宗廢立を勸む

城に入りて會議し、諸道に城を築き及び兵を徵すことを罷む、尹紹宗軍前に詣り、鄭地に因りて成桂に見えんことを求め、霍光が傳を懷にして獻ず、成桂、趙仁沃をして讀ましめて之を聽きしに、仁沃また王氏を立るの議を極陳せしかば、成桂之を然りとす。　廢立は固より成桂等の計畫せし所なれども、衆に先ちて之を唱道せしものは、實に紹宗仁沃なり。

時に王、宦豎八十餘人と甲を擐き馳せて、成桂及び曹敏修、邊安烈が第に至り之を害せんとせしが、諸將皆軍門の外に屯して家にあらざりしが爲めに、其目的を遂せずして還る。　諸將崇仁門に會議し李和、趙仁璧等をして闕に詣らしめて、悉く宮中の兵仗鞍馬及び寧妃を出さんことを請ふ、王曰く、もしこの妃を出さば予當に偕に出づべしと。　是に於て

辛禑を廢す

諸元帥兵を領して闕を守り、王に江華に如かんことを請ふ、王已むを得ず出でて鞭を執り鞍に據て曰く、日已に暮れたりと、左右俯伏して涕下り、之に應ずる者なし、遂に寧妃と共に出でて江華に遜る。　初め回軍の時に於て、成桂は王氏を立んとし、曹敏修も亦之を贊せしが、是に及びて、

辛氏王氏の廢立

李芳遠に告ぐ、芳遠曰く、これ大事なり、輕々しく言ふべからず。されども南誾等は咋に或は稠人廣坐の中に於て揚言して曰く、天命人心已に屬する所あり、何ぞ亟に勸進をなさゞると、これ固より當時の輿論に非ずと雖も、亦以て一部人士の趨向を察すべきなり。

第三節　李黨の經營

回軍の時に於ける狀況は、既に前に述べたるが如し、されば是より以後、李成桂及び其黨類に於て苦心經營せしこと甚だ多し、第一は辛氏王氏の廢立、第二は大臣の誅竄、第三は田制の改革、第四は李氏勢力の扶植是なり、是等の方法によりて、李成桂の事業は着々歩武を進めて、益、基礎を固うするに至れり、請ふ序を追て之を說かん。

第一、辛氏王氏の廢立。　崔瑩既に出されし後は、復た洪武の年號を行ひ、明の衣服を襲ひて胡服を禁じ、曹敏修、李成桂を左右侍中とし、趙浚を簽書密直司事兼大司憲とし、嚮に官職を削られし諸將はその職に復せり、蓋しこの改革は、皆成桂の方寸より出でしものなるべし。　回軍の諸將、

遂に瑩を拉して去る。　兩都統使及び三十六元帥、闕に詣り拜謝して軍門の外に還る。

回軍の容易なる所以

蓋し回軍の擧は、古今非常の事變にして、名は君側の姦を除くといふと雖も、臣を以て君を脅すの罪亦甚だし、然るにその之を爲すこと極めて容易なるは何ぞや。　李成桂の威望は、二十餘年の閲歷によりて、既に將士の心を服するのみならず、事大主義を以て數百年來養成せられたる高麗人にありては、遼を伐つ事の如き、尤も恐懼措く能はざる所なればなり。　是時に當り位、成桂の上にありて、成桂の最も畏憚するものは獨り崔瑩のみなりしが、圖らずも外交問題に於て、成桂と瑩とは其方針を異にせり。　而して成桂の執る所は、卑屈柔懦なる高麗人の喜ぶ所なれば、是を以て人心を收攬し、この問題を假りて其最も畏憚する者を除くは、成桂に於て利便是より大なるはなし、成桂の雄心勃々たる、安んぞこの好機會を逸すべけんや、これ斷然回軍を決行せし所以なり。　且南

南閣趙仁沃等成桂を推戴せんとす

閣、趙仁沃等の如き、此時に於て、既に密に成桂を推戴せんことを議して

辛氏王氏の廢立

李芳遠に告ぐ、芳遠曰く、これ大事なり、輕々しく言ふべからず。されども南誾等は時に或は稠人廣坐の中に於て揚言して曰く、天命人心已に駋する所あり、何ぞ亟に勸進をなさゞると、これ固より當時の輿論に非ずと雖も、亦以て一部人士の趨向を察すべきなり。

第三節　李黨の經營

回軍の時に於ける狀況は、既に前に述べたるが如し、されば是より以後、李成桂及び其黨類に於て苦心經營せしこと甚だ多し、第一は辛氏王氏の廢立、第二は大臣の誅竄、第三は田制の改革、第四は李氏勢力の扶植是なり、是等の方法によりて、李成桂の事業は着々歩武を進めて、益、基礎を固うするに至れり、請ふ序を追て之を説かん。

第一、辛氏王氏の廢立。崔瑩既に出されし後は、復た洪武の年號を行ひ、明の衣服を襲ひて胡服を禁じ、曹敏修、李成桂を左右侍中とし、趙浚を簽書密直司事兼大司憲とし、嚮に官職を削られし諸將はその職に復せり、蓋しこの改革は、皆成桂の方寸より出でしものなるべし。回軍の諸將、

遂に瑩を拉して去る。兩都統使及び三十六元帥、闕に詣り拜謝して軍門の外に還る。

回軍の容易なる所以

蓋し回軍の擧は、古今非常の事變にして、名は君側の姦を除くといふと雖も、臣を以て君を脅すの罪亦甚だし、然るにその之を爲すこと極めて容易なるは何ぞや。李成桂の威望は、二十餘年の閲歷によりて、既に將士の心を服するのみならず、事大主義を以て數百年來養成せられたる高麗人にありては、遼を伐つ事の如き、尤も恐懼措く能はざる所なればなり。是時に當り位、成桂の上にありて、成桂の最も畏憚するものは獨り崔瑩のみなりしが、圖らずも外交問題に於て、成桂と瑩とは其方針を異にせり。而して成桂の執る所は、卑屈柔懦なる高麗人の喜ぶ所なれば、是を以て人心を收攬し、この問題を假りて其最も畏憚する者を除くは、成桂に於て利便是より大なるはなし、成桂の雄心勃々たる、安んぞこの好機會を逸すべけんや、これ斷然回軍を決行せし所以なり。

南誾趙仁沃等成桂を推戴せんとす

且南誾、趙仁沃等の如き、此時に於て、既に密に成桂を推戴せんことを議して

崔瑩を除く

崇仁門より城に入り、左軍と掎角して進む、城を守るの軍拒ぐ者あるなく、都人士女爭つて酒漿を持して軍士を迎へ勞し、老弱城に登りて之を望み、歡呼踴躍す、敏修黑大旗を建て永義橋に至り、瑩が軍に破らる。俄にして成桂黃龍の大旗を建てゝ善竹橋より男山に登る、塵埃天に漲り、鼓鼙地に震ふ、瑩が麾下の兵、旗を望みて奔潰せしかば、瑩勢の窮するを知り、奔りて花園に入る。成桂遂に岩房寺の北嶺に登りて、大螺を吹かしむ、諸軍乃ち花園を圍むこと數百重、大に呼んで瑩を出さんことを請ふ。是時諸將皆螺を用ひざりしが、成桂獨り馬前に於て螺を吹かしむ、故に都人螺聲を聞て皆喜ぶ。王寧妃及び瑩と八角殿にあり、瑩肯て出でず、吹螺赤宋安、墻に登りて螺を吹くこと一通、諸軍一時に垣を毀ちて庭に闖入し、郭忠輔直ちに殿中に入りて瑩を索めたれば、瑩王と泣て別れ、再拜して忠輔に隨て出づ。成桂瑩に謂て曰く、此の如き事變は、吾本心に非ず、然れども遼を攻るの擧は、惟大義に逆ふのみに非ず、國家寧からず、人民勞困し、寃怨天に至る、故に已むを得ざるなりと、相對して泣き、

止めて曰く、予毎に軍士を戒む、汝が輩もし乘輿を犯さば、必ず爾を赦さず、民の一瓜を奪ふも亦罪に抵すべしと、故らに師行を緩くして人を殺すことなからしむ。　王平壤に至り、貨寶を收め、大同江を渡りて夜、中和（平安南道）に至る、諸軍の已に近づくと聞き、間道より疾く馳せて岐灘（黄海道金川にあり）に至り、詰朝に開京に還り花園に入りしが、從者纔に五十餘騎に過ぎず、崔瑩拒ぎ戰はんと欲し、百官に命じ兵仗を以て侍衞せしむ。　六月、諸軍來りて近郊に屯す、王諸將に敎を下して之を責む、されども文中に君臣之大義、實古今之常規、卿好讀書、豈不知此の句あるを見れば、其の專ら李成桂を指しゝことと明かなり。　諸將進で都門の外に屯す、東北面の人民及び女眞の素より軍に從はざりし者も、成桂の軍を回すを聞き、爭つて相聚り奔りて至るもの千餘人、王乃ち兵を諸道に徵して入援せしめ、又府庫の金帛を發して兵を募り數十人を得たるも、皆市井奴隸の徒なり。　而して敏修、成桂等が官爵を削り、市に牓して曰く、敏修等の諸將を執ふるものは、官私奴婢を論ずることなく、大に爵賞を加へんと。　成桂

王業開創の基礎定る

後、豈復た此の如き人あらんや。 時に霖潦數日なりしが、水漲らず、師既に渡りて大水驟に至り、全島墊溺す、人みな之を神とすといふ。

この時曹敏修は左軍都統使にして、李成桂は右軍都統使たり、勢均しく力敵して、敏修の地位は成桂の上にありと雖も、この回軍の計を決せしは、敏修にあらずして成桂にあり。 他日王業開始の基礎は、實に是より定まりしものにて、成桂の即位に先だつこと僅に五年、冥々の中、豈期待する所なからんや。 後世、朴世采之を論じて曰く、回軍の擧は、大義を假りてその家を化し國となすの謀を濟さんとするものにて、必ずしも中國を尊ぶの誠心に出でたるにあらずと、これ誠にその衷情を洞察するの論といふべし。

是より先、王は成州(平安南道成川郡)の溫泉に如きしが、大軍の已に安州に至ると聞き、馳せ還りて夜、慈州(平安南道慈山郡)に至り、令を下して曰く、征に赴きし諸將、擅に自ら軍を回す、爾大小の軍民、心を盡して之を禦げ、必ず大に賞賚を加へんと。 回軍の諸將急に防禦の者を追はんと請ふ、成桂之を

李成桂軍を回す

是時、既に洪武の年號を停め、國人をして、胡服を服せしめ、明に背きて北元に從ふことを示し、又裴厚を北元に遣し、夾みて遼東を攻めんとす。されども北元の脫古思帖木兒は、已に衰微して沙漠に遁れたれば、之を引て援となさんと欲するも、固より能くする所に非ざるなり。

左右軍都統使更に人をして崔瑩に詣らしめ、速に師を班すを許さんことを請へども、瑩意とせず。是日軍中訛言あり、李成桂麾下の親兵を率ゐて東北面に向ひ、已に馬に上れりと、軍中恟々たり。成桂乃ち諸將に諭して曰く、もし上國の境を犯し、罪を天子に獲ば、宗社生民の禍立ろに至らん、予順逆を以て上書して師を班さんと請へども王省みず、瑩又老耄して聽かず、何ぞ卿等と共に王に見えて親ら禍福を陳し、君側の惡を除き、生靈を安んせざるべけんや、諸將皆曰く、吾東方社稷の安危、公の一身にあり、敢て唯命に從はざらんやと。是に於て軍を回し鴨綠江を渡る、成桂白馬に乘じ、彤弓白羽箭を御し、岸に立ち軍の畢く渡るを待つ、軍中望み見て相謂て曰く、古より以來未だ此の如き人あらず、今より以

左右軍鴨綠江を渡る

儀、安東元帥崔鄲、助戰元帥崔公哲、八道都統使助戰元帥趙希古、安慶、王賓、之に屬す、李成桂を右軍都統使とし、安州道都元帥鄭地、上元帥池湧奇、副元帥皇甫琳、東北面副元帥李彬、江原道副元帥具成老、助戰元帥尹虎、裵克廉、朴永忠、李和、李豆蘭、金賞、尹師德、慶補、八道都統使助戰元帥李元桂、李乙珍、金天莊、之に屬す、左右軍合せて三萬八千八百三十人、傔從一萬一千六百三十四人、馬二萬一千六百八十二匹、左右軍平壤を發す、衆十萬と號す。瑩王に白して曰く、今大軍途にあり、もし淹留すること旬月なれば、大事成らざらん、臣請ふ往て之を督さんと、王聽さず。 而して王は屢、大同江に如き胡樂を張り、倡優をして百戲を呈せしめ、淫樂殺戮日に甚だし。五月、左右軍鴨綠江を渡り威化島(鴨綠江中にあり)に屯せしが、逃亡するもの道に相屬せしを以て、王各地に命じて之を斬らしむれども、止むること能はず。 左右軍都統使上書して師を班さんことを請ひしも、王及び瑩從はず、宦者金完を遣し督して兵を進めしめしに、軍中完を留めて還さざりき。

曹敏修李成桂を遣して遼を攻む

りと、王頗る之を然りとす。 夜、瑩入て啓すらく、願くは他言を納るゝことを勿れ、明日、王、成桂を召して曰く、已に師を興せり、中止すべからず、成桂曰く、必ず大計を成んと欲せば、宜く駕を西京に駐め、秋を待て師を出すべし、禾穀野に被り、大軍食足らば、鼓行して進むべし、今師を出すべき時に非ず、遼東の一城を拔くと雖も、雨水方に降らば軍進退することを得ず、師老い粮乏しく、まさに禍を速かんのみ、王曰く、卿李子松を見ずや、成桂曰く、子松死せりと雖も、美名後世に垂る、臣等生けりと雖も、已に計を失へり、何をか爲さんやと、王聽かず、成桂乃ち退て歎じて曰く、生民の禍此より始まらんと。

王遂に進で平壤に次り、諸道の兵を督徵し、浮橋を鴨綠江に作り、大護軍裴矩をして之を督さしめ、林廉等が家財を平壤に運搬して軍賞に充て、又中外の僧徒を發して兵とし、崔瑩に八道都統使を加へ、昌城府院君曹敏修を左軍都統使とし、西京都元帥沈德符、副元帥李茂、楊廣道都元帥王安德、副元帥李承源、慶尙道上元帥朴葳、全羅道副元帥崔雲海、雞林元帥慶

所披靡し、遂に大に之を破る。十四年、林堅味、廉興邦を誅するや、崔瑩、李成桂等與りて力あり、瑩は門下侍中となり、成桂は門下守侍中となれり。

明鐵嶺衛を立つ

李成桂遼を攻るを諫む

右の如く成桂は回軍以前に於て、屢、武功を顕はして人心を收攬し、遂に政房の要地を占るに至る。是時に當りて、一大問題の起るあり、即ち明に於て鐵嶺衛を立ることの報告是なり。是より先、明は鐵嶺以北を遼東に屬せしに因て、王及び崔瑩は、遼を攻めんとして八道の兵を徴す、公山府院君李子松、その不可を極言せしかば、瑩その堅味に黨附するに託して之を殺せり。既にしてこの報告に接するや、十四年三月、王は世子及び諸妃を漢陽山城に徙し、贊成事禹玄寶に命じて京城を留守せしめ、親ら西海道に如きしが、寧妃及び崔瑩之に從ひたり、四月、鳳州(黄海道鳳山郡)に次り、瑩及び成桂を召して曰く、遼陽を攻んと欲す、卿等宜く力を盡すべし、成桂曰く、今師を出すこと四の不可あり、小を以て大に逆ふ、一の不可なり、夏月兵を發す、二の不可なり、國を擧げて遠く征せば、倭其虚に乘ぜん、三の不可なり、時暑雨に方り、弓弩膠解け大軍疾疫せん、四の不可な

安邊の策を獻ず

倭寇を兎兒洞に破る

り益、盛なり。八年、遼東の胡拔都、東北面の人民を虜掠して去る、成桂世々その道の軍務を管し、威信素より著るゝを以て、東北面都指揮使として往て之を慰撫す、九年、胡拔都又來りて端州(咸鏡南道端川郡)に寇す、成桂之を破り、胡拔都遂に遁る。乃ち安邊の策を獻じて曰く、北界は我國要害の地なり、早く之が計をなさゞるべからず、第一は、兵を錬り卒を訓へ、約束を嚴にし、號令を明かにし、事機を失ふことなかるべし、第二は師旅の命は糧餉に係る、其稅を收むる、宜く耕田の多寡を以て之を科して公私に便すべし、第三は、軍民の統屬を明かにし、其心を固結すべし、第四は、守令と將帥とを擇ぶべしと、言々皆肯綮に中れり。十一年九月、倭人洪原北靑等に寇し、諸元帥皆敗れ、賊勢益、熾なり、時に成桂は東北面都元帥たりしが、咸州に至り、諸將を部署し、直ちに賊の屯する所の兎兒洞に向ふ、賊遙に螺聲を聞き驚て曰く、これ李成桂の砗磲螺なりと、成桂乃ち倭語を解する者をして之を諭さしめたれば、賊酋之に從はんとす、成桂その怠るによりて之を擊ち、身士卒に先だちて、賊陣に出入すること數回、向ふ

むこと數重、成桂數騎と圍を突て出で、左右を麾きて曰く、怯なる者は退け、我將に賊の爲めに死なんとすと、將士感激して、勇氣百倍し、人々殊死して戰へども賊植立して動かず。一賊將あり、年纔に十五六、容貌端麗にして驍勇比なし、白馬に乘じ槊を舞して馳突し、向ふ所披靡して敢て當るものなし、軍中阿只拔都（阿只は小兒なり、拔都は蒙古語にて勇敢敵なきの謂なり。）と稱し爭つて之を避く、成桂馬を躍らしてその兜牟を射落し、豆蘭遂に之を射殺したれば、賊氣始めて挫折す。成桂乃ち身を挺して奮擊し、諸軍勝に乘じ鼓譟して大に之を破る、馬を獲ること一千六百餘匹、兵仗算なし、この役や賊兵甚だ衆かりしが、率ね皆殲殄して唯七十餘人智異山に奔りしのみ。

成桂の振旅して還るや、崔瑩百官を率ゐ、綵棚雜戲を設けて班迎せしに、成桂馬を下りて再拜す、瑩も亦再拜して成桂の手を執り、涕を揮つて曰く、公に非んば孰かよく然らんや、成桂謝して曰く、謹で明公の指揮を奉じ、幸にして捷を得たり、予何の功かあらん、瑩曰く、公か公か、三韓の再造、この一擧にあり、公なかりせば國はた何をか恃まんと、成桂の勢望是よ

倭寇を荒山に破る

之を破り、九月又海州(黃海道)に撃て之を殲す。　六年八月、成桂を楊廣全羅慶尙道都巡察使とし、賛成事邊安烈を體察使として之に副とし、王福命、禹仁烈、都吉敷、洪仁桂等を元帥として、皆成桂の節度を受けしむ。　是時裴克廉等九元帥敗績し、朴修敬、裵彥の二元帥は戰死し、倭人遂に咸陽(慶尙道)を屠り、九月南原(全羅北道)山城を攻めて克たず、退て雲峯縣(同上)を焚き引月驛に屯す、聲言すらく馬を光州(全羅南道)に養ひて北上せんとすと、中外大に震ふ。　成桂、裵克廉等と南原に會し、諸將を部署して、東の方雲峯を踰え、賊を距ること數里、荒山の西北に至る、成桂賊の奇鋭を射るに、五十餘發弦に應じて斃れざるものなし、賊乃ち山に據りて固く守りしかば、成桂士卒を指揮し、仰で之を攻めしに、賊死力を出して衝突す、成桂復た螺を吹き兵を整ひ蟻附して上り賊陣を衝かしめたれば、賊將あり、槊を引て直ちに成桂の後に趨く甚だ急なりしが、偏將李豆蘭射て之を殪せり。　是時、成桂の馬、矢に中りて仆れ、飛矢また成桂の左脚に中る、成桂矢を抽て氣益、壯に戰益、急なりしかば、軍士その傷つくを知るものなし、賊之を圍

東寧府を擊つ

山城(盛京省懷仁縣近傍にあり)を保せしが、俄に甲を棄てゝ來り降る、高安慰なほ城に據りて降らざりしが、我師之を圍みしかば、安慰、城に縋して夜遁れ、諸山城風を望て皆降る、戶を得ること凡そ萬餘、獲る所の牛二千餘頭、馬百餘匹を悉くその主に還しゝを以て北人大に悅ぶ、その後、李吾魯帖木兒名を原景と改め成桂に事ふ。是より先、奇賽因帖木兒元に仕へて平章となりしが、元の衰ふるに及び、遺衆を招集し、東寧府に割據して北邊に寇す。八月、王、李成桂等に命じて東寧府を擊たしめたれば、成桂義州に至り、鴨綠江を渡り、裨將洪仁桂等をして、輕騎三千を領し、進で遼城を襲はしむ、遼城は蓋し東寧府のある所なり。既にして大軍繼で至り、急に攻めて之を拔き、賽因帖木兒遁れ去りしかば、其餘黨を捕へて之を誅す。是より成桂は漸く昇進して、二十年八月、知門下府事となる、門下府は百揆の庶務を掌る所なり。

辛禑の時には、倭寇漸く熾なるを以て、李成桂等をして兵を東西江に耀して之に備へしむ、三年五月、成桂倭人を慶尚道に擊ち、智異山に戰て

李成桂始めて東北面上萬戶となる

は、必ず由來する所なくんばあらず、之を究めんと欲せば、まづ回軍以前に於ける李成桂の勢力如何を察せざるべからず。

初め李成桂は、恭愍王九年、(元至正二十年)父の後を襲て東北面上萬戶となり、十一年、紅賊の京城に據るや、總兵官鄭世雲に從ひ先登して之を破る。又元の納哈出は瀋陽(滿洲奉天府)に據有し、行省丞相と稱し、兵數萬を領して北邊に寇す、李成桂大に之を破りたれば、納哈出敵すべからざるを知り、散卒を收めて遁れ去り、其後人をして好を通せしむ、蓋し之に服せしなり。十三年、元兵義州を侵し、李成桂之を禦ぐ、會、女眞の三善三介等、虛に乘じて東北より入寇し、咸州、和州を陷る、成桂西北面より軍を引て至り、進擊して大に之を敗り、悉く和州、咸州を復せしかば、王倚賴益、重く、成桂を密直副使とし、端誠亮節翊戴功臣の號を賜ふ。十八年、東北面元帥となる、是時元衰へ明興るを以て東寧府を擊て北元を絕んとす、十九年正月、李成桂東北面より黃草嶺(咸鏡南道にあり)雪寒嶺(平安道にあり)を踰えて進んで鴨綠江を渡る、東寧府同知李吾魯帖木兒、成桂の至るを聞き、移りて亏羅

を問ふ、無學曰く、萬家の雞鳴くは高貴位なり、身三椽を負ふは王の字なり、蓋し雞鳴の聲は、高貴位（コークイウイ）と音相近し、故にしかいふなり、太祖その言に感じ、寺を土窟に建て釋王寺と號す。又人の太祖の門に到り、智異山岩石の中に得たりと曰ひて、異書を獻ずるものあり、中に木子乘豬下、復正三韓境の句あり。太祖人をして迎へ入らしめんとすれば、已に去りて之を尋ぬれども得ること能はざりき、蓋し太祖は乙亥の歲の誕生なり、故に木子乘豬下の句ありといふ。又圖讖中に早明の文あり、その義を曉るもののなかりしが、國號を改めて朝鮮といふに及びて始めて明かなりしと。この類の事なほ甚だ多し、當時迷信の深きこと率ね此の如くなれば、創業の主、或は之を假りて人心を收攬するの資となしゝこともなきに非ざるべし、英雄人を欺く、豈獨り古のみならんや。

第二節　鴨綠の回軍

太祖李成桂が創業の端を開きたるは、實に鴨綠の回軍にあり。然れども當時にありて君命に背くをも厭はずして、斷然之を決行せしもの

風水祥瑞圖讖等の說を信ず

坐して死に當す、太祖之を救はんと欲すれども能はざりしかば、甚だ之を悼み、諸孤を撫育して之を婚嫁し、開國の後には、其子に高爵を授けたり。

是時に當りて、風水祥瑞圖讖等の說は、社會一般の信ずる所なりしを以て、太祖も亦之を信ぜり。　桓祖の喪に未だ葬地を得ざりしが、一日樵童あり、長少二人の僧の山にあるを見る、長者曰く、下の地は將相に過ぎず、上は王侯を生むべしと、樵童之を聞て太祖に告ぐ、太祖急に追て二僧を請うて俱に歸り、一善地を得んことを願ふ、二僧遂に太祖とその山に往き告て曰く、第一穴は王侯の地なり、第二穴は將相の地なりと、太祖第一を取らんとす、長者曰く、太だ過ぎたることとなからんや、太祖曰く、凡そ人間の事、上を卜せんと欲して僅に下を得る故のみと、二僧遂に去る、蓋し長者は懶翁、少者は無學にして、俱に當時の名僧なり。　太祖嘗て安邊（咸鏡南道）にありし時、萬家の雞一時に鳴て破屋の中に入り、三椽を負て出づと夢む。　時に僧無學、安邊の雪峯山下土窟の中にありしが、太祖往て之

はしめ、原景をして諭さしむれども、亦從はず、太祖又その脚を射たれば、處明矢に中りて退き走る、因て之を諭さしめて曰く、汝もし降らずんば汝が面を射んと、處明遂に馬を下り叩頭して降る、其後、處明恩に感じ、矢痕を見るごとに必ず嗚咽流涕し、終身左右に隨侍せり。太祖の射術巧力兼ね至る、故にその人を服すること此の如し。

文學に通ず

文學も亦その一斑に通ぜり、嘗て詩あり、曰く、引手攀蘿上碧峰、一庵高臥白雲中、若將眼界爲吾土、楚越江南豈不容と、又一聯を占して曰く、三尺劍頭安社稷と、崔瑩之に續で曰く、一條鞭末定乾坤と、亦以てその氣象の雄大を見るべし。

九族を敦睦す

天性仁厚にして九族を敦睦し、之を撫すること甚だ篤く、庶兄元桂(李氏の出)庶弟和と友愛極めて至る、和が母金氏を京邸に迎へて之に事ふることと甚だ謹めり。桓祖薨せし時、元桂自ら嫡嗣なりとして心に太祖を忌み、竊に亂をなさんと欲せしが、太祖更に意に介せずして、之を待すること初の如し。元桂は又高麗に仕へて、將作判事となりしが、人を殺すに

射術に長ず

咸興にありし時、大牛の相鬪ふものあり、衆人之を止むることを得ざりしに、太祖兩手を以て之を持すれば、牛鬪ふこと能はざりき。　射術に於ける尤も其妙を究む、好で大哨鳴鏑を用ひ、楛を以て幹となし、竹を用ひず、鶴翎の闊くして長きものを羽となし、麋角を用ひて哨となし、大さ梨實の如し、鏃重くして幹長く常矢に類せず、弓力も亦尋常に倍す。　嘗て洪原(咸鏡南道)の召浦山に獵す、三獐あり群を爲して出でしに、太祖先づ一獐を射て之を斃し、二獐並び走るを逐ひ、又一發して之を疊貫し、矢枯木に着きしかば、李原景その矢を取りて來る、太祖曰く、汝來ること何ぞ遲きや、原景曰く、矢、木に固著し拔け易からずと、太祖笑て曰く、もし三獐ならしめば、乃公の矢力亦洞貫するに足らんと。　辛禑に從て獵せし時、左右に謂て曰く、今日獸を射る盡くその脊に中つべしと、是日鹿を射ること四十にして皆脊に中れり、人皆その神に服せりといふ。　又元の奇賽因帖木兒北邊に寇せしが、其將處明驍勇なり、太祖李原景をして之を諭して降さしむること再三なれども從はず、太祖故らに射てその兜牟を拂

桓祖咸州以北を收復す

考を忝むること勿れと、明年又來朝す、王又頑民を綏撫するの勢を謝す。

桓祖遂に東北面兵馬使柳仁雨と力を協せ、雙城を攻め破り、咸州以北の地を收復して高麗に屬せしむ。六年、千手衛上將軍に進み、開京に於て第一區を賜りて之に居る、九年(元至正二十年)三月、榮祿大夫判將作監事を以て、出でて朔方道萬戶兼兵馬使となる、四月病を以て歿す、年四十六、王訃を聞て悼むこと甚だしく、士大夫皆東北面の人なきに至れるを歎じたりといふ。

桓祖三子あり、長を元桂、次を成桂、次を和といふ、元桂と和とは庶出、成桂は正妃崔氏の出にして、即ち太祖なり、高麗末の衰運に際して其智勇を奮ひ、遂に王位に即くことを得たるは、穆祖以來東北面に於て人心を收攬し、殊に桓祖の北境收復に功ありしが如き、之が基礎をなしゝなるべし。

太祖勇力あり

太祖は天姿奇偉、神采英發、丈高くして聳え、耳大にして甚だ異なり、平居常に目を閉て坐す、之を望むに凜然として畏るべし、亦頗る勇力あり、

李氏興隆の始

來りて雙城(永興)に屯し總管府を置き、咸州(咸鏡道咸興郡)以北みな元に屬せしめ、勢甚だ盛なりしを以て、穆祖は元に降り、五千戸所達魯花赤となる、東北の人皆之に服し、李氏の興隆せしこと是より始れり。

穆祖の子名は行里、是を翼祖とす、翼祖父の職を襲て千戸となる。元の世祖師を日本に出し、兵船高麗に會せし時、翼祖亦元の命を以て東北より來り、忠烈王に見えたれば、王甚だ之を嘉す。翼祖威德漸く盛にして、女眞地方諸千戸部下の人皆心を歸せしかば、諸千戸翼祖を忌みて之を害せんことを謀る、翼祖乃ち舟に乘じて豆滿江(圖們江)に順つて下り、赤島(慶興府の南にあり)に至り陶穴して居り、後、德源に還り又咸興に徙る。翼祖の子名は椿、是を度祖とす、蒙古の諱は學顏帖木兒、亦元に仕へ、忠肅王の時來朝す、王之に賜ふこと甚だ厚し。度祖三子あり、長を子興、次を子春、次を子宜といふ、子春字は子春、之を桓祖とす、蒙古の諱は吾魯思不花、亦父の職を襲て千戸となる。恭愍王四年(元至正十五年)來朝す、王曰く、乃祖乃父身は外にありと雖も、心は乃ち王室にあり我祖考實に之を嘉せり、今爾祖

正紀　李朝時代

第四章　朝鮮太祖の創業

第一節　太祖の來歷及び性行

太祖生る

朝鮮の太祖は、即ち李成桂にして、字を仲潔といひ、後に名は旦、字は君晉と改む、その松軒と號するは、咸興(咸鏡南道)宮殿の後に太祖手植の松五株あるを以てなり。高麗忠肅王後元四年(元惠宗至元元年、皇紀一千九百九十五年)十月十一日、朔方道(咸鏡道)永興の黑石里に生る。父を李子春といひ、母を崔氏といふ、李氏はもと全羅道全州より出で、新羅の司空李翰を以て始祖となすと雖も、その事蹟詳ならず、十八世穆祖に至りて稍考ふべし。穆祖諱は安社、成桂の高祖父なり、性豪放にして四方の志あり、初め全州に居り、後、朔方道に徙り、宜州(咸鏡南道德源府)の兵馬使となる。是時は高麗高宗の末にして、元憲宗は屢、高麗を侵しゝかば、穆祖は之を禦ぎしが、元の散吉大王

るもの、聊かその形式を粧飾するに過ぎず。是に於て太祖王建が新羅敬順王の降を受けしより以來、王氏三十二王、四百四十二年、辛氏二世十四年、合せて四百五十六年間繼續せし高麗の社稷は、全く傾覆して、李氏朝鮮は之に代れり。

三軍都總制府を立つ

鄭夢周を殺す

恭讓王を廢し高麗亡ぶ

たるものにて、何等の威權あるにあらざれば、たゞ拱手してその意に順從するのみ。　而して三軍都總制府を立て、中外の軍事を統べしめ、李成桂を都總制使とし、裴克廉を中軍總制使とし、趙浚を左軍總制使とし、鄭道傳を右軍總制使とするに至りて、大權既に李成桂の手に歸して、威望日に盛なりしかば、鄭道傳、南誾、趙浚、尹紹宗等、密に之を推戴せんとするの意あり。　獨り鄭夢周は、忠義を以て自ら奮ひ、守門下侍中となるに及びて、尹紹宗、南誾、鄭道傳等を黜け、成桂を害せんと謀りしが、成桂の子芳遠（後に位に即き太宗と號す）趙英珪をして夢周を路に要して殺さしむ。　尋で夢周の黨偰長壽、李茂、禹玄寶等數十人は流竄せられ、忠を王氏に盡さんとするもの、皆朝廷を去れり。　因て、守門下侍中裴克廉等、定妃の敎を奉じ、王を廢して原州（江原道）に放つ、時に恭讓王四年にして、皇紀二千〇五十二年なり。

要するに、辛昌、恭讓王の如きは、當時權臣が一時便宜の爲めに擁立せしものなれば、その廢置は固より自由にして、たゞ定妃が一片の敎書な

辛昌を立つ

敏修諸將の己が意に違うて、王氏を立んことを恐れ、韓山君李穡は、時の名儒にして重望あるを以て、密に穡に問ふ、穡も亦、昌を立んと欲して、曰く、前王の子を立つべしと、遂に定妃(恭愍王の妃安氏)の敎を以て昌を立つ、時に年九歳なり。この時、李成桂の勢力は、漸く盛にして、辛昌即位の後、間もなく諫官諸臣の言によりて、曹敏修を流し、李仁任の子孫を禁錮し、崔瑩を殺せり。辛禑はその後、江華より驪興(京畿道驪州)に遷りしが、憂憤に堪へず、密に成桂を害せんとせしかば、成桂は禑を江陵に遷しゝも、なほ滿足せず、更に判三司事沈德符、贊成寺池湧奇、鄭夢周、政堂文學偰長壽、評理成石璘、知門下府趙浚、判慈惠府事朴葳、密直副使鄭道傳等と議して、定妃の敎を奉じ、昌を江華に放ち、神宗の遠孫定昌君瑤を立つ、是を恭讓王とす。

辛昌を廢し恭讓王を立つ

王は即位の初、曹敏修を廢して庶人とし、李穡、李崇仁等を流し、辛禑父子を誅せり。この時に當りて、群臣黨を分ちて相爭ひ、上疏して時弊を論じ、政法を議するもの甚だ多く、獄禍蔓延して、將相大臣、或は流され、或は殺さるゝもの、勝て計ふべからず、されども、王は元來權臣に擁立せられ

財政の紊亂

漕運も亦通せずして、地方の米穀を京師に輸す能はざるを以て、國庫は益、空竭して百官の祿俸、時を以て給與する能はざるに至る。然るに軍旅あり、貢獻あり、諸殿供上の物亦甚だ多く、豫め三年の貢物を徵すれども、猶足らずして又横斂を加ふ、財政の紊亂も亦是に至りて極れり。

李成桂遼東を攻め軍を回す

この時に當り、國家安危の關する所にして、まづ決定せざる可らざるものは、鐵嶺問題なり。然るに辛禑は、崔瑩が明に反抗するの意見に從ひ、左軍都統使曹敏修、右軍都統使李成桂等をして、遼東を攻めしむ、而して諸軍既に鴨綠江を渡りしが、成桂諸軍帥と共に軍を回し、大邦を犯すの不可なるを陳して、崔瑩を黜けんことを請ひたれども、王納れず。成桂等、乃ち城を圍み、崔瑩を執へて高峯縣(京畿道交河郡)に流し、王を廢して江華に放つ。王は在位十四年の久しきに亙りたれども、その廢せられたるによりて廟號なし、後世たゞ辛禑と稱す。

辛禑を廢す

是に於て、曹敏修は李仁任が己を薦拔せしことを念ひ、謹妃李氏の子辛昌を立んことを謀る、謹妃は仁任が外兄弟李琳が女なるを以てなり。

く、林廉政を執るの日久しく、凡そ士大夫皆その擧げし所なり、今たゞ才の賢否を問はんのみ、安んぞ既往を咎めんと、瑩聽かず。其後又堅味、興邦等が妻を拷掠して、皆獄中に死せしめ、其黨類の子孫に至るまで殆ど孑遺なく、苛酷暴戻尤も甚だし、王室是より漸く孤にして羽翼摧殘し、また振起すること能はざるに至れりといふ、朋黨排擠、殘忍酷虐は、實に朝鮮固有の病根なり。

且元に事へしより以來、その誅求は厭くことなく、朝覲饋遺國贐等の事により、徵斂多端にして、國力既に衰耗せしのみならず、權臣は田民を横奪して私利を圖り、田制は大に壞れて、公田の租額は、次第に減少し、その横奪せしものは、州郡を連ねてその田を占有し、山川を標して、その領域を劃し、人民より租を徵するに、一歳或は再三に至ることあり、又は一の田地に兩三人の所有主あり、各、その租を徵することありて、政府も人民も共に窮境に陥れり。況や沿海の州郡は、倭寇によりて耕種期を愆り、收穫候を失ひ、その租稅を免除せざる可らざることあるのみならず、

仁任堅味の言に從ふ。是に於て仁任、堅味、興邦は深く相結託し、中外の要職その私人に非ざるものなく、官を賣り爵を鬻ぎ、公私の土田奴婢を奪ひ、專橫尤も甚だしく、上下共に困めり。崔瑩、李成桂其爲す所を憤り、心を同くし力を協せ、王を導きて堅味、興邦等を除きしかば、國人大に悅べり。尋で田民辨正都監を置き、堅味等が奪ひし田民を考覈し、安撫使を諸道に分遣し、堅味等の家臣惡奴を捕へて之を誅すること一千餘人に及べりといふ。

李仁任竊に權を秉ること日久しく、務めて柔佞を以て人を悅ばしめ、忠良を誣陷し、無辜を殺戮す。林堅味廉興邦の誅せらるゝ時、言ふことあらんとして、崔瑩が第に至りしも、瑩辭して見ず。然れども瑩は仁任が嘗て己を助けしことを德とし、王に白して曰く、仁任謀を決して大に事へ、國家を鎭定す、功過を掩ふべしと、因て仁任を赦して京山府(慶尙北道星州)に安置し、其子弟を幷せて皆之を宥す、國人嘆じて曰く、林廉の黨、渠魁網に漏ると。崔瑩盡く林廉が用ひし所の人を黜けんとせしに李成桂曰

林堅味を誅す

詐、官を賣り獄を鬻ぎ、又人に官爵を濫授し代りて其祿を受く、誅せらるゝに及びて人皆之を快とす。

然れども當時權臣の橫暴なること獨り池奫のみならんや。初め廉興邦の家奴李光、前密直副使趙胖が田を奪ふ、趙胖李光に詣りて哀請せしも、光益、縱虐なりしかば、胖は憤怒に勝へず光を白州（黃海道）に斬る、興邦之を聞て大に怒り、胖が謀叛を誣ひ、王に勸め令を下して胖を購捕し、拷掠すること終日、胖が誣服せんことを欲すれども、胖罵辱して少しも屈せず。後數日にして王は崔瑩が第に如き、左右を避けしめて胖が獄を議し、命じて之を釋さしめ、興邦を巡軍に下し、又崔瑩及び李成桂に命じ、兵を陳ねて宿衞せしめ、林堅味等を獄に投じ、遂に之を誅す。

初め仁任國柄を竊まんことを謀り、辛禑を援立し、一國の威福其掌握にあり、林堅味その腹心となり、文臣を惡みて放黜すること甚だ衆く、興邦も亦その中にありしが、後に堅味は興邦が世家大族なるを以て、婚をなさんと請ひしに、興邦亦前日の流貶に懲り、身を全くせんと欲し、たゞ

池奫を誅す

襟喉なり、唇亡ぶれば歯寒し、救はざるべからず、是が爲めに拳々たるのみ、三宰この議を抗せば、吾何ぞよく爲さんと、遂に徑ちに出づ、復興走り追て仁任を止めしかば、奫頓首して之を謝す、これその軋轢の始なり。其後仁任病を以て家にあるに及び、奫その門を過ぐれども訪はざりしかば、人始めて池李が隙あるを知れり。 時に判典校寺李悦、左常侍華之元、右副代言金承得、知申事金允升等、朋黨を結び、奫に諂事して遷擢せられんことを希ひ、自ら池門の四傑といふ。 仁任、奫が黨を剪んと欲し、朝政を誹謗するに託して悦、之元、承得等を流竄す、奫大に懼れ、王に白し復興仁任等が大事を圖らんとするを誣ひて之を殺さんとせしが、林堅味奫を執へて巡軍の獄に下し、奫及びその黨金允升等二十餘人を誅す。奫は行伍より起り屢、軍に從て功あり、遂に宰輔に至り、王の乳媼張氏に通じ夤縁して寵あり、その跋扈を恣にし、己に附く者は之を用ひ、己に異なる者は之を斥け、其腹心を以て臺諫に分置し、大に威福を張り、多く姫妾を列すること幾ど三十人、惟富める者を取りて色を以てせず、貪淫謟

煙戸政

池李の隙

潔にして自ら守り、賢を薦めんと欲すれども、他人に牽制せられて爲すあること能はず。その後、池奫は門下贊成事となりしが、同日官に除するもの、宰樞五十九人に至り、李仁任池奫以下各、その黨を植て、臺諫將帥守令、皆その親戚故舊にして、市井工匠に至るまで貪緣除拜せざることなし、時人之を煙戸政といふ、蓋し煙戸あるもの皆恩澤を被るの謂なり。

李仁任池奫は深く相結託して、威福を擅にせしが、端なく終に釁隙を開けり。三年倭人全州に寇するや、都堂元帥を擇ぶに其人を難んじ、李仁任、池奫、崔瑩等、慶復興が第に會して之を議せしに久しく決せず、時に池奫が子益謙を遣らんとする者ありしが、奫心に之を不平とし、辭を厲して曰く、判三司公(崔瑩)可なり、瑩怒りて曰く、吾既に楊廣道を分管す、豈他に之くべけんや、奫進んで仁任に告て曰く、侍中(李仁任)事を謀りて未だ決せず、侍中往くべし、又其議を撓まさんとして曰く、倭賊但邊境を擾るのみ、もし明の大軍定遼衞に根據せば、後來必ず圖り難し、今の計を爲すに、まづ師を移して遼を攻むるに如かず、仁任勃然として曰く、全州は國の

ば、皆之を流竄す。　この時三司右使金縝命は、太后の近戚なるを以て、專ら宮中の事を總べ、淸直にして敢言し、人皆之を憚る。　嘗て病を以て私第にありしが、慶復興、李仁任、池奫等往て之を問ふ、縝命曰く、今の宰樞祿を竊み位を尸して心の正しからざること我に如くはなし、仁任曰く、公の心正しからずんば誰をか正とせんや、縝命曰く、予都堂に伴食し、凡そ事を署するに心に非とし口に是とすること孰か我に如かんやと、復興等之を聞て默然たり。　縝命の言は、實に當時朝臣の衷情を抉摘せしものなれば、池奫李仁任深く之を銜み、遂に不敬の罪を劾して之を流竄す、時人頗る之を惜めりといふ。

時に慶復興、李仁任、池奫、政權を掌握せしに、池奫李仁任威を擅にし黨を植て、擧國趨附す、銓注の際、人の賄賂の多少、伺候の勤怠を視て升黜をなし、官或は足らざれば、多く添設職を置き、或は數十日批を下さずして貨賄の來るを俟つ、之を隱批といふ。　崔瑩が倭寇を鴻山に破るや、戰功を論賞するに、軍に從はずして官を得るもの甚だ衆し。　慶復興獨り廉

李仁任池奫の專横

或は宮女を率ゐて川に至り同浴して戯れ、或は臣下の第に至りて其女を取り、淫褻至らざる所なし。　李仁任嘗てその婢壻趙英吉の女鳳加伊を王に献せしに、王之を寵し、屡、仁任の第に至りて宿す、王嘗て仁任を稱して父とし、仁任が妻朴氏を尊びて母とし、仁任が王を待すること諸壻の如しといふ。　王の狂妄淫泆、人君の徳度なきこと率ね此の如し。　然れども當時内部の腐敗は獨り之に止らず、朝臣の間、專横縱恣勝て言ふべからざるものあり。

初め恭愍王は、世臣大家の盤根錯結して互に相欺蔽するを患ひ、僧辛旽を微賤より抜きて國政を授けしが、後に其弑逆の謀あるを以て之を誅せり。　されども王は又晩年に及び、志を喪ひて弑逆の禍に罹り、積年の弊習は、終に之を除くこと能はず。　且、辛禑の立つや李仁任の援立に頼る、其威權なき誠に已むを得ざるなり。

李仁任既に援立の功を挾み、贊成事池奫、亦仁任に黨して、頗る威福を肆にし、倶に明に背きて元に從はんとし、苟も其議に從はざるものあれ

儒にして國家を思ふの心なく、兵卒は何等の訓練なき烏合の衆に過ぎざるのみ。其内部一般の腐敗に至りては、下文に述ぶるが如くなれば、倭人は東西蹂躙、無人の境を行くが如し、僅に崔瑩、鄭地、李成桂の如きもの之を破ることありと雖も、容易に掃蕩の功を奏するに至らざるなり。

内部の腐敗

是時に於ける内部腐敗の狀態は如何、殆どその極度に達せり。恭愍王弑せられて辛禑の位に即くや、來歷素より正しからず、其年齡又幼少なりしも、初は稍意を學問に用ひたりしが、李仁任、池奫、林堅味等、儒を喜ばず、競うて珍玩を以て之を導くに及びて、漸く放肆なりしも、未だ甚だしきに至らざりき。

辛禑の狂妄淫泆

然るに六年二月、明德太后の薨ぜしより、忌憚する所なく、或は里巷に出でて雞犬を射殺し、或は出遊して美女に遇へば輒ち淫虐を肆にし、日に畋獵遊戲に耽りしかば、左司議白君寧、守侍中崔瑩等、屢、之を諫むれども、更に改悛することなし、是に於て、宰樞は王の狂妄日に甚しく人に似ざるを以て、祭を惠明殿(恭愍王の影殿)及び玄陵(恭愍王陵)に行ひて之を禱るに至る。然れども王の狂妄は是に由りて已むべきに非ず、

倭人咸鏡道に入る

對馬を擊つ

倭寇を禦ぐ能はざる理由

他の方略なく、大に鎮兵の法席を中外の佛寺に設くるのみにて、その多きこと百五十一箇所に及び、供費勝て計ふべからざるに至る。 倭人は更に咸鏡道に闖入し、十一年(元中二年)倭船百五十艘、咸州、洪原、北青(共に咸鏡南道)等の處に寇し、人民を殺虜して殆ど盡んとす、元帥沈德符、洪徵等、洪原の大門嶺の北に戰ひて皆敗れ、賊勢益、熾なりしが、東北面都元帥李成桂往き擊て大に之を破る。

是より後、東北邊は稍衰へたりと雖も、慶尙全羅等は尙倭寇の巢窟なりしかば、十三年(元中四年)海道元帥四道都指揮使鄭地は、上書して自ら對馬壹岐を征せんことを請ふ。 辛昌二年(元中六年)に至り、慶尙道元帥朴葳、兵船一百艘を以て對馬を擊ち、倭船及び傍岸を燒く、蓋し鄭地の策を行ひし者なるべけれども、宗賴茂に破られて還り、未だ敵を威すに足ざるなり。

倭寇の猖獗なること此の如くにして、終に之を禦ぐ能はざるは、その原因果して安くにかある、內部の腐敗と軍政の修まらざるとにあり。蓋し當時の軍政は、元帥甚だ多くしてその號令統一せず、將校は槪ね怯

李成桂倭寇を荒山に破る

入り、恣に焚掠を行ひ、屍山野を蔽ふ。羅世、崔茂宣等、鎭浦に至り、茂宣が始めて製する所の火砲を用ひて其船を焚きしに、烟焰天に漲り賊燒死殆ど盡んとし、海に赴て死する者甚だ衆し。茂宣は元の焰焇匠李元と里閈を同くせしを以て、竊に其術を問て之を試み、前年建白して火㷁都監を置きしものなり。倭人はこの敗北よりしてのち、益、郡縣を陷れ、殺掠を肆にし、其勢愈、熾にして、三道沿海の地禍を受ること甚だし。是に於て李成桂を楊廣全羅慶尙道都巡察使とし、邊安烈を體察使として之に副とし、王福命、禹仁烈等を元帥として、成桂の節度を受けしめ、大に倭寇を荒山（全羅北道雲峰郡にあり）に破る。九年（後龜山帝弘和三年）海道元帥鄭地、また倭船を南海縣（慶尙道）に擊て大に之を破る。されども州郡騷然として民皆山谷に奔竄し、將帥は率ね環視して戰はず、賊勢日に盛なり。而して倭人は次第に北進して江陵、金化、楊口（共に江原道）に寇し、淮陽、平康（共に江原道）春州（江原道春川郡）を陷れ、體覆使鄭承可、前政堂南佐時等皆敗績し、その安邊（咸鏡南道）歙谷（江原道）に寇するや、四出して虜掠すること尤も猖獗を極む。然るに朝廷は

に至り、古今交隣の利害を極陳せしに、鎮西探題今川貞世厚く之を待す。四年、夢周の還るや、俘虜數百人を還し、又僧信弘を遣したれば、信弘は、兵六十九人を率ゐて、倭寇と兆陽浦に戰ひ、一艘を獲て盡く之を斬る。既にして又、版圖判書李子庸、前司宰令韓國柱を日本に遣して賊を禁ぜんことを請ふ、五年、國柱の還るや、大内義弘、朴居士をして兵百八十六人を率ゐて共に來らしむ。是時倭人慶州に寇せしかば、居士兵を率ゐて與に戰ひしが、元帥河乙沚逗留して救はず、居士の軍大に敗る、朴居士とは何人なるか詳ならず。

此の如く使を遣して賊を禁ぜんことを請ひしは、一再に止らずと雖も、日本も亦南北爭亂の時にして其力禁ずる能はざりき。是に於て二箇の方法も、空しく畫餅に屬したれば、侵掠の患は進むことあるも減ずることなし。是より後は他の方法なく、唯統一節制なき羸兵弱卒を以て、僅に防禦するに過ぎず、左に其概略を敍せん。

六年（天授六年）倭船五百艘、鎮浦口（全羅南道）に入り、遂に岸に登り散じて州郡に

姑息の策たるを免れずと雖も、當時の事情、已むを得ざるなり。

都を內地に遷さんとするの議は、辛禑二年より始まり、人を遣してその地を相せしむること數回に及び、當時崔瑩の如きは頗る反對の意見を述べたりしも、五年十月に至るまで數年間に涉りて、其議屢、起りしが、終に實行を見るに至らずして止みたり。

使を日本に遣す

使を日本に遣して倭寇の禁制を請ふことは、恭愍王の時、既に一たび之を行ひて其功を奏せざりしが、辛禑元年、判典客寺事羅興儒、上書して日本と好を修めんことを請ひしかば、興儒を通信使として之を遣る、足利義滿その陰謀あるを疑ひ、之を獄に繫ぎしが、會、晋州の僧良柔、歸化して日本にあり、其諜者に非ざることを證せしを以て之を釋す、明年興儒の還るや、良柔をして高麗に報せしめ、贈るに彩段畫屛長劍等の物を以てす。三年また判典客寺事安吉祥を遣し賊を禁ぜんことを請ふ、吉祥日本に至りて病死せしが、日本は僧信弘をして來り報せしむ。因て前

鄭夢周

大司成鄭夢周を遣して報聘せしめ、且賊を禁ぜんことを請ふ、夢周博多

倭寇に對する方法

禑に瑩が逐はるゝを聞き爲す所を知らず、王は急に出で避んと欲して、百官裝束し闕に會して待ちしが、捷報至るに及びて京城解嚴す、朝廷瑩が功を賞して安社功臣の號を賜ふ。其後、倭人靈光、光州（以上全羅南道）等に寇し、巡問使池湧奇、兵馬使鄭地追て之を破りしが、此戰鄭地が功頗る多し、されども五年（天授五年）順天、兆陽（全羅南道寶城郡に屬す）等に寇せし時、鄭地與に戰て大に敗績せり。時に慶復興、黃裳、禹仁烈、俱に崔瑩が第に至りしに、瑩曰く、倭寇侵擾此の如く甚だし、諸相何ぞ憂慮せざる、一の鄭地勇と雖も、それ衆寇を如何せんと、諸相慚る色ありといふ。

倭寇の狀態、概ね此の如く、時に一二の勝利を得たりしことなきに非ずと雖も、崔瑩の剛强なるを以て、社稷の存亡この一戰に決すといへるを見ても、其恐怖狼狽の狀想ひ見るべく、到底當時の武力を以て盡く之を擯斥すること能はざるなり。是を以て高麗の朝廷に於て、二個の方法を案出せり、一は都を內地に遷すにあり、一は使を日本に遣して禁制を請ふにあり、この方法によりて目前の禍を緩めんと欲するは、固より

覇家臺萬戸

して水に投じて死す。　この時元帥裴克廉又倭人と戰ひ、賊魁覇家臺萬戸を斬る、覇家臺萬戸は、蓋し博多の賊酋なり。　倭人又江華より楊廣道濱海の州郡を攻め陷れ、殺傷せらるゝこと計ふべからず、然るに元帥王安德怯懦にして戰はざりしを以て、水原（京畿道）より陽城、安城（同上）に至る迄、數十里の間、蕭然として人烟なしといふ。

四年（天授四年）倭人德豐、合德等の縣に寇して都巡問使の營を焚き、又大に牢梁に集り、昇天府に入り、聲言すらく、將に京城に寇せんとすと、中外大に震ふ。　因て諸軍に命じて、出でて東江（京畿道豐德郡にあり）西江（即禮成江）に屯せしめ、闕門を守り賊の至るを待ち、城中恟々たり。　崔瑩諸軍を督して海豐（豐德郡）に軍し、贊成事楊伯淵之に副たり、賊之を覘ひ知り、瑩が軍を破らんと欲し、諸屯を棄てゝ直ちに中軍に向ふ、瑩曰く、社稷の存亡この一戰に決すと、遂に進みて之を擊ちしに、賊軍强盛にして瑩逃げ奔りしが、李成桂精騎を率ゐ、伯淵と合擊して大に之を破る、瑩乃ち賊の披靡するを見て、麾下を率ゐて傍より之を擊ちしかば、賊殆ど盡き、餘黨夜遁る。　城中

崔萬戸

ば、海明にして晝の如く、死する者千餘人、京城大に震ふ。又江華府に寇せしに、萬戸金之瑞、府使郭彥龍、摩利山(江華にあり)に遁れたれば、賊遂に大に掠めて去る。判開城府事羅世、兵を提げて江華に入り、擊て賊を走らしめんと請ふ、王其志を壯として、廐馬二匹を賜ひ、遂に羅世及び李元桂等を遣して倭人を江華に擊たしめ、都統使崔瑩、また昇天府(京畿道豐德郡)に次りて之に備ふ、賊乃ち江華を棄て、通津、童城(通津郡に屬す)等の縣に寇し、過る所蕭然たり。時に童子あり、賊中より逃れ歸りて曰く、賊常に言ふ、畏るべきものは唯崔萬戸のみと、崔萬戸は即ち崔瑩なり。

既にして慶尙道元帥禹仁烈報じて曰く、倭賊對馬より海を蔽うて來り、帆檣相望む、已に兵を遣して要衝を分守せしむれども、賊勢方に張り、防戍甚だ多し、請ふ助戰元帥を遣して要害に備へしめよと。時に江華の賊、京城に逼近し、備禦暇あらざるに、又この報を得たれば、大に驚懼し、急に諸道に令し僧を募りて戰艦を作らしむ。其後、倭船五十艘又金海(慶尙南道)の南浦に至る、府使朴葳、伏を兩岸に設けて之を擊ちしかば、賊狼狽

羅、楊廣、慶尙、滄海の州郡、蕭然として空し。大抵歳ごとに數十回その禍を被らざることなく、諸將をして之を拒がしむと雖も、其毒を肆にすること益々甚しく、攻擊爭鬪、勝て數ふべからず。されども皆箇々別々の戰鬪にして、必ずしも統一あるに非ず、盡く之を擧げんとせば、殆ど其煩に堪へざるものあり、今その重なるもの數件を述ぶべし。

辛禑二年（天授二年）倭人扶餘（忠淸南道）に寇して公州（同上）に至る、牧使金斯革戰つて敗績し、公州遂に陷りたれば、又進んで石城（同上）に寇せしに、元帥朴仁桂迎へ戰つて之に死す。判三司事崔瑩、之を聞て自ら倭を擊んと請ひしが、王及び諸將瑩が老いたるを以て之を止めしに、瑩曰く、蕞爾たる倭賊暴を肆にする此の如し、今を失うて制せざれば、後に圖り難しと、請ふこと再三に至り遂に之を許す。乃ち楊廣道（忠淸道）都巡問使崔公哲、助戰元帥康永、兵馬使朴壽年等と鴻山（忠淸南道）に至る、倭人まづ險隘に據りたるを以て、諸將畏怯して進まざりしが、瑩、身士卒に先だち、銳を盡して突進し、遂に之を敗る。三年、倭人夜、窄梁（京畿道）に入り、戰艦五十餘艘を焚きしか

鐵嶺以北境界の紛議

て、朝覲を通せんことを請ひしが、皆遼東に至り入るを得ずして還る。かくて間もなく、遼東都司は、鴨緑江を渡り、榜を張らしめて曰く、鐵嶺以北以東以西は、もと開原の所管に屬せしものなれば、その地に住する軍人、漢人、女眞、達々、高麗は皆遼東に屬せしむと、これ鐵嶺以北を悉く明に屬せんとするなり。崔瑩乃ち諸相と定遼衞を攻むると和を請ふとの可否を議す、衆皆和議に從はんとせしが、王獨り崔瑩と遼を攻めんことを議す。已にして明は遼東の百戸王得明を遣し、鐵嶺衞を立るを告げしむ、是より後、高麗と明との關係は益、困難なるに至れり。

倭寇

藤原經光

獨り北方支那に於けるのみならず、所謂倭寇の侵掠は、辛禑の時を以て最も甚しとす。元年(後龜山帝天授元年)藤原經光といふ者、衆を率ゐて來り投す、因て之を順天(全羅南道)燕岐(同上)等の處に居らしめ、官その資粮を給す。既にして全羅道元帥金先致に諭して之を誘殺せしめんとせしに、その謀漏洩し、經光衆を率ゐ、海に浮びて逃れ去りたれば、僅に三人を殺しゝのみ。是より倭人大に激怒し、入寇する毎に婦女嬰孩、屠殺して遺さず、全

明の冊封を受く

還す。十一年(明洪武十八年)門下評理尹虎を遣して恩を謝し、謚及び承襲を請はしめたれば、明の周倬、雒英等來り禑を冊して王とし、又先王に謚を恭愍と賜ふ。因て判門下府事曹敏修を遣して恩を謝し、且暦日符驗を請はしめ、前元の鋪馬(軍用驛馬の牌)蒙古の文字八道を納れしむ。十二年鄭夢周を遣し、便服及び陪臣の朝服便服を請はしめ、仍て歲貢を蠲減せんことを乞はしむ。この時夢周の奏對詳明なるによりて、歲貢の常數を減じ、三年に一たび朝し、良騎五十匹を貢することゝなりしかば、數年以來の宿望始て達し、稍その負擔を輕減するを得たり。

然るに其後、遼東より逃れ來るものあり、都堂に告げて曰く、明帝將に處女秀才、及び宦者牛馬を求めんとすと、都堂之を憂ふ。是時に當りて、高麗の明に於ける、國力を竭して之に奉事せしも、猶その意に滿ること能はず、明は屢、難題を出して之を困めたれば、門下侍中崔瑩は大に憤慨して曰く、果して此の如くならば、兵を興して明を擊んこと可なりと。されどもなほ鄭夢周を遣し、十四年(明洪武廿一年)正月、又密直司使趙琳を遣し

東守將之を明帝に奏す、帝命じて誼を執へて南京(是時明は南京に都す)に至らしめ、歳貢約の如くせば、使を殺すの罪を赦さんことを告ぐ。其後屢、使を遣しゝも、或は歳貢定額に滿たず、或は定額に滿つるも、數年零碎の物を集めたるは誠ならずとして、皆遼東にて拒絶せらる。因て、九年(明洪武十六年)贄成事金庾をして海路より往かしめしが、明は其期節に過ぎたるを以て、之を法司に下し、且告げて曰く、高麗もし明に事ふることを願はゞ、五年より今年に至るまで、五箇年間未進の歳貢、馬五千匹、金五百斤、銀五萬兩五萬布匹を以て一時に貢獻せよと。是に於て、進獻盤纏色(進獻の物を集るを掌る臨時の官なり)を置て歳貢に備へ、十年(明洪武十七年)、鄭夢周を遣して聖節を賀し、諡及び承襲を請はしめ、又連山君李元紘を遣して、歳貢の馬一千匹を獻せしむ。當時國庫空乏なりしかば、六品に至る迄、金銀を出さしめ、又諸道を括斂し、或は魯國公主の殿の金銀器を取りて之を補ふに至るも、猶五年の歳貢を完濟せんとす、其明に事ふる勉めたりといふべし。鄭夢周の至るや、明太祖、その節日に及ぶを喜び、特に慰撫を賜ひ、優禮して之を

歳貢

夢炎は別に旨を錄し示して曰く、前王の言に從ひ、今歳、貢する所の馬一千は、執政の陪臣を遣し、半を以て來朝せしめ、明年には金一百斤、銀一萬兩、良馬百匹、細布一萬匹を貢して、歳貢の常例となすべしと。この時明の奏差邵壘は德符に從て來りしが、甜水站（遼陽の東南にあり）に至り、高麗の文天式を北元に使せしむと聞き、高麗に達せずして還る。思ふに朱夢炎の示しゝ歳貢は、明の高麗に對する一難題にして、之によりてその明に於ける誠否を試みんとするものなり。

是時北元にては、昭宗既に崩じ、その子、脫古思帖木兒立ちしを以て、五年、僉院甫非を遣して天元と改元せしことを告げしめ、尋で禑を冊して大尉とせり。されども既に專ら明に事ふるの方針を定めたれば、その明に於ける益、忠悃を竭し、門下評理李芳を遣して、歳貢を進め、承襲を請はしめしが、貢物約の如くならざるを以て拒絕せられ、登州（支那山東省）より還る。六年（明洪武十三年）崇敬尹周誼を遼東に遣し、金義が使を殺しゝは、本國の關り知らざる所なるを辯じ、入朝を許容せんことを請はしめしに、遼

明の年號を行ふ

者を問ひしに、尙衷等、判宗簿寺崔源を薦む。仁任之に從ひ、辛禑元年、崔源をして明に如て喪を告げ、諡及び承襲を請はしむ。されどもその後朴尙衷は殺され、鄭夢周等は流竄せられて、元に從はんとするもの勢力を得るに至りしかば、二年、李之富をして定遼衛に如て好を通じ、且事變を伺はしむ。既にして定遼衛秋に乘じて來り侵さんとするを聞き、使を諸道に遣し、兵を點じ簡閲して之に備ふ。幾ばくもなくして、北元の冊封を受け、其年號を行ひ、專ら北に事ふることとなれり。然るに四年三月、又判繕工寺事柳藩をして明に如て恩を謝せしめ、禮儀判書周誼をして諡及び承襲を請はしめしも、未だ允されざりしが、九月に至り、復た明の年號を行へり。抑、國論のかく屢、動搖せしは、畢竟各人の意見區々にして、甲黨勝を制すれば、明に事へ、乙派勢を得れば元に從ふのみにて、必ずしも深き因由の存するには非ざるなり。

五年(明洪武十二年)沈德符の明より還るや、明太祖手詔を賜うて、使者を殺すの罪を責め、歲貢を納るゝこと約の如くならしむ。而して禮部尙書朱

北元に事へ其冊封を受く

は細故に非ずと。是に於て簷、伯英を獄に下し、崔瑩池奫をして之を鞫せしめしが、その辭田祿生、朴尙衷に逮り、皆獄に逮す、崔瑩が之を鞫すること甚だ慘酷にして、遂に之を杖流し、又鄭夢周、金九容、李崇仁等が己を害せんことを謀るを以て、皆之を流す。是に於て、一時の名士、李仁任等に反對するもの、率ね流竄せられて、元に事ふること〻なりしかば、三年（明洪武十年、元宣光七年）北元は翰林承旨孛刺的を遣し禑を冊して開府儀同三司征東行省左丞相高麗國王とし、又使を遣して敬孝大王（恭愍王）を祭らしめたれば、是より北元の年號を行ひ、三司左使李子松を遣して冊命を謝せしむ。北元は又宣徽院使徹里帖木兒を遣して定遼衞（明の遼東に置きし治所）を夾み攻めんことを請ふ、乃ち晋川君姜仁裕をして北元に如かしめ、北元との關係は益、接近するに至れり。

明に對しては、金義その使を殺しゝより、國人恂懼して、敢て使を通せざりしが、鄭夢周は速に使を遣すべきことを謂ひ、朴尙衷、鄭道傳、また宰相に謂て曰く、宜く速に使を遣し、喪を告ぐべしと、李仁任その使すべき

に事ふ、今北元に事ふ可らずといひて、名を署せざりき。既にして北元は使をして來らしめて曰く、伯顏帖木兒王(恭愍王蒙古名)我に背て明に歸す、故に爾が國の王を弑する罪を赦すと。時に李仁任、池奫は、元の使を迎へんと欲せしが、三司左尹金九容、典理總郞李崇仁、及び鄭道傳等、都堂に上書して曰く、若し元の使を迎へば、一國の臣民皆亂賊の罪に陷らん、他日何の面目ありて玄陵(恭愍王)に地下に見えんやと。されども門下侍中慶復興及び仁任は、その書を却けて受けず、遂に道傳をして元の使を迎へしむ。道傳、復興が第に詣りて曰く、我當に使の首を斬て來るべし、然らざれば縛して明に送らんと、辭頗る不遜なりしかば復興、仁任怒りて道傳を會津(全羅南道羅州に屬す)に流す。成均大司成鄭夢周、判典校寺朴尙衷も、亦上書して明に背き元に事ふるの不可なるを極陳せしかば、遂に贊成事黃裳を江界(平安北道)に遣して、元の使を慰還せり。獻納李詹、正言全伯英等は上疏して李仁任池奫の罪を數へて之を誅せんことを請ふ。鷹揚軍上護軍禹仁烈、親從護軍韓理は、仁任の意に阿り上書して曰く、諫官の宰相を論ずる

北元

愍王は、元に背きて明に從ひしが、幾ばくもなくして惠宗崩じ、其子昭宗(愛猷識理達臘)繼で立ち、和林(外蒙古鄂爾坤河の上にあり)に居り、擴廓帖木兒は丞相となりて之を輔く、辛禑四年(明洪武十一年)昭宗崩じ、その子脫古思帖木兒之に代り、なほ北方にありて明と爭へり、之を北元とす。

金義明の使を殺す

初め恭愍王の弑せらるゝや、或人守侍中李仁任に謂て曰く、國君弑せらるれば、宰相まづ其罪を受く、明帝もし先王の故を聞かば、必ず問罪の師を興して、公必ず免るゝこと能はざらん、元と和親するに如くはなしと、仁任頗る之を然りとす。是より先、明の禮部主事林密、孳牧大使蔡斌等、來りて耽羅(全羅南道濟州)の馬を進めしむ、因て、同知密直司事金義をして馬五百匹を遼東に護送せしめしが、蔡斌等至る處遲留し、常に金義を殺さんとす、仁任乃ち安師琦をして、陽に蔡斌等に餞すと言はしめ、密に金義に諭して、斌等を殺さしむ、金義開州站に至り、斌及び其子執を殺して北元に奔る。 李仁任又百官連名の書を爲りて、將に北元の中書省に呈せんとす、左代言林樸、典校令朴尙衷、典儀副令鄭道傳等は、先王策を決して明

辛禑立つ

時に太后及び侍中慶復興は、宗親を立んと欲し、李仁任は禑を立んと欲して、議論未だ決せず。永寧君瑜、密直王安德等、仁任が意を希ひ、大言して曰く、王既に大君を以て後とす、之を捨てゝ何をか求めんと、仁任遂に百官を率ゐて禑を立つ、時に年十歲なり。禑は既に王氏に非ざるのみならず、又人君の德なきものなり、而して今や王位に即く、これ實に高麗衰亡の機運を促したる一大原因なり。

辛禑の來歷に就ての一說

禑が來歷に就て、更に一說あり、禑は眞に恭愍王の子にして、辛旽の子に非ずとするもの是なり。この說は、元天錫を宗として、李滉、金時讓、申欽、宋時烈等、皆之に從ひたれども、固より想像揣摩の言にして、確乎たる證據あるにあらざれば、今之を取らず。辛禑の時は、實に國步艱難、紛亂已むことなかりしが、當時朝廷の最も心を苦しめたるものは、外國の關係にして、明と北元とに於ける向背と、所謂倭寇との二問題なり。

元衰へて明興る

元衰へて、惠宗は北の方、上都開平府(直隸宣化府)に遁れ、又應昌(內蒙古捕魚海近傍)に奔りたれば、明太祖は燕京に入り、元に代りて帝位に即く。是に於て恭

家に產せしむ、之を牟尼奴といふ、その後、能祐が家、收めて之を養ひしが、數月にして其兒死せしかば、能祐旽に責められんことを恐れ、竊に他人の子の貌類するものを取りて之に代ふ、一年を經て、旽之を家に養ひしに、般若も亦その兒に非ざることを知らざりき。 時に王嗣子なきを以て、常に之を求む、一日微行して旽が家に至りし時、旽その兒を指して曰く、願くは殿下養子として後を立てよと、王笑つて答へざりしも、心には之を許せり。 其後、旽は自ら跋扈の甚しきを知り、王の之を忌まんことを恐れ、遂に不軌を謀りしが、事露はれて誅せらる。 されども王は、牟尼奴を召して明德太后（恭愍王の母洪氏）の殿に納れ、守門下侍中李仁任に屬し、且曰く、美婦旽が家にあり、其子に宜きを聞き、之を幸してこの兒ありと、因て牟尼奴を嗣となさんとせしが、太后の欲せざるを以て果さず。 遂に牟尼奴に名を禑と賜ひ、江寧府院大君に封じ、政堂文學白文寶に命じて、之に傅たらしめ、故の宮人韓氏の出と稱せしむ。 王の弑せらるゝに及び、太后、禑を率ゐて內に入り、三日にして禑、宰樞と喪を發して哀を擧ぐ。

の牒を持して、日本に到り、之を禁せんことを請ふ。將軍足利義詮謂へらく、九州海賊の爲す所にあらすと、遂に報せす。この倭寇は、是より後益、盛にして、高麗衰亡の一原因となれり、そは後章に於て、之を述ぶべし。

第五節　高麗の衰亡

恭愍王弑せらる

恭愍王は、その初頗る精を勵まし治を圖るの志ありしが、妃魯國公主の難産によりて薨せしより、哀慟志を喪ひ、政を妖僧辛旽に委ね、勳賢を放殺し、大に土木を興して民怨を斂む、又其子なきを憂ひ、洪倫、韓安等をして諸妃と通せしむ。一日、宦者崔萬生、王に從て厠に往き、密に益妃王氏が洪倫と通じて孕めることを告ぐ、王乃ち倫を殺して其口を滅し、幷せて萬生をも殺さんとせしに、萬生大に懼れ、其夜倫等と王の大醉に乘じて之を弑す、時に二十三年(明洪武七年)なり。

辛禑の來歷

是より先、王の政を辛旽に託するや、深く之に信任し、屢、その家に幸せり。旽嘗て私婢般若を納れ娠めることあり、伴僧能祐に屬して、其母の

元衰へて關係漸く薄し

倭寇

林堅味の訊問によりて、遂に之を誅戮せり。然るに元は、既に德興君を立てゝ王とし、崔濡之を奉じ、兵一萬を率ゐて鴨綠江を渡り、義州を攻む、乃ち崔瑩、安遇慶等をして之を拒がしめ、擊て之を破る。既にして搠思監、朴不花罪を得て竄逐せらるゝによりて、元は王の罪なきを知り、王をして位に復らしめ、崔濡を執へて送りしかば、王は之を誅せり。是より後、元益、衰へて、その關係漸く薄し、十七年（元惠宗至正二十八年）明の太祖燕京に入るに及びて、元帝は遂に北走し、高麗始めて元の制壓を免るゝを得たり。

日本との關係は、忠烈王が元を助けて侵掠せしより以來、久しく絶えたりしが、忠惠王の時（後村上帝興國三年）よりして、また所謂倭寇の起るあり。この時、日本は南北兩朝並立して、戰亂巳まざりしを以て、鎭西無賴の徒、高麗及び元の濱海を侵すものありしが、その姓名詳ならず、故に當時總て之を倭寇と稱す。これ固より日本政府の與り知る所にあらず、亦禁制すること能はざるものなり。恭愍王の時には、歲としてその禍を被らざることなかりしかば、十五年（後村上帝正平二十一年）前典儀令金逸は、元の中書省

鄭世雲等紅賊を平ぐ

て、頗る殘虐を恣にし、更に進みて原州(江原道)をも陷れしが、總兵官鄭世雲は、安祐、李芳實、金得培等の諸將を督し、開京を圍み、大に之を破りて、沙劉關先生等を斬り、遂に京城を回復せり。 然るに平章金鏞は、世雲を妬み、且、安祐等が功ありて寵せられんことを恐れ王命を矯めて、安祐をして世雲を殺さしむ、既にして又安祐及び芳實、得培を殺しゝも、王は金鏞が姦計を察せず、赦を下して安祐等が罪を開示せしは、當時壅蔽の甚だしきを見るべし。

金鏞を誅す

是より先、崔濡は罪を得て元に奔り、丞相搠思監、及び宦者朴不花に諂事せしが、金鏞を以て內應とし、王を廢して忠宣王の庶子德興君を立んことを謀る。 十二年(元至正廿三年)王は尙州より歸りて、なほ城南興王寺の行宮にありしが、金鏞はその黨を遣して、行宮を圍ましめ、王を弒せんとせしに、宦者安都赤なるもの、王に代りて殺害せられたるが爲めに、王は纔にその禍を免る、會、密直使崔瑩、副使禹磾等兵を率ゐて至り、賊を擊て之を平ぐ。 されども王はなほ、金鏞に惑ひて之を赦さんとせしが、大護軍

婆娑府を破る

伊板嶺以南を復す

東寧府を罷めて、遼陽に遷し、西北の諸城を高麗に還し、鴨綠江を以て境界となしたれば、印璫は直ちに兵を引て、鴨綠江を渡り、婆娑府（滿洲九連城附近）を攻め破れり。又柳仁雨を東北面兵馬使として、雙城を陷れ、地圖を按じて伊板嶺（摩天嶺）以南の八州五鎭を高麗に屬せしめ、高宗の時より、凡そ九十九年間、元に沒せしもの、全く之を收復せり。是に於て、元は斷事官撤廸罕を遣して、之を責めしに、王は印璫を斬りて之を謝せしも、東北の地は、我が舊疆なることを辯じて、その占領を繼續せり。

紅頭軍入寇す

恭愍王南幸す

是時、元の喪亂は年を逐うて甚だしく、紅頭軍（劉福通兵を起し、韓林兒を迎へ立て宋帝とし、紅巾を以て號とす。）の起るや、兵勢大に振ひ、八年十二月、その渠帥毛居敬は、鴨綠江を渡り、義州、靜州等を敗り、遂に進みて西京を陷れしが、西北面元帥安祐、上將軍李芳實等、擊つて之を卻く。十年（元至正廿一年）潘誠、沙劉、關先生等、又衆十餘萬を率ゐ、長驅して進み、岊嶺の柵を破り、形勢甚だ危急なり、因て王はまづ南幸して亂を避けんとし、太后を奉じて開京を出で、道路間關、福州（慶尚北道安東郡）に至り、遂に尙州（慶尚北道）に趨く。時に賊軍は既に開京に侵入し

恭愍王立つ

元衰ふ

らるゝに當りて、百官及び國老は、上書して王の罪を赦さんことを請はんとせしも、之を爲すに及ばずして止みたりといふ。王の人望を失せしこと甚だしきは、言ふ迄もなけれども、當時上下の關係の冷淡なりしこと想ひ見るべし。

その後、忠穆、忠定の二王は、皆幼沖にして位を嗣ぎ、母后、制を内に專にし、姦臣外戚、事を外に用ひしが、忠定王は又狂惑無道なりしを以て、元は之を廢して、忠惠王の母弟顓(セン)を立つ、是を恭愍王とす。王の時に當りて、元は國政既に衰へて、豪傑四方に起りしが、丞相脫脫が張士誠を高郵(江蘇省揚州府高郵州)に討するや、高麗は政丞柳濯、廉悌臣等をして、兵二千餘人を率ゐて之を助けしむ。されども王はもと元に屈從することを欲せざれば、奇轍、盧頭、權謙の徒が、姻を元室に連ね、その威を挾みて本國を陵轢し、五年(元惠宗至正十六年)に至りて遂に反逆を謀りしかば、悉く之を誅殺し、征東行省理問所を廢し、元の年號を停め、舊官制を復し、印璫、姜仲卿を西北面兵馬使として、西北界を討せしむ。是より先、忠烈王の時、元は既に高麗の

忠肅王揭陽縣に流さる

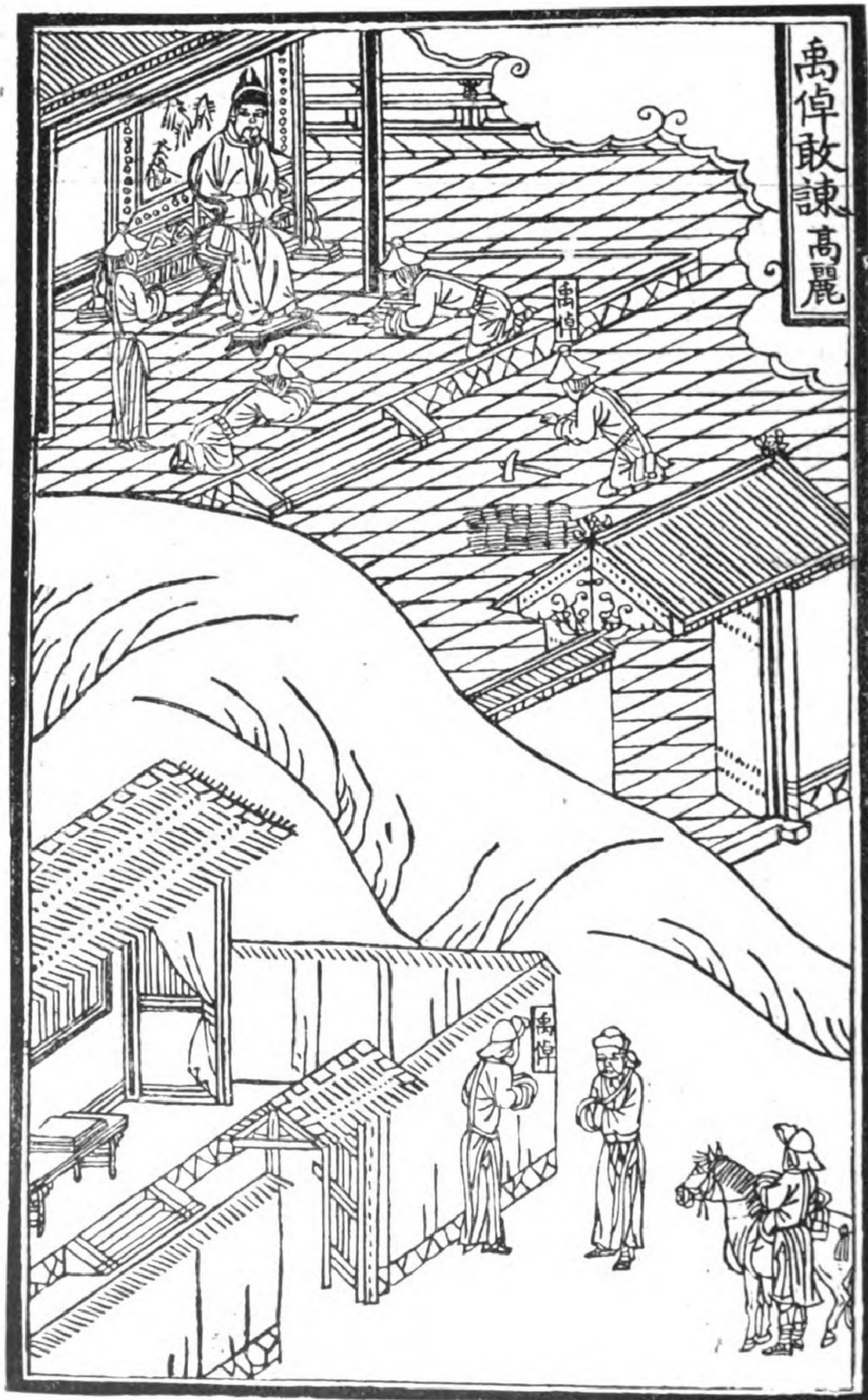
太保伯顏は、燕帖木兒が權を弄するを惡みて、王を待することも亦禮あらざりしが、燕帖木兒の死するに及びて益、甚だし。是を以て、忠肅王の薨ずるに至りて、使を元に遣して、位を襲ふことを求めたれども、伯顏之を留めて、奏せず。時に政丞曹頔(テキ)は兵を擧げて王宮を圍み、軍敗れて殺されしも、國內頗る騷擾せしかば、元は斷事官頭麟を遣し、王を執へ還らしめて之を訊問し、伯顏は陰に曹頔が黨を助けしが、會、伯顏の貶黜せらるゝにより、王は釋されて位に復ることを得たり。されども王は荒淫縱恣にして、惡小を信任し、其無道なること、殆ど言語に絕せり、是を以て或は元に上書して、行省を立てゝ百姓を安んせんことを請ふものあり。因て、元は郊赦の詔を頒つを名として、大卿朶赤を遣したれば、王は朝服して之を迎へしに、朶赤は急に王を蹴て之を縛し、一馬に載せて馳せ歸れり。王は燕京に着するや、直ちに檻車を以て揭陽縣(支那廣東省潮州)に護送せられしが、一人の從行するものなく、寂寞慘澹たる旅程の途次、岳陽縣(支那湖南省岳州)にて薨せしも、國人之を聞て悲むものなし。又初め王の執へ

忠惠王立つ

忠宣王の吐蕃にある時に當り、忠肅王は元に如きて、贊成事權漢功等が、上王の時より權を招き賄を納るゝことを告げて、之を遠島に流せり。是を以て、漢功等王を怨み、書を元に上り、王を廢して瀋王暠を立てんことを謀り、又柳淸臣等は、征東行省を立て、高麗の國號を罷めて、內地に比せんことを請ひしも皆行はれざりき。淸臣等は、なほも姦謀を逞くし、王が盲聾瘖瘂にして、政事を親らせざることを元に奏せしを以て、元は平章政事買驢を遣して、之を視察せしめしが、買驢はその誣罔なることを知れり。されども、是時に當りて、王は何等の威權なく、その位地の不安なること此の如くなれば、常に深殿に居て、怱々として樂まず、遂に位を世子に傳ふ、是を忠惠王とす。忠惠王は即位の後、たゞ日に遊畋に耽りしのみなれば、一年餘にして、元は忠肅王に命じて、位に復らしむと雖も、王も亦嬖幸を親信して、國事を顧みず、何等の施設することあらずして薨せり。

忠惠王は世子たりし時、元に朝し、丞相燕帖木兒と甚だ親しかりしが、

禹倬忠宣王を諫むるに、白衣を着、斧を持し、藁席を荷へ、闕に詣りて上疏す、然るに左右疏を讀むに難かりしを以て、倬聲を厲まして之を叱責せしかば、左右震慄し、王慙る色ありといふ、後、退老するに及びて、忠肅王その忠義を嘉みし、再び召せども起たず、忠穆王三年卒す、年八十一。



（三綱行實忠臣圖所載）

宦者を元に獻す

忠宣王吐蕃に流さる

るの有様なりき。

又高麗にて、宦者は腐刑に罹りしものを用ふるにあらずして、襁褓にありて狗の爲めにその勢を啗はれしものを以て、使役に供したりしが、寶塔實憐公主、嘗て宦者數人を元の世祖に獻じて、頗る恩寵を受けしより、人皆歆慕してその勢を割き、元に入りて宮掖に仕へ、威福を擅にせしもの甚だ多し、伯顏禿古思、方臣祐、李大順、高龍普等の如きは、その尤なるものなり。殊に伯顏禿古思は、元の仁宗の藩邸に事へ、佞險にして不法のこと多かりしが故に、忠宣王は深く之を嫉めり、禿古思は之を知りて王を中傷せんと欲せしも、仁宗の王を待すること厚きが爲めに、その機を得ざりしが、仁宗崩じて英宗立ち、鐵木迭兒事を用ふるに及びて、屢〻之を讒せしかば、王は遂に佛經を學ぶを名として、吐蕃撒思吉（支那西藏にあり）に流されたり。その後、崔誠之、李齊賢等、百方請願せしによりて、朶思麻（支那西藏にあり）に量移せられ、吐蕃に在ること凡そ四年にして、泰定帝の立つに及び、大赦に遇て歸り、燕邸に薨せり。

宋儒性理の說始めて行はる

高麗王室の結婚

開剃辮髮して胡服を襲ふ

當時、高麗は元の保護國の如き關係にて、往來甚だ盛なりしかば、元の文化は高麗に波及し、白頤正なるもの嘗て元にありて、程朱の學を治めて歸り、之を李齊賢、朴忠佐等に傳へ、禹倬は程氏易傳に精しくして生徒に敎授せしより、宋儒性理の說始めて行はれ、忠肅王は博士柳衍を江南に遣して、經籍一萬八百卷を購ひ、元の仁宗も亦、宋の秘閣の藏せし所の書籍四千三百七十一冊を賜はりしことあり。又高麗の王室にては、從來近親と婚を通ずるを以て定制とし、光宗の大穆后、德宗の敬成后、文宗の仁平后の如きは、皆その姉妹にして王后に冊立せられしも、外面には之を諱みて、外家の姓を稱せしことありしが、忠宣王は元帝の旨を奉じて、名族十五家を擇びて、王室と婚を通ずることを定め、宗親文武兩班の同姓を娶ることを禁ぜられたり。されども忠宣王以後四世は、元室の女を娶りて王后とし、その名族より納れたるものは、妾媵の類に過ぎず、且忠烈王以來は、一般に開剃辮髮して、胡服を襲ふこととなれり。されば、蒙古の風俗と元代に於ける漢人の文化とは、殆ど高麗半島を風靡す

忠宣王立つ

く前王に歸せり。既にして、王は元より還り薨じたれば、前王亦還りて位を繼ぐ、是即ち忠宣王なり。

忠宣王位を忠肅王に傳ふ

忠宣王は、世子たりしより久しく元にあり、その蒙古の諱を益智禮普化といひ、頗る才幹ありて、元の朝政をも與り聞き、元帝の優遇を受け、その位を繼ぐに及びて、復た燕京に往き滯在せり。然るに、元の武宗崩じて、仁宗之に代るに及び、忠宣王の本國に歸らんことを欲せしに、王はその意あらざれば、位を忠肅王に傳へ、姪延安君暠を其世子とせり。されども、元はなほ王の朝廷に留まることを許さゞりしが故に、上王(忠宣王)は已むを得ずして一時本國に還れり。それより後は、萬僧會を開きて百八萬僧に飯し、百八萬燈を點ぜんとし、又自らその德十餘條を記し、臣下をして箋を上り賀を陳べしむるが如き、財力を費し虛名を貪るの所爲に汲々たり。

忠宣王萬卷堂を燕邸に構ふ

既にして復た元に如き、萬卷堂を燕邸に構へ、李齊賢を召してその府に居らしめ、閻復、姚燧、趙孟頫、虞集等の學士を招致して之と從遊し、書史を考究するを以て自ら娛めり。

征東行省

こと能はざるをいふ、因て復た征東行省を立て、闊里吉思を以て征東行省平章事とす。闊里吉思の高麗に至るや、奴婢の法を革めんとして反對を受け、且權を擅にし賄を納れ、好惡公ならず、人民を和輯すること能はざるを以て罷めらる。この時、前王(忠宣王)は燕京にありて宿衛せしが、吳祁、石天補、宋璘等、間に乘じて、王の父子を讒構せしかば、左中贊洪子藩等、王宮を圍み、吳祁を執へて、元に送れり。されども王は、なほ讒人の謀に惑ひ、前王の國に還ることを沮み、又寶塔實憐公主を瑞興侯琠に改め嫁せんとす、因て、元は刑部尙書塔察兒をして來り諭さしめしが、塔察兒遂に宋璘等を囚ふ、その後、王の元に朝して前王の邸に寓するや、群小また屢、前王を讒せり。時に元の成宗崩じたれば、前王は成宗の姪、愛育黎拔力八達と謀り、武宗を立てゝ帝とし、その功を以て、瀋陽王に封ぜらる。因て愛育黎拔力八達の旨を奉じて、王を慶壽寺に遷し、王の任使せしものは悉く之を罷め、その親任せしものを以て之に代へ、瑞興侯及びもろもろの讒者を誅せしも、王は手を拱して之を制すること能はず、國政盡

元世祖崩ず

尋で、王は公主と共に元に如き、征東の事宜を奏せんとせしも、世祖は疾旣に篤くして、見ることを得ず、程なくして崩じたれば、多年の計畫も、是に至りて全く雲散霧消せしが、是より後、日本との通商往來は永く絶えたり。

忠烈王父子乖離す

忠烈王は、その後、使を元に遣して、世子の婚を請ひしに、元は晋王甘麻剌の女寶塔實憐公主を以て、之に妻はすことを許せり。因て、王及び公主、世子は、皆元に如き、世子は元の成宗、太后及び晋王に各、白馬八十一匹を献じ、盛大なる儀式を擧げたりしが、公主は元より還りし後、間もなく薨じたれば、世子は宮中巫蠱の爲めなりとして、宦者及び寵幸の宮人無比等、數十人を殺せり。是より父子の間漸く乖離し、王は鬱々として樂ます、遂に元に請うて位を世子に傳ふ、是を忠宣王とす。然るに元は忠宣王が、舊章を更改して專擅なるが爲めに、數月にして忠烈王をして位に復らしむ。是より以來、王は群小に狎れ、宴樂に耽りて、政治を憂へざりしが故に、元の使哈散の高麗より還るや、王がその衆を服從せしむる

蒙古哈丹侵入す

軍僅に遁れて高麗の境に至る、元の兵はもと十三萬餘人にして、死するもの十萬餘人、高麗の兵は一萬にして、死するもの七千餘人なりといふ。實に忠烈王七年にして、皇紀一千九百四十一年（後宇多帝弘安四年、至元十八年）八月なり。

元はこの敗績によりて、一時征東行中書省を罷めたりしも、尚未だその念を絶つこと能はず、再擧の計を爲し、高麗に命じて、戰艦を修め、軍糧を備へしめ、また征東行中書省を立て、王を以て征東行省左丞相とし、更に江淮の米百萬石を運漕して、合浦に貯へしめ、百般の準備を爲せり。會、元には諸王乃顏の反するあり、世祖自ら將として之を平定せしも、その餘黨哈丹は、高麗に侵入し、鐵嶺（江原道と咸鏡道との間にあり）を踰え楊根（京畿道）を陷る。是より先、王は兵を避て江華に入り、師を元に乞ひしに、元は那蠻歹大王及び薛闍干等に命じて、哈丹を討せしむ、高麗の軍、共に力を合せて之を破りしかば、哈丹は遁走せり。かゝる事情の爲めに、征東軍の出發も追々遷延せしが、王は自ら征討に從ひ微勞を効さんとて、まづ監察御史金有成を日本に遣して、招諭せんとせしが、拘留せられて還らざりき。

征東行中書省

蒙古高麗再び日本に寇し敗續す

暴にして、或は怒りて王を撃つことなどありしも、王は之を制すること能はず、公主と共に元に朝して、日本は一島夷のみ、險を恃み來庭せずして、敢て王師に抗す、願くは船を造り穀を積み、罪を聲し討を致さんといひて、只管、世祖の意を逢迎せり。　世祖も亦巳に宋を滅ぼし、勢に乘じて四方を併呑せんとせし時なれば、直ちに征東行中書省を高麗に置き、王を以て開府儀同三司中書左丞相行中書省事として、戰艦軍糧器仗等、一切の事を掌らしむ。　是に於て、高麗は僉議中贊金方慶を都元帥として、元の征東元帥忻都、右丞洪茶丘等に從はしめ、蒙漢及び高麗の軍合せて四萬人、戰艦九百艘を以て合浦より發し、王も亦親ら合浦に臨みて之を送る。　元の右丞范文虎は、別に江南軍十餘萬人、戰艦三千五百艘を率ゐて、慶元（支那浙江省寧波府鄞縣）定海（寧波府鎮海縣）より發す。　全軍凡そ十四萬餘人、壹岐を集合地として之に會し、まづ我が九州の沿岸を侵す、肥筑海上舳艫相銜み、攻戰奮鬪、六十餘日に及びしが、會、颶風大に起り、海水簸揚し、戰艦の覆沒するもの頗る多し。　日本の兵之に乘じて、掩撃甚だ急なりしかば、餘

東寧府

蒙古都を燕京に定め國を元と號す

蒙古高麗の軍日本を侵す

忠烈王立つ

せんことを請ひたれば蒙古は之を許し、西京を改めて東寧府と號し、慈悲嶺(即ち岊嶺)を劃して界とす、是に於て高麗の北部は悉く蒙古の所有となれり。元宗は廢立事件の爲めに、蒙古に頼り、屢、蒙古に往來せしにより、その命に違背すること能はざるの事情あり、然のみならず、蒙古は既に都を燕京に定め、國を元と號し、國勢日に盛なりしかば、十五年(龜山帝文永十一年、元世祖至元十一年、)都元帥忻都、右副元帥洪茶丘、左副元帥劉復亨等に命じて、日本を侵さしめ、高麗は都督使金方慶、左軍使金侁、右軍使金文庇を三翼軍として之を輔けしむ。蒙漢の軍二萬五千、高麗の軍八千、戰艦凡そ九百艘、慶尙道合浦(昌原郡にあり)より發し、我對馬壹岐及び肥筑の沿海を侵しゝが、戰利あらずして、劉復亨は流矢に中りたれば、軍を引て還らんとせしに、夜大風雨に遇ひ、戰艦は多く破れ、金侁は溺死し、その軍を合浦に還すに及びて、一萬三千五百餘人を喪へりといふ。

時に元宗既に薨じて、太子昛立つ、是を忠烈王とす。王は太子たりし時より元に如き、元の世祖の女齊國大長公主を娶りしが、公主は頗る縱

蒙古使を日本に遣す

はあらざりしが、高宗、元宗の時、日本の邊民或は州縣を侵掠するものあり、因て高麗は使を遣し和を修めて、之を禁ぜんことを請ひしも、その患はなほ息まざりき。是時、蒙古は未だ宋を滅ぼすには至らざれども、既に高麗を服屬せしを以て、日本をも亦朝貢せしめんと欲し、元宗七年（蒙古世祖至元三年、龜山帝文永三年）兵部侍郎黑的等を國信使として、日本に遣し、高麗は樞密院副使宋君斐を嚮導として之に從はしめしが、黑的等巨濟島に至り、風濤の險を畏れて引き還る。明年又黑的を高麗に遣し、高麗をして日本を諭して入朝せしめんとす。元宗乃ち起居舍人潘阜をして、蒙古の書及び國書を齎して日本に使せしむと雖も、日本は之に報ぜざりき。この時蒙古の書中には、以至用兵、夫孰所好といへるが如き、恫喝的文句を用ひ、その後も屢、使を日本に遣して、百方之を招かんとせしも、その意を達すること能はざりしを以て、蒙古は到底兵力を用ふるに非ざれば、日本を服屬すべからざるを知り、高麗に命じて軍需を備へしむ。既にして西北面兵馬使崔坦は、西京を以て蒙古に內附し、その兵を以て、之を鎭

蒙古雙城總管府を置く

蒙古忽必烈立つ

命せしも、崔瑀の子沆、竩、相繼ぎて權を執り、その命に從はざりしを以て、蒙古は屯窟、車羅大等をして來り侵さしめしこと、前後幾回なるを知らず、人民の殺戮せらるゝもの、亦勝て計ふべからず、四十五年（蒙古憲宗九年）趙暉等、遂に和州（咸鏡南道永興郡）以北の地を以て、蒙古に內附せしかば、蒙古は雙城總管府を和州に置き、趙暉を以て總管とし、その壓迫を加ふること愈、甚だし、因て太子倎を遣して朝見せしめ、又江華の城廓を毀ちたり。既にして高宗薨じ、太子還りて位に即く、是を元宗とす。是年（皇紀一千九百二十年）蒙古の世祖忽必烈（フビライ）立つ、是より以來高麗は常に蒙古に服屬して、その封冊を受け、姦邪の徒、亦その間に往來し、或は蒙古の命を以て土物を徵索して、己その欲を逞くし、或は蒙古に勸めて、日本に通ぜんことを求めしものもありて、蒙古の勢力は、愈、東方に伸張せしかば、高麗はその命を奉じて、船を造り兵を調し、蒙古の日本侵略に於ては、頗るその力を盡したりき。

日本は高麗の初より通商往來せしことありしも、使聘を修めしこと

殺し、その餘は降伏せり。

蒙古重幣を徵す

是に於て、契丹の患は除きたりと雖も、是より蒙古に貢物を獻せざるべからざることゝなりて、蒙古の使者は、屢〻來りて重幣を徵し、高麗は頗る之を苦しみたり。十二年（蒙古太祖二十年）蒙古の使者著古與の高麗より還るや、中途にて何者にか殺害せられたれば、蒙古は高麗人の所爲なるを疑ひたれども、當時は專ら西域又は支那方面に兵を用ひし際なれば、高麗に對しては姑く之を放過せり。

蒙古太宗立つ

蒙古來り侵す

然るに太祖崩じて太宗立つに及び、十八年（蒙古太宗三年）將軍撒禮塔をして高麗を侵さしめ、使者を殺すの罪を責む。撒禮塔は北界より進んで王京に至り、又兵を縱つて忠州、淸州を侵し、過ぐる所殘滅せざるなし。是に於て、王は厚く土物を贈り、且使を遣し表を上りて臣と稱せしかば、蒙古は達魯花赤（ダルフワチ）（地方の政治を監察するもの）を置て、之を治めしむ。されども崔瑀は王を奉じ、都を江華に遷して、之を避けしが爲めに、蒙古の兵屢〻來り侵せり、因て族子永寧公綧を王子と稱し、蒙古に遣して質子たらしむ。その後、蒙古は使を遣して舊京に復らんことを

蒙古成吉思汗帝位に即く

契丹の餘黨入寇す

蒲鮮萬奴東眞と號す

ふるに至れり。

第四節　蒙古及び日本の關係

蒙古は支那の北部に起り、皇紀一千八百六十六年(高麗熙宗二年)に至りて、太祖鐵木眞斡難河(外蒙古の北境にあり)上に於て帝位に即き、成吉思汗と號し、力を四方に伸べて、勢甚だ熾なり。　高宗三年、契丹の餘黨耶厮不は、蒙古に叛き自ら大遼と稱して、その將乞奴、鵝兒は蒙古の兵に破られ、東に向ひて鴨綠江を渡り、北界(平安道)より進みて、忠州(忠淸北道)溟州(江原道江陵郡)を侵し、轉じて咸鏡道を掠め、頗る王京を震駭せり。　兵馬使金就礪等、攻戰數回、或は之を敗ることありと雖も、當時驍勇の士は、皆崔忠獻父子に占有せられ、官軍は率ね老羸にして戰に堪へざる者のみなれば、賊軍には内訌頻に起り、主帥は屢、變更ありしにも拘らず、なほ北界に跳梁せり。　この時、金の宣撫蒲鮮萬奴は、高麗の北境に據りて、東眞と號せしが、五年(蒙古太祖十三年)蒙古の元帥哈眞は、東眞と共に兵を率ゐて來り援けしかば、元帥趙沖、及び金就礪は、蒙古東眞と力を協せて、江東城(平安南道)を攻むるや、賊帥憾捨は自

都を舊京に復す

三別抄

御史中丞洪文系等、三別抄に諭して惟茂を執へて之を斬る、中外大に悅びて、都を舊京に復せり。三別抄は、左右別抄及び神義軍にして、元來諸處を巡行して暴を禁ずる事を掌るものなり、崔瑀の時、始めて之を設けしより、その俸祿を厚くして、之を優遇せしを以て、常に權臣の爪牙となり、その力を盡せり、金仁俊が崔竩を誅し、林衍が金仁俊を誅せしが如きも、皆その力に藉れるなり。王の舊京に都するに及びて、三別抄は頗る疑貳を懷きしが故に、將軍裴仲孫、盧永禧等、三別抄を率ゐて、江華に據りて反せり、因て金方慶を追討使として、蒙古の兵と共に之を討せしむ、賊遁れて珍島（全羅南道に屬す）に入り、又轉じて濟州（同上）に入り、險を恃みて猖獗なりしが、方慶等終に之を平げたり。

それ權臣の專橫よりして、之に繼ぐに武臣の跋扈を以てし、一害既に去りて一害又生じ、國王は徒らに虛器を擁すること百五十年、是に至りて纔にその害を剷除せり。されども當時蒙古の勢力は、既に內部に浸入せしかば、王室亦その權を保持すること能はず、終に蒙古の壓迫を被

金仁俊を殺す

ありしを以て、頗るその恩德を恃みとせしも、家臣諸子は爭つて聚斂を事として、横暴なりしが故に、人の怨を受くることも亦多かりき。時に林衍は樞密副使たりしが、仁俊と隙あり、且、王の仁俊を忌むを知り、宦者崔瑗等と謀りて、仁俊を殺し、諸子及びその黨を捕へて、皆之を斬る。

林衍の廢立

林衍既に仁俊を誅して、勢朝野を傾く、宦官金鏡、崔瑗等が己を圖るを疑ひ、捕へて之を斬り、侍中李藏用と謀り、王の弟安慶公淐を奉じて王位に即かしめ、王に逼りて別宮に遷らしむ。時に世子諶、蒙古より還らんとせしが、途にして高麗の變あるを聞き、復た蒙古に入りしかば、蒙古は兵部侍郎黑的を遣して廢立の事を責めしむ、林衍懼れて答ふる所を、知らず、黑的因て林衍に勸めて、王位を復せしむ。既にして、王は蒙古に如かんとせしが、林衍はその廢立の事を泄さんことを恐れて、その子惟幹をして王に從はしめしに、蒙古にては既にその事情を知りしかば、衍は之を聞き憂悶して死せり。王の還るや、蒙古の意を奉じて、都を舊京に徙さんとす、林衍の子惟茂、父に代りて權を執り、その命を拒ぎて聽かず、

都を江華に遷す

崔氏國を擅にすること四世六十餘年

元宗立つ

高麗は既に蒙古と好を結びしが、その後、蒙古は大擧して來り侵しゝかば、十九年、瑀は王を脅して都を江華に遷す。かく國家多難の際なるにも拘らず、瑀は廣大なる私第を營み、王を享し宰樞を宴するに、膳饌歌吹、皆その豐美を極む。瑀死し、その子沆之に繼ぎて、樞密院副使吏兵部尙書となり、尋で門下侍中に進みて、亦威福を擅にし、その意に稱はざるものを誅竄すること甚だ多し。沆死して竩之に代るに及び、竩は年少暗劣にして賢士を疎んじ、庸隷輕躁の徒を親信し、又大司成柳璥、別將金仁俊等と相善からざりしを以て、璥、仁俊及び都領郎將林衍等、相謀りて竩を誅して、政を王に復せり。初め崔忠獻の國を擅にせしより是に至るまで、四世六十餘年の久しきに亙り、高宗は即位以來、常に權臣に制せられしかば、竩の誅せらるゝに及び、大に之を喜びたり。されどもその明年、王は在位四十六年にして薨じ、太子倎位に即く、是を元宗とす。

元宗の時、金仁俊は功あるを以て、大に任用せられて侍中となり、海陽侯に封せらる。仁俊は嘗て權臣を誅し、蓄積を發して、人を救ひしこと

崔忠獻神宗を廢し康宗及高宗を立つ

崔忠獻四王を立て二王を廢す

怨み、廢して江華に遷し、太子祉を仁川に放ち、明宗の子貞を迎へて立つ、是を康宗とす。幾くもなくして、康宗薨ず、忠獻高宗を奉じて位に即かしむ。忠獻は國を擅にすること既に久しく、專ら荒淫を事として、國政を恤へず。この時、契丹の遺族、金山、金始の二王子の侵入ありしが、之を侮りて備を設けず、且常に功あるものを賞せざりしを以て、賊勢益、盛にして、各地を蹂躙せり。忠獻は初め卒伍より起りて、驟に政權を秉り、朝臣を殺戮し、人民を荼毒し、その殘忍暴虐尤も甚しく、四王を立て二王を廢すと雖も、鄭仲夫等の如く、弑逆を行ひたることなし。されども熙宗の首領を保つを以て、己が仁恕なりとして、公言するに至りては、その大逆も亦極まれりといふべし。

忠獻卒してその子瑀は、忠獻が占奪する所の公私の田、及び人民を以て各、その主に還し、多く寒士を登用して人望を收め、遂に參知政事吏兵部尙書となり、政房を私第に置き、百官は皆瑀が私第に至りて、政簿を上り、六品以下のものは、堂下に再拜し、敢て仰ぎ視ざるに至る。是より先、

都房

恩門相國

之を止むれども聽かず、遂に兵を治め相攻めて、忠粹を殺す。尋で、忠獻は三重大匡守大尉上柱國となり、自ら縱暴にして變の不測に生ぜんことを恐れ、文武の士及び軍卒强有力の者をしてその家に直宿せしめて都房と號し、出入する時は、之をして護衞せしむること、戰陣に赴くが如し、又政柄を專にし、賄賂を納れ、官爵を鬻ぎたれば、一時の名流、琴儀、李奎報、李公老、崔滋等の如きも、皆靡然として之に從へり。

神宗薨じて子熙宗立つ、忠獻を守太師門下侍郎同中書門下平章事と爲し、その擁立の功あるに因り、臣禮を以て待せず、呼びて恩門相國とし、冊して晋康侯とす。忠獻その冊使及び諸王を私第に宴するに、設備の盛なること、古來人臣の家、未だ曾て有らざる所なりといふ。王は既に忠獻により立つことを得て、事ごとにその制を受け、徒らに虛位を擁するのみにて、動靜號令意の如くならず、外、禮遇を施すと雖も、內、實に堪ふること能はざりしかば、內侍王濬明等之を知りて、王の爲めに謀り、竊に僧兵を伏せて、忠獻を殺さんとせしが、事終に敗れたり。忠獻因て王を

崔忠獻李義旼を殺す

崔忠獻明宗を幽し神宗を立つ

以て意に介せざりしかば、奔競風を成し、賄賂公行して、宦官威福を弄し内外を濁亂すること、毅宗の時より甚だし。されば鄭仲夫等を除きたりとも、之が爲めに政治の肅清を致すは、得て期すべからざるなり。

殊に王は武臣の意に違ふことを恐れ、上將軍崔世輔を同修國事として、修國史文克謙が書せし毅宗の弑せられし記事を改竄せしめて、武臣弑逆の罪を掩はしむ、又李義旼は弑逆の賊なるにも拘らず、之を誅せざるのみならず、その亂を爲さんことを畏れて、優待せしかば、義旼は益、貪虐を肆にせり。是を以て、將軍崔忠獻、義旼を殺して其の三族を夷げ、その奴隷及び黨附するものをも盡く誅戮せり。是より崔氏の威權は日に盛にして、その横暴兇險なること、義旼よりも甚だしく、一家四世相繼ぎて政を專にせり。

崔忠獻既に李義旼を誅し、且多く朝臣を殺し、遂に王を昌樂宮に幽し、その弟晫を迎へて位に即かしむ、是を神宗とす。忠獻は初め弟忠粹と事を共にせしが、忠粹がその女を以て東宮に配せんとするに及び、忠獻

趙位寵を斬る

位寵が兵進みて開京に逼れり、義方大に怒りて自ら之を擊破し、勝に乘じ逃るを逐うて大同江に至りしも、亦敗績せり。是に於て尹鱗瞻は、再び命を受けて西京を攻め、城を圍みて持久の計を爲しゝを以て、位寵は食盡きて頗る窮困せり。因て使を金に遣して岊嶺以北の四十餘城を以て內屬し、その援助に賴らんことを乞ひしが、金主許さず、その使を執へて來り送れり。鱗瞻遂にその窮困に乘じて之を攻め、位寵を擒して之を斬殺せり。

鄭仲夫を殺す

是より先、李義方はその女を東宮に納れて、甚だ專橫なりしが、鄭仲夫の子筠に殺されたり。而して鄭仲夫は門下侍中となり、益、跋扈して貪婪厭くことなく、筠及び宋有仁等、表裏事を用ひ、家僮門客も皆、勢に依りて橫恣殊に甚だし。將軍慶大升、常に之を討せんとせしが、會、筠が公主に尙せんとして、王の之を患ふるを知り、まづ勇士をして筠を直廬に殺さしめ、大升自ら死士を率ゐて宮中に入り、仲夫、有仁等を捕へて之を殺せり。されども王は元來柔懦にして燕安に溺れ、遊戯を事とし、政治を

李義旼毅宗を弑す

文教衰頽す

趙位寵兵を起す

義方等を討じて、前王を復せんことを謀り、張純錫、柳寅俊を南路兵馬使として兵を發せしむ。因て純錫、寅俊等は巨濟に至り、前王を奉じて出でて慶州に居らしむ。然るに安北都護府は、甫當を執へて開京に送りしかば、義方は之を鞫殺せり。甫當死に臨みて、文臣皆その謀に與れりといひたれば、大に朝臣を殺し、前日の禍に免れしもの、是に至りて殆ど子遺なし。又將軍李義旼は、仲夫の命を受けて慶州に往き、前王を携へて坤元寺の北淵上に至り、脊骨を拉きて之を弑し、淵中に投ぜり。この二回の亂を經て、文臣の勢力は全く失墜し、三京（西京、東京、南京、）四都護（安東、安南、安西、安北、）八牧（廣、忠、清、晋、尙、羅、公、黄、）より郡縣館驛の任に至るまで、皆武人を用ふるに至る、而して當時、書を讀み文を學ばんとするものは、僧侶に就て之を習ふといへる有様にて、文教は愈、衰頽し、逆臣叛將踵を接して起れり。

その後、西京の留守趙位寵、兵を起し仲夫、義方を討せんとして、檄を東北兩界に傳へしかば、岊嶺（黄海道慈悲嶺）以北の四十餘城皆之に應せり。乃ち平章事尹鱗瞻に命じて之を伐たしめしに、岊嶺に至りて敗北したれば、

陶器の圖

一



二



三



（朝鮮美術大觀に據る）

一、二は酒瓶、三は酒煎子なり。

の政治は、毫も見るべきものあらずと雖も、文學的遊樂は、滿朝を風靡し、美術工藝の類は、頗る尊重せられたり、彼の有名なる高麗燒陶器の如きも、この頃に至りて、愈、發達せしものならんか。

鄭仲夫等亂を作す

この時に當りて、文人は武士を蔑視し、武士は王の遊幸常なきによりて食することを得ず、往々凍死するものあるに至る。是に於て、大將軍鄭仲夫は、散員李義方、李高等と相謀り、王の普賢院に幸するに當りて、亂を作し、林宗植、韓賴等を首とし、凡そ文冠を戴くものは、大小となく皆之を殺し、死屍積みて山の如し。

鄭仲夫毅宗を放ち明宗を立つ

王大に懼れ、仲夫を召して亂を弭めんことを謀りしかども、仲夫は唯々として對へず、王を擁して宮に還り、遂に逼りて巨濟(慶尚南道)に放ち、王の弟晧を迎へて位に即かしむ、是を明宗とす。尋で工部郎中庾應圭を金に遣し、前王の疾に因りて位を弟に讓りしことを告げしが、金の世宗は、その簒立を疑ひ、詢問使完顏端を遣して之を詰問せり。

金甫當兵を起す

明宗三年に至りて、東北面兵馬使金甫當は、兵を東界に起し、鄭仲夫、李

の美徳も尠からざりしが、その子毅宗の立つに及び、徒らに文華風流に惑溺して、又武人の專横を招致せり。

毅宗立つ

毅宗は初め太子たりし時、侍讀鄭襲明、心を盡して調護し、その位に即くや、襲明は仁宗の顧託を受けて、匡救頗る力めたるが故に、王は襲明を憚りて聊か謹愼せり。然るにその後、讒者の言を聞き、襲明が職を罷めしかば、襲明は憤慨し藥を仰ぎて死せり。

鄭襲明死す

是より王は、意を荒淫に縱にして、臺省諫官諫むれども聽かず、宦者鄭諴を權知閤門祗候となしゝが、鄭諴は頗る事を用ひて、交構讒妬至らざる所なかりき。

毅宗奢侈を尚ぶ

王は更に離宮を大內の東に作り、多く池臺亭榭を構へて、侈麗を窮極し、嬖幸諸臣と詩を賦して唱和し、日夜酣歌流連の樂を爲す、然のみならず道敎或は佛敎を崇奉して、齋醮遊幸の費用頗る多かりしかば、佞幸の徒、民に割剝して供給すれども、廷臣一人の之を諫むるものなく、群臣皆見る所のものを以て祥瑞として之を賀し、正月には王自ら臣僚の賀表を製して百官に宣示し、林宗植、韓賴の徒、又文藻詞華を以て諂佞を事とせり。さればそ

李資謙を流す

して門下侍郎平章事となり、その弟俊臣と共に事を用ふ。吳卓等之を疾み、軍を率ゐて宮に入り、まづ俊臣を殺す。俊京事の急なるを見て、軍卒を召集し、宮門を破りて入り、火を縱つて之を焚く、王はその害せられんことを恐れて、位を資謙に禪らんとするに至りしが、平章事李壽が之を折くによりて、その事遂に止みたり。されども資謙は王を己が宅に遷し、左右皆その黨を用ひ、王は殆ど幽囚の如くなりしも、なほ慊らずして毒を進め之を害せんとせしが、王妃は詐り蹶きて之を覆へし、その危難を救濟せり。既にして俊京は資謙と漸く隙を生ぜしを以て、王は俊京に諭して力を王室に効さしめたれば、資謙が兵を擧げて闕を犯すに及び、俊京は資謙を拘囚して、遂に之を靈光(全羅南道)に流したり。その後、俊京は功を恃みて次第に跋扈せしかば、王はその前罪を責めて、亦之を竄逐せり。思ふに、李資謙の專橫なりしは、外祖を以て幼沖の主を冊立せしによれりと雖も、仁宗の優柔不斷も、亦之を助長せしことなきにあらず。されども仁宗は學を好み師を禮し、節儉を崇び宦寺を省きしが如き、そ

宋と金とに臣事す

仁宗立つ

李資謙權威を逞ふ

に應せざりき。當時、高麗の金に於ける、使聘屢、往來して、昔時遼に事ふるが如くなりしかば、專ら宋の爲めにのみ謀ること能はざるは、亦已むを得ざるのことなるべし。蓋し仁宗は優柔不斷にして、前には李資謙の亂を致し、後には妙淸、白壽翰等が陰陽禍福の說に惑ひて、西京叛逆の禍を招きしと雖も、その宋と金とに於て、共に臣事の禮を盡して、好を隣國に失はざりしが故に、邊境久しく事なかりき。

第三節　權臣及び武人の專橫

睿宗の薨ずるや、太子楷尙幼にして、王の諸弟頗る覬覦の志ありしが、外祖李資謙、太子を奉じて位に即かしむ、是を仁宗とす。資謙は睿宗の末より漸く肆橫なりしが、是に至りて中書令となり、宰臣の己に附かざるものを流竄し、又其女を王に納れ、族屬を以て要職に布列し、權威一國に震ひしかば、一時の名臣、或は心を傾けて諂附し、或は事をその私第に執るに至る。內侍祇候金粲等、王の資謙を惡むことを知り、之を除かんと欲し、上將軍崔卓、吳卓等と之を圖る。時に拓俊京なるもの、資謙に黨

侯章を高麗に遣し、兵を出して金を討せんことを求めたりしが、王は天災流行、府庫焚蕩して、急に兵を出し難きことを答へたり。既にして金軍は益、南進し、徽宗、欽宗の二帝、金に囚はれたれば、宋は刑部尙書楊應誠を高麗に遣して二帝を迎ふることを援けしめんと欲せしが、高麗は之

女眞文字鏡



(李王家博物館藏)

高麗にて女眞文字を傳習せしことは、史籍に見えたれども、之を記載に登したるものは存せざるが如し、この鏡は蓋し使節往復の際、彼より携へ來りしものなるべし。

として兵を請ひしことありしも、之に應ぜざりき。王は初め疆域を拓くの志ありしも、九城還付の後は、頗る兵を用ふるの難きを知り、武を偃せ文を修め、孤を恤み老を養ひ、學を興し教を立て、日に儒臣と六藝を講論して、清平の治を致せり。されども遼の衰ふるに乘じて、保州を取り改めて義州とし、始めて鴨綠江を以て界となしゝは、なほ當時の意氣を失はざるなり。

宋と金と約して遼を滅す

この時、宋の徽宗は、大晟樂を高麗に賜ひしかば、王は李資諒を遣して之を謝せしめしに、徽宗は高麗の金と境を接するを以て、資諒に諭して後年來朝の時、金人を招引して來らしめんとせしが、資諒は金人の强狡にして交るべからざることを言ひて還る。又宋の醫、楊宗立等が高麗より還るに當り、王は之に託して金に通ずるの不可なるを言はしめしが、徽宗聽かず、海路より使を金に遣して相約し、夾みて遼を攻め、之を滅ぼしたれば、金の勢力は益、增加し、宋に向つて更に侵略を試みたり。仁宗三年(宋宣和七年)徽宗は遂に位を欽宗に禪りしかば、欽宗はまた閤門祇候

九城を女眞に還す

女眞阿骨打立つ

女眞國號を金と改む

女眞は既にその巣窟を失ひしかば、誓つて之を報復せんと欲し、諸部に號令して、連年來り爭ふ。尹瓘、吳延寵等之を禦ぎて大に敗れ、高麗の兵喪失するもの頗る多し。且九城甚だ遼遠にして守り難く、屢、兵を調して中外騷然たり。女眞も亦兵を用ふるを厭うて、四年、褭弗(ナウフツ)を遣して地を還し和を修め、永く親好を全うせんことを請はしむ。是に於て王は宰樞及び文武三品以上を會して之を議せしめしに、皆その還付に贊成せり。因て承宣崔弘正を遣して、咸州門外に於て女眞の居慰伊と誓はしめ、九城を撤して戰具資糧を內地に輸し、その地を女眞に還し、都連浦の石城を以て界となして之を增築せり。たゞ宜州は石城以南にあるを以て、恐らくはこの時撤去せられざりしなるべし。

その後、女眞は烏雅束卒して、その弟阿骨打(アクダ)之に代りしが、睿宗十年(宋徽宗政和五年、遼天祚帝天慶五年)に至りて、國號を金と改めて皇帝と稱し、國勢日に盛なり。されどもその志遼を取らんとするにあり、故に務めて和親を高麗に求む。而して高麗は金と遼とに於て、皆その好を修め、遼が金を伐ん

祖宗の出る所なりとして、頗る好意を表せり。偶〻內亂によりて、騎兵を發して定州(咸鏡南道定平郡)關外に來り屯せしかば、邊境の吏、高麗を窺伺するものなりとして報告せり。是に於て、門下侍郎林幹に命じて之を伐たしめしに、幹は大に敵將石適歡に破らる。因て更に樞密院使尹瓘をして之に代らしめしに、瓘又敗績せり。王乃ち發憤して天地神明に告げ再擧を圖りしが、その志を果さずして薨せり。

尹瓘等女眞を伐つ

北界の九城を築く

睿宗の立つに及びて、精を勵まし治を圖り、考課を行ひ直言を求め、又先王の志を紹述して、二年、尹瓘を元帥とし、吳延寵を副として、兵十七萬を領し、女眞を討伐せしむ。尹瓘等大に之を破り、女眞を驅逐し、諸將を分遣して地界を畫定し、英(咸鏡北道吉州にあり)福(咸鏡南道端川郡)雄(咸鏡北道吉州にあり)吉(今同じ)咸(咸鏡南道咸興郡)の諸州、及び公嶮鎭(吉州の西北にあるべし)に城を築き、碑を公嶮に立て、又宜州(咸鏡南道德源府)及び通泰(吉州の南にあり)平戎(所在詳ならず)の二鎭に城を築きて、北界の九城と號し、南界の民を徙して之を充實し、悉く高句麗の舊地を回復せり。

契丹國號を遼と改む

高麗遼の封冊を受く

東女眞　西女眞

は悅びて之を優待し、二十四年(宋熙寧三年)民官侍郎金悌を宋に遣し、表を奉じて貢を入れしむ。三十二年(宋元豐元年)宋の左諫議大夫安燾等が詔を齎して來るに及びて、擧國大に歡迎せり。時に契丹は、國號を遼と改め、士風は稍柔惰に陷るの傾向なきにあらずと雖も、未だ衰頽するに至らざれば、高麗は遼と宋とに於て、共に好を修めたるも、封冊はなほ遼より之を受けたり。然るにその後、宋は女眞と力を協せ、遼を攻めて之を滅ぼしたるが故に、女眞は益〻隆興して、高麗と女眞との關係は、愈〻複雜に趨けり。

女眞は今の咸鏡道の東北境及び滿洲吉林、黑龍江二省の地に住居せしものなり。もと靺鞨の遺種にして、統一する所なし、たゞ黑龍江近傍に居るものを東女眞といひ、その西方に居るものを西女眞といふ。成宗の頃より、或は使を遣して方物を貢し、或は邊境を侵しゝことありしも、文宗の時にはその部族の內附せしもの頗る多し。肅宗の世に至りて、東女眞の酋長盈歌(エンコウ)、烏雅束(ウヤシヨ)相繼ぎて最も强かりしが、高麗を以てその

北境の關防を置く

德宗の時、契丹の内亂あるを幸として好を絶ち、北境の關防を置き、鴨綠江口より寧遠(平安南道)和州(咸鏡南道高原郡にあり)を歷て、定平の都連浦に至るまで石城を築きたり。因て靖宗の初、契丹は牒を移して之を責めしが、高麗はその他意なきを辯じて、また使聘を修めたり。

文宗心を政治に用ふ

文宗は、靖宗の後を承け、頗る心を政治に用ひて、節儉を崇び、刑獄を審かにし、崔齊顏、崔沖を召して時政の得失を論じ、軍務を籌り、諸道の撫問使を遣し、長吏の勤慢を按驗し、百姓の疾苦を訪問して、内政次第に整頓せり。然のみならず、崔沖其他儒臣の徒を立つるもの十二人あり、世之を十二徒と稱せしが、沖が徒最も盛にして、時に海東の孔子といへり。

文運漸く進歩す

王も亦親ら國子監に詣り孔子を再拜し百王の師として、之を尊崇し、文運漸く進歩せり。是時、宋は仁宗、英宗、神宗の世に當りて、英賢輩出し、文物頗る盛なりしかば、王は頻に之を羨慕し、大船を造りて宋に通ぜんとせしが、契丹を憚りて之を止むるものありしが爲めに、果さゞりき。されども二十二年(宋熙寧元年)宋の神宗は黄愼をして來り諭さしめしかば、王

契丹に遣して師を班すことを謝せしが、契丹は王をして親ら朝せしめんとせしに、王之に從はざりしを以て、契丹は興化、通州、龍州(平安北道龍川郡)鐵州(平安北道鐵山郡)郭州(平安北道郭山郡)龜州(平安北道龜城郡)の六城を索めて已まず、且通州、郭州等を攻む。是時に當りて、高麗は契丹の壓迫に苦しみ、更に侍郎郭元を宋に遣して援を乞ひ、七年(宋大中祥符九年)よりして復た宋の年號を行へり。

宋の年號を行ふ

高麗の方針、既に此の如くなりしが故に、九年(契丹開泰七年)契丹の東平郡王蕭排押兵を率ゐて入寇す。王乃ち姜邯瓚を上元帥とし、姜民瞻を副として之を禦がしむ、邯瓚等寧州(平安南道安州)に屯し、進みて興化に至り大に之を敗る。排押兵を引て直ちに開京に趨く、民瞻等、又之を敗りしかば、排押は兵を回しゝに、邯瓚又之を龜州に邀へて奮擊し、僵尸野を蔽ひ、駝馬甲仗等を獲ること勝て計ふべからず、無前の大捷を奏せしといふ。されども契丹の終に敵すべからざるを知り、使を遣し表を上り、藩と稱して貢を納れ、十三年(契丹太平二年)よりして契丹の正朔を奉じ、その後にも使聘常に往來せしは、宋の微弱にして恃むに足らざるが爲めなり。

契丹入寇す

契丹の正朔を奉ず

契丹康兆の罪を問ふ

ちに問罪の師を興し、顯宗元年(契丹統和二十八年)自ら大軍を率ゐて、義軍天兵と號し、進みて鴨綠江を渡り、興化鎭(平安北道義州にあり)を圍む。王乃ち康兆、安紹光等をして之を禦がしめしかば、康兆兵を引て通州(平安北道宣川郡)に出づるや、契丹の兵康兆を執へて之を斬り、勝に乘じ進みて西京を攻む。是より先、王は中郎將智蔡文をして和州(咸鏡南道永興郡)に鎭して東北に備へしめしが、康兆の敗るゝに及び、蔡文に命じて西京を援はしめしに、蔡文奔り還りて西京危急の狀を奏す。

顯宗南幸す

時に群臣契丹に降らんことを議せしも、姜邯瓚獨り王に勸め、南行して銳鋒を避け、徐に興復を圖らんとす。王之に從ひ、王后及び禁軍五十餘人と開京を出發し、智蔡文等扈從せり。既にして契丹は西京を攻むるも拔く能はざるを以て、更に轉じて開京を陷る。是時、王は楊州(京畿道)廣州(同上)より公州(全羅北道)を經て、羅州(全羅南道)に入りたれば、聖宗は其道路の甚だ遠きを聞き、兵を收めて退きしが、屢、楊規等に要擊せられ、且大雨に因り駝馬疲乏するを以て、遂に鴨綠江を渡りて去る。是に於て、王は二箇月餘にして、都に還ることを得たり。乃ち使を

康兆穆宗を弑す

家せしむ。而して己が致陽に私して生める所の子を立てゝ王となさんとし、王の疾するに及びて、謀を爲すこと益、急なり。王之を知り、給事中蔡忠順等をして宣徽判官皇甫義に命じて、詢を神穴寺に迎へしめ、西北面都巡檢使康兆を徵して入衞せしむ。時に中外恂々として、王は既に薨せりとの風聞なりしかば、康兆は兵を擧げて國難を靖んぜんと欲し、卒五千を領して平州（黃海道平山郡）に至る。然るに王は未だ薨せざることを聞き、意氣大に沮喪せしが、騎虎の勢中止すべからず、遂に意を廢立に決し、別に人を遣はして大良君を迎へしむ。而して大良君詢は、既に命義と共に宮中に至りしかば、康兆は詢をして位に即かしむ、是を顯宗とす。康兆遂に穆宗を廢して、讓國公とし、致陽を斬り、太后及びその黨を流し、遂に穆宗を弑す。臣民皆之を憤慨せしも、顯宗は未だこの事情を知らず、康兆を以て吏部尙書參知政事とし、たゞ燃燈八關の會に汲々たり。

康兆弑逆の報、契丹に達するや、契丹の聖宗は、好機乘ずべしとなし、直

契丹の正朔を奉じ宋と交を絶つ

太后政を攝す

ら西京(平壤)に幸し、將に進みて安北府(平安南道安州)に次んとす。時に契丹の兵勢頗る盛にして、我が先鋒の破らるゝを聞き、王は群臣を會して之を議せしに、或は重臣をして降を乞はんといひ、或は西京以北を割きて之に與へんといふ。時に王は地を割くの議に從はんとせしが、徐熙獨り之を不可とす、因て徐熙をしてその事を措辦せしむ。徐熙乃ち契丹の營に至り、恒德と抗禮爭辯して屈せず、遂に地を割くに及ばずして和を議し兵を罷む。されども契丹の正朔を奉ぜざる可らざることゝなりたるを以て、更に使を宋に遣し、師を乞ひて契丹に報ぜんとせしが、宋は之を聽かざりしかば、是より宋と交を絶ちて、專ら契丹に從へり。

成宗薨じて穆宗位に即き、太后皇甫氏政を攝す、后の外族に金致陽といへるものあり、密に后と通ぜしかば、驟に遷りて閤門通事舍人となり、國政を掌握し、后は中に居て事を用ひ親黨を並び植てゝ權威一國に震へり。時に王は未だ嗣子あらず、太祖の諸孫も率ね死亡して、その存するものは、獨り大良君詢(太祖第五子安宗郁の子)のみなれば、后は之を忌み、逼りて出

契丹來寇す

されども當時に於て、尤も困難なりしものは、外交問題なり。高麗開國の時、支那は恰も五代更迭の際なれば、相續ぎて唐晉漢周の正朔を奉じ、その封爵を受け、宋の之に代るに及びても、亦その例に沿ひたりしが、成宗の時に至りては、宋と契丹との關係のみならず、女眞も亦平安道の北境に蟠踞して、漸く頭を擡げんとするの勢ありしかば、西北邊は是より益、多事に趨けり。

第二節　契丹及び女眞の役

契丹は景宗、聖宗の頃には、屢、宋と爭ひしが、宋の太宗、契丹を伐ちて燕薊の地を收復せんと欲し、成宗四年（宋雍熙二年）監察御史韓國華を高麗に遣し、その兵を出して掎角の勢を張らんことを命せり。されども高麗は依違して之に從はざりしが、十二年（契丹聖宗統和十一年）契丹東京（滿洲遼陽）の留守、蕭恒德、兵を率ゐて來り寇し、高麗が高句麗の舊地を侵掠し、且海を越えて宋に事ふることを責めたり。王乃ち侍中朴良柔を上軍使とし、內史侍郞徐熙を中軍使とし、門下侍郞崔亮を下軍使として、之を禦がしめ、又親

を掌る。又御史臺は糾察彈劾を掌り、國子監は儒學敎誨を掌り、祕書省は經籍祝疏を掌る。その他、衛尉寺、禮賓省以下の諸司あり、宰相は六部を統べ、六部は諸司を統べ、簡なるもの繁を制し、卑なるもの尊に承けしむ。又地方の制度を定め、十道（關內、中原、河南、江南、嶺南、嶺東、山南、海陽、朔方、浿西）を分ち、州縣を置き、十二州（楊、廣、忠、淸、公、晉、尙、全、羅、昇、海、黃）の節度使を設け、百般の制作大に備はれり。

成宗意を風敎に留む

然のみならず、王は頗る意を風敎に留め、宗廟を立て社稷を營み、五服給暇式を定め、孝節を旌し耆老を問ひ、賢才を求め人民を恤み、州縣をして學舍を興し之に田莊を給せしめ、敎を下して學問を獎勵せしこと一再に止まらず、太祖の業は是に至り始めて鞏固なる基礎を建つることを得たり。

崔承老の上疏

殊に成宗が即位の初に當りて、その闕失あらんことを恐れ、京官五品以上をして封事を上り、時政の得失を論せしめしに、上柱國崔承老が上疏數百千言は、祖宗行事の美惡を論議し、且、時務二十八條を列擧せしが如きは、率ね抗直剴切の言にして、朝廷の間、頗る活氣ありといふべし。

成宗官制を定む

勳臣宿將、率ね誅戮に免れず、景宗其後を承るに及びて、舊臣の存するものの僅に四十餘人なりしといふ。是に於て讒書を焚き無辜を赦し、沈滯を拔き租調を減じて、中外大に悅べり。されどもその晩年に及びて耽樂を事とし、君子を遠け小人を親みて、政教亦衰へたり。要するに、惠宗以後四代の間は、百事草創にして、君主亦往々失德を免れず。僅に光宗の科擧を置き、百官の公服を定め、景宗の職散官各品の田柴科（品級に隨て墾田を授け、又は樵採の地を給するものなり。）を定むるが如きことありと雖も、この有樣にて經過せんか、高麗の王業は、果して安全なりや否や、未だ知るべからざるなり。

然るに、成宗の立つに及び、精を勵して政を爲し、大に官制を定め、官に常守あり、位に定員あり、內史門下省は百揆の庶務を掌り、御事都省は百官を總領し、三司は中外の錢穀出納會計の務を掌り、中樞院は出納宿衛軍機の政を掌る。次に六部を設け、吏部は文選、勳封の政を掌り、兵部は武選、軍務、儀衛、郵驛を掌り、戶部は戶口、貢賦、錢粮を掌り、刑部は法律、詞訟を掌り、禮部は禮儀、祭享、朝會、交聘、學校、科擧を掌り、工部は山澤、工匠、營造

王室未だ鞏固ならず

契丹と境を接せり。而して渤海の世子大光顯及び將軍申德、禮部卿大和鈞等、その餘衆を率ゐて高麗に來り奔りしもの、前後數萬戶なりといふ。その後、契丹は使を遣し、橐駝五十匹を遺りて好を修めしめしが、太祖はその渤海を滅ぼしゝことの無道なるを惡みて、之を拒絕せり。是に於て契丹と高麗とは、早晚衝突を免れざる形勢なりしも、契丹は支那方面の多事なるが爲め、未だ手を高麗に伸ばすに至らざりしなり。

太祖薨じて子惠宗立つ、時に大匡王規はその女太祖の第十六妃となりて一子を生みしを以て之を立てんとし、王の弟堯及び昭の異圖あることを譖して之を除んとせり、されども惠宗はその誣罔を察して二弟を、遇すること益、厚かりしかば、王規は又王を弑せんとせしが、王は潛に移りてその禍を免れたり。かく宮中に讒譖陰謀の起りしより、王は疑忌する所多く、中外頗る憂懼の念を抱けり。定宗は王規を誅せりと雖も、佛事を好み圖讖を信ずるのみにて、何等の施設なく、光宗は其初政觀るべきものなきにあらざれども、中年以後に至りて、讒を信じ殺を好み、

政誡
百僚を誡むる書
訓要

せり。是に於て四海復た王命に抗するものなく、高麗一統の世となれり。

太祖の神劍を討じて還るや、臣子を勵すに節義を以てせんとして、政誡一卷、百僚を誡むる書八篇を製して中外に頒ち、又大匡朴述熙を召して訓要十篇を授く、その意後嗣の情を逐げ欲を肆にして、綱紀を敗亂せんことを恐れ、永く龜鑑を示すにあり。その述ぶる所、或は國家の大業は佛法加護の力に資るものなりとし、又道詵（新羅末の名僧にして、地理風水を説きたるものなり。）が地理の説を唱道せしが如き、その弊害も亦之なきにあらず。されども太祖は雄深寬厚にして、自ら人心を服するに足るものあり、故によく王業を開くことを得たるなり。

道詵

契丹起る

契丹渤海を滅す

この時、支那は五代擾亂の際にして、その力は固より東方に及ぶの暇なかりしかば、契丹の太祖阿保機、支那の東北方に起りて自ら天皇王と號し、勢頗る強盛なり。高麗の太祖九年（新羅景哀王二年）契丹は渤海を滅ぼして東丹國とし、その子突欲を人皇王として之を鎭せしめたれば、高麗は

惠恭王は寧ろ下代に屬するの穩當なるに若かざるが如し。

第三章　高麗の興亡

第一節　高麗の創業及び守成

王建位に即き國を高麗と號す

高麗の太祖王建は、漢州松嶽郡（京畿道開城）の人にして、金城太守隆の子なり。初め弓裔に從ひて諸州を征伐し、威名日に盛なりしが、弓裔は無道を行ひて、人心日に離れしかば、新羅の景明王二年、王建が騎將洪儒、裴玄慶、申崇謙、卜智謙等相謀り、建を推戴して王となす。乃ち國を高麗と號して、功を論じ賞を行ひ、明年、都を松嶽に定めて開州とし、宮闕を創め、三省六官九寺を置き、市廛を立て坊里を辨じ、五部を分ち六衛を置き、祖考を追謚して、建國の基礎粗定まれり。

新羅後百濟皆降る

是時、弓裔は既に殺害せられ、高麗の勢力は益、盛なりしかば、太祖十八年、新羅の敬順王は、國籍を奉じて來り降り、後百濟の甄萱も、亦その子神劍に幽せられ、濟に逃れて來りしが、明年、太祖親ら神劍を討じて之を降

敬順王高麗に降り新羅亡ぶ

時勢既に去り、到底之を維持すること能はざれば、王は使を遣して降を高麗に請はしめ、繼で百僚を率ゐ、王都を發して開京(京畿道開城)に入る。高麗王郊に出でゝ之を迎へ、長女樂浪公主を以て之に妻はせ、樂浪王に封じ、新羅國を慶州とし、之を賜うて食邑とす、新羅是に於て亡ぶ。時に敬順王九年にして、皇紀一千五百九十五年なり。

新羅の世を分ちて三代とす

舊史によれば、新羅は朴氏十王、昔氏八王、金氏三十八王、合せて五十六王、凡そ九百九十二年なり。文武王の時、百濟高句麗を滅ぼしゝ後、半島の南部を統一し、その間往々萎微振はざるの時ありと雖も、なほ二百六十八年の命脈を保つものは、その恩澤の人心に浹洽するもの深きに由らざるを得んや。國人もと新羅の世を分ちて三代とす、始祖より眞徳女主に至るまでの二十八王を上代といひ、武烈王より惠恭王に至るまでの八王を中代といひ、宣徳王より敬順王に至るまでの二十王を下代といふ。之を一日に譬ふれば、上代は午前にして、中代は日中、下代は午後なり。蓋し國運の昇降、政治の盛衰、その界限大略此の如くなれども、

益、加はり、土地益、廣まりて、殆ど全國三分の二を有するに至りたれば、遂に國號を泰封と改め、自ら彌勒佛と稱して、驕暴日に甚だし。

王建

王建は初め弓裔に從ひて頗る信用せられ、屢、諸州を伐ちて功勞ありしも、禍のその身に及ばんことを懼れ、深く謹愼して人心を收むることを務めたるが故に、景明王二年に至りて、群臣に推戴せられ、弓裔に代りて王となり、國を高麗と號せしかば、弓裔は驚き逃れて遂に殺害せられたり。

甄萱景哀王を弑し敬順王を立つ

景明王は、高麗の國勢益、盛なるを以て、使を遣して之に聘し、殆ど對等の禮を用ふるに至る。 景哀王之に繼ぎ、その愈、衰弱せるにより、援を高麗に請ひしかば、後百濟の甄萱は、高麗に先んぜられんことを恐れ、突然王都に侵入して王を弑し、王の族弟金傅を立てゝ王とし、王族宰臣を虜にし、子女珍寶を掠めて還る。金傅位に即く是を敬順王とす。 是時、四方の土地盡く他の有となり、國弱く勢孤にして、自ら安んずること能はず、因て、王は高麗に降らんことを謀りしが、王子獨り之に反對して曰く、當に忠臣義士と謀り、民心を收合し、死を以て國を守るべしと。 されども

新羅益衰ふ

甄萱自立して後百濟と稱す

弓裔王と稱し泰封と號す

りしが故に、當時の君臣、優游玩愒して、琴瑟詩賦を以て相樂み、互に相稱譽して晏然自ら肆にし、毫も警戒する所なし。されば、その外面より之を見る時は、頗る泰平の盛世なるが如くなれども、その內部は巳に腐敗せること甚だ多し。定康王位を女弟眞聖に傳ふるに及びて、女主恣に淫穢を行ひ、佞幸を進め、賞罰を紊り、時政を譏謗するものは之を獄に下しゝかば、盜賊は各地に蜂起して、州郡貢賦を輸さず、國用益々窮乏して、奈何ともすること能はず、孝恭王に至りては、益々微にして振はず、國家の衰頽是に於て極れり。

甄萱(ケンケン)はもと尙州農家の子にして將軍となりしが、朝政の紊亂せるを見て、眞聖王六年、亡命を嘯聚し、武珍州(全羅南道光州郡)を襲ひ自立して王となり、後に都を完山(全羅北道全州)に定め、後百濟と稱して南方に割據せり。弓裔も亦憲康王の庶子にして、その志を得ざるを憤り、賊に投じて地を略せしが、孝恭王五年に至りて、自ら王と稱し、遂に國號を立てゝ摩震といひ、都を鐵圓(江原道鐵原郡)に定めたり。是より後、諸州風を望みて來り降り、兵力

又位に即く是を元聖王といふ。是より後、數世の間、王位の爭奪屢、行はれ、哀莊王、僖康王の如き、皆弑逆の禍に罹りしが、文聖、景文、憲康の諸王の時に至りては、叛者踵を接して起ると雖も、皆速に誅せられて、稍平康な

瞻星臺の圖



(東洋藝術資料に據る)

慶尙北道慶州にあり、善德女主十六年(皇紀一千三百〇七年)の建築にして、高さ三十尺七寸、直徑、下部に於て十七尺二寸、上部に於て十尺六寸、その南面に方三尺四寸の開口あり、花崗石を以て之を作る、內部は空虛にして中より昇降し天文を候ひしものなり、上部井桁の上には屋形の如きものありしなるべし。

瞻星臺

吏道

九州を定め官號を改む

王を弑して自立するもの多し

頗る廣大なる地を有せり。而して屢、我國と使聘を通じて尤も誠款を極む。又新羅と境を接せりと雖も、兩國互に疆域を爭ふこともあらざりしかば、新羅も亦安全を保ちて、内治を整頓することを得たり。

思ふに新羅は、善德王の時、建築せし瞻星臺の如き、神文王の時、薛聰が作りし吏道（漢字を假りてその國の言語を寫しゝこと、我邦の萬葉假名の如きものなり）の如き、新羅文化の遺物として今日に存在せるを見れば、神文王の國學を立て、景德王の諸博士を置き、又九州（尙良康漢朔溟熊全武）及び郡縣を定め、官號を改め、制度文物の一新せしは、必ずしも空文のみにはあらざるべし。されども外形の整頓すると同時に、内部に幾分の缺陷を生ずるは、往々免れざることとなるが、景德王の時には、綱紀尙存して未だ亂るゝに至らざるも、叛賊時に起りて、稍衰微の兆候なきにあらざるなり。

景德王の子、惠恭王の立つに及び、大恭、金融、金隱居、廉相、金志貞等の叛者更る〳〵起りしが、上大等金良相は伊飡金敬信と倶に兵を擧げて金志貞を討じ、遂に王を弑して自立す、是を宣德王といふ。王薨じて敬信

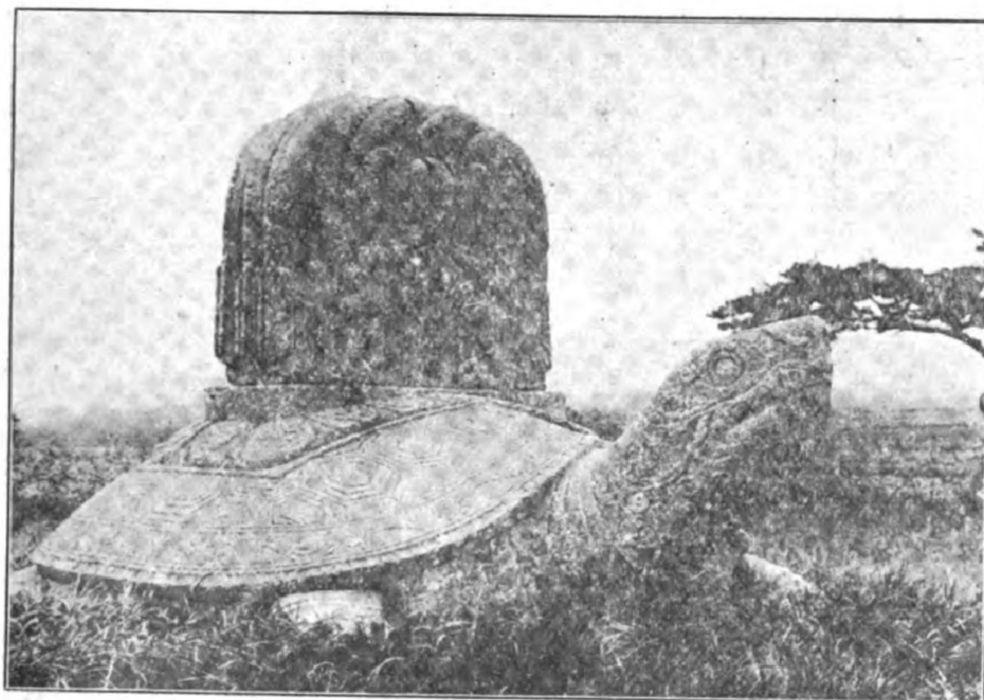
新羅と日本との關係

渤海起る

日本は嘗に百濟を援けたれば、新羅は之と敵せしも、既に百濟高句麗を滅ぼしゝ後は、頻に調物を貢し、使聘を通じ、日本に結託すること甚だ切なりしは、畢竟唐に背きて百濟高句麗の故地を蠶食せんが爲めなり。されば聖德王の時、唐より浿江(大同江)以南の地を賜はり、その志望の粗達せられし後に至りては、日本に對してまた傲慢の態度を執るに至れり。當時新羅の外交に於ける、その操縱に意を用ひしこと此の如し、よく半島の南部を統一したるは、決して偶然にあらあらざるなり。

されども浿江以北の地には、當時既に渤海の起るあり。渤海はもと粟末靺鞨といへるものにて、高句麗の北にありしが、高句麗の亡ぶるや、その餘衆之に歸して漸く盛なりしかば、聖德王十二年(皇紀一千三百七十三年)その酋大祚榮自ら震國王と號せり。唐の睿宗因て祚榮を拜して左驍衛大將軍渤海郡王とす、是より靺鞨の號を去りて、專ら渤海と稱したり。その後、武藝、仁秀の如きは、益、土地を開き、五京、十五府、六十二州ありて、南は大同江より北は黑龍江に抵り、西は開原(滿洲盛京省)より東は日本海に達し、

武烈王陵の碑



（東洋藝術資料に據る）

慶尙道慶州の西にあり、今は螭首と龜趺とを存するのみにて中間の碑身を失へり、螭首の高さ三尺六寸、廣さ四尺八寸、中央部に中宗武烈大王之碑の八字を刻せり、龜趺は頭より尾に至るまで十一尺、高さ二尺八寸六分、花崗石を以て作る、文武王元年（皇紀一千三百廿一年）の建立なり。

武烈王
文武王
金庾信
新羅百濟の故地を取る

の師を出さんことを請ひたりき。故に隋の煬帝、唐の太宗、高宗の二國を攻むる時に於て、新羅は常に兵を出して之が應援を爲さゝることとなし。殊に武烈王春秋は、嘗て日本に質となり、又唐に使して頗るその才略を奮ひ、文武王法敏も亦親ら戎馬の勞に服し、金庾信は兩朝を輔翼して、苦心經營、三國の間に周旋し、遂に唐と力を協せて百濟高句麗を滅したり。されども新羅の素志は、唐の郡縣の永く半島に存在することを欲せざれば、漸く百濟の故地を取り、又高句麗の叛衆を納れたり。是を以て唐は屢、之を責めしも、新羅は服せずして之と抗辯し、遂に兵を接するに至る。されば唐の高宗は、大に怒りて王の爵を削り、劉仁軌をして來り討せしめしかば、王は使を遣して罪を謝せしめしも、終に高句麗の南境に至るまでを州郡となしたれば、その版圖は次第に擴張せられたり。後世に於て、朝鮮南北部の悉く合一せられしは、端をこの時に發せしものなり。

女子王統を嗣ぐ

むるもの頗る多し。思ふに當時は、金居柒夫等に命じて國史を修めしめしことなどありと雖も、儒學の影響は、大概制度文章の上に止まりて、精神界を支配せしものは、專ら佛敎にありしが如し。眞平王の時、貴山、箒項の二人、僧圓光に就て敎を乞ひしに、圓光は之に敎ふるに世俗の五戒（五戒とは忠を以て君に事へ、孝を以て親に事へ、信を以て友に交はり、戰に臨みて退くこと勿れ、生を殺すに擇ぶことあれと、是なり。）を以てせしかば、貴山等終に節に死す、亦その世道に補あるを見るべし。眞平王の後、善德、眞德の二王は、皆女子を以て王統を嗣ぎ、屢、百濟の攻擊に遭ふと雖も、その文化は未だ嘗て衰へず、武烈王の立つに及びて、國運益、隆昌に趨けり。

新羅の文化は、支那に本づきたるものなれば、眞興王以來、屢、使を南朝に遣して方物を貢せしは、之を慕ふの餘に出でたりと雖も、當時新羅の領域は、大關嶺以東皆之に屬し、濱海の地は咸興（咸鏡南道）にまで達せし程なれば、外面に向つて經略を試みんとするの意氣は年と共に旺盛なり。されば隋唐の際に至りては、高句麗百濟の侵凌するを患へて之が征討

新羅國號を定む

官制を定め年號を稱す

佛教の隆興

第三節　新羅の統一及び衰亡

新羅は三國爭亂の時代に於ても、徒らに力を戰鬪に費すのみにあらずして、又頗る心を內治に用ひたれば、文化の進步は、逈に他の二國の上に出でたり。抑、新羅は、開國以來斯羅又は斯盧と稱し、又居西干、次次雄、尼師今、麻立干等の名を用ひて、一定の稱號あらざりしが、智大路に至りて新羅國王と稱し、法度を制し、州郡縣を定め、その薨ずるに及び謚して智證といふ。これ支那文明の影響を受けたること尤も著しきものなり。法興王、眞興王之に繼で律令を頒ち、官制を定め、年號を稱し、百般の制度觀るべきもの尠からず、眞平王の時には、官制益〻備りて、綱紀愈〻整へり。蓋し新羅の使を支那に通せしは、高句麗、百濟の二國に後れたりと雖も、辰韓以來、既に發達の要素を具へたれば、一たび支那文明の曙光に接する時は、その進步の急速なる、二國の比にあらざるなり。殊に法興王以來、佛教の隆興せしこと著るしく、眞興王は高句麗を伐ち、法師惠亮を獲て歸り、亮を以て僧統とせしより後、梁陳及び隋に入りて法を求

高句麗王唐に降り高句麗亡ぶ

和睦せざるのみならず、男生の降附せしは、唐に於て尤も好機會なり、是を以て二十五年(唐乾封元年)唐は男生に特進遼東大都督兼平壤道安撫大使を授けて鄕導となし、李勣を以て行軍大總管とし、新羅王及び劉仁願等に命じて勣が節度を受けしめ、諸道の軍各地の城を破り、皆會して鴨綠の柵に至る。高句麗の兵拒ぎ戰ひしも、勣之を敗り、遂に平壤を圍むこと一月餘、王支ふること能はず、勣に詣りて降る。是に於て安東都護府を平壤に置き、薛仁貴を以て都護とし、五部、百七十六城、六十九萬餘戶を分ちて、九都督府、四十二州、百縣とし、都護府をして之を統べしむ。時に寶臧王廿七年(唐總章元年)にして、皇紀一千三百二十八年なり。

右の如く百濟高句麗は、僅に八九年の間に於て皆唐に滅ぼされて郡縣となりしが、新羅は獨りその國勢益、盛なりしは、地勢の便宜と國力の充實とによるは勿論なれども、武烈王、文武王が尤も外交の才略に長じ、巧に操縱を爲したることも亦與かりて力ありたれば、是より後、新羅は益、發展に趨けり。

百濟福信等兵を起す

其後、百濟の王族福信等、浮屠道琛と周留城（全羅北道全州の西にあり）に據りて義兵を擧ぐ。この時、王子豐は日本に質たりしが、迎へ立てゝ王とし、劉仁願を熊津城に圍む。されども福信は權を專にし、豐と漸く相猜疑せしを以て、豐は之を斬り、更に使を高句麗及び日本に遣して師を乞へり。是を以て日本は兵を出して之を援け、唐將劉仁軌と白江（忠清南道錦江）に戰ひて敗績せしかば、豐は逃れて高句麗に奔り、將相以下日本に歸化せしもの頗る多し。是に於て百濟回復の業は、全く失敗に了れり。

百濟人日本に歸化す

唐の高宗は既に百濟を滅ぼしたれば、その餘威に乘じて一擧高句麗をも殲滅せんとし、寶藏王廿年（唐龍朔元年）契苾何力、蘇定方、等を行軍大總管とし道を分ちて高句麗を伐たしむ。蘇定方等進みて平壤を圍み、新羅の兵亦之に會して軍糧を平壤に輸す。然れども風雪沍寒甚だしく、人馬多く疲勞せしを以て、唐は已むを得ず、兵を收めて還れり。既にして泉蓋蘇文死し、その子男生代りて莫離支となりしが、弟男建、男產等之と權を爭ひしかば、男生走りて國內城に據り、遂に唐に降る。かく內部の

百濟亡ぶ

ありといふ。その地を分ち五都督府（熊津、馬韓、東明、金漣、德安）を置きて、各州縣を統べしめ、劉仁願をして之を鎭撫せしむ、百濟是に於て亡ぶ、時に皇紀一千三百二十年なり。

唐劉仁願紀功碑



忠清南道扶餘郡の北にあり、高さ七尺五寸、廣さ二尺二寸、その建立年代は詳かならざれども、蓋し當時の物なろべし。

唐高宗百濟を伐つ

是より先、百濟は威德王、惠王、法王、皆德政の人心を維持することなかりしに、武王に至りて强を恃み驕慢にして屢、新羅を侵掠したれば、唐は使を遣し之を諭して兵を息めしむるも從はず、而して般樂怠傲その欲を逞くし、義慈王之に繼ぎて、驕奢淫佚、國事を恤へず、妖婦を信じ、諫臣を殺す。然のみならず兵を出して新羅の邊疆を擾すこと殆ど虛歲なく、又高句麗に結びて新羅が唐に朝貢するの路を絕ちしかば、新羅の武烈王は金仁問を唐に遣して、百濟を伐んことを請ふ。この時、唐は、高宗位にありしが、百濟の形勢此の如くなりしを以て、義慈王二十年（唐顯慶五年）蘇定方を行軍大總管とし、水陸の軍十三萬を率ゐ、萊州より海を渡りて百濟を伐たしむ。新羅は又、太子法敏、大將軍金庾信等をして、之が聲援を爲さしめ、兩國の軍直ちに、泗沘（聖王十六年、都を此に徙す、今の忠淸南道扶餘郡）を圍む。百濟力を竭して之を防禦せしも、唐の軍勝に乘じて益、進みしかば、遂に定方の陣營に詣りて降る。定方乃ち王及び太子隆以下八十餘人を執へて長安に送り、その國を平ぐるに、凡そ五部、三十七州、三百五十縣、二十四萬戶

唐太宗高句麗を伐つ

（官名）となりて、國事を擅にし、唐は使を高句麗に遣して新羅と和せしめしに、蓋蘇文之を囚へたり。是時、唐の聲威は諸國を震慴して甚だ盛なりしかば、寶藏王三年（唐貞觀十八年）太宗親ら將となり、諸軍を指揮して高句麗を伐ち、新羅、奚（内蒙古東南境）契丹（直隸省東境）に命じ、兵を出して之を助けしむ。行軍大總管李世勣、副大總管江夏王道宗等、進みて遼河を渡り、蓋牟（滿洲遼陽の東北にあり）を拔きて蓋州とす。太宗亦自ら進みて遼東、白巖（滿洲遼陽にあり）の二城を拔きて州となし、更に轉じて安市（滿洲蓋平の東北にあり）を攻めしに、安市の城主固く守り、唐軍力を盡して之を攻むれども拔くこと能はず。

太宗師を班す

時に遼東地方は天候漸く寒く、草枯れ水凍りて、士馬久しく留り難く、且糧食將に盡んとするを以て、太宗は遂に師を班しゝかば、泉蓋蘇文の驕橫は益々甚だし。唐は又屢々偏師を出して疆域を侵掠し、高句麗をして奔命に疲れしめんと欲し、萊州（山東省）より海を渡りて之を伐たしむ、又前役は力を陸路に專らにして失敗せしを以て、盛に木を伐り船艦を造りて、大擧の計を爲しゝが、太宗の崩ずるに會して果さゞりき。

煬帝再び高句麗を攻む

り。

煬帝は前役の失敗せしが爲めに、明年再び師を興して遼東城を攻め、百方力を盡せども拔くこと能はざりしに、會、楊玄感が謀叛せしとの報告に接したれば、內顧の憂、一日も猶豫することを得ず、急に軍を收めて引き還れり。是に於て第二役も亦失敗せり。されども煬帝はなほも初念を翻すこと能はず、その明年三たび師を興しゝかども、高句麗も亦困弊せしを以て降を乞ひしかば師を班せり。その後隋は嬰陽王をして入朝せしめんとせしに、王は之に從はざりしが故に、更に後擧を圖りしも、海內漸く亂れて群雄蜂起し、程なく唐の世となりたれば、隋は南北統一の功を爲しゝも、高句麗を併すこと能はざりき。

嬰陽王薨じて、異母弟榮留王立ち、使を唐に遣して和親を結びたりしが、王の末に至りて唐の使陳大德、高句麗より還り、具さに其虛實を陳せしかば、太宗陰に之を取らんとするの意あり。既にして泉蓋蘇文なるもの、王を弑して王の姪臧を立つ、是を寶臧王とす。蓋蘇文自ら莫離支

隋煬帝高句麗を伐つ

兵士を徵發し、廿三年（隋大業八年）帝親ら六師を總べ、勒して廿四軍となし二百萬と號す、左右に分ち進みて遼河を渡り、遼東城（盛京省遼陽）を圍む、時に遼河以東は高句麗に屬するを以てなり。諸軍更に進みて鴨綠江の西に會す、嬰陽王敵の虛實を探らんとし、大臣乙支文德を敵營に遣して詐り降らしむ、隋の將軍于仲文之を執へんとして果さず、文德逃げ歸りて敵を誘ふ。于仲文及び宇文述等、遂に進みて薩水を渡り、平壤を去ると數里にして營を爲す。されども其城險固にして容易に拔く可らざるを以て、文德が詐り降るにより、兵を收めて還らんとせしに、その薩水を渡る時、文德後より之を追擊せしかば、諸軍皆潰亂せり。是より先、隋は來

隋軍潰走す

護兒をして別に江淮の水軍を率ゐて海路より平壤を攻めしめしが、亦敗北して引還せり。是に於て煬帝征麗の第一役は、全く失敗に終れり。

是時、百濟の武王は使を隋に遣して、高句麗を討んことを請ひしかば、煬帝は百濟をして高句麗の動靜を伺はしめしが、武王は潛に高句麗と通じ、兵を境上に嚴にして隋を助くと聲言し、實は兩端を持して觀望せ

隋文帝高句麗を伐つ

し、大に敗れて終に擊殺せらる。威德王の初にも一たび高句麗と戰ひしことありしが、程なく支那は隋の世となりたれば、東方の形勢も之が爲めに一變して、高句麗との爭は、全くその跡を絶ちたり。

第二節　隋唐の來寇

高句麗の平原王廿三年(新羅眞平王三年、百濟威德王廿八年)支那にては隋の文帝、周に代りて帝位に即き、尋で梁を廢し陳を滅して南北を統一せり。高句麗は久しく南北兩朝に好を通じ、平原王は使を隋に遣して朝貢し、嬰陽王も亦舊例に循ひ、隋の封爵を受けたり。然るに王の九年(隋文帝十八年)靺鞨の衆を率ゐて一たび遼西を侵しゝかば、隋の文帝大に怒り、漢王諒等に命じ水陸の兵を率ゐて來り伐たしめしが、偶、水潦に遇ひ粮食繼かず、又疾疫ありしを以て、遂に師を還せり。是に於て王は使を遣し罪を謝せしも、その後朝貢は前日の如くならざれば、必ずしも畏服せしにはあらざるなり。

されば隋の煬帝が帝位に即くに及び、高句麗を討滅せんとして、大に

高句麗百濟を攻む

百濟都を熊津に徙す

ら兵三萬を率ゐて來り攻め、王都漢城を圍み、七日にして之を拔き、王を縛して之を殺せり。城の圍まるゝや、王の弟文周は救を新羅に求めしが、その援兵を得て還るに及びて、城破れ王死したれば、文周は遂に位に即き、都を熊津(忠淸南道公州)に徙したり、この時百濟は深く日本に倚賴したるを以て、王の殺されしも社稷の亡びざるは、實に日本の保護に由れりといふ。文周王は既に立ちしも、その臣解仇は權を擅にし法を亂りしに、王はこれを制する能はずして遂に弑せられたり。王の子三斤立つて解仇を殺しゝも、程なく薨じ、東城王の立つに及び、益、微弱にして兩國の兵爭も亦絕えたりしが、高句麗が新羅と戰ひし時、兵を出して新羅を救ひしより高句麗の文咨王亦來り侵せり。然るに王は臨流閣を起し、池を穿ち圃を置き、宮門を閉ぢて諫者を拒ぎしかば、終にその臣苩加に弑せらる。是より後、武寧王聖王の時には、高句麗の文咨、安臧、陽原の諸王と戰ひしが、聖王は新羅と兵を合せて高句麗を伐んことを謀りしかども、新羅の眞興王從はず、反りて高句麗に通ぜしかば、聖王怒りて新羅を侵

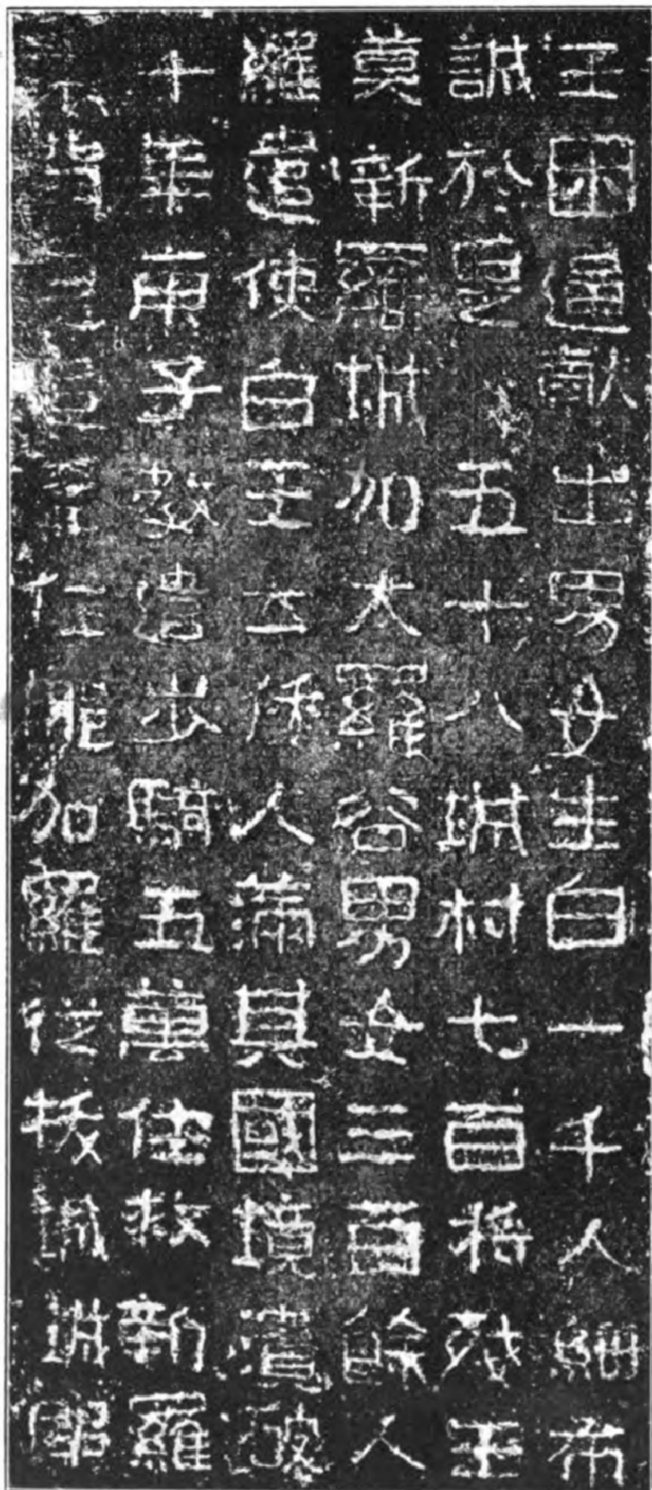
新羅任那を滅す

三十四年(高句麗長壽王三十八年)その邊將を殺しゝより、高句麗の長壽王は、怒りて邊疆を侵せり。是より後新羅と百濟とは聯合して高句麗を敵として之に當ることゝなれり。故に百濟の文周王の殺されし時、救を新羅に請ひたれば、新羅は援兵を出せり。然るに新羅の眞興王が、一たび百濟の請に從はざりしより、兩國の交又大に破れて、戰闘常に巳まざりき。

日本は神功以來、任那に日本府を置き、重臣常に駐箚して諸韓の事を統制せり、されどもその新羅に接近するが爲めに、屢、侵掠を受けしが、眞興王の時に至りて、任那は終に新羅に併呑せられたり。

百濟は阿花王より直支王、久爾辛王、毗有王に至るまで、高句麗に對してその怨は解けざりしも、兵を用ふるには至らざりしが、蓋鹵王の初に及び將を遣して高句麗を侵し、又使を魏に遣し、その師を出して高句麗を伐んことを乞ひたれども、魏は從はざりき。高句麗の長壽王は、又浮屠道琳をして百濟に至らしめ、蓋鹵王に勸めて宮室樓閣を壯大にし、妄に不急の土木を興さしめ、倉庾虚く人民窮し、國勢甚だ危きに及びて、自

廣開土王の碑



滿洲盛京省輯安縣洞溝にあり、四角形の花崗石にして、高さ一丈八尺、南北の兩面は廣さ五尺六七寸、東西の兩面は、四尺四五寸、四面に皆字を刻せり、高句麗長壽王二年(皇紀一千〇七十四年)の建立なり。

いふ。是より先、百濟とは稀に邊疆の爭ありしも、訥祇の時より以後、凡そ百二十年間は和親を繼續し、又高句麗とも久しく好を修めたりしが、

神功皇后新羅を討つ

原の諸王を歴て、嬰陽王の初に至るまでは、支那に對して専ら平和主義を取れり。これ畢竟南の方新羅百濟に向つて、大に侵略を爲さんとするが爲めなり。

新羅の舊史には、倭人の邊疆を侵しゝこと、又は倭國と交通せしことは屢、見えたれども、我が神功皇后の征討は、その何れの時代に當れるか明確には言ひ難し。されどもその事は百濟の近肖古王の時にして、樂浪の既に高句麗に併せられたる後なるべければ、必ず訖解尼師今以後にあるべし。奈勿尼師今の時、高句麗と好を修めて質子實聖を送りしことありしが、高句麗の廣開土王、大軍を出して日本兵の新羅に駐在せしものを擊ちて之を破り新羅を援けしは、神功皇后征討以後の事なるが如し。

その後實聖は還りて王となり、奈勿が己を外國に質とせしを怨み、その子訥祇を殺して怨を報ぜんとせしが、反りて訥祇に弑せらる。訥祇因て自立して麻立干と號す、麻立干は橛にして位を表するの稱なりと

高句麗後魏と和親を修む

乃ち枕流王の子阿花を立てゝ王とす。この時、高句麗は故國壤王の子廣開土王位にありしが、躬ら水軍を率ゐて百濟を伐ち、その五十餘城を攻陷せしかば、王は大に兵馬を徵して、高句麗を伐んと欲せしかども、人民之を苦みて、多く新羅に奔りしにより果さざりき。

是より後、五十餘年間、兩國の戰爭は中止し、且高句麗の西北方には、慕容垂再び起りて後燕と稱し、高句麗と多少の爭はありしも、廣開土王の子長壽王の時は、後燕も亦衰へて北燕となり、燕王弘は逃れ來りて高句麗にて殺されたれば、燕の患は全く消滅せり。是時に當りて、支那は四分五裂せし諸國も、次第に衰頽し、北方にては後魏獨り勢力を擅にして南朝と對立せり。長壽王も亦頗る雄強なりしが、後魏と和親を修め、使を遣して朝貢せしこと幾十回なるを知らず、後魏にても之を優待し、諸國の使邸を置くに、齊を第一とし高句麗之に次ぐに至る。而して高句麗は南朝の宋齊に對しても、亦使を遣して好を修めたり。要するに高句麗は、長壽王十五年都を平壤に徙しゝが、その後文咨、安臧、安原、陽原、平

辰斯王
薨於狗原行宮

百濟佛敎傳來の始

百濟日本に服屬す

始めて書記ありといふ、高興は蓋し漢人なるべし。枕流王元年（東晉孝武帝太元九年、皇紀一千〇四十四年）には晉より胡僧摩羅難陀といへるもの來りしかば、王は之を迎へ宮內に致して禮敬し、明年佛寺を漢山に創立して僧十人を度せしことあり。これ百濟佛敎傳來の始にして、高句麗より後れたること十二年、而して前者は南方よりし、後者は北方よりせしものなり。たゞ新羅の佛敎は是より四五十年の後、高句麗より傳來し、且その使を秦に遣しゝも、奈勿尼師今廿二年（秦苻堅建元十三年、皇紀一千〇三十七年）にして、百濟より後るること五年なりしは、地理の關係上固より然るべきなり。兎に角、當時は戰爭の繼續と共に、一般に活動的氣象に富みたれば、その文化も亦舊時の面目を一變せしが如し。

されどもその爭亂は之が爲めに少しも減ずることなく、各國の關係は愈、紛錯せり。百濟は近肖古王の時、我が神功皇后の新羅を征せしより以來、日本に服屬せしが、辰斯王に至りてその禮を失へり。因て日本は紀ノ角を遣して之を責めしめたれば、國人王を弑して之を謝す、紀ノ角等

拒ぎ流矢に中りて薨せり。是に於て百濟は軍を引て退き、都を北漢山（漢城）に移したり。是より後、高句麗には小獸林王、故國壤王相繼で立ち、百濟には近仇首王、枕流王、辰斯王相繼で立ちしが、兩國怨を結ぶこと甚だしく、互に兵を出して侵伐せり。

是時、支那は五胡十六國が中原を攪亂し、高句麗百濟も亦戰鬪に忙殺せられし時なれども、支那との交通は次第に開けたれば、各地方より文化の輸入せられたるもの尠からず。

高句麗佛教傳來の始

高句麗は小獸林王二年（秦苻堅建元八年、皇紀一千〇三十二年）に秦王苻堅使を遣して浮屠順道及び佛像經文を送りしことあり、尋で僧阿道も亦來りしかば、肖門寺を創立して順道を置き、伊弗蘭寺を創立して阿道を置けり、これ高句麗佛教傳來の始なり。之と同時に大學を立てゝ子弟を敎育し、律令を頒つことをもなしたり。

百濟始めて使を晋に遣す

百濟は、是より先、支那に使を通せしことあらざりしが、近肖古王廿七年（即ち高句麗の小獸林王二年）始めて使を晋に遣して朝貢し三十年、博士高興を得て

つ、王之を拒ぎて大に敗れ、單騎走り出づ、皝は美川王の墓を發き、王の母及び夫人を囚へ、男女五萬餘口を虜にし、丸都城を毀ちて還る。是に於て王はその弟を遣し臣と稱して燕に朝せしむ。燕王儁代り立つに及びて、王はまた使を遣し質を納れ貢を修めてその母を請ひしかば、燕は之を許し、且王を以て征東大將軍營州刺史とし、樂浪公に封じて、王たること故の如くす。これ王の廿五年(燕王儁光壽三年、東晉穆帝永和十一年)の事にして、高句麗にて支那の封冊を受けたるは是を以て始とす。

高句麗王始めて支那の封冊を受く

是より後、幾何もなくして燕はその內部大に亂れ、遂に秦王苻堅に滅ぼさるゝに至れる程なれば、高句麗は西北邊疆の患なく、且國力も漸く回復せしかば、更に南に向つて地を略せんとし、三十九年(百濟近肖古王廿四年)王親ら兵二萬を率ゐて始めて百濟を侵せり。

高句麗始めて百濟を侵す

百濟は比流王の第二子、近肖古王の時にして、國力も頗る充實せしが故に、よく高句麗の侵入を防禦し、然のみならずその翌年、近肖古王は太子と共に精兵三萬を率ゐて平壤を攻めしに、故國原王は力戰して之を

甕洛建國の年代は、舊史に漢の光武帝建武十八年（皇紀七百〇二年）となし、は必ずしも信ずるに足らずと雖も、我國史の記載せし所より見るも、その舊國なりしことは疑なし。且その疆域の狹小なるにも拘らず、音樂などの新羅百濟に比して頗る進歩したるを見れば、必ず土着のものにあらず、海外より漂流し來りて國を開きしなるべし。

甕洛任那はなほ存在せりと雖も、その他の諸小國は大抵滅亡し、樂浪は高句麗に、帶方は百濟に、大關嶺以東の地は新羅に併せられたれば、三國はその疆域を接せり。然るに高句麗の如き、樂浪以南にその勢力を伸ばすこと能はざるものは、已むを得ざる事情の存すればなり。

慕容皝高句麗を伐つ

高句麗の西北に崛起せし慕容氏は、烽上王の頃より屢、來侵せしが、美川王の子故國原王の時に至りて、慕容廆の子皝は都を龍城（盛京錦州府義州）に定め燕王と稱して益、强盛なり。因てまづ高句麗を取り、後に宇文氏を滅ぼさんとして、故國原王十二年（燕王皝九年）皝自ら勁兵四萬を率ゐて南道に出で、長史王寓をして一萬五千を率ゐ北道に出でしめて高句麗を伐

任那

駕洛はその始祖を金首露といふ、金首露が龜峯に登り駕洛の九村を望みて、始めて國を開きたるは、今の慶尚南道金海郡にして、伽耶、加羅、狗邪などといへるは皆同語異譯なり。その同族五人あり、各、五伽耶の主となる、阿羅伽耶(慶尚南道咸安郡)古寧伽耶(慶尚北道咸昌郡)星山伽耶(慶尚北道星州)大伽耶(慶尚北道高靈郡)小伽耶(慶尚南道固城郡)是なり。これ等を總稱して亦駕洛といふ、即ち古の弁韓にして、我邦にて後に任那十國といひたるものなり。その國新羅の西南にありて境を接したれば、新羅とは或は和し或は戰ひてその關係尤も多し。大伽耶は又任那ともいふ、この國は我邦との關係殊に深く、崇神帝の時、蘇那曷叱知を我邦に遣して鎭將を乞ひしかば、帝は鹽乘津彦命を以て鎭守とせしより以來、種々の事ありしも、我國史に詳なるを以て今省略に從ふ。要するに駕洛といひ任那といふも、共にその指す所廣狹の二樣ありて、或は一部を指すことあり、或は全部を指すこともありて、その言ひ方は同じからざれども、その地方は大概同一なるものなり。

疆域 三国史記
北浿河
南熊川
西大海
東走壤

馬韓を滅す

す。その建國の年代は、舊史に漢成帝鴻嘉三年（皇紀六百四十三年）とせり。

溫祚王の時には、初め樂浪と好を修めたりしが、後に和を失して屢、爭へり。是に於て都を漢山（京畿道廣州）に徙し、使を馬韓に遣して、疆域を定めたりしも、馬韓王の微弱なるに乘じて終に之を滅ぼせり。されどもこれたゞ箕氏の裔を滅ぼしたるのみにて、馬韓全部を統一したるにあらず、その國勢はなほ微々たるものなりしが如し。されば その後多婁王、己婁王、蓋婁王、肖古王、仇首王、古爾王、責稽王、汾西王、比流王、契王に至るまで三百餘年の間は、甚だ觀るべきことなし。古爾王の如きは、魏の母丘儉が樂浪帶方の太守と力を協せて高句麗を伐ちし時、その虛に乘じて樂浪を襲ひたりしも、その志を遂せざりき。然のみならず責稽王は漢兵に害せられ、汾西王は樂浪太守の刺客に殺されし程なれば、纔にその國を維持せしのみにて、未だ振興するに至らざるなり。

駕洛

右の三國の間に介居せし小國小部落は、次第に剪滅せられたりしが、その中尤も後世まで存在し、且、我邦と關係あるものは駕洛、任那なり。

百濟始祖溫祚立つ

玄菟は、遼陽の北に徙りしものなり）を侵し、樂浪を伐ちて、終に之を併呑せり。されども慕容氏との關係は、是より後益〻複雜に趨けり。

百濟の王家は、高句麗より分れしものにて、始祖溫祚王は高句麗王鄒牟の子なり。初め鄒牟は卒本扶餘に至り、その王の女を妻とし二子を生み、長を沸流といひ、次を溫祚といふ。然るに鄒牟が扶餘の本國にありし時の子類利を立てゝ太子となすに及び、二子は相容れざらんことを恐れて南に奔り、負兒嶽（三角山）に至りてその地を相し、沸流は彌鄒忽（仁川）に居り、溫祚は慰禮城（漢水の北にあるべし）に居りしに、馬韓王はその東北百里の地を割き之に與へて保護を加へたり。その後沸流は彌鄒の土地卑濕にして安居することを得ざるに、慰禮は都邑既に定まり、人民安堵せるを見て憤死せしかば、その臣民みな慰禮に歸して、溫祚の勢力益〻盛なり。乃ち國を百濟と號し、その世系は高句麗と同じく扶餘に出でたるを以て、扶餘を氏とす。百濟とは馬韓五十四國中の伯濟にして、又百殘とも書せり、我邦にて之を「クダラ」といひたるは、いかなる意義なるか詳なら

魏毌丘儉來り侵す

魏の幽州の刺史毌丘儉は、兵一萬を率ゐて來り侵せり。王は逆へ戰ひて大に之を破りしが、最後に及びて竟に敗績し、丸都城を攻陷せられ、密友の力戰と紐由の殉難とによりて、纔に身を以て免れたれば毌丘儉は石を刻し功を紀して還りしが、魏軍の退くに及びて、王はまた丸都に還れり。されどもその薨ずるや國人哀傷せざるなく、自殺して殉するもの甚だ多しといふ、亦その凡庸の君に非ざるを見るべし。

中川王の時、魏一たび來り侵しゝも、程なく魏は衰へて晉之に代れり。

鮮卑慕容廆來り侵す

西川王の頃よりして、晉の北方には鮮卑種族の起るあり、烽上王の時には、鮮卑の慕容廆屢〻來り侵し、且饑饉頻に至り人民所を失ひしも、王は之を顧みず、大に土木を起しゝかば、役に苦しみて流亡するもの益〻多し。是に於て國相倉助利之を廢し、王の弟咄固の子乙弗を民間に迎へて立つ、是を美川王とす。この時支那は、五胡（匈奴、羯、鮮卑、氐、羌、）並び起りて中原を猾し、司馬氏漸く衰へて西晉將に斃れんとする有樣なれば、其政令は東方に行はれず。故に高句麗はこの機に乘じて蠶食の計を逞くし、玄菟（この時の

魏毌丘儉の碑



清光緒三十一年（明治三十八年）滿洲盛京省輯安縣治の西北なる板石嶺に於て、知縣某氏の發見せられたるものなり

都を丸都に徙す

吳孫權使を遣す

夫に弑せらる、群臣因て王の弟伯固を迎へ立つ、之を新大王といふ。新大王の子故國川王は、處士乙巴素を聘して國相とし、且窮民を撫恤し賑貸の法を立て、頗る英明の主と稱せられしが、その薨ずるや王后于氏は遺命を矯めて王の弟延優を立つ、是を山上王といふ、于氏亦立つて后となる。この時、王は都を丸都に徙せり、丸都も亦鴨綠江の西岸洞溝の西北なる板石嶺上にありて舊都と相距ること甚だ遠からざるなり。

山上王の子、東川王の時は、漢既に亡びて三國の世となり、吳の孫權は使を遣し詔を宣せしめしが、王はその詔命を受け表を奉じ臣と稱して貢獻せり。思ふに王も亦頗る英明の主なれば、遠く南方の大國に通じて隣敵を制せんとせしものなるべけれども、魏の幽州の刺史の諷旨を受くるに及びては躊躇せざるを得ず、遂に吳の使を斬りてその首を魏に傳へ吳と交を絕ち、而して魏の司馬懿が公孫淵を討ずるに當りては、兵を遣して之を助けたり。然れども王はただ魏の命にのみ從ふこと能はず、兵を出して遼東の西安平（遼陽の東にあり）を襲ひしかば、十九年（魏正始六年）

王莽高句麗を侵す

岸にして、滿洲盛京省洞溝附近にあり。　この時、漢の王莽は高句麗の兵を發して匈奴を伐たしめんとせしが、王はその命に從はざりしかば、王莽は更に嚴尤を遣し來り侵さしめしに、王尙從はず、却つて漢の邊疆に寇すること益、甚だし。　是より後、數世の間は、近傍を侵略せしこともありしが、慕本王の如きは、尤も暴戾不仁にして、その臣杜魯に弑せられたり。

然るに太祖王宮の立つに及び、頗る雄壯桀黠にして、東沃沮を伐て境を拓き、東は滄海（日本海）に達し、南は薩水（淸川江）に至り、玄菟に寇し遼東を侵して、國勢愈、盛なり。　これ固より王の勇武の致す所なりと雖も、漢も亦和帝より安帝の頃に至りし時代にして、その勢力は光武中興の日と同日の談にあらざれば、太祖王にありては好機會を與へられたるものといふべし。　王は深く弟遂成を信任して威福を擅にせしめしに、遂成、田獵に荒み、陰に異心を懷きしかども、王は老耄して察すること能はず、遂に位を遂成に傳ふ、之を次大王とす。　次大王は頗る兇逆にして、明臨答

高句麗始祖鄒牟立つ

王金蛙の妻、日に照されて孕めることあり、一大卵を生みしに、男子殼を破りて出でしが、骨相甚だ偉にして、尤も射術を善くす、之を鄒牟と名づく、兄弟その材能を忌みて之を殺さんとせしかば、鄒牟禍を恐れて東南に走り一大水に遇ふ、濟らんとするも梁なかりしに、魚鼈忽ち並び浮びて梁を爲せり、遂に渡りて卒本扶餘（鴨綠江の西にあり）沸流水上（佟佳江の支流富爾江）に都を定め、國を高句麗と號し、高を氏とすと。鄒牟は又朱蒙とも東明ともいひ、我邦の書に都慕又は仲牟といへるも皆同音異譯なり。これ亦荒誕の談たることを免れずと雖も、扶餘王の子が東南に走りて國を建てたることは事實なるべし。扶餘は今の滿洲吉林省長春府附近にあり、漢代にありては頗る開けたる國にて、その種族の南遷せしことは、この以前にもありしが如し。且高句麗といへる名稱も、既に漢の郡縣の中に見えたれば、鄒牟はその舊名に沿ひたるものなり。その建國の年代は、舊史に漢の元帝建昭二年（皇紀六百二十四年）とせり。

高句麗都を國內城に徙す

鄒牟の子瑠璃王の時、都を國內城に徙せり、國內城は鴨綠江の上流西

新羅建國の年代

羅一種の風習なりといふべし。

以上の諸王は、大抵心を民事に用ひて、内政を整理し、漸く近傍の諸小國を併呑せしかば、次第に隆盛に趨きしが如し。且、味鄒尼師今より基臨尼師今の頃に至るまでは、なほ樂浪帶方二郡の存在せし時にして、新羅は獨り東邊に僻在し、高句麗の如き强敵と境を接せず、その與に爭ふ所のものは、區々たる小部落に過ぎざれば、その國力を養ふには、極めて好機會なりしなり。

新羅建國の年代は、舊史に前漢の宣帝五鳳元年（皇紀六百〇四年）とあれども、それより幾分か降りしものゝ如し。されども新羅は地理の關係上、支那との交通の少きより、上代に於ては秦人の移住せしことありしにも拘らず、漢史に見えたるは、他の諸國より後れたりと雖も、大概前漢の末頃より、その基を開きしものにて、高句麗の建國と大差なかるべし。

高句麗の地は、大抵、今の平安道の北部より遼東の東部に至り、鴨綠江の東西に跨りしものなり。傳へ言ふ、その北に國あり扶餘といふ、その

昔脫解立つ
國號を雞林と改む

金味鄒立つ

の二姓は年長を以て位を嗣げと。されども儒理は脫解が德望あるを以て之を讓りしに、脫解は辭して受けず。因て聖智の人は齒多しといへる諺によりて、兩人各、餠を噬みて之を試みしに、儒理の齒理多かりしかば、遂に儒理を立てゝ尼師今と號す、尼師今は辰語齒理の義なりといふ。是より後、實聖尼師今に至るまで十六代の間、皆尼師今と號す。

儒理薨じて昔脫解位に即く、この時國號を雞林と改む、相傳ふ城西の始林に、金櫃樹梢に懸りて白雞のその下に鳴くあり、脫解その櫃を開くに一小男兒を獲たり、因て金閼智（閼智は小兒をいふ）と名づけ、始林を改めて雞林といひしより起れりと。これ等のことは、眞僞混淆して悉く信ずべからずと雖も、是より婆娑、祇摩、逸聖、阿達羅、伐休、奈解、助賁、沾解の八尼師今を歷て、助賁の女壻金味鄒に至り、金閼智の裔孫を以て沾解の後を承く、是に於て金氏始めて王統を嗣ぎたり。されば新羅の王家には、朴昔金の三氏ありて、更る〳〵王統を繼續せしことは、事實なるべけれども、この三氏の間に於て、王統の爭ありしこと絕えて史乘に見えざるは、亦新

び起るあり、是を三國分立の時代といふ。又前代の名稱に循ひて、三國を三韓ともいへることあり。然れども初より朝鮮の全部を三分してその疆域を劃せしといふにあらず。

三國の位置

新羅は東に百濟は西に高句麗は北にありと雖も、その間には漢魏の郡縣、及び他の諸小國も介在して、種々の紛爭を生ぜしこと鮮からず、その全く三國の統轄に歸せしは、數百年の後にあり。

新羅は、もと辰韓十二國中の斯盧より出でしものにて、その建國の傳說には、頗る荒誕なることありと雖も、今左にその概略を述ぶべし。

新羅始祖朴赫居世立つ

始祖を朴赫居世といひ、居西干と號す、居西干は辰韓語にて王の義なりといふ、その都は金城にて今の慶尙北道慶州なり。始祖薨じて南解次次雄立つ、辰語にて巫を次次雄といふ、これ君主と巫とを同一にせしものにて、當時の鬼神を尙びしことを見るべし。南解の時、昔脫解なるもの海外より來り寓せしが、南解は大に之を信用し、妻はすに長女を以てす。薨ずるに臨みて、その子儒理及び女壻脫解に遺言して曰く、朴昔

るを見るべし。

馬韓は後に百濟となり、辰韓は後に新羅となり、弁韓は後に加羅、任那となりし處にして、漢江以南別に一區域を爲せり。或は箕準の馬韓王となり、秦民の辰韓を開きしことありと雖も、北部朝鮮の箕氏衛氏の制を受け、又は漢魏の郡縣となりたるものと同日の談にあらず。而して

三韓と我邦との關係

三韓は、北部朝鮮よりは寧ろ我邦との關係多きものゝ如し。殊に辰韓の我邦と貿易を爲し、天日槍の歸化せしが如き、又は素盞嗚尊、稻氷命の新羅に渡りしが如きことの史乘に昭々たるを見れば、確に彼我往來の迹あるを徴するに足れり、日韓の關係は、その由來する所誠に遠しといふべし。

第二章　三國の分立及び統一

第一節　三國の分立及び爭亂

漢の郡縣を建てしより後、百年內外にして新羅、高句麗、百濟の三國並

なる、その後常に辰韓をも制して、政治上の勢力は、三韓中之に及ぶものなかりき。

辰韓

辰韓は、秦の時に當り、その人民の苦役を避けて、韓國に來りしもの多かりしかば、馬韓はその東界の地を割きて之に與へて居らしむ、故に或は之を名づけて秦韓ともいへり。されば辰韓は海外より韓地に移住して、その保護に頼りしものなれば、自ら立つて王となることを得ず、その王たるものは、皆馬韓人なりといふ。政治上の關係は、右の如くなるにも拘らず、辰韓は人文の開けたることに於ては、遙に馬韓の上にありしが如し。馬韓にては土室に起臥し、綿布を作るのみなりしに、辰韓にては家屋を築き縑布を織り、又鐵貨を造りて近傍諸國と貿易をもなしゝことあり。

弁韓

弁韓は最も小なるものなり、辰韓と雜居するが故に弁辰といふとの説もある程なれば、一般の事は辰韓と粗相似たるものにて、別に取り出して言ふべき事なし。大抵馬韓と辰韓とは言語風俗大に同じからずして、辰韓には秦人の語の混淆せしもの尠からず、これ移住民の多數を占めたるが爲めなり、以てその進歩の偶然ならざ

高句麗濊貊東北沃沮等の部落あり

盛の際に於ても、その郡治の間には高句麗、濊、貊、東沃沮（咸鏡南道咸興郡）北沃沮（滿洲吉林）等の諸部落介居して、必ずしも常に漢の政令を奉せざるのみならず、高句麗の如きは旣にその國を建てたれば、郡縣の政治は北方一般に行はれたるものにあらず。殊に漢江以南に於ては三韓あり、稀に樂浪に通ずることなきに非ざれども、大抵郡縣政治の範圍外にありしものなり。

三韓

三韓は古の辰國にして、分れて馬韓、辰韓、弁韓となる。馬韓は西にあり今の京畿道の南部、及び忠淸全羅の南北道にして、その中に五十餘國あり。辰韓は東にあり、今の慶尙南北道の東北部にして十二國あり。弁韓は南にあり、今の慶尙南北道の西南部にして亦十二國あり。弁韓は古代に於ては、弁辰といひしものにて、弁韓といへるは誤なるべしともいふ、今姑く普通の名稱に從ふ。

馬韓

馬韓は、三韓の中最も大なるものなり、初め箕準の衛滿に破らるゝや、その餘衆を率ゐて、海路馬韓の金馬郡（全羅北道益山郡）に至り、自立して韓王と

昭帝四郡を併せて二郡とす

帶方郡を置く

その他の降將を封じて侯とせり。その後、廿六年を歷て、昭帝の始元五年、眞番を玄菟に、臨屯を樂浪に併せて二郡とし、玄菟郡治を眞番の故地に徙せり。これ昭帝の時は、總て緊縮主義を取りたるが爲めなり。漢の末に至りて、二郡は公孫氏の所領となりしが、樂浪地方に住居せし韓濊諸族は强盛にして、郡縣の力、容易に之を制すること能はざりしかば、公孫康は更に樂浪の南界を割きて、帶方郡を置き、叛者を討伐せり。この帶方郡の管轄せし區域は、帶水(臨津江)附近なれば、大概漢江以北にありしなるべし。

漢の武帝が、初めて四郡を置き、朝鮮の地に殖民せしより後、或は二郡となり又三郡となり、その疆域は、時代によりて多少の變更ありと雖も、後漢及び魏を歷て、晉の初に至るまで、凡そ四百年間は繼續せり。晉の惠帝以後に至りて、支那內政の紊亂は、到底隔遠の地を制すること能はざるのみならず、東方諸種族の勢力も、次第に增加することゝなりしかば、晉は終に三郡を放棄するの已むを得ざるに至れり。思ふに漢代隆

眞番(滿洲興京の南)辰國(三韓)等の漢に通せんとするものをも阻抑せり。會、漢の武帝は雄才大略を以て四方を經營せし時なれば、使を遣して之を諭さしめしに、右渠はその使を殺せり。是に於て漢は樓船將軍楊僕をして海路よりし、左將軍荀彘をして陸路遼東よりして王險を攻めしむ。右渠は堅く守りて屈せざりしが、荀彘の攻擊急なるに及び、右渠を殺して降るものあり、衛氏終に亡ぶ。衛滿の箕準を逐ひしより、是に至りて凡そ八十七年なり。

衛氏亡ぶ

第二節　漢魏の郡縣及び三韓

漢の武帝は、右渠の未だ滅びざる時に當り、彭吳をして道を濊(江原道江陵郡)貊(江原道春川郡)に通せしめしに、濊君南閭等、衆を率ゐ、遼東に至りて内屬す。武帝乃ちその地を以て滄海郡となしゝが、その甚だ僻遠にして治め難きにより、數年の後之を罷めたり。

然るに既に右渠を滅すに及び、聲敎邊陬に達せしかば、その地を分割して樂浪(平壤)臨屯(江原道江陵郡)玄菟(咸鏡南道咸興郡)眞番の四郡とし、又右渠の子張路

漢武帝四郡を置く

箕子の正統なりや否やは詳ならざれども、兎に角その後を承けしものなるべし。

箕氏朝鮮亡ぶ

衛滿王となる

箕否死して、その子準立つ、數年にして秦は陳渉項梁等の兵を起すありて大に亂れ、燕齊趙の地方より逃亡して準に歸するもの多し。漢の初、盧綰が燕王となるに及び、準は燕と浿水（鴨緑江）を以て界となしゝが、盧綰が漢に叛きて匈奴に入るや、燕人衞滿は亡命して朝鮮に至り、永く西界に居て藩屏とならんと請ふ、準之を信用して西鄙を守らしむ。然るに滿は益、その黨類を招集して勢力を養ひ、急に準を襲ひしかば、準は戰ひて敵すること能はず、その餘衆を率ゐて南に奔り、海に浮びて馬韓に至る、箕氏の朝鮮は是に於て亡ぶ、時に皇紀四百六十七年なり。

衞滿は既に箕準を逐ひ、之に代りて王となり、王險に都す、王險は今の平壤なり。是時、漢は初て定まりしのみなれば、手を朝鮮地方に伸ばすに暇あらざりしかば、衞滿は漢に約して外臣となり、近傍諸部落を服屬せしが、衞滿の孫、右渠の時に至りて、漢の亡命者を誘致すること益、多く、

箕子の東來

より、佯狂して奴となりしが、周の武王が紂を伐つて之を亡すに及び、その治下に立つを欲せず、遠方塞外の地に奔りしことは、事情の當に有り得べき所なり。漢史に箕子を朝鮮に封ずといへるも、その出奔によりて之を存置せしまでにて、必ずしも封爵の命ありしにはあらざるべし。思ふにこの時、長白山の近傍には、肅愼人も居りたれば、箕子の奔りし所は、決して荒漠無人の地にあらずして、相當に人民の蕃殖せしものなることは明かなり。當時の所謂朝鮮は、今日の疆域とは全く同じからずして、大抵今の遼東より朝鮮の北部までを含みしものゝ如し、而して箕子の來り住せしは、恐らくは遼東地方なるべし。

箕否秦に服屬す

是より後數百年、箕子の子孫は、いかなる狀況なりしか、舊史殘缺して詳に知るべからずと雖も、その部族は次第に南遷して、平安道に入りしが如し。周の末に至りては、燕の壓迫を受くることありしも、なほ之と對峙せしが、秦の始皇が六國を統一し、長城を築きて遼東に至るに及び、箕子四十餘世の孫と稱する箕否は、秦を畏れて之に服屬せり。箕否は

前紀　古朝鮮三國高麗時代

第一章　古朝鮮の開發

第一節　箕氏衞氏の興亡

檀君

古代に於て朝鮮の起りしは、支那の影響を受けたること勿論にして、寧ろ漢民族の力によりて開拓せられたりともいふべきものなり。思ふに支那は東亞の最舊國にして、少なくとも今を距ること四五千年を下らざるべし。朝鮮は固より之に及ばずと雖も亦三千年以上にあることは疑なし。舊說に支那唐堯の時に當りて、神人の太伯山（平安北道妙香山）檀木の下に降るものあり、因て之を檀君といふとは、後世佛敎家の附會にして信ずるに足らざることは明かなれども、殷の箕子が地を朝鮮に避けたりといへるは、必ずしも無稽の談にはあらざるべし。

箕子は紂王の近親にして、王の淫虐日に甚しく、その意見の行はれざる

正紀前紀

りと雖も、その人民は常に自主の精神に乏しく、國民の統合、國力の充實を圖ることを知らず、徒らに強大に事へ、又は強大を欺瞞するを以て、建國の國是となすものゝ如し、これ豈眞に獨立國の資格あらんや。且近世に於ける世界的變化は、大洪水の天に漫るが如く、蕩々として山を包み陵に上るの勢あり、而して波瀾は常にこの半島より湧起して、動もすれば逆浪怒濤は、東洋の全面を覆はんとす、これ今日に於て併合の已むを得ざる所以なり。

抑、この併合せられたる朝鮮は、實に悠々たる三千年の歴史を有し、之を詳叙せんには、到底小冊子のよく盡す所にあらず、是に於て、最も今日に接近せる李朝五百年間を主として、正紀とし、比較的詳密に之を述べ、箕氏朝鮮以來、高麗時代に至るまでは、前紀として之を略叙し、李朝の淵源する所を明かにせんとす。 庶幾くは、我が新領土に於ける、過去の狀態に通曉し、併せて將來の參考に資するに足らんか。

も鴨綠江以西は、既にその有にあらず、たゞ咸鏡道方面は、この時代よりして、漸く綏撫に就んとするの傾向あり。

李氏朝鮮

李朝の崛起するに至りて、再び朝鮮の稱を用ひ、西は鴨綠江、東北は圖們江を疆界として、半島の全部を奄有し、五百餘年を繼續せしが、その末に至り三韓の舊稱に本づきて、國號を大韓と改めたれども、程なく日本に併合せらるゝに及びて、また朝鮮の舊號に復したり、されば朝鮮の名は、實にこの土地と終始を相爲すものなり。

面積及び人口

現代に於ける朝鮮は、面積約一萬四千方里、人口約一千三百萬なり、されども、上代に遡るに從ひ、その人口の少數なりしことは言ふ迄もなし。而してこの人民は、三千年以來、種々の活動をなし、古代に於ては夙に支那及び印度の文明を吸收して、相應の發達を爲し、我邦の如きも、その餘澤を被りしが、物換り星移り、彼我の位置顚倒して、その國土は我が領有に歸し、その人民は我が統治を受けざる可らざるに至るものは何ぞや。その地勢が、強大國の壓迫を受くべく自然に作られたるによることあ

箕氏衞氏

馬韓辰韓弁韓

高句麗新羅百濟

高麗

いへること眞に近し。箕氏衞氏の時には、皆この稱を用ひ、その疆域は、遼東地方より漸く平安道黃海道の方面に延長せしものゝ如し。而して漢魏時代の郡縣は、この中及びこれより以南にも設立せられしが、漢江以南には、三韓種族の住するあり、之を馬韓、辰韓、弁韓といふ。その後、辰韓より起りて新羅となり、北方の扶餘種族は、南方に發展して高句麗となり、高句麗の一族は、又南進して百濟となり、その他にも樂浪、帶方、馬韓、任那等の郡國なほ存在せしが、次第に殲滅せられ、遂に高句麗、新羅、百濟の三國となれり。この三國の疆域は、時代によりて多少の變更ありと雖も、大概新羅は、慶尙道及び江原道を有し、百濟は全羅、忠淸、京畿の三道を領し、高句麗は、黃海平安より遼東に達せり。而してその間に於ける競爭角逐は、數百年の久しきに亘りしが、百濟高句麗は、皆唐に滅ぼされ、新羅は遂に百濟の故地を併せて、統一の業をなしゝも、大同江以北には、既に渤海の起るあれば、新羅の統一は、たゞ半島の南部に止るのみ。高麗の新羅に代るに及び、南北を統合して渤海の南部をも領有すと雖

朝鮮通史

林泰輔編

緒言

朝鮮の國名

朝鮮は亞細亞大陸の東陲に位し、創闢以來三千有餘年、その國名疆域及び內外の情態は、幾多の變遷を經過し、近時日本に併合するに至りて、茲に一段落を告げたり。その間に於ける治亂盛衰興廢存亡の情狀は、尤も錯綜紛擾を極む、これ本書に於て、聊かその梗概を述んと欲する所のものなり。

その國名の始めて朝鮮と稱せられしは、蓋し支那にて命名したるものなり、舊說にその國の東方にありて、日まづ明かなるが故に名づくと

第一節　天主教徒の誅戮及び佛米の擯斥……五二四
第二節　大院君の失權及び日本の修好……五三六
第三節　大院君及び金玉均の亂……五四五
第四節　英露清の關係……五五七
第五節　日清の戰爭及び朝鮮の獨立……五六五
第十五章　日露衝突の影響及び日韓の併合……八五四
第一節　日露の衝突と韓國の內治外交……五八四
第二節　日韓協約及び統監府の設置……五九一
第三節　韓皇の讓位及び日韓の併合……五九七
附　歷代世系……一—一〇

朝鮮通史目次終

第十一章　黨派の軋轢……四一〇
第一節　東西南北の紛爭……四一〇
第二節　老論少論及び南人の軋轢……四二四
第三節　辛壬の士禍……四三八
第四節　叛黨の誅戮及び黨論の調停……四四六
第十二章　文化の復興……四六一
第一節　學校學風の變遷及び書籍の纂修……四六一
第二節　文物の輸入……四七八
第三節　英祖正祖の治績及び大典の修正……四八三
第十三章　外戚及び王族の專恣……四九二
第一節　王室の衰微……四九二
第二節　趙氏金氏の專橫……四九九
第三節　李太王の即位及び大院君の新政……五〇五
第十四章　諸外國の關係……五二四

第八章　壬辰以前の外交及び内政……二九二
第一節　明及び野人の關係……二九二
第二節　日本の關係……三〇〇
第三節　宣祖の初政……三〇四
第四節　東西黨論の分裂……三一〇
第九章　壬辰丁酉の亂……三一七
第一節　壬辰の亂……三一七
第二節　明軍の救援及び和議の交涉……三三五
第三節　丁酉の亂及び講和……三四七
第十章　滿洲の入寇及び朝鮮の降服……三六〇
第一節　光海の亂政及び廢立……三六〇
第二節　滿洲第一回の入寇……三七五
第三節　滿洲第二回の入寇及び朝鮮の降服……三八五
第四節　朝鮮降服以後の狀態……三九七

第五章　太宗世宗の治績……二〇〇
第一節　太宗の繼述……二〇〇
第二節　世宗の文治……二〇八
第三節　外國の關係……二一六
第六章　世祖の事蹟及び大典の制定……二二七
第一節　世祖の簒立……二二七
第二節　簒立後の施政……二三八
第三節　大典の纂修頒布及び其概要……二四二
第四節　成宗の治……二四九
第七章　士林の禍……二五二
第一節　戊午甲子の禍及び廢立……二五二
第二節　己卯の禍及び三奸三凶の誅竄……二六三
第三節　母后外戚專橫の禍害……二七三
第四節　士林の風尙……二八〇

第三章　高麗の興亡……五一
第一節　高麗の創業及び守成……五一
第二節　契丹及び女眞の役……五六
第三節　權臣及び武人の專橫……六七
第四節　蒙古及び日本の關係……七九
第五節　高麗の衰亡……九八

正紀　李朝時代

第四章　朝鮮太祖の創業……一二九
第一節　太祖の來歷及び性行……一二九
第二節　鴨綠の回軍……一三五
第三節　李黨の經營……一四九
第四節　太祖の即位及び其諸政……一七二
第五節　王位繼承の紛爭……一九〇

朝鮮通史

目次

緒言……一

前紀　古朝鮮三國高麗時代

第一章　古朝鮮の開發……五
第一節　箕氏衞氏の興亡……五
第二節　漢魏の郡縣及び三韓……八

第二章　三國の分立及び統一……一二
第一節　三國の分立及び爭亂……一二
第二節　隋唐の來寇……三三
第三節　新羅の統一及び衰亡……四一

く之を覆瓿に付すべきなり。

明治四十五年六月

林泰輔識

一大缺陷にあらずや。頃者、書肆冨山房主人、吉田博士を介して余にその書を編述せんことを求む。されども余は既にその研究を中止せしを以て之を辭せしが、その懇請已み難きものあり。因て前年朝鮮史刊行後、某人の爲めに起草せし舊稿を取り出して之に修正を加へ、更にその足らざる所を補ひ、開創より併合に至るまでの事を略叙し、名づけて朝鮮通史といひ、之を印刷に付することゝせり。事情既に此の如くなれば、斬新なる創見の誇るべきもののあるにあらず、たゞ一般の讀者に向つて、朝鮮史の梗概を紹介せんと欲するのみ。されば大方識者の識を招くことは尠からざるべきも、若し或は之によりて今日の要求に應ずることを得ば、余の至幸之に過ぐるなし。他日完全なる信史の出づるあらば、この編の如きは宜し

り。　これ洵に疎陋杜撰のものにして、今より之を見れば、慚愧に堪へざるものありと雖も、本邦近時に於ける朝鮮史研究の率先たることは、余の竊に自ら信ぜし所なり。　されども由來率先者は必ずしも成功者にあらず、況んや鈍劣余が如きものに於てをや、その成功得て望むべからざることは勿論なり。是を以て、姑く世の眞摯なる研究者の手を藉りて、その功を完うするに如かずと思惟し、余は聊か他の方面に力を用ふることとゝせり。　因て朝鮮史に關する材料は、總べて高閣に束ね、復た之を顧みざること數年なりき。　然るにその後、東洋の局面次第に變遷し、朝鮮は終に我が領土となりて、從ひその歷史の必要を感ずるに至りたれども、世の研究者は、皆愼重の態度を執り、敢て筆を下してその需用に應ずるものなし、これ豈昭代の

自序

朝鮮は明治四十三年八月二十九日の詔勅によりて、我が邦に併合せられたれば、その歴史は即ち我が新領土の歴史にして、從來の僅に東洋史中の一隅を占めたるものとは、大にその趣を異にせり。　されば我が國民たる者は、何人にてもその歴史の梗概を知らざるべからざることは、近時に至りてその必要を感ずること愈〻切なるものあり。　思ふに、朝鮮はもと蕞爾たる一小邦にして、東洋の咽喉に居り、大國必爭の衝に當り、その安危存亡は、直ちに我が邦の得失消長に關するものあるを以て、その歴史の攻究も、亦決して忽諸に付すべからざるが故に、余は夙にその研鑽に從事し、明治二十五年、朝鮮史五册を著はし、尋で三十五年、朝鮮近世史二册を著はして、共に之を刊行せ

林泰輔著

朝鮮通史 全

東京 合資會社 冨山房 發兌

林泰輔著

朝鮮通史　全

冨山房發兌


UNIVERSITY OF MICHIGAN
3 9015 05609 1583

